

法 務 年 鑑

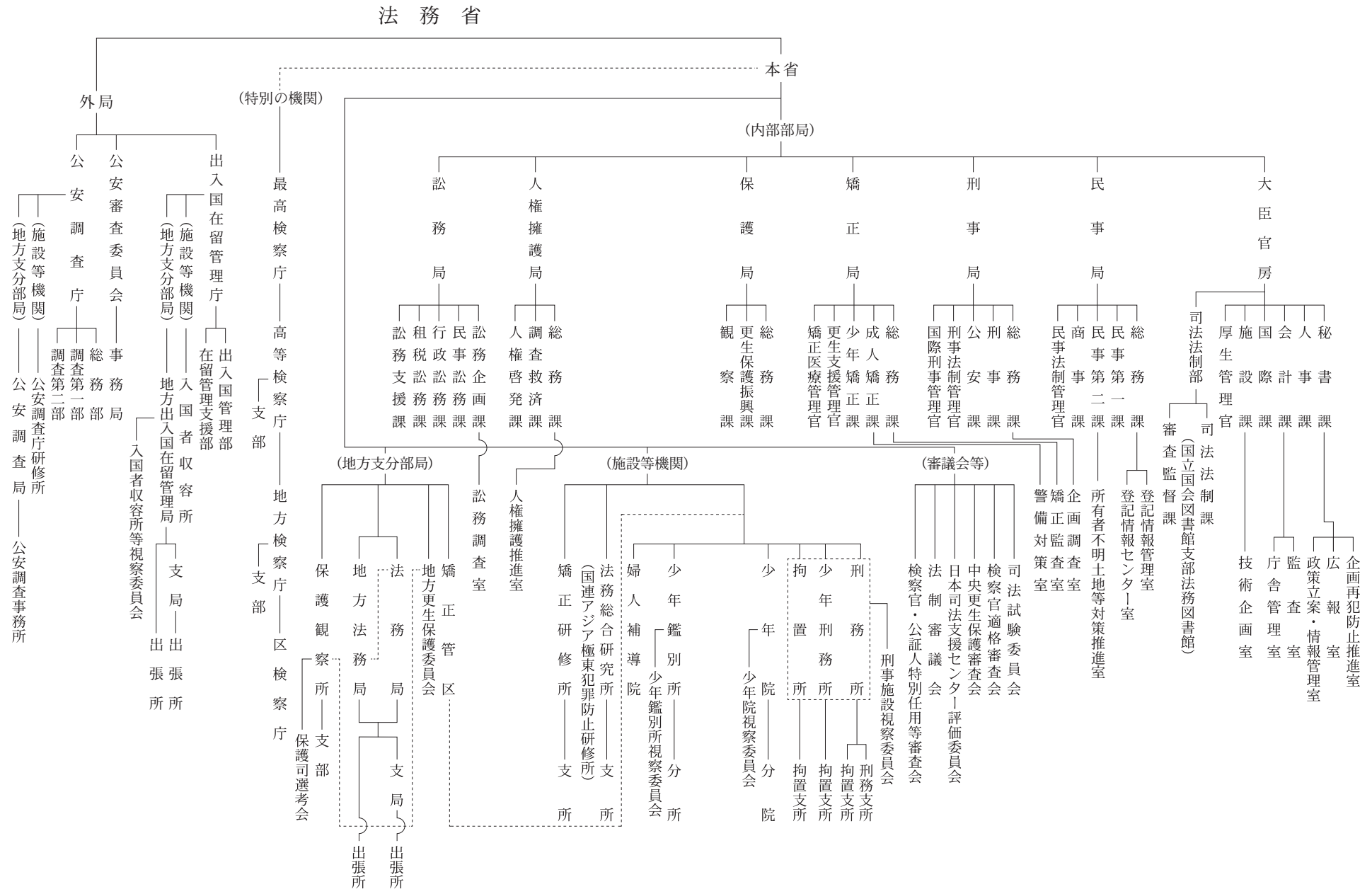
令 和 3 年

法 務 省

法 務 省 機 構 図

(令和3年12月31日現在)

〔備考 令和3年1月1日現在の機構図は、巻末見返しを参照〕



法 務 年 鑑

令 和 3 年

法 務 省

は し が き

- 1 この年鑑は、令和3年（令和3年1月1日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・特別の機関・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策、組織、定員及び予算について概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策、その他の業務の概況を説明し、「付録」として、予算・決算、公布法務省主管法律一覧、その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

令和4年12月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（令和3年12月31日）	巻頭見返し

第1部 総 説

第1 重点施策	3
第2 組 織	19
1 組織の変動	19
2 組織の概況	19
第3 定 員	31
第4 予 算	32

第2部 業務の概況

本 省

第1 内 部 部 局	35
I 大 臣 官 房	35
秘 書 課	35
〈業務の実施状況〉	
1 行政改革関係	35
2 国の機関等の移転	37
3 個人情報保護関係	37
4 情報公開関係	39
5 国会関係	40
6 省庁横断的な重要施策関係	42
7 式典	44
8 公文書の接受等	45
〔広 報 室〕 1 広報関係事務	45
2 報道関係事務	50
3 各種行事の実施状況	50
4 行政相談	51
5 防災・国民保護業務	51
〔政策立案・情報管理室〕 1 行政情報化推進関係	51
2 情報システム関係	52

	3 情報セキュリティ対策の強化	53
	4 政策評価関係	54
	5 証拠に基づく政策立案の推進	54
	6 男女共同参画関係	55
	7 青少年育成関係	55
人 事 課		57
	1 定員関係	57
	2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数	58
	3 懲戒処分件数	59
	4 職員の兼業	59
	5 人事記録関係	59
会 計 課		60
	1 令和4年度予算編成	60
	2 令和4年度法務省予算の概要	60
	3 令和3年度決算の概要	63
	4 適切な予算執行等の確保	66
国 際 課		67
	〈重要施策の概要〉	
	1 国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）及び その成果の具体化	67
	2 国際仲裁	67
	〈業務の実施状況〉	
	1 国際人権関係	68
	2 国際犯罪関係	68
	3 法制度整備支援の推進に向けた取組	69
	4 二国間等協力・連携関係	69
	5 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ	69
	6 大臣等の海外出張	69
施 設 課		70
	1 重要施策の概要	70
	2 年間業務の概要	71
	3 令和2年度法務省所管国有財産の概況	73
厚 生 管 理 官		75
	〈業務の実施状況〉	
	1 職員の福利厚生等関係	75
	2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄 関係	75

	3 災害補償関係	75
	4 共済組合関係	75
司 法 法 制 部		77
	〈重要施策の概要〉	
	1 法教育	77
	2 法曹養成	77
司 法 法 制 課	1 司法制度等に関する企画及び立案等	78
	2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 並びに法令の外国語訳の推進	81
	3 法制審議会に関する事項	84
	4 国立国会図書館支部法務図書館に関する 事項	85
	5 法務に関する統計事務	85
	6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行	85
	7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する 事務	85
審 査 監 督 課	1 外国法事務弁護士に関する事務等	87
	2 債権管理回収業の監督に関する事務	91
	3 認証ADR制度に関する事務	94
参 事 官		96
〔法務図書館〕	1 沿革	96
	2 図書資料の収集	97
	3 管理業務	97
	4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソー シング	98
	5 図書情報検索システム	98
	6 調査検索業務	98
	7 国立国会図書館中央館との連絡業務	98
	8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの 管理・運営	99
Ⅱ 民 事 局		101
	〈重要施策の概要〉	
	1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書 の保管制度	101
	2 地図整備の推進	101
	3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入	102
	4 無戸籍者の解消に向けた取組	102

	5	読み仮名の法制化の検討	102
	6	法人設立手続のオンライン・ワン ストップ化	103
	7	登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	103
	8	新型コロナウイルス感染症の影響下における 株主総会実務の支援	103
	9	民事訴訟手続のIT化	104
	10	所有者不明土地問題への取組	104
	11	実質的支配者リスト制度の創設	105
		〈会同〉	
		中央会同	106
		〈法令立案関係〉	107
		〈大臣表彰〉	
	1	優良戸籍従事職員の表彰	108
	2	司法書士の表彰	109
	3	土地家屋調査士の表彰	109
総 務 課		登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施	109
民 事 第 一 課	1	電子情報処理組織による戸籍事務の処理	109
	2	後見登記に関する事項	109
	3	国籍事務に関する事項	109
民 事 第 二 課	1	不動産登記に関する事項	110
	2	司法書士及び土地家屋調査士に関する事項	111
商 事 課	1	商業・法人登記に関する事項	115
	2	商事に関する事項	115
	3	債権譲渡登記関係	116
	4	動産譲渡登記関係	116
	5	供託事務関係	116
	6	遺言書保管関係	116
	7	非訟事件等に関する事項	116
民事法制管理官・参事官			116
	1	民法・商法関係	117
	2	民事手続法関係	118
Ⅲ 刑 事 局			119
		〈重要施策の概要〉	
		立法作業の促進	

	少年法の改正	119
	〈主な会同〉	120
	〈主な審議法案〉	121
総務課	1 組織関係	124
	2 検務事務関係	124
	3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係	124
	4 検察審査会関係	124
刑事課		125
	1 一般刑事事件	126
	2 環境関係事件	126
	3 公務員関係事件	126
	4 選挙関係事件	126
	5 財政経済関係事件	126
	6 交通関係事件	127
	7 少年事件	127
公安課	1 公安事件	128
	2 労働事件	128
	3 外事関係事件	128
	4 風紀関係事件	129
	5 麻薬・覚醒剤関係事件	130
	6 暴力関係事件	130
刑事法制管理官	少年法の改正	131
国際刑事管理官	国際犯罪関係	132
IV 矯正局		133
	〈重要施策の概要〉	
	1 再犯防止施策の推進	133
	2 保安警備体制の充実・強化等	133
	3 矯正医療の充実強化	134
	4 採用広報活動の充実	134
	5 女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍 推進	134
	6 組織運営体制の改善	135
	7 P F I 手法を活用した刑務所の整備・運営	135
	8 公共サービス改革法を活用した刑事施設の 運営業務の民間委託の実施	136
	9 札幌刑務支所女子依存症回復支援センター	136
	10 少年院における修学支援の充実強化	136

	〈会同・協議会〉	137
総 務 課	1 職員定員	138
	2 施設整備	138
	3 刑務共済組合の業務	139
	4 矯正施設の監査	139
	5 不服申立件数	141
成 人 矯 正 課	1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所） における保安及び処遇	141
	2 矯正施設の収容人員	142
	3 処遇調査・集団編成	143
	4 刑事施設における教育活動	144
	5 刑務作業の運営状況	146
	6 職業訓練の実施状況	147
	7 就労支援	148
	8 国際受刑者移送制度	148
少 年 矯 正 課	1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における 保安及び収容状況	149
	2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域 援助充実施策	149
	3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援 充実施策	151
	4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携 強化	152
矯正医療管理官	1 保健医療	152
	2 給養	154
更生支援管理官	1 再犯防止の現状	154
	2 再犯防止施策	155
参 事 官	〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉	156
V 保 護 局		158
	〈重要施策の概要〉	
	1 保護観察の充実強化	158
	2 生活環境の調整の充実強化	158
	3 自立更生促進センター及び就業支援センター の運営	158
	4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化	158
	5 就労支援の推進	159
	6 住居確保支援の推進	159

	7	高齢者・障害のある者等への支援の充実	160
	8	地方公共団体と連携した再犯防止の推進	160
	9	保護司の安定的確保について	160
		〈会同〉	161
総務課	1	地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	162
	2	法令の改正等	162
	3	保護司・更生保護法人役員等の表彰	162
	4	常時恩赦	163
	5	恩赦出願期間短縮	163
	6	医療観察	163
	7	犯罪被害者等施策	165
	8	更生保護制度についての調査研究	165
	9	世界保護司会議の開催	165
更生保護振興課	1	令和3年度保護司等中央研修会	166
	2	地方別保護司代表者協議会	166
	3	第58回“日本更生保護女性の集い”	166
	4	令和3年度更生保護女性会員中央研修	166
	5	第62回BBS会員中央研修会	166
	6	更生保護女性会・BBS会新会員研修	166
	7	“社会を明るくする運動”	166
	8	保護区数及び保護司定数	169
	9	更生保護事業を営む者	170
	10	刑務所出所者等に対する就労支援施策	171
観察課	1	仮釈放・仮退院	172
	2	保護観察	174
	3	審査請求事件の処理	177
VI 人権擁護局			178
		〈重要施策の概要〉	
	1	人権啓発活動の推進	178
	2	人権救済活動の充実	178
総務課	1	人権擁護委員及びその組織	178
	2	人権擁護委員の活動状況	179
	3	人権擁護委員の表彰	180
	4	人権擁護委員に対する研修	180
	5	「人権擁護功労賞」表彰	181
調査救済課	1	人権侵犯事件の新規救済手続開始状況	181
	2	人権侵犯事件の処理状況	182

	3 人権相談	182
	4 人権相談等の広報	184
人 権 啓 発 課	1 第73回人権週間	188
	2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間	188
	3 全国中学生人権作文コンテスト	188
	4 人権教室	188
	5 人権の花運動	189
	6 人権に関する国家公務員等研修会及び人権 啓発指導者養成研修会	189
	7 人権啓発資料法務大臣表彰	189
	8 啓発・広報活動	189
Ⅶ 訟 務 局		193
	〈重要施策の概要〉	
	1 訟務事務処理体制の充実強化	193
	2 予防司法機能の充実強化	193
	〈会同等〉	194
訟 務 企 画 課	1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大 臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人 を定める政令（昭和37年政令第393号）	194
	2 訟務事務担当職員の養成	194
	3 訟務の概況の編集・発行	194
	4 訟務月報の編集・発行	194
民 事 訟 務 課	1 新たに提起された事件	194
	2 判決・決定等があった事件	196
行 政 訟 務 課	1 新たに提起された事件	233
	2 判決・決定等があった事件	234
租 税 訟 務 課	1 新たに提起された事件	266
	2 判決・決定等があった事件	267
訟 務 支 援 課		279
参 事 官	重要事件の処理及び指導	280
第2 審 議 会 等		281
Ⅰ 司法試験委員会		281
	司法試験	281
	司法試験予備試験	281
Ⅱ 検察官適格審査会		282
Ⅲ 中央更生保護審査会		282
Ⅳ 日本司法支援センター評価委員会		282

V	法 制 審 議 会	283
	1 諮問事項	283
	2 答申	288
	3 審議状況	288
VI	検察官・公証人特別任用等審査会	289
第3	施 設 等 機 関	290
I	刑 務 所 等	290
	1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	290
	2 刑務所の名称	290
	3 少年刑務所の名称	292
	4 拘置所の名称	293
II	少年院及び少年鑑別所	293
	1 少年院及び少年鑑別所の数	293
	2 少年院の名称	294
	3 少年鑑別所の名称	295
III	婦 人 補 導 院	296
	1 婦人補導院の数	296
	2 婦人補導院の名称	296
IV	法務総合研究所	296
	〈重要施策の概要〉	296
	〈刊行物〉	
	1 定期刊行物	298
	2 不定期刊行物	298
	〈業務の実施状況〉	
総 務 企 画 部	1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催	299
	2 法科大学院派遣前研修の実施	299
研 究 部	1 犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査	299
	2 非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する 研究	299
研 修 第 一 部	1 研究	299
	2 研修	300
研 修 第 二 部	1 中央研修	300
	2 地方研修	303
研 修 第 三 部	1 中央研修	304
	2 地方研修	305
国際連合研修協力部	1 国際研修等	306
	2 オンライン出席した国際会議等	307

	3	その他の活動	307
国際協力部	1	国際研修	308
	2	オンラインによる研修、共同研究及び セミナー	308
	3	連絡会・研究会・シンポジウム等	309
V 矯正研修所			310
	1	令和3年の研修実施状況	311
	2	令和3年に実施した研修の特色	313
	3	令和3年に実施した協議会及び事務 打合せ会	313
第4 地方支分部局			315
I 矯正管区		矯正管区の名称及び管轄区域	315
II 地方更生保護委員会			316
	1	地方更生保護委員会の概況	316
	2	地方更生保護委員会の名称及び管轄区域	316
	3	地方更生保護委員会事件取扱状況	317
III 法務局及び地方法務局			319
	1	法務局・地方法務局の管轄区域	319
	2	法務局・地方法務局の支局及び出張所の 名称と数	322
	3	戸籍事件表（一）	326
	4	戸籍事件表（二）年別比較表	332
	5	供託金年計表（令和3年度）	334
	6	供託有価証券年計表（令和3年度）	336
	7	供託振替国債年計表（令和3年度）	338
IV 保護観察所			340
	1	保護観察所の概況	340
	2	保護観察所の名称及び管轄区域	340
	3	駐在官事務所の名称	341
	4	保護観察所事件取扱状況	342
		〔保護司選考会〕	347

特別の機関

検 察 庁	351
1 検察庁の組織及び職員	351

(1) 検察庁の組織	351
(2) 検察官定員沿革	358
(3) 検察庁の定員	361
(4) 検察官の俸給	362
2 検察事件統計表	364
(1) 被疑事件の通常受理の累年比較	364
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	366
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	368

外 局

I 出入国在留管理庁	391
〈業務の実施状況〉	
1 出入国在留管理行政における新型コロナ ウイルス感染症への対応	391
2 特定技能制度	393
3 共生社会実現に向けた取組	394
4 技能実習制度の運用状況	397
5 在留資格手続のオンライン化	399
6 観光立国の実現に向けた取組	399
7 厳格な出入国審査等の水際対策の実施	400
8 難民の適正かつ迅速な保護の推進	400
9 不法滞在・偽装滞在者への対策等	402
〈会同〉	403
〈出入国在留管理庁統計表〉	
1 分野別 特定技能1号在留外国人数	404
(1) 主な国籍・地域別	404
(2) 国籍・地域別割合	405
2 出入国者数	405
3 在留審査業務処理件数	406
4 外国人の上陸についての口頭審理件数	406
5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務 大臣等の裁決の状況	406
6 違反審査件数	406
7 外国人の退去強制についての口頭審理件数	407
8 外国人の退去強制に関する異議の申出と 法務大臣等の裁決の状況	407

9	収容令書の発付状況	407
10	退去強制令書の発付状況	408
11	出国命令書の交付	408
12	違反調査適条別・端緒別立件数	409
13	違反調査の処理状況	410
14	不法就労事件の退去強制手続状況	410
15	収容状況	411
16	送還状況	412
17	被収容者の新規仮放免件数	412
18	難民認定申請及び処理数の推移	412
19	在留外国人数の推移	413
20	主要都道府県別、国籍・地域別在留 外国人数	413
	〈施設等機関〉	
	入国者収容所の名称及び所在地	413
	〈地方支分部局〉	
	1 地方出入国在留管理局・支局所在地	414
	2 地方出入国在留管理局・支出張所所在地	416
	3 出入国港指定一覧表	418
Ⅱ	公安審査委員会	420
	〈業務の実施状況〉	420
Ⅲ	公安調査庁	420
	〈重要施策の概要〉	
	1 北朝鮮、国際テロ関係や経済安全保障上の 懸念動向など我が国及び国民の安全に影響を 与える事象についての情報収集・分析機能の 強化	420
	2 オウム真理教対策の推進	421
	3 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会を始めとする政府の重要施策の推進 への貢献	422

付 録

1	会 計	425
(1)	予 算	425
	ア 一般会計	

(ア) 法務省所管	令和４年度政府職員予算定員及び俸給額表	425
(イ) 法務省主管	令和４年度歳入予算額表	445
(ウ) 法務省所管	令和４年度歳出予算項目別表	446
イ	東日本大震災復興特別会計	
(ア) 令和４年度政府職員予算定員及び俸給額表		457
(イ) 令和４年度歳入予算額表		457
(ウ) 令和４年度歳出予算額科目別表		458
(2)	決 算	459
	令和３年度法務省主管一般会計歳入決算報告書	459
	令和３年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）	
	東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書	460
2	令和３年公布法務省主管法律一覧	461
3	令和３年公布法務省主管政令一覧	462
4	令和３年公布法務省令等一覧	464
5	令和３年主要訓令等一覧	479
6	令和３年主要通達等一覧	483
7	令和３年法務省主要行事等一覧	495
8	令和３年法務省主要人事一覧	498
9	第204回通常国会提出法律案審議経過一覧	507
10	年 表	515
法務省機構図（令和３年１月１日現在）		巻末見返し

第 1 部

総 説

第 1	重	点	施	策
第 2	組			織
第 3	定			員
第 4	予			算

第1部 総 説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。令和3年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

令和3年においても、高齢者を狙った特殊詐欺事犯、児童虐待に係る事犯、サイバー犯罪、大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を発し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律は、令和2年4月1日に施行された。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治

等関係）部会が設置され、会社法等の改正についての審議が進められ、平成31年1月、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。これらの法律案は、国会で一部修正の上、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が成立し、同月11日に公布された。これらの法律は、一部の規定を除き、令和3年3月1日に施行された。

刑事関係としては、選挙権年齢や成年年齢の引下げなどの社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者について、少年法の適用における特例規定を整備するなどの措置を講ずるため、令和3年2月19日、「少年法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。同法は、同年5月21日に成立して同月28日に公布され（令和3年法律第47号）、令和4年4月1日から施行された。

3 総合法律支援の充実強化

社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展し、社会経済の構造改革が進み、事前規制型社会から事後監視型社会に転換していく中で、法的紛争解決に対する国民のニーズはより一層高まり、司法の役割の重要性も一段と高まっている。

そうした中、司法制度改革審議会意見書において、①民事法律扶助の拡充、②司法の利用相談窓口・情報提供の充実・強化、③被疑者・被告人の公的弁護制度の整備、④法律相談活動等の充実等の提言が盛り込まれた。

こうした状況を踏まえ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その施策を策定・実施することを国の責務とし、その中核となる法人である日本司法支援センター（通称法テラス、以下「法テラス」という。）を設立すること等を定める「総合法律支援法」が平成16年の通常国会において可決・成立し、同法に基づき、平成18年4月10日に法テラスが設立され、同年10月2日から業務を開始した。

なお、法テラスは、政府全額出資により設立され、独立行政法人に準じた公的な法人として、運営費交付金等の国費により、その運営がなされている。本部（東京（中野坂上））及びコールセンター（仙台）のほか、全国103か所に事務所を設置しており、理事長1名、理事4名、監事2名の役員のほか、職員数約1,000名の組織である。（令和4年3月末時点）

法テラスの業務及びこれまでの各業務の実績、業務の実績評価の状況等は、以下のとおりである。

(1) 情報提供業務

利用者からの問合せ内容に応じて法的問題の解決に役立つ法制度や相談機関等に関する情報を提供する業務であり、仙台市内に設置されているコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）のオペレーターや各地の地方事務所の情報提供専門職員（消費生活相談資格者等）等が、FAQ（「よくある質問と答え」）や関係機関・団体の情報を集約したデータベースに基づいて行っている。

また、東日本大震災の発生を受け、平成23年11月に開設した「震災 法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）では、同震災の被災者に法的問題の解決に役立つ法制度等についての情報提供を行っていた（「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）は令和3年3月31日で失効）ほか、平成28年5月からは熊本地震（同年4月発生）の被災者、平成30年7月からは平成30年7月豪雨の被災者にも対応した。さらに、令和元年10月からは、上記フリーダイヤルを「被災者専用フリーダイヤル（令和3年4月1日より「法テラス災害ダイヤル」へ名称変更）」として、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者にも対応している。

令和3年度の情報提供件数については、コールセンターの「法テラス・サポートダイヤル」対応件数（電話・電子メールでの対応）が約37万7,700件、地方事務所対応件数（窓口での対応が主）が約21万6,600件、全体で約59万4,300件であり、コールセンターの利用件数は、令和3年度までの累計で約521万3,200件となっている。

また、ホームページにFAQや関係機関・団体のデータを公開するとともに、電子メールによる情報提供サービスも行っているため、利用者からの問合せは24時間可能となっている（令和3年度の電子メールによる情報提供件数は約5万9,700件）。

さらに、質の高い情報提供を目指すため、平成24年度からは、コールセンターに法律アドバイザーとして弁護士を常駐させ、FAQでは対応困難な問合せがあった場合にオペレーターの回答を補助させている。

これらに加え、外国人に対する情報提供として、平成25年度から、通訳サービス業者を介して多言語での情報提供を行う「多言語情報提供サービス」を開始し、令和4年3月末時点で、10言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語）に対応しているほか、令和2年7月からは、外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）内に国際室を設置し、同センター内に同居する関係機関と連携しながら、外国人に特化した情報提供を実施している。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助事業は、従前、財団法人法律扶助協会が担っていた事業であり、法テラスは、平成18年10月の業務開始と同時に同事業を承継した。民事法律扶助

には、①弁護士等による無料法律相談を提供する「法律相談援助」、②民事裁判等手続における代理人の報酬・費用等を立て替える「代理援助」、③民事裁判等手続に必要な書類の作成費用等を立て替える「書類作成援助」の3類型があり、援助対象者は、原則として、一定の基準を満たす資力の乏しい者とされている。

法テラスが業務を開始した平成18年度以降、民事法律扶助の援助件数は、おおむね増加傾向が続き、今後も、民事法律扶助業務には、社会の最終的なセーフティネットとしての重要な役割が期待される。なお、令和3年度における援助件数は、法律相談援助が約31万2,700件、代理援助が約10万3,400件、書類作成援助が約3,400件であった。

さらに、法的支援を必要とする者の多様化に、より適切に対応するため、「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年5月27日成立、以下「改正総合法律支援法」という。）が平成30年1月24日から全面施行され、既に先行して施行・実施されていた大規模災害の被災者に加え、認知機能が十分でない高齢者等に対する法的援助制度（特定援助対象者法律相談援助）及びDV等の被害者に対する法的援助制度（DV等被害者法律相談援助）が法テラスの新たな業務として開始されている。

法テラスでは、民事法律扶助業務を適切に遂行するため、契約弁護士・司法書士を確保して援助体制を整える一方、立替金債権の管理・回収の強化や、援助審査の合理化等にも取り組んでいる。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等関連業務は、①弁護士との間で国選弁護人契約及び国選付添人契約を締結する業務、②裁判所からの要請に応じ、個別事件についての国選弁護人等候補を指名・通知する業務、③国選弁護人等に支払うべき報酬・費用を算定し、支払う業務を主としている。

国選弁護人契約の締結業務については、令和3年度末現在の契約弁護士数が全国で約3万950名、令和3年度の国選弁護事件の受理件数は、被疑者国選弁護事件が約7万2,300件、被告人国選弁護事件が約4万6,500件であった。

なお、被疑者国選弁護事件については、平成30年6月1日に施行された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護事件の対象が、勾留状が発付された全事件に拡大されている。

国選弁護人に対する報酬の算定・支払業務は、業務開始後の運用状況を踏まえ、平成19年4月に国選弁護人契約約款を一部変更して以降、これまで、同年11月、平成20年9月、平成21年5月、平成22年4月、平成23年4月、平成26年4月、平成28年7月、平成30年4月及び令和元年10月の10回にわたり、基礎報酬及び加算報酬等を変更してきた。

また、平成19年11月から、国選付添人の選任等に関する事務（平成26年6月に対象事件拡大）についても法テラスの業務となっており、令和3年度においては、

国選付添事件受理件数は約2,600件であった。

(4) 常勤弁護士の配置と司法過疎対策業務

令和3年度末時点で、全国の法テラス地方事務所・支部に併設された法律事務所及び司法過疎地域事務所等に、合計183名の常勤弁護士が配置されている。常勤弁護士は、民事法律扶助や国選弁護等の制度を利用した法律事務を取り扱っているほか、全国34か所の司法過疎地域事務所勤務の常勤弁護士は、有償で一般事件全般を受任している。

(5) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援業務については、コールセンターに「犯罪被害者支援ダイヤル」という専用の電話番号を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、二次被害を与えないよう、被害者の心情に配慮しながら、丁寧に対応できる体制で臨んでいる。

令和3年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数は約1万5,900件であった。

イ 犯罪被害者支援精通弁護士紹介業務

令和3年度末時点で、精通弁護士（犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士）約3,900名を登録し、被害者やその御家族の必要に応じて紹介している。令和3年度の精通弁護士紹介件数は約1,200件であった。

ウ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月から国選被害者参加弁護士の選定等に関する事務も法テラスの業務となっており、令和3年度は約5,600名の国選被害者参加弁護士の候補となる契約弁護士を確保し、約660件の国選被害者参加弁護士選定請求があった。

エ 被害者参加旅費等支給業務

平成25年12月から、公判期日等に出席した被害者参加人に対し、旅費等を支給する被害者参加旅費等支給制度が開始され、法テラスにおいて旅費等の支給業務を行っている。令和3年度に支給した旅費等の件数は約2,900件である。

(6) 東日本大震災法律援助事業等

法テラスは、東日本大震災の発生直後から、被災者に対する法的支援として、関係士業による電話相談、フリーダイヤルによる相談窓口の設置、合計7か所の被災地出張所の設置のほか、民事法律扶助の積極的活用を実施してきた。

そして、平成24年度からは、いわゆる議員立法により成立した震災特例法に基づき、新たに東日本大震災法律援助事業が法テラスの業務とされた。震災特例法の有効期限は、当初、平成27年3月31日までの3年間とされていたが、その後、2度にわたる議員立法（有効期限の延長）による延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した（同年4月1日以降は、新規案件は対象となっておらず、失効前からの継続案件など、経過措置による一定の案件のみについて援助を実施）。

東日本大震災法律援助事業は、東日本大震災の被災者を対象に、資力の有無にかかわらず、①無料法律相談（震災法律相談援助）、②代理人費用等の立替え（震災代理援助）、③民事裁判手続等に提出する書類作成費用等の立替え（震災書類作成援助）を実施するものであり、令和3年度は、①震災法律相談援助が約490件、②震災代理援助が約780件であり、③震災書類作成援助が1件であった。

(7) 司法ソーシャルワーク

「司法ソーシャルワーク」とは、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者等に対し、福祉機関等と連携して積極的に働きかけ、それぞれの能力やノウハウを生かし、法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組のことである。同取組は、法テラスの常勤弁護士が、機動性や福祉機関等との連携等を活かして始めた取組である。

第4期中期目標（中期目標期間平成30年度から令和3年度まで）においては、司法ソーシャルワークを「全国的な取組」として推進することとしており、関係機関等との連携を一層強化し、特定援助対象者法律相談援助制度の活用を含め、出張相談等の利用促進を図っていく予定である。

(8) 関係機関との連携関係構築

法テラスでは、本部が主催する関係機関連絡協議会や各地方事務所が主催する地方協議会等を含め、様々な機会を捉えて、関係機関等との連携構築やその強化に努めた。

(9) 広報周知活動

法テラス本部において、インターネット等の様々な媒体を利用した広報活動に取り組んでいるほか、地方事務所においても、地域のイベント等を利用した独自の広報活動を行い、平成26年度以降、「法テラス」の名称認知度は50%を超えている。他方、法テラスのサービスを必要とする方々の利用を促進するためには、業務内容を知ってもらう必要があり、平成27年度以降は、業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動に努めており、インターネット等に加え、YouTube動画を作成して公開するなどして、業務内容の周知を図っている。

令和3年度に実施した法テラスの認知度に関する調査では、名称認知度が52.1%、業務認知度は14.5%となった。

(10) 「特定非常災害の指定」がなされた場合の総合法律支援法による無料法律相談の実施

法テラスは、近年多発する大規模な自然災害の被災者の法的ニーズに対応するため、平成28年7月からは、改正総合法律支援法に基づき、政令で指定する大規模災害の被災者に対して法律援助を実施している（現在まで、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の4件について実施。）。

(11) 評価委員会の業務実績評価等の状況

総合法律支援法に基づき、裁判官1名以上を含む10名の評価委員によって構成され、各事業年度及び中期目標期間における法テラスの業務実績の評価等を行う「日本司法支援センター評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が、法務省内に設置されている。法テラスの第1期中期目標期間（平成18年度から平成21年度まで）は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点が置かれ、第2期中期目標期間（平成22年度から平成25年度まで）は、人的・物的体制を適正規模に維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図ることに重点が置かれ、第3期中期目標期間（平成26年度から平成29年度まで）については、高齢者・障害者に対する支援の充実等に重点が置かれた。評価委員会による中期目標期間業務実績評価では、第1期・第2期・第3期とも「中期目標はおおむね達成された」と評価された。

第4期中期目標期間（平成30年度から令和3年度まで）については、平成30年1月24日に施行された特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助の適切な実施等、法的援助を要する者の多様化に適切に対応すること等に重点が置かれた。

4 国際仲裁の活性化

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続である。

国際仲裁は、訴訟に比べて、外国での執行が容易であること、非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を選ぶことができることなど、様々なメリットがあり、国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードとなっている。

シンガポールや香港、韓国といったアジア諸国では、官民が連携して国際仲裁の需要の取込みを図っており、近年国際仲裁の取扱件数を大幅に伸ばしている。他方、我が国における国際仲裁の取扱件数は、いまだ低調に推移している。

一方で、日本企業の海外進出を後押しすることや、海外からの投資を促すことなど、日本経済の更なる成長のためには、クロスボーダー取引から生ずる法的紛争が、我が国においてグローバル・スタンダードな解決手続によって、安心かつ適切に解決できる仕組みが整っていることが重要である。

政府は、平成29年9月、内閣官房副長官補を議長とし、法務省及び経済産業省を事務局とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめた。その中では、人材育成、広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備を官民が連携して進めるとともに、最新の国際基準に見合った法制度の整備も検討すべきことが指摘されている。

法務省では、令和元年度から5年間、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託し、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を実施し

ている。本調査業務において、国内外の企業等に対する広報・意識啓発や仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を総合的に実施することとしており、その一環として、令和2年3月に開業した東京・虎ノ門の国際仲裁専用施設（JIDRC東京）の更なるICT化を含めたサービス向上のほか、国内外の企業等に対する周知・啓発セミナーや若手弁護士・学生等に対する研修等を積極的に実施している。

また、関連法制の整備として、令和2年5月に、国際仲裁代理の範囲拡大等を内容とする外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正が行われるとともに、令和3年10月、法制審議会において最新の国際水準に対応した仲裁法改正の要綱が取りまとめられたことを受けて、現在、国会への法案提出の準備を進めている。

5 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待がますます高まる一方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務となっていた。

そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成19年5月に全国全ての会社・法人についてコンピュータ化が完了した。これにより、現在では全国全ての登記所において、オンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となり、インターネットを介して登記情報を確認するサービス（登記情報提供サービス）も利用可能となった。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入した。平成25年6月からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

6 所有者不明土地問題への取組み

近年、相続登記がされないことなどが原因で、不動産登記を見ても、所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地が増加することにより、公共事業・災害復旧の遅延や不動産取引の阻害などの問題が生じている。そこで、相続登記の促進のための各種広報活動に加えて、全国の登記所において、平成29年5月29日から「法定相続情報証明制度」の運用を開始し、平成30年4月及び令和2年10月には、利用可能な手続の範囲を拡大させた。

また、平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、所有権の登記名義人について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人になり得る者が誰かを登記官が調査し、相続人に対して登記手続を直接促すことで、長期にわたり相続登記がされていない土地を解消する仕組みが設けられる（令和4年4月から政令改正により運用の一部が見直される。）とともに、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例が設けられた。さらに、令和元年11月22日には、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」の一部が施行され、登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与するなど、表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設けるとともに、探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記法の特例が設けられ、令和2年11月1日には、同法の第3章から第5章までの規定が施行され、登記官が探索を行ってもなお表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所を特定することができなかった土地について、利害関係人の申立てにより、裁判所が特定不能土地等管理者等による管理を命ずる処分をすることができる制度が設けられた。

他方で、平成29年10月、所有者不明土地問題の発生を踏まえ、登記制度及び土地所有権の在り方等に関する中長期的な課題について研究会が設置されて検討が行われ、平成31年2月には、最終とりまとめが公表された。その検討を踏まえ、同月に開催された法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正に関する諮問がされ、新たに「民法・不動産登記法部会」が設置された。同部会では、相続登記の義務化の是非や土地を手放すことができる仕組みの在り方を始めとする多くの論点につき、幅広く具体的な検討が進められ、その結果、令和3年2月10日に開催された法制審議会総会において、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱」が議決され、法務大臣に対して答申された。

これを踏まえた関係法律案2本が令和3年3月5日に閣議決定され、第204回国会（常会）に提出された。両法律案は、衆参両院で全会一致で可決され、同年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号。以下「一部改正法」という。）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立し、同月28日に公布された。両法律により、所有者不明土地について、相続登記や住所等の変更登記の申請義務化等の不動産登記法の見直しや相続等により土地所有権を取得した者が一定の要件でその所有権を国庫に帰属させることができる制度の創設といった「発生予防」と、財産管理制度・共有制度等の見直しといった「利用の円滑化」の両面から総合的かつ本格的な対策が行われることになった。

令和3年12月17日に、一部改正法及び相続土地国庫帰属法の施行期日を定める政令（令和3年政令第332号、第333号）が制定され、①一部改正法のうち後記③及び

④以外の改正規定については令和5年4月1日に、②相続土地国庫帰属法については同年4月27日に、③一部改正法による不動産登記法の改正のうち相続登記の申請の義務化等に関する規定については令和6年4月1日にそれぞれ施行することとされた。また、④一部改正法による不動産登記法の改正のうち住所等の変更登記の申請義務化といった他の公的機関とのシステム連携等を前提にした施策等に関する規定については、改正法の公布の日から5年以内に施行することとされており、今後、政令で具体的な施行日が定められる予定である。

また、法務省及び法務局では、不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」を活用して、ホームページや動画、説明会等による幅広い広報周知活動を行っている。

7 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、令和3年12月31日現在、全国414庁のうち408庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

8 矯正施設における再犯防止施策の推進

矯正施設においては、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、平成27年6月に施行された新たな少年院法及び少年鑑別所法、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）といった政府の決定による再犯防止対策に加え、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）を受けて決定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、各種施策を推進してきたところである。令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

令和3年は、対象者の特性に応じた処遇の充実・強化を図るとともに、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向け、就労支援及び福祉的支援を着実に推進するための取組を行った。

対象者の特性に応じた処遇としては、刑事施設における特別改善指導及び一般改善指導の適切な実施を図りつつ、特に薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、そのプログラムの効果検証を実施するなどして、指導の一層の充実に向けた取組を推進した。高齢又は障害により自立が困難な者については、円滑な社会

復帰を図るため、関係機関との連携を更に強化するとともに、指導及び支援の強化を行った。

また、出所後の就労を見据えた効果的な就労支援を実現するため、雇用ニーズを踏まえた各種職業訓練を実施するとともに、全国8矯正管区に設置されている矯正就労支援情報センター室において、各地域の雇用情勢等に応じた、きめ細かな就労支援体制等の充実を図っている。また事業主等に対する広報活動を全国的に展開し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業主の新規開拓に取り組んでいる。

少年矯正においては、新少年院法及び少年鑑別所法の円滑な実施と定着に向けた各種取組を行っている。

少年院においては、知的障害、発達上の課題等を有する在院者に対する各種指導の効果的な実施等、在院者の特性に応じた矯正教育の充実強化を図るとともに、円滑な社会復帰のため、就労・修学支援及び福祉の支援の充実・強化を行っている。

少年鑑別所においては、少年院、保護観察所及び児童福祉機関等と連携し、少年保護手続を縦貫した鑑別の実施体制を強化している。また、地域の非行及び犯罪の防止に資する技術的助言等を行う地域援助業務を推進するため、関係機関との関係構築を進めるとともに、地域援助に係る体制整備等の充実を図っている。

9 更生保護における再犯防止対策の推進

更生保護においては、再犯・再非行の防止や刑務所出所者等の円滑な社会復帰の促進を図るため、平成20年6月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）等の更生保護関係法令を始め、「再犯防止に向けた総合対策」、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」等の政府が策定した再犯防止対策に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等、各種施策を推進してきた。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」及び同法を受けて策定された「再犯防止推進計画」に基づき、刑務所出所者等の就労・住居の確保、高齢者や障害のある者、薬物依存を有する者への支援、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化、保護司活動の基盤整備、地方公共団体との連携強化等に重点的に取り組んでいる。加えて、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月犯罪対策閣僚会議決定）が策定され、満期釈放者対策を始めとした息の長い支援の充実に向けた取組の一層の推進が図られている。

特に、上記加速化プランに基づく満期釈放者対策として、令和3年3月に「満期釈放者対策ガイドライン」を定め、刑事施設入所時から釈放後の更生緊急保護の実施までの取組における一連の手続を効果的に進めるための指針を示した。このうち、更生保護官署では、仮釈放後の保護観察期間の確保等を意識した生活環境の調整の早期開始や、地方更生保護委員会が行う調査・調整の拡充のほか、釈放後の更生緊

急保護において、関係機関等と連携した継続的な支援の積極的な実施があり、保護観察所19庁において社会復帰対策班を設置し、その実施を推進している。

また、就労支援については、矯正施設在所中から就労先の開拓・確保等を民間の就労支援事業者に委託して実施する「更生保護就労支援事業」について、令和3年度は対象地域を1か所増やし、23か所において実施することとし、刑務所出所者等の特性に応じた寄り添い型の就労支援事業の拡充を図った。

住居確保支援については、満期釈放者を含む更生保護施設退所者等に対する息の長い支援を実施するため、令和3年10月から全国の8更生保護施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問等による支援を継続的に実施する訪問支援モデル事業を開始した。

高齢者・障害のある者等の支援については、地域生活定着促進事業として都道府県が設置した地域生活定着支援センターと連携した矯正施設入所中からの特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に努めたほか、令和3年度から同事業の一環として同センターが実施する「高齢・障害被疑者等支援業務」と連携し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」への取組を推進した。

さらに、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援の強化を図るため、保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うため、令和3年1月からアセスメントツール（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）を活用し、アセスメントに基づく保護観察を実施している。

保護司については、負担低減や充実した保護司活動の実施に資するため、保護司専用ホームページ「H@（はあと）」の運用を令和3年から開始した。同ホームページには、保護司活動に資する研修資料や動画の閲覧のほか、ホームページ上での報告書の作成・提出等の各種機能が実装されている。

10 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵犯事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ない。そのため、人権とは何かということを、今一度国民一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を行っていく必要があることから、令和3年度の啓発活動重点目標を「『誰か』のこと じゃない。」と定め、各種人権啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生してい

るほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを悪用したプライバシー侵害や名誉毀損等の人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、人権問題全般についての相談窓口以外に、「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）や「女性の人権ホットライン」といった専用相談電話を設置しているほか、法務省ホームページ上にインターネットによる人権相談受付窓口を開設したり、料金受取人払の便箋兼封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布したりするほか、一部の法務局でSNSを活用した人権相談を開始するなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

11 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持しているばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。令和3年に判決の言渡しがあった重大判決を見ると、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機とした国家賠償請求訴訟、いわゆる建設アスベスト訴訟等、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまで、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところであるが、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法的機能を始めとする訟務機能を更に充実・強化するため、平成27年4月に、14年ぶりに訟務局を復活させた。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との関係の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実には抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止して国民の権利・利益に資するべく、平成27年4月から予防司法支援制度を立ち上げ、より一層予防司法機能を強化しているところ、平成29年4月からは法務局・地方法務局でも展開し、予防司法機能の全国規模での充実を図っている。さらに、国益に関する国際的な法律問題についても、国内訴訟におけ

る法解釈や主張立証の知見等を活用して、関係省庁に対する法的側面からの支援を行っている。

12 円滑かつ厳格な出入国在留管理行政の実現

出入国在留管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）を踏まえ、出入国在留管理庁では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

テロ対策等の水際対策については、指紋等の個人識別情報、ＩＣＰＯ紛失・盗難旅券情報、事前旅客情報（ＡＰＩ）及び乗客予約記録（ＰＮＲ）等を活用した厳格な出入国審査の実施に加え、平成28年10月から上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

出入国審査手続については、迅速化・円滑化の推進のため、令和3年12月から、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港において、新規入国する外国人に対して上陸申請時に提出を求めている外国人入国記録の電子的な提出を可能とした。

また、厳格な入国管理と円滑な入国審査の高度な次元での両立のためには、情報の活用が重要であるため、出入国管理インテリジェンス・センター（現・情報分析官）による出入国管理に関する情報収集及び分析の強化を図っている。

13 国際協力の充実

法務省は、これまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）と協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際協力を通じ、各国における法の支配、グッドガバナンス等を確立普及させていくことは、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「Ｇ８司法・内務大臣会議」においては、刑事司法分野における能力向上支援の重要性について認識が共有され、「キャ

パシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、「司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する」との総括宣言がなされた。

また、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年5月改訂）や平成27年2月に閣議決定された開発協力大綱、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021（いわゆる骨太の方針）」及び令和3年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」等の政府方針においても、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッドガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等の法制度整備支援を進めることが確認された。さらに、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）が日本で開催された。

これらの動きも踏まえ、法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、平成19年度以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを開催するなど、アジア・アフリカ等諸国の開発途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めてきた。このほか、世界の関係機関や専門家から、刑事司法分野における国連の重要施策に関する情報を収集するなどしている。

また、法制度整備支援について、外務省、JICA、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。令和3年8月には、モンゴル国立法律研究所と法務総合研究所の間で、法・司法分野における人材育成に関する協力を通じた協力関係強化を目的とする協力覚書を交換した。また、令和3年11月には、ウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターと法務総合研究所国際協力部との間で、年次協力プログラムを締結した。そして、これらの覚書及びプログラムに基づく活動としてセミナー等を開催している。

14 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の開催

国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が事務局を務める5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議である。

約50年ぶりに開催された第14回コングレス（京都コングレス）は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響による延期を経て、令和3年3月7日から同月12日までの6日間、来場参加とオンライン参加を組み合わせた、いわゆる「ハイブリッド方式」により開催された。

京都 kongress の成果文書として、「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言（「京都宣言」）」が全会一致で採択された。法務省は、国際社会における法の支配の確立を目指す「司法外交」の取組として、外務省と連携し、京都宣言の実施にリーダーシップを発揮していく。

第２ 組 織

１ 組織の変動

- (1) 大臣官房審議官（国際・人権担当）（充て職）１人の時限撤廃
- (2) 民事局参事官（充て職）１人の時限撤廃
- (3) 法務総合研究所の所掌事務変更
- (4) 出入国在留管理庁参事官１人の設置
- (5) 出入国在留管理庁総務課、同庁出入国管理部、同部審判課及び同庁在留管理支援部在留支援課の所掌事務変更
- (6) 東京出入国在留管理局次長（第二）１人の廃止
- (7) 福岡出入国在留管理局次長１人の廃止
（以上、法務省組織令の一部を改正する政令関係）
- (8) 区検察庁（常陸太田、京丹後、篠山、串本、竹原、愛南）の所在地の変更
（以上、最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令関係）
- (9) 民事局総務課民事調査官１人の設置
- (10) 人権擁護局総務課人権擁護調査官１人の廃止
（以上、法務省組織規則の一部を改正する省令関係）
- (11) 栃木刑務所分類教育部の設置
- (12) 東京拘置所国際対策室の設置
（以上、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (13) 美保学園の廃止
- (14) 福井少年鑑別所の分所化
（以上、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (15) 法務総合研究所の所掌事務及び支所の変更
（以上、法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令関係）

２ 組織の概況

令和３年12月31日現在における本省及び外局の内部組織、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は、次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本省

(内部部局)

— 大 臣 官 房 —

秘 書 課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集、保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 個人情報の保護 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

企画再犯防止推進室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 法務省設置法第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整 調査及び研究 再犯の防止等の推進に係るものの企画及び立案に関する総合調整

広 報 室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整

政策立案・情報管理室 政策の評価 証拠に基づく政策立案の推進 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN、WAN）

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人 事 課 定員、任免、試験、給与、懲戒、服務、人事評価、人事記録、表彰、栄典、女性職員活躍・ワークライフバランス推進、高齢対策 公証人・人権擁護委員・保護司・日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分、司法試験委員会、検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務に関する重要事項

企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会 計 課 法務省の所掌に係る経費、収入の予算、決算及び会計 法務省所管の物品の管理 本省で使用する自動車の管理

監 査 室 法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室 庁内の管理

企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

国 際 課 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する総合調整 基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行

うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査

施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理・処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舍に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案、調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

厚生管理官 職員の福利厚生及び能率増進、恩給、災害補償に関する事務 共済組合に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。） 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料企画調整官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証

—— 民 事 局 ——

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営 登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財産

の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

所有者不明土地等対策推進室 不動産登記に関する事務のうち所有者不明土地等対策に係るものの企画、立案及び調整

地図企画官 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学研究 情報システムの整備その他の検察事務の能率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本的方針に係るものの調査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済関係事件及び少年に係る刑事事件の検察に関すること並びに犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察に関すること並びに犯罪の予防
企画官 公安課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

【国際刑事管理官】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係府庁機関との調整

— 矯 正 局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事施設・少年院及び少年鑑別所視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理

情報通信企画官 矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調査

矯正通信に関する事務のうち技術的事項に係るものの企画及び調整

矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別警備対策室 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の移送 刑務所等の職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の矯正教育、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び手当金 少年院等の職員の非常訓練

企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【更生支援管理官】 再犯の防止等に関する施策に関する基本的な方針の企画及び立案 再犯の防止等に関する施策に関する地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う各種団体との連絡調整

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤

矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案の補助

— 保 護 局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦 保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）

恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務

精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）に関する事項に係るものの企画及び調整

【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究

地域連携・社会復帰支援室 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定による地方公共団体と連携した再犯の防止等に関する施策の推進に係るものの企画及び調整 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係る

ものの企画及び調整

保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【**観察課**】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

—— 人 権 擁 護 局 ——

【**総務課**】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

人権擁護推進室 人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案並びに調整

【**調査救済課**】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【**人権啓発課**】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

—— 訟 務 局 ——

【**訟務企画課**】 国の利害に関係のある争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案 訟務局の所掌事務の総合調整

訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【**民事訟務課**】 民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）

民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【**行政訟務課**】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【**租税訟務課**】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【**訟務支援課**】 国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うことによる関係機関に対する支援

政策立案総括審議官 大臣官房に政策立案総括審議官1人が置かれ、法務省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務の総括整理

公文書監理官 大臣官房に公文書監理官 1 人が置かれ、法務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務の総括整理

サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官 1 人が置かれ、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務の総括整理

審議官 大臣官房に審議官 6 人（うち 2 人は充て職）が置かれ、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理
（注）審議官は、出入国在留管理庁にも 2 人置かれている。

参事官 大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、訟務局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案
（注）参事官は、出入国在留管理庁（2 人）及び公安調査庁（1 人）にも置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第 23 条第 3 項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対する特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価
その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第 18 条第 2 項に規定する副検事の選考及び同条第 3 項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第 13 条ノ 2 に規定する選考の実施並びに同法第 15 条第 2 項及び第 81 条第 1 項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項の処理

公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第 13 条ノ 2 に規定する選考をいう。）
並びに同法第 15 条第 2 項及び第 81 条第 1 項に規定する議決に関する事項の処理

(施設等機関)

刑 務 所 — 支 所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 — 支 所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）

拘 置 所 — 支 所 主に被勾留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少 年 院 — 分 院 主に保護処分を受ける者及び少年院において懲役及び禁錮の刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 — 分 所 主に鑑別対象者の鑑別、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等の収容及びこれらの者に対する必要な観護処遇並びに非行及び犯罪の防止に関する援助

婦人補導院 — 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

法務総合研究所 — 支 所 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第4号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

（参考）

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

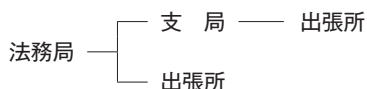
上記協定に基づき設立された研修機関。国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関として、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法制度の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記協定及びその後に関わされた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 — 支 所 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

矯正管区 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請 少年法第52条第1項又は同条第1項及び同条第2項の規定により言い渡された刑について、その執行を受け終わったものとする処分 刑法第25条の2第2項及び第27条の3第2項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。）の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 遺言書保管 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟
保護観察所 — 支部 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施
保護司選考会 保護司法の規定に基づき、各保護観察所に置かれており、保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる。

特別の機関



検察庁法第4条、第6条に基づく、検察官の行う事務の総括

外 局

出入国在留管理庁

(内部部局)

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集及び保存 法令案その他の公文書類の審査及び進達 情報の公開 個人情報の保護 機構及び定員 総合調整（政策課の所掌に属するものを除く。） 行政の考査 広報 事務能力の増進 表彰及び儀式 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練 職務上必要な研修 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査 行政財産及び物品の管理 庁内の管理 施設の整備 宿舍 衛生、医療その他の福利厚生 入国者収容所等視察委員会 入国者収容所の組織及び運営 地方出入国在留管理局の組織及び運営 外国人技能実習機構の組織及び運営 地方公共団体の職員その他の関係者に対する必要な研修 情報システム管理室 情報システムの整備及び管理 住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

政策課 所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案 出入国在留管理基本計画の策定 所掌事務に関する法令案の作成 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定

外国人施策推進室 法務省設置法第28条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整

政策調整官 政策課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

出入国管理部

出入国管理課 外国人の上陸の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任 短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可 在留許可等（審判課の所掌に属するものを除く。）

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 入管法第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第5項の規定による許可の取消し並びに同法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。）

審判課 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出（総務課の所

警備調整官 警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

在留管理支援部

在留管理課 外国人の在留の許可（出入国管理部の所掌に属するものを除く。）

在留資格認定証明書の交付 登録支援機関の登録

在留管理業務室 外国人の中長期の在留の管理（総務課の所掌に属するものを除く。）

在留審査調整官 在留管理課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

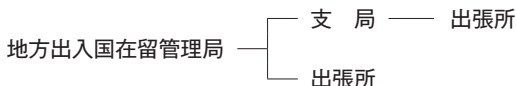
在留支援課 在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。）に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進 地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援（総務課の所掌に属するものを除く。）

情報分析官 所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計

(施設等機関)

入国者収容所 本邦からの退去を強制させる者の収容及び送還

(地方支分部局)



日本人の出帰国及び外国人の出入国の管理 本邦における外国人の在留管理
難民の認定

公安審査委員会 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

(内部部局)

総 務 部

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集及び保存 公安調査庁
の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計監査 行政財産
及び物品の管理 所掌事務に関する総合調整 所掌事務に関する統計 情報

システムの整備及び管理 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営
審理室 公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報の保護 所掌事務に関
する法令案の作成 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分の請
求及び調査結果の提供 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団
体の規制に関する法律の規定による国会への報告

渉外広報調整官 渉外及び広報

公文書監理官 公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報
の保護

人事課 機構及び定員 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓
練 衛生、医療その他の福利厚生 行政の考査

調査第一部

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体
及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析
無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事
項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体
に対する規制の手續において必要な証拠の準備、国内資料の収集、整理及び
保管

公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体
及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析
国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集、整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外
との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行
為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った
団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の
規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第 3 定 員

令和 3 年度末における法務省の各組織の定員は、次のとおりである。

(令和 3 年度末)

区 分		定 員	
内 部 部 局	大 臣 官 房	事務次官 1 人及び秘書官 1 人を含む。 うち、59人は、司法法制部の定員とし、司法 法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書 館支部法務図書館の定員とする。	391人
	民 事 局		97人
	刑 正 局		64人
	矯 護 局		84人
	保 護 局		45人
	人 権 擁 護 局		28人
	訟 務 局		88人
	小 計		797人
施 設 等 機 関	法 務 総 合 研 究 所	うち、24人は、支所の定員とする。	84人
	矯 正 研 修 所		85人
	刑 務 所、少年刑務所及び拘置所		19,678人
	少 年 年 別 所		2,386人
	少 婦 人 補 導 所		1,153人
	小 計		2人
	小 計		23,388人
地方支分部局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局		8,906人
	矯 正 地 方 管 理 区		295人
	地 方 更 生 保 護 委 員 会		315人
	保 護 観 察 所		1,524人
	小 計		11,040人
検 察 庁			11,859人
合 計			47,084人

出入国在留管理庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	出 入 国 管 理 部	長官 1 人、次長 1 人、審議官 2 人及び参事官 2 人を含む。	124人
	在 留 管 理 支 援 部		49人
	小 計		78人
施 設 等 機 関	入 国 者 収 容 所		251人
地方支分部局	地 方 出 入 国 在 留 管 理 局		235人
	合 計		5,534人
合 計			6,020人

公安審査委員会（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	事 務 局		4人

公安調査庁（外局）

区 分		定 員	
内 部 部 局	総 務 第 一 部	長官 1 人及び次長 1 人を含む。	81人
	調 査 第 二 部		125人
	小 計		170人
施 設 等 機 関	公 安 調 査 庁 研 修 所		376人
地方支分部局	公 安 調 査 局		8人
	合 計		1,313人
合 計			1,697人

法 務 省 合 計			54,805人

第4 予 算

令和3年度における法務省所管等の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、7,893億1,751万2千円であったところ、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算（第1号）により、法務行政のデジタル化の推進、経済安全保障関連情報収集・分析・共有の基盤整備及び社会経済情勢の変化に対応するための民事基本法制の整備等の推進に必要な経費として79億9,480万5千円、法務省施設の防災・減災対策の強化、矯正施設の総合警備システム等警備機器の更新整備等及び国民の安全・安心の確保に向けた各種体制の強化に必要な経費として230億6,855万1千円、新型コロナウイルス感染症対策人権啓発事業等に必要な経費として9,938万3千円の総額311億6,273万9千円が追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、78億3,109万円が減額されたため、補正後予算額は8,121億8,833万7千円となった。さらに、前年度からの繰越額519億5,597万円、訴訟判決に係る仮執行宣言に伴い生じた担保として必要な保証金の予算の不足を補うための予備費使用額23億1,393万2千円及びウクライナ避難民の受入支援事業に伴い生じた政府開発援助難民等救援業務委託費の予算の不足を補うための予備費使用額5億1,964万8千円を加えると、歳出予算現額は8,669億7,788万7千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が2億5,276万円であったところ、補正予算で既定経費の不用分として、1,765万9千円が減額され、補正後予算額は2億3,510万1千円となり、前年度からの繰越額8,027万1千円を加え、歳出予算現額は3億1,537万2千円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として8,124億2,343万8千円、歳出予算現額として8,672億9,325万9千円となっている。

第 2 部

業務の概況

第 1	内 部 部 局
第 2	審 議 会 等
第 3	施 設 等 機 関
第 4	地 方 支 分 部 局

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第3条、第10条～第21条 法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第13条、第14条 法務省組織規則第1条

〈業務の実施状況〉

1 行政改革関係

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局（以下「法務局等」という。）の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け（以下「自己仕分け」という。）が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A－a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み（方向性）」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことから、これを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年から、それまでの委員会勧告方式に替えて、内閣府地方分権改革推進室において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入され、例年、提案された事項に係る対応方針が年末に閣議決定されている。

当省に対してなされた提案に係る現況は以下のとおりである。

(1) 令和2年までの提案事項

「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」にあつては、許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略が、「令和2年の地方からの提案等に対する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」にあつては、不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際における電子での評価額情報の利用がそれぞれ措置状況に係るフォローアップの対象とされており、検討が進められている。

なお、令和2年の対応方針には、地方公共団体が国等に対して行う手続について、書面・押印・対面の見直しを行うことも盛り込まれている。

(2) 令和3年の提案事項

令和3年の提案募集では、①管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大、②地籍調査における既存公図と現地のかい離に係る修正方針の統一・明確化、③出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知、④職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること、⑤市区町村長による住宅用家屋証明書発行事務の廃止、⑥指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し、⑦住民基本台帳法の改正による住民基本ネットワークシステム上で閲覧可能な項目の追加について提案があり、①から⑥までの6件の提案について措置等を行うことが「令和3年の地方からの提案募集に対する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」に盛り込まれた。

2 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、(中略)東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関(法務総合研究所(研究部)、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会)は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」(平成4年法律第109号)が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」(平成8年法律第106号)が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置(平成8年6月26日)された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

3 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」(平成17年3月16日大臣訓令。以下「旧規程」という。)を制定した。

その後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律」(平成25年法律第27号)が一部施行されたことに伴い、旧規程に個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関する定めを加え、「法務省保有個人情報等保護管理規程」(平成27年10月23日大臣訓令)を制定し、同規程に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

また、個人情報保護窓口を設置し、行政機関個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、令和2年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	682	320
開示請求取り下げ件数	20	10
開示決定等件数	628	302
うち、全部開示決定件数	604	100
うち、部分開示決定件数	18	87
うち、不開示決定件数	6	115
訂正請求受付件数	2	0
訂正決定等件数	2	0
うち、訂正決定件数	0	0
うち、不訂正決定件数	2	0
利用停止請求件数	1	1
利用停止決定等件数	1	1
うち、利用停止決定件数	0	0
うち、不利用停止決定件数	1	1
審査請求件数	19	-
裁決・決定件数	28	-
訴訟件数	0	0

(注) 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。

委任機関とは、行政機関個人情報保護法46条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。)を制定した。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、「法務省所管

事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行)へ改定後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年3月24日法務省告示第178号により全部改正した。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」(法務省告示第413号)を制定した。

そして、平成27年9月3日に個人情報保護法が改正(以下「改正個人情報保護法」という。)され、平成29年5月30日から全面施行されたことにより、個人情報取扱事業者に対する主務大臣(法務省においては法務大臣)の監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。

ただし、債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業を行う個人情報取扱事業者に対する監督権限については、同法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)に基づき、個人情報保護委員会から法務大臣に委任されている(なお、改正個人情報保護法の施行により、前記ガイドライン及び指針は廃止。)

(3) 行政機関非識別加工情報の提供

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第51号)により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられ、同法律を踏まえた行政機関個人情報保護法等の改正がなされた。

そして、個人情報保護委員会において「行政機関個人情報保護法第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第1号)、「行政機関個人情報保護法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)」(平成29年3月個人情報保護委員会)が定められ、行政機関非識別加工情報の提供等に関する事務は、同規則等に基づき取り扱うこととされた。

4 情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に基づく開示請求に係る業務等を行っており、令和2年度における処理状況については次の表のとおりである。

区 分	本 省	委任機関
開示請求受付件数	1,000	98,545
他機関からの移送受付件数	11	1
開示請求取下げ件数	81	140
他機関への移送件数	0	1
開示決定等件数	908	96,128
うち、全部開示決定件数	286	1,859
うち、部分開示決定件数	527	93,449
うち、不開示決定件数	95	820
開示決定等の期限延長件数(10条2項)	372	2,366
開示決定等の期限特例延長件数(11条)	31	383
審査請求件数	87	-
審査請求取下げ件数	6	-
裁決・決定件数	93	-
訴訟件数	4	-

(注) 出入国在留管理庁、公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条の規定に基づき、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

5 国会関係

(1) 第204回国会

ア 召集・会期

第204回国会（常会）は、1月18日に召集され、会期は、6月16日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

1月18日、衆参両院の本会議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、1月20日及び21日に衆議院で、1月21日及び22日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月18日、「令和2年度第3次補正予算2案」及び「令和3年度総予算3案」が提出された。

令和2年度第3次補正予算2案については、1月22日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、1月26日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月27日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、1月28日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

令和3年度総予算3案については、1月22日に衆議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、3月2日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月27日に参議院予算委員会で趣旨説明が行われた後、3月3日から審議が重ねられ、3月26日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出63件（うち、法務省所管5件）、継続1件であり、そのうち、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を含め62件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出45件（うち、法務省所管1件）、継続69件であり、そのうち、20件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出37件（うち、法務省所管3件）であり、そのうち、2件が成立した。

条約は、新規提出11件の全てが承認された。

(エ) 質問主意書

第204回国会において提出された計368件の質問主意書のうち、法務省に係ったものは、階猛衆議院議員（立憲）の「過料に関する質問主意書」等54件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録505ページ参照）

(ア) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

（令和3年2月2日提出 4月7日成立 4月14日公布法律第20号）

(イ) 少年法等の一部を改正する法律案

（令和3年2月19日提出 5月21日成立 5月28日公布法律第47号）

(ウ) 民法等の一部を改正する法律案

（令和3年3月5日提出 4月21日成立 4月28日公布法律第24号）

(エ) 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

（令和3年3月5日提出 4月21日成立 4月28日公布法律第25号）

(2) 第205回国会

ア 召集・会期

第205回国会（臨時会）は、菅内閣が退陣することを受けて、10月4日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、10月14日までの11日間とする旨議決された。

イ 審議状況

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出3件（うち、法務省所管0件）であったが、衆議院で継続審査となっていた法律案も含め、いずれも成立しなかった。また、新規に提出された条約はなかった。

ウ 質問主意書

第205回国会において提出された計71件の質問主意書のうち、法務省に係ったものは、打越さく良参議院議員（立憲）の「選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書」等16件であった。

(3) 第206回国会

ア 召集・会期

第206回国会（特別会）は、10月31日に行われた第49回衆議院議員総選挙を受け、11月10日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、11月12日までの3日間とする旨議決された。

イ 審議概況

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出1件（うち、法務省所管0件）であり、衆議院で継続審査となった。また、新規に提出された条約はなかった。

ウ 質問主意書

第206回国会において提出された計39件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、牧山ひろえ参議院議員（立憲）の「外国人技能実習生を取り巻く諸課題に関する質問主意書」等9件であった。

(4) 第207回国会

ア 召集・会期

第207回国会（臨時会）は、12月6日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、12月21日までの16日間とする旨議決された。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

12月6日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の所信表明演説等が行われ、12月8日及び9日に衆議院で、同9日及び10日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出2件（うち、法務省所管0件）であり、その全てが成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出11件（うち、法務省所管0件）、継続1件であり、そのうち、2件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出3件（うち、法務省所管0件）であったが、成立した法案はなかった。

また、新規に提出された条約はなかった。

(ウ) 質問主意書

第207回国会において提出された計96件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、吉川沙織参議院議員（立憲）の「立法不作為に係る訴訟への対応に関する質問主意書」等11件であった。

6 省庁横断的な重要施策関係

(1) 閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は55件であり、この内訳は、法律案5件、政令15件、質問主意書に対する答弁書30件、その他5件であった。

(2) 犯罪被害者等施策関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行された。

同法に基づき、これまで4回にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定され、その下で、一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなど、各種の取組が進められてきた。

直近では、令和3年3月30日、計画期間を同年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、法務省関連の主な施策として、日本司法支援センターの法律相談援助等の利用促進、被害児童からの事情聴取における配慮（代表者聴取の実施）、犯罪被害者等による心情伝達制度へのアクセスの向上、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等が盛り込まれており、これらの施策の着実な推進に努めている。

(3) 規制改革等の推進関係

「規制改革推進会議」は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査・審議することを主要な任務としており、毎年、「規制改革推進に関する答申」を内閣総理大臣に提出している。

令和3年の答申を踏まえ、対象となった規制改革事項の着実な実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められ、令和3年6月18日に閣議決定された。同計画において実施事項とされた「書面・押印・対面見直しの確実な推進」、「キャッシュレス化の推進」、「船荷証券の電子化」、「刑事手続等のデジタル化」などは、時期を定めた取組が進められている。

(4) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題（原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等）への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター（法テラス）による被災者支援事業」等があり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(5) 再犯防止施策関係

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪に

よる被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が施行された。

政府は、同法の施行を受け、平成29年12月、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画では、5つの基本方針の下、7つの重点課題に対応する115の具体的施策を掲げている。加えて、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定され、再犯防止推進計画に基づき実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題（①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進）に対応した各種取組を加速化させることとされた。

法務省においては、国と地方公共団体とが連携した地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査するため、平成30年度から令和2年度にかけて36の地方公共団体に委託をして、「地域再犯防止推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を実施した。さらに、令和3年度には、地方公共団体における取組の更なる促進を目指し、モデル事業により蓄積された成果や課題の共有、取組を進める上での課題等に関する協議などを目的として、地方公共団体の担当者を対象に、「全国会議」及び全国を6つのブロックに分けて「ブロック協議会」を開催するとともに、都道府県と市町村との連携方策の検討などを目的として、3つの県で「地域連携協議会」を開催した。

また、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績のあった個人や団体について内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、平成30年度から新たに再犯防止活動を表彰の対象とし、令和3年には、再犯防止活動について合計8の団体及び個人を表彰した。

さらに、再犯防止推進法において、政府が講じた再犯防止施策について、国会への年次報告が求められていることを受け、平成30年度から、再犯防止推進計画に盛り込まれた115の施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」を作成しており、令和3年度も、同年12月に閣議決定の上、国会報告を行った。

再犯防止推進法は、令和3年12月をもって施行後5年を迎えたことから、今後、同法の施行状況の検討と合わせ、次期再犯防止推進計画の策定に向けた検討を進めることとなる。

(6) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係及び知的財産戦略推進関係に係る省内各部署との連絡調整等がある。

7 式 典

令和3年の叙勲（中・小綬章等、危険業務従事者）及び褒章については、新型コ

コロナウイルスの感染拡大により、法務省における伝達式及び天皇陛下への拝謁については中止となった。

8 公文書の接受等

(令和3年)

件名	件数等
1 公文書類の接受件数	230,098件
2 公文書類の発送件数	274,812件
3 官報掲載件数	9,318件
4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等	393冊

広報室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 広報関係事務

(1) 重点広報事項

広報月	重点広報事項
随時	○令和3年度人権啓発活動重点目標 「『誰か』のことじゃない。」 一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種の人権啓発活動を展開する。具体的には、強調事項として以下の人権課題17項目を掲げ、これらを主な事項として人権啓発活動を実施する。 (強調事項) ・女性の人権を守ろう ・子どもの人権を守ろう ・高齢者の人権を守ろう ・障害を理由とする偏見や差別をなくそう ・部落差別（同和問題）を解消しよう ・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう ・外国人の人権を尊重しよう ・感染症に関連する偏見や差別をなくそう ・ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう ・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう ・インターネットによる人権侵害をなくそう ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

	・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう ・性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう ・人身取引をなくそう ・東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
随 時	○再犯防止対策の推進について 平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく施策の周知を図る。
随 時	○日本司法支援センターの周知について 総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。
随 時	○裁判員制度の広報啓発について 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。
随 時	○登記のオンライン申請等の利用促進について オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。
随 時	○相続登記の促進について 令和6年4月1日から始まる相続登記の申請の義務化に向けて、相続登記の意義や必要性について、幅広く国民への周知を図る。
随 時	○筆界特定制度について 筆界特定制度の概要等について周知を図る。
随 時	○国籍選択制度の周知 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、第三者が戸籍証明書等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。
随 時	○無戸籍の方を戸籍に記載するための手続について 無戸籍者及びその母親等に対し、戸籍に記載するための手続があること及び法務局にその相談窓口があることについて周知を図る。
随 時	○国籍法の一部改正について 国籍法の一部改正により、出生後に日本人父から認知をされていれば、父母が婚姻していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになったことなどについて周知を図る。
随 時	○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、戸籍に関する情報がマイナンバー法に基づ

	く情報連携の対象となること、戸籍証明書等の交付請求がいずれの市町村長に対してもすることができるようになることなどについて周知を図る。
随 時	○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。
随 時	○法制度整備支援の広報啓発について 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。
随 時	○法務行政における国際協力の推進 ～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～ 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施している国際研修・セミナー、他国の機関との共同研究、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に周知する。
随 時	○法教育の普及・推進 法教育教材の作成や、関係省庁、地方公共団体等との連携などを通じて、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の普及・推進を図る。
随 時	○国際仲裁の活性化について 国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁について、我が国における活性化に向け、国内外の企業等に対し、広報・意識啓発の取組を実施する。
随 時	○経済安全保障の確保に向けた取組について 我が国における経済安全保障の確保に向け、重要技術・データ等の流出を未然に防止するための取組について周知する。
随 時	○サイバーセキュリティの確保に向けた取組について サイバー空間における安全の確保に向け、サイバー攻撃動向や攻撃主体の把握に関する取組について周知する。
随 時	○いわゆる「オウム真理教」の危険性について いわゆるオウム真理教（団体）に対する国民の不安感の解消等に向け、団体の活動実態や、団体に対する規制の取組状況について周知を図る。
1 月	○人権シンポジウム「震災と人権に関するシンポジウム～避難所で必要とされる人権への配慮～」(オンライン配信 1月31日)
2 月	○人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」(オンライン配信 2月23日)
3 月	○人権シンポジウム「インターネットと人権・オンラインフォーラム」(オンライン配信 3月4日)
6 月	○人権擁護委員制度の周知について 「人権擁護委員の日」(6月1日)を中心とした行事を通じて、人権

	擁護委員の制度や活動についての周知を図る。
	○不法就労外国人対策キャンペーン月間（6月） 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、啓発活動を実施。
	○法整備支援連絡会 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る。（東京会場及びオンライン併用 6月12日）
7 月	○再犯防止啓発月間（7月） 国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めることを目的とした、広報・啓発活動を実施。 ○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（7月） この運動が目指すこと （目標1）犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと （目標2）犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること この運動において力を入れて取り組むこと 犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。 （1）犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組 （2）犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組 （3）保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組 （4）民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組 （5）犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組 ○人権シンポジウム「ビジネスと人権に関するシンポジウム」（オンライン配信 7月29日）
8 月	○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、

10 月	8月27日から9月2日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。 ○公証制度の意義・役割について 公証週間（10月1日～7日）の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。 ○「法の日」週間 「法の日」週間（10月1日から1週間）に際して、法を尊重する思想の普及等を図る（裁判員制度が開始されたことから、当分の間、裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。）。 ○法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～ 新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント中止。法務省ホームページにおいて「法の日・特設ページ」を開設し、法務省の仕事や施策を紹介した。 ○人権シンポジウム「インターネットと人権・オンラインフォーラム（オンライン配信 10月30日）」
11 月	○人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」（オンライン配信 11月13日） ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、11月12日から18日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。 ○「法整備支援連携企画 法整備支援へのいざない」 関係諸機関との連携を図りつつ、主に若い世代に法整備支援に関する基本的知識と国際協力へのキャリアパスを考察する機会を提供する（オンライン開催 11月6日）。
12 月	○人権週間 「人権週間」（12月4日～10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。 ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（イイノホール 12月11日）

(2) 広報誌の発行

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回（第71号～第74号）刊行した。

2 報道関係事務

法務大臣記者会見、各局部課等による記者発表、報道機関からの各種取材申込み等に対応した。

3 各種行事の実施状況

(1) 憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（35回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

(2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（第71回）

7月1日から31日まで、「①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと」「②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること」を目標として、犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、「犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組」「犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組」「保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組」「民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組」「犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組」を全国的に実施した。

また、コロナ禍に対応して、ツイッターやインスタグラムといったSNSなどのデジタルツールを活用するとともに、「吉本興業」と連携したイベントの開催やコント動画の作成など、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。

(3) 「法の日」週間（第62回）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（208回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお、中央行事として、法務省ホームページにおいて「法の日・特設ページ」を開設し、法務省の仕事や施策を紹介した。

(4) 人権週間（第73回）

12月4日から10日までの第73回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴え掛けるとともに、人権

尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

(5) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日から同月16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、拉致問題対策本部と法務省は、共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月11日）を開催した。また、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネット広告等を実施した。

4 行政相談

総務省からの照会等のほか、直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うとともに、災害発生時における初動対応訓練を企画・実施した。また、令和3年7月1日からの大雨等の自然災害について、被害状況を迅速に把握するとともに、必要な対策等を講じた。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加するとともに必要な事務の連絡調整を行った。

政策立案・情報管理室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 行政情報化推進関係

令和2年12月に設置の方針が決定されたデジタル庁が、令和3年9月1日に設置され、また、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和3年9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）等が整備された。

このような流れを受けて、法務省においては、令和3年10月21日、「法務省デジタル・ガバメント基本方針」を廃止し、「法務省のデジタル・ガバメント推進に関する事務規程」（以下「法務省事務規程」という。）を新たに策定した。法務省事務規程は、法務省において所管しているサービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関する体制、手続・手順等の基本的事項を定め、行政サービスの利便性の向上、行政運営の効率化及び透明化を図るとともに、徹底した国民目線で、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを推進するため策定したものである。

また、令和3年においては、ITの利活用による国民の利便性の向上と効率的なデジタル・ガバメントの実現等を図るための取組を行ったほか、行政情報化施策に

関し、各部局及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、令和3年中における主な活動は、次のとおりである。

- (1) デジタル社会推進会議等への対応
- (2) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (3) 情報システムの調達に対する助言
- (4) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (5) デジタル庁主催の情報システム統一研修への参加（延べ1,946人）

2 情報システム関係

- (1) 法務省統合情報基盤

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）等で掲げられた政府目標である情報システムの統廃合及び運用コストの圧縮等を達成しつつ、災害対策や情報セキュリティ対策の向上を図るため、広域ネットワークである法務省情報ネットワークと出入国管理ネットワークを統合した統合WANと、法務省の本省部局等が所管する一部の省内LANシステムを統合した基盤システムからなる安全で効果的な法務省統合情報基盤（BASE：Basic and Advanced Secure Environment）を整備し、令和元年度から順次運用を開始している。

法務省統合情報基盤を構成する要素の一つである「基盤システム」は、本省部局等の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通ネットワーク接続及びインターネット接続を実施している。主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約及びスケジュール管理等のグループウェア機能、インターネット接続のための仮想ブラウザ提供機能があり、令和2年7月から本格運用を開始している。

また、テレワークを実現するために整備した法務省独自の外部接続環境提供サービス機能（法務省VPN）については、令和2年7月から本格運用を開始し、同年12月までに、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク勤務実施のニーズの増加に対応するため、同機能を段階的に増強して、令和3年4月から法務本省及び地方支分部局の基盤システム利用者2,000名が同機能を利用してテレワークを実施できるようにした。さらに、省内のテレワーク推進の機運が一層高まっていることを受け、現在のシステム構成で対応できる上限まで利用ライセンス数を拡大することとし、令和3年10月から、法務本省の全ての利用者を含む基盤システム利用者3,000人が同機能を利用してテレワークを実施できるようになっている。

もう一つの要素である「統合WAN」は、出入国在留管理庁が所管する出入国管理システム専用の広域ネットワークと従来からある法務省専用ネットワークとを統合、再構築したものであり、法務本省と所管各庁及びその出先機関を接続する法務省専用のネットワークサービスを提供しており、令和元年8月から本格運

用を開始している。

このほか、隔地者間のコミュニケーション機能として、ウェブ会議実施に必要なライセンス及びウェブ会議用端末等を令和2年4月から試行的に導入している。

(2) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NWは、府省庁間のLANシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（WAN）であり、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関WAN」という呼称で整備され、平成9年1月から運用が開始され、法務省は、同年6月から接続しており、平成25年1月から「政府共通NW」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通NWは、電子メールや電子文書交換システム、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークである。近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、政府共通プラットフォーム上のサービスである一元的な文書管理システムなどの府省共通システムの利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（LGWAN）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（以下これらを総称して「統一基準群」という。）に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」、「法務省情報セキュリティ対策基準」及び実施要領（以下これらを総称して「法務省ポリシー等」という。）に従い実施しているところである。

また、法務省ポリシー等に基づき、「令和3年度法務省対策推進計画」（以下「対策推進計画」という。）を定め、同計画にのっとり、情報セキュリティ対策に関する取組を実施している。

令和3年中における主な取組として、令和3年7月7日に統一基準群が改定されたことに伴い、これらに準拠した法務省ポリシー等の改定を進めるとともに、情報セキュリティマネジメントの実効性確保のための取組として、法務省ポリシー等に基づく教育、自己点検及び法務省内の内部部局に対する情報セキュリティ監査を実施した。

また、法務省ポリシー等及び対策推進計画に基づき、高度サイバー攻撃等に対する対応を強化するため、サイバー攻撃監視体制の運営を継続するとともに、情報セキュリティインシデントに備えた訓練や研修を実施し、サイバー攻撃等への対応能力の向上に努めた。さらに、令和3年7月6日に「政府機関におけるデジタル改革に必要なIT・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針」が決定されたことに伴い、「法務省におけるデジタル人材確保・育成計画」を策定し、同

計画に基づき、デジタル人材の確保・育成を継続的に進めた。

4 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、平成14年4月1日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の施行後は、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「法務省事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に従って、政策評価を実施している（基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページにおいて公表している。）。

また、政策評価の実施に当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」（座長：篠塚力弁護士）を開催している。令和3年においては、第63回ないし第65回の計3回にわたり、政策評価懇談会を開催し、令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）や、令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）等について意見を聴取した。

5 証拠に基づく政策立案の推進

近時、我が国の経済社会構造が急速に変化するなか、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policymaking（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）以下「EBPM」という。）を推進する必要があるとされている。平成29年5月に統計改革推進会議で決定された「統計改革推進会議最終取りまとめ」及び平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」では、各府省のEBPM推進の要となる機能を整備することとされたため、法務省では、平成30年4月に政策立案総括審議官を新設し、法務省におけるEBPMの推進に取り組んでいる。

6 男女共同参画関係

平成6年7月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」等の専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成12年12月に第1次男女共同参画基本計画が、平成17年12月には、第2次男女共同参画基本計画が、平成22年12月には、第3次男女共同参画基本計画が、平成27年12月には、第4次男女共同参画基本計画がそれぞれ閣議決定された。さらに、令和2年12月には、令和7年度末までを見通した施策の方向及び具体的な取組を定めた第5次男女共同参画基本計画が閣議決定された。

また、令和3年6月には、すべての女性が輝く社会づくり本部において、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、あらゆる分野における女性の活躍及び女性活躍のための基盤整備について、政府が一丸となり重点的に取り組むべき具体策を打ち出した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」が決定された。

なお、法務省における女性職員の採用・拡大の推進に関しては、第5次男女共同参画基本計画の策定を受けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン・プラスON E）～ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の実践を目指して～」（平成28年3月31日法務大臣・公安審査委員会委員長・公安調査庁長官決定、令和3年4月1日改正）を策定し、令和7年度までの目標を設定している。

7 青少年育成関係

ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している子ども・若者育成支援のための施策を推進するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行された。

同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部の検討を経て、平成22年7月に「子ども・若者ビジョン」が、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」が決定され、5年後の見直しを経て、

令和３年４月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が決定された。

同大綱における法務省関連施策には、非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等があり、同施策等の着実な推進に努めている。

人事課

法務省組織令第13条、第15条 法務省組織規則第2条

1 定員関係

令和3年度予算の成立に伴い、法務省の各組織の定員について増減員が行われ、その結果、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（令和3年政令第77号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第28号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（令和3年法務省人定訓第1号大臣訓令）が施行された。また、令和3年9月には、デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第195号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（令和3年法務省令第36号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（令和3年法務省人定訓第2号大臣訓令）が施行され、次の表のとおり、令和3年度末定員が定められた。

組織別	定員令第1条定員		
	令和2年度末 定員	増△減	令和3年度末 定員
本省内部部局	788	9	797
法務総合研究所	84		84
矯正研修所	85		85
刑務所、少年刑務所 及び拘置所	19,658	20	19,678
少年院	2,408	△ 22	2,386
少年鑑別所	1,165	△ 12	1,153
婦人補導院	2		2
法務局及び地方法務局	8,898	8	8,906
矯正管区	288	7	295
地方更生保護委員会	311	4	315
保護観察所	1,534	△ 10	1,524
検察庁	11,863	△ 4	11,859
出入国在留管理庁	5,866	154	6,020
公安審査委員会	4		4
公安調査庁	1,660	37	1,697
計	54,614	191	54,805

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(令和3年)

区 分	生 存 者	死 亡 者
叙 位	－	343
叙 勲	722 (153)	131

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(令和3年)

区 分	件 数
緑 綬 褒 章	－
黄 綬 褒 章	31
藍 綬 褒 章	313 (0)
紺 綬 褒 章	5
計	349 (0)

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(令和3年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第1号（危険を顧みず職責を果たした者）表彰者	－
表彰規程第2条第2号（能率増進）表彰者	－
表彰規程第2条第3号（永年勤続）定期表彰者	1,382
表彰規程第2条第3号（永年勤続）臨時表彰者	78
表彰規程第2条第4号（模範業績又は善行）表彰者	5
計	1,465

3 懲戒処分件数

(令和3年)

種 別	本 省		法 務		検 察		矯 正		保 護	
	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任
懲 戒 免 職	－	－	－	－	－	－	6	－	－	－
停 職	1	－	6	－	2	－	14	－	－	－
減 給	－	－	1	－	3	－	11	－	－	－
戒 告	－	－	1	－	3	－	12	－	－	－
計	1	－	8	－	8	－	43	－	－	－

4 職員の兼業

令和3年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は67件、同法第104条関係の許可は176件、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律に係る承認は293件、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る承認は64件である。

5 人事記録関係

(1) 人事記録の移管件数

(令和3年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	その他	計
352	67	100	142	50	81	792

(2) 履歴事項証明件数

(令和3年)

本 省	法 務	検 察	矯 正	保 護	その他	計
11	－	77	－	－	8	96

1 令和4年度予算編成

令和4年度予算編成に当たっては、「令和4年度予算編成の基本方針」（令和3年12月3日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、メリハリの効いた予算編成を目指すこととした。また、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算を令和4年度当初予算と一体として編成することとされた。

令和4年度予算については、この基本方針に基づき、「政府案」として閣議決定（令和3年12月24日）された。

2 令和4年度法務省予算の概要

令和4年度の法務省の予算は、「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和3年7月7日閣議了解）において、平成25年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「経済社会構造の転換を加速するための法務行政のデジタル化の推進」、「誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向けた取組の充実強化」、「ポストコロナの持続的な成長のための法的基盤の強化」及び「安全で安心な暮らしの実現のための取組の充実強化」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、新しい生活様式や働き方改革の推進に伴う、「すぐ使えて、簡単、便利」な行政サービスに対する国民のニーズの高まりへ対応するため、行政サービスの質を向上させるためのデジタル化の推進に必要な経費、民事法律扶助事業、国選弁護等関連業務等の総合法律支援の充実強化に必要な経費、所有者を特定することが困難な土地等の解消に向けた各種施策の推進に必要な経費、従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進に必要な経費及び懸念国による機械技術獲得の動きの活発化や世界各国で頻発するテロへの対応が我が国の重要な政策課題となる中、関連情報の収集・分析を強化し、政府の経済安全保障政策やテロ対策に情報面で貢献するための体制の充実強化に必要な経費等が計上され、令和3年度当初予算比で186億4,506万円の増額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施に必要な経費が計上された。

定員関係については、新型コロナウイルス感染症対応の体制強化や、経済安全保障の確保など、重点的に体制を整備する必要があったことから、法務省においては、定員合理化により1,074人が減員となったが、出入国在留管理庁及び公安調査庁を中心に、1,338人の増員が認められた。

これにより、令和4年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、8,040億5,020万9千円（前年度比185億6,397万6千円増）となった。その

概要は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和３年度 当初予算額 A	令和４年度 当初予算額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額	
			B－A	増減率(%)
一 般 会 計 人 件 費 物 件 費 除 く 施 設 費 施 設 費	(785,233,473)	(803,878,533)	(18,645,060)	(2.4)
	743,140,031	743,785,213	645,182	0.1
	524,027,848	519,661,506	△ 4,366,342	△ 0.8
	(261,205,625)	(284,217,027)	(23,011,402)	(8.8)
	219,112,183	224,123,707	5,011,524	2.3
	(240,912,644)	(259,944,362)	(19,031,718)	(7.9)
	198,819,202	199,851,042	1,031,840	0.5
	20,292,981	24,272,665	3,979,684	19.6
東日本大震災復興 特 別 会 計	252,760	171,676	△ 81,084	△ 32.1
人 件 費	136,619	86,633	△ 49,986	△ 36.6
物 件 費	116,141	85,043	△ 31,098	△ 26.8
合 計 人 件 費 物 件 費 除 く 施 設 費 施 設 費	(785,486,233)	(804,050,209)	(18,563,976)	(2.4)
	743,392,791	743,956,889	564,098	0.1
	524,164,467	519,748,139	△ 4,416,328	△ 0.8
	(261,321,766)	(284,302,070)	(22,980,304)	(8.8)
	219,228,324	224,208,750	4,980,426	2.3
	(241,028,785)	(260,029,405)	(19,000,620)	(7.9)
	198,935,343	199,936,085	1,000,742	0.5
	20,292,981	24,272,665	3,979,684	19.6

(注１) 令和３年度の上段()書きは、政府情報システム経費(内閣官房及びデジタル庁一括計上分)42,093,442千円を含めたものである。

(注２) 令和４年度の上段()書きは、政府情報システム経費(デジタル庁一括計上分)60,093,320千円を含めたものである。

(注３) 本表のほか、国際観光旅客税財源充当事業(観光庁一括計上分)令和３年度予算額4,084,039千円、令和４年度予算額2,904,840千円が措置されている。

(注４) 東日本大震災復興特別会計については、復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

組 織 等	令和3 年度末 定 員	新 規 増 員	定 員 合理化等	その他	純増減	令和4 年度末 定 員
【 一 般 会 計 】						
法 務 本 省	804	18		2	20	824
法務総合研究所	84					84
検 察 庁	11,859	240	△ 236		4	11,863
最 高 検 察 庁	111					111
高 等 検 察 庁	639		△ 1		△ 1	638
地 方 検 察 庁	11,109	240	△ 235		5	11,114
矯 正 官 署	23,599	470	△ 468	△ 3	△ 1	23,598
矯 正 管 区	295			13	13	308
矯 正 研 修 所	85					85
刑 事 施 設	19,678	412	△ 390	△ 8	14	19,692
少 年 院	2,386	43	△ 54	△ 8	△ 19	2,367
少 年 鑑 別 所	1,153	15	△ 24		△ 9	1,144
婦 人 補 導 院	2					2
更 生 保 護 官 署	1,839	37	△ 36	△ 12	△ 11	1,828
地方更生保護 委 員 会	315	3	△ 1	△ 1	1	316
保 護 観 察 所	1,524	34	△ 35	△ 11	△ 12	1,512
法 務 局	8,885	212	△ 176	△ 17	19	8,904
出入国在留管理庁	6,020	285	△ 125	1	161	6,181
公 安 審 査 委 員 会	4					4
公 安 調 査 庁	1,697	76	△ 33		43	1,740
小 計	54,791	1,338	△1,074	△ 29	235	55,026
【東日本大震災 復興特別会計】						
法 務 局	21			△ 7	△ 7	14
小 計	21			△ 7	△ 7	14
合 計	54,812	1,338	△1,074	△ 36	228	55,040

(注) 法務本省には、特別職8人を含む。

3 令和3年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、93,661,221,000円
であり、

収納済歳入額は、105,781,016,655円
である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、12,119,795,655円
の増加となっている。

その要因は、

(目) 罰金及料料が 4,086,907,523円
減少したものの、

(目) 返納金が 8,077,923,227円

(目) 不用物品売払代が 2,804,067,584円
増加したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 743,140,031,000円

予算補正追加額 24,976,107,000円

予算補正修正減少額 7,831,090,000円

予算移替増加額 51,903,288,793円

予算移替減少額 0円

前年度繰越額 51,955,969,864円

予備費使用額 2,833,580,000円

計 866,977,886,657円

であり、

支出済歳出額は、793,811,947,859円
である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、73,165,938,798円
の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、52,041,721,954円
であり、不用となった額は、21,124,216,844円

である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省 33,170,253,023円

(イ) 法務総合研究所 57,856,890円

(ウ) 検察庁 3,678,248,932円

(エ) 矯正官署 8,303,029,290円

(オ) 更生保護官署 36,520,000円

(カ) 法務局	2,619,952,256円
(キ) 出入国在留管理庁	2,431,765,785円
(ク) 公安調査庁	1,744,095,778円

イ 不用額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 法務本省

定年退職者数及び応募認定退職者数が予定を下回ったこと等から、退職手当を要することが少なかったこと等により

5,221,169,741円

(イ) 法務総合研究所

出張回数が予定を下回ったこと等から、職員旅費を要することが少なかったこと等により

448,212,174円

(ウ) 検察庁

職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により

1,759,678,920円

(エ) 矯正官署

超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により

5,668,478,215円

(オ) 更生保護官署

保護司組織活動費及び保護司研修の出席人員が予定を下回ったこと等から、保護司実費弁償金を要することが少なかったこと等により

1,751,345,536円

(カ) 法務局

超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により

2,796,798,586円

(キ) 出入国在留管理庁

事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと、一部事業を実施しなかったこと等から、出入国管理業務庁費を要することが少なかったこと等により

3,252,811,148円

(ク) 公安調査庁

超過勤務が予定を下回ったこと等から、超過勤務手当を要することが少なかったこと等により

	216,082,556円
(ケ) その他の組織	9,639,968円
計	21,124,216,844円
(2) 東日本大震災復興特別会計	
歳入予算額は、	103,000円
であり、	
収納済歳入額は、	246,860円
である。	
この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、	143,860円
の増加であった。	
その要因は、	
(目) 雑入が	125,220円
増加したこと等によるものである。	
歳出予算現額の内訳は、	
当初予算額	0円
予算補正追加額	0円
予算補正修正減少額	0円
予算移替増加額	234,631,000円
予算移替減少額	0円
前年度繰越額	80,271,220円
予備費使用額	0円
予算決定後移替増加額	470,000円
計	315,372,220円
であり、	
支出済歳出額は、	282,241,939円
である。	
翌年度へ繰り越した額は、	0円
であり、不用となった額は、	33,130,281円
である。	
不用額の内訳は、次のとおりである。	
ア 法務局	
事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと等から、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により	
	27,614,232円
イ その他の組織	5,516,049円
計	33,130,281円

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

令和3年度においては、令和3年4月20日に「令和3年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を75事業に整理した上で、「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を令和4年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、約6億6,800万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
受刑者就労支援体制等の充実	事業内容の一部改善	・本施策が、事業目的である再犯率を下げることに繋がっているかどうかしっかりと分析を行うべきであり、評価指標の見直しを含めて検討すべきである。 ・連携も含めた活用を検討し、施策をより効果的に実施すべきである。
刑事情報連携データベースの運営	事業内容の一部改善	・データベースの利活用をより推進すべきである。 ・利活用の推進に当たっては、個人情報等のセンシティブな情報の取扱いに留意しつつ、他のデータベースとも連携しながら実施すべきである。

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

令和3年度においては、令和3年3月30日に「令和3年度法務省調達改善計画」を策定し、電力調達・ガス調達の改善及び一者応札の解消について重点的に取り組むこととしているほか、共同調達の推進等に取り組むこととし、その達成状況等について、同年12月8日に上半期における自己評価を実施した。なお、令和3年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

法務省においては、法の支配等の基本的価値を国際的に浸透させ、国連で採択された「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の達成に貢献することで国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的として、日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置付け、法務・司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進する「司法外交」を進めている（具体的な施策は以下に記載のとおり）。

〈重要施策の概要〉

1 国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）及びその成果の具体化

コングレスは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であり、世界各国から法務大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表等が参加する。

我が国は、1970年（昭和45年）に欧州以外の国として初めて京都で第4回コングレスを開催しており、令和3年3月に再び京都で第14回コングレス（京都コングレス）をホスト国として開催した。

京都コングレスは、来場参加とオンライン参加を組み合わせた「ハイブリッド方式」により、いずれも過去最多となる152の加盟国から5,000人を超える参加登録があり、90か国の閣僚級がステートメントを実施した。

また、開催後もその成果の具体化にリーダーシップを発揮し、具体的には、以下の三つを柱とした取組を積極的に展開している。

第一の取組は、次世代を担う若者のエンパワーメントを目的とする、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催であり、令和3年10月に第1回を開催した。

第二の取組は、再犯防止に関する国連準則の策定であり、令和3年5月の国連の犯罪防止刑事司法委員会において我が国提出の決議案が採択され、専門家会合の開催に向け、作業が始まっている。

第三の取組は、アジア太平洋地域における刑事実務家による情報共有プラットフォームの構築であり、国連及び各国と協議の上、令和4年2月に第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムを開催するため準備を進めている。

2 国際仲裁

法務省では、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）と連携して、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、仲裁専用施設の整備等の各施策を積極的に実施している。その一環として、令和2年3月に開業した東京・虎ノ門の国際仲裁専用施設（JIDRC東京）の更なるICT化を含めたサービス向上を進めている。また、広報・意識啓発として、令和3年5

月に在シンガポール日系企業等向けウェビナーが、7月に中国関連日系企業等向けウェビナーが、11月に台湾関連日系企業等向けウェビナーが実施されたほか、7月に在京アメリカ大使館職員を同施設に招待し、内覧会を実施した。さらに、令和3年11月に「国際金融都市と国際仲裁」をテーマとするウェビナーを実施したほか、法律雑誌、金融法務雑誌への寄稿を行い、政府の取組を紹介するなどした。加えて、人材育成として、9月に模擬仲裁動画を作成してYouTube 法務省チャンネルに公開し、11月には同動画を周知するウェビナーを実施するなどした。

〈業務の実施状況〉

1 国際人権関係

国連の人権諸条約において、締約国は、条約の実施状況に関する報告（政府報告）が義務付けられている。日本政府は、令和3年9月に女子差別撤廃条約の第9回報告を国連に提出した。法務省は、関係府省の一つとして、政府報告の作成に関与した。

2 国際犯罪関係

(1) マネー・ローンダリング対策・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みとして設立された「F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）」においては、平成24年に出されたF A T F第4次勧告の履行状況等について、対日審査が実施されており、令和元年10月から11月にかけて審査団によるオンサイト審査が実施された。法務省においては、マネロン・テロ資金供与対策の日本国内における法整備状況等に関するフォローアップ報告への対応を財務省を始めとする関係省庁と連携して行っている。

(2) 国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）

コミッションは、国連経済社会理事会の下、日本を含む40か国により構成され、毎年会合を開催して犯罪防止・刑事司法分野の政策決定を行っている。

法務省においては、日本政府代表団の一員として、コミッションに出席してその議論に参画するほか、外務省等と協力して、適切な決議の採択に向けて積極的に関与している。本年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ハイブリッド方式で開催された。

我が国は、コミッションの創立30周年記念式典において法務大臣がビデオメッセージを実施し、これまでの功績をたたえ、今後もコミッションの運営を支援することで、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、あらゆるステークホルダーとの連携を一層強化していく旨述べたほか、日本政府主催により、コンGRESフォローアップとして、再犯防止等に関するサイドイベントを実施した。また、我が国から、再犯防止に係る決議案及びコンGRESフォローアップに係る決議案を提出し、全会一致で採択された。

3 法制度整備支援の推進に向けた取組

法制度整備支援の更なる推進に向けた基本的かつ総合的な政策の企画や立案、裁判所等の関係機関や省内関係局部課等との連絡調整や総合的な調整業務を行っている。

令和3年6月及び12月には、法務総合研究所、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）との協議の場において、法制度整備支援の積極的な実施のための具体的な協議を行った。

4 二国間等協力・連携関係

他国政府との協力・連携を強化するため、協力覚書（MOC：Memorandum Of Cooperation）の交換や東南アジア諸国連合（ASEAN）等との連携強化に向けた協議を積極的に行うこととしており、相手国の担当省庁の所掌業務や関心事項等を踏まえ、関係局部課の協力を得つつ、必要な検討を行っている。

令和3年においては、シンガポール法務省との間でMOCを交換した。

5 来省外国政府・国際機関職員等の受入れ

外国政府及び国際機関等の要人が、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、令和3年に来省した主な外国要人は、駐日オーストラリア大使、駐日米国臨時代理大使、駐日ウズベキスタン大使、駐日英国大使、国連難民高等弁務官、シンガポール第二法務大臣、駐日カンボジア大使であった。

6 大臣等の海外出張

令和3年においては、海外出張を行わなかった。

施設課

法務省組織令第13条、第18条 法務省組織規則第4条

1 重要施策の概要

再犯防止施策を推進するための基盤となる矯正施設の環境整備を始めとする、国民が安全に安心して暮らせる社会（「世界一安全な国、日本」）を実現することはもとより、これらの治安関係を始めとする全ての法務行政を適正に実現するための土台となる法務省施設について、大規模災害に対する防災・減災能力の強化等を推進するため、以下の項目を重要施策とした。

(1) 矯正施設の環境整備を始めとする治安の物的基盤の強化

ア 矯正施設は、法務省が実施する各種の再犯防止施策の基盤であることから、かねてより施設・設備の老朽化対策に取り組んできたところ、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されていることから、耐震性能を確保することはもとより、バリアフリー化等出所後の再犯防止に資する様々な機能を包括的に盛り込んだ施設整備を引き続き推進する必要がある。

また、刑事施設においては、かつて収容人員が定員を上回る過剰収容状態であったことから、収容棟の整備を優先的に実施せざるを得なかった結果、一部の施設では、処遇管理棟等の老朽化した建物に不備が生じている状態にあるため、令和3年においては、大阪医療刑務所ほか5施設の整備を進め、不備の解消を図っている。

イ 犯罪等への的確な対処等を実現するための機能確保

検察庁においては、犯罪の凶悪化、組織化、国際化等に伴う事件の複雑化・困難化、さらには、法改正や新たな取組等への対応等、検察の業務運営に必要な施設の整備を図る必要がある。

また、出入国在留管理を充実強化するための地方出入国在留管理局施設の整備や、経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設等の整備も必要である。

(2) 防災・減災能力の強化等

法務省所管の施設の総数は令和3年4月1日現在、814施設であるが、その約半数に当たる360施設が現行の耐震基準制定前（昭和56年以前）に建てられたものであり、老朽化が著しい上、防災設備等の機能不備も多数あり、災害等に対する備えが不十分な状況にあることから、耐震性能の確保や老朽化の解消が急務となっている。

なお、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（「骨太の方針2021」）においても防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めるとともに、災害時に防災拠点等となる公共施設について、耐震化や避難所機能強化を進めることとされたことなどを踏まえ、防災拠点等となり得る矯正施設

等を含め、老朽施設の整備を計画的に推進する必要がある。

さらに、法務省職員に貸与する省庁別の公務員宿舎は、1,089棟（12,769戸）あり、そのうち455棟（3,494戸）が、建築後一定の年数を経過した老朽宿舎であり、建替え、耐震改修又は長寿命化改修による早期整備が必要となっている。

これらの庁舎施設等及び宿舎の整備・改善は、環境改善・事務能率向上の観点からも急務であり、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

ア 庁舎施設等の整備

新型コロナウイルス感染症防止対策や耐震性能の低い施設の建替え・耐震改修等とともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年1月に策定した「法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月改定）」にのっとり、施設の長寿命化に向け、適切な修繕・予防保全を行い、効率的・効果的な法務省施設の防災・減災対策を推進する。

イ 公務員宿舎の整備

法務省における公務員宿舎の整備については、公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項）で整備するほか、法務省施設費（同法第4条第2項第2号）等により整備することとしている。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

令和3年度一般会計法務省施設費については、老朽化した法務省施設の建替えのほか、防災・減災及び国土強靱化対策として、202億9,298万1千円が認められた。なお、予算措置状況の内訳については、以下のとおりである。

ア 法務総合庁舎

八王子法務総合庁舎ほか5施設の新営等工事
(計34億6,542万6千円)

イ 検察庁

広島地方検察庁尾道支部ほか3施設の新営工事
(計7億4,429万4千円)

ウ 法務局

奈良地方法務局橿原出張所（仮称）の新営工事
(計2億5,198万8千円)

エ 刑務所

大阪医療刑務所ほか4施設の新営工事
(計77億840万9千円)

オ 拘置（支）所

福岡拘置所小倉拘置支所の新営工事
(計39億6,228万3千円)

カ 各所営繕

法務省施設の改修、修繕工事

(計18億7,462万6千円)

(2) 宿舎の整備に関する事項

法務省における老朽宿舎は、455棟(3,494戸)に上り、その整備が急がれているところであり、財政当局と折衝しながら、老朽宿舎建替えによる新規建設を計画的に進めている。

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めている。

イ 平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、適切な競争参加資格の設定等、発注関係事務の適切な実施に努めている。

ウ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行っている。

また、いわゆるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査を適切に実施し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行っている。

エ 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主への支援の一環として、一部の工事の競争入札における総合評価落札方式による評価において、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対するポイント加算を行っている。

オ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)において、価格以外の要素を評価する調達を行うときは、法令に基づく認定を受けたワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとされたことを受け、入札参加希望者のうち、技術的能力等が一定の水準を満たした者のみに入札参加等を認める段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス推進企業を評価する項目を取り入れている。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、機能性の確保はもちろんのこと、地域の活性化や景観形成に貢献するように配慮し、大阪拘置所、沼津法務総合庁舎、女子中間ケアセンター(仮称)等の実施設計を行っている。また、工事においては、品質の確保、安全管理、工程管理の指導を行い、工事が円滑に進捗するよう調整している。大阪医療刑務所、宮城刑務所、新潟刑務所、広島刑務所、福岡刑務所、熊本刑務所、高松刑務所、長野刑務所、松江刑務所、小倉拘置支所、小田原法務総合庁舎増築、熊野法務総合庁舎増築、東京拘置所旧庁舎保存改修、静岡刑務所改修、石巻拘置支所改修等の工事を実施しており、そのうち、福岡刑務所(経理棟)、広島刑務所(収容棟)、宮城刑務所(北収容棟)等が完了している。

施設課発注の工事の監督については、当課職員が総括監督員として、監督業務を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

川越少年刑務所職員宿舍等新営工事等について、積算関係基準及び施工条件に基づき、適正な工事及び業務の積算業務を実施した。

(6) 設計及び工事の技術に関する事項

ア 川越少年刑務所職員宿舍等新営工事等の工事及び業務に係る技術審査事務を実施した。

イ 施設整備の品質を確保するため、矯正施設の建築設計基準及び設計標準等、技術基準類の制定及び更新を行っている。

(7) 国際協力に関する事項

矯正建築分野でのアジア諸国の技術力向上を目的とした「アジア矯正建築会議（ＡＣＣＦＡ）」の第９回会議の開催について、同会議の理事国として調整を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響により翌年以降に見送ることとなった。その他、タイ王国法務省主催の司法行政シンポジウムに招待され、パネリストとしてオンラインで参加した。

(8) 工務検査に関する事項

工事及び業務における品質確保のため、法務省所管請負工事成績評定要領等の改正を行うとともに、工事成績評定及び業務成績評定の取りまとめを行った。また、工事中に発生した事故について、原因を分析して対策を講じ、再発防止に努めた。

3 令和２年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産（全て一般会計）の総額は、１兆４,４４４億８,３９６万円（令和３年３月３１日現在）となっており、そのうち行政財産は、１兆４,３４２億８,４８９万円（９９.２９％）、普通財産は１０１億９,９０７万円（０.７０％）となっている。

なお、これを国全体から見ると、その総額１１７兆２,５９８億円の約１.２３％、行政財産２５兆９,７３４億円の約５.５２％を占めている。

（注） 国全体の国有財産の総額は、国有財産法第３３条第２項の規定に基づき財務大臣が調製した令和２年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

令和２年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は１,１１０億７,０１５万円、総減少額は５２９億４,０９６万円で、５８１億２,９１８万円の純増となっている。

別表

法 務 省 所 管 組 織 別 国 有 財 産 現 在 額

(令和3年3月31日現在)

組 織 別	土 地		地 上 権 等		建 物		工 作 物		船 舶		計	
	数 量 (㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	数 量 (延べ㎡)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	数 量 (隻)	価 格 (千円)	数 量 (隻)	価 格 (千円)	価 格 (千円)	割 合 (%)
＜行政財産＞ 法 務 本 省 検 察 庁 法 務 局 矯 正 官 署 更 生 保 護 官 署 出 入 国 在 留 管 理 庁 公 安 調 査 庁 行 政 財 産 計	68,777	299,333,490	55,396	216,812	10,289,987	799,905	-	-	-	-	310,478,780	21.6
	764,653	98,182,184	298,396	862,916	64,178,298	15,651,362	-	-	-	-	178,310,242	12.4
	697,411	81,200,932	332,526	839,008	46,451,594	7,039,049	-	-	-	-	135,024,103	9.4
	36,572,950	407,914,745	2,018,444	4,268,879	268,461,323	91,190,727	5	36,329	6	769,621,576	53.7	
	9,350	855,709	2,423	4,909	264,920	35,773	-	-	-	-	1,158,827	0.1
	187,432	16,530,042	109,589	163,523	20,267,558	2,613,501	-	-	-	-	39,520,692	2.8
	1,595	158,534	-	907	10,099	2,039	-	-	-	-	170,673	0.0
	38,302,171	904,175,638	2,816,777	6,356,956	409,923,783	117,332,359	5	36,329	6	1,434,284,895	100.0	
	1,576	10,198,941	-	66	129	-	-	-	-	-	10,199,071	
38,303,747	914,374,580	2,816,777	6,357,022	409,923,913	117,332,359	5	36,329	6	1,444,483,966			

(注) 1 法務本省には、法務総合研究所を含む。

2 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。

3 矯正官署には、矯正研修所を含む。

4 該当係数がない場合は「」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

〈業務の実施状況〉

1 職員の福利厚生等関係

法務省職員の安全確保及び健康の保持増進に関する事務、児童手当に関する事務並びに雇用保険及び社会保険に関する連絡事務を行っている。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 災害補償関係

令和3年中の認定件数は、380件（公務災害330件、通勤災害50件）である。

4 共済組合関係

法務省共済組合（以下「組合」という。）は、本部及び55支部で構成され、令和3年末における組合員は32,116人、被扶養者は25,476人である。

組合の事業の概要は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業及び災害に関する給付事業であり、保健給付、休業給付等の法定給付のほかに組合独自の附加給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員の退職、障害及び死亡に関する給付事業であり、老齢給付（老齢厚生年金）、障害給付（障害厚生年金・障害手当金）及び遺族給付（遺族厚生年金）を行っている。

(3) 福祉事業

組合は、福祉事業として保健、医療、貯金、貸付、物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省、検察庁等全国3か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の

購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第12条、第13条、第20条、第21条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 法教育

司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受け、法務省は、平成17年に有識者による法教育推進協議会を立ち上げるなど、法教育の推進に取り組んでいる。令和2年度からの新たな学習指導要領の順次実施（「公共」新設を含む高等学校の新しい学習指導要領については令和4年度から年次進行で実施。）や、令和4年4月の成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げなど、近年の社会環境の変化から、学校現場等における法教育の必要性が一層高まっている状況にある。当部では、法教育教材の作成や教員向け法教育セミナーの実施など、学校現場において充実した法教育が行われるための支援等を行っている。

2 法曹養成

平成13年の司法制度改革により、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度が創設された。司法法制部では、この新たな法曹養成制度の下、より多くの質の高い法曹が輩出され、社会の様々な分野に法的サービスが拡充されるよう、法曹養成制度全体の在り方、法曹人口の在り方及び法曹の活動領域の拡大について、文部科学省を始めとする関係機関と連携しながら、必要な施策を講じている。

なお、令和元年6月に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第44号。以下「連携法等一部改正法」という。）が成立し、法科大学院を設置する大学と当該大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度が創設され、新たな5年一貫教育制度（いわゆる「3+2」）が制度化されるとともに、一定の要件の下で、法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能とされるなど、法科大学院教育の充実や、法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の大幅な軽減が図られる

こととなった。令和2年4月からは連携法曹基礎課程（法曹コース）の運用が開始され、令和5年司法試験からは法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能となる。ところ、司法法制部では、この新たな法曹養成課程の着実な実施に向け、関係機関と連携しながら、必要な取組を進めているところである。

司法法制課

法務省組織令第13条、第20条 法務省組織規則第6条

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

第204回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（令和3年法律第20号）

裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少するもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記(1)の立案に伴う調査研究のほか、裁判所・裁判官制度、裁判官・検察官の処遇の改善、司法試験制度、法曹養成制度、弁護士制度等について、調査研究を行っている。

(3) 法曹人口、法曹養成制度について

ア 法曹人口については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）

において、当時1,000人程度であった司法試験の合格者数を、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされたが、この目標は、平成22年以降も達成されず、平成25年7月16日、法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した法曹養成制度関係閣僚会議決定（以下「閣僚会議決定」という。）において、上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回されたとともに、あるべき法曹人口につき提言すべく検討を進めるとされた。

これを受け、閣僚会議である法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の下、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、法曹人口の在り方の検討が進められ、平成27年6月30日、推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」を取りまとめるとともに、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）を決定した。

推進会議決定では、法曹人口の在り方につき、司法試験合格者数でいえば、現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指す

べきであるとされるとともに、法務省において、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応えることのできる法曹の輩出規模につき引き続き検証を行うこととされた。法務省では、推進会議決定に基づき、必要なデータ集積を進めているところである。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）が成立した。その概要は以下のとおりである。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること（連携法）。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること（司法試験法）。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること（裁判所法）。

また、閣僚会議決定において、司法試験につき、受験回数制限を緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することとされたことを踏まえ、司法試験法の一部を改正する法律（平成26年法律第52号）が第186回通常国会において可決・成立した。これにより、平成27年の司法試験から、受験回数制限が緩和され、法科大学院課程の修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年以内は毎回受験できるようになり、短答式試験の試験科目も憲法、民法及び刑法に限定された。

ウ さらに、令和元年6月には以下の内容を含む連携法等一部改正法が成立した。

(ア) 法科大学院教育の充実のための諸規定の新設（段階的・体系的教育の実施、法科大学院において涵養すべき学識等の明確化、成績評価等の公表義務付け等）の新設

(イ) （法科大学院教育との接続・連携が図られた法学部課程である）「法曹コース」設置のための法曹養成連携協定制度の創設

(ウ) 大学院への飛び入学資格の拡大

この改正法により、学部3年（早期卒業制度等を活用）と法科大学院2年（既修者コース）の5年コース（いわゆる「3＋2」）が、新たに法曹養成ルートとして制度化されることとなった。

また、司法試験合格までの予測可能性を確保するため、法科大学院について新たに定員管理の仕組みが導入され、法科大学院の入学定員総数は、当面、2,253人（平成31年度4月期に募集を継続した入学定員の総数）を上回らな

いこととされた。

エ 前記法科大学院改革を踏まえて、連携法等一部改正法により、司法試験制度についても所要の見直しを行った。概要は以下のとおりである。

(ア) 司法試験受験資格の見直し（令和4年10月1日から施行（令和5年の司法試験から導入））

司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院修了者及び予備試験合格者に加えて、新たに、①法科大学院の課程に在学する者であって、②所定の単位を取得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加した。

この新たな在学中受験資格については、同資格により最初に司法試験を受けた日の属する年から受験可能期間（5年間）が起算されることになる。

(イ) 司法修習生の採用要件の見直し（施行期日は同上）

在学中受験資格により司法試験を受けた者については、司法修習生の採用要件として、司法試験の合格に加えて、法科大学院課程を修了することを必要とした。

(ウ) 予備試験の試験科目の見直し（令和3年12月1日から施行（令和4年の予備試験から導入））

今般の法科大学院改革により、法科大学院の教育課程において司法試験論文式試験の選択科目に相当する科目の履修が義務付けられることを踏まえて、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入する一方、一般教養科目を廃止することとした。

オ 法科大学院は、最も多い時期で74校が開設されていたが、令和3年12月時点で、34校が既に廃止され、5校が学生の募集を停止している。

カ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）が成立し、法務省においても、検察官教員を法科大学院に派遣してきたところであるが、法科大学院の組織見直しの一環として、平成26年4月、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」（法曹養成制度改革推進会議決定）が決定され、平成27年度から検察官教員の派遣の見直しが実施されている。この見直し方策については、推進会議決定において、平成28年度以降も継続的に実施することとされた。

なお、令和3年度は、22名の検察官が27校の法科大学院に派遣されている。

キ 司法修習生に対する経済的支援については、平成16年度の裁判所法改正によ

り、それまでの給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が希望者に対して修習資金を貸与する制度（貸与制）が導入され、平成23年11月から司法修習を開始した新第65期司法修習生から適用された。

その後、推進会議決定において、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することとされたほか、平成28年6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材の確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、平成29年4月、修習給付金制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した第71期司法修習生から適用されている。

(4) 法教育

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、自由で公正な社会を支える担い手を育成するために不可欠なものである。

法教育に関しては、平成15年に法曹関係者、教育関係者等の有識者を構成員とする法教育研究会を、平成17年に法教育研究会の後継として法教育推進協議会を発足させ、同協議会において、法教育の普及・推進のため、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方、法曹関係者と教育関係者による連携・協働の在り方等について協議を行っている。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ホームページで公開したり、教員向け法教育セミナーを企画・実施するなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育の授業を実施したり、法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」を利用したツイッター等による広報活動を行うなどしている。

加えて、令和4年4月からの成年年齢引下げを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ホームページに公開するなどしている。

2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年(1867年)以来現在までに制定された法令(法律、政令、府省令、法規性のある告示等)について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会(公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等)に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

ウ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データを e-Gov を所管するデジタル庁に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式総合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻(129冊)、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻(142冊)となっている。

令和3年中に発行した追録は、第12466号から第12791号までの326号で、10万6,786ページである。

また、編さんの過程において、終期の到来等の事由により効力を失っている法令及び現在において實際上その適用される余地がほとんどなく、実効性を喪失していると思われる法令に接したときは、その調査を行って、これを法令集に登載するか否かを決し、更に、その調査結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力して整備している。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

(3) 日本法令の外国語訳の推進

法令外国語訳推進に関する業務については、国内外の経済界等の強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、(中略)法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、内閣官房の司法制度改革推進本部において進められてきた。

平成18年12月に開催された法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議(以下「関係省庁連絡会議」という。)の決定により、平成21年度からは、

法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」（法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。）の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとされた。

また、令和元年7月には、関係省庁連絡会議の下に、我が国の法令外国語訳整備プロジェクトの重点的課題や優先順位等についてユーザー本位の観点で検討するとともに、政府の戦略的な方針策定や着実な実施に当たって司令塔としての役割を担う「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」（以下「官民戦略会議」という。）を設置することが承認された。

令和3年においては、1月に開催された官民戦略会議で、民間構成員から、重点要望事項として、2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令等を公開すること、必要性の高い分野から重点的に翻訳に取り組むこと、法令外国語訳の体制の充実を図ることとの要望があり、同要望に沿った取組を実施したほか、推進会議を開催し、関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた標準対訳辞書の改訂作業を実施した。

平成21年4月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」（以下「JLT」という。）については、令和3年12月31日現在、翻訳法令819本を公開中であり、翻訳整備計画に基づく翻訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信している。令和3年のJLTへの国内外からのアクセス件数は、合計約6,079万件に上った。

なお、JLTについては、令和3年度中にシステムリプレイスメントを実施し、令和4年4月から、検索機能の充実やユーザーインターフェイスの改善が実現された新たなJLTを公開する見込みである。

(4) 法務に関する資料の整備

社会の国際化の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令に関する資料の整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。

なお、令和3年は、令和2年に引き続き、

- ・ ドイツ民法典第4編（親族法）
- ・ ドイツ家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律

について、法務資料の発行を前提とした翻訳の準備を進めた。

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

そのほか、他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局に配布するほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供しており、令和3年に受け入れた資料は、「司法研修所論集」、「司法修習ハンドブック」である。また、最

高裁判所が毎月1日と15日に発行する「裁判所時報」について、最高裁判所の許可を得て印刷し、本省内部部局及び検察庁、法務局に配布した。

(5) 資料の編さん・刊行

令和3年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

標 題	刊行年月	ページ数	規 格
司法法制部季報（第156号）	3. 2	34	A 4
司法法制部季報（第157号）	3. 6	43	A 4
司法法制部季報（第158号）	3.10	90	A 4
法務年鑑（令和2年）	3.11	489	A 5

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、令和3年は、第156号から第158号を発行した。

イ 「法務年鑑（令和2年）」は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、定員及び予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

(6) 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

資 料 名	発 行 卷 号 数	発行回数
最高裁判所判例集	74巻5～9号、75巻1～4号、74巻索引	10
高等裁判所刑事裁判速報集	令和2年版	1

3 法制審議会に関する事項（282～288ページ参照）

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（96～100ページ参照）

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官（統計制度担当）主管の統計の整備、改善等に関する関係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行

令和3年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

資 料 名	収録期間	刊行年月	ページ数	規格	年・月刊の別
令和2年 民事・訟務・人権統計年報	2. 1～3. 3	3. 9	289	A 4	年刊
令和2年 検察統計年報	2. 1～2.12	3. 8	552	A 4	年刊
令和2年 矯正統計年報	2. 1～2.12	3. 7	644	A 4	年刊
令和2年 保護統計年報	2. 1～2.12	3. 7	255	A 4	年刊

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌する司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②支援センター関連予算の要求、③国選弁護人等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④支援センターの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、令和3年は、特に、下記の事務を行った。

(1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項（281～282ページ参照）

(2) 各種大臣認可に関する事項等

令和3年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 令和3年3月24日法務大臣認可

・ 日本司法支援センター業務方法書の変更

震災特例法の失効、民事執行法等の改正、新型コロナウイルス感染症に起因して自己破産する個人事業主の救済に係る改正及び償還免除等の決定主体の変更等の改正によるもの

イ 令和3年5月10日公布・同月20日施行

・ 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

災害対策基本法等の一部を改正する法律の改正によるもの

・ 令和二年七月豪雨による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の改正によるもの

ウ 令和3年5月26日公布・同年8月26日施行

- ・ 総合法律支援法
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の改正によるもの

エ 令和3年7月2日公布・同年9月1日施行

- ・ 総合法律支援法施行令
デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の改正によるもの

(3) 東日本大震災の被災者の法的支援体制整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの被災者がこれまでに経験したことがない法的紛争に直面することが予想されたことから、支援センターにおいて、被災者の生活再建が速やかに図られるよう、①関係士業との共催による電話相談、②フリーダイヤルによる相談窓口の設置、③巡回相談等を積極的に活用した被災地における民事法律扶助の実施、④被災地出張所の開設、⑤業務方法書変更による被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置等の被災者支援の取組を実施してきたところである。さらに、平成24年4月1日に震災特例法が施行され、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大震災に起因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務）を実施している。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

(4) 令和2年7月豪雨の被災者の法的支援体制整備について

令和2年7月3日から発生した令和2年7月豪雨については、同月14日に前記政令を公布・施行し、支援センターにおいて、令和2年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域の災害発生日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、生活の再建に当たり必要な法律相談援助を令和3年7月2日まで実施するなどしている。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整の事務を行った。

(5) 法テラスにおける新型コロナウイルス感染症対応

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来「対面」で行っていた法律相談援助や関係機関等に対する業務説明等の実施が相当制限された。このような状況においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う社会的・経済的混乱を背景に増加する破産、労働、DV等事案などの法的問題に対応し、感染拡大の防止を図りつつ法的支援を実施するため、令和2年5月、業

務方法書を改正して新たに電話・オンラインによる法律相談援助を可能とした上、関係機関等に対する業務説明等についても、オンラインを利用するなどして連携強化に努めたほか、ホームページやテレビ・新聞等を利用して新型コロナウイルス感染症に関する支援情報等の発信等を行った。

審査監督課

法務省組織令第13条、第21条

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請等の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和3年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数1,174人のうち、制度が発足してから令和3年末までに登録を取り消した者の総数は723人、令和3年中に登録を取り消した者は26人（原資格国別では、アメリカ合衆国10人、オーストラリア4人、台湾2人、中国1人、ドイツ連邦共和国1人、ニュージーランド1人、連合王国7人）であり、同年末の登録者数は451人である。

原 資 格 国	承 認		登 録	
	令和3年	総 数	令和3年	総 数
ア イ ル ラ ン ド	－	1	－	1
ア メ リ カ 合 衆 国	17	641	16	625
（ア ラ ス カ 州）	－	(1)	－	(1)
（ア リ ゾ ナ 州）	－	(1)	－	(1)
（イ リ ノ イ 州）	(1)	(21)	(1)	(21)
（オ ハ イ オ 州）	－	(4)	－	(3)
（オ レ ゴ ン 州）	－	(3)	－	(3)
（カリフォルニア州）	(3)	(148)	(3)	(146)
（コネティカット州）	－	(2)	－	(2)
（コ ロ ラ ド 州）	－	(1)	－	(1)
（コロンビア特別区）	－	(51)	(1)	(49)
（ジ ョ ー ジ ア 州）	－	(7)	－	(7)
（テ キ サ ス 州）	－	(7)	－	(7)
（テ ネ シ ー 州）	－	(1)	－	(1)
（ニュージャージー州）	－	(5)	－	(5)

(ニュージャーク州)	(12)	(317)	(11)	(310)
(ネバダ州)	—	(1)	—	(1)
(ノースカロライナ州)	—	(2)	—	(2)
(ハワイ州)	—	(29)	—	(29)
(バージニア州)	—	(13)	—	(13)
(フロリダ州)	—	(4)	—	(3)
(ペンシルベニア州)	—	(2)	—	(2)
(マサチューセッツ州)	—	(4)	—	(4)
(ミネソタ州)	—	(1)	—	(1)
(ミズーリ州)	—	(1)	—	(1)
(メリーランド州)	—	(4)	—	(4)
(ユタ州)	(1)	(1)	—	—
(ルイジアナ州)	—	(2)	—	(2)
(ワシントン州)	—	(7)	—	(5)
(カリフォルニア州+ハワイ州) (注)	—	(1)	—	(1)
イタリア共和国	—	2	—	2
イギリス	—	10	1	10
オーストラリア	1	76	2	75
(クイーンズランド州)	—	(8)	—	(8)
(西オーストラリア州)	—	(9)	—	(9)
(ニューサウスウェールズ州)	(1)	(40)	(2)	(39)
(ビクトリア州)	—	(16)	—	(16)
(首都特別地域)	—	(3)	—	(3)
オランダ王国	—	7	—	7
カナダ	—	14	—	14
(オンタリオ州)	—	(7)	—	(7)
(ブリティッシュコロンビア州)	—	(7)	—	(7)
サウジアラビア王国	—	1	—	1
シンガポール共和国	—	7	—	7
スイス連邦	—	2	—	2
スเปน	—	1	—	1
スリランカ民主社会主義共和国	1	1	—	—
大韓民国	—	5	1	5
台湾	1	6	—	5
中国	4	75	4	74
ドイツ連邦共和国	2	25	3	25
ニュージーランド	—	7	—	7
ネパール連邦民主共和国	—	1	—	1
パラグアイ共和国	—	1	—	1

ブラジル連邦共和国	－	8	－	8
フィリピン共和国	－	6	－	6
フランス共和国	－	12	1	12
ベルギー王国	－	1	1	1
香港	－	10	－	10
連合王国	4	276	6	273
ロシア連邦	1	2	－	1
計	31人	1,198人	35人	1,174人

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、令和3年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

指 定 法	指 定		付 記	
	令和3年	総 数	令和3年	総 数
アイルランド	－	1	－	1
アメリカ合衆国各州	1	203	2	198
オーストラリア各州	－	11	－	11
カナダ各州	－	2	－	2
ニュージーランド	－	2	－	2
香港	－	30	1	29
連合王国	1	50	1	46
ロシア連邦	－	1	－	1
計	2件	300件	4件	290件

(3) 承認・指定を受けた者の2年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から2年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から2年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

令和3年中、承認に係る2年ごとの報告を215件、指定に係る2年ごとの報告を44件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないタイ王国及びマレーシアを資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等への対応

各国における外国弁護士の受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

WTO交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 外国法事務弁護士制度の見直し

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律が令和2年5月29日に公布され、その主な改正内容のうち、国際仲裁・国際調停及び職務経験要件に係る改正については同年8月29日に施行された。一方で、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る改正等については公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内に施行するとされたことから、施行に向けて関係政省令の立案作業を進めた。

(8) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年4月1日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法学の教授等、弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者、③検察庁法第18条第3項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して5年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めて

いる。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

令和3年度研修に係る申請者は19人で、そのうち17人について認定した（2人は申請を取り下げた）。

認定者の内訳は、以下のとおり。

裁判所事務官等経験者	3人
企業法務経験者	3人
公務員経験者	3人
特任検事経験者	6人
大学教授等経験者	2人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等（特定金銭債権）の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）が平成10年10月16日に公布され、同法施行令（平成11年政令第14号）及び同法施行規則（平成11年法務省令第4号）とともに平成11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）が成立し、平成13年6月20日に公布され、同法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第255号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第64号）とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可申請があったときは、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、役員等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

令和3年12月末時点の営業会社数は76社であり、過去5年間の営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		許 可	不許可	
平成29年	－	－	－	－
30年	1	1	－	－
令和元年	－	－	－	－
2 年	1	1	－	－
3 年	1	1	－	－

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可申請があったときは、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しなければならないとされている。

過去5年間の認可申請に関する状況は、次のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		認 可	不認可	
平成29年	1	1	－	－
30年	－	－	－	－
令和元年	－	－	－	－
2 年	－	－	－	－
3 年	－	－	－	－

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

令和3年12月末時点で営業中の会社（76社）のうち、兼業承認を受けている会社数は70社であり、過去5年間の兼業承認に関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	申請件数	処分の内容		その他 (取下げ等)
		承 認	不承認	

平成29年	22	21	－	－
30年	21	15	－	2
令和元年	18	21	－	－
2 年	9	11	－	－
3 年	12	11	－	－

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法又は不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を発した後に当該業務の改善状況を確認する場合などに必要に応じて実施する特別検査がある。

過去5年間の定期検査及び特別検査に関する状況(件数)は、次の表のとおりである。

年 次	定期検査	特別検査
平成29年	30	10
30年	34	2
令和元年	30	1
2 年	11	－
3 年	20	－

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、債権回収会社の業務に関して一定の違法又は不当な事項等が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令(全部又は一部)、許可の取消しをすることができるとされている。

過去5年間の業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

年 次	業務改善命令	業務停止命令	許可の取消し
平成29年	－	－	－
30年	－	－	－
令和元年	－	－	－
2 年	－	－	－
3 年	－	－	－

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問合せや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）は、裁判外紛争解決手続（ADR）（注）を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、平成19年4月1日から施行された。

ADR法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度（以下「認証ADR制度」という。）は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続（民間紛争解決手続）の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

（注）ADR：Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる（ADR法第5条）。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務がADR法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

過去5年間の民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、令和3年においては、新たに4事業者を認証し、ADR法が施行されてから令和3年12月末までの認証紛争解決事業者数の累計は172事業者に達し、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

年 次	申請件数	処分の内容	
		認 証	不認証
平成29年	3	4	－
30年	6	6	－
令和元年	5	7	－
2 年	4	1	－
3 年	2	4	－
累 計	175	172	－

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法

を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。令和3年においては、1件の変更の認証処分を行った。

(3) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出すること及び認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

過去5年間の監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

年次	事業報告書	変更届出書	立入検査
平成29年	147	209	－
30年	149	172	－
令和元年	155	263	－
2年	158	224	－
3年	160	256	－

(4) 広報

認証ADR制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載されるリスティング広告等を実施した（掲載期間：Yahoo!JAPANにおいて令和2年12月から約2か月、Googleにおいて令和3年1月から約2か月間）。

イ パンフレット・ガイドブックの作成

本制度についての説明などを記載したパンフレット、各認証紛争解決事業者の専門性・特殊性や利点等を整理したガイドブックを作成し、都道府県庁、市区町村役場、都道府県警察本部（各警察署を含む。）、地方裁判所、法務局、公証人役場、法テラス及び消費生活センター等の相談機関等に配布した。

(5) オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に関する検討

「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」を受けて「ODR推進検討会」を令和2年10月に設置した。同検討会では、①ODRの推進に向けたADR法関連の規律（法、規則、ガイドライン）の見直し、②民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与、③ODR推進策、認証紛争解決事業者の守秘義務の在り方の3つの点について検討を行った。①については、検討結果に

基づき、令和3年11月に関連する規則及びガイドラインの一部を改正した。②については令和3年3月に取りまとめを行った。③については、令和3年6月に「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）において、「オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向け、AI技術の活用可能性等の検討を進め、ODRを身近なものとするための基本方針を2021年度中に策定する」とされたことを受け、従前の検討項目に併せて、ODRの推進に関する基本方針の策定に向けた検討を行った。

参事官

法務省組織令第12条

裁判所職員定員法の一部を改正する法律、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律、民事訴訟法等の一部を改正する法律（そのうち、民事訴訟費用等に関する法律の改正部分）その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法曹養成制度、司法試験制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、サービサー制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門的見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

（国立国会図書館支部法務図書館）

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第20条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国

立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

令和3年12月末現在における収蔵図書資料数は322,169冊で、同年中における受入数は、1,279冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	116,462冊	55.6%	100,458冊	89.0%	216,920冊	67.3%
法律関係以外	92,886	44.4	12,363	11.0	105,249	32.7
計	209,348	100.0	112,821	100.0	322,169	100.0

(2) 図書資料受入数

区 分		和漢図書資料				欧文図書資料					合計
		購入	受贈	製本	計	購入	受贈	国際交換	製本	計	
図 書	令和元年	481	217	456	1,154	49	176	-	82	307	1,461
	2 年	396	212	474	1,082	49	11	-	83	143	1,225
	3 年	518	173	451	1,142	42	5	-	90	137	1,279
雑 誌 (定期 刊行物)	令和元年	60	234	-	294	32	5	8	-	45	339
	2 年	61	211	-	272	31	5	5	-	41	313
	3 年	61	58	-	119	31	5	5	-	41	160

(注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。

2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

区 分	和漢図書資料		欧文図書資料		合 計	
法 律 関 係	932冊	81.6%	137冊	100.0%	1,069冊	83.6%
法律関係以外	210	18.4	0	0.0	210	16.4
計	1,142	100.0	137	100.0	1,279	100.0

3 管理業務

(1) 入館者

年 次	総 数		法務省職員		そ の 他	
令和元年	12,409人	100.0%	11,758人	94.8%	651人	5.2%
2 年	12,245	100.0	11,572	94.5	673	5.5
3 年	10,965	100.0	10,487	95.6	478	4.4

(2) 貸 出

区 分	総 数		和漢図書		和漢雑誌		欧文図書		欧文雑誌	
	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数	人員	冊数
令和3年総数	4,088	12,172	3,268	9,751	783	2,312	33	98	4	11
1か月平均	341	1,014	272	813	65	193	3	8	0	1
1日平均	16.8	50.1	13.4	40.1	3.2	9.5	0.1	0.4	0.0	0.0

(注) 1日平均数は、総数を243(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索(レファレンス)、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書情報検索システム

法務図書館では、図書及び法律文献が検索できる「図書情報検索システム」を運用している。同システムは、法務省NWを介して、法務省職員等の桌上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

なお、同システムが保有する図書情報は、令和3年12月末現在、約20万件がデータベース化されている。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、令和3年12月末現在、約34万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

ア 令和2年度第2回協議会

令和3年3月3日、書面により開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 令和3年度中央館・支部図書館協議会幹事等の選出について

(イ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2021-2025」について

(ウ) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

- (エ) 国会図書館支部庁費等関係調査の報告について
- (オ) 「国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則」の一部改正について
- (カ) 令和３年度中央館年度計画について
- (キ) 令和２年度支部図書館年度計画の総括及び令和３年度支部図書館年度計画の策定について
- (ク) 令和２年度行政・司法各部門支部図書館職員研修の終了及び令和３年度同研修の方針について
- イ 令和３年度第１回協議会

令和３年７月16日、ウェブ会議システムにより開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

 - (ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き等
 - (イ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2021-2025」について
 - (ウ) 令和２年度中央館年度計画の総括について
 - (エ) 令和２年度支部図書館年度計画の総括及び令和３年度支部図書館年度計画について
 - (オ) 国会図書館支部庁費令和４年度予算概算要求について
 - (カ) 令和３年度支部図書館・分館へのヒアリングについて
- (2) 相互貸借

年 次	貸出冊数	全貸出冊数中の比率(%)	借受冊数
令和元年	237	2.1	104
２年	230	2.0	173
３年	203	1.7	176

(3) 納 本（国立国会図書館法第24条）

年 次	種 類	冊 数
令和元年	87	664
２年	68	665
３年	50	550

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとベックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、展示パネルによる業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

令和2年10月から、「法曹三者の歴史」をテーマに、明治中期から明治後期にかけての法曹制度にスポットを当て、法曹制度の整備状況や、現行の制度との違い、当時の著名な法曹人について紹介する展示を行っている。

(3) メッセージギャラリー

平成30年7月から、同年が明治元年から起算して満150年という節目の年であり、明治以降の歩みを次世代に遺すことなどを目的として政府全体で推進されている「明治150年関連施策」の一環として、司法制度の基盤形成に大きく貢献した先人の紹介や、明治期に編さんされた法典等の貴重書を展示するなどの「明治150年」特集展示を実施している。

(4) 見学者数

令和3年の見学者数は、3,005人であった（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、団体見学に人数制限を設けた。）。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、令和3年においては、第53号及び第54号を発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第4条、第12条、第22条～第27条 法務省組織規則第7条、第7条の2

〈重要施策の概要〉

1 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、平成30年7月に公布された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）に基づき、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。以下この項において同じ。）において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が令和2年7月10日から運用を開始している。

遺言書保管法においては、遺言書の保管に関する事務は法務大臣の指定する法務局が「遺言書保管所」としてつかさどること、また、遺言書保管所における事務は法務局長又は地方法務局長が指定する「遺言書保管官」が取り扱うこととされ、法務局に保管されている遺言書については家庭裁判所の検認手続を要しないこととされている。

2 地図整備の推進

登記所備付地図を整備していくことは、土地取引の円滑化や、公共事業・災害復興事業の迅速化に資するものであり、重要な意義を有するものと認識されている。

このような認識から、平成15年6月、内閣の都市再生本部から「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出され、この中では、「全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する」こととされた。これを契機として、その後、いわゆる「骨太の方針」などの政府方針に毎回盛り込まれており、令和3年度においても、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」において、「登記所備付地図の整備」が明記されているほか、骨太の方針や成長戦略フォローアップにも同基本方針が掲げられるなど、その重要性が広く認識されるに至っている。

このような状況のもと、法務省としても、登記所備付地図の整備を現下の最重要課題として認識しており、平成16年度からは、より困難度の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行ってきた。

もっとも、登記所備付地図の整備率は、全国で6割弱にとどまっており、特に整備の遅れている大都市部や東日本大震災の被災地において、地図の整備に重点的に取り組む必要性が高い状況が生じ、新たなニーズへの対応が求められた。

そのため、平成27年度からは、登記所備付地図整備の更なる推進を図るため、従来の「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を見直し、①「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」（10か年で合計200平方キロメートル）を策定し、全国における地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点

都市を対象とする「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」（10か年で合計30平方キロメートル）及び③東日本大震災の被災県を対象とする「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、作業面積を拡大するとともに、新たに大都市部や東日本大震災の被災地においても、当該作業を実施している。

なお、震災復興型登記所備付地図作成作業について、被災した自治体では、同作業を実施すべき地区がなお存在するため、平成29年度までとされていた当該計画を3か年延長していたところ、令和3年度以降についても更に3か年延長の上、当該作業を引き続き実施している。

さらに、令和2年度からは、平成28年熊本地震の被災地において同作業を実施することとして新たな5か年計画を策定し、震災への復興・復旧の迅速化に寄与している。

3 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、各種閣議決定（「日本再興戦略2014」（平成26年6月閣議決定）等）において、マイナンバー制度を活用して戸籍謄本等の添付省略を実現することが求められていた。そこで、平成26年10月に「戸籍制度に関する研究会」、平成27年6月に「戸籍システム検討ワーキンググループ」を民事局内に設置し、戸籍事務へのマイナンバー制度導入について検討を進めた。さらにその検討を踏まえ、平成29年9月に戸籍法制の見直しについて法制審議会に諮問され、同審議会での審議を経て平成31年2月に戸籍法の改正に関する要綱が答申された。この答申に基づき立案した戸籍法の一部を改正する法律案は、令和元年5月に成立し公布された。マイナンバー制度に基づく情報連携に関する規定は、公布の日から5年以内に施行することとされているため、情報システムの構築等について準備を進めている。

4 無戸籍者の解消に向けた取組

離婚から300日以内に元夫以外の男性の子を出産した場合には、民法第772条の規定により、生まれた子の父は元夫であると推定され（嫡出推定）、その子は元夫の戸籍に記載されることとなる。しかし、元夫にその子の存在を知られたくないなどの理由から、子の母が出生届を提出しないため、子が無戸籍となっている場合がある。近年、無戸籍のまま成人となった者が社会生活上、多大な不利益を被っているとして、社会問題化しており、全国の法務局において、無戸籍者の解消に向けた取組を行っているところである。

また、民法の嫡出推定制度が無戸籍者を生ずる一因であると指摘されていることから、令和元年6月に嫡出推定制度の見直し等について法制審議会に諮問され、法制審議会民法（親子法制）部会において、令和3年2月9日に中間試案が取りまとめられ、引き続き調査審議が進められている。

5 読み仮名の法制化の検討

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）を受け、令和3年

1月以降、一般社団法人金融財政事情研究会が主催する「氏名の読み仮名の法制化に関する研究会」における検討に構成員として参加し、令和3年9月に法制審議会へ法制化（戸籍法等の改正）が必要であると諮問された後は、令和3年11月25日に法制審議会戸籍法部会第1回会議が開催され、以降も継続して調査審議が進められる予定である。

なお、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）においても、令和6年（2024年）からのマイナンバーカードの海外利用の開始に合わせ、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を整備することを含め、迅速に戸籍法制の見直しを行う必要があるとされた。具体的には、戸籍法制の見直しに関する法務大臣の諮問に対する法制審議会からの答申が得られ次第速やかに、戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め、令和5年（2023年）の通常国会に関連する法案を提出した上で、令和6年度（2024年度）を目途に実現を図るとされている。

6 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）を受けて設置された法人設立オンライン・ワンストップ化検討会において、「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」が取りまとめられた。同取りまとめを受け、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、世界最高水準の起業環境を実現するための取組として、令和元年度中にオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理を実現する等が盛り込まれたところ、令和2年3月17日から運用を開始している。

また、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）においても、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととされたところ、商業登記については、令和3年2月15日から印鑑提出の任意化、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、オンラインによる定款認証及び設立登記の同時申請を対象にした24時間以内処理等の運用が開始されている。

7 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、令和3年12月31日現在、全国414庁のうち408庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

8 新型コロナウイルス感染症の影響下における株主総会実務の支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社の定時株主総会の開催に支障

を生じる懸念があったことから、法務省のウェブサイト「定時株主総会の開催について」と題するページを設け、株主総会の延期等に関する考え方を示すとともに、経済産業省等の関係省庁とも連携し、「株主総会運営に係るQ & A」を公表するなどの対応をした。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社の決算・監査業務に遅延が生ずるとの指摘がされたことから、令和2年5月、令和3年1月及び同年12月の3回にわたり、時限措置として、会社法施行規則及び会社計算規則を改正し、いわゆる株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度（株主総会資料の一部をウェブサイトに掲載することにより、株主に対して書面で交付することを要しないこととする制度）の対象となる資料の範囲を拡大する措置を講じることとしている。

9 民事訴訟手続のIT化

令和2年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会が設置され、近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論の期日の実現等に向けた民事訴訟制度の見直しについての審議が進められている。

10 所有者不明土地問題への取組

令和3年4月21日、①所有者不明土地の「発生予防」の観点と、②既に発生している所有者不明土地の「利用の円滑化」の観点から、所有者不明土地問題の総合的かつ本格的な対策を行うため、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号。以下「一部改正法」という。）及び新法である「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。）が成立し、同月28日に公布された。

まず、一部改正法は、不動産登記法を改正する部分と、民法並びにこれと関連して非訟事件手続法及び家事事件手続法を改正する部分とに分かれている。

このうち、不動産登記法の改正は、基本的には、①の発生予防の観点から改正したものであり、具体的内容は、これまで任意とされていた相続登記や住所等の変更登記の申請を義務付けるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、相続登記の申請義務を簡易に履行する「相続人申告登記」や、登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から情報を取得し、職権で登記を行うことを可能とするなどの制度が創設されることとなった。

また、民法等の改正は、基本的には、②の利用の円滑化の観点からのものであり、具体的内容は、所有者不明土地（建物）や管理不全土地（建物）に特化した新たな財産管理制度の創設等の財産管理制度の見直しや、ライフラインの設備設置権等の規律の整備等の相隣関係規定の見直し、不明共有者がいる場合に残りの共有者の同意で共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度の創設等の共有制度の見直し、遺産分割が長期未了状態である場合に、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行

う仕組みの創設等の相続制度の見直しなどである。

次に、相続土地国庫帰属法は、①の発生の予防の観点からのものであり、相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させる制度が創設されたものである。当該制度の具体的な流れとしては、相続等によって土地所有権を取得した者から法務大臣に対する申請がされ、それを受けた法務大臣が、書面審査のほか、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地であるかどうか等について事実の調査を行い、土地の管理官庁の意見聴取等を経て、承認する審査手続となっている。この法務大臣の権限は、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができることとされており、今後定める省令において、申請の受付や要件の審査等に係る業務を、法務局又は地方法務局に委任する予定である。

令和3年12月17日、「民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令」（令和3年政令第332号、第333号）が制定された。

一部改正法については、不動産登記法の改正のうち相続登記の申請の義務化等に関する規定については令和6年4月1日に、不動産登記法の改正のうち住所等の変更登記の申請義務化といった他の公的機関とのシステム連携等を前提にした施策等に関する規定については公布の日から5年以内（今後、政令で具体的な施行日が定められる予定である。）に、これ以外の不動産登記法の改正及び民法の改正については令和5年4月1日に、それぞれ施行されることとなる。

また、相続土地国庫帰属法については同年4月27日に施行されることとなる。

11 実質的支配者リスト制度の創設

公的機関において法人の実質的支配者情報を把握することについては、法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用を防止する観点から、金融活動作業部会（FATF）の勧告や金融機関からの要望等、国内外の要請が高まっている。

このような要請に応えるものとして、法人設立時の実質的支配者情報については、平成30年11月30日から、公証人が定款認証を行う際に囑託人に法人の実質的支配者となるべき者を申告させる取組が行われており、同取組は国際的にも評価を得ているところであるが、法人設立後の継続的な実質的支配者の把握が更なる課題となっていた。

設立後の法人の基礎的な情報は、商業登記所に登記されており、登記官は、商業・法人登記の分野において高度な専門性を有しているところ、法人の実質的支配者情報の把握促進のために効果的な役割を果たし得ると考えられる。

そこで、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進について、研究を行い、今後の新たな取組につなげるため、令和2年4月24日、「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」を設置し、この研究会の

有識者による「議論の取りまとめ」を、同年7月16日、法務省のホームページに公表した。

この「議論の取りまとめ」では、商業登記所が、株式会社等の申出により、その実質的支配者リストの写しを発行する制度を創設することなどが提言されているところ、これを踏まえて、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」（令和3年法務省告示第187号）が令和3年9月17日に公布され、商業登記所における新たな取組として「実質的支配者リスト制度」が創設されることとなった（令和4年1月31日施行）。

〈会 同〉
中央会同

月 日	件 名	協議事項
1.14	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について
4.9	法務局職員課長・新任地方法務局総務課長事務打合せ会	人事管理制度及び適正な人事管理運用等について
4.21	法務局総務部長・民事行政部長事務打合せ会	局務運営について
6.4	法務局会計課長会同	(1) 経理事故の防止に向けた具体的な取組等について (2) 施設設備における工事計画及びその具体的取組について
6.11	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の管理・運営について
9.28	法務局・地方法務局首席登記官会同	登記に関する諸問題について
9.29・30	法務局総務部長・民事行政部長会同	局務運営等について
10.15	法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会	(1) 登記業務における手続案内の範囲に係る方向性について (2) 乙号事務における登記事項証明書等の交付、閲覧に関する手数料のキャッシュレス納付の導入について
12.2・3	法務局長事務打合せ会	法務局の管理・運営について

〈法令立案関係〉

法 令 案 名	主管官庁	担当課・室
(法 律)		
1 民法等の一部を改正する法律 (R3年法律第24)	法務省	参事官室 民事第二課
2 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に 関する法律 (R3年法律第25)	法務省	参事官室 民事第二課
(政 令)		
1 登記手数料令の一部を改正する政令 (R3.4.1政令45)	法務省	商事課
2 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政 令 (R3.12.17政令332)	法務省	参事官室 民事第二課
3 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に 関する法律の施行期日を定める政令 (R3.12.17政令333)	法務省	参事官室 民事第二課
4 会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定 める政令 (R3.12.17政令334)	法務省	参事官室
(省 令)		
1 金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する 命令 (R3.1.12内閣府・法務省令1)	内閣府・ 法務省	商事課
2 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する 省令 (R3.1.29法務省令1)	法務省	参事官室
3 商業登記規則等の一部を改正する省令 (R3.1.29法務省令2)	法務省	商事課
4 商業登記規則の一部を改正する省令 (R3.2.15法務省令2)	内閣府・ 法務省	商事課
5 前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行 保証金規則の一部を改正する命令 (R3.3.19内閣府・法務省令3)	法務省	民事第一課
6 後見登記等に関する省令の一部を改正する省令 (R3.2.19法務省令3)	法務省	民事第一課

7	不動産登記規則等の一部を改正する省令 (R3.3.29法務省令14)	法務省	民事第二課
8	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (R3.5.27法務省令30)	法務省	民事第一課
9	動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令 (R3.6.1法務省令32)	法務省	商事課
10	産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令 (R3.6.16法務省・経済産業省令1)	法務省・ 経産省	参事官室・ 商事課
11	金融サービス仲介業者保証金規則 (R3.6.30内閣府・法務省令4)	内閣府・ 法務省	商事課
12	外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令 (R3.6.30内閣府・法務省令5)	内閣府・ 法務省	商事課
13	特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則 (R3.7.16カジノ管理委員会・法務省令1)	カジノ管理委員会 ・法務省	商事課
14	法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令 (R3.8.2法務省令38)	法務省	商事課
15	商業登記規則の一部を改正する省令 (R3.8.27法務省令39)	法務省	商事課
16	戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (R3.8.27法務省令40)	法務省	民事第一課
17	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令 (R3.9.29総務省法務省令1)	総務省・ 法務省	民事第一課
18	口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令 (R3.12.13内閣府・法務省・財務省令2)	内閣府・法務 省・経産省	参事官室・ 商事課
19	会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令 (R3.12.13法務省令45)	法務省	参事官室

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

例年全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会において、席上、法務大臣から、優良戸籍従事職員に対し、表彰状が授与されていたが、昨年度は、新型コロナウイ

ルス感染症の影響により当該総会が書面開催となったため、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員92名、及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長12名に対し、表彰状を送付する対応が採られた。

2 司法書士の表彰

令和3年6月25日、東京都内において、第86回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士19名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

令和3年6月15日、東京都内において、第78回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、土地家屋調査士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第23条、第24条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

令和3年12月31日現在、全国414庁のうち408庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第23条、第25条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

令和2年9月28日をもって、1,896市区町村の全てにおいて戸籍事務のコンピュータ化が完了した。

2 後見登記に関する事項

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

	令和元年	令和2年	令和3年
総事件数	161,372件	161,626件	174,251件

3 国籍事務に関する事項

(1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。

令和3年に帰化を許可された者を従前の国籍別でみると、韓国・朝鮮が約44%、中国が約31%、その他が約25%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

	令和元年	令和2年	令和3年
総数	8,453人	9,079人	8,167人
韓国・朝鮮	4,360人	4,113人	3,564人
中国	2,374人	2,881人	2,526人
その他	1,719人	2,085人	2,077人

別表(2)

国籍取得者数

令和元年	令和2年	令和3年
884人	772人	817人

別表(3)

国籍離脱者数

令和元年	令和2年	令和3年
945人	705人	805人

別表(4)

国籍喪失者数

令和元年	令和2年	令和3年
1,286人	891人	1,531人

民事第二課

法務省組織令第23条、第26条 法務省組織規則第7条の2

1 不動産登記に関する事項

(1) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去３年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去３年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

	令和元年	令和２年	令和３年
総事件数	4,045,520件	3,041,033件	2,846,431件

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

	令和元年	令和２年	令和３年
総事件数	8,036,297件	7,574,692件	7,894,396件

(2) 筆界特定制度の運用

過去３か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

	令和元年	令和２年	令和３年
申請件数	2,267件	2,454件	2,275件

２ 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

令和３年度司法書士試験は、令和３年７月４日に全国の各法務局及び横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇地方方法務局の所在地15か所において筆記試験を実施し、同年10月25日に全国の各法務局において口述試験を実施した。

合格者については、令和３年11月12日に発表した。出願者数は14,988人、合格者は613人であった。

(2) 土地家屋調査士試験

令和３年度土地家屋調査士試験は、令和３年10月17日に全国の各法務局及び那覇地方方法務局の所在地９か所において筆記試験を実施した。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和３年にこの法務大臣の認定を受けた者は、417名（同年12月８日認定）であり、これまでに認定を受けた者の総数は、21,792名となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、令和３年にこの法務大臣の認定を受けた者は、122名（同年３月14日認定）となった。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

令和３年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去５年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去５年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司 法 書 士 等 現 員 数 調

(令和3年12月31日現在)

区 分	司法書士 登録者数 R31～R312	司法書士 登録取消者数 R31～R312 *処理した件数	司法書士 登録者総数	司法書士法人現員数			簡裁訴訟 代理権 R312
				R31～R312 に入室した法人	R31～R312 に退会した法人	総 数	
東 京	174	106	4,479	42	3	267	3,432
横 浜	48	35	1,228	4	0	55	1,014
さいたま	47	23	920	7	1	41	718
千 葉	22	16	756	2	1	37	564
水 戸	7	13	331	1	1	3	228
宇都宮	7	2	236	2	0	5	167
前 橋	9	2	299	0	0	8	235
静 岡	9	9	496	2	0	24	364
甲 府	2	4	129	0	0	3	81
長 野	11	10	366	1	0	5	262
新 潟	7	8	293	1	0	16	199
計	343	228	9,533	62	6	464	7,264
大 阪	67	52	2,438	15	1	126	2,032
京 都	15	13	579	3	0	26	485
神 戸	23	24	1,046	2	0	23	834
奈 良	4	7	209	0	1	4	155
大 津	9	12	235	1	0	10	173
和歌山	4	4	164	0	0	1	113
計	122	112	4,671	21	2	190	3,792
名古屋	31	26	1,311	18	2	69	1,028
津	4	8	239	1	0	4	175
岐 阜	5	7	329	0	0	7	235
福 井	4	2	121	1	0	5	87
金 沢	3	4	199	2	0	3	156
富 山	2	4	151	0	0	2	107
計	49	51	2,350	22	2	90	1,788
広 島	17	13	536	6	0	20	459
山 口	4	3	227	1	1	3	151
岡 山	11	6	372	4	0	16	281
鳥 取	2	3	91	1	0	3	72
松 江	2	2	108	1	0	2	70
計	36	27	1,334	13	1	44	1,033
福 岡	29	21	1,011	12	1	35	845
佐 賀	6	7	126	2	0	10	89
長 崎	5	10	157	1	0	5	110
大 分	4	7	164	0	0	6	111
熊 本	5	8	335	3	0	15	275
鹿児島	4	11	318	1	0	5	259
宮 崎	2	8	159	0	0	3	118
那 覇	6	7	223	1	0	9	163
計	61	79	2,493	20	1	88	1,970
仙 台	11	13	329	3	0	13	265
福 島	5	10	269	3	0	7	172
山 形	2	3	156	0	0	0	101
盛 岡	2	6	137	3	0	8	89
秋 田	3	6	108	0	0	2	79
青 森	0	2	119	1	0	5	76
計	23	40	1,118	10	0	35	782
札 幌	14	15	512	4	0	18	431
函 館	2	2	37	0	0	4	23
旭 川	3	1	74	0	0	1	52
釧 路	3	3	81	0	0	1	49
計	22	21	704	4	0	24	555
高 松	8	3	182	1	0	2	138
徳 島	2	5	139	1	0	4	90
高 知	1	1	113	0	0	5	87
松 山	4	7	237	3	0	7	178
計	15	16	671	5	0	18	493
総計	671	574	22,874	157	12	953	17,677

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(令和3年12月31日現在)

区 分	土地家屋調査士 登録者数 R3.1～ R3.12	土地家屋調査士 登録取消者数 R3.1～ R3.12	土地家屋調査士 登録者総数	土地家屋調査士法人現員数		
				R3.1～ R3.12 中に入会した法人	R3.1～ R3.12 中に退会した法人	総数
東 京	40	52	1,464	7	0	87
横 浜	19	34	816	7	1	30
さいたま	24	37	801	1	0	19
千 葉	20	17	601	3	0	19
水 戸	7	16	381	2	0	7
宇都宮	4	4	267	0	0	2
前 橋	8	10	331	3	0	2
静 岡	11	27	569	2	0	10
甲 府	4	5	150	2	0	2
長 野	5	11	357	1	0	4
新 潟	1	9	313	2	1	6
計	143	222	6,050	30	2	188
大 阪	20	57	978	7	0	32
京 都	8	10	301	0	0	7
神 戸	18	21	672	2	0	14
奈 良	3	5	194	0	0	3
大 津	5	2	201	1	0	6
和歌山	2	3	145	0	0	1
計	56	98	2,491	10	0	63
名古屋	25	38	1,090	6	0	39
津	3	4	263	1	0	5
岐 阜	11	11	373	1	0	7
福 井	4	3	151	0	0	1
金 沢	3	7	166	0	0	1
富 山	4	4	164	0	0	1
計	50	67	2,207	8	0	54
広 島	9	10	429	2	0	15
山 口	4	10	208	0	0	3
岡 山	3	9	254	1	0	5
鳥 取	0	2	67	0	0	0
松 江	2	3	104	1	0	1
計	18	34	1,062	4	0	24
福 岡	17	11	671	4	0	13
佐 賀	1	1	109	0	0	1
長 崎	1	6	192	0	0	5
大 分	5	12	167	0	0	1
熊 本	4	10	269	2	0	8
鹿児島	1	5	306	0	0	2
宮 崎	4	8	180	1	0	4
那 覇	4	4	176	2	0	2
計	37	57	2,070	9	0	36
仙 台	7	11	268	2	0	3
福 島	6	9	256	0	0	2
山 形	2	4	166	2	0	1
盛 岡	2	5	179	2	0	8
秋 田	2	5	116	0	0	1
青 森	5	3	130	0	0	3
計	24	37	1,115	6	0	18
札 幌	5	12	276	0	0	2
函 館	1	1	52	0	0	0
旭 川	1	1	54	0	0	1
釧 路	3	3	77	0	0	0
計	10	17	459	0	0	3
高 松	7	7	197	0	0	0
徳 島	3	2	157	2	0	4
高 知	1	2	113	0	0	1
松 山	4	11	265	2	0	1
計	15	22	732	4	0	6
総計	353	554	16,186	71	2	392

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成29年	22,519	846	547
30	22,652	770	646
令和元年	22,775	735	612
2	22,777	598	597
3	22,874	671	574

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

年次	登録者数	年間登録数	年間登録取消数
平成29年	16,873	378	525
30	16,737	375	511
令和元年	16,526	329	539
2	16,390	326	469
3	16,186	353	554

商事課

法務省組織令第23条、第27条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

	令和元年	令和2年	令和3年
総事件数	1,540,275件	1,547,809件	1,600,214件

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月1日に創設され、平成17年3月から、全ての商業登記所で電子証明書の発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

2 商事に関する事項

(1) 振替機関及び外国口座管理機関の指定等

社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）等による振替機関及び外国口座管理

機の指定等を、金融庁及び財務省と共同で行っている。

(2) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	令和元年	令和2年	令和3年
登 記 事 件 数	24,700件	23,448件	22,184件
証明書交付通数	204,698通	216,828通	212,744通

4 動産譲渡登記関係

動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

	令和元年	令和2年	令和3年
登 記 事 件 数	6,266件	6,170件	5,312件
証明書交付通数	13,307通	12,787通	12,322通

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

6 遺言書保管関係

遺言書保管法が令和2年7月10日から施行され、同日から令和3年12月末までに29,633件の保管の申請を受けている。

7 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第13条、第28条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律は、令和2年4月1日に施行された。

また、平成20年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法成年年齢部会が設置され、成年年齢の引下げについての審議が進められ、同審議会での審議を経て、平成21年10月、最終報告書及び「民法の成年年齢の引下げについての意見」が採択され、法務大臣に答申された。この最終報告書及び意見に基づき、「民法の一部を改正する法律案」を立案し、第196回国会（平成30年常会）に提出した。その後、平成30年6月、同国会において、「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）が成立し、同月20日に、公布された。この法律の施行期日は、令和4年4月1日とされている。

また、令和元年6月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（親子法制）部会が設置され、児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえた民法の懲戒権の規定等の見直しと、無戸籍者問題を解消する観点からの民法の嫡出推定制度等の見直しについての審議が進められてきたところ、令和3年2月9日に中間試案が取りまとめられ、引き続き調査審議が進められている。

また、令和3年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会（家族法制部会）が設置され、民法等のうち父母の離婚後の子の養育の在り方等に関する規定の見直しについての審議が進められている。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正について審議が進められ、平成31年1月、

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第200回国会（令和元年臨時国会）に提出した。これらの法律案は、令和元年12月4日に可決され、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が成立し、同月11

日に公布された。これらの法律は、一部の規定を除き、令和3年3月1日に施行された。

また、平成16年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された、法制審議会信託法部会は、平成18年2月から審議が中断していたが、平成28年6月に審議を再開し、平成30年12月、「公益信託法の見直しに関する要綱案」が決定され、同審議会総会での審議を経て、平成31年2月、法務大臣に答申された。

2 民事手続法関係

令和2年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会が設置され、近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論の期日の実現等に向けた民事訴訟制度の見直しについての審議が進められている。

また、令和2年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会仲裁法制部会が設置され、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の一部改正への対応という観点からの仲裁法の見直しや、調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等についての審議が進められ、令和3年10月には「仲裁法の改正に関する要綱案」の取りまとめがされ、同審議会総会での審議を経て、法務大臣に答申された。

なお、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」については、更なる調査審議が進められている。

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第5条、第12条、
第28条～第33条 法務省組織規則第8条、第8条の2

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

少年法の改正

選挙権年齢の引下げなどの社会情勢の変化、近時の犯罪情勢、再犯防止の重要性等に鑑み、少年法の適用対象年齢の在り方とともに、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方について、専門家の知見を反映しつつ十分な検討を行う必要があると考えられたことから、平成29年2月9日、法務大臣から、法制審議会に対し、少年法の適用対象年齢を18歳未満にすること及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方等に関する諮問第103号が発せられた。

法制審議会においては、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられ、同部会は、三つの分科会における検討を含め、計58回（うち分科会は計29回）の会議を開催し、調査審議を重ねた結果、令和2年9月9日、諮問に対する答申案を取りまとめ、法制審議会に報告することを決定した。

その後、同年10月29日に開催された法制審議会第188回会議において、同部会で了承された答申案が全会一致で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

この答申を受けて、所要の立案作業を行い、令和3年2月19日、18歳及び19歳の者について、全件家庭裁判所に送致することとしつつ、いわゆる原則逆送対象事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件を加えるなどの少年法の適用における特例規定を整備すること等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。同法は、同年5月21日に成立して同月28日に公布され（令和3年法律第47号）、令和4年4月1日から施行された。

〈主な会同〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
2.17	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3. 5	副検事会同	交通事件及び最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応について
5.13	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
6. 3	検察庁会計課長会同	予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項
6.22	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
7. 2	全国財政経済係検事会同	最近における財政経済関係事犯及び贈収賄事犯等の捜査処理及び公判遂行上の問題点とこれへの対応
9.29~ 12.17	令和3年度検察官・国税査察官合同中央協議会	直接国税は脱事犯の諸問題
10.20	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
11.24	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
11.25	検務実務家会同	検務事務処理上の問題点等について
12.14	高等検察庁事務局長協議会	検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

〈主な審議法案〉

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
1月5日	所得税法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月5日	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月6日	地方税法等の一部を改正する法律案	総務省	刑事課
1月14日	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月14日	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月15日	デジタル庁設置法案	内閣官房	総務課
1月17日	雇用保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
1月18日	関税定率法等の一部を改正する法律案	財務省	刑事課
1月18日	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	警察庁	刑事課
1月18日	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
1月19日	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案	経済産業省	刑事課
1月22日	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
1月22日	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
1月25日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案	内閣官房	総務課
1月29日	自然公園法の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
1月31日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
2月2日	放送法の一部を改正する法律案	総務省	総務課
2月2日	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案	環境省	刑事課
2月4日	特許法等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
2月4日	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案	消費者庁	刑事課
2月4日	海上交通安全法等の一部を改正する法律案	海上保安庁	刑事法制管理官室
2月5日	国立大学法人法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事法制管理官室
2月5日	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
2月8日	消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案	消費者庁	刑事課
2月9日	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案	環境省	刑事課
2月10日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	環境省	刑事課

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
2月12日	民法等の一部を改正する法律案及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（仮称）	法務省	刑事法制管理官室
2月16日	災害対策基本法等の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
2月17日	著作権法の一部を改正する法律案	文部科学省	刑事課
2月17日	航空法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
2月19日	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案	金融庁	刑事課
2月24日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案	厚生労働省	公安課
2月25日	職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令案	内閣人事局	総務課
3月8日	内閣府本府組織令の一部を改正する政令案	公正取引委員会	総務課
4月28日	教職員等による児童生徒暴力等の防止等に関する法律案	文部科学省	総務課
7月29日	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令案	内閣府	刑事法制管理官室
8月12日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案及び個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令案	個人情報保護委員会	刑事法制管理官室
8月18日	個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正案	個人情報保護委員会	刑事法制管理官室
8月25日	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案及び踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
9月13日	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	総務省 経済産業省	総務課
9月15日	国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	内閣官房 総務省	刑事法制管理官室
9月16日	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室
10月4日	令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月5日	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び都市計画法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
10月13日	仲裁法の一部を改正する法律案	法務省	刑事法制管理官室

受理年月日	法 令 案 件	主 管 省 庁	審議担当課
10月25日	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑事課
11月29日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案及び個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令案	個人情報保護委員会	刑事法制管理官室
12月7日	令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

令和3年法務省訓令第2号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、統括捜査官を10廃止すること、検察広報官を福島地方検察庁郡山支部に1置くこと、次席捜査官を宇都宮地方検察庁ほか9庁に各1置くことについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括捜査官の配置に関する規則の改正

令和3年法務省刑総訓第2号をもって統括捜査官の配置に関する規則の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、宇都宮地方検察庁ほか9の地方検察庁の統括捜査官を各1廃止することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

昭和62年12月14日付け法務省刑総第1019号通達「記録事務規程の運用について」及び平成11年11月11日付け法務省刑総第1333号通達「刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定について」の一部改正について

令和3年3月29日から、刑事参考記録の指定上申を必要とするものに、新たに「検察審査会による起訴をすべき旨の議決に基づいて公訴が提起された被告事件」及び「刑事局において刑事参考記録として保存する必要がある旨通知した被告事件」を加える改正を行った。

また、弁護士会、裁判所、学術研究者等から刑事参考記録等としての保存に関する要望があった事件の記録のうち、検察庁の長が刑事参考記録等として保存の必要がないと判断したものについては、刑事局において、刑事参考記録アドバイザーの意見を聴取した上で、指定すべき事件の記録であるかを検討等することとした。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

令和3年中に訟務局から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は46件であり、請求原因の主なものは、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は41件（国勝訴35件、国一部敗訴2件、訴え取下げ等4件）となっている。

4 検察審査会関係

令和3年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

区 分		令和3年
受 理		4,857
旧 受		995
新 受		3,862

申立てによるもの	3,835
職権によるもの	27
処 理	3,511
起訴相当・不起訴不当	382
不起訴相当	2,821
その他（審査打ち切り、申立却下、移送）	308
未 済	1,346

（注） 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

（2） 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

区 分	令和3年
起 訴	33
不 起 訴 維 持	102
合 計	135

（注） 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、令和3年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

刑事課

法務省組織令第28条、第30条

令和3年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は766,449人で前年の803,752人と比較して、37,303人減少している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交通法等違反」という。）を除く。）、道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 通 常 受 理 人 員

罪 種	令和2年	令和3年	対前年増減
総 数	803,752	766,449	△37,303
刑 法 犯	496,184	475,797	△20,387
特 別 法 犯	88,337	84,482	△ 3,855
道 路 交 通 法 等 違 反	219,231	206,170	△13,061

（注） △印は、減少を示す。

令和3年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は244,425人で、前年の253,444人と比較して、9,019人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯、特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると、次の表のとおりである。

罪 種 別 処 理 人 員

罪 種	令和2年		令和3年		起訴人員の 対前年増減
	起 訴	不起訴	起 訴	不起訴	
総 数	253,444	511,021	244,425	492,096	△ 9,019
刑 法 犯	104,274	362,456	100,890	350,493	△ 3,384
特 別 法 犯	41,812	43,952	40,373	42,468	△ 1,439
道路交通法等違反	107,358	104,613	103,162	99,135	△ 4,196

(注) △印は、減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について、前年と比較して通常受理人員の増減を見ると、減少したものと、背任・横領6,556人及び盗品等関係640人（19.8%減）等が挙げられ、一方、増加したものは、職権濫用1,377人（62.8%増）等が挙げられる。

2 環境関係事件

令和3年中における環境関係法令違反事件の通常受理人員は9,074人で、前年と同程度で推移している。これを主な罪種別に見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の7,625人が最も多く、全体の84.0%を占め、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の389人（全体の4.3%）となっている。

3 公務員関係事件

令和3年中における公務員犯罪の通常受理人員は14,127人で、前年の13,249人と比較して878人増加している。これを主な罪名別に見ると、自動車による過失致死傷等の8,070人が最も多く、全体の57.1%を占め、以下、職権濫用の1,159人（全体の8.2%）、偽造の755人（全体の5.3%）、窃盗の419人（全体の3.0%）の順となっている。

4 選挙関係事件

令和3年は、10月31日に第49回衆議院議員総選挙が行われた。選挙後約6か月間の選挙違反事件の受理人員は、261人であり、前回の同選挙（平成29年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して179人の増加となっている。違反の内容は、買収事犯の占める割合が高く、全体の51.3%となっている。

5 財政経済関係事件

(1) 令和3年中における直接国税は脱事件の通常受理人員は133人で前年の163人に比較し30人（18.4%）減少している。所得税法違反は増減なく、法人税法違反は51人減少し、相続税法違反の受理はなかった。これらの事件については、業種が多様化している傾向がうかがわれ、内容的にも、犯行の手段方法は外国法人を利用するなど一段と悪質巧妙化の傾向を強め、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、令和3年中における消費税法違反事件の通常受理人員は46人となっており、前年の64人に比較し18人（28.1%）減少した。

- (2) 金融関係事件について見ると、令和3年中における出資法違反事件の通常受理人員は347人であり、前年に比較して54人増加し、このうち高金利事件（第5条違反）が244人（70.3%）となっている。

6 交通関係事件

令和3年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は287,970人で、全刑法犯の通常受理人員の60.5%を占めており、前年の301,092人と比較して、13,122人（4.4%）減少している。

また、令和3年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は629人で、前年の639人と比較して10人（1.6%）減少している。同罪で公判請求した人員は339人であり、前年の359人と比較して20人（5.6%）減少している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、206,170人で、前年の219,231人と比較して13,061人（6.0%）減少している。

7 少年事件

- (1) 令和3年の検察庁における少年事件の通常受理人員は40,337人であり、その内訳は、刑法犯が27,190人（全体の67.4%）、特別法犯が3,815人（同9.5%）である。これを前年と比較すると、総数で5,099人（11.2%）、刑法犯で3,784人（12.2%）減少し、特別法犯で156人（4.3%）増加している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が33.9%を占め、以下、自動車による過失致死傷等30.6%、暴行・傷害9.7%、横領・背任4.1%となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては5.3%、刑法犯全体では5.7%、そのうち、凶悪犯（放火、強制わいせつ・強制性交等、強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗・強制性交等）では7.3%、粗暴犯（暴行・傷害、恐喝）では8.8%、窃盗犯では12.0%となっている。

- (2) 令和3年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は37,983人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた33,574人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したものは4,703人（14.0%）、少年院送致相当の意見を付したものは4,133人（12.3%）、保護観察相当の意見を付したものは9,417人（28.0%）、その他が15,321人（45.6%）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が2,463人（7.3%）、少年院送致決定が2,431人（7.2%）、保護観察決定が10,890人（32.4%）、審判不開始・不処分決定が17,227人（51.3%）、その他が563人（1.7%）となっている。
- (3) 令和3年に少年法第20条の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は3,459人である。このうち、起訴人員は、1,472人（処理総数の42.6%）であるが、その内訳は、刑法犯139人（うち、自動車による過失致死傷等55人）、特別法犯5人、道路交通法等違反1,328人である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求158人（10.7%）、略式命令請求1,314人（89.3%）

である。

- (4) 令和3年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は1,297人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が16人、同執行猶予が40人、罰金が1,241人（うち、99.4%が自動車による過失致死傷等及び道路交通法違反によるもの）である。

公安課

法務省組織令第28条、第31条 法務省組織規則第8条の2

1 公安事件

令和3年における通常受理人員は、161人であり、前年の通常受理人員に比べ33人増加した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成28年141人、29年194人、30年122人、令和元年234人、2年128人となっている。

2 労働事件

令和3年における違法争議行為事件の通常受理人員は2人である。近年の通常受理人員数を見ると、平成28年、29年、30年、令和元年及び2年は0人となっている。

一方、令和3年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は2,103人であり、前年に比べ48人増加した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成28年2,321人、29年2,208人、30年2,270人、令和元年1,984人、2年2,055人となっている。また、令和3年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反473人（前年比50人減）、②労働安全衛生法違反1,206人（前年比193人増）、③じん肺法違反0人（前年比2人減）、④船員法違反252人（前年比89人減）、⑤鉱山保安法違反1人（前年比2人減）、⑥職業安定法違反134人（前年比4人増）、⑦労働者派遣事業法違反28人（前年比14人減）、⑧雇用保険法違反5人（前年比4人増）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、令和3年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は、14,944人と、前年に比べ1,367人（8.4%）減少している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反を除いたものを見ると、令和3年は10,292人と、前年から753人（7.9%）増加している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗罪、傷害罪、詐欺罪、住居侵入罪、過失傷害罪となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の59.1%を占めて最も多く、次いで覚醒剤取締法違反の順となっている。

なお、令和3年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

(R3年)

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
総 数	14,944	6,351	8,214	43.6
刑 法 犯	7,075	2,677	4,038	39.9
特 別 法 犯	7,869	3,674	4,176	46.8

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

4 風紀関係事件

(1) 売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、令和3年の通常受理人員を見ると、令和2年と比較して、総数で41人（6.9%）減少している。

売春防止法違反事件受理処理人員

事 犯 の 態 様	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率 (%)	
	R2	R3	対前年比(%)	R2	R3	R2	R3	R2	R3
総 数	594	553	△6.9	199	198	367	307	35.2	39.2
勧 誘 等 (5条)	219	267	21.9	10	13	192	221	5.0	5.6
周 旋 等 (6条)	216	192	△11.1	100	122	97	55	50.8	68.9
売春をさせる契約 (10条)	52	36	△30.8	29	20	14	16	67.4	55.6
場 所 の 提 供 (11条)	79	42	△46.8	34	27	50	11	40.5	71.1
売春をさせる業 (12条)	24	7	△70.8	25	9	9	1	73.5	90.0
その他 (7～9条, 13条)	4	9	125.0	1	7	5	3	16.7	70.0

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。令和3年の通常受理人員は3,093人であり、令和2年と比較して29人（1.0%）増加している。また、令和3年の処理状況については、起訴人員は1,621人で、令和2年と比較して50人（3.2%）増加し、不起訴人員は677人で、令和2年と比較して67人（11%）増加している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員	起訴率 (%)
令和2年	3,064	1,571	610	72.0
令和3年	3,093	1,621	677	70.5

5 麻薬・覚醒剤関係事件

(1) 麻薬事件

麻薬関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。）違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。令和3年の通常受理人員は、総数において前年に比べ970人（11.5%）増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は6人（0.5%）減少、あへん法違反は2人（13.3%）増加、大麻取締法違反は974人（13.5%）増加、あへん煙に関する罪は前年同様該当がなかった。

(2) 覚醒剤事件

覚醒剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、令和3年には12,820人（令和2年13,644人、6%減少）となっている。

また、令和3年の処理状況を見ると、起訴人員は9,508人で起訴率は75.4%（自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は36.8%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

法 令 名	通常受理人員			起訴人員		不起訴人員		起訴率（%）	
	R2	R3	対前年比（%）	R2	R3	R2	R3	R2	R3
麻 薬 関 係 総 数	8,411	9,381	11.5	3,884	4,402	3,704	4,181	51.2	51.3
麻薬及び向精神薬取締法違反	1,153	1,147	△0.5	689	714	422	445	62.0	61.6
あへん法違反	15	17	13.3	1	-	14	17	6.7	-
大麻取締法違反	7,243	8,217	13.5	3,194	3,688	3,268	3,719	49.4	49.8
あへん煙に関する罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
覚醒剤取締法違反	13,644	12,820	△6.0	10,365	9,508	3,058	3,101	77.2	75.4

（注） 起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

(3) 麻薬特例法の適用状況

令和3年における業として行う不法輸入等の罪（第5条）の通常受理人員は26人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額（不真正連帯関係にある重複部分を控除した額）は、約8億6,000万円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、その後の平成5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向にあり、令和3年末の構成員数は約12,300人となり、前年末に比べ約1,000人減少した。また、暴力団準構成員（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）も同じく減少傾向にあり、令和3年末は約11,900人

となり前年末に比べ約800人減少した。

このような状況の下、令和3年中の銃器発砲事件は10件発生（前年比7件、41.2%減少）し、同事件による死傷者数は5人（前年比4人、44.4%減少）となっているところ、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあり、令和3年は295丁と前年より減少した。このうち暴力団構成員等からのものは、拳銃31丁（前年比23丁、42.6%減少）、となっており、平成17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第28条、第32条

少年法の改正

選挙権年齢の引下げなどの社会情勢の変化、近時の犯罪情勢、再犯防止の重要性等に鑑み、少年法の適用対象年齢の在り方とともに、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方について、専門家の知見を反映しつつ十分な検討を行う必要があると考えられたことから、平成29年2月9日、法務大臣から、法制審議会に対し、少年法の適用対象年齢を18歳未満にすること及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方等に関する諮問第103号が発せられた。

法制審議会においては、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会が設けられ、同部会は、三つの分科会における検討を含め、計58回（うち分科会は計29回）の会議を開催し、調査審議を重ねた結果、令和2年9月9日、諮問に対する答申案を取りまとめ、法制審議会に報告することを決定した。

その後、同年10月29日に開催された法制審議会第188回会議において、同部会で了承された答申案が全会一致で採択され、同日、法務大臣に答申がなされた。

この答申を受けて、所要の立案作業を行い、令和3年2月19日、18歳及び19歳の者について、少年法の適用における特例規定を整備するなどの措置を講ずることを内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出した。同法は、同年5月21日に成立して同月28日に公布され（令和3年法律第47号）、令和4年4月1日から施行された。

同法は、

- 18歳及び19歳の少年の保護事件について、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、犯行時18歳以上の少年に係るものを加える
- 18歳及び19歳の少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外するとともに、家庭裁判所による保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととする
- 18歳及び19歳の少年について、検察官送致の決定がされた後の刑事事件の特例に

関する規定（不定期刑等）は、原則として適用しない

- 18歳及び19歳の少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する少年法の規定を適用しないこと等を内容とするものである。

国際刑事管理官

法務省組織令第28条、第33条

国際犯罪関係

- (1) 国際捜査共助関係

我が国が令和3年中に受託した事件は113件ある。

検察庁から嘱託した事件は7件ある。

- (2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が令和3年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例はない。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例は2件ある。

Ⅳ 矯 正 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第6条、第12条、第34条～第39条、法務省組織規則第9条～第12条

〈重要施策の概要〉

1 再犯防止施策の推進

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されたところ、再犯防止に向けた総合対策において設定され、同計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図るとされている数値目標である出所受刑者の2年以内再入率（令和元年出所者）が、15.7%とこれまでで最も低い数値を記録し、令和3年までに16%以下にするとの数値目標を達成した。このように、同再入率が順調に低下する一方で、出所後の職場定着や満期釈放者対策など、再犯防止を推進する上で取り組むべき課題も残されているところ、当該課題解決に向けた取組について、矯正と保護の施策に一貫性や整合性を持たせながら、その充実を図った。

また、再犯防止推進法では、国と地方公共団体の相互連携が規定されており、この連携を推進するために、これまで大阪・東京の二管区に設置されていた更生支援企画課が令和元年度には全ての矯正管区に設置されたほか、令和2年度からは矯正局に更生支援管理官が設置された。これにより、各矯正管区更生支援企画課と緊密に連携しながら、地方公共団体による再犯防止施策が推進されるよう、様々な協力等を実施した。また、令和元年6月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、首長主体の会議体である矯正施設所在自治体会議が、90の市町の参加を得て設立（令和3年4月1日現在は、97の市町村が参加）されるなど、矯正施設のみならず、都道府県・市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、地方公共団体による地域における再犯防止施策等を推進するための取組も大きく進展し、地域の特性や課題に応じた安全安心で活力のある地域づくりを進めた。

矯正局においては、矯正施設と地方公共団体等が連携した取組事例を紹介する広報用資料として事例集やパンフレットを作成・冊子化し、各矯正管区を通じて地方公共団体等に配布したほか、矯正管区においては地方公共団体が地域の実情に応じたこれらの取組を推進する上で必要となる各種統計データや矯正施設の施策等に関する情報提供、助言、協力を行った。各施設においても、自治体が主催する再犯防止に関する協議体やネットワークへの参加や、様々な機会を捉えた広報活動を展開するなど矯正施設と地方公共団体の相互理解、連携体制の強化を図った。また、令和3年度から、一部の施設において、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等と意見交換会を実施し、雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を強化した。

2 保安警備体制の充実・強化等

矯正施設における非常事態に、迅速かつ的確に対処するための常設部隊として、平成31年に法務省矯正局特別機動警備隊（以下「特別機動警備隊」という。）が創設された。

なお、特別機動警備隊は、専門家等の指導を受けた上で、新型コロナウイルス感染症の集団感染事案が発生した矯正施設へ派遣され、施設内のゾーニング、防護服の着脱方法の指導のほか、ゾーニングをした車両による陽性者の緊急移送に従事するなど、最前線で同感染症まん延防止対策にあたった。

3 矯正医療の充実強化

令和3年は、新型コロナウイルスの流行により、例年、矯正医療の広報及び医師の確保のための活動として実施していた、大学医学部の学生を対象とした矯正管区長、施設長、矯正医官等による矯正医療の実態等についての講演活動や、民間企業が主催する医学関係リクルートイベントへの参加及び各種医学会における矯正医療広報ブースの出展等をはじめとした対面形式の広報活動を計画どおりに実施することができなかった。

そのため、広報活動には、広報用DVD「矯正医官―法務省の医師という選択―」（平成28年度作成）、「矯正医療―再犯防止を目指して―」（令和元年度作成）のYouTubeへの掲載、医師の募集等に関するインターネット広告掲載（バナー広告、医師の転職サイト）のほか、令和3年度は矯正局公式ツイッターによる矯正医官の募集、医学総合雑誌への特集記事及び広告の掲載並びにサービスエリアにおけるデジタルサイネージ広告の掲載を行い、非対面形式の広報・啓発活動を展開した。

4 採用広報活動の充実

平成30年度に矯正局に設置した「矯正職員の採用・育成等プロジェクトチーム」における矯正職員の採用・育成等PTの活動・検討結果を踏まえ、矯正局、矯正管区、矯正施設及び矯正研修所が一体となって、SNSやデジタルサイネージなど採用対象者が身近に感じる広報媒体を活用した広報や新しい生活様式を取り入れたオンライン見学会などの開催により、矯正職員の魅力を広報した。

また、令和2年6月から運用を開始した「矯正局公式ツイッター」による発信が定着したほか、法務省HPの「法務省矯正職員採用ページ」の職種（刑務官・法務教官・心理技官）ごとのコンテンツを一新し、広報の受け手を意識した採用広報の充実を図った。

今後は、それぞれの取組の効果を検証し、採用広報に係る課題の改善に結び付けていくこととしている。

5 女子刑事施設の運営改善と女性職員の活躍推進

女子刑事施設を取り巻く様々な課題に対し、平成26年1月に策定された「マージレット・アクション」及び平成28年3月に策定された「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）」（以下「アット・ホームプラン」という。）に基づき、過剰収容対策や女性刑務官の育成策等、様々な取組

を行ってきた。その結果、過剰収容状態が解消されるとともに、女性刑務官の離職率も改善の兆しが見られるなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、女子刑事施設については、高齢や摂食障害等の処遇上特別な配慮を要する受刑者への対策を充実・強化させること、女性刑務官の採用後3年以内の離職率をさらに低くしていくことなど、残された課題もあったことから、令和元年5月、新たな総合対策として「マーガレット・アクション2」を策定した。「マーガレット・アクション2」は、「マーガレット・アクション」の取組期間後も残された課題に改めて取り組むとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）や再犯防止推進法への対応を盛り込むなどして再構成されたものであり、①勤務しやすい職場作り、②若い職員の育成と定着、③有為な人材の確保、④職員相互・地域との連携、⑤再犯防止推進計画の実行、が具体的内容として定められ、その実現に向けた取組を行っている。

また、令和3年4月にアット・ホームプランが改正され、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン－プラスONE-）」が策定されたことに伴い、引き続きワークライフバランス推進や女性活躍のための取組を進めることとしている。

6 組織運営体制の改善

効率的な施設運営を図りつつ、実効性のある再犯・再非行防止対策に取り組むため、美保学園を廃止し、福井少年鑑別所を分所化したほか、宇都宮拘置支所及び大田原拘置支所について、黒羽刑務所から喜連川社会復帰促進センターへ所轄を変更した。

また、国際受刑者移送に係る適正な手続の執行、諸外国の刑事施設における被収容者処遇の状況、処遇手法等についての調査・研究を行うため、矯正局成人矯正課に被収容者処遇研究官を設置した。

7 PFI手法を活用した刑務所の整備・運営

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したPFI手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のほか、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協働により施設の運営をPFI事業として行っている。

これらのPFI手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地元自治体等の様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や受刑者の就労につながることが期待されている。令和3年には、美祢社会復帰促進センターにおいて、美祢市、株式会社小学館集英社プロダクション、株式会社セイトロウデザインと連携し、美祢市の特産品の魅力を引き出す広告ポスターを制作する職業訓練「販売戦略科」を実施した。

広告ポスターの制作過程を通じ、受刑者に物事を的確に伝える表現力や他者との協働の仕方等を学ばせることを目的として実施するもので、令和3年度は、「厚保くり」及び「原木しいたけ」の広告ポスターを制作するなど、従来の刑事施設には見られなかった矯正処遇を実施している。

また、国際法務総合センターについては、施設の維持管理及び運営業務の一部について民間委託し、平成31年4月からは、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び東京婦人補導院の民間委託が開始された。

8 公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間委託については、平成26年度から、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所の給食業務を、平成29年度から、静岡刑務所及び笠松刑務所の総務業務、警備業務、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務及び収容関連サービス業務における民間委託を実施している。

なお、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）については、国が建設した刑務所の運営をPFI事業として行っていたが、令和4年3月末で事業期間が終了し、令和4年4月からは、令和元年7月9日に改定された「公共サービス改革基本方針（閣議決定）」に基づき、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務、医療業務及び収容関連サービス業務について民間委託している。

9 札幌刑務支所女子依存症回復支援センター

薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として令和元年度から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施している。

10 少年院における修学支援の充実強化

令和2年の新収容者の教育程度をみると、高等学校中退や中学卒業の割合が6割余りを占めるなど、学習ニーズの高い者が多い。このように同年代の若者と比較すると学習環境には格差があることなどを踏まえ、少年院では従来から修学支援の取組を行っている。具体的には、修学情報の提供として、民間事業者が運用する「修学支援デスク」を設置し、進学等を希望する在院者に対して、ニーズに合わせて大学、専門学校等の情報を提供しているほか、平成19年度から少年院内で受験することが可能となっている高等学校卒業程度認定試験について、その重点的な受験指導を実施する「重点指導コース」を、現在13庁に設置している。これらに加えて、在院者に、在院中に新たに高校での学びをスタートさせ、出院後の卒業に向けたサポートを併せて行うため、令和2年6月に「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」を立ち上げ、文部科学省、全国高等学校通信制教育研究会や広域通信制高校の参画を得て、同年12月に報告書を取りまとめた。同報告書を受け、

令和3年度から、少年院在院中からの通信制高校への入学を8庁のモデル庁において実施している。

〈会同・協議会〉

月 日	件 名	協 議 事 項
1.11 5.28	矯正管区長等協議会 刑事施設長会同	人事異動計画について 1 刑事施設における満期釈放者対策の着実な推進について 2 新型コロナウイルス禍における刑事施設の運営について
5.31	矯正管区長等協議会	1 再犯防止施策を推進し、外との関係・連携を強化するための方策について 2 有為な人材を確保するための採用広報の推進について 3 職員不祥事・各種事故の防止について
6.1	矯正関係予算担当課長等 会同	1 経理事事故の防止に向けた具体的な取組等について 2 施設整備における工事計画及びその具体的取組について
7.8 (書面 開催)	少年院長・少年鑑別所長 会同	1 現下の諸情勢に鑑み、少年院及び少年鑑別所の管理運営上考慮すべき事項 2 新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた少年院及び少年鑑別所の運営の在り方について ※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催に変更
7.20	女子刑事施設協議会	1 職員の育成・指導等の実施について 2 執務環境の改善について 3 女子施設地域連携事業等再犯防止に向けた取組について
10.7	少年院処遇問題協議会	1 特定少年に対する矯正教育について 2 第5種少年院の運用について 3 職員の職務能力の向上と一体感の醸成について
10.11	矯正管区長等協議会	1 地域再犯防止推進モデル事業に対する矯正施設の関与の現状と今後の課題について 2 地方更生保護委員会等と連携した満期釈放者等の社会復帰対策の推進について 3 職員不祥事を起こさない組織の在り方について
10.14 10.15	被収容者処遇対策協議会 鑑別・観護処遇・地域援助協議会	被収容者処遇の諸問題について 1 鑑別の充実強化 2 観護処遇の適切な実施 3 コロナ禍における地域援助の効果的な実施
11.7・8	矯正管区首席管区監査官 等協議会	監査業務に関する当面の諸問題
12.8・9	矯正管区第三部長等協議 会	1 改正少年法等の施行に向けた取組について 2 職員不祥事及び保安事故防止のための方策について 3 法務教官及び法務技官（心理）の専門性の発揮と育成について

11.30	矯正管区第二部長等協議会	刑法改正による自由刑（懲役及び禁錮）の単一化および刑事施設収容法改正に伴う諸問題について
1.2・3	矯正管区第一部長等協議会	1 明年4月に予定されている人事異動について 2 ワークライフバランス推進のための取組

総務課

法務省組織令第34条、第35条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑事施設

(令和3年度末)

指定職				
1				
行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	計
157	7	18,665	848	19,678

少年院

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
10	8	2,280	88	2,386

少年鑑別所

行政職（一）	行政職（二）	公安職（二）	医療職	計
6	0	1,125	22	1,153

婦人補導院

公安職（二）
2

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、現行の耐震基準が定められた昭和56年以前に建設された施設が全体の約半数を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の実施が喫緊の課題である。

また、平成29年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、同計画に基づき、耐震性能を確保するとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する必要がある。

これらの課題から、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、法務省施設費により、大阪医療刑務所ほか5施設の工事等に係る経費が認められた。

加えて、令和3年度補正予算（第1号）においては、国土強靱化に係る5か年加速化対策としての耐震化改修工事及び各所管轄として、改修などに係る経費が認め

られた。

3 刑務共済組合の業務

令和3年度末日の支部数は9、所属所数は288である。また、同日現在における組合員数は23,774人（うち、任意継続組合員数342人）、被扶養者数は29,286人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.23人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。令和3年度における長期給付処理件数は113件であり、その内訳は、老齢厚生年金等67件、遺族厚生年金等20件、障害厚生年金等26件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、令和3年度の決算概要は、次の表のとおりである。

(単位：円)

損				益					当 期 利 益 金	支 払 準 備 金	剰 余 金	
収 入				支 出							欠 損 金 補 て ん 積 立 金	積 立 金
掛 金	負 担 金	そ の 他	計 ①	法 定 給 付	附 加 給 付	拠 出 金 等	そ の 他	計 ②	①－②			
7,620,158	7,486,244	1,479,984	16,586,386	8,118,694	43,084	8,356,732	1,373,019	17,891,529	△1,305,143	1,360,296	773,448	4,516,124

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成及び一般福利厚生事業を行っている。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

令和3年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

旭川刑務所、月形刑務所、青森刑務所、宮城刑務所、水戸刑務所、黒羽刑務所、喜連川社会復帰促進センター、府中刑務所、横浜刑務所、長野刑務所、静岡刑務所、岐阜刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、姫路少年刑務所、大阪拘置所、岡山刑務所、岩国刑務所、広島拘置所、徳島刑務所、福岡刑務所、麓刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、沖縄刑務所、福岡拘置所

イ 矯正管区による監査実施施設

札幌刑務所、帯広刑務所、網走刑務所、函館少年刑務所、秋田刑務所、山形刑務所、福島刑務所、盛岡少年刑務所、栃木刑務所、前橋刑務所、千葉刑務所、市原刑務所、東日本成人矯正医療センター、新潟刑務所、甲府刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、東京拘置所、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、岡崎医療刑務所、三重刑務所、名古屋拘置所、滋賀刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、大阪医療刑務所、神戸刑務所、和歌山刑務所、京都拘置所、神戸拘置所、鳥取刑務所、松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、広島刑務所、山口刑務所、美祿社会復帰促進センター、高松刑務所、松山刑務所、高知刑務所、北九州医療刑務所、長崎刑務所、熊本刑務所、大分刑務所、佐賀少年刑務所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

東北少年院、青葉女子学園、喜連川少年院、赤城少年院、榛名女子学園、有明高原寮、新潟少年学院、瀬戸少年院、愛知少年院、浪速少年院、交野女子学院、松山学園、佐世保学園、中津少年学院、大分少年院、札幌少年鑑別所、旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、仙台少年鑑別所、宇都宮少年鑑別所、横浜少年鑑別所、新潟少年鑑別所、長野少年鑑別所、岐阜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、松江少年鑑別所、鳥取少年鑑別支所、徳島少年鑑別所、松山少年鑑別所、佐賀少年鑑別所、長崎少年鑑別所、大分少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所

イ 矯正管区による監査実施施設

帯広少年院、北海少年院、紫明女子学院、盛岡少年院、茨城農芸学院、水府学院、市原学園、八街少年院、多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター、愛光女子学園、久里浜少年院、駿府学園、湖南学院、豊ケ岡学園、宮川医療少年院、京都医療少年院、和泉学園、泉南学寮、加古川学園、播磨学園、奈良少年院、岡山少年院、広島少年院、貴船原少女苑、丸亀少女の家、四国少年院、築紫少女苑、福岡少年院、人吉農芸学院、沖縄少年院、沖縄女子学園、函館少年鑑別支所、釧路少年鑑別支所、盛岡少年鑑別支所、山形少年鑑別支所、秋田少

年鑑別所、福島少年鑑別所、水戸少年鑑別所、前橋少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、甲府少年鑑別所、静岡少年鑑別所、金沢少年鑑別所、福井少年鑑別支所、富山少年鑑別支所、津少年鑑別所、大津少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、奈良少年鑑別所、和歌山少年鑑別所、岡山少年鑑別所、広島少年鑑別所、山口少年鑑別所、高松少年鑑別所、高知少年鑑別所、福岡少年鑑別所、小倉少年鑑別支所、那覇少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正管区による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく刑事施設の被収容者の不服申立制度として、審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出がある。刑事施設の被収容者の不服申立て（訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等を含む。）の総件数は、前年に比べ減少している。

また、少年院法及び少年鑑別所法に基づく少年院在院者及び少年鑑別所所在者の不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出がある。救済の申出の総件数は、前年に比べ減少している。

令和3年の不服申立件数の内訳は、次の表のとおりである。

審査の申請等	訴 訟	告訴・告発	法務局への人権 侵犯申告その他	計
11,941	168	623	827	13,559

（注） 審査の申請等とは、刑事施設における審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの）の件数並びに少年院及び少年鑑別所における救済の申出の件数の合計である。
告訴・告発の件数は、矯正局において承知している被収容者が捜査機関宛に発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

成人矯正課

法務省組織令第34条、第36条 法務省組織規則第10条

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

令和3年の保安事故発生件数は、15件（自殺13件、同乗傷害2件）である。

依然として、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被収容者を多数収容している状況があるところ、全体的に見れば、刑事施設は安定的に運営されているといえ、おおむね保安面の対策が相当程度の効果を収めているものと思われる。

(2) 保安及び処遇対策

令和3年末において、刑事施設全体としての収容人員は、収容定員を下回っている。

被収容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強

化を図るため、研修、訓練等を行って職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、令和3年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 特別機動警備隊

矯正施設における非常事態に迅速かつ的確に対処するため、矯正局長直轄の特別機動警備隊を常設し、主に新型コロナウイルス感染症の集団感染事案が発生した矯正施設へ派遣した。また、令和3年7月3日に静岡県熱海市で大規模土石流が発生した際には、被災地へ赴き、熱海市等と連携して捜索活動エリアの交通規制及び立入制限区域の規制等の支援活動を行った。

イ 警備用機器の更新整備等

総合警備システム、同システムの改修、非常電鈴装置、居室・居室棟廊下・外堀・工場・運動場監視用テレビカメラ及び、構内多機能無線システム（なお、平成8年度以降、総合警備システムの外堀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。）

ウ 警備用備品の整備

防災備品等

エ 暴力団関係受刑者対策

令和3年においても、暴力団関係受刑者の収容率が依然として高い水準で推移している状況を踏まえ、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努めるとともに、必要に応じ分散収容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力団組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察署、県警本部等との連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ、適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

オ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

（令和3年）

大臣表彰	局長表彰	矯正管区長表彰		計
		支所	構外作業場	
20	6	29	1	56

2 矯正施設の収容人員

矯正施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、平成20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、令和3年も引き続き対前年比マイナスとなった。

なお、令和3年12月末日現在における受刑者総数は38,366人であり、前年同日現在に比して1,447人、3.6%の減少となっている。

矯正施設の数及び収容状況

(令和3年12月31日現在)

施設の種類	施設数	収容現員
矯正管区	8	－
矯正研修所(支所を含む。)	8	－
刑務所	61	33,962
刑務支所	8	1,442
拘置所	8	4,504
拘置支所	97	2,358
少年刑務所	6	2,279
少年院	41	1,343
少年院(分院)	6	46
少年鑑別所	44	238
少年鑑別所(分所)	8	16
婦人補導院	1	0
計	296	46,188

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者等の処遇指標別の施設数は別表のとおりである。

(令和3年12月31日現在)

施設数

処遇指標	A指標	犯罪傾向の進んでいない者……………	37
	B指標	犯罪傾向の進んでいる者……………	38
	D指標	拘留受刑者（原則、刑が確定したときに在所する施設で処遇する。）	
	Jt指標	少年院への収容を必要とする16歳未満の少年……………	6
	M指標	精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者……………	10
	P指標	身体上の疾病又は障害を有するために医療を主として 行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者……………	12
	W指標	女子……………	22
	F指標	日本人と異なる処遇を必要とする外国人……………	21
	I指標	禁錮受刑者……………	12
	J指標	少年院への収容を必要としない少年……………	9
	L指標	執行すべき刑期が10年以上である者……………	21
	Y指標	可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当 と認められる26歳未満の成人……………	12

(注) 2以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

一般改善指導としては、例えば、高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るため、平成29年度から社会復帰支援指導プログラムを全国の刑事施設で実施している。実施に当たっては、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいしており、令和3年度の受講開始人員は456名であった。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型を指定し、実施している。

これらの特別改善指導のうち、薬物依存離脱指導については、平成29年度から、標準プログラムを複線化し、必修プログラムや専門プログラム、選択プログラムを整備し、対象者の再犯リスク等に応じて各種プログラムを組み合わせるよう実施できるとしており、令和3年度の受講開始人員は7,493名であった。

性犯罪再犯防止指導については、令和3年度は20庁で実施し、令和3年度の受講開始人員は433名であった。指導者育成のため毎年指導担当者の集合研修を実施したり定期的に外部の専門家から指導担当者への助言を受けたりしており指導実施体制の充実を図っている。

また、薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導については、プログラムの効果をより一層高めるための方策を検討するため、現在、効果検証を行っており、令和2年3月には、刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果を公表した。また、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、令和2年10月に公表された法律、心理学、医学等の有識者による検討結果をまとめた「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」を踏まえ、保護観察所と連携し、収容中から出所後までの一貫性のある指導等を目指したプログラムの改訂を進めた。

その他、被害者の視点を取り入れた教育については、令和2年に開催した「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を踏まえ、標準プログラム改訂に向けて試行を実施した。暴力団離脱指導、交通安全指導及び就労支援指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っており、実施に当たっては、関係機関や民間の専門家等を指導者として招へいするなどして、指導内容の充実に努めている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた指導として、補習教科指導を実施しているほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施している。

法務省と文部科学省の連携して、刑事施設内に試験会場を設けて、高等学校卒業程度認定試験を実施し、指定された4庁の刑事施設においては、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。

松本少年刑務所内には、我が国において唯一、公立中学校の分校が設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望する者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行い、本校から卒業証書が交付されている。さらに、盛岡少年刑務所及び松本少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集し、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与される。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1) 篤志面接指導実施状況

(令和3年)

区 分	実 施 回 数				委 員 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	人 数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	6,081	1,565	7,646	△589	993	15
婦 人 補 導 院	1,204	2,306	3,510	△789	391	△24
計	0	0	0	0	3	0
	7,285	3,871	11,156	△1,378	1,387	△9

別表(2) 宗教教誨実施状況

(令和3年)

区 分	実 施 回 数				教 誨 師 数	
	集 団	個 人	計	対前年 増△減	人 数	対前年 増△減
刑務所・少年刑務所・拘置所	回	回	回	回	人	人
少 年 院	6,198	4,262	10,460	△1,231	1,678	65
婦 人 補 導 院	503	782	1,285	△172	329	18
計	0	0	0	0	1	0
	6,701	5,044	11,745	△1,403	2,008	83

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」との基調判断がなされており、令和3年度の解約・減産発生件数は68件、影響人員は373人であり、昨年度と比較すると影響人員は減少している。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のために、有用な作業の導入に向けた受注活動を活発に行うとともに、職業訓練の充実を図り、受刑者の就労に資する取組を行っている。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、令和3

年度で38年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んでいる。

刑務所の経費と作業収入

年 度	作業収入費 (千円)	収 容 費 (千円)
平成22	4,687,028	49,891,312
23	4,490,824	48,018,553
24	4,374,415	47,797,292
25	4,241,198	47,328,617
26	4,139,640	47,345,203
27	4,026,633	47,525,233
28	3,973,512	46,431,566
29	3,905,863	44,771,586
30	3,751,753	43,451,788
令和元	3,525,368	43,330,386
2	2,803,121	44,153,479
3	2,659,307	42,916,227

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

年 度	部内自給 A (千円)	官 公 需 B (千円)	民 需 C (千円)	計 (千円)	計に対する比率 (%)		
					A	B	C
平成22	5,742	1,168,368	3,512,844	4,686,954	0.1	24.9	75.0
23	4,529	1,114,625	3,371,647	4,490,801	0.1	24.8	75.1
24	5,959	1,064,856	3,303,617	4,374,432	0.1	24.4	75.5
25	5,717	1,055,313	3,180,189	4,241,219	0.1	24.9	75.0
26	4,733	899,969	3,234,938	4,139,640	0.1	21.7	78.2
27	3,269	860,052	3,163,242	4,026,563	0.1	21.4	78.5
28	3,324	871,378	3,098,660	3,973,362	0.1	21.9	78.0
29	4,952	907,904	2,986,709	3,899,566	0.1	23.3	76.6
30	4,547	969,452	2,776,676	3,751,675	0.1	25.9	74.0
令和元	4,596	900,917	2,619,785	3,525,298	0.1	25.6	74.3
2	3,732	739,254	2,057,416	2,800,403	0.1	26.4	73.5
3	3,329	691,601	1,962,878	2,657,809	0.1	26.0	73.9

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

令和3年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建

築塗装料等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は10,957人であった。

なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護福祉士実務者研修修了者等の免許・資格を延べ6,413名が取得した。

7 就労支援

受刑者の出所時の就労確保に向けて、平成18年度から刑事施設に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、保護観察所及びハローワークと連携して、支援対象者の希望や適性に応じ、計画的に就労支援を行っている。令和3年は、3,552人に対して就労支援を実施し、延べ942人が在所中からの就職内定に結び付いた。

また、平成27年度から、ハローワークの職員が刑事施設に駐在して支援を行う就労支援強化矯正施設の取組も実施されており、令和2年度は35庁において駐在支援が実施された。

さらに、平成28年11月から、東京及び大阪矯正管区において矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）が稼働を開始し、令和2年7月から、全国8矯正管区において運用を開始している。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援等に取り組んでいる。令和3年度は、企業等から2,908件の相談を受け付け、289件の採用内定に結び付いた。

コレワークにおいては、出所者等の雇用に関心を持つ企業等に対する広報活動も積極的に展開しており、令和3年度は、全国で雇用支援セミナーや刑務所スタディツアーを18回実施し、延べ307人が参加した。

8 国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年6月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。

平成22年8月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効し、平成28年2月にはブラジルとの間で、同年8月にはイランとの間で、令和2年8月にはベトナムとの間で、それぞれ受刑者移送条約が発効した。

同制度には、外国で服役している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で服役している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下のとおり。

(1) 受入移送

制度運用開始後令和3年末までの累計は10人（3か国）である。（直近では平成30年に1人実施）

(2) 送出移送

令和3年は14人（8か国）（令和2年は8人）実施し、制度運用開始後令和3年末までの累計は480人（35か国）である。

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年223人減の1,393人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年42人減の301人となっている。

(2) 保安状況

令和3年の保安事故件数は、少年院0件、少年鑑別所0件であった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域援助充実施策

(1) 鑑別の状況（別表(1)～(2)）

令和3年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は、家庭裁判所からの請求によるものが4,995件、法務省・厚生労働省関係機関からの依頼によるものが3,577件となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は959人（22.2%）であり、その比率は前年（21.0%）より増加傾向にある。

(2) 法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の開発を進め、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始した。

また、平成27年6月から性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を全国の少年鑑別所において開始した。平成30年度から、少年院におけるMJCAの再評価に係る調査を行い、その結果、再評価時点での再非行可能性を有意に予測していることが分かったことも踏まえ、処遇鑑別の機会に併せて実施することとした。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成27年度から3か年計画で、法務省式人格目録（MJPI）、法務省式態度検査（MJAT）及び法務省式適応資源尺度（MJAR）の改訂作業を進めており、平成29年度においては、システムの改修及び解釈手引の整備等が行われた。平成30年度は、法務省式心理検査を活用した、鑑別対象者の保健医療、福祉、修学就労に資するアセスメントの在り方について検討を行った。この検討に基づいて令和2年度に「社会復帰支援チェックシート」の試行を行い、試行結果を踏まえて令和3年度から本格的な運用を開始した。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法下における鑑別、観護処遇及び地域援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第49集（行動観察が鑑別判定や対象者理解に役立った事例）の発刊作業を進めたほか、鑑別事例集第50集（アトラス・索引編）の編集作業も行った。

(5) 地域援助業務の状況

少年鑑別所においては、平成27年6月に少年鑑別所法が施行され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務（以下「地域援助」とする。）が本来業務として規定されたことから、更生保護関係機関、学校関係機関、児童福祉機関等の関係機関との連携強化を図り、地域援助業務の充実に努めている。

平成30年度は、暴力行為や性的な問題行動のある児童・生徒に対する専用のワークブックを改訂し、冊子化して各庁に配備した。また、「窃盗、薬物、交友、ルール」の4種類のワークブックを作成して令和元年度に試行を行い、令和2年度にその結果を取りまとめた。令和3年度は、試行を終えた4種類のワークブックに所要の修正を加えて配布した。

なお、令和3年中の地域援助実施件数は、13,613件であった。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑み、在所者に対する学習用教材について、平成25年に作成し、平成26年の改訂作業を反映して、平成27年から全国の少年鑑別所において活用している。また、平成30年度において、その内容の一部を改訂した。

(7) 少年鑑別所在所者に対する修学支援

少年鑑別所在所者に対する修学支援については、「再犯防止推進計画」において、矯正施設在所者の円滑な学びの継続として重要視されているところ、平成30年度に「修学支援ハンドブック」を作成し、希望する全在所者に配布し、少年鑑別所在所中から継続的な修学支援を実施できる体制整備の強化を図っている。

別表(1)

少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

年 次	受 付 人 員			
	家 裁 関 係	法 務 省 関 係	一 般 依 頼	計
平成24	12,962	9,443	27,726	50,131
25	12,242	9,096	27,571	48,909
26	11,108	8,812	29,785	49,708
27	10,112	7,097(**)	－(*)	－(*)
28	8,834	6,089(**)	－(*)	－(*)
29	8,083	5,636(**)	－(*)	－(*)
30	7,477	5,409(**)	－(*)	－(*)
令和元	6,425	4,633(**)	－(*)	－(*)
2	5,742	3,845(**)	－(*)	－(*)
3	4,995	3,577(**)	－(*)	－(*)

(*) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、地域社会一般からの依頼による鑑別については、地域援助として分類されることとなったため本表には計上しない。

(**) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、法務省関係の受付人員に厚生労働省関係からの依頼を加えて計上している。

別表(2)

少年鑑別所新収容者の精神状況

(令和3年)

区 分	精神障害 のない者	精 神 障 害 者	内					不 詳	合 計
			知 的 障 害	人 格 障 害	神 経 症 障	経 性 害 障	発 達 達 害	そ の 他 の 精 神 障 害	
人 員	3,264	959	233	8	19	535	164	105	4,328
百分率(%)	75.4	22.2%	5.4%	0.2%	0.4%	12.4%	3.8%	2.4%	100.0%

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。

また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援充実施策

(1) 処遇プログラム等の充実

特定の事情（被害者関係、薬物非行、性非行、暴力、家族関係、交友関係）を有する在院者に対し、その事情の改善を図る生活指導を実施している。同指導のうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、それぞれ重点指導施設（薬物非行防止指導：11庁、性非行防止指導：2庁）において、重点的かつ集中的な指導を実施した。

また、在院者の特性に応じた処遇の充実を図るため、平成28年6月、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、平成29年度には、女子少年に対し女性に特徴的な問題等に配慮した各種プログラムの試行を開始したほか、平成30年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入した。令和2年度には、被虐待経験等を有する在院者に対する処遇の充実に向

け、執務参考資料を作成したほか、同処遇を行う職員に対する研修を開始した。

(2) 教科指導の充実

高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制を充実させるため、平成27年度から新潟少年学院に受験コースを設け、平成29年度には多摩少年院、平成30年度にはさらに拡大し合計13庁に設置した。

(3) 関係機関との連携

家庭裁判所をはじめとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議、少年院と児童自立支援施設との職員交流研修及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。

(4) 社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を継続的に実施した。特に、修学支援については、平成28年度から修学に対する動機付けを高めるための「修学情報ハンドブック」を全在院者に配布しているほか、平成30年度に改訂を行い、少年鑑別所在所中から修学支援を実施できる体制としたほか、在院者の進学等の希望に合致する高等学校等の情報を当該在院者に提供する体制（通称：修学支援デスク）を整備するなど、積極的な支援に努めている。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付、少年鑑別所における保護観察対象者の雇用などを実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第34条、第39条 法務省組織規則第12条

1 保健医療

(1) 被收容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に、第3種少年院を全国2か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

ア 被收容者の死亡数

被收容者の死亡数は、前年対比約5パーセント減の251人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約51%を占

めている。被収容者の高齢化、生活習慣病患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）

別表(1) 被収容者月別死亡数

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
拘刑 懲務 所所	24(23)	14(19)	9(29)	16(20)	19(21)	20(7)	21(15)	19(23)	24(15)	18(15)	13(21)	18(25)	215(233)
未決	3(6)	4(5)	3(3)	7(2)	2(1)	1(1)	2(1)	2(1)	4(2)	4(2)	2	2(7)	36(31)
少 年 院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年鑑別所	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0(1)
婦人補導院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	27(29)	18(24)	12(33)	23(22)	21(22)	21(8)	23(16)	21(24)	28(17)	22(17)	15(21)	20(32)	251(265)

(注) () 内の数字は、平成30年中の数字を示す。

別表(2) 被収容者死因別死亡数

年 次	悪新 生性 物 疾	循環器 系 患 疾	呼吸器 系 患 疾	消化器 系 患 疾	尿路性 器 系 患 疾	その他	計
平成29	92	46	31	18	11	54 (1)	252(1)
30	95	60	24	17	11	49 (1)	256(1)
令和元	84	44	25	15	12	48	228
2	107	43	29	23	10	53 (1)	265(1)
3	82	46	26	22	9	66	251

(注) () 内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額150,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。令和3年度の矯正医官修学生は、6年生3名及び5年生1名の計4名である。

なお、令和3年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は1人である。

(3) 准看護師の養成

東日本成人矯正医療センター准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。その修学年限は2年である。

なお、令和3年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は1,118人である

2 給 養

令和2年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費については、必要により特別増額を行っている。

被収容者1人1日当たりの食費

（令和2年度）

区 分	主 食 費	副 食 費	計
	円 銭	円 銭	円 銭
刑務所 { 成 人	101.50	431.67	533.17
少 年 院	116.47	501.54	618.01
少 年 鑑 別 所	108.91	513.70	622.61
	95.85	493.12	588.97

更生支援管理官

法務省組織令第34条、第38条

1 再犯防止の現状

「再犯防止に向けた総合対策」において、令和3年までに出所受刑者の2年以内再入率を16%以下にすることが政府目標として掲げられているところ、令和元年出所者では15.7%と、調査の開始（昭和34年）以降、最も低い数値を記録した。一方、再入者率（新受刑者数に占める再入者数の割合）は、近年58～59%台で推移していたところ、令和元年は58.0%と前年より0.3ポイント減少した。

新受刑者中の再入者数及び再入者率

年 次	新受刑者数		
		再入者数	再入者率
平成29年	19,336	11,476	59.4
30	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3
2	16,620	9,640	58.0

出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

年 次 (出所年)	2年以内 再入者数	2年以内 再入率
平成29年	3,712	16.9
30	3,396	16.1
令和元年	3,125	15.7

令和元年出所者の2年以内再入率について、主な罪名としては、「覚醒剤取締法違反」（15.8%）、「性犯罪」（6.3%）、「傷害・暴行」（15.3%）、「窃盗」（21.8%）が

挙げられ、特性別では、「高齢（65歳以上）」（19.9%）が全体（15.7%）よりも高くなっている。

主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）
・特性（高齢〔65歳以上〕、女性、少年）別2年以内再入率

罪名・特性	年 次		
	平成29年	30	令和元年
覚醒剤取締法違反	17.3	16.0	15.8
性犯罪	8.2	8.4	6.3
傷害・暴行	15.4	16.7	15.3
窃盗	22.9	21.8	21.8
高齢	22.3	20.4	19.9
女性	11.8	11.7	11.3
少年	9.9	9.7	10.1

2 再犯防止施策

(1) 地方公共団体との連携強化

矯正局から矯正管区を通じ、地方公共団体に対し、矯正局が保有する統計データや警察庁犯罪統計データのほか、地方公共団体の求めに応じて、被收容者支援に必要な個人情報についても適切な取扱いに十分配慮した上で提供を行っている。

(2) 農福連携・居住支援

ア 農福連携

農福連携では、犯罪をした者等の就労先の確保のための施策の一つとして、障害者雇用における農業と福祉の連携を参考に、法務省及び農林水産省が連携して刑務所出所者等の就農に向けた取組を進めている。

イ 居住支援

居住支援では、令和元年に設立された全国居住支援法人協議会に法務省及び関係する民間団体が加わった「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」が設立され、令和2年8月に第1回目の協議会が開催されるなど、居住支援における官民の動きが活発に見られている。また、矯正管区においては、地域で開催される居住支援法人協議会等に参画し、地方整備局、地方厚生局、地方更生保護委員会等との連携体制構築に取り組んでいる。

なお、平成29年から令和2年までの刑務所出所時に帰住先のない者の数及び割合は、次の表のとおりである。

刑務所出所時に帰住先のない者の数
及びその割合

年 次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)

(3) 刑事情報連携データベースシステムの活用推進

検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携する刑事情報連携データベースシステム（SCR P）について、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、刑事情報連携データ活用推進検討会における検討を行い、連携データの利活用等をより促進するための方策等について、検討を行った。

(4) 効果検証に基づく施策の推進

効果検証センターにおける効果検証業務について、年間計画の取りまとめや矯正局関係課室と効果検証センター間における連携の充実を図った。

参事官

法務省組織令第12条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

1 少年院法等の改正

令和3年5月21日に成立した「少年法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第47号）において、少年院法（平成26年法律第58号）が改正され、少年院の種類として第五種少年院が新設されるとともに、第五種少年院在院者の個人別矯正教育計画、成績等の通知及び退院の申出等についても規定が設けられた。また、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）等の所管法律についても、所要の規定の整備が行われた。

2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の改正

令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）が改正され、矯正管区の長に対する審査の申請等の規定における政令への委任規定が削られた。

3 政令案の作成及び改正

(1) 少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備のため、国際受刑者移送法施行令（平成14年政令第349号）等について所要の改正を行った（令和3年政令第341号）。

(2) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により刑事収容施設法が改正されたことに伴い、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）を改正し、矯正管区の長に対する審査の申請

等の書面への押印又は指印に関する規定を削除した（令和３年政令第221号）。

4 省令案の作成

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（令和３年法務省令第22号）、東京拘置所の国際対策室長の新設、栃木刑務所の分類教育部長の新設、府中刑務所総務部の調査官の増設、岡崎医療刑務所及び北九州医療刑務所医療部並びに東京拘置所医務部の看護課長の新設、福島刑務支所の医務課長の医療課長への名称変更及び保健課長の新設、宇都宮拘置支所及び大田原拘置支所の所轄の黒羽刑務所から喜連川社会復帰促進センターへの変更、統括矯正処遇官の数の変更並びに岩見沢拘置支所及び萩拘置支所の廃止を行った。
- (2) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（令和３年法務省令第23号）、美保学園の廃止、統括専門官の数の変更、福井少年鑑別所の分所化に伴う少年鑑別所の名称及び位置に関する規定並びに分所の名称及び位置に関する規定等の変更、広島少年院の首席専門官の増設並びに名古屋少年鑑別所の次席専門官の新設を行った。
- (3) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（令和３年法務省令第27号）、監獄費から都道府県に償還すべき費額を１人１日につき1,760円から1,780円に改めた。

V 保 護 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第7条、第12条、第40条～第43条、法務省組織規則第13条～第15条

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施している。

さらに、保護観察対象者に対し特性に応じた効果的な指導・支援を行うため、令和3年1月からアセスメント・ツール（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）を活用したアセスメントに基づく保護観察を実施している。

2 生活環境の調整の充実強化

平成29年12月15日、再犯防止推進計画が閣議決定され、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、適切な帰住先を確保するための取組の充実を図る旨が盛り込まれた。また、令和元年12月23日には、犯罪対策閣僚会議において再犯防止推進計画加速化プランが策定され、生活環境の調整を充実強化させて仮釈放の積極的な運用を図るほか、あわせて満期釈放者に対する受け皿等の確保に努めることとされた。

更生保護官署においては、上記決定等を踏まえ、保護観察所における受刑者等の釈放後の生活環境の調整が一層促進されるよう、地方更生保護委員会において更生保護法第82条第2項及び第3項に基づく調査・調整を積極的に行うなどの取組を進めている。

また、2020年度（令和2年度）には、「満期釈放者対策ガイドライン」を定め、刑事施設入所時から釈放後の更生緊急保護の実施までの取組における一種の手続を効果的に進めていくための指針を示している。

3 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」（平成21年6月開所）及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」（平成22年8月開所）の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」（平成19年10月開所）及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」（平成21年9月開所）の2か所である。

4 薬物事犯者に対する処遇の充実強化

覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、平成20年6月

から、簡易薬物検出検査及び認知行動療法に基づく教育課程を一体のものとして運用する覚せい剤事犯者処遇プログラムを特別遵守事項に定めて実施してきたところ、平成28年6月からは、刑の一部の執行猶予制度の施行に伴い、名称を薬物再乱用防止プログラムに変更し、特別遵守事項に定めて実施する対象を規制薬物等の自己使用事案及び所持事案に拡大した。また、同プログラムの実施対象者以外の者や同プログラムを修了した者であって規制薬物に対する親和性・依存性が認められる者については、自発的意思に基づいて、簡易薬物検出検査を実施している。さらに、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に関して、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体と保護観察所等の刑事司法機関との有効かつ緊密な連携体制を整備するため、平成27年11月に法務省と厚生労働省との共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年4月から同ガイドラインに基づき地域における連携体制の構築を図っている。

5 就労支援の推進

(1) 更生保護就労支援事業等

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間法人等に委託することで、矯正施設在所中から就職後の職場定着に至るまで、専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施している。平成23年度は全国3か所において実施していたところ、平成26年度からは対象地域を9か所に拡大して本格実施を開始し、令和3年度は対象地域20か所（札幌、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡及び沖縄）で実施した。また、平成24年1月から令和3年度は、東日本大震災被災地域（岩手、宮城及び福島）において、被災地域の事情を踏まえた「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を実施し、刑務所出所者等の更なる就労の確保を図った。

(2) 刑務所出所者等就労奨励金支給制度

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し1年間で最大72万円を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入し、協力雇用主のもとでの就労の拡大を図っている。

6 住居確保支援の推進

(1) 更生保護事業の適切な運営等について

平成30年から令和元年にかけて、全国103の更生保護施設について常勤補導職員配置基準を1名増やすとともに、更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の特定の類型に当たる者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成29年5月16日から更生保護施設を退所するなどして地域にその生活基盤を移行した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、継続的に生活相

談に応じ、又は生活指導を行うフォローアップ事業を、更生保護事業法に基づき所要の手続を行った事業者（更生保護施設を設置・運営する者）に委託し、更生保護施設を退所した者等に対する継続的な支援を行っている。また、令和3年10月から、自発的に更生保護施設に通所しないなど援助希求能力が低く、フォローアップ事業によっては支援の手が届かない者に対し、更生保護施設の職員がその住居等を訪問して継続的な生活相談支援等を行う「訪問支援事業」を実施している。

さらに、更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付を通じて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

(2) NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、帰るべき場所のない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

7 高齢者・障害のある者等への支援の充実

高齢者・障害のある者等の支援については、矯正施設入所中からの矯正施設、保護観察所および地域生活定着支援センターの連携による特別調整とこれに基づく出所後の福祉関係機関等と連携した支援に引き続き努めたほか、平成30年から、保護観察所19庁に更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行う特別支援ユニットを整備し、起訴猶予となった高齢者・障害のある者等に対する「入口支援」の取組を行った。令和3年4月からは、特別支援ユニットを発展させ、更生緊急保護の申出をした者に対し、継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うため、社会復帰対策班を設置した。また、検察庁等と保護観察所が連携し、平成27年度から試行期間を経て実施している「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」の枠組みにおいて、令和3年4月からは、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者について、地域生活定着支援センターによる被疑者等支援の取組と連携した支援を実施している。

8 地方公共団体と連携した再犯防止の推進

保護観察所において、地方検察庁、矯正施設と連携しながら、主に都道府県、政令指定市を中心に再犯防止への取組に向けた協議や情報交換を重ね、36か所の地方公共団体での地域再犯防止推進モデル事業（平成30年度から令和2年度にかけて実施）の実施及び効果検証に協力するとともに、地方公共団体における地方再犯防止推進計画の策定や同計画に基づく事業の実施等を支援した。

9 保護司の安定的確保について

近年、保護司人員が減少傾向にあり、適任者の確保が困難になっている。こうしたことから、将来に向かって幅広い層から保護司を安定的に確保していくことが重

要な課題となっている。

令和3年1月、総務大臣から法務大臣に対して、保護司の活動支援及び担い手の確保について、これをより一層推進するための必要な措置を講ずるよう勧告がなされた。

当該勧告を踏まえ、情報技術が利用できる環境を整備するため、保護司活動の一部をウェブ上で行うための保護司専用ホームページH@を開発し、運用を開始し、全国の保護司会にタブレット端末等を配備するとともに、面接場所の確保や保護司適任者の情報提供等について、法務省と総務省の連名による地方公共団体宛て協力要請文書を発出するなどし、保護司の適任者確保のための取組を進めた。

(会 同)

月 日	件 名	協 議 会 事 項
4.16	地方更生保護委員会事務局 局長協議会（テレビ会議システム使用）	1 令和3年度重点事項に係る管内の取組方針と実効性確保のための計画的な指導について 2 中間管理職の育成について
6.17	地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会 同（テレビ会議システム使用）	更生保護の充実強化に向けたグッドプラクティス等とその展開について
6.18	地方更生保護委員会委員長会 同（テレビ会議システム使用）	1 持続可能な保護司制度の在り方について 2 満期釈放者対策の推進について 3 令和3年度重点事項の実効性確保のための方策について
10.13・14	地方更生保護委員会委員長会 同（テレビ会議システム使用）	1 再犯防止推進法施行5年間の実施状況を踏まえた今後の課題と展望について 2 満期釈放者対策等の推進について 3 その他当面する諸課題について
11.1	地方更生保護委員会事務局 首席・統括審査官等及び保護観察所 首席・統括保護観察官会 同（テレビ会議システム使用）	1 アセスメントに基づく保護観察の実施状況について 2 満期釈放者対策の推進について 3 保護司複数指名の活用状況について
11.24・25	地方更生保護委員会事務局 局長会同（テレビ会議システム使用）	定年延長について

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 法令の改正等

- (1) 令和2年3月30日付け法務省令第15号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、盛岡、東京及び大阪保護観察所にそれぞれ統括社会復帰調整官1人が増設され、同年4月1日から適用された。また、令和2年3月30日付け法務省令第16号をもって地方更生保護員会事務局組織規則の一部が改正され、関東、中部及び近畿地方更生保護委員会にそれぞれ調整指導官1人が増設され、同年4月1日から適用された。

- (2) 令和3年5月31日付け法務省令第31号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められ、令和3年4月1日から適用された。

また、令和3年10月1日付け法務省令第43号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、専門的知識を有する訪問支援職員を更生保護施設に配置するための経費及び訪問支援を必要とする保護観察対象者等に対して当該職員が居住先等へ訪問し支援を実施した場合の委託費支弁についての規定が新設され、令和3年10月1日から適用された。

- (3) 令和3年5月28日に公布された少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）によって少年法（昭和23年法律第168号）の一部が改正され、審判時18歳及び19歳の少年（特定少年）に対する保護処分として、①6月の保護観察、②2年の保護観察及び③少年院送致が新たに設けられたことに伴い、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部が改正され、①・②の保護処分に付された特定少年が保護観察処分少年に加えられたほか、③の保護処分に付された特定少年が仮退院中に遵守事項を遵守せず、少年院に収容するのが相当と認めるときは、保護観察所の長の申出により、地方更生保護委員会は、決定をもって仮退院を許す処分を取り消すものとされるなど所要の規定が整備された。
- (4) 少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備のため、令和3年12月24日に公布された国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第341号）において、更生保護法施行令（平成20年政令第145号）の一部が改正され、収容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分等に関する地方更生保護委員会における記録の保存期間が定められるなどの所要の規定が整備された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員・協力雇用主等に対する表彰として、令和3年は、叙勲228人、藍綬褒章277人、法務大臣表彰1,000人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

令和３年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況（令和３年）

区 分	受		理						処 理										未 処 理	
			総 数	繰 越	新 受				総 数	相 当					不 相 当					そ の 他
	計	特 赦			減 刑	刑 の 執行 の 免除	復 権	計		特 赦	減 刑	刑 の 執行 の 免除	復 権	計	特 赦	減 刑	刑 の 執行 の 免除	復 権		
総 数	89	58	31	8	6	2	15	56	10	-	-	1	9	46	20	18	1	7	33	
保 護 観 察 所	20	9	11	-	-	1	10	12	7	-	-	-	7	5	-	-	-	5	8	
刑 事 施 設	59	44	15	8	6	1	-	38	-	-	-	-	-	38	19	18	1	-	21	
検 察 庁	10	5	5	-	-	-	5	6	3	-	-	1	2	3	1	-	-	2	4	

5 恩赦出願期間短縮

令和３年における恩赦出願期間短縮願は、受理総数１人、既済人員１人である。

6 医療観察

心神喪失者等医療観察法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の各処理状況の推移は、次の表のとおりである。

医療観察における処理状況の推移（事件別）（平成24年～令和3年）

事件別	年 次	開始件数	終結件数	年末係属件数
生活環境 調査事件	平成24年	375 (20)	403 (19)	62 (2)
	平成25年	396 (8)	387 (8)	71 (2)
	平成26年	367 (11)	368 (13)	70
	平成27年	339 (13)	351 (10)	58 (3)
	平成28年	362 (11)	353 (13)	67 (1)
	平成29年	388 (21)	372 (20)	83 (2)
	平成30年	308 (15)	335 (13)	56 (4)
	令和元年	299 (8)	294 (11)	61 (1)
	令和2年	336 (11)	321 (12)	76
	令和3年	315 (8)	311 (4)	80 (4)
生活環境 調整事件 (居住地)	平成24年	263	237	668
	平成25年	276	202	742
	平成26年	267	239	770
	平成27年	261	303	728
	平成28年	243	246	725
	平成29年	277	246	756
	平成30年	246	264	738
	令和元年	223	206	755
	令和2年	239	201	793
	令和3年	249	226	816
精神保健 観察事件	平成24年	226	206	550
	平成25年	203	197	556
	平成26年	234	200	590
	平成27年	287	210	667
	平成28年	239	220	686
	平成29年	236	257	665
	平成30年	257	266	656
	令和元年	200	235	621
	令和2年	202	247	576
	令和3年	211	231	556

注1 生活環境調査事件の欄の（）内は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

注2 事件移送による開始及び終結を除く。

7 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

令和3年の実施状況は、次のとおりである。

	実 施 状 況
意見等聴取制度	地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 329件
心情等伝達制度	保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 182件
更生保護における被害者等通知制度	地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 4,104件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 7,136件
相談・支援	保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,634件

(2) 研修等の実施

ア 令和3年度新任被害者担当官等研修

令和3年4月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する研修を実施した。

イ 令和3年度被害者担当保護司研修

令和3年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

8 更生保護制度についての調査研究

更生保護制度の充実を図るため、主要各国の更生保護制度等の情報及び資料の収集整備その他の調査研究を行った。

9 世界保護司会議の開催

令和3年3月7日、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）のサイドイベントとして世界保護司会議を開催し、その成果文書として、保護司を始めとする地域ボランティアの国際的認知向上やこれらの制度の各国への普及、国連の国際デーとしての「世界保護司デー」の創設に取り組んでいくことなどを盛り込んだ「京都保護司宣言」を採択した。

更生保護振興課

法務省組織令第40条、第42条 法務省組織規則第14条

1 令和3年度保護司等中央研修会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、Youtube 法務省チャンネル及び保護司専用ホームページH@において事前に収録した顕彰式典と講演の部の模様を配信した。講演の部では、保護司を主人公にしたテレビドラマの脚本を書かれた脚本家の久松真一さんに講演いただいた。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方において保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、地域の実情にあわせて各地方更生保護委員会の管轄区域ごとに開催された。

3 第58回“日本更生保護女性の集い”

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、第58回“日本更生保護女性の集い”の開催に代え、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対して日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が個別に行われた。

4 令和3年度更生保護女性会員中央研修

更生保護の意義を確かめ今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期するため、当初令和3年中に実施予定だった令和3年度更生保護女性中央研修を延期し、令和4年2月9日オンラインにて、実施した。

5 第62回BBS会員中央研修会

組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、令和3年10月2日、第62回BBS会員中央研修会がオンライン開催された。「ボランティア活動組織の運営について」をテーマに講義が行われ、「BBS活動の活性化に向けて」をテーマにグループ協議等が行われた。

6 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・BBS会新会員研修」は、地区更生保護女性会又は地区BBS会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であり、令和3年度は地域の実情にあわせて各保護観察所において実施された。

7 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施されている。

令和3年に第71回を迎えた本運動は、前年同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、多くの人が参集したり対面したりする行事等の実施が困難となったものの、デジタルツールやSNSを活用するなどの工夫により、いわゆる非接触型の活動を中心に、各地で活発な運動が展開された。

なお、第71回運動の実施要綱は次のとおりである。

- ・ この運動が目指すこと
 - (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
 - (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること
 - ・ この運動において力を入れて取り組むこと
 - (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
 - (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
 - (3) 保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
 - (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
 - (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組
- 各地においては、関係機関・団体で構成される推進委員会を設置し、各種行事等を実施しているところ、その実施状況は次のとおりである。
- (1) 推進委員会の設置状況

中央に128の関係機関・団体が構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県を単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）とした都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位とした地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

(中央推進委員会関係)

行 事 名	内 容
全国矯正展	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止
第71回“社会を明るくする運動”キックオフイベント	7月1日、法務省において、本運動フラッグアーティストの谷村新司氏や、東京芸術大学の日比野克彦美術学部長が出演するキックオフイベントを実施した。
コント芸人×社会を明るくする運動プロジェクト	吉本興業コント芸人が、コントを通じて更生保護ボランティアについて発信した。
作文コンテスト	全国の小中学生291,638人が参加
保護観察官による更生保護出張講座	全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。

(地方推進委員会関係)

行 事 名	推進委員会	
	回数	参加人員
推 進 委 員 会 議	2,020	36,060
街 頭 活 動 等	18,484	233,595
講 演 会 等	3,607	77,973
非 行 防 止 教 室 等	1,828	98,829
各 種 行 事 等	7,480	417,117
C M 動 画 等 放 映 回 数	1,731,723	-
出 張 講 座	76	3,821
合 計	1,765,218	867,395

8 保護区数及び保護司定数

令和３年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

庁 名	保護 区数	保護司 定数	保護司 実数	充足率	庁 名	保護 区数	保護司 定数	保護司 実数	充足率
札 幌	31	1,435	1,185	82.58%	大 津	9	498	484	97.19%
函 館	8	541	451	83.36%	京 都	22	1,232	1,048	85.06%
旭 川	12	724	617	85.22%	大 阪	56	3,452	2,865	83.00%
釧 路	16	860	776	90.23%	神 戸	34	2,151	1,869	86.89%
計	67	3,560	3,029	85.08%	奈 良	14	578	529	91.52%
					和 歌 山	10	654	610	93.27%
青 森	11	630	567	90.00%	計	145	8,565	7,405	86.46%
盛 岡	14	667	616	92.35%					
仙 台	17	807	755	93.56%	鳥 取	8	390	371	95.13%
秋 田	12	715	688	96.22%	松 江	9	510	503	98.63%
山 形	11	666	639	95.95%	岡 山	18	1,042	961	92.23%
福 島	18	1,010	936	92.67%	広 島	23	1,338	1,213	90.66%
計	83	4,495	4,201	93.46%	山 口	13	850	825	97.06%
					計	71	4,130	3,873	93.78%
水 戸	19	969	895	92.36%					
宇都宮	13	927	835	90.08%	徳 島	9	506	477	94.27%
前 橋	13	896	802	89.51%	高 松	9	590	573	97.12%
さいたま	25	1,644	1,476	89.78%	松 山	12	804	760	94.53%
千 葉	26	1,418	1,287	90.76%	高 知	15	600	524	87.33%
東 京	33	4,375	3,338	76.30%	計	45	2,500	2,334	93.36%
横 浜	45	2,001	1,673	83.61%					
新 潟	21	1,055	934	88.53%	福 岡	30	2,157	1,840	85.30%
甲 府	13	490	469	95.71%	佐 賀	8	550	515	93.64%
長 野	19	1,015	959	94.48%	長 崎	11	890	799	89.78%
静 岡	28	1,495	1,341	89.70%	熊 本	16	1,043	969	92.91%
計	255	16,285	14,009	86.02%	大 分	12	660	632	95.76%
					宮 崎	12	605	565	93.39%
富 山	11	605	565	93.39%	鹿 児 島	15	910	841	92.42%
金 沢	8	552	496	89.86%	那 覇	8	615	568	92.36%
福 井	10	435	413	94.94%	計	112	7,430	6,729	90.57%
岐 阜	21	790	761	96.33%					
名古屋	42	2,389	2,205	92.30%	合 計	886	52,500	46,705	88.96%
津	16	764	685	89.66%					
計	108	5,535	5,125	92.59%					

9 更生保護事業を営む者

- (1) 令和3年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

区 分	組 織 態 様 別 団 体 数			更 生 保 護 施 設 数
	更生保護法人	非更生保護法人	計	
継 続 保 護 事 業 を 営 む	1	1	2	2
連 絡 助 成 事 業 を 営 む	15	1	16	…
一 時 保 護 事 業 を 営 む	1	—	1	…
継続保護事業及び一時保護事業を営む	96	2	98	100
連絡助成事業及び一時保護事業を営む	50	—	50	…
す べ て を 営 む	1	—	1	1
(合 計)	164	4	168	103

- (2) 天皇誕生日に際して、更生保護法人8団体（更生保護法人札幌大化院、更生保護法人羽陽和光会、更生保護法人千葉県婦性会、更生保護法人興楽会、更生保護法人自愛会、更生保護法人愛正会、更生保護法人備作恵済会古松園、更生保護法人草牟田寮）が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。

- (3) 令和3年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

地方別分布状況

区 分	全国	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
更生保護施設数	103	8	6	35	12	13	8	4	17
収 容 定 員	2,402	191	126	864	253	385	173	76	334

- (4) 令和3年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

区分	全国
総数 実人員	6,811
延人員	542,407

※実人員は、種別異動を除外している。

(5) 令和３年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

区 分	更 生 保 護 委 託 費										
	総 額	入 所 委 託								その他施設等 緊急の住居確保分	
		更生保護施設									
		補 導 委託費 (一般分)	補 導 委託費 (加算分)	食事付 宿泊費	宿泊費	委 託 事務費	支援計画 書作成費	宿泊費	食 事 給与費	自立準備 支 援 費	
単 価 (円)	-	148.50	128.70	2,037.43	702.98	6,010.12	8,500	1,500	1,213	2,000	
金 額 (千円)	5,473,533	88,753	16,652	1,034,182	63,321	3,592,043	25,883	176,400	102,232	235,200	

区 分	更 生 保 護 委 託 費									更生保護 事業費 補助金
	入 所 委 託				通 所 委 託					
	その他施設等									
	薬物依存対策分									
	宿泊費	食事費 給与費	自立準備 支 援 費	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)	補導援護費 (職業訓練 委託分)	補導援護費 (薬物依存 回復訓練分)	通所等 処遇費 (薬物依存回 復プログラム)	通所等 処遇費 (生活相 談支援)	通所等 処遇費 (訪問支援)	
単 価 (円)	1,500	1,213	2,000	1,297	3,064	1,297	1,297	148.50	2,354	-
金 額 (千円)	31,442	25,425	41,922	16,271	4,780	5,316	8,161	465	5,085	0

(6) 更生保護事業に関する全国協議会（経営研究会）の開催

令和３年２月26日、同年３月１日及び同月３日の日程で、標記研究会が開催された。本研究会は、継続保護事業を営む更生保護法人等の役員等の参集を求め、今後の更生保護事業の具体的な方向性等について研究協議を行い、もって継続保護事業の発展を図ることを目的としており、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、テレビ会議システムにより実施された。

(7) 更生保護施設職員に対する研修

更生保護施設職員の処遇能力等の向上を図ることを目的として、令和３年においては、新任更生保護施設補導職員研修、薬物重点処遇事例研究協議会及び更生保護施設管理研修がそれぞれ実施された。なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、講義を録画したDVDの配布又はテレビ会議システムにより実施された。

10 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

観察課

法務省組織令第40条、第43条 法務省組織規則第15条

1 仮釈放・仮退院

(1) 生活環境の調整

令和3年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は34,051人で、前年の33,893人と比較して158人（0.4%）増加している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

年次	総数	刑務所 少年刑務所 拘置所	少年院	婦人補導院
平成28年	42,834	38,983	3,851	-
29	41,172	37,878	3,292	2
30	38,510	35,580	3,130	-
令和元年	35,654	32,877	2,777	-
2	33,893	31,340	2,553	-
3	34,051	31,847	2,204	-

(2) 仮釈放

令和3年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審理を開始した人員は、12,091人で、前年の11,995人と比較して、96人（0.8%）増加している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は11,113人で、前年の11,234人と比較して121人（1.1%）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

区分	H28	29	30	R1	2	3
仮釈放率（%）	57.9	58.0	58.5	58.3	59.2	60.9
仮釈放期間（月）	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.1

(注) 1 「仮釈放率」とは、満期釈放者、一部執行猶予の実刑部分刑期終了者及び仮釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である（無期刑仮釈放者を除く）。

(3) 少年院からの仮退院

令和3年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審理を開始した人員は1,492人で、前年の1,737人と比較して245人（14.1%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は1,524人で、前年の1,712人と比較し188人（11.0%）減少している。

なお、短期の矯正教育課程を実施する少年院の在院者については、できるだけ

早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設との連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被収容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ確かな把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の観察官が駐在し、36条調査等の実施に当たっている。

イ 更生保護法第82条第3項の規定による調査

刑の一部の執行猶予制度を定めた、刑法等の一部を改正する法律の施行により、更生保護法の一部が改正され、更生保護法第82条第3項の規定による調査（以下「82条調査」という。）が新設された。地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行い、これらの措置をとるに当たって、必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができるようになった。特に、薬物事犯受刑者については、薬物への依存度や関連する精神障害等の特有の問題性に焦点を当てた82条調査を行い、問題性に応じた出所後の生活環境の調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実強化を図っている。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早

期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施するほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実に図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（176ページ参照）を実施している。

2 保護観察

(1) 概況

令和3年中に保護観察に付された者の総数は、25,623人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）38.8%、少年院仮退院者（2号観察）6.1%、仮釈放者（3号観察）42.3%、保護観察付執行猶予者（4号観察）12.9%であり、婦人補導院仮退院者（5号観察）はなかった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成24年～令和3年）

（単位：人）

年 次	保護観察処分少年		少年院 仮退院者	仮釈放者	保護観察付 執行猶予者	合 計
		(うち交通短期)				
平成24年	22,557	(7,809)	3,421	14,700	3,376	44,056
25	20,811	(7,327)	3,428	14,623	3,255	42,117
26	19,599	(6,701)	3,122	13,925	3,348	39,995
27	18,202	(6,334)	2,871	13,570	3,460	38,103
28	16,304	(5,981)	2,743	13,260	3,034	35,341
29	14,465	(5,206)	2,469	12,760	2,843	32,538
30	12,945	(4,434)	2,146	12,299	3,455	30,845
令和元年	11,827	(4,026)	2,053	11,640	3,667	29,187
2	10,733	(3,508)	1,692	11,195	3,584	27,204
3	9,932	3,416	1,560	10,830	3,301	25,623

（注） 婦人補導院仮退院者（5号観察）は、平成24年に2人、26年及び29年はそれぞれ1人であった。

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ア C F P（Case Formulation in Probation/Parole）

保護観察対象者に対する一層効果的な処遇を実施するため、従前から実施してきた段階別処遇を発展的に解消し、新たに令和3年1月からC F Pを活用したアセスメントに基づく保護観察を実施している。

C F Pは、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツールであり、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯に結び付く要因と改善更生を促進する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

保護観察の実施に当たっては、C F Pを活用するなどして再犯又は再非行のリスク等に関するアセスメントを行い、これを踏まえて保護観察対象者をS、

AA、A、B、Cの5つの処遇区分のいずれかに編入し処遇区分に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度をいう。）により、適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、処遇の実施状況等に即して処遇区分の変更、不良措置、良好措置等の措置を適期適切にとることとしている。

イ 類型別処遇

令和3年1月から、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、新たな「保護観察類型別処遇要領」（以下、「新要領」という。）を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している。

具体的には、昨今の犯罪・非行情勢等も踏まえて「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学（「中学生」は下位類型）」類型を新設するなど類型の区分を見直したほか、保護観察対象者に対する各類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、本ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用し処遇を行っている。

また、令和3年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、就職困難類型対象者が15.9%、薬物類型対象者が25.4%（令和2年末は新要領制定前の旧要領による無職等対象者が17.1%、覚せい剤事犯対象者が19.6%）などとなっており、問題性が大きいと認められる対象者の占める割合は、前年に引き続き高い割合を示している。

令和3年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。令和3年の保護観察開始人員は1,105人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察の開始人員は、ここ数年減少傾向にあり、令和3年も前年に比べて92人減少し3,416人であったが、保護観察事件全体の中で依然として大きな比重を占めている。同年においては、視聴覚教材を活用するなどした集団講習を実施するなどして、処遇内容の充実を図った。

オ 社会貢献活動

平成25年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」において、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27年6月に施行された。平成30年度には、これ

までの社会貢献活動の実施状況について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。本検討会における検討結果を踏まえ、実施対象者をより幅広く選定することや、一律5回としていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更すること等による新たな運用を令和元年10月から開始している。令和3年度は延べ554人が活動に参加した。

カ 保護観察官等の育成について

平成26年3月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年4月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（OJT）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でOJTを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

キ 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度とは、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。令和3年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、72施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中 間 処 遇 実 施 状 況

年次	実施者数		
	無期刑	有期刑	計
平成28年	6	95	101
29	9	80	89
30	9	63	72
令和元年	14	49	63
2	10	54	64
3	7	33	40

ク 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の更生施設や更生保護サポートセンター等に定期的に出向き、そこに半日から1日程度駐在して保護観察対象者との面接、

保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

ケ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等）、教育関係機関（教育委員会、高等学校、中学校、小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され、保護観察所の職員が出席した。

また、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、必要な支援を円滑に実施することができるよう、薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター、保健所、医療機関、地方公共団体主管課、ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

令和3年中に新たに受理した不服申立ての件数は12件あり、全て地方更生保護委員会の行った処分等に対する審査請求であり、保護観察所の行った処分等に対しては行われなかった。

なお、審査請求の受理・処理状況は、次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

（令和3年）

請 求 の 内 容	受 理		処 理				翌年へ繰 越
	前年繰越	本年新受	請求認容	請求棄却	請求却下	請求取下	
仮釈放取消決定処分に対する不服	-	10	-	7	-	-	3
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
特別遵守事項の設定	1	2	-	2	-	-	1

Ⅵ 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第8条、第12条、
第44条～第47条 法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、従来から人権啓発活動を実施しているところである。しかしながら、情報化、国際化及び少子高齢化といった社会の急激な変化の中で、依然として様々な人権課題が生起している状況にある。

「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、年齢・性別・国籍等の枠組みを越えた他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような人権啓発活動を推進することは、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。

令和3年度の啓発活動重点目標を、「『誰か』のこと じゃない。」と定め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種人権啓発活動を展開した。

また、人権啓発活動をあまねく全国で実施するため、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体等から構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」を活用している。さらに、啓発すべき人権課題、対象となる年齢層、人権への関心の度合い等に応じた、より啓発効果の高い活動を実施するため、サッカーのJリーグ等のスポーツ組織や企業等の民間組織との連携や広報媒体及び啓発教材の多様化にも取り組んでいるところである。

2 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。

また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

総務課

法務省組織令第44条、第45条 法務省組織規則第16条

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的な人権が侵害されることがないように配意し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を314（令和3年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

年 次 (年月日)	人 権 擁 護 委 員 数		
	(人)	うち女性委員数(人)	比率(%)
30. 1. 1	13,957	6,475	46.4
31. 1. 1	13,965	6,520	46.7
令和 2. 1. 1	13,960	6,564	47.0
3. 1. 1	13,991	6,568	46.9

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

そこで、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を行うこととするなど、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

令和3年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は70,853件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数166,457件の42.6%に当たる。なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図るため、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して行うなど、相談体制の充実・強化を図っているほか、法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っており、国民の基本的な人権の擁護に多大の貢献をしている。

(2) 社会福祉施設における特設相談所の開設

老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設に出向いて特設人権相談所を開設した。

(3) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設

全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、例年、全国の各市区町村において全国一斉特設人権相談所を開設し、地域住民からの相談に応じているところ、令和3年においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、適切な感染対策を講じた上で同特設人権相談所

を開設したほか、人権啓発活動の実施や、マスメディアを活用した人権擁護委員活動の紹介などを実施した。

(4) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、8月27日（金）から9月2日（木）までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、こどもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。

(5) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の11月12日（金）から同月18日（木）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。

(6) 「子どもの人権SOSミニレター」の取組

全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいるこどもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、こどもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。

(7) 人権啓発活動

人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、小・中学生等を対象に、人権教室や人権の花運動を実施したほか、中学校・高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種人権啓発活動を実施した。

(8) 第69回全国人権擁護委員連合会総会

7月15日及び同月16日、福岡市中央区において開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止し、書面決議となった。

なお、同総会において、次の宣言が採択された。

・令和3年度・人権擁護活動重点目標「『誰か』のこと じゃない。」(宣言)

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、令和3年は、叙勲11人、褒章15人、法務大臣表彰202人の顕彰が行われた。

4 人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、例年人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を集合研修方式により実施しているところ、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講義を録画したDVDを視聴する講座形式により実施した。

5 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、全国人権擁護委員連合会会長表彰状が1団体に、また、法務大臣感謝状が3団体、全国人権擁護委員連合会会長感謝状が1名及び2団体に、それぞれ授与された。

調査救済課

法務省組織令第44条、第46条

1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1) 事件数

令和3年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は8,581件で、前年に比し、1,008件減少した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が8,245件で、新規手続開始総数の96.1%を占めている。

(2) 事件の傾向

令和3年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯事件は6,711件（78.2%）で、前年に比し、988件（12.8%）減少し、公務員等による人権侵犯事件は1,870件（21.8%）で、前年に比し、20件（1.1%）減少した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「住居・生活の安全に関する侵犯」813件、「暴行虐待」1,133件、「強制・強要」853件、「プライバシーに関する侵犯」1,621件、「労働権に対する侵犯」1,318件、「差別待遇」713件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」1,169件、「教育職員によるもの」452件、「警察官によるもの」68件、「刑務職員によるもの」48件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」130件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成29年～令和3年)

年次	私人間の 侵犯事件	公務員等による 侵犯事件	計	対前年増減比（%）（△は減）		
				私人間	公務員	全体
平成29年	14,482	5,051	19,533	3.0	△ 6.1	0.5
30	14,508	4,555	19,063	0.2	△ 9.8	△ 2.4
令和元年	10,937	4,483	15,420	△24.6	△ 1.6	△19.1
2	7,699	1,890	9,589	△29.6	△57.8	△37.8
3	6,711	1,870	8,581	△12.8	△ 1.1	△10.5

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和2年・令和3年)

区 分	令和2年	令和3年	対前年増減比(%) (△は減)
住居・生活の安全に関する侵犯	1,017	813	△20.1
暴行虐待	1,578	1,133	△28.2
強制・強要	1,013	853	△15.8
プライバシーに関する侵犯	1,741	1,621	△ 6.9
労働権に対する侵犯	1,313	1,318	0.4
差別待遇	669	713	6.6
医療関係	97	60	△38.1
社会福祉施設関係	71	58	△18.3
人身の自由関係	19	21	10.5
組織又は多衆の威力関係	3	3	0

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(令和2年・令和3年)

区 分	令和2年	令和3年	対前年増減比(%) (△は減)
学校におけるいじめ	1,126	1,169	3.8
教育職員によるもの	435	452	3.9
特別公務員によるもの			
警察官によるもの	110	68	△38.2
その他の特別公務員によるもの	1	3	200.0
刑務職員によるもの	62	48	△22.6
その他の公務員によるもの	156	130	△16.7
計	1,890	1,870	△ 1.1

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。

2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

令和3年中に処理した人権侵犯事件数は、8,462件（私人間の人権侵犯事件6,580件、公務員等による人権侵犯事件1,882件）で前年に比し、1,540件（15.4%）減少した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が7,279件（86.0%）と最も多く、「要請」が413件（4.9%）、「説示」が56件（0.7%）、「啓発」が37件（0.4%）、「調整」が22件（0.3%）及び「措置猶予」が4件（0.05%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が540件（6.4%）、となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談件数

令和3年中に法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は166,457件である。全国の法務局・地方法務局及びその支局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、こどもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、令和3年中は「子どもの人権110番」については15,419件、「女性の人権ホットライン」については13,847件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権S O S ミニレター」（便箋兼封筒）については、令和3年度中に10,171件の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」が開設されている。

加えて、若年層におけるコミュニケーション手段が電話やメールからSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）へと移行していることから、SNS（LINE）による人権相談窓口を令和元年8月から名古屋法務局において、令和2年7月から東京法務局において開設している。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設（午前10時から午後5時まで）して、電話相談に応じた。

ア 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（8月27日（金）から9月2日（木）までの7日間）

イ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（11月12日（金）から同月18日（木）までの7日間）

(3) 外国人のための人権相談所

全国50の法務局・地方法務局において「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談に応じていたところ、平成31年4月から、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語を追加し、対応言語を10言語に拡大している。また、前記と同様の10言語に対応した専用の電話相談窓口である「外国語人権相談ダイヤル」及び英語・中国語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設していたところ、令和3年3月から、「外国語インターネット人権

相談受付窓口」の対応言語を前記と同様の10言語に拡大している。

4 人権相談等の広報

(1) 新聞、雑誌

- 8月23日～8月29日 政府広報・新聞突出広告
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報
- 11月 内閣府広報誌「共同参画」
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報
- 11月8日～11月14日 政府広報・新聞突出広告
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(2) その他

- 5月17日～6月18日 インターネットバナー広告
いじめ等のこどもの人権問題に係る相談窓口
- 6月 音声広報CD 「明日への声」
子どもの人権110番等に関する広報
- 8月 政府広報オンライン「月間・週間（8月）」
- 8月23日～8月29日 Yahoo! バナー広告（政府広報）
全国一斉「こどもの人権110番」強化週間に関する広報
- 8月21日～10月20日 インターネットバナー広告
いじめ等のこどもの人権問題に係る相談窓口
- 11月2日～12月1日 フェイスブック動画広告
専用相談電話「女性の人権ホットライン」周知に関する広報
- 11月 政府広報オンライン「月間・週間（11月）」
- 11月8日～11月14日 Yahoo! バナー広告
全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強化週間に関する広報
- 11月14日、 政府広報ラジオ番組青木源太・足立梨花 Sunday Collection
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報
- 12月18日～2月13日 インターネットバナー広告
いじめ等のこどもの人権問題に係る相談窓口

(3) ポスター等の作成・配布

○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター	39,760枚
○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター	21,460枚
○人権相談窓口周知広報用ポスター	17,480枚

「人権侵害事件」統計資料（令和3年）

件名	総数	旧受	計		新受		処置						理				未済						
			申告 職員	申告 委員	人員の 通報	関係 機関 へ 通報	移送	計	援助 補助	調査 整理	指 要 請 示	説 明 告 白	動 告 白	通 告 白	告 白	措置 の 手 続		不侵害 存続 在米	不侵害 明記 事実 確実	打 切 り	中 止	移 送	啓 発
総 合 計	9,245	664	8,581	5,390	2,855	-	246	78	12	8,462	7,279	22	413	56	-	4	-	540	136	4	12	37	763
総 計	1,957	87	1,870	1,038	816	-	-	16	-	1,882	1,737	7	12	8	-	3	-	108	9	4	-	4	75
特別公務員に関するもの																							
（ 警察官に関するもの	71	3	68	44	24	-	-	-	-	68	62	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	3
（ その他の特別公務員に関するもの	3	-	3	3	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
教育職員関係																							
（ 体罰	64	13	51	32	10	-	-	9	-	61	39	-	7	8	-	-	-	14	-	-	-	1	3
（ その他	412	11	401	274	124	-	-	3	-	388	359	6	1	-	-	-	-	21	1	-	-	24	-
学校におけるいじめ	1,191	22	1,169	535	632	-	-	2	-	1,173	1,144	1	4	-	-	-	3	10	6	4	-	18	-
用務職員関係	73	25	48	45	1	-	-	2	-	56	21	-	-	-	-	-	-	33	2	-	-	17	-
その他の公務員に関するもの																							
（ 国家公務員に関するもの	19	6	13	10	3	-	-	-	-	17	9	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	2	-
（ 地方公務員に関するもの	110	6	104	84	20	-	-	-	-	103	89	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	2	7
（ その他	14	1	13	11	2	-	-	-	-	13	12	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
優 犯 事 件																							
総 計	7,288	577	6,711	4,352	2,039	-	246	62	12	6,980	5,542	15	401	48	-	1	-	432	127	-	12	33	708
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売春関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童ポルノ	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行・虐待																							
（ 家族間におけるもの																							
（ 夫の妻に対するもの	378	1	377	185	192	-	-	-	-	378	378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 妻の夫に対するもの	26	-	26	9	17	-	-	-	-	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 親の子に対するもの	345	11	334	226	108	-	-	-	-	338	337	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
（ 子の親に対するもの	78	2	76	35	41	-	-	-	-	78	76	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-
（ その他	120	1	119	72	47	-	-	-	-	120	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（ 家族間以外のもの	203	2	201	117	82	-	-	2	-	199	191	1	-	-	-	-	-	6	1	-	-	4	-
私的制裁	4	-	4	3	1	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療関係	61	1	60	45	13	-	-	2	-	61	57	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
人身の自由関係																							
（ 精神障害及び精神障害者福祉に関する法律関係	16	-	16	11	4	-	-	1	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
（ その他	5	-	5	2	3	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会福祉施設関係																							
（ 施設職員によるもの	51	7	44	23	18	-	-	3	-	49	38	1	2	2	-	1	-	7	-	-	-	2	-
（ その他	14	-	14	8	5	-	-	1	-	12	10	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-
村八分	9	-	9	6	3	-	-	-	-	9	6	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
差別待遇																							
（ 女性	15	-	15	11	4	-	-	-	-	15	14	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
（ 高齢者	19	-	19	13	6	-	-	-	-	19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害者	121	9	112	89	23	-	-	-	-	113	82	2	-	-	-	-	-	26	3	-	-	8	-
同姓問題	480	172	308	11	3	-	235	47	12	201	9	-	98	44	-	-	-	35	3	-	12	4	279

1 第73回人権週間

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な人権啓発活動を展開している。

令和3年の第73回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「『誰か』のこと じゃない。」の下、全国各地において、集中的な人権啓発活動を行った。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」は12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、令和3年は、拉致問題対策本部と法務省の共催で政府主催国際シンポジウム～グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携～（12月11日）を開催したほか、啓発週間ポスターを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布し、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネットバナー広告等を実施した。

3 全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に周知することによって広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

上位入賞者の作品については、「作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに日本語版及び英語版を掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

令和3年度は、6,388校の中学校（特別支援学校を含む。）から、792,451人の応募があった。また、同コンテストが40回の節目を迎えたことを記念して、高円宮妃殿下のお言葉や、内閣総理大臣賞をはじめ上位4作品の朗読動画、過去の受賞者からのメッセージを掲載した特設サイトを開設した。

4 人権教室

人権教室は、子どもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生等を対象とした人権啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後記5参照）における学校訪問や道徳の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫し

た教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、相手への思いやりの心等の人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を実施している。

さらに、携帯電話会社等と連携した人権教室やオリンピック・パラリンピック等経済界協議会等と連携した体験型の人権教室を実施している。

令和3年度は、全国で620,846人を対象に広範囲に行われた。

5 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員会が中心となって、主に小学生を対象とした人権啓発活動として実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催したりするなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

令和3年度は、全国の3,810の学校等において446,122人を対象に広範囲に行われた。

6 人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

令和3年度は、受講可能期間を令和3年8月10日から同年10月8日までの間として、インターネットを利用したリモート形式により開催し、2,457人が受講した。

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

令和3年度は、受講可能期間を令和3年10月12日から同年12月28日までの間として、インターネットを利用したリモート形式により開催し、424人が受講した。

7 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の人権啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

令和3年度に地方公共団体から提出された人権啓発資料の数は、1,418点であった。

8 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア テレビ、ラジオ

○6月6日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」

テーマ インターネットによる人権侵害をなくそう

イ 新聞

○11月5日～12月8日 地方紙52紙

全国中学生人権作文コンテスト及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する
記事及び啓発広告

ウ インターネット

○2月1日～2月28日

テーマ ハンセン病問題

○7月26日～8月24日 インターネット広告

テーマ アイヌ民族に関する人権問題

○8月21日～9月19日 インターネット広告

テーマ 子どもの人権問題（子どもの人権110番）

○8月23日～8月29日 インターネット広告・政府広報

テーマ 「いじめ」させない 見逃さない

○9月20日～10月19日 インターネット広告

テーマ インターネット人権侵害問題

○10月17日～11月15日 インターネット広告

テーマ 外国人の人権

○11月17日～12月16日

テーマ 人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○11月29日～12月5日 インターネット広告・政府広報

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

○12月18日～令和4年1月16日

テーマ 子どもの人権問題

○12月24日～令和4年1月22日

テーマ ハンセン病問題

エ ポスター等の作成・配布

○第73回人権週間ポスター

44,237枚

○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター

66,116枚

（交通広告を含む。）

○啓発冊子「人権の擁護」

196,000部

○啓発冊子「人権の擁護（英語版）」

12,500部

(2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア 人権シンポジウム（オンライン配信）の実施

○1月31日 「震災と人権に関するシンポジウム～避難所で必要とされる人権

への配慮～」

○2月23日 「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」

○3月4日 「インターネットと人権・オンラインフォーラム」

○7月29日 「ビジネスと人権に関するシンポジウム」

○10月30日 「インターネットと人権・オンラインフォーラム」

○11月13日 「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」

イ 人権啓発冊子・動画等の制作

○人権啓発冊子「『いじめ』させない 見逃さない」

○人権啓発冊子「みんなともだち マンガで考える『人権』」

○人権啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」

○人権啓発動画「STOP! コロナ差別<尾身先生の気づき喚起動画>編」ほか
3編

○人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」

○リーフレット「気づこう、変えよう、そのひとこと。STOP！コロナ差別」

○人権啓発冊子・動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

ウ 新聞広報

○3月11日 読売新聞

人権シンポジウム「震災と人権に関するシンポジウム～避難所で必要とされる人権への配慮～」

○3月18日～3月19日 読売新聞、読売KODOMO新聞、読売中高生新聞、
毎日小学生新聞、朝日小学生新聞

人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」

○9月14日 読売新聞

人権シンポジウム「ビジネスと人権に関するシンポジウム」

○12月9日～12月10日 読売KODOMO新聞、読売中高生新聞、毎日小学生
新聞、朝日小学生新聞

人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」

エ インターネット広報等

○1月18～2月14日 インターネット広告

テーマ ハンセン病問題ほか

○3月9日～3月22日 インターネット広告

3月15日～3月21日 交通広告、屋外大型ビジョン広告

テーマ コロナ差別

○3月11日 ニュースリリース

人権シンポジウム「震災と人権に関するシンポジウム～避難所で必要とされる人権への配慮～」採録記事

○3月18日 ニュースリリース

人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」採録記事

○6月7日～12月31日 インターネット広告

テーマ ハンセン病問題

○9月14日 ニュースリリース

人権シンポジウム「ビジネスと人権に関するシンポジウム」採録記事

○12月4日～12月17日 インターネット広告

テーマ 「『誰か』のこと じゃない。」

○12月9日 ニュースリリース

12月10日 読売新聞オンライン

人権シンポジウム「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」採録記事

オ その他

○7月29日 企業、団体及び個人が、自らの人権尊重に対する決意等を表明し、それをウェブサイトで紹介する投稿型コンテンツ「Myじんけん宣言」の特設サイトを開設

(3) 地方委託事業として実施した啓発活動

委託先 都道府県及び政令指定都市

委託内容 講演会の実施、資料の作成・配布、放送番組の提供、スポット広告放送の提供、インターネットバナー広告の掲載、新聞広告の掲載、地域総合情報誌掲載、研修会の実施、地域人権啓発活動活性化事業（人権の花運動、スポーツ組織と連携した人権啓発活動を含む。）の実施、人権啓発ミニフェスティバル事業の実施等

Ⅶ 訟 務 局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第9条、第12条、
第48条～第53条、法務省組織規則第17条、第18条

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にあり、これらの訴訟の中には、その結果いかんが国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。このように、国の利害に重大な影響を及ぼす大型事件が増加傾向にあることなどを踏まえ、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能の充実・強化を図るため、平成27年4月、平成13年1月に訟務局が廃止されて以来、14年ぶりに訟務局を復活させた。

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の施行に伴い、当事者の一方である訟務組織にはこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を引き続き推進している。また、各種会議等の充実等、組織の充実と職員的能力向上を図るとともに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 予防司法機能の充実強化

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであるとともに、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たし、ひいては国民の権利・利益に資するものとして重要な意味を持つ。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的にも一層複雑困難化してきている。

訟務局では、行政の法適合性を高め、予防司法機能の充実や国際的な紛争対応の支援を行うため、平成27年4月から具体的な法的紛争が生じる前であっても各府省庁に法的助言を提供する予防司法支援制度を実施し、平成29年4月からは同制度を全国の法務局・地方法務局に展開し、予防司法機能の充実・強化を図っている。このような法的支援の枠組みについては、平成27年から毎年開催されている内閣官房主催の「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」（第7回は令和3年11月30日に開催）においても、その積極的活用を図ることが確認されているところであり、予防司法支援制度のより積極的な活用を図るための体制の

整備に努めている。

〈会同等〉

月 日	会 同 名	協 議 事 項
4.21~22	新任局付・部付協議会	訟務事務処理上の問題点について
10.11	法務局訟務部長会同	訟務事務の管理体制について
10.12	法務局訟務部訟務管理官事務打合せ会	訟務事務処理体制について
11.1~2	法務局訟務部付協議会	訟務事務処理上の問題点について

訟務企画課

法務省組織令第48条、第49条 法務省組織規則第17条

1 国の利害に係るのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）

令和3年末における標記政令で定める公法人数は、48法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

令和3年は、令和2年における訟務事件の状況等を内容とした「訟務の概況（令和3年4月）」を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

令和3年は、67巻1号から12号を発行した。

民事訟務課

法務省組織令第48条、第50条、法務省組織規則第18条

令和3年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 行政権限不行使関係

損害賠償請求事件（ハンセン病訴訟）（那覇地裁令和3年（ワ）第225号）

本件は、ハンセン病元患者（非入所者）である原告が、国の誤った強制隔離政策により、非入所者である原告も差別被害等を受けたとして、国に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償（600万円）等を求めるものである。

(2) 検察関係

国家賠償請求事件（東京地裁令和3年（ワ）第23302号）

本件は、外国為替及び外国貿易法上その輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている噴霧乾燥器を、同大臣の許可なく輸出したとして、同法違反等で逮捕、勾留、取調べ及び公訴提起されたX₁（原告）らが、同逮捕等により、精神的損害等を受けたとして、Y₁（国、被告）及びY₂（東京都、相被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

なお、上記事件については、検察官により公訴取消しの申立てがされ、公訴棄却決定が言い渡されている。

(3) 入管関係

ア 損害賠償請求事件（大阪地裁令和2年（ワ）第12459号）

本件は、入管収容施設において死亡した男性の子であるX（原告）が、死亡した男性には糖尿病等の持病があったにもかかわらず、Y（国、被告）は適切な治療を受けさせなかったとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

イ 損害賠償請求事件（大阪地裁令和3年（ワ）第4661号）

本件は、入管収容施設に収容されていたX₁（原告）らが、X₁らを含む17名を、正当な理由なく最大6人用の居室に24時間以上監禁し、その間、電気、飲料水、薬等の供給を停止し、ビデオカメラによる撮影行為によりプライバシーを侵害した上、地震が発生したにもかかわらず被収容者の安全を確保しなかったとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

(4) その他

ア 政党略称異動届出不受理国家賠償請求事件（東京地裁令和3年（ワ）第782号）

本件は、政党である原告が、原告の略称を、政党Aの略称と同一である「A' 党」に異動する旨の届出をしたものの、中央選挙管理会及び総務大臣によって不受理とされたことにより、結社の自由を侵害されたなどと主張して、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

イ 損害賠償請求事件（札幌地裁令和3年（ワ）第1175号）

本件は、同性のパートナーと同居していた元北海道職員であるX（原告）が、在職中、パートナーが扶養親族（配偶者と同視される内縁の関係）に当たるとして、Y₁（北海道、被告）に対し扶養手当の支給及び寒冷地手当の増額支給の各申請を、Y₂（地方職員共済組合、被告）に対し扶養認定の申請をしたと

ころ、Y₁及びY₂がいずれも、Xと同性であることを理由としてパートナーを扶養親族と認めず、扶養手当の支給等及び扶養認定をしなかったことについて、Y₁及びY₂に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（約482万円）を求めらるものである。

ウ 損害賠償請求事件（東京地裁令和3年（ワ）第15962号）

本件は、X₁（原告）及びその配偶者のX₂（原告）が、X₁が母国であるアメリカ合衆国テキサス州の規定に基づいて性別を男性から女性に変更したため、以前居住していた目黒区及び現に居住する大田区に対し、住民票上の性別の変更を申請したがこれを認められなかったとして、また、国（総務省、法務省及び出入国在留管理庁）に対し、各自治体への適切な指導等を行うよう求めたが何ら回答等がなかったとして、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（220万円）を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 行政権限不行使関係

ア 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求上告事件（最高裁平成30年（受）第1451号、同第1452号、令和3年5月17日第一小法廷判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材を加工・使用して石綿粉じんに曝露したことにより、石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告・控訴人・上告人兼被上告人）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼上告人）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるなどとして、Yに対し、国賠法1条1項等に基づき、損害賠償を求めたものである。

1審判決（横浜地裁平成24年5月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

石綿の発がん性についての医学的知見の確立時期、Yが執ってきた石綿粉じんによる健康障害防止のための規制措置の内容、規制措置に関する工学的知見の内容等に照らすと、労働大臣等が、昭和30年から昭和62年までの間、労働関係法令に基づく石綿の製造等の禁止等に係る規制権限を行使しなかったことが許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであったとは認められず、国賠法1条1項の適用上違法ということはできない。

2審判決（東京高裁平成29年10月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を一部変更し、X₁らの請求を一部認容した。

Yが遅くとも昭和56年1月1日までに、労働省令により、事業者に対して、屋内作業場と評価し得る建設作業現場の内部において、石綿含有建材の取扱作業及びその周囲での作業に労働者を従事させる場合には、防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、これを担保するため、通達を

定めて、石綿粉じん曝露の危険性及び防じんマスクの使用の必要性に関して、石綿含有建材の表示内容及び石綿含有建材を取り扱う作業場における掲示内容並びに安全教育の内容を改めなかった規制・監督権限の不行使は違法であり、これはYが特定化学物質等障害予防規則等を改正し、施行した平成7年4月1日の前日まで継続する。一人親方や個人事業主については、労働関係法令の保護対象である労働者に該当しないため、これらの者との関係でYは責任を負わない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2審判決を一部破棄、一部原審に差し戻すとともに、Yの上告を棄却した。

昭和50年には、石綿等が労働安全衛生法57条に基づく表示義務の対象となり、また、特定化学物質等障害予防規則の改正により石綿等を取り扱う作業場において石綿等の人体に及ぼす作用等の掲示を義務付ける特定化学物質等障害予防規則38条の3が設けられているところ、労働安全衛生法57条に基づき通達が定める表示等の具体的記載方法は不適切なものであったが、上記の表示義務を負う者として石綿含有建材を製造販売する者が、上記の掲示義務を負う者として建設事業者がそれぞれ想定されており、Yが石綿含有建材を取り扱う建設作業従事者について石綿関連疾患に罹患することを防止する必要があると認識していたことが明らかなこと、同年当時、屋内建設現場における建設作業従事者に対して、石綿含有建材の切断等の石綿粉じんを発散させる作業及びその周囲における作業をする際には、石綿関連疾患に罹患する危険があり、必ず適切な防じんマスクを着用するよう伝えとともに、事業者に対して防じんマスクの使用を義務付ける必要があることをYが認識することができたことなどの判示の事情の下では、石綿に係る規制を強化する同年の改正後の特定化学物質等障害予防規則が一部を除き施行された同年10月1日以降、労働大臣が労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことは、屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価し得る建設現場の内部における建設作業（石綿吹付作業を除く。）に従事して石綿粉じんに曝露した労働者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法である。

また、労働安全衛生法57条は、物の危険性に着目した規制であり、健康障害を生ずるおそれのある物について所定事項の表示を義務付けることによって、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当であること、当時の特定化学物質等障害予防規則38条の3は、特定管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、当該作業場における掲示を義務付けることによって、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当であることからして、労働大臣が、昭和50年10月1日以降、石綿含有建材の表示及び石綿含有建材を取り扱う建設現場における掲示として、粉じんを吸入すると重篤な石

綿関連疾患を発症する危険があること及び防じんマスクを着用する必要があることなどを示すように指導監督しなかったことは、労働安全衛生法2条2号において定義された労働者に該当しない者との関係においても、国賠法1条1項の適用上違法である。

イ 各損害賠償請求控訴事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（東京高裁平成29年（ネ）第2620号、令和3年1月21日判決）

本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波（以下「本件津波」という。）により、福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）から放射性物質が放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したことにつき、周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人）らが、Y₂（A電力株式会社、被告・被控訴人兼控訴人）は、福島第一発電所の敷地高を超える津波の発生を予見しながら同発電所の安全対策を怠り、また、経済産業大臣は、Y₂に対して平成24年改正前の電気事業法に基づく規制権限（技術基準適合命令）を行使すべきであったにもかかわらずこれを行使しなかった結果、本件事故が発生したと主張して、Y₂に対し、主位的に民法709条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、Y₁（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき、精神的な苦痛に対する損害賠償（4億5,300万円）を求めたものである。

1審判決（前橋地裁平成29年3月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

（規制権限について）Y₁は、電気事業法に基づき、本件事故以前に、配電盤及び非常用ディーゼル発電機等を高台に設置させるなどの津波対策を事業者に行わせる規制権限を有していた。

（予見可能性について）Y₁及びY₂は、遅くとも、平成14年7月から数か月後の時点において、地震調査研究推進本部が平成14年7月に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）の知見に基づき、福島第一発電所の敷地地盤面を優に超える津波の襲来を予見することができた。

（結果回避可能性について）Y₁は、遅くとも、平成20年3月にY₂が提出した報告書において、津波に対する言及がされていないなどのY₂の対応状況に照らして、Y₂による自発的な対応やY₁による口頭指示によって適切な津波対策が達成されることはおよそ期待困難な状況であったと認識でき、その頃、上記の津波対策を講じさせる規制権限を行使していれば事故は回避できた。

（損害について）中間指針には一定の合理性が認められるものの、裁判所の判断を拘束するものではなく、損害額の認定は裁判所が自由な判断の下で行うべきものであり、Y₁は認定した損害額につきY₂と連帯して賠償責任を負う。

以上より、Y₁について、国賠法1条1項の要件に欠けるところはなく、Y₁

は Y_2 が賠償すべき慰謝料額と同額の慰謝料を賠償すべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、原判決中の Y_1 敗訴部分の判断を取り消し、 X_1 らの Y_1 に対する請求を棄却した。

（規制権限について）科学的、専門技術的知見により想定される津波高に変更が生じた場合には、経済産業大臣は、電気事業法40条に基づいて、技術基準適合命令を発する権限がある。

（予見可能性について）長期評価の知見は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域を一つの領域と区分し、同領域で約400年間に3回起こった津波地震と同様の津波地震が上記領域のどこでも発生する可能性があるとするものであるが、その前提とする約400年間に津波地震が3回発生したという点については異論があったほか、上記領域を一つの領域とする点で地震地体構造論に反するものであり、同年2月に土木学会原子力土木委員会の津波評価部会が公表し、津波防災対策に係る7省庁手引を補完するものとして位置づけられていた「原子力発電所の津波評価技術」の知見とも整合しないものであったから、長期評価の知見から本件津波の発生を予見することができたということとはできない。

（結果回避可能性について）長期評価の知見に従って Y_2 が行った津波評価に関する試算を前提に、防潮堤等を設置したとしても、同試算された津波と本件津波とはその規模や態様において大きく異なっているから、上記試算に基づいて防潮堤等を設置したとしても本件津波が福島第一発電所内に浸水することを防止することはできなかった。また、本件事故前において執られていた水密化措置は、原子炉施設内の機器室等の入口扉の水密化等局所的・部分的なもので、建屋全体について水密化する技術的知見は存在していなかったし、現実に執られていた局所的・部分的な水密化措置も内部溢水を想定したもので、津波がそのまま原子炉施設に浸水したのに対して原子炉施設の安全機能を保持するだけの水密化技術は確立していなかった。したがって、長期評価の知見を前提に水密化措置を講じたとしても本件事故の発生を回避することはできなかった。

以上の諸事情に加え、長期評価公表後の Y_1 の津波対策に関する対応に問題があったとまで認めることは困難であることを併せ考慮すると、経済産業大臣が Y_2 に対して規制権限を行使しなかった（技術基準適合命令を発しなかった）ことが、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとは認められず、国賠法1条1項の適用上違法であるということとはできない（ X_1 ら及び Y_2 上告・上告受理申立て）。

ウ 損害賠償請求控訴事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（東京高裁平成29年（ネ）第5558号、令和3年2月19日判決）

本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及びこれに伴う津波の影響で、 Y_2 （A電力株式会社、被告・被

控訴人兼控訴人)が設置し運営する福島第一原子力発電所(以下「福島第一発電所」という。)から放射性物質が放出される事故(以下「本件事故」という。)が発生したことにより、福島第一発電所の周辺地域から千葉県内へ避難せざるを得なくなったと主張する者又はその相続人であるX₁(原告・控訴人兼被控訴人)らが、①Y₂に対しては、福島第一発電所の敷地高を超える津波の到来等を予見しながら、福島第一発電所の安全対策を怠り、その結果本件事故に至り、それにより損害を被ったと主張して、主位的には民法709条に基づき、予備的には原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、②Y₁(国、被告・被控訴人)に対しては、⑦内閣総理大臣が福島第一発電所の設置許可処分又は変更許可処分をしたこと、又は④経済産業大臣がY₂に対し電気事業法40条に基づき技術基準適合命令を発するという規制権限を行使しなかったことが違法であり、その結果本件事故に至り、それにより損害を被ったと主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償(約13億9,109万円)を求めたものである。

1審判決(千葉地裁平成29年9月22日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのY₁に対する請求を棄却した。

経済産業大臣は、電気事業法39条に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(昭和40年通商産業省令第62号)の改正権限、同法40条に基づく技術基準適合命令を行使して、Y₂に対し、津波による浸水から全交流電源喪失を回避するための措置を講ずよう命ずべき規制権限を有していた。

平成14年7月に地震調査研究推進本部によって公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」という。)において示された知見を前提として、最新のシミュレーション技法であった津波評価技術に基づき津波高さを算出していれば、経済産業大臣において、遅くとも平成18年までに敷地高O. P. (Onahama Peil 小名浜港工事基準面)+10メートルを超える津波が発生することを予見することはできたが、地震対策が喫緊の課題とされ、津波対策は地震対策に比し早急に対応すべきリスクとして優先度を有していなかったこと、長期評価には種々の異論も示されていたこと、X₁ら主張の結果回避措置を執ったとしても、時間的に本件事故に間に合わないか、本件地震に伴う津波による全交流電源喪失を防ぐことはできず、結果を回避できなかった可能性があることなどに照らすと、Y₁の規制権限不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められず、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない。

本判決は、要旨以下のとおり1審判決を変更し、X₁らのY₁に対する請求を一部認容した。

(予見可能性について)平成14年2月に土木学会により策定・公表された津波評価技術及び同年7月に地震調査研究推進本部により公表された長期評価については、いずれもある程度は仮説の域を出ないものであることに由来すると

みることができるものの、専門家を含む構成員が議論を重ね、議論の結果として得られた見解を、一方は学術的権威のある学会が、他方は国の機関が公表したものであり、策定に関与した専門家や議論の過程、公表した主体のいずれにおいても、科学的信頼性の観点からみて、一方が他方に比して優位であるということとはできないことなどからすると、長期評価に示された見解については、相応の科学的信頼性のある知見であると評価することができ、津波評価技術と比較しても、その科学的信頼性において、優位とはいえないまでも、同等であるというべきである。規制機関である経済産業大臣は、津波評価技術の知見に依拠して規制権限行使の要件具備の判断をしていたのであり、少なくともこれと同等の科学的信頼性を有する長期評価に示された見解について、これを判断の基礎としないことは、著しく合理性を欠くというべきである。経済産業大臣としては、長期評価が公表された後のしかるべき時期に、Y₂に依頼するなどして、長期評価に示された見解に依拠して福島県沖で発生する可能性のある地震による津波の評価をしていれば、福島第一発電所に敷地高を大きく超える波高（O. P. +15.7メートル）の津波が到来する危険性があることを認識し得た。

（結果回避可能性について）長期評価に示された見解に依拠して想定される津波が福島第一発電所に到来した場合において、全電源喪失という重大な事故を防ぐための措置としては、防潮堤等の設置のほか、タービン建屋や重要機器室の水密化の措置を想定することが可能であり、これを想定すべきであったと認められる。このような想定すべき対策が講じられていれば、本件津波の影響は相当程度軽減され、本件事故と同様の全電源喪失の事態には至らなかったと認めるのが相当である。また、長期評価の公表から遅くとも1年後には技術基準適合命令を発することができたと認められ、その時から本件地震発生までの約7年半を費やせば、技術基準に適合させるための措置を講ずることが可能であったと認められる。これらを総合すると、本件における経済産業大臣の規制権限不行使と本件事故との間には、国賠法上の責任を認めるに足りる因果関係があったと認められる。

以上のことから、経済産業大臣がY₂に対し、技術基準適合命令を発しなかったという規制権限不行使は、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となり、Y₁は、その不行使によって生じた損害を賠償する義務を負うというべきである（国上告受理申立て、X₁ら及びY₂上告・上告受理申立て）。

エ 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件（子ども被ばく）（福島地裁平成26年（行ウ）第8号ほか、令和3年3月1日判決）

本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）及びこれに伴う津波により福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）において発生した事故（以下「本件事故」という。）当

時に福島県等に居住していたX₁（原告）らが、Y₁（国、被告）及びY₂（福島県、被告）を被告とし、本件事故後のY₁及びY₂の違法な事故対応等により無用な被ばくをさせられ、将来健康被害を生じる不安を抱くなどの精神的苦痛を被ったと主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（1,590万円）を求めた。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのY₁に対する請求を棄却した。

（SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）等の情報を隠匿した違法の有無等について）本件事故後におけるY₁のSPEEDIによる予測計算結果の取扱いは、当時のY₁の指針等に定められた運用方法に従ったものであった。また、仮にY₁がSPEEDIによる予測計算結果を直ちに公表していた場合には、①線量については、本来、予測計算の前提となるはずの放出源情報が得られなかったため、飽くまで仮定のものととどまること、②放射性物質の拡散方向については、気象条件により随時変化していくのみならず、本件事故後に誤った予測計算結果が示されたことが現実にもあったことからすると、当時、SPEEDIによる予測計算結果を定時計算の都度直ちに公表するのではなく、平成23年3月23日にその一部を公表し、同年5月3日までに全てを公表したY₁の措置は、不合理であったとはいえず、違法であったとはいえない。

（子供らに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法の有無について）本件事故当時の防災指針において、全ての対象者（原則40歳未満）に対する指標が放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトとされていたことは、当時における国際原子力機関（IAEA）や諸外国における動向等を踏まえると、不合理であったとはいえず、Y₁が、当時の防災指針の指標に達しないと判断し、現実には執られた措置以上に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る具体的指示をしなかったとしても、違法であったとはいえない。

（文科省通知により、児童生徒に年20ミリシーベルトまでの被ばくを強要した違法の有無について）X₁らが指摘する平成23年4月19日の文科省通知は、いずれも長期的には年間1ミリシーベルトを目標とし、状況に合わせて適切なレベルを設定して線量低減を進め、被ばく線量低減を効率的に図ったものであり、当時、実際の年間追加被ばく線量は、暫定的目安の上限値である年間20ミリシーベルトを大きく下回ると推計されていたことにも鑑みると、目的・方法・効果のいずれの点においても不合理とはいえず、Y₁が文科省通知を発したことは違法とはいえない。

（子供らを直ちに集団避難させることを怠った違法の有無について）本件事故当時の防災指針における避難等に関する指標は、放射線に対する感受性の強い子供に合わせて統一されたものであり、ICRPやIAEAの国際的基準に照らしても合理性を有する。また、内閣総理大臣は、合理性が認められる防災指針のEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の目安を踏まえ、

福島第一発電所の状況等が進展する都度、専門家の意見を踏まえながら、避難指示の必要性和、避難指示を出した場合に生ずる避難の障害、避難中の被ばくリスク等の事情を検討した上で、避難指示等の範囲や時機を判断しており、違法とはいえない。

（オフサイトセンターの整備を怠った違法の有無について）本件事故当時、福島第一発電所のオフサイトセンターに放射性物質を除去するための空気浄化フィルターは設置されていなかったが、当時の法令の定めや、平成21年2月の総務省行政評価局による指摘を受けて一定の改善措置が講じられたことに鑑みると、違法とはいえない。また、オフサイトセンターは、本件地震による停電を受けて非常用電源が稼働した後、再び停電状態となったが後に復旧しており、電源設備の関係で違法があったともいえない。

（福島第一発電所の周辺自治体との間でSPEEDIの計算結果の情報共有を怠った違法の有無について）SPEEDIによる予測計算結果については、前記のとおりであり、Y₁及びY₂が、実際の公表とは別に、福島第一発電所の周辺自治体との間で情報共有を行わなかったとしても、X₁らが主張する違法があったとはいえない（控訴）。

(2) 戦後補償関係

第二次世界大戦中、日本国内に強制連行され、強制労働に従事させられたとする中国人及びその遺族らによる損害賠償等請求上告・上告受理事件（最高裁令和2年（オ）第1040号、同年（受）第1293号、令和3年3月24日第二小法廷決定）

本件は、先の大戦中、日本軍によって逮捕、監禁され、強制的に日本国内に連行された上、大阪築港や花岡鉦山（秋田県）において、船舶荷役や川の掘削、土X₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、日本軍等による強制連行及び強制労働のほか、戦後においてもX₁らに対して補償をせずに救護義務を怠り、名誉回復も妨害したなどと主張し、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、国賠法1条1項等に基づき、損害賠償（一人当たり550万円）、謝罪文の交付並びに国内紙及び中国紙への謝罪広告の掲載を求めたものである。

1 審判決（大阪地裁平成31年1月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

日中共同声明は、サン・フランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、請求権の処理については、個人の請求権を含め、戦争遂行中に生じた全ての請求権を放棄することを明らかにしたものである。そして、日中共同声明に国際法上の法規範性が認められるのは明らかであり、また、日中共同声明5項が定める請求権の放棄についても、サン・フランシスコ平和条約のそれと同様に国内法的な効力が認められているというべきである。

したがって、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求

する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れない。

2審判決（大阪高裁令和2年2月4日判決）も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(3) 厚生労働行政関係

ア B型肝炎訴訟福岡訴訟損害賠償請求上告事件（最高裁令和元年（受）第1287号、令和3年4月26日第二小法廷判決）

本件は、B型肝炎ウイルスの持続感染者であるX₁（原告・被控訴人・上告人）らが、予防接種法等に基づきY（国、被告・控訴人・被上告人）の指導の下で実施された乳幼児期の集団予防接種時における注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎を発症したとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償（2,675万円）を求めたものである。

1審判決（福岡地裁平成29年12月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容した。

（除斥期間経過の有無－除斥期間の起算点について）X₁らは、乳幼児期の集団予防接種時における注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに持続感染し、慢性肝炎（HB e抗原陽性慢性肝炎）を発症したが、HB e抗原が陰性化し、慢性肝炎が鎮静化した後、慢性肝炎（HB e抗原陰性慢性肝炎）が再燃した。そして、X₁らの再燃後の慢性肝炎は、当初の慢性肝炎と比較して、より重篤であること、また、HB e抗原陽性慢性肝炎発症後の経過は、現在の医学ではいまだ説明されておらず、確定できないことが明らかであり、X₁らが、当初の慢性肝炎発症時に、その後の慢性肝炎再燃による損害賠償をも請求することは客観的に不可能であったことからすると、X₁らの再燃後の慢性肝炎による損害は、当初の慢性肝炎による損害とは質的に異なる損害であるというべきである。したがって、X₁らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、慢性肝炎（HB e抗原陰性慢性肝炎）の再燃時であり、X₁らは、慢性肝炎の再燃時から20年以内に本件訴えを提起したものであるから、除斥期間は経過しておらず、Yは、国賠法1条1項に基づき、X₁らに損害賠償をする義務がある。

2審判決（福岡高裁平成31年4月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を破棄し、X₁らの請求を棄却した。

（除斥期間経過の有無－除斥期間の起算点について）X₁らのHB e抗原陰性の慢性肝炎は、先に発症したHB e抗原陽性の慢性肝炎と比較して、より進んだ病期にあったということが出来るものの、それは結局のところ、B型肝炎が長期の経過をたどった結果であって、肝細胞の線維化と炎症活動が進行した

ためであり、さらに、肝硬変や肝細胞がんの進展リスクとなる年齢で慢性肝炎が再燃したことによるものというべきである。また、B型慢性肝炎の病態ないし特質及び治療水準の進歩・改善状況に照らせば、B型肝炎ウイルスは、高度の塩基変異をもたらし性質を有し、セロコンバージョンをもたらし遺伝子変異は、B型慢性肝炎患者において高頻度かつ一般的に認められるものであって、肝炎が上記変異の前後を問わず、B型肝炎ウイルスへの免疫反応であることに変わりはないというべきであるし、また、セロコンバージョン前のHB e抗原陽性の慢性肝炎よりもHB e抗原陰性の慢性肝炎の病状が重いと直ちにいうこともできない。してみると、セロコンバージョン後のHB e抗原陰性の慢性肝炎が、セロコンバージョン前のHB e抗原陽性の慢性肝炎とは質的に異なり、その罹患によって新たな損害が発生したということとはできない。

さらにX₁については、平成12年当時の医学的知見や医師がX₁に行っていた生活指導の内容に照らすと、当時、肝炎の再燃について医学的に予見できなかったものということとはできず、X₂についても、当時の医学的知見に加え、正常値を下回っていたALT値以外に、中ウイルス量であったHBV-DNAの計測を続けていたことからすれば、肝炎の再燃について医学的に予見できなかったものということとはできない。よって、X₁らは、それぞれHB e抗原陽性の慢性肝炎を発症した時点において、その後発生したHB e抗原陰性の慢性肝炎による損害を含めた損害を被ったものというべきであり、セロコンバージョンによって、直ちにB型慢性肝炎の諸症状が解消するものではなく、継続的に発生する損害の一部を切り離して請求したからといって、除斥期間の適用を免れるということとはできない。したがって、X₁ら請求に係るHB e抗原陰性の慢性肝炎の発症による損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、セロコンバージョン前のHB e抗原陽性の慢性肝炎の発症時であり、X₁らの損害賠償請求権は、いずれも除斥期間の経過により消滅したというべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2審判決を破棄し、X₁らの損害額について審理を尽くさせるため原審に差し戻した。

B型肝炎ウイルス持続感染者の多くは、活動性肝炎となった後、セロコンバージョンを起こして肝炎が鎮静化し、非活動性キャリアとなるのであり、この段階に至れば、肝細胞がん等への進行リスクは低く、具体的な治療の必要がなくなることから、HB e抗原陽性慢性肝炎においては、目指すべき短期目標をセロコンバージョンとして抗ウイルス治療がされる。その一方で、HB e抗原陽性慢性肝炎の発症後、セロコンバージョンによりHB e抗原陰性となり、非活動性キャリアとなったにもかかわらず、長期間が経過した後にHB e抗原陰性の状態でB型肝炎ウイルスが再増殖し、HB e抗原陰性慢性肝炎を発症する症例も10～20%は存在するところ、HB e抗原陰性慢性肝炎については、線維化進展例が多く、自然に寛解する可能性は低い。このように、セロコンバージョ

ンにより非活動性キャリアとなった後に発症するHB e抗原陰性慢性肝炎は、慢性B型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものというべきであり、どのような場合にHB e抗原陰性慢性肝炎を発症するのかは、現在の医学ではまだ解明されておらず、HB e抗原陽性慢性肝炎の発症の時点で、後にHB e抗原陰性慢性肝炎を発症することによる損害の賠償を求めることも不可能である。以上のような慢性B型肝炎の特質に鑑みると、X₁らがHB e抗原陽性慢性肝炎を発症したことによる損害と、HB e抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害とは、質的に異なるものであって、HB e抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害は、HB e抗原陰性慢性肝炎の発症の時に発生したものというべきである。

イ 国家賠償請求事件（旧優生保護法国賠訴訟）（神戸地裁平成30年（ワ）第1640号ほか、令和3年8月3日判決）

本件は、旧優生保護法に基づく不妊手術（以下「優生手術」という。）を受けさせられたとするX₁（原告）及びその配偶者であるX₂（原告）らが、旧優生保護法は違憲無効であり、①国会議員が旧優生保護法の規定を改廃しなかった立法不作為、②国会議員が偏見差別を解消する措置を講じなかった等の立法不作為、③厚生大臣が優生手術を推進した行為、④厚生大臣及び厚生労働大臣が旧優生保護法を廃止し優生政策を抜本的に転換すべき義務があるのにこれを怠った不作為などがいずれも違法であるとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（5,500万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（①について）優生条項は、憲法13条、14条1項、24条2項に違反するものであり、国民に憲法上保障され、又は保護されている権利利益を違法に侵害することは明白であり、国会議員においては速やかに優生条項を改廃すべきであったところ、平成8年改正まで長期間にわたってこれを改廃しなかったことは、国賠法1条1項の規定の適用上、違法である。

（②について）国会議員は、重大な人権侵害を内包する旧優生保護法を成立させただけでなく、同法の改正により優生政策を積極的に推し進めたものであって、これらの行為が優生手術の対象とされた障害者の憲法上の権利を侵害するものであったことは明らかであるが、どのような施策を講じるかについては、国会の裁量的権限に委ねられるべき事柄であり、具体的な補償内容をどのようなものにするかは、障害者の特性に配慮しながら検討する必要がある。そうすると、偏見差別解消のための立法措置が、X₁らに憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために必要不可欠な所要の立法措置であり、それが明白であったとまでは認められない。

（③について）法律の改廃について固有の権限を有するのは国会であり（憲法41条）、内閣は法律案の提出権を有するにすぎないから、厚生大臣に優生条

項を改廃すべき作為義務があるとは認められず、法律案の不提出をもって国賠法1条1項の適用上、違法であると評価することはできない。また、優生手術を実施しないよう指導・指示すべき義務は、国会において優生条項を改廃し、あるいは改廃に向けた具体的な議論がされていることを前提とするものであるところ、X₁らに対する優生手術等（以下「本件各手術」という。）がされた当時において、作為義務の前提となるような状況があったとは認め難い。

（④について）X₁らの具体的な主張は、法律案や予算案の提出を通じて、救済法の制定や障害者への偏見差別を解消するための施策を実施すべき義務を怠ったというものであるところ、立法や予算の議決を行う権限を有するのは国会であって、内閣を通じて法律案又は予算案の提出を行う権限を有するにすぎない厚生大臣（当時）及び厚生労働大臣の不作为を国賠法1条1項の適用上、違法と評価することはできない。

（除斥期間の適用の可否について）国会や行政機関が優生思想を背景として優生手術を積極的に推進していたものであるが、障害者に対する偏見差別はそればかりではなく、当時の社会全体の思想や風潮、未成熟性によって助長されてきたものであり、国において、殊更に被害者の請求権行使を妨害したり、請求権行使を不能又は著しく困難にする状況を作出したとまで評価することはできず、最高裁判所平成10年6月12日第二小法廷判決（民集52巻4号1087ページ）及び最高裁判所平成21年4月28日第三小法廷判決（民集63巻4号853ページ）とは事案を異にする。

X₁らは、本件各手術について除斥期間の規定を適用することは、拷問等禁止条約、自由権規約、社会権規約、女子差別撤廃条約及び障害者権利条約並びに国際慣習法（時効適用制限条項）に違反する旨を主張するところ、X₁らが根拠とする条約等は、本件各手術がされた後に効力を生じたものであり、条約法に関するウィーン条約28条が定める条約不遡及の原則によって本件には適用されない。また、いずれの条約もその内容を具体化するためには国内法上の措置を執ることが必要であり、個々の国民に直接権利を付与したものと解されない。そして、国際人権法の重大な違反及び国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済及び賠償の権利に関する基本原則及びガイドラインには、時効の適用を制限する規定が存在するが、同規定に国際慣習法としての法規規範性があるとは認められない。したがって、X₁らが根拠とする条約等は、除斥期間の適用を排除する法的効果を有するものではない（控訴）。

（4） 検察関係

損害賠償請求控訴・附帯控訴事件（布川事件）（東京高裁令和元年（ネ）第3124号ほか、令和3年8月27日判決）

本件は、強盗殺人等の事実で逮捕・勾留・起訴され、無期懲役の有罪判決が確定し服役し、その後、再審において強盗殺人について無罪判決が確定したX（原

告・被控訴人兼附帯控訴人)が、警察官及び検察官がXに対して行った逮捕、勾留、取調べ、起訴、公判及び再審請求審等における訴訟対応等が違法であり損害を被ったとして、Y₁(国、被告・控訴人兼被附帯控訴人)及びY₂(茨城県、被告・控訴人兼被附帯控訴人)に対し、総額約3億4,000万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決(東京地裁令和元年5月27日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

(①検察官による起訴に違法があるか否か) 公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否等につき審判を求める意思表示であり、起訴時における検察官の心証は、その性質上、起訴時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるところ、検察官の本件強盗殺人事件の起訴時においては、目撃者5名の供述が大筋で一致していたことなど、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったといえるため、違法ではない。

(②確定審の公判における検察官の活動に違法があるか否か) 検察官は、検察官手持ち証拠のうち、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わず法廷に顕出すべき義務を負う。また、裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白でない場合であったとしても、被告人らから具体的に開示を請求する証拠が特定された証拠開示の申立てがあった場合には、その重要性の程度、証拠を開示することによって生じる弊害の内容及び程度等に照らし、開示をしない合理的な理由がない場合には、その証拠の開示義務を負う。さらに、被告人は、刑事裁判の結果を左右する証拠の開示について、反射的な利益を有しているにとどまらず、法律上保護された利益を有する。したがって、目撃証言の信用性等に影響を与える目撃者の初期供述に係る証拠について、開示しない合理的な理由はなく、証拠の開示に応じなかった検察官の行為は、違法である。

(③再審請求審及び再審公判における検察官の活動に違法があるか否か) 一般的に、検察官が、再審請求審において、有罪判決確定者の弁護人らによる証拠開示請求に協力すべき職務上の法的義務を負っているとまでは解し難い。検察官が合理的な根拠に基づいて、再審開始決定に対して即時抗告を申し立てたりするなどの行為は、正当な職務上の行為であり、違法ではない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、検察官の取調べの違法性及び除斥期間の起算点等について判断を変更した上で、1審の判断を維持し、Xの請求を一部認容した。

(検察官による取調べに違法があるか否か) 検察官が取調べ時に、Xが主張するアリバイに関し虚偽の事実を述べたこと、取調べが相当に高圧的なものであったと推認できることなどからすれば、Xは、絶望的な心理状態になり、本件犯行を自白するに至り、その後、検察官は、意図するまま、Xの自白調書を客観的事

実と矛盾が生じないようにしたと認められる。以上からすれば、検察官の取調べは、社会的相当性を逸脱して自白を強要する違法な行為であり、国賠法上の不法行為を構成する。その余の検察官の訴訟活動等について判断するまでもない。

(除斥期間が経過したか否かについて) Xは、国家刑罰権を実行するための一連一体の手續が行われた結果、居住の自由等が侵害され続けたものであるから、本件における除斥期間の起算点である「不法行為の時」とは、確定した刑の執行の根拠である有罪判決の効力が覆された時、すなわち、再審による無罪判決が確定した時であり、その時点をもって除斥期間の起算点とすべきである(確定)。

(5) 親族法制関係

ア 損害賠償請求上告・上告受理事件(夫婦別姓国家賠償請求事件)(最高裁判令和2年(才)第830号、同年(受)第1040号、令和3年6月24日第一小法廷決定)

本件は、X₁(原告・控訴人・上告人兼申立人)らが、戸籍上の氏が民法上の氏とは別個に存在することを前提に、現行の戸籍法において、日本人同士の婚姻により配偶者の氏を民法上の氏として称することとした場合に、婚姻前の氏を戸籍法上の氏として称することを認める制度(以下「本件旧氏統称制度」という。)が設けられていないことについて、昭和51年又は59年の段階において、憲法13条、14条1項及び24条に違反する状態であるのに、本件旧氏統称制度を設ける立法措置を執らないというY(国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方)の立法不作為(以下「本件立法不作為」という。)が、国賠法1条1項の適用上違法であると主張して、Yに対し、損害賠償(220万円)を求めたものである。

1審判決(東京地裁平成31年3月25日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

(本件旧氏統称制度の不存在の憲法14条1項適合性について) 憲法14条1項は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するものであると解すべきであるが、現行法における氏の性質や氏に関する具体的な法制度の内容を離れて、本件旧氏統称制度が設けられていないことが禁止される差別的取扱いに当たるかを論ずることは、相当ではない。民法及び戸籍法における氏に関係する諸規定に照らせば、法律上の氏は、民法上の制度として、氏を同じくする者の間に一定の身分関係があることを示す法的概念の形式で存在するだけでなく、社会の構成要素である家族の同一性及び当該家族の構成員の範囲を公に識別し得るようにするとともに、民法が規定する身分関係の変動があったことを公示し得るようにしたものというべきである。戸籍法上の氏の規律は、民法上の氏の規律と密接不可分の関係にあり、個人の民法上の氏と戸籍法上の氏も密接不可分の関係にあって、合わせて一つの法律上の氏を構成するものであり、個人が社会において使用する法律上の氏は、一つであることが予定されている。

このような現行法の下において、日本人夫婦の同氏制を定める民法750条の規定が合憲である以上、①日本人同士の婚姻の場面において、婚姻により配偶者の氏を称することとした者の法律上の氏が二つに分かれることを認めないものとする一方、②日本人同士の離婚の場面において、婚氏続称を認め、③日本人と外国人との婚姻の場面において、外国人配偶者氏への変更を認め、④日本人と外国人との離婚の場面において、当該日本人に当該変更後の氏を称することを認めて、法律上の氏が一つに定まるこれらの場面において、戸籍法107条1項が規定する家庭裁判所の許可を不要とする限度で、離婚の際に称していた氏又は外国人配偶者の氏を称することとした者に便宜を与えることには、現行法における氏の性質や氏に関する具体的な法制度の内容に照らして合理的根拠がある。

したがって、日本人同士の婚姻の場面における本件旧氏続称制度の不存在が、憲法14条1項に違反するということとはできない。

（本件旧氏続称制度の不存在の憲法13条適合性について）法令等に対する合憲性審査は、具体的な争訟事件において行われるものであるところ、X₁らは、本件旧氏続称制度の不存在という事実状態を主張するのみであるから、現行の法令等による具体的な権利侵害を離れて、裁判所が新たな法制度の当否を判断すること、すなわち、憲法13条への適合性を判断することは相当ではない。

（本件旧氏続称制度の不存在の憲法24条適合性について）X₁らは、本件旧氏続称制度の不存在という事実状態を主張するのみであるところ、憲法24条2項に規定された婚姻及び家族に関する事項に限っても、現行の法制度を離れて、裁判所が新たな法制度の当否を判断することは、国会の合理的な立法裁量を否定することにもなりかねず、相当ではない。また、夫婦同氏制から派生する不利益に対処するため、立法措置を執るか否か、執るとしてその内容をいかなるものと定めるかは、国会の立法裁量に委ねられた問題である。

2審判決（東京高裁令和2年2月26日判決）は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

（憲法14条1項違反について）憲法に違反するとはいえない戸籍法107条1項の規定が適用される以上、婚姻の際に配偶者の氏を選択して一旦民法上の氏を変更した夫婦の一方のみの事情により、婚姻前に称していたものと同一の氏に再度変更すべき「やむを得ない事由」があると典型的に認めてその一方のみの届出によって婚姻前に称していたのと同じの氏を戸籍法上の氏として認める余地はなく、また、X₁らのいう旧氏続称制度を設ける場合においても、その適用を選択した夫婦間に出生した子の氏や戸籍をどう定めるかや戸籍法の上記各規定について改正の要否を検討する必要があるものであって、単に法の欠缺があり、それをどう埋めるかが一義的に決せられるとはいえない。

（憲法24条違反について）本件旧氏続称制度を設けるかなどを含め、夫婦の

氏をどう定めるかは、当該夫婦間に出生した子の氏をどう定めるかなどにも密接に係る問題であり、平成27年夫婦別姓最判が説示するとおり、婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に関する状況に対する判断を含め、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 損害賠償請求控訴事件（離婚後単独親権事件）（東京高裁令和3年（ネ）第1297号、令和3年10月28日判決）

本件は、配偶者との間の離婚訴訟において、同配偶者との間に出生した子の親権者と定められなかったX（原告・控訴人）が、裁判上の離婚の場合に裁判所が父母の一方を親権者と定めるとする民法819条2項の規定（以下「本件規定」という。）が、憲法13条、14条1項若しくは24条2項又は日本が批准した条約に違反することは明白であるから、本件規定を改廃する立法措置を執らない立法不作為に国賠法1条1項の違法があると主張して、同項に基づき、Y（国、被告・被控訴人）に対し、損害金（165万円）の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和3年2月17日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（憲法13条違反について）親権は飽くまでも子のための利他的な権限であり、その行使をするか否かについての自由がない特殊な法的地位であるといわざるを得ず、憲法が定める他の人権、取り分けいわゆる精神的自由権とは本質を異にするというべきであり、また、子が親から養育を受け、又はこれをする事についてそれぞれ人格的な利益を有するが、この人格的利益が親権の帰属として関連しているからといって、親権が憲法13条で保障されていると解することは甚だ困難である。

（憲法14条1項違反及び憲法24条2項違反について）本件規定の趣旨は、離婚した父母が通常別居し、その関係も必ずしも良好なものではないという實際を前提に、子の監護及び教育に関わる事項について適時に適切な判断をすることを可能とする点にあるといえ、立法目的に合理性が認められる。また、別居後の父母の間で子の監護及び養育に関する事項についての適切な合意が形成されず、子の利益を損なうという事態を回避するため、父母のうち、より適格性がある者を子の利益の観点から裁判所が判断して親権者に指定するという本件規定に立法目的との関係で合理的な関連性が認められる。離婚をする夫婦にいわゆる共同親権を選択することができることとすることが立法政策としてはあり得るが、離婚後の子に対する共同親権を、又は共同親権の選択を認めるか否かについては、国家機関による親子関係への後見的な助力の在り方を含め、これを国会による合理的な裁量権の行使に委ね、その行使を待つ段階にとどまるといわざるを得ない。そのため、本件規定が憲法14条1項に違反することが明

白であるとはいえない。また、本件規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして国会の立法裁量を超え、憲法24条2項に違反することが明白であるということとはできない。

（自由権規約、児童の権利に関する条約又はハーグ条約違反について）これらは我が国の個々の国民に対し直接具体的な権利を保障するものということとはできず、また、特定の親権制度又は後見制度の採用を締約国に義務付けているとまで解することはできないから、本件規定が自由権規約、児童の権利に関する条約及びハーグ条約に違反することが明白であるということとはできない。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

ウ 損害賠償請求事件（同性婚訴訟事件）（札幌地裁平成31年（ワ）第267号、令和3年3月17日判決）

本件は、同性のパートナーとの婚姻を希望するX₁（原告）らが、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定（以下「本件規定」という。）は、憲法13条、14条1項及び24条に反するにもかかわらず、Y（国、被告）が本件規定を改廃していないことが、国賠法1条1項の適用上違法であると主張し、Yに対し、慰謝料等（600万円）の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（本件規定が、憲法24条又は13条に違反するものであるかについて）いわゆる婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解されるものの、現行民法への改正や憲法が制定された戦後初期の頃において、同性婚は許されないものと解されていたことに加えて、憲法24条が「両性」など男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば、同条は異性婚について定めたものであり、同性婚について定めるものではない。

また、婚姻及び家族に関する事項の個別規定である憲法24条2項は、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねたと解され、その趣旨を踏まえて解釈すれば、包括的な人権規定である同法13条によって、同性婚を含む同性間の婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解するのは困難である。

したがって、本件規定が、憲法24条及び13条に違反すると認めることはできない。

（本件規定が、憲法14条1項に違反するものであるかについて）婚姻は、身分関係と結びついた複合的な法的効果（以下「婚姻によって生じる法的効果」という。）を同時又は異時に生じさせる法律行為であると解することができる。そして、同性愛者のカップルは婚姻することができず、婚姻によって生じる法的効果を楽しむことができない点で、異性愛者のカップルと比して区別取扱い（以下「本件区別取扱い」という。）があるといえ、これが合理的根拠に基

づくものであるかが検討されなければならない。

本件規定の下では、性的指向による区別取扱いがないとはいえないところ、性的指向は自らの意思にかかわらず決定される個人の性質であるといえ、このような事柄に基づく区別的取扱いが合理的根拠を有するか否かの検討は慎重にされなければならない。婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものであるところ、同性婚に否定的な意見や価値観をもつ国民が少なからずいることを、立法府が有する広範な立法裁量の中で考慮し、本件規定を同性間にも適用するに至らないのであれば、そのことが直ちに合理的根拠を欠くものと解することはできない。

しかしながら、いかなる性的指向を有する者であっても、享受し得る法的利益に差異はないといわなければならない。そうであるにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段が提供されていない。

以上のことからすれば、本件規定が、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ないから、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。

（本件規定を改廃しないことが国賠法1条1項の適用上違法であるかについて）我が国における登録パートナーシップ制度の広がりとは平成27年10月以降であり、国民意識の多数が同性婚等に肯定的になったのは、比較的近時のことと推認できる。さらに、国会において同性愛者のカップルの保護に関する議論がされるようになったのは、平成27年に至ってからであると認められる。このような事情に加え、同性婚に関する制度がないことの合憲性についての司法判断がなかったことにも照らせば、本件規定が憲法14条1項に反する状態に至っていたことを、国会が直ちに認識することは容易ではなかったといわざるを得ない。そうすると、本件規定を改廃していないことが、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない（控訴）。

(6) 防衛関係

損害賠償請求上告・上告受理事件（イラク派遣事故）（最高裁令和3年（オ）第833号、同年（受）第1028号、令和3年11月12日第二小法廷決定）

本件は、航空自衛隊に所属していたX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、イラク復興支援のためにクウェートに派遣され、クウェートの米軍基地におけるマラソン大会中に米軍関連企業の大型バスに追突され傷害を負ったとして、Y

(国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方)に対し、主位的に、①マラソン大会においてXの安全確保を怠ったこと、②マラソン大会中の事故(以下「本件事故」という。)で負傷したXに対し、派遣先において適切な治療を行わず、Xの早期帰国を許さなかったこと、③Xに対し、帰国後に公務を免除して治療行為に専念させるなどの配慮をせず、Xの病状に合わせた職務を与えなかったこと、④Xに関する公務災害の認定手続を遅らせたこと、⑤Xの公務災害の療養補償給付支給を強いて打ち切らせたこと、⑥Xに対する一連の組織的ないじめやパワハラ行為を行ったことが、YがXに対して負う安全配慮義務に違反し違法であるとして、予備的に、⑥の個々のパワハラ行為につき、個別に違法性ないし安全配慮義務違反が認められると主張して、国賠法1条1項又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、逸失利益等の支払を求めたものである。

1審判決(令和元年11月26日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

(Yの安全配慮義務の根拠及び概括的内容について)イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法9条はXが主張するような高度の安全配慮義務をYに課した規定とは解されない上、同条は対応措置を実施するに当たっての配慮を求める規定であり、対応措置を実施していない場合にまで、同条を根拠に特別な配慮を求めることはできないと解すべきである。(上記①について)マラソン大会は、米軍が主催していたものであって、自衛隊が隊員に対して参加を要請したこともないのであるから、公務に準じた状況下にあるとはいえ、Yが参加する自衛官の安全確保のために何らかの方策をすべき義務を負っていたとは認められない。(上記②について)当時のXの主な症状については、適切な治療が行われていたと認められ、Xのこれらの症状等の事情に照らせば、Xを直ちに帰国させなければならない状態にあったとは認められない。(上記③について)帰国後のXに対する医療対応について、Yに安全配慮義務違反があったと認めることはできない。(上記④について)本件事故によるXの損害については、Xの負傷の程度等に照らし、海外旅行保険によって対応するという方針が採られていたものであり、Yが公務災害認定を遅延させたと評価するのは相当でない。(上記⑤について)Yの公務災害担当者が医療機関に働きかけ、Xの症状が固定している旨の診断書を作成させたという事実は認められない。(上記⑥について)Xが主張する各行為は、全体で見ても個別で見てもパワハラであると認めることはできない。

2審判決(名古屋高裁令和3年2月25日判決)も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(7) 基地関係

ア 横田基地飛行差止等請求上告・上告受理事件（横田基地9、12次訴訟）（最高裁令和2年（オ）第773号、同年（受）第975号、令和3年1月27日第二小法廷決定）

本件は、横田基地周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方）に対し、同基地に離着陸する米軍航空機及び自衛隊機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、同基地における毎日午後7時から翌日午前8時までの間の航空機離着陸等の禁止、毎日午前8時から午後7時までの間、70デシベルを超える航空機騒音を到達させることの禁止、米軍のX₁ら居住地上空における航空機の旋回訓練等の禁止を求めるとともに、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法1条及び2条に基づき、過去分の損害賠償約1億1,923万円及び訴状提出の日から侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1 審判決（東京地裁立川支部平成30年11月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（自衛隊機の差止請求について）自衛隊機の差止請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるため、私法上の権利に基づく民事上の請求としての本差止請求に係る訴えは不適法であり却下する。

②（米軍機の差止請求について）米軍機の差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、主張自体失当として棄却する。

③（過去分の損害賠償請求について）告示コンター内地域（W値75以上の地域）内に居住していたX₁らは、その居住期間において、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法律上の利益の侵害を受けているということができ、YはX₁らに対し慰謝料を支払う義務がある。

④（指定区域外に居住するX₁ら損害について）告示コンター指定区域外に居住するX₁らについては、平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、受忍限度を超える騒音損害を受けていることを認めるに足る証拠もないから、慰謝料を認めることはできない。

⑤（危険への接近について）平成6年1月1日以降、W値75以上の区域に居住を開始したX₁らは、居住開始時に航空機騒音による被害の発生状況を認識し、その被害を容認していたことが推認されるなどとして、危険への接近の法理を適用し、損害賠償請求権を否定ないし減額すべきであるとするYの主張について、X₁らが横田飛行場における航空機騒音による被害を認識していたと

は認め難く、仮に認識していたとしてもその被害にさらされることを容認しているとはいえず、Yの主張は採用できない。

⑥（損害額について）慰謝料は、これまで検討した本件における一切の事情を考慮して定める必要があるところ、共通損害はX₁らがさらされている航空機騒音はX₁らそれぞれが居住している区域によってその程度が異なるから、X₁らの損害を一律に評価するのは相当ではなく、それぞれの居住する区域における騒音の大きさに応じて、共通する最小限度の損害に対応するものとして、X₁らについては4,000円、W値80区域については8,000円、W値85区域については1万2,000円とする。また、住宅防音工事による慰謝料額の減額については、防音工事を実施した室数が1室のみである場合には10%減額し、同室数が2室以上ある場合には2室目以降の1室ごとに更に5%を減額する。ただし、同室数が合計で6室以上となる場合や、外郭防音工事を実施した場合は、一律に30%を減額する。

⑦（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に発生した被害についての損害賠償請求については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものというべきである。

2審判決（東京高裁令和2年1月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して住宅防音工事による減額についての判断を変更したほか、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

Yからの助成を受けて防音工事を実施したX₁ら及びその同居人らにつき、防音工事を実施した居室の数や工事の種別に関わりなく、最初の防音工事の実施後の慰謝料の額を一律に10%減額するのが相当である。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 嘉手納基地爆音差止等請求上告・上告受理事件（嘉手納基地5次）（最高裁令和元年（オ）第1692号、同年（受）第2096号、令和3年3月23日第三小法廷決定）

本件は、嘉手納飛行場（以下「本件飛行場」という。）の周辺住民等であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方）に対し、本件飛行場を離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、精神的被害等を被っているとして、X₁らの居住地への一定音量（午後7時から午前7時までは40デシベル、午前7時から午後7時までは65デシベル）を超える騒音の到達禁止（以下「本件差止請求」という。）を求めるとともに、過去分の損害賠償約598億3,041万円及び侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（那覇地裁沖縄支部平成29年2月23日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（本件差止請求について）本件差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音及び低周波音に曝露され、少なくともW75以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、高血圧症発症のリスク増大という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音及び低周波の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のアメリカ合衆国及びYの取組状況など一切の事情を考慮して、W95以上の区域に居住するX₁らについては1か月3万5,000円、W90以上の区域に居住するX₁らについては1か月2万5,000円、W85以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万9,000円、W80以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万3,000円、W75以上の区域に居住するX₁らについては1か月7,000円を基本となる慰謝料額と定める。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する。

（相互保証について）米国人、中国人、韓国人、朝鮮人及びペルー人のX₁らについては、国賠法6条の相互保証があると認められるが、フィリピン人のX₁らについては、相互保証があると認めるに足る証拠がないため、これらの損害賠償請求は棄却する。

（将来分の損害賠償請求について）航空機騒音等により被害を被っていることを理由とするX₁らの損害賠償請求権のうち審口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき損害の賠償を求める分に係る訴えは、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないというべきである。このことは、請求期間を限定したとしても異なるものではない。

2審判決（福岡高裁那覇支部令和元年9月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して過去分の損害賠償請求及び危険への接近の法理の判断を変更したほか、1審の判断を維持し、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（過去分の損害賠償請求について）本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音に曝露され、少なくともW75以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、血圧上昇等の発生への不安感という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のX₁らの利益の侵害が継

続している状況など一切の事情を考慮して、W95以上の区域に居住するX₁らについては1か月2万2,500円、W90以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万8,000円、W85以上の区域に居住するX₁らについては1か月1万3,500円、W80以上の区域に居住するX₁らについては1か月9,000円、W75以上の区域に居住するX₁らについては1か月4,500円を基本となる慰謝料額と定める。

（危険への接近の法理について）A以外のX₁らについて、危険への接近の法理を適用して損害賠償義務を免責、又は損害賠償額を減額することは相当とはいえない。他方、航空機騒音の被害を認識した上で、嘉手納基地爆音訴訟の原告となるために県外から桑江及び砂辺に移住してきたAについては、数次にわたって騒音被害が違法な状態に達しているとの司法判断がなされているにもかかわらず、Yにおいて抜本的な対策を講じず、深刻な騒音被害が継続している事情を考慮すると、危険への接近の法理を適用して損害賠償義務を免責することは相当とはいえないが、損害賠償額の減額との関係では、賠償額を減じるのが損害の公平な分配という損害賠償法の理念に適うことから、減額割合を桑江居住期間については3割、砂辺居住期間については6割とするのが相当である。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 岩国基地飛行差止等請求上告・上告受理事件（岩国基地1～3次訴訟）（最高裁令和2年（オ）第724号、同年（受）第921号、令和3年4月13日第三小法廷決定）

本件は、岩国基地周辺住民であるX₁（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）らが、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人・被上告人兼相手方）に対し、同基地に離着陸する航空機の発する騒音等により、精神的、身体的及び財産的被害を受けたとして、①夜間（午後8時から翌日午前8時まで）における航空機の離着陸等の差止め、②昼間（午前8時から同日午後8時まで）における居住地内への60デシベルを超える航空機騒音到達の差止め、③居住地上空での航空機による旋回、急上昇、急降下の訓練の差止め、④米軍による横須賀基地を母港とする空母艦載機及び普天間基地に配備されている空中給油機と同基地における離着陸の差止め、⑤オスプレイの飛行等の差止め、⑥過去分の損害賠償合計約12億9,015万円及び侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

1審判決（山口地裁岩国支部平成27年10月15日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（差止めについて）自衛隊機の差止請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を必然的に包含することになるため、行政訴訟としてどのような要件の下にどのような

請求をすることができるかはともかくとして、民事訴訟手続によるX₁らの上記請求は不適法であり、米軍機の差止等の請求はYに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、主張自体失当である。

②（過去分の損害賠償請求について）平成22年度に沖合移設事業が完了し、平成22年5月29日からは新滑走路の運用が開始されたが、昭和49年から新滑走路運用前までの指定区域ごとの騒音状況については、いずれも各指定区域が想定する騒音のレベルと著しく乖離しているとは認められないことから、平成4年当時の告示コンターのW値によって推認することができる。岩国飛行場の滑走路を沖合に約1キロメートル平行移設する事業（以下「本件沖合移設事業」という。）は、岩国飛行場周辺の騒音状況に相当な変化をもたらし、岩国飛行場周辺の指定区域のうち、一部地域を除き、各指定区域の区分を一つ下げる程度の騒音減少の効果を生じさせているが、なお相当部分がW値75以上の指定区域が想定する騒音状況にあり、これらの地域においては看過できない被害が生じていると推認できるから、本件沖合移設事業が違法性を減少させるとしても、一定の限界がある。以上の検討に加え、航空機騒音に係る環境基準の内容及び制定経過等を併せ考慮すると、岩国飛行場の供用は、遅くとも昭和49年から新滑走路運用前までは、岩国飛行場周辺の指定区域内に居住していたX₁らとの関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害に当たり、新滑走路運用後からは、W値80以上の指定区域並びにW値75区域のうち当該指定区域が想定する騒音のレベルと著しく乖離しているとは認められない一部の地域に居住していたX₁らとの関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害に当たるといえるから、その限度で、岩国飛行場には、民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵がある。次いで、慰謝料の基準月額については、航空機騒音の実情、X₁らが受けている被害の内容及び程度、本件沖合移設事業が実際にもたらした、また将来もたらすことが見込まれる効果その他本件に顕れた一切の実情を考慮し、新滑走路運用前について、75Wの区域は4,000円、80Wの区域は8,000円、85Wの区域は1万2,000円、90W以上の区域は1万6,000円とし、同運用後について、75Wの区域のうち当該指定区域が想定する騒音のレベルと著しく乖離しているとは認められない一部の地域は4,000円、80Wの区域は4,000円、85Wの区域は8,000円、90W以上の区域は1万2,000円と定める。ただし、住宅防音工事には航空機騒音による被害を一定程度軽減する効果があるため、一律に10%減額する。

③（将来分の損害賠償請求について）飛行場等において離発着する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結後の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべく、かつ、その成立要件の具備についてはX₁らで立証する責任を負うべき性質のものであり、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権とし

て適格を有しない。

2審判決（広島高裁令和元年10月25日判決）は、95W以上の区域における慰謝料月額を、新滑走路運用前2万円、同運用後1万6,000円に増額した以外は原審の判断を維持した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

エ 新田原基地損害賠償等請求事件（宮崎地裁平成29年（ワ）第513号、平成30年（ワ）第231号、令和3年6月28日判決）

本件は、新田原飛行場周辺住民であるX₁（原告）らが、同飛行場に離着陸する自衛隊機の発する騒音等により、身体的被害・精神的苦痛を被ったとして、Y（国、被告）に対し、国賠法2条1項に基づき、過去分の損害賠償及び訴状提出の日から侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

（過去分の損害賠償請求について）告示コンター等は現在も十分に高い信頼性や通用性を有すると認められるから、少なくとも平成14年当時から現在に至るまで、75Wの告示コンター内に居住し又は居住していたX₁らは、個別の証拠等によって実際にはそのW値を越えていないことが明らかにならない限り、その居住期間において、告示コンター等に基づき、各指定されているW値以上かつプラス5W未満の航空機騒音に年間で暴露していたものと推認される。75Wの告示コンター内であるが75Wの騒音コンターの外側に居住していたX₁らは、年間75Wを越える騒音に曝露しているとは認められず、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利ないし法律上の利益の侵害を受けているとは認められないから、同X₁らの請求を棄却する。75Wの騒音コンター内に居住し又は居住していたX₁らは、その居住期間において、受忍限度を超える違法な権利ないし法益侵害を受けていると認められ、これによる被害は国賠法2条1項にいう「設置又は管理の瑕疵」による損害に当たる。

（損害額について）慰謝料月額は、W値75地域に居住するX₁らについては4,000円、W値80地域については8,000円、W値85地域については1万2,000円、W値90地域については1万6,000円、W値95地域については2万円とするのが相当である。住宅防音工事による慰謝料額の減額は、防音工事を施工した居室数が1室のみである場合は10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する。外郭防音工事による慰謝料の減額率は、住宅内の居室数に関わらず、一律30%とすべきである。

（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に発生した被害についての損害賠償請求については、その性質上、将来の給付の訴えを提起

することのできる請求権としての適格を有しないから、X₁らの同部分の請求に係る訴えを却下する（双方控訴）。

(8) 駐留軍用地関係

ア 地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（是正の指示）の取消請求 上告事件（最高裁令和3年（行ヒ）第76号、令和3年7月6日第三小法廷判決）

本件は、沖縄防衛局が、公有水面の埋立ての実施に際し、生息場所を失うサング類（以下「本件サング類」という。）を周辺海域に移植して避難させるなどの目的で、本件サング類について、漁業法及び水産資源保護法等の関係法令である沖縄県漁業調整規則（以下「本件規則」という。）41条に基づき、X（沖縄県知事、原告・上告人）に対し、2件の特別採捕許可の申請（以下「本件各申請」という。）をしたところ、Xが本件各申請について沖縄県の定めた標準処理期間を経過した後も何らの処分をしていなかったため（以下「本件事務遂行」という。）、漁業法及び水産資源保護法の所管大臣であるY（農林水産大臣、被告・被上告人）が、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件各申請について許可処分をすることを求める是正の指示をした（以下「本件指示」という。）ことから、Xが、本件指示は違法な国の関与に当たると主張して、Yに対し、同法251条の5第1項に基づき、本件指示の取消しを求めたものである。

1審判決（福岡高裁那覇支部令和3年2月3日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（①本件事務遂行に法令の規定違反等があるか否かについて）本件事務遂行が漁業法及び水産資源保護法等の法令の規定に違反するというためには、本件指示の時点までに、本件各申請について何らかの処分をすべき「相当の期間」が経過しており、かつ、本件指示の時点で、本件各申請について許可処分をしないことが、漁業法及び水産資源保護法により委ねられた裁量権の逸脱又は濫用に当たるといえることが必要である。沖縄県は、本件規則41条の特別採捕許可申請について、標準処理期間を45日間と定めているところ、本件指示の時点で、本件各申請から既に199日及び145日が経過していること、同種の許可申請については長くとも40日間で許可処分がされていること、かつ、当該期間の経過を正当化する特段の事情も認められないことを考慮すると、本件指示の時点までに、本件各申請について何らかの処分をすべき「相当の期間」は経過していたものといえる。本件指示の時点で、本件サング類の生息場所を失わせる工事が実施されることは確実な状況にあったといえ、本件サング類を保護・保全するための唯一の方法として、本件各申請による採捕に公益的な必要性があることは明らかであり、また、その移植の内容・方法等は、環境保全に関し講じる措置を記載した図書に明示された方針に則し、同種の許可事例と比べて同等ないしそれ以上に手厚いものであり、かつ、その時点でのサング類の移植に関する専門的・技術的知見に照らし不合理なものとはいえず、妥当性も認められ

る。したがって、本件指示の時点で本件各申請について許可処分をしないことは、漁業法又は水産資源保護法により委ねられた裁量権の逸脱又は濫用に当たるから、本件事務遂行は同各法の規定に違反する。

（②本件指示にその他の違法事由があるか否かについて）Xは、本件指示が、沖縄県ではなく沖縄県知事という行政機関に対してされたものであり、関与の法定主義に反し違法である旨主張するが、本件指示に係る書面全体の記載をみれば、沖縄県に対してされたものであることが明らかであり、関与の法定主義に反するものとはいえない。また、Xは、地方自治法245条の3第1項等によれば、個別の申請等について、地方公共団体が判断をする前に特定の処分をするよう求めることは許されない旨主張するが、本件各申請について許可処分をしないことが違法であると認められる本件においては、許可処分をすることを求める必要があったといえることができるから、本件指示は適法である。

最高裁判所は、Xの上告受理申立て理由のうち、①地方自治法245条の7第1項の「法令の規定に違反していると認めるとき」についての原判決の法令解釈の誤り、②本件各申請による採捕の必要性判断に係る裁量違反を認めた原判決の法令解釈の誤りに関する部分を除く部分を排除して上告を受理する決定をし、要旨以下のとおり判示して、Xの上告を棄却した。

（①について）漁業法65条2項1号及び水産資源保護法4条2項1号（以下「漁業法65条2項1号等」という。）は、都道府県知事の定める規則及びこれに基づく行政庁の個別具体的な措置の双方について、漁業法及び水産資源保護法の目的に従って水産動植物の採捕を制限又は禁止することとする趣旨の規定である。したがって、本件規則41条1項に基づく特別採捕許可に関するXの判断は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められるときは、本件規則41条1項に違反するとともに、漁業法65条2項1号等にも違反することとなり、この場合には、地方自治法245条の7第1項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

（②について）沖縄防衛局は、公有水面埋立法上、軟弱区域外の護岸造成工事（以下「本件護岸工事」という。）を適法に実施し得る地位を有しており、本件護岸工事の遂行に伴い、本件サンゴ類が死滅するおそれがあった以上、本件サンゴ類を移植する必要があったと認められる。また、本件各申請の内容に必要性を認めることができないと判断したXの判断は、本件護岸工事を事実上停止させ、これを適法に実施し得る沖縄防衛局の地位を侵害する不合理な結果を招来するものというべきである。以上によれば、本件指示の時点で、Xにおいて、本件各申請の内容に必要性を認めることができないと判断したことは、当然考慮すべき事項を十分に考慮していない一方で、考慮すべきでない事項を考慮した結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものであるというべきであり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる。

イ 公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求控訴事件（福岡高裁那覇支部
令和3年（行コ）第1号、令和3年12月15日判決）

本件は、沖縄県知事が平成30年8月31日付けでした公有水面埋立承認撤回処分について、沖縄防衛局から行政不服審査法に基づく審査請求を受けた国土交通大臣が、平成31年4月5日付けで同撤回処分を取り消す旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたのに対し、X（沖縄県、原告・控訴人）が、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条3項に基づき、同裁決の取消しを求めたものである。

1 審判決（那覇地裁令和2年11月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解するのが相当であり（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決）、本件訴えは、Xが財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求める場合に当たらず、公有水面埋立法の適用の適正ないし一般公益の保護を目的として、Xが専ら行政権の主体として提起した訴訟であるといふべきであるから、法律上の争訟に当たらない。

行訴法3条3項の裁決取消訴訟は、違法な裁決により権利利益を侵害された者の主観的な権利利益を保護するための訴訟であるから、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的としてこれを提起する者は、同法9条にいう「法律上の利益を有する者」に当たらない。本件訴えは、上記のとおり、公有水面埋立法の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とした訴訟であるから、Xは、同法3条3項の取消訴訟を提起する適格を欠く。したがって、本件訴えは不適法である。

本判決は、上記平成14年最高裁判決と事案を異にするとして法律上の争訟性については判断をせず、Xの主張する自治権及び公物管理権をもって本件裁決の取消訴訟に係る「法律上の利益」を基礎づけることはできないから、Xには、本件裁決の行訴法3条3項に基づく取消訴訟についての原告適格は認められないため、本件訴えは不適法であるとして、Xの控訴を棄却した（上告受理申立て）。

(9) その他

ア 不当利得返還請求上告事件（バイオマス事業補助金事件）（最高裁令和2年（受）第763号、令和3年3月2日第三小法廷判決）

本件は、地方公共団体であるX（栃木県、原告・被控訴人・被上告人）が、Y（国、被告・控訴人・上告人）から補助金適正化法にいう補助金を交付され

た後に、Yから当該補助金相当額の納付を命じられ（以下「本件納付命令」という。）、同額をYに支払った（以下「本件返納」という。）ものの、本件納付命令は無効であるから、Yは本件返納により法律上の原因なく金員を利得し、Xは同額の損失を被ったとして、Yに対して不当利得返還請求権に基づき同額（約1億9,659万円）の返還を求めたものである。

1審判決（宇都宮地裁平成31年3月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

（本件納付命令の適法性について）XがYに対し、補助対象財産（以下「本件不動産」という。）に係る申請を行ったのは、本件不動産の担保権実行による競売手続が開始され、本件不動産が競売にかけられる見通しとなったことが原因であることは明らかであるから、当該申請に係る承認（以下「本件承認」という。）の対象は、本件不動産の担保権実行による所有権の移転であると認められる。担保権実行には担保権設定者の意思は介入しないから、本件不動産に抵当権を設定することについてYがした承認は、当該担保権の実行も含めたものというべきであるところ、担保権実行についての承認は不必要なものであって、承認としての法的意味が認められないから、本件承認は法的に不存在と評価されるものであり、このような本件承認を根拠とする本件納付命令も法的に不存在である。

（返還合意の存否について）行政処分と返還合意という当事者間の自由意思を前提とする法律行為とは両立しないものであるから、行政処分を根拠とした主張と返還合意を根拠とした主張とを共にすること自体が不合理なものである。その上、返還合意がされた時期や返還合意の内容につき、Yから具体的な主張はされておらず、証拠によっても返還合意がされたとは認められない。

2審判決（東京高裁令和元年12月5日判決）は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、1審の判断を維持し、Xの請求を認容した。

本件不動産に設定された担保権に基づいて申し立てられた担保不動産競売手続が進む中で、Yの担当者がXの担当者に対し、補助金適正化法22条の適用がある旨を伝え、かつ、同条の承認を求める申請をすることを促し、これによりされた本件申請に対して本件承認がされたことに鑑みれば、本件承認における根拠条文の記載は誤記載ではなく、無効行為の転換の理論により、これを法的根拠のある行政行為とみることは相当ではない。また、XがYに対し、本件承認に先立って本件申請を行ったのは、本件不動産の担保権実行による競売手続が開始され、本件不動産が競売により売却される見通しとなったことが原因であると認められ、これによれば、本件承認の対象は、本件不動産の担保権実行による所有権移転であったと認められる。補助金適正化法22条において承認の対象となるのは「担保に供」することであり、担保権実行には、担保権設定者の意思は介入しないのであるから、担保権実行については承認の対象とならな

い。したがって、本件承認は法的根拠を欠き無効であるから、本件承認及び本件付款を前提とする本件納付命令は無効である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2審判決を破棄し、1審判決を取り消して、Xの請求を棄却した。

（本件承認の対象について）YがXに対して本件不動産への担保権設定について承認するに際し、その後に担保権が実行され、訴外A社が補助金の交付の目的に沿って本件不動産を使用することができなくなり、目的外使用の状態に至ることについてまで承認していたとしようかがわからないから、本件交付決定条件により、上記目的外使用についても改めてその承認を得ることが必要であったというべきである。そして、本件承認は、処分区分を「目的外使用（補助事業を中止する場合）」とする本件申請に対してされたものであって、本件施設の目的外使用を対象としてされたものと解される。したがって、本件承認は、補助金適正化法7条3項による本件交付決定条件を根拠としてされたものとするのであれば、法的根拠を欠くものということとはできない。

（違法行為の転換について）補助金適正化法22条に基づく承認と同法7条3項による本件交付決定条件に基づく承認は、その目的を共通にするものということができる。

また、補助金適正化法7条3項による本件交付決定条件に基づく国の承認を得た上での間接交付補助事業者による財産の処分については、同法22条に基づく承認を得た上での補助事業者等による財産の処分と同様に、これにより本件交付決定が取り消されることはない。そして、同法7条3項による本件交付決定条件に基づく承認に際しては、同法22条に基づく承認と同様に、仮に当該承認を得ていなければ本件交付決定の全部が取り消され得ることなどからすると、Xにおいて交付された補助金の範囲内の金額を納付する旨の条件を附することができる。そうすると、同法22条に基づいてされた本件承認を同法7条3項による本件交付決定条件に基づいてされたものとすることは、Xにとって不利益となるものでもない。

さらに、X及びYにおいて、仮に補助金適正化法22条に基づいて本件承認をすることができないという認識であった場合に、これと目的を共通にする同法7条3項による本件交付決定条件に基づく承認の申請及び承認をしなかったであろうことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上によれば、本件承認は、補助金適正化法7条3項による本件交付決定条件に基づいてされたものとして適法であるということができる。

（本件返納の法律上の原因の有無について）本件承認に際しては、交付された金額の範囲内にある補助金相当額の納付を条件とする旨の本件附款を附することができるのであり、本件附款が無効であるとはいえない。そうすると、本件返納は、本件附款に基づく納付義務の履行としてされたものであるから、法律

上の原因を欠くものということとはできない。

イ 安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件（福岡高裁那覇支部令和2年（ネ）第61号、令和3年2月18日判決）

本件は、X₁（原告・控訴人）らが、内閣が平成26年7月1日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定並びに平成27年5月14日にいわゆる平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下、これら2法を「安保法」という。）の法案の閣議決定を行い、同法案を国会に提出し、更に国会がこれを可決・成立させたこと（以下、これらの行為を「本件各行為」という。）により、X₁らの平和的生存権等が侵害されたなどとして、Y（国、被告・被控訴人）に対し、国賠法1条1項に基づき慰謝料（一人当たり1万円）等の支払を求めたものである。

1審判決（那覇地裁令和2年6月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（平和的生存権について）憲法前文がうたう「平和のうちに生存する権利」は、その内容が裁判規範となるほどに具体的であるとはいえず、憲法前文を根拠として、個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし法的利益が保障されていると解することは困難である。また、憲法9条は、国家の権力行使ないし統治機構に関する規範を定めたものと解されるから、直ちに、同条を根拠として個々の国民に平和的生存権が具体的な権利として保障されていると解することはできない。

（人格権について）本件口頭弁論終結時において、我が国が他国間の戦争に巻き込まれるなどの具体的なおそれが生じているとまでは認められず、X₁らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生しているものとは認め難いから、X₁らが平和的生存権の外延として明確である旨主張しているものと解される生命・身体の保持にかかわる人格権が、本件各行為によって直接的に脅かされているということとはできない。

（憲法改正・決定権について）日本国憲法の改正手続に関する法律が施行されている以上、憲法改正の承認手続に参画する権利は、個別の国民との関係において法的に保護された権利として確立しているといえるが、そもそも安保法の制定は、法律の制定・改正の形式をとって行われ、また法形式として憲法を改変するものでもないから、仮に安保法が上位の法規範である憲法に違反する内容であったとしても、違憲無効なものとして客観的に法的効力を有していないことになるにすぎず、安保法の制定によって、X₁らの憲法改正・決定権が具体的に侵害されたものとはいえない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

なお、X₁らは、上告・上告受理申立てをしたものの、その後取下げ、本判決が確定した。

ウ 各個人番号利用差止等請求控訴事件（仙台高裁令和2年（ネ）第272号、令和3年5月27日判決）

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき個人番号の付番を受けたX₁（原告・控訴人）らが、番号利用法は憲法13条によって保障されたX₁らの自己情報コントロール権又はプライバシー権を侵害し、又は侵害するおそれがあり、違憲であると主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びにX₁らの個人番号の削除を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（一人当たり11万円）を求めたものである。

1審判決（仙台地裁令和2年6月30日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

憲法12条及び憲法13条は、国民に保障した権利が公共の福祉によって制約されることを認めているから、個人に関する情報に関わる国民の権利が公共の福祉によって制約されることを認めていると解され、憲法13条が、番号利用法の目的を達成するために住民票コードを変換して生成される個人識別情報にすぎない個人番号や行政機関等が法令等に基づいて保有する個人情報について、当該個人に対し、収集等についての同意や開示先の自己決定をするという自己情報コントロール権を保障していると解することはできない。また、憲法13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を保障し、個人に関する情報をみだりに収集等されない自由も保障していると解するのが相当であるところ、番号利用法の目的はいずれも正当な目的ということができ、番号制度によって、X₁らの個人番号等が正当な目的の範囲を逸脱して収集等されている具体的な危険及び個人番号や個人情報が外部に漏えいする具体的な危険があるとは認められないことから、番号制度によって、X₁らの個人に関する情報をみだりに収集等されない自由が侵害されている又は侵害されるおそれがあるとはいえない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

エ 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求控訴事件（東京高裁令和3年（ネ）第1972号、令和3年11月17日判決）

本件は、X₁（原告・控訴人）らが、Y（国、被告・被控訴人）に対し、人格権に基づき、即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式（以下「本件諸儀式」という。）に係る公金の支出の差止を求めたものである。

1審判決（東京地裁令和3年3月24日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件諸儀式等は、個々の国民に向けた行為であるとはいえず、その実施により、X₁らの信仰に対し、直接、圧迫や干渉を加えたり、特定の信仰、宗教的

行為等を強要したり、信教を理由とする不利益な取扱いや強制を行うものであるとは認められないから、本件諸儀式等に対する公金の支出によりX₁らの信仰に基づく感情が害されることがあったとしても、これにより直接X₁らの信教の自由が侵害されるということとはできない。また、本件支出が、国民に対して思想の露頭を強制したり、特定の思想の有無により不利益を加えるものではなく、思想良心の形成過程に介入するものであるとも認められないことからすると、公金の支出が直接X₁らの思想良心の自由を侵害するということもできない。

憲法上の政教分離規定は、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではなく、Y及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものであり、上記規定に違反するY又はその機関の宗教的活動も、それが憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない。本件諸儀式等に係る公金の支出により、X₁らの信教の自由が直接侵害されるものとは認められないから、本件支出がX₁らとの関係で違法であると評価することはできない。

本判決も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（確定）。

オ 損害賠償請求控訴事件（くろまぐろ漁獲規制国賠訴訟）（札幌高裁令和3年（ネ）第18号、令和3年12月14日判決）

本件は、太平洋くろまぐろのうち30キログラム未満の小型魚につき、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの期間（第3管理期間）における北海道の沿岸漁業での漁獲可能な数量を111.81トンとしていた。しかるに、実際にはこれを大幅に超過する漁獲がされてしまったため、Y₁（国、被告・被控訴人）は、当該超過分を差し引き、同年7月1日から平成31年3月31日までの期間（第4管理期間）における北海道の沿岸漁業での漁獲可能な数量を僅か8.3トンとした。これを受け、北海道内の漁業者であるX₁（原告・控訴人）らが、Y₁及びY₂（北海道、被告・被控訴人）は漁業者への法的措置を講じず、漫然と漁業者の自主管理に委ねた結果、第3管理期間において上限を大幅に超過する漁業を招き、もって第4管理期間以降のくろまぐろ漁が事実上できなくなったなどと主張して、Y₁及びY₂に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金の支払をそれぞれ求めたものである。

1審判決（令和2年11月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

（資源管理法等に基づく数量管理を実施しなかったことの違法性について）
中西部太平洋まぐろ類条約5条等は、いずれも抽象的な文言にとどまるものであって、各構成国に対し、実際に執るべき措置の内容・程度等について具体的に義務付けた規定は何ら見当たらない。したがって、Y₁において何らかの個

X₁らとの関係における何らかの具体的義務に反するとはいえない。

また、海洋生物資源の管理の特徴及び資源管理法の定めにもとづき、資源管理法に基づく規制権限の行使は、農林水産大臣の広範な裁量に委ねられているものというべきであり、本件において、農林水産大臣が資源管理法に基づく数量管理を実施しなかったことについては、法令の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、著しく不合理であったとまでいうことできない。

（漁業上限の配分等において零細漁業者への配慮義務に違反したか否かについて）X₁らの主張する零細漁業者への配慮義務は、抽象的・観念的なものにとどまる上、漁業上限の配分等についての包括的・抽象的な不当をいうものにすぎない。

また、漁業収入安定対策事業等によって比較的小規模の漁業者の収入の安定が図られており、零細漁業者への配慮が行われなかったとまではいえない。

（超過差引きを行ったことの違法性について）第3管理期間における超過量を、第4管理期間以降の漁獲上限から差し引くものとしたことは、資源管理法に基づく農林水産大臣の裁量の範囲内の措置であって、法令上の根拠を欠くものではない。

本判決も、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

力 憲法53条違憲国家賠償請求事件（岡山地裁平成30年（ワ）第163号、令和3年4月13日判決）

本件は、国会議員であるX（原告）が、憲法53条後段に基づき、内閣に対して臨時会の召集を要求したところ、内閣が、同要求後98日が経過するまで臨時会を召集しなかったことにつき、内閣は合理的な期間内に臨時会を召集すべき義務があるのにこれを怠った結果、国会議員としての権能を行使することができなかったとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（110万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（内閣による臨時会の召集の決定が憲法53条後段に違反するかの法的判断に裁判所の司法審査権が及ぶかについて）憲法53条後段に基づく内閣の臨時会の召集は、単なる政治的義務ではなく、憲法上明文をもって規定された法的義務であると解される。また、同条後段は、その召集時期について明文上の定めを置いていないものの、内閣は、同条後段に基づく臨時会の召集要求がされた後、召集手続等を行うために通例必要な合理的期間内に臨時会を召集する法的義務があるものと考えられる。そうすると、内閣による同条後段に基づく臨時会の召集の決定の判断には、召集時期に係る判断も含め、高度な政治的判断が介在するものではなく、その判断を政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねる事項とは解されないから、同条後段に基づく内閣による臨時会

の召集の決定は、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為として、司法審査の対象外であるということとはできない。

（憲法53条後段に基づく臨時会の召集要求があった場合において、内閣は、個々の国会議員に対し、国賠法1条1項適用上の職務上の法的義務として、臨時会の召集を行うことを決定する義務を負うかについて）内閣が、臨時会を召集せず、あるいは不当に臨時会の召集を遅延したとしても、当該召集要求をした国会議員が被る不利益は、臨時会における自由な討論等を通じて「全国民の代表」としての国会議員の役割を果たすことができなくなるというものであり、国会議員個人の権利又は法律上保護される利益が侵害されたものということとはできず、内閣が、個々の国会議員に対して負担する職務上の法的義務に違反したものと評価することはできない。また、召集要求をしなかった国会議員もその出席の機会を奪われることになるにもかかわらず、内閣が、召集要求をした個々の国会議員に対してのみ、臨時会を召集すべき義務を負うものと解して、国賠法1条1項に基づく損害賠償を認めるのは相当ではない。よって、憲法53条後段は、飽くまで「いづれかの議院の総議員の4分の1以上の要求」があった場合に、内閣において、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定する憲法上の義務を負わせるにとどまり、国賠法1条1項の適用上、個々の国会議員の法的権利又は法律上保護される利益として、臨時会召集要求権を規定したものとはいえず、内閣が、個々の国会議員に対して、臨時会の召集を決定すべき義務を負うものとは解されない（控訴）。

キ キャッシュレス・消費者還元事業に係る損害賠償請求事件（神戸地裁令和元年（ワ）第1764号、令和3年8月31日判決）

本件は、消費生活協同組合法に基づいて設立された法人（生協）であるX（原告）が、Y（国、被告）において、消費税増税に合わせて実施されるキャッシュレス決済によるポイント還元制度への加盟店登録を促しながら、Xの加盟店登録を認めなかったことにより、加盟店登録されることを信頼して電子マネーを増刷するなどの準備に要した費用相当額の損害を被ったとして、Yに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（約2,765万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

キャッシュレス・消費者還元事業の加盟店になろうとする者は加盟店登録要領から登録対象となるか否かを判断するほかはないところ、同登録要領によれば、生協については専ら課税所得要件によって判定され、これを満たす以上は、加盟店登録の対象となると理解される。生協であって課税所得要件を満たしていたXは、同登録要領から加盟店登録の対象であると信頼し、当該信頼に基づき費用を支出したものであり、その信頼は法的保護に値し、Xに加盟店登録を認めなかったこととしたYの行為は、Xの信頼を不当に破壊したものといえ国賠法上の違法が認められる（国控訴、X附帯控訴）。

ク 政党略称異動届出不受理国家賠償請求事件（東京地裁令和3年（ワ）第782号、令和3年9月28日判決）

本件は、政党であるX（原告）が、原告の略称を、政党Aの略称と同一である「A'党」に異動する旨の届出をしたものの、中央選挙管理会及び総務大臣によって不受理とされたことにより、結社の自由を侵害されたなどと主張して、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（中央選挙管理会による不受理について）憲法12条が国民の権利濫用を禁止しているのは、行政機関に対する場合も念頭に置いており、申請が権利の濫用である場合には拒否処分を受けることは、権利濫用が認められない旨の明文の規定の有無にかかわらない。公選法の規定による届出の受理に際し、中央選挙管理会による具体的な審査方法に関する規定は置かれていないが、中央選挙管理会が職務遂行の過程で取得した顕著な事実を届出審査のための判断材料とすることは当然に許容されるものと解される。政党Aが昭和58年以降公選法に基づき「A'党」を略称として届け出ていることは、その届出先であり、当該届出を告示する主体である中央選挙管理会にとっては顕著な事実であり、「A'党」が政党Aの略称を意味する固有名詞として広く通用していることは公知の事実である。他方、Xが平成25年に新規に設立されたことは、同年9月30日付け官報公告に掲載された事実として中央選挙管理会にとって顕著な事実に当たるといえるところ、その設立が政党Aに由来する政党でないことは公知の事実である。中央選挙管理会は、上記事実をもとに、Xが、政党Aと関係する政党ではないにもかかわらず、「A'党」という略称を届け出たことが、政党Aの略称を冒用する意図で行われ、適正な選挙の執行を阻害する濫用的な届出であるから、不適法な届出であるとして、受理しなかったものであり、中央選挙管理会の審査方法に違法はないと認められる。

（総務大臣による不受理について）上記公選法による届出が濫用的なものとして不受理となったことから、Xの公選法に基づく略称は「A'党」でないにもかかわらず、総務大臣への届出においては、略称が「A'党」となっていたため、記載されるべき略称が記載されておらず、形式上の不備が認められ、不適法な届出である（確定）。

ケ 地位確認等請求事件（被保佐人警備員国賠事件）（岐阜地裁平成30年（ワ）第9号、令和3年10月1日判決）

本件は、警備会社において警備員として勤務中、保佐開始の審判を受け、警備員の欠格事由であった「被保佐人」（警備業法第14条1項及び令和元年法律第74号による改正前の3条1号。以下「本件規定」という。）に該当したため、同警備会社を退職したX（原告）が、本件規定が憲法に反することが明白であったにもかかわらず、国会議員がこれを廃止する立法措置を長期間講じなかった

ため、本件規定によって退職を余儀なくされ、精神的損害を被ったと主張し、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料等（100万円）を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

本件規定による制限は、職業選択の自由に対する強力な制限であり、本件規定を含む欠格事由は、警備業務の不適正な実施により他人の権利や自由が侵害されるおそれがあることに鑑み、あらかじめ警備業務の適正な実施を期待できない類型の者を排除し、警備業務の実施の適正を図ることで、国民の生命、身体、財産等に対する危険を防止するという目的によって定められたものであり、社会公共にもたらされる弊害の防止を目的とした消極的、警察的目的の規制措置である。したがって、本件規定を設けた立法府の判断が、その合理的な裁量の範囲内にとどまるというためには、それが重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であって、より緩やかな規制によっては上記の目的を十分に達成できないと認められることを要する。

本件規定が借用する法定後見制度は、警備業法2条1項各号の警備業務の適正な実施について直接規定する制度ではなく、被保佐人（準禁治産者）に係る欠格事由を設けなかった場合に、違法・不当な警備業務の実施により国民の生命、身体、財産等が害されるおそれがあるというのは、単なる観念上の想定にすぎなかったというべきであり、昭和57年の警備業法改正当時、準禁治産者について欠格事由を設けなければ、警備業務の実施の適正を図り、国民の生命、身体、財産等に対する危険を防止するという立法目的を達成できない状況であったとまでは認められない上、何らかの欠格事由を設けるとしても、現行の警備業法3条7号のような個別的審査規定を設けることで上記立法目的を達成することが可能であった。

以上によれば、本件規定による制限は、本件規定を設けた昭和57年の改正当時から、上記立法目的のために必要かつ合理的な措置であるとはいえず、より緩やかな規制によっては上記立法目的を達成できないとは認められないものであり、本件規定を設けるに当たり、その必要性和合理性に関する立法府の判断が合理的裁量の範囲内にとどまっていたとはいえないことから、憲法22条1項に反する状態であった。また、本件規定は、被保佐人（準禁治産者）である者のみを区別して警備員から排除する規定であるところ、上記のとおり合理性が認められない状況であり、憲法14条1項にも反する状態であった。

平成22年7月に、成年後見制度研究会が発表した研究報告において、各法令の成年被後見人等に関する資格制限について、ノーマライゼーションの理念等に照らしその必要性等を慎重に検討する必要があるとの検討結果が示されており、その頃には、本件規定が被保佐人の職業選択の自由を合理的な理由なく制約していることが、国会にとっても明白であった。したがって、平成22年7月

頃から遅くとも本件退職時点までに本件規定を改廃しなかった国会の立法不作為は国賠法1条1項の適用上違法である（国控訴）。

行政訟務課

法務省組織令第48条、第51条

令和3年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

行政文書不開示決定取消等請求事件（大阪地裁令和3年（行ウ）第120号）

本件は、学校法人Aに対する国有地売却問題の対応に従事し自殺した近畿財務局職員の遺族である原告が、「学校法人Aに対する国有地売却問題に関連した被疑事件の捜査について、財務省及び近畿財務局が東京地方検察庁又は大阪地方検察庁に対して任意提出した一切の文書ないし準文書」について、行政文書開示請求をしたところ、財務大臣及び近畿財務局長が、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とする決定をしたことから、当該決定の取消し及び開示決定の義務付けを求めるものである。

(2) 法務行政関係

ア 地位確認等請求事件（女性転換・子の認知）（東京地裁令和3年（行ウ）第216号）

本件は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の規定に基づき、法律上の性別を「男性」から「女性」に変更したX₁（原告）が、性別変更前の凍結精子を用いてX₂（原告）との間で出生した子X₃（原告）及びX₄（原告）を被認知者とする認知届をA市に届け出たところ、当該認知届を不受理とされたため、Y（国、被告）に対して、X₁は自己の子X₃及びX₄を認知することができる地位にあることの確認を求めるとともに、X₁の認知届が受理されずX₃及びX₄との間で法律上の親子関係が形成されないことによって、家族全員（X₁、X₁のパートナーであるX₂、その子であるX₃及びX₄）が精神的苦痛を被ったと主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求めるものである。

イ 死刑の執行当日と同日の死刑執行受忍義務不存在確認等請求事件（大阪地裁令和3年（行ウ）第122号）

本件は、刑事施設に収容されている死刑確定者（2名）が、死刑執行の当日に告知を行う死刑執行の運用は、刑事収容施設法で定められた不服申立権を実質的に奪うものであり、憲法31条、32条、13条に違反し、自由権規約が保障する人間の尊厳を損なうものであるから違法であるとして、国に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、死刑執行告知と同日になされる死刑執行を受忍する義務がないことの確認を求めるものである。

(3) 選挙関係

衆議院議員総選挙無効請求事件（東京高裁令和3年（行ケ）第28号ほか）

本件は、令和3年10月31日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）における都道府県の各選挙区の選挙人である原告らが、本件選挙の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りをする公職選挙法の規定が人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき施行された本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙を無効とすることを求めるものである。

なお、同種訴訟として、「一人一票実現国民会議」を主導する弁護士グループが全国14の高等裁判所及び高等裁判所支部（計14件、本件を含む。）に一斉提訴したほか、別の弁護士グループも同種訴訟を東京高等裁判所及び広島高等裁判所に提訴している。

(4) 厚生行政関係

武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件（東京地裁令和3年（行ウ）第301号）

本件は、新型コロナウイルスのワクチン接種等を拒否している原告らが、国が新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）における「指定感染症」に指定し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）14条の3に基づくワクチンの特例承認をしたこと、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の実施によって医療措置を強制し、ワクチンパスポートや陰性証明書を所持する者を不当に優遇しているほか、ワクチンの接種やマスクの着用を推奨していること等は、科学的根拠が示されないまま強制しているものであり、憲法14条、31条等に違反し、違法であるなどと主張して、①新型コロナウイルス感染症を感染症法における「指定感染症」に指定した処分の取消し、②薬機法14条の3に基づくワクチンの特例承認の取消し、③新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の実施の差止め、④同感染症に係るワクチンパスポート及び陰性証明書の発行の差止め、⑤原告らにワクチンの接種義務やマスクの着用義務がないことの確認並びに⑥国賠法1条1項に基づく慰謝料の支払を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 学校法人Aへの国有地払下げに係る情報公開等請求控訴事件（大阪高裁令和2年（行コ）第105号、令和3年7月16日判決）

本件は、X（原告・控訴人）が、情報公開法に基づき、近畿財務局長に対し、学校法人Aへの国有地の貸与、売払いに係る面談・交渉等に関する内容等を記録した行政文書の開示を請求したところ、同局長から、一部不開示決定（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分が違法であることの確認及び

不開示文書を開示することの義務付けを求めたものである。

その後、近畿財務局長が本件処分において不開示とした文書（以下「本件文書」という。）を追加開示したことから、Xは、本件文書を故意に隠蔽、隠匿して不開示としていたなどと主張し、国に対し、国賠法1条1項に基づき慰謝料等（1,100万円）の支払を求めるものへと訴えの変更を行った。

1審判決（大阪地裁令和2年6月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの国賠請求につき一部認容した。

本件文書は、財務省による調査の過程において、財務省及び近畿財務局の職員が手控えとして保有し、廃棄されずに残っていることが確認された応接録のほか、財務省及び近畿財務局のサーバ及び職員のコンピュータ上に残された電子ファイルの探索等により確認できた応接録であるところ、前者は、元来、組織的に用いるものとして作成されたものであって、廃棄の経緯等によっては、純粋な職員個人の手控えとして保有されていたものとは認め難く、また、後者は組織的に用いるものとして保有されていたことが認められるから、近畿財務局が、本件処分時に本件文書の少なくとも一部を行政文書として保有していたことは明らかというべきであり、本件処分において本件文書について「文書不存在」を理由として不開示としたことは、情報公開法上、明らかに違法である。また、財務省理財局及び近畿財務局における応接録の廃棄は、国会審議において学校法人Aの案件についての更なる質問につながり得る材料を極力少なくすることを主たる目的として、組織的に行われたものであり、また、理財局長の国会答弁や財務省理財局の会計検査院への回答と矛盾しないようにするために、応接録についての開示請求に対して、その都度、「文書不存在」を理由に不開示決定がされていた中で、Xに対しても、本件処分が行われた。このような学校法人Aの案件をめぐる問題の事案としての性質や本件処分に至る経緯に加え、近畿財務局の職員は、保存期間が終了した応接録が必ずしも全て廃棄されず、保存されたままとなっている状況を認識していたことも踏まえると、当該行政機関の長である近畿財務局長が、本件対象文書に該当する行政文書として少なくとも本件文書の一部が存在していることを認識していなかったなどとは到底考えられない。近畿財務局長は、近畿財務局が保有していた行政文書を意図的に存在しないものとして扱い、本件処分を行ったというほかなく、このような近畿財務局長の行為が、国賠法上、故意の違法行為に該当することは明らかというべきである。

本判決は、控訴審におけるXの補充主張について、以下のとおり判示したほか、原審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

近畿財務局において学校法人Aに関する応接録を保管していた職員の数、応接録の廃棄が伝達された日、平成29年2月24日時点における応接録の廃棄状況、文書管理を徹底すべきとの趣旨が伝達された日は、現時点においてはいずれも

不明というのであり、その文書管理の実情は杜撰であるというほかはない。そして、このような杜撰な文書管理の結果、本件処分により不開示とされた文書の数等が明らかにされないこととなった点に関し、違法に不開示とされた文書の数等は違法性の程度に影響するものとして、Xの慰謝料額を算定する際の一事情となるというべきである。しかし、Xの請求は人格的利益を侵害されたことを理由とするものであるところ、補正の上で引用した原判決挙示に係る事情のほか、前記事情を斟酌しても、原判決が認定したXの損害額が少額に過ぎるとはいえない（X上告・上告受理申立て）。

イ 行政文書不開示決定処分取消等請求事件（東京地裁平成30年（行ウ）第410号、令和3年5月18日判決）

本件は、X（原告）が、情報公開法に基づき、文部科学大臣に対し、行政文書（①学校法人Aに関する学部設置認可申請補正申請書（図面に係る部分）、②寄附行為変更許可申請書（見積書、契約書等に係る部分）、③B市との基本協定書において理事会の議決等を要するとされている事項に係る理事会の議事録等）の開示を請求したところ、同大臣から、情報公開法5条各号所定の不開示事由に該当するとして不開示決定を受けたため、その取消し及び開示決定の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの義務付けの請求に係る訴えを却下し、Xのその他の請求を棄却した。

（行政文書①に係る不開示部分について）同不開示部分は、上記学部設置認可に係る新設学部（以下「本件学部」という。）の校舎の平面図であるところ、これを開示すれば、本件学部における部屋等の位置関係及び校舎内の各部屋に通じる通路等が明らかになり、それにより、犯罪を企図する者にとって、侵入口と侵入経路、生徒の居場所等が把握しやすくなり、本件学部への不審者の侵入とその後の犯罪を容易にする可能性があるものと認められる。そして、本件学部には、バイオセーフティレベル3実験室が設置されるところ、その位置関係や人の動線等が公にされた場合には、嚴重に保管されるべき病原体等が流出させられるなどの危険も生じかねないものであり、公にすることにより、学校法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められ、これに加え、近年、学校現場において不審者侵入事件が発生していることなども考慮すれば、上記のおそれについては、単なる確率的な可能性にとどまらず、法的保護に値する蓋然性があると認められるというべきであり、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当する。

（行政文書②に係る不開示部分について）同不開示部分は、本件学部の校舎の工事に関し、学校法人Aが建設業者との間で締結した契約書及びそれに関する見積書等であるところ、当該見積書及び契約書に記載されている工事に係る費用の詳細な内訳、建設業者のノウハウなどの情報は、競業者にとって本件学

部の校舎の建設に要するコストや技術水準等に関する各種の分析に資する有益な情報であり、また、価格交渉において、客観的に裏付けのある情報として交渉の材料となる有益な情報であり、これらの情報が開示された場合には、これが開示されない場合と比べて、当該建設業者はより不利な条件での事業上の競争や価格交渉等が強いられ、このような不利な状況に置かれることによって、学校法人Aや当該建設業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるものといえることができるから、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当する。

（行政文書③に係る不開示部分について）同不開示部分は、本件学部を設置するための審査の過程において、学校法人Aが文部科学省からの提出の依頼を受けて任意に提出した議事録であるところ、学校法人Aの事業運営に係る様々な内容が記載されているものと推認することができ、私立学校は、他の学校法人と競争関係にある民間企業としての側面も有しているから、議事録の中には民間企業としての学校法人Aの運営上の意思決定の形成過程や経営戦略等の内部情報等が記録されているものと推認することができる。そうすると、これらの情報は、これを公にした場合、他の学校法人等には知られたい運営上の意思決定の形成過程や経営戦略等の内部情報が明らかになり、学校法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報であると認められ、情報公開法5条2号イ所定の不開示情報に該当する。また、当該議事録が公開された場合には、今後学校法人の関係資料の提出等の情報提供への協力をちゅうちょさせるおそれがあり、学校の設置や学部の新設に係る事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、情報公開法5条6号柱書きの不開示情報に該当する（控訴）。

(2) 法務行政関係

ア 国籍確認等請求事件（東京地裁平成30年（行ウ）第93号、同第98号ないし第104号、令和3年1月21日判決）

本件は、日本国籍を有していたものの、その後自己の志望により外国籍を取得したことで日本国籍を喪失したX₁（原告）ないしX₆（原告）と、現在日本国籍のみを有しており、外国籍の取得を希望しているX₇（原告）及びX₈（原告）が、国籍法11条1項は憲法の規定に違反して無効であると主張して、前者につき日本国籍を有することの確認、後者につき外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₇及びX₈の訴えを却下し、X₁ないしX₆の請求を棄却した。

（X₇及びX₈の訴えの適法性について）X₇及びX₈が国籍取得を志望する国の国籍法は、帰化申請をした者について、一定の要件を満たした場合に自国の国籍を付与する旨を定めており、帰化申請を行わない限り、X₇及びX₈が外国

籍を取得することはなく、したがって国籍法11条1項によって日本国籍を喪失することもない。帰化申請を行っていない同人らの法律上の地位については、何らの変動も生じておらず、同人らの訴えに確認の利益があると認めることはできず、各訴えは不適法である。

（国籍法11条1項が憲法10条、13条及び22条2項に違反するか否か）憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者となるのでない限り、国家がこれを妨げることを禁止するという消極的権利を定めたものにすぎないということができ、同項の規定を根拠に、憲法上、日本国籍を積極的に取得又は保持することができる権利が保障されているということとはできない。また、憲法10条が、日本国籍の得喪に関する要件を立法府の裁量判断に委ねている以上、そのような立法府の裁量によって付与される地位について、憲法13条に基づいて直ちに何らかの権利が保障されるものとは解し難い。国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、その立法目的は合理的であり、また、重国籍を可能な限り防止するという観点からは、志望による外国籍の取得に伴って当然に日本国籍を喪失させることが相当であるといえるから、立法目的を達成する手段としても合理的である。したがって、国籍法11条1項の規定が立法府に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものとは解されず、国籍法11条1項が憲法10条、13条及び22条2項に違反するということはできない。

（国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するか否か）①国籍法14条1項が、自己の志望によらずに外国籍を当然取得した日本人に一旦重国籍が生じることを前提として、いずれかの国籍を選択しなければならないものとして猶予期間を設けていることには、外国籍を取得した者に国籍選択の手段を与えるという目的との間に合理的関連性がある。他方で、自己の志望によって外国籍を取得した者については、当該外国籍を取得する前に日本国籍か外国籍かを選択する機会が与えられているのであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏しく、反面において、重国籍から生じる弊害をできる限り防止し、解消させる観点からは、速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいところ、その実現を図るという国籍法11条1項の立法目的が合理的であるといえるから、同項により、外国籍を当然取得した者と外国籍を志望取得した者との間に生じる区別は、合理的な理由のない差別には当たらない。②生来的に外国籍と日本国籍を取得する者は、自らの意思によらずに重国籍になるのであるから、外国籍の当然取得の場合と同様、国籍選択の機会を与え事後的に重国籍を解消するものとすることは合理的で、その手段として22歳に達するまで猶予期間を設けることには合理的関連性があり、国籍法11条1項により、

生来的に重国籍を取得した者と外国籍を志望取得した者との間に生じる区別は、合理的理由のない差別には当たらない。③国籍法3条1項、17条ないし5条2項により、日本国籍の志望取得によって重国籍となった者は、元々外国籍を有していた者が届出や帰化によって日本国籍を取得した場合に、いかなる方法で元々有していた外国籍を喪失させるかが問題となるのであり、国籍法11条1項とは全く異なる場面を想定した規定であるから簡単に比較することはできないし、外国籍の得喪について我が国の法律で規律することができない以上、日本国籍を志望によって取得した者について、一旦重国籍を発生させた上で、事後的に当該外国籍の離脱を努力義務として課することが不合理とはいえない。以上のとおり、原告らの主張する各区別はいずれも差別的な取扱とは認められず、国籍法11条1項が憲法14条に違反するとはいえない（控訴）。

イ 婚姻関係確認等請求事件（東京地裁平成30年（行ウ）第246号、令和3年4月21日判決）

本件は、外国に居住し、外国の方式により婚姻した日本国籍を有するX₁（原告）らが、区役所に対して「婚姻後の夫婦の氏」につき「夫の氏」と「妻の氏」のいずれにもレ点を付した婚姻届書を提出して婚姻の届出をしたところ、民法750条及び戸籍法74条1号に違反していることを理由として不受理とする処分（以下「本件不受理処分」という。）を受けたことから、Y（国、被告）に対し、(1)主位的に、戸籍法13条等に基づき、戸籍への記載によってX₁らが互いに相原告と婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあることの確認を求め、(2)予備的に、①憲法24条等に基づき、Yが作成する証明書の交付によってX₁らが互いに相原告と婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあることの確認を求めるとともに、②外国の方式に従って「夫婦が称する氏」を定めないまま婚姻した日本人夫婦について、婚姻関係を公証する規定を戸籍法に設けていない立法不作為は憲法24条に違反するなどと主張して、国賠法1条1項に基づき、慰謝料各10万円の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えのうち地位の確認に係る部分を却下し、X₁らのその余の請求を棄却した。

（X₁らの婚姻の成否について）X₁らは、社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する意思を有して、外国において、外国法所定の婚姻の方式に従い、婚姻を挙行したものと認められ、婚姻の成立に関し、X₁らの本国法である民法上の実質的成立要件（民法731条から737条まで）にも欠けるところは認められないから、民法750条の定める婚姻の効力が発生する前であっても、X₁らの婚姻自体は、有効に成立しているものと認められる。

（主位的請求について）本件不受理処分のような戸籍事件に関する市町村長の処分に対しては、戸籍法122条に基づき、家庭裁判所に不服の申立てをすることができ、当該不服の申立てに理由があると認められて市町村長に相当の処

分を命ずる審判が確定すると、市町村長は是正の措置を講じなければならない。そうすると、X₁らは、本件不受理処分に対する不服の申立てを通じて、婚姻関係が戸籍に記載され、戸籍の謄本等の交付を請求することもできるようになり得るのであって、これにより、戸籍への記載によって婚姻関係にあるとの公証を受けるという目的を達成することができるのであるから、戸籍への記載によって婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあることの確認を求めるよりも、上記の不服の申立てによる方がより有効で適切であることは明らかである。したがって、戸籍への記載によって婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位の確認を求めることは、紛争の解決に有効かつ適切であるとは認められないから、確認の利益を欠き、不適法である。

（予備的請求①について）X₁らが主張する、被告による公証を受けられないことにより、各種手続等の際に婚姻関係の証明が煩雑であることや、課税等の場面で不利益を受ける危険があることなどは、いずれも事実上の不便や将来の抽象的な危険等にとどまり、また、事後的に争ったのでは回復し難い損害を被るおそれがあるなどの特段の事情も認められないから、X₁らの権利又は法的地位に危険や不安が現に存するということは困難であり、「被告が作成する証明書の交付によって婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあること」を確認することにつき、確認の利益はない。また、X₁らが、民法750条に基づき「夫婦が称する氏」を定めなければならないものの、現段階で協議が調わないという事情は、X₁らの内部的事情にとどまるものといわざるを得ないのであり、「夫婦が称する氏」を定めて戸籍の編製等を求めるにつき何ら客観的な障害は見当たらず、「夫婦が称する氏」を定めて届出さえすれば戸籍の謄本等の交付を請求することができるようになることから、X₁らの主張する上記危険等を除去するために、「被告が作成する証明書の交付によって婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあること」を確認することが、有効かつ適切な手段とはいえず、確認の利益はない。したがって、当該地位の確認に係る訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

（予備的請求②について）戸籍法は、民法750条の定める夫婦同氏制を戸籍手続に反映し、その実効性を保つため、原則として氏を同じくする夫婦及び子を戸籍の編製の単位とし、婚姻の届出があったときは、夫婦について戸籍の編成等をした上、戸籍に記載した事項を公証することなどを定めているのであって、民法750条の規定が憲法24条に違反しないと解されること（最高裁判平成26年（オ）第1023号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2586ページ参照）に照らすと、外国の方式に従って「夫婦が称する氏」を定めないまま婚姻した日本人夫婦が民法750条により定めなければならないこととされている「夫婦が称する氏」を定めるまでの間の暫定的な状態の婚姻関係について、戸籍法がこれを公証するための規定を設けていないとしても、上記の婚姻関係に対する

合理的な理由のない制約であるということとはできない。また、外国の方式に従って「夫婦が称する氏」を定めないまま婚姻した日本人夫婦について、そのような婚姻の状態は民法750条に整合しないのであって、同条の定める婚姻の効力が発生する前の暫定的な状態の婚姻関係についてまで公証を可能にするかどうかは、立法裁量の範囲内である。同条が憲法24条の規定に違反しないと解される以上、民法の規定を戸籍手続に反映し、その実効性を保つための戸籍法の規定も同様に憲法24条に違反しないと解され、X₁らが主張する不利益が生じているとしても、これに対処すべく立法措置を執るか否か、立法措置を執るとしてその内容をどのようなものと定めるかは、国会の立法裁量に委ねられた問題であって、同条により裁量の限界が確定されるか否かを論じる余地はない。したがって、外国の方式に従って「夫婦が称する氏」を定めないまま婚姻した日本人夫婦について婚姻関係を公証する規定が戸籍法に設けられていないとしても、憲法24条に違反するものであることが明白であると評価することはできず、X₁らの主張する立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではなく、国賠請求はいずれも理由がない（確定）。

(3) 選挙関係

障害者投票権確認等請求控訴事件（大阪高裁令和2年（行コ）第51号、令和3年8月30日判決）

本件は、脳性麻痺により両上肢機能の障害を有し、大阪府豊中市に居住するX（原告・控訴人）が、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号。以下「平成25年改正法」という。）による改正前の公職選挙法（以下、改正前のものを「改正前公選法」、改正後のものを「改正後公選法」という。）48条2項が改正されたことにより、選挙人の投票を補助すべき者（以下「補助者」という。）を投票所の事務に従事する者（以下「投票事務従事者」という。）から選ぶ方法に変更され、自らの希望しない者を補助者として投票せざるを得なくなったものであるから、改正後公選法48条2項は、憲法15条1項、4項、43条、44条及び14条1項（以下、これらを併せて「憲法15条4項等」という。）に違反するとして、（ア）次回の衆議院議員、参議院議員並びに豊中市及び大阪府の議会の議員及び長の選挙において、投票事務従事者に限らず、Xが投票の補助を希望する者を、投票管理者から補助者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあることの確認を求める（以下「本件確認請求」という。）とともに、（イ）国会議員が平成25年改正法を制定して改正前公選法48条2項を改正後公選法48条2項に改正した行為（以下「本件立法行為」という。）及び第24回参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）までに平成25年改正法を改正しなかった不作為（以下「本件立法不作為」という。）は、国賠法1条1項の適用上違法であり、本件選挙において、自らの希望する補助者の協力の下で投票をできなかったことにより精神的苦痛を被った旨を主張し

て、同項に基づき110万円の支払を求めたものである。

1 審判決（大阪地裁令和2年2月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

選挙人が代理投票によって選挙権を行使する際にその希望する者を補助者として選任することとした場合、投票管理者において、当該者について、真に当該選挙人の自由な意思に基づき選任されていることや、当該選挙人に不当な圧力や干渉を加えるおそれがないかといった補助者としての適格性、中立性等を有することに加えて、その資質、属性等の観点から、選挙人の投票した被選挙人の氏名等の表示を行わないことが期待できるか否かを正確に確認することは困難であるといわざるを得ないことに鑑みると、代理投票制度における補助者を投票事務従事者に一律に限定する改正後公選法48条2項が、憲法15条4項、14条1項に反するということとはできない。したがって、Xが憲法15条4項等に基づき、自らの希望する者を投票管理者から投票の補助者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあるということとはできず、本件立法行為や本件立法不作為が国賠法上違法であるということとはできない。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、1 審判決を変更し、Xの本件確認請求に係る訴えのうち、豊中市及び大阪府の選挙に係る訴えを却下し、Xのその余の請求を棄却した。

（①確認の利益について）本件確認請求に係る訴えのうち、Y（国、被告・被控訴人）との間で豊中市及び大阪府の議会の議員及び長の選挙においてXが投票の補助を希望する者を投票管理者から投票を補助すべき者として選任を受けた上で投票をすることができる地位にあることの確認を求める部分は、当該選挙に係る事務はYの事務ではないから、確認の利益を欠き、不適法である。

（②改正後公選法48条2項が憲法15条4項等に違反するか）改正後公選法48条2項の下においては、心身の故障その他の事由により自書することができない選挙人は、投票事務従事者を補助者とする代理投票によってしかその選挙権を行使することができず、その選挙権の行使においていずれの候補者又は政党等に投票したかについて補助者である投票事務従事者に必然的に知られてしまうことになり、投票事務従事者は公務員であるから、同項は、その限りにおいて、憲法15条4項の保障する秘密投票制度の例外を成すとともに、上記選挙人の投票の秘密に係る主観的権利を制約するものである。改正後公選法48条2項において、補助者を投票事務従事者に限定することとした目的は、補助者を中立的な立場にある者に限定することにより、補助者に対して投票意思を表示する方法によって選挙権を行使する選挙人が、当該補助者を含む他者から不当な圧力や干渉を受け、自由な意思の表明ができなくなるおそれが生じる結果の発生を回避することにあるものと解され、上記の立法目的それ自体には合理的な根拠がある。もっとも、同項による投票の秘密の保障に対する制約が憲法上許容されるためには、憲法の要求

する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないと認められる事由がなければならぬところ、公選法は、投票事務従事者が公務員として政治的中立性が制度的に確保された地位を有することに鑑み、代理投票において選挙人の補助者となり選挙人から投票内容の開示を受ける権限を付与するとともに、投票事務従事者が、職務上代理投票に係る選挙人の投票内容を知り得る立場にあることに鑑み、公務員としての守秘義務に加え、刑罰の制裁をもって選挙人の投票した被選挙人の氏名等を表示することを禁止するなどし、投票事務従事者が職務上知り得た代理投票に係る選挙人の投票内容が、投票事務従事者の属する行政機関等において共有されることはもとより、当該投票事務従事者以外の何人に対しても知られることがないよう、制度的な手当をしているのであって、選挙人の投票の秘密の保障に対する制約を必要最小限度にとどめようとするものということができ、また、上記の制度的手当が実効性を失って形骸化するなど現実に機能していないことをうかがわせるような事情も見当たらない。そうすると、同項の規定による投票の秘密の保障に対する制約は、憲法の要求する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないものとして、憲法15条4項の許容するところというべきであるから、改正後公選法48条2項は、憲法15条4項に違反するということではなく、憲法15条1項、43条又は44条に違反するということもできない。

(③改正後公選法48条2項が憲法14条1項に違反するか) 上記②のとおり、改正後公選法48条2項による投票の秘密の保障に対する制約は、憲法の要求する選挙の公正を確保する見地からやむを得ないものとして、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないと認められる。したがって、同項が心身の故障その他の事由により自書することができない選挙人につき投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定したことにより、自書することができる選挙人との間に生じた、投票の秘密に対する制約に係る区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえない。また、代理記載制度が投票内容を表示して候補者の氏名等を記載させる者を選択することができるものとしている点において、代理投票における選挙人との間に区別が生じているが、代理記載制度については、選挙の公正を確保する観点から、対象者を公的書類等によって障害の程度が証明された者に限定し、代理記載人について事前の届出を行わせるなどの不正防止手段を講じたものであるのに対し、代理投票制度においては、政治的中立性が確保された投票事務従事者の地位に鑑み、選挙の公正を確保する目的から、代理投票における選挙人の投票を補助すべき者を投票事務従事者に限定したものであり、上記の区別の立法目的には合理的な根拠があり、かつ、その区別の具体的内容が立法目的との関連において不合理なものではなく、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものではないため、上記区別は、合理的理由のない差別に当たるとはいえない。したがって、改正後公選法48条2項が憲法14条1項に違反するということはない。

(④Xは、投票の補助を希望する者を、投票管理者から投票を補助すべき者と

して選任を受けた上で投票することができる地位にあるか) 前記②及び③のとおり、改正後公選法48条2項の規定自体は、憲法15条4項等に違反するとは認められず、その効力は否定されないから、Xは、投票の補助を希望する者を投票管理者から投票を補助すべき者として選任を受けた上で投票することができる地位を有するとは認められない。

(⑤本件立法行為に係る国賠法上の違法の有無) 前記②及び③のとおり、改正後公選法48条2項は、憲法15条4項等に違反するとは認められず、障害者基本法28条に整合しないということではできないから、本件立法行為について、国賠法1条1項の適用上違法があるとはいえない。

(⑥本件立法不作為に係る国賠法上の違法の有無) 前記②及び③のとおり、改正後公選法48条2項は、憲法15条4項等に違反するとは認められない。また、Xは、改正後公選法48条2項は本件選挙時までに施行された障害者権利条約3条及び29条(a)(iii)に違反する状態となっていた旨主張するが、これら各規定から、投票所に行くことができるものの心身の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書することができない選挙人に対してその選択する者を補助者として当該選挙人が指示する候補者の氏名等を記載することを認めなければならない旨の規範的解釈を一義的に導き出すことはできず、当該選挙人が代理投票を行うに当たり、選挙の公正を確保する観点から、職務上知り得た代理投票に係る選挙人の投票内容の漏洩を防止するための制度的手当を講じた上で、代理投票における補助者となるべき者を政治的中立性が制度的に確保された投票事務従事者に限定することが、障害者権利条約の上記各規定の趣旨に明らかに抵触するということもできない。したがって、本件立法不作為につき、国賠法1条1項の適用上違法があるとはいえない(上告・上告受理申立て)。

(4) 厚生行政関係

ア 要指導医薬品指定差止請求上告事件(最高裁令和元年(行ツ)第179号、令和3年3月18日第一小法廷判決)

本件は、店舗販売業者であるX(原告・控訴人・上告人)が、要指導医薬品の区分を創設し、そのインターネット販売を禁止する旨の改正薬事法の規定(以下「本件対面販売規制」という。)は違憲であるなどとして、平成26年6月6日付け厚生労働省告示によりされた要指導薬品の指定処分(以下「本件各指定」という。)の取消し及び当該告示によって指定された要指導医薬品について、Xがインターネット販売をすることができる権利(地位)を有することの確認を求めたものである。

1審判決(東京地裁平成29年7月18日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

要指導医薬品の指定は、不特定多数の者を対象として一般的に適用されるものとなるから、改正薬事法の規定を補充し、同法の規定と一体となって国民を

拘束するものであって、実質的には法規の性質を有し、法の執行行為としての行政処分とはその性質を異にする上、その指定の法的効果は、限られた特定の者の法的地位に対してのみ影響を与える性質のものでもない。そうすると、要指導医薬品の指定をもって、特定の個人の具体的な権利ないし利益を直接的に制限する処分があったとみることはできず、本件各指定は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

本件対面販売規制による店舗販売業者の職業活動の自由に対する制約は、公共の福祉に合致する正当な目的を達成するための手段として、その規制の必要性が認められ、かつ規制内容につき合理性が認められるから、本件対面販売規制を定める各規定は、立法府の合理的裁量の範囲を逸脱するものと断じることとはできず、憲法22条1項に違反するものということとはできない。

2審判決（東京高裁平成31年2月6日判決）は、控訴審において新たに争点となった対面販売規制の憲法14条1項適合性について、要旨以下のとおり判断を付加したほか、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

本件対面販売規制は、保健衛生上の危害の発生の防止を図ることを目的とするものであり、そのための手段として、規制の必要性が認められ、かつ、規制内容につき合理性が認められるものである。しかも、インターネットを通じた郵便等販売を事業の柱とする者（以下「ネット販売事業者」という。）も、店舗においてその店舗にいる者に対して要指導医薬品を販売することは何ら妨げられていない。これらのことからすれば、本件対面販売規制は、ネット販売事業者を対面販売事業者から不当に差別するものといえず、憲法14条1項に違反しない。

本判決は、要旨、以下のとおり判示して、Xの上告を棄却した。

本件対面販売規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度に照らすと、本件対面販売規制に必要性と合理性があるとした判断が、立法府の合理的裁量の範囲を超えるものであるということとはできず、本件対面販売規制が憲法22条1項に違反するものということとはできない。

イ 各原爆症認定申請却下処分取消等請求控訴事件（大阪高裁令和2年（行コ）第1号、令和3年5月13日判決）

本件は、被爆者であるX（原告・控訴人）が、厚生労働大臣に対し、被爆者援護法11条1項に基づき、原爆症認定申請をしたところ、同申請を却下する処分を受けたことから、同処分には同法の解釈適用を誤った違法があるとして、国（被告・被控訴人）に対し、その取消しを求めたものである。

1審判決（大阪地裁令和元年11月22日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（Xの申請疾病（心筋梗塞）の放射線起因性）誘導放射化物質及び放射性降

下物から発せられる放射線による外部被曝及び内部被曝を受けた可能性があるということが出来るものの、それ以上に進んで、その放射線被曝量がどの程度かを具体的・定量的に認めることはできないが、心筋梗塞発症時点で、食習慣を初めとする長年の生活習慣等に起因する脂質異常症及び高血圧症並びに加齢という心筋梗塞に係る危険因子を有しており、これらが重畳的に作用して、心筋梗塞が発症したと考えても何ら不自然・不合理ではない。そうすると、長崎原爆の放射線がXの心筋梗塞を招来したことについて、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るに足りる程度の高度の蓋然性が証明されたものと認めることはできず、Xの申請疾病である心筋梗塞については放射線起因性を認めることができない。

本判決は、1審の判決を破棄し、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

（放射線起因性の判断枠組み）疾病の発症に関する放射線起因性については、放射線と疾病の発症との間に通常の因果関係があることが要件とされていると解するのが相当であるところ、疾病の発症においては、一般に、複数の要素が複合的に関与するものであるから、他の疾病要因が認められたとしても、原爆の放射線によって当該疾病の発症が促進されたと認められる場合には、放射線の影響がなくても当該疾病が発症していたといえるような特段の事情がなければ、放射線起因性が否定されることはなく、放射線起因性を肯定するのが相当というべきである。

（Xの申請疾病（心筋梗塞）の放射線起因性）Xの入市の状況や入市後の健康状態等に照らせば、健康に影響を及ぼす程度の線量の被曝をしたと認めるのが相当であること、被曝当時4歳1か月と放射線被曝による影響を受けやすい年齢であったこと、申請疾病が放射線被曝との関連性が認められているとされている心筋梗塞であることから、放射線被曝によって当該疾病の発症が促進されたことが認められ、健康に影響を及ぼす程度の線量の被曝をしたと認められる以上、その放射線被曝量が具体的・定量的に認定できないことによって、原爆症認定が妨げられるものではない。他方、Xには、心筋梗塞の診断当時の年齢が56歳であったこと、脂質異常症及び高血圧症の程度が高いといった危険因子が複数認められるが、これらの危険因子は、放射線の影響がなくとも当該疾病が発症していたことを裏付けるものとまではいえないため、これらの危険因子により放射線の影響がなくとも当該疾病が発症していたといえるような特段の事情があるとは言い難いから、放射線起因性を肯定すべきである（確定）。

ウ 各非認定処分取消請求控訴事件（大阪高裁令和2年（行コ）第53号、令和3年7月9日判決）

本件は、学校法人であるX（原告・控訴人）が、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）2条2項に基づき、

視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設及び視覚障害者に限らないあん摩マッサージ指圧師学校に係る同条1項の各認定申請をそれぞれしたところ、厚生労働大臣が同各申請を認定しない旨の各処分を行ったため、法附則19条は憲法22条1項（職業選択の自由）等に違反し無効であるなどと主張して、各処分の取消しを求めたものである。

また、Xは、控訴審において、Xの設置する大学の学科に係る認定申請に対する認定しない旨の処分に関して、法附則19条1項が大学における教育の自由（憲法23条）や晴眼者の大学教育を受ける権利（憲法26条1項）を侵害していることから無効であるという主張を追加した。

1審判決（大阪地裁令和2年2月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（法附則19条1項が憲法22条1項に反し無効であるか否かについて）法附則19条1項による職業選択の自由に対する規制については、それが重要な公益のために必要かつ合理的な措置であることについての立法府の判断が、その政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理である場合に限り、憲法22条1項に違反するものと解するのが相当である。視覚障害者は、その障害のため、従事できる職種が限られ、転業することも容易でないところ、その就業率は現在も低水準となっており、重度の視覚障害がある有職者のうち7割を超える者があん摩・マッサージ・はり・きゅう関係業務に就いており、現在においても、あん摩マッサージ指圧師業に依存している状況にあることからすれば、法附則19条1項による制限がなくなれば、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の数が急激に増加することも想定され、このことは、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の業務を圧迫することになる。以上によれば、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の職域を優先し、その生計の維持が著しく困難とならないようにするという目的を達成するため、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師の養成施設等の設置及び定員の増加を抑制する必要性の存在を認めることができる。また、上記の目的を達成するために必要な規制の手段として、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認められる場合に限り視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師の養成施設等の設置の認定及び定員増加の承認をしないことができるという手段を採用することは、合理的なものといえることができる。したがって、法附則19条1項を定め、これを今なお維持している立法府の判断が、その政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理であるとはいえず、憲法22条1項に違反するということとはできない。

（法附則19条1項が憲法31条、13条に反し無効であるか否かについて）Xは、法附則19条1項の規定は、認定等しない処分の要件・基準が曖昧不明確である

ため、憲法31条、13条に違反する旨主張する。しかし、法附則19条1項の規定については、処分の要件や勘案すべき事情をあらかじめ詳細に規定することができない立法技術上の制約があり、そのような制約の中でも、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「文部科学大臣等」という。）の裁量判断の際の考慮要素の一つとして有資格者中割合及び生徒中割合が明記されており、文部科学大臣等により恣意的な判断がされることを回避するための措置が講じられていることから、同項の規定が、処分要件等の曖昧不明確さゆえに憲法31条、13条に違反するということはできない。

本判決は、1審の判決をおおむね引用した上で、原判決は相当であると判断し、Xの控訴を棄却した。

また、控訴審におけるXの追加主張に関して、次のとおり判示した。

（法附則19条1項の規定が憲法23条、26条1項に反して無効であるかについて）法附則19条1項の規定は、Xが設置する大学において、あん摩、マッサージ及び指圧に関して研究し、その成果を発表することを禁止したのではなく、Xの学問の自由を制約するものではないし、大学において、あん摩、マッサージ及び指圧について、教育を受ける権利を侵害するものでもないことは明らかであるから、憲法23条、26条1項に反するところはない。また、このことは、法附則19条1項に基づいてされた処分についても同様であるから、処分により大学の自由も教育を受ける権利も侵害されることはない（上告）。

エ 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等控訴事件（広島高裁令和2年（行コ）第10号、令和3年7月14日判決）

本件は、原子爆弾投下当時に被爆者援護法（以下「法」という。）の援護対象区域外かつ第一種健康診断特例区域外に所在していたX₁（原告・被控訴人）らが、Y₁（広島市長、被告・控訴人）又はY₂（広島県知事、被告・控訴人）に対し、被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証（以下「被爆者健康手帳等」という。）の交付申請をしたところ、これらを却下する処分を受けたことから、X₁らは原子爆弾投下後いわゆる「黒い雨」を浴びるなどして被爆してY₁又はY₂に対し、上記処分の取消しと被爆者健康手帳等の交付の義務付けを求めたものである（なお、口頭弁論終結前に死亡したX₁らのうちの一部の者については、同人らの相続人が訴訟承継の申立てをした。また、厚生労働大臣が訴訟参加している。）。

1審判決（広島地裁令和2年7月29日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容した。

（訴訟承継の成否について）広く法が規定する諸手当の受給権等との関係で、被爆者健康手帳の交付の効果は、交付申請日に遡って生じると解するのが相当である。また、一般疾病医療費の受給権が所定の各要件を満たすことによって得られる具体的給付を求める権利として規定されており、被爆者健康手帳の申

請者が被爆者健康手帳の交付を受けるまでの間に被爆者一般疾病医療機関等から医療を受けた場合には、当該申請者は交付申請日以降に受けた医療に係る一般疾病医療費を受給することができるのであるから、一般疾病医療費の受給権は、申請者の一身専属権ではなく、相続の対象となる。葬祭料の受給権も、所定の各要件を満たすことによって得られる具体的給付を求める権利として規定されており、死後であっても当初の交付申請に基づく被爆者健康手帳の交付がされた場合には、申請者は、当該交付申請日に遡って、将来死亡した場合には葬祭を行う者に対して葬祭料を支給されるという法的地位を取得していたことになり、葬祭を行う者は、葬祭料の支給が認められないという法律状態を生じさせている行政処分の効力を排除するために、被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消訴訟を承継するものと解される。したがって、口頭弁論終結前に死亡したX₁らのうちの一部の者につき、その死亡により本件訴訟は当然に終了せず、その相続人が本件訴訟を承継する。

（法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義）法の前身である原爆医療法において法1条3号と同様の規定が設けられたのが、同条1号及び2号に該当しなくても「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」といえる場合があり、かつ、その場合に看過し難い健康被害等を生ずる可能性があることを考慮していたこと、法が、法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に対しても、被爆者健康手帳を交付して援護を受けられるようにしていることが、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性があることを考慮したものであることなどからすると、法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは、「原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった」ことをいう。

（X₁ら「黒い雨」体験者が法1条3号に該当するか）「黒い雨」降雨域に降った「黒い雨」には原爆に由来する放射性微粒子が含まれており、そうした「黒い雨」によって健康被害を生ずる可能性があること、法1条3号被爆者の認定に関する限り、「黒い雨」の降雨継続時間の長短によって取扱いを異にすべき十分な合理性がないことからすれば、第一種健康診断特例区域に所在した者で、健康管理手当の支給対象となる11種類の障害を伴う疾病に罹患していると診断されたものが、法1条3号に該当するものとして被爆者健康手帳の交付を受けることができ、被爆者とされるのと同様に、第一種健康診断特例区域外であっても、「黒い雨」に曝露した者は、前記11種類の障害を伴う疾病に罹患したことを要件として、法1条3号に該当すると解するのが相当である。そして、内部被曝の危険性に関する知見等に照らし、「黒い雨」を直接浴びるなどしたり、「黒い雨」降雨地域で生活したりしていた場合には、「黒い雨」に曝露したものとして扱われる。X₁らは、いずれも原爆が投下された際及びその後におい

て、「黒い雨」に曝露しており、健康管理手当の支給対象となる11種類の障害を伴う疾病のいずれかに罹患している又は罹患していたものであり、いずれのX₁らについても、法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響をY₁又はY₂がX₁らの法に基づく被爆者健康手帳交付申請を却下したことは違法であって、各却下処分を取り消すべきである。また、Y₁又はY₂がX₁らに対して被爆者健康手帳交付処分をすべきことは、明らかと認められるから、各交付処分を義務付ける。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、結論において原判決を維持した。

（訴訟承継の成否について）被爆者健康手帳の交付に伴って生ずる一般疾病医療費及び葬祭料の受給権は、被爆者健康手帳の交付申請者の一身専属する権利ということではできず、上記交付申請者は、生存中に被爆者健康手帳交付申請の却下処分の取消判決を受けて、被爆者健康手帳の交付を受けたときには、交付申請時に遡って、一般の負傷又は疾病について医療を受けた場合に一般疾病医療費を受給することができる法的地位及び死亡した場合にその葬祭を行った者が葬祭料を受給することができる法的地位を有していたものと解されるところ、上記各法的地位は相続の対象となるから、法2条1項に基づく被爆者健康手帳交付申請の却下処分の取消し及び被爆者健康手帳交付の義務付けを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継すると解するのが相当である。

（法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義）法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することが必要になると解される。

（広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか）「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、たとえ黒い雨に打たれていなくても、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと、すなわち「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められるというべきである。そうすると、広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその

後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当する。

（X₁らは、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったか）X₁らは、いずれも、少なくとも、昭和20年8月6日午前8時15分の広島原爆の投下後、黒い雨降雨域（宇田雨域、増田雨域又は大瀧雨域のいずれかに属する地域）の各地に雨が降り始めてから降り止むまでのいずれかの時点で、当該黒い雨降雨域に所在していたと認められるから、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったと認められる（確定）。

オ 生活保護変更決定処分取消請求事件（基準改定）（福岡地裁平成27年（行ウ）第13号ほか、令和3年5月12日判決）

本件は、福岡県内に居住する生活保護受給者であるX₁（原告）らが、厚生労働大臣による違法な生活保護基準の改定（平成25年から平成27年までの3度にわたる告示による改定）（以下「本件各改定」という。）に伴う各保護変更決定により生活扶助費を減額されたとして、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示してX₁らの請求を棄却した。

本件各改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の減額改定に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、あるいは、②その激変緩和措置に係る厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に、生活保護法3条及び8条2項に違反して違法となり、本件各改定に基づく各保護変更決定も違法となるものというべきである。そして、厚生労働大臣の上記①の裁量判断の適否に係る裁判所の審査においては、主としてゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の減額改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否かなどの観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものと解される。しかしながら、ゆがみ調整及びデフレ調整を行った厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があるとはいえず、また、ゆがみ調整の反映比率を平成25年検証の結果の2分の1にした激変緩和措置が著しく不合理であるともいえない。したがって、本件各改定を行った厚生労働大臣の判断について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない（控訴）。

カ 労働者災害補償不支給決定取消請求事件（札幌地裁平成29年（行ウ）第2号、令和3年5月13日判決）

本件は、東京電力の福島第一原子力発電所における放射性物質等の放出事故の災害復旧作業において、重機オペレーターとして、遠隔操作によるがれき集積・積込・撤去作業等の業務（以下「本件業務」という。）に従事していたX（原告）が、本件業務に従事した際の放射線被ばくが原因となり、膀胱がん、胃がん及びS状結腸がん（以下、これらの疾病を併せて「本件疾病」という。）を

発症したとして、労災保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付の各支給を請求したところ、処分行政庁から、本件疾病は放射線業務に起因して発症したとはいえないとして、上記給付を支給しない旨の各処分（以下「本件各処分」という。）を受けたため、本件各処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（業務起因性の判断枠組みについて）放射線業務従事者が発症したがんの労災補償については、厚生労働省から「当面の労災補償の考え方」が示されており、その内容は、①被ばく線量（本件疾病は、いずれも被ばく線量が100ミリシーベルト以上から放射線被ばくとの関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、その関連が強まること）、②潜伏期間（放射線被ばくから本件疾病の発症までの期間が少なくとも5年以上であること）、③リスクファクター（放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること）の3項目を総合的に判断するというものである。「当面の労災補償の考え方」は、厚生労働省が、電離放射線障害の業務上外に関する検討会報告書（以下「本件検討会報告書」という。）に基づいて、労災認定における業務起因性を判断するための具体的な検討項目を示したものであって、その内容も本件検討会報告書に沿うものであり、電離放射線障害に精通した専門家が、最新の医学的知見を踏まえた上で結論を取りまとめたものであるから、本件検討会報告書及び「当面の労災補償の考え方」は、放射線従事者が発症したがんの業務起因性を判断するに当たって、合理性を有するものと評価できる。

（Xの本件疾病に係る放射線業務起因性について）①外部被ばく及び内部被ばくを合わせたXの被ばく実効線量は、Xに有利にみても56.42ミリシーベルトにとどまり、その相対リスクは、喫煙や大量飲酒はもとより、野菜不足に比しても更に小さいものにとどまる。②また、Xが本件業務を開始したのが平成23年7月3日であるところ、Xが本件疾病の確定診断を受けたのは、本件疾病それぞれについて、放射線被ばくから発症までの最小潜伏期間である5年を大幅に下回っている。③一方、Xは、喫煙、1日に日本酒換算で約1.9合の飲酒というリスクファクターを有していた。以上のとおり、「当面の労災補償の考え方」が示す3つの検討項目のいずれの項目からみても、本件業務による放射線被ばくに起因して、Xが本件疾病を発症したと評価すべき事情は見当たらず、Xの本件疾病の発症が本件業務による放射線被ばくに起因するとみることとはできない（控訴）。

キ 障害基礎年金支給停止処分取消請求事件（大阪地裁平成29年（行ウ）第230号ほか、令和3年5月17日判決）

1型糖尿病に罹患し、障害等級2級に該当する程度の障害の状態にあるとして障害基礎年金を受給していたX₁（原告）ら9名は、厚生労働大臣から国年法36条2項本文の規定に基づく障害基礎年金の支給停止処分等（以下「前件

各処分」という。)を受けたが、前件各処分の取消し等を求めた訴訟において、前件各処分は行政手続法(以下「行手法」という。)14条1項本文の定める理由提示の要件を欠き違法であるとして、前件各処分を取り消す旨の判決(以下「前件判決」という。)を言い渡され、同判決は確定した。その後、X₁らは、厚生労働大臣から、改めて「障害等級3級の程度にとどまり、障害等級2級の程度には至っていない」として支給停止処分等(以下「本件各処分」という。)を受けたため、X₁らの障害は、いずれも障害等級2級に該当する程度の障害の状態にあるなどと主張して、国に対して、本件各処分の取消しを求めるとともに、X₁らのうちの1名(X₂)が、障害基礎年金の支給停止を解除することの義務付けを求めた。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₂の義務付けの訴えを却下し、X₁ら9名のうち1名(X₃)の請求を認容して、その余の8名の請求を棄却した。

(本件各処分が前件判決の反復禁止効に抵触するか)厚生労働大臣が、再度、行手法14条1項本文又は8条1項本文の定める理由提示の要件を満たすような理由を示して前件各処分と同一の内容の処分をすることは、前件判決の拘束力に反しないものというべきである。

(X₁らについて支給停止事由等があるか)厚生労働大臣は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しない間、支給停止処分をしなければならないものであるから、支給停止処分をするためには、一定の時点において、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しないことを要し、かつこれで足りるものと解するのが相当である。X₁ら9名のうち1名(X₃)については、独力での日常生活が極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものに当たるものであったというべきであり、障害の状態が2級に該当する程度に至っていなかったものとは認められないから、支給停止事由があるものとはいえない。その余のX₁ら8名については、障害の状態は2級に該当する程度に至っていなかったものと認められるから、支給停止事由があるものというべきである(X₁ら8名控訴)。

(5) 公務員労働関係

行政措置要求判定取消請求・国家賠償請求控訴事件(東京高裁令和2年(行コ)第45号、令和3年5月27日判決)

本件は、経済産業省(以下「経産省」という。)に勤務する国家公務員であり、性同一性障害者であって、性別適合手術を受けておらず、戸籍上の性別変更をしていないトランスジェンダーであるX(原告・控訴人兼被控訴人)が、職場内でXの性自認についての説明会が行われた後、時間が経過し、Xは外見上女性と同様であるのに、経産省庁舎内における女性用トイレを自由に使用することができず、性別適合手術を受けて戸籍上の性別変更をしない限り、将来の異動先で女性トイレを使用するには性自認についての説明会を要するなどと言われたとして、

人事院に対し戸籍上の性別及び性別適合手術を受けたかどうかにかかわらず、異動、トイレ等の使用等に制限を設けず、原則として他の一般的な女性職員との公平処遇を求める要求（以下「本件各措置要求」という。）をしたところ、人事院から本件各措置要求はいずれも認められない旨の判定（以下「本件判定」という。）を受けたため、Y（国、被告・被控訴人兼控訴人）に対し、①本件判定に係る処分の取消しを求めるとともに、②Xが上記各制限を受けていること等は、経産省の職員らがその職務上尽くすべき注意義務を怠ったもので、Xはこれにより精神的苦痛を被ったと主張して、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求として慰謝料等（約1,700万円）の支払を求めたものである。

1 審判決（東京地裁令和元年12月12日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容・一部棄却した。

経産省がXに対してした庁舎の一定範囲（Xの勤務する執務室の在る階及びその上下一階ずつ）に在る女性用トイレの使用を認めない旨の処遇（以下「本件トイレに係る処遇」という。）は、専ら経産省が有する庁舎管理権の行使として行われているものと解することができる。一方で、男女別のトイレを設置し、管理する者から、その真に自認する性別に対応するトイレの使用を制限されることは、当該個人が有する重要な法的利益を制約するものであるということができるところ、Xが専門医から性同一性障害であるとの診断を受けた者であり、自認する性別が女性であるから、本件トイレに係る処遇は、Xがその真に自認する性別に即した社会生活を送るという重要な法的利益を制約するものであるということができる。女性用トイレを使用する女性職員に対する相応の配慮は必要であるとともに、我が国において必ずしも自認する性別のトイレの使用が画一的に認められているとまでは言い難い状況にあるとしても、そのことから直ちに性同一性障害である職員に対して自認する性別のトイレの使用を制限することが許容されるということとはできず、性同一性障害である職員に対して自認する性別のトイレの使用を制限することの当否の判断に当たっては、当該職員に係る個々の具体的な事情や社会的な状況の変化等を踏まえて行う必要がある。この点、Xは、専門医が性同一性障害として診断した者であって、経産省においても、女性ホルモンの投与によってXが女性に対して性的な危害を加える可能性が客観的にも低い状態に至っていたことを把握していたし、社会生活を送るに当たって、行動様式や振る舞い、外見の点を含め女性として認識される度合いが高いものであったといえる。また、我が国において、性同一性障害者が職場等におけるトイレ等の男女別施設の利用について大きな困難を抱えていることを踏まえ、より働きやすい職場環境を整えることの重要性がますます強く意識されるようになってきており、国民の意識や社会の受け止め方には相応の変化が生じている。これらの事情に照らせば、Xの主張する平成26年4月7日の時点において、国が主張するXと女性職員との間でトラブルが生じる可能性があるという事情をもってしても、Xの法的利益等

に対する上記制約を正当化することはできない状態に至っていたというべきである。したがって、経産省による庁舎管理権の行使に一定の裁量が認められることを考慮しても、同省が同日以降も本件トイレに係る処遇を継続したことは、庁舎管理権の行使に当たって尽くすべき注意義務を怠ったものとして国賠法上違法である。また、本件判定のうち、Xが女性用トイレを使用するためには性同一性障害者である旨を女性職員に告知して理解を求める必要があるとの経産省当局による条件を撤廃し、Xに職場の女性トイレを自由に使用させることとの要求を認めないとした部分は、本件トイレに係る処遇によって制約を受けるXの法的利益等の重要性のほか、上記の諸事情について考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮した事項の評価が合理性を欠いており、社会通念上著しく妥当性を欠くものである。したがって、上記部分は裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったものとして違法であるから取消しを免れない。

本判決は、要旨以下のとおり、Yの控訴に基づいて原判決を変更（Xの損害賠償請求のうち、Xの上司Aの発言による損害を一部認容し、その余の請求を棄却）した上で、Xの控訴審における拡張請求を棄却した。

（Xが主張の基礎とする自らの性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは国賠法上保護される法的利益といえるかについて）性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害者特例法」という。）は、一定の要件が満たされることを前提に、性同一性障害者につき性別の取扱いの変更の審判を認めることによって、性同一性障害者の社会的な不利益を解消するために制定されたものと解され、このような立法趣旨及びそもそも性別が個人の人格的生存と密接不可分なものであることに鑑みれば、Xが主張の基礎とする自らの性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは、法律上保護された利益であるというべきである。

（本件トイレに係る処遇が国賠法上違法かどうかについて）経産省は、平成21年10月23日には、Xから近い将来に性別適合手術を受けることを希望しており、そのためには職場での女性への性別移行も必要であるとの説明を受けて、Xの希望やXの主治医の意見も勘案した上で、対応方針案を策定し本件トイレに係る処遇を実施したのち、Xが性別適合手術を受けていない理由を確認しつつ、Xが戸籍上の性別変更をしないまま異動した場合の異動先における女性用トイレの使用等に関する経産省としての考え方を説明していたのであって、Xが経産省に復職した平成26年4月7日以降現在まで、本件トイレに係る処遇を維持していることについて、経産省において、Xとの関係において、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があるとは認め難く、本件トイレに係る処遇が国賠法1条1項にいう違法なものであるということとはできない。

（平成25年1月17日面談におけるAの発言が国賠法上違法かどうかについて）

平成25年1月17日面談におけるXの上司Aの発言は、「なかなか手術を受けないんだったら、もう男に戻ってはどうか」というものであって、Xの各要望事項に対する経産省の対応方針から明らかに逸脱しており、上記Aの発言は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすることなく漫然と当該行為を行ったものというべきであり、同発言は国賠法1条1項にいう違法性が認められるというべきである。そして、同発言は、性別の違和に関する苦痛を感じ、社会生活上様々な問題を抱えている性同一性障害者であるXに対して精神的苦痛を被らせたことは明らかであるといわざるを得ず、Xが被った、Aの発言を原因とする精神的苦痛を慰謝するためには10万円が相当である。

（本件判定が違法かどうかについて）我が国においては、性同一性障害者特例法に規定する性別の取扱いの変更の審判を受けていないトランスジェンダーによる自認する性別のトイレ等の利用等に関して具体的に定めた法令は見当たらず、人事院規則等によって、便所について、男性用と女性用を区別することと規定されている。経産省は、Xの各要望事項に対する対応方針を策定し、本件トイレに係る処遇を行ったと認められるところ、これは、トランスジェンダーによる自認する性別のトイレ等の利用等に関して具体的に定めた法令等による指針がない中で、経産省がXの要望やXの主治医らの意見、経産省の顧問弁護士の意見等を参考にしつつ、Xの希望を十分考慮した上で結論を導いたものというべきであり、また、経産省としては、他の職員が有する性的羞恥心や性的不安などの性的利益を考慮し、Xを含む全職員にとっての適切な職場環境を構築する責任を負っていることも踏まえると、経産省において本件トイレに係る処遇を実施し、平成26年4月7日の時点においても維持していたことは、上記の責任を果たすための対応であったというべきであり、経産省がした上記判断がその裁量を超えるものとは言い難い。そして、性同一性障害者特例法3条1項に規定する性別の取扱いの変更の審判を受けていないトランスジェンダーに対するトイレの利用については、今なお所属する団体や企業の裁量的判断に委ねられていると認められることからしても、経産省が本件トイレに係る処遇を維持していることについては、Xを含む全職員にとっての適切な職場環境を構築する責任を負っている経産省の裁量権につき、逸脱又は濫用があったとはいえない。そうすると、一般国民及び関係者に公平なように、かつ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において事案の判定に当たる人事院が、Xが女性トイレを使用するためには性同一性障害者である旨を女性職員に告知して理解を求める必要があるとの経産省当局による条件を撤廃し、Xに職場の女性トイレを自由に使用させることとする措置要求を認めないと判断したことについても、裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったとはいえない。

（拡張請求について）Xは、経産省大臣官房秘書課調査官B（以下「B調査官」という。）が、Xの極めて高度のプライバシー情報である性同一性障害者である

事実について、Xの同意がないままヒアリングを実施し、Xのプライバシー情報を暴露したものであり、B調査官の行為は、いわゆる「アウトティング」に相当し、不法行為が成立する旨主張するが、当該ヒアリングは、Xの各要望事項に対応するために実施されたものと認められ、B調査官が公務員として職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情が存在するとは言い難い（X上告・上告受理申立て）。

(6) 原子力行政関係

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件（佐賀地裁平成25年（行ウ）第13号、令和3年3月12日判決）

本件は、原子力規制委員会がした玄海原子力発電所3号機及び4号機（以下「本件各号機」という。）に係る発電用原子炉設置変更許可処分（以下「本件処分」という。）について、X₁（原告）らが、本件各号機に係る発電用原子炉及びその附属施設は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）で定める基準に適合しておらず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）43条の3の6第1項4号の基準に適合していないため違法であるとして、本件処分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのうち、138名については、原告適格がないとして訴えを却下し、その余の者の請求を棄却した。

（原告適格の有無）X₁らのうち、本件各号機の周辺に居住し、本件各号機に関し、生命、身体、財産等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、本件処分の取消訴訟における原告適格を有すると認められる一方、そうでない者には原告適格が認められないので、その訴えは不適法である。

（設置許可基準規則4条3項（基準地震動関係等）適合性の有無）基準地震動に係る具体的審査基準の内容は、原子力発電所の仕組みや地震動の特性等を踏まえつつ、最新の科学的・技術的知見を取り入れたものとなっており、また、基準地震動の策定において、最新の科学的・技術的知見を踏まえた手法に基づき、各種の不確かさを考慮するなどして保守的ないし安全側に、調査や評価等を行うことを求めており、原子炉等規制法等の趣旨を踏まえた合理的なものになっているといえる。Z（被告参加人）がした本件各号機に係る発電用原子炉設置変更許可の申請（以下「本件申請」という。）のうち基準地震動に係る部分について、原子力規制委員会は、Zの申請内容を綿密に検討した上で、設置許可基準規則解釈に適合していること並びに地質審査ガイド及び地震動審査ガイドを踏まえていることを確認した。また、原子力規制委員会が、科学的・技術的意見の募集を実施した上で、審査書を作成したこと、審査をした主体が原子力利用における安全の確保に関して高度の専門性を有する合議制の機関として設置された原子力規制委員会であることは、原子力規制委員会の審査及び判断が合理的であることを裏付

けるものといえる。したがって、基準地震動に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

（設置許可基準規則6条1項（火山の影響に係る部分）適合性の有無）火山の影響による損傷の防止に係る具体的審査基準のうち設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈は、想定される自然現象の一つとして火山の影響を挙げており、合理的といえ、これらの策定の主体及び過程は、これらが合理的であることを裏付けるものといえる。具体的審査基準のうち原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下「火山ガイド」という。）は、その策定の過程及び主体が、専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるといえ、また、火山ガイドの内容に不合理な点は見当たらない。 本件申請のうち火山の影響による損傷の防止に係る部分について、原子力規制委員会は、Zの申請内容を綿密に検討した上で、設置許可基準規則、設置許可基準規則解釈及び火山ガイドを踏まえていることを確認した。上記の申請及び審査において、九州地方にある五つのカルデラについては、Zにおいて、現在の噴火ステージにおける既往最大規模の噴火を考慮して、本件各原子炉施設の運用期間における火山活動に関する個別評価を実施したところ、カルデラの破局的噴火の発生に関し、現在の火山学の限界や地下深くのマグマの状況の把握の困難性等から不確実な点は残るため、正確な評価をすることは困難な面があることを踏まえても、Zによる評価は、相応の根拠に基づきされているといえ、不合理であるとはいえず、原子力規制委員会が、その評価が妥当であると判断したことについても、不合理であるとはいえない。したがって、火山の影響による損傷の防止に関し、本件申請の内容が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

（設置許可基準規則37条2項、51条及び55条（重大事故等の拡大の防止等のうち原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出の防止関係、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備関係並びに工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備関係）の適合性）重大事故等対策に関する新規基準は、専門的知見を踏まえ、福島第一原発事故の教訓及び海外における規制等を勘案して策定され、意見公募手続を経ている。このような策定過程は、重大事故等の拡大防止等のうち格納容器破損防止対策、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る具体的審査基準である設置許可基準規則、設置許可基準解釈及び実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイドが専門的知見を踏まえた合理的なものであることを裏付けるものといえる。原子力規制委員会は、Zの申請内容を綿密に検討した上で審査を行い、設置許可基準規則等に適合すると判断しており、その審査及び判断

の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

以上によれば、原子力規制委員会の審査及び判断に不合理な点があるとは認められず、本件処分が違法であるとは認められない（控訴）。

(7) その他

ア 司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求上告事件(最高裁令和3年(才)第777号ほか、令和3年9月1日第二小法廷決定)

本件は、平成16年法律第163号（以下「平成16年改正法」という。）による裁判所法の改正により、改正前裁判所法（以下「旧法」という。）67条2項で定められていた、司法修習生の給費制（司法修習生が修習期間中、国庫から一定額の金員の支給を受ける制度）を廃止したことについて、66期司法修習生であったX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、①給費制の廃止は、憲法14条1項、25条1項並びに27条1項及び2項に違反し無効であるから、旧法67条2項はなお現存すると主張して、同条項に基づき、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、現行65期司法修習生に対する支給額と同額の支給額の一部支払を請求するとともに、選択的に、②給費制を廃止する立法をしたこと及びこれを復活させる立法をしなかったことが国賠法上違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、得べかりし支給額及び慰謝料の一部の支払を求めたものである。

1審判決（札幌地裁平成31年4月11日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件改正は憲法に違反するものとはいえず、また、司法修習生の給費を受ける権利は憲法上保障され又は保護されている権利利益とはいえないから、本件改正法に係る立法行為にも、本件改正後に給費制を復活させなかった立法不作為にも、国賠法上の違法は認められない。

2審判決（札幌高裁令和2年12月18日）は、控訴審における新たな主張について要旨以下のとおり判示したほか、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

司法修習生に対して救済措置が設けられなかったとしても直ちに人格的利益や個人の尊厳の侵害には当たらず、救済措置を設けなかった立法不作為は国賠法上違法であるとはいえない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 自衛隊出動差止等、損害賠償請求控訴事件（大阪高裁令和2年（行コ）第30号、令和3年4月16日判決）

本件は、戦争体験者等であるX₁（原告・控訴人）らが、国に対して、(1)①内閣総理大臣が自衛隊法に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させること（防衛出動命令）の差止め、②防衛大臣がいわゆる重要影響事態法に基づき後方支

援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施を命ずることの差止め及びいわゆる国際平和支援法に基づき協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の実施を命ずることの差止め、③防衛大臣がいわゆる国際平和協力法に基づき国際平和協力業務（駆け付け警護等）の実施を命ずることの差止めを求める（以下①ないし③に係る訴えを併せて「本件各差止めの訴え」という。）とともに、(2)内閣が平成26年7月1日閣議決定（「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定）及び平成27年5月14日閣議決定（いわゆる安保法案の閣議決定。以下、平成26年7月1日閣議決定と併せて「本件閣議決定」という。）を行い、同法案を国会に提出し、国会がこれを可決したこと（以下「本件各行為」という。）は、X₁らの平和的生存権等の侵害に当たるとして、国賠法に基づき、慰謝料10万円の支払等を、それぞれ求めたものである。

1審判決（大阪地裁令和2年1月28日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの本件各差止めの訴えを却下し、X₁らのその余の請求を棄却した。

X₁らが差止めを求める各行為は、いずれも上級行政機関から下級行政機関に対する命令という行政機関相互の行為というべきであり、いずれも抗告訴訟の対象となる行政処分には該当しないため、本件各差止めの訴えはいずれも不適法である。（国賠請求に係る請求権の存否について）①憲法前文の「平和のうちに生存する権利」との文言から、裁判規範となるべき国民の権利としての具体的な意味内容を確定することは困難であり、個々の国民に対して平和的生存権という具体的な権利ないし利益を保障しているものと解することはできないこと、②本件各行為によって、X₁らの生命、身体、健康等の権利又は利益が侵害される具体的な危険が発生したものと認め難く、また、生命、身体等に対する危険が生ずることへの不安、憂慮及び精神的苦痛は抽象的な不安感にとどまるものであり、精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えているとはいえないこと、③憲法が、個々の国民に対し、閣議において憲法に違反する決定をされない権利ないし利益及び憲法に違反する法律を制定されない権利ないし利益を具体的に保障しているものと解することはできないことから、本件各行為によって、法律上保護される権利又は利益の侵害があったとはいえない。

本判決は、要旨以下のとおり判示を付加したほか、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

（各事件における憲法違反の主張に対する判断について）裁判所は、具体的な争訟事件について裁判を行う際に、その前提として、事件の解決に必要な限度で適用法条の憲法適合性の審査を行うのが相当であるところ、本件各行為によって、X₁らに損害賠償の対象となり得るような法律上保護される権利又は利益の侵害があったということはできず、本件各国賠請求はいずれも理由がな

いこととなるから、本件各閣議決定及び関連２法（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律並びに国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律）の憲法適合性の判断の必要はないというべきである。（平和的生存権に対する侵害について）X₁らが主張する、日本の防衛装備の高度化や米軍との関係強化の状況がもたらす影響を推測することは困難を伴うものである上、X₁ら主張に係る平和的生存権は、法律上保護される権利又は利益に当たるとすることはできず、平和的生存権の侵害を理由として、損害賠償請求を認めることはできない。（人格権に対する侵害について）特定の閣議決定や立法がされたことにより大きな精神的苦痛を受けることがあったとしても、本来、これを被侵害利益として損害賠償を請求することはできないことに加え、憲法改正決定権は、法律上保護される権利又は利益に当たるとすることはできず、また、本件各行為により、X₁らの生命、身体、健康等が現に侵害されたということができないことに照らすと、精神的苦痛がその侵害の態様、程度等に照らして社会通念上受忍すべき限度を超えるなどの特段の事情を認めることもできない（確定）。

ウ 観察処分期間更新決定取消請求控訴事件（東京高裁令和２年（行コ）第119号、令和３年５月19日判決）

本件は、公安審査委員会が、平成30年１月22日付けで、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）５条４項の規定に基づき、「AことBを教祖・創始者とするC教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本団体」という。）に対してした、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間更新決定（以下「本件更新決定」という。）について、宗教団体X（原告・控訴人）が、自身は本団体に含まれないとして、本件更新決定のうちXを対象とした部分の取消しを求めたものである。

１審判決（東京地裁令和２年２月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

（Xが本団体に含まれるか）「AことBを教祖・創始者とするCの教義を広め、これを実現すること」（以下「本件共同目的」という。）は法４条２項にいう「特定の共同目的」に該当するところ、Xの前身であるDの設立やCの教義の否定等は、Bへの帰依を依然として強く保持していたEが法制定後もCを存続させるための仮装工作の一環であり、Xは本件更新決定時においてもBへの帰依及びCの教義を放棄したとはいえず、本件共同目的を保持しているから、本団体に含まれる。

（観察処分を受けた当時に存在していた団体との連続性）XはEを始めとするCの信徒であった者を中心として構成され、Cの出家制度に類似した一般社

会と隔絶した孤立的・閉鎖的な集団居住体制を確立し、修行体系においてもC特有の儀式に類似する教義を継承しており、観察処分を受けた当時に存在していた団体との連続性が認められる。

(法5条1項各号該当性) Bは、サリン事件における首謀者であり、本件更新決定時においてもXの活動に影響力を有していたと認められ、また、Eは、サリン事件、当時Cの役員であり、本件更新決定時におけるXの代表役員であるから、少なくとも法5条1項1号及び3号該当性が認められるため、本件更新決定のうちXに係る部分は適法である。

本判決は、要旨以下のとおり判断を付加したほかは、1審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

Xは、Eが刑事施設収容中に作成したノートは、法務・公安当局を初めとする第三者に見られることを前提に作成していたことは明らかであるから、ここに書かれていることをもって密かに「A隠し」を構想していたとはいえない旨主張するが、同ノートの記載からEが、Bへの帰依を保持しつつ、法の規制を免れるために反社会的な危険性を有しない団体を仮装する構想を有していたと推認することに不合理な点はない。また、Xは、Eの説法は全体として見れば、集団存続のためA信仰を隠して観察処分を免れることを意図して新団体の設立が必要であると述べているのではない旨主張するが、Eの説法の内容からしても、Eには、治安当局の介入を排除し、観察処分を免れて集団存続のため新団体設立が必要であるという認識があったというべきであり、仮に、Eにおいて、A派の崩壊への対処という動機があったとしても、それは、上記認識と両立するものであって、Eが上記認識を有していたことを否定するものではない。したがって、Xの上記主張はいずれも採用することができないから、Xは、本件観察処分の対象である本団体に含まれる(確定)。

エ 元号制定差止請求控訴事件(東京高裁令和2年(行コ)第209号、令和3年9月30日判決)

本件は、X(原告・控訴人)が、新天皇の即位に伴い元号が令和と改められたことにつき、元号の制定は憲法13条が保障する国民の人格権を侵害するもので違憲であるなどと主張して、元号制定の差止めを求めるとともに、元号を「令和」に改める政令(以下「本件政令」という。)及び元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いに関して法務省民事局長が定めた通達(以下「本件通達」という。)の無効確認を求めたものである。

1審判決(東京地裁令和2年10月5日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを却下した。

本件政令は、元号を令和に改めるというものにすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するような規定はなく、他の法令にも、元号を定めることにより直接国民の権利義務が形成され又はその範囲が確定されるよう

な規定はない。また、本件政令によって国民が元号の使用を強制されることとなるものではなく、本件政令の制定は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、行政処分当たらない。

また、本件通達については、法務省民事局長が下級行政機関である法務局長・地方法務局長に対し、元号法施行後の戸籍事務の取扱いについて示したものにすぎず、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、仮に本件通達に従った事務処理によって国民の権利義務に影響があったとしても、その影響は当該事務処理によって生じるもので、本件通達の発出によって直接国民の権利義務が影響を受けることになるものではない。本件通達の発出は、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではないから、行政処分当たらない。

以上のとおり、Xの訴えは、いずれも処分性のない行為の差止め及び無効確認を求めるものであるから、不適法である。

本判決も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（上告）。

オ 憲法53条違憲国家賠償等請求事件（東京地裁平成30年（行ウ）第392号、令和3年3月24日判決）

本件は、衆議院及び参議院の各総議員の4分の1以上の議員が平成29年6月22日付けで憲法53条後段及び国会法3条に基づいてした臨時会召集の要求（以下、総称して「本件召集要求」という。）に対し、内閣が同日これらを受理したが、臨時会の召集決定が同年9月22日、召集が同月28日に行われたことから、本件召集要求をした参議院議員の1人であるX（原告）が、内閣がした本件臨時会の召集の決定又は内閣が少なくとも92日間にわたって本件召集要求に対応する臨時会の召集をしなかったこと（以下「本件不作為」といい、上記の臨時会の召集の決定と総称して「本件不作為等」という。）が憲法53条後段に違反するものであると主張して、次にXが参議院の総議員の4分の1以上の一人として内閣に臨時会の召集を要求した場合に、主位的には、内閣が20日以内に臨時会を召集できるようにその召集を決定する義務を負うことの、予備的には、Xが20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの各確認を求める（以下「本件確認訴訟部分」という。）とともに、本件不作為等により、Xの臨時会の召集の決定を要求する権能だけでなく、Xの参議院議員として有する諸権能を長期間にわたり行使することができなかったという損害を受けたとして、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金100万円の支払等を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの本件確認訴訟部分を却下し、Xのその余の請求を棄却した。

（本件確認訴訟部分の適法性について）裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、す

なわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決参照）から、個人が提起した訴訟であっても、当該個人が有する法律上の権利又は利益の保護救済を求めるのではなく、当該個人が国又は地方公共団体の機関として有する権限の侵害を理由としてその保護救済を求めるような場合は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律が内部的解決に委ねることを不適当とするなどの理由により特別の規定を設けた場合に限り、提起することが許されるものと解するのが相当である（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決、最高裁昭和28年6月12日第二小法廷判決参照）。国会は、国の唯一の立法機関であって（憲法41条）、国民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を立法過程に公正に反映させ、議員の自由な討論を通してこれらを調整し、究極的には多数決原理により統一的な国家意思を形成すべき役割を担うものであり、国会を構成する国会議員も、多様な国民の意向又は意見をくみ、これを立法過程に反映させることを通じて上記の統一的な国家意思を形成することにに向けた職務上の権限（立法行為に係る権限）を有する立場（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決参照）にある。このような国会及び国会議員の役割及び立場を前提とした上で、国の立法機関である国会の召集の決定を要求するという臨時会の召集の決定の要求の内容及び性質にも照らすと、臨時会の召集の決定を要求することは、国会議員という国の機関が、憲法及び国会法の規定に基づいて有する権限（なお、当該権限が個々の国会議員に帰属する権限であるか否かについては、ひとまずおき、個々の国会議員に帰属する権限であるとの仮定に基づいて論ずるものとする。）を行使するものと解すべきである。そうすると、Xは、本件において、内閣という国の機関を主体とする本件不作為等により、Xが参議院議員という国の機関としての地位に基づいて有する臨時会の召集の決定を要求する権限を侵害されたとして、その保護救済を求める趣旨で、内閣が当該権限に基づく行為に対応して一定の期間内に臨時会を召集することができるようにその召集を決定する義務を負うこと又はXが当該権限に基づいて内閣が上記の決定をすることを享受することができる地位にあることの確認を求める趣旨の訴え（本件確認訴訟部分）を提起したものと解するのが相当である。したがって、国会議員としての地位を有する者が、その有する権限の侵害を理由として、内閣が国会議員に対して負う義務又は内閣が一定の意思決定をすることを享受することができる地位を有することの確認を求める趣旨の訴え（本件確認訴訟部分）は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には該当しない。そして、本件確認訴訟部分は、内閣と国会議員という国の機関相互間における権限の行使に関する紛争についての訴訟であると解するのが相当であるから、行訴法6条が規定する機関訴訟に該当するものと解すべきであり、機関訴

訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができるところ（行訴法42条）、我が国の法制上、国会議員と内閣との間の権限の行使に関する紛争について、訴えの提起を許す法令の規定は見当たらず、本件確認訴訟部分はいずれも不適法なものである。

（国賠法1条1項に基づく損害賠償請求の成否について）Xが侵害された旨主張するXが参議院議員として有する権限（国会の召集の決定の要求権のほか、召集されるべき臨時会において行使することが可能であった議案発議権、動議提出権、質問権、質疑権、討論権及び表決権）は、いずれも、国会議員という国の機関が、憲法、国会法並びに衆議院規則及び参議院規則の規定に基づき、国会議員としての職務の遂行に当たって行使し得るものとして付与されたものであり、国会議員が多様な国民の意向又は意見をくみ、これを立法過程に反映させることを通じて統一的な国家意思を形成することに向けた職務上の権限（立法行為に係る権限）を有する立場にあることに照らすと、当該権限自体は、直接的には、公益を図ることを目的とするものであり、国賠法1条1項の規定に基づく損害賠償請求権の存在を基礎づけるに足りる法律上保護された利益とは認められない（控訴）。

カ 新田原基地爆音差止請求事件（宮崎地裁平成29年（行ウ）第6号、平成30年（行ウ）第11号、令和3年6月28日判決）

本件は、新田原基地周辺に居住するX₁（原告）らが、同基地に離着陸等する自衛隊機の発する激しい騒音により、その生活、健康等に多大な影響を受けているなどと主張し、Y（国、被告）に対して、夜間・早朝における航空機の運航、一定量の騒音を生じさせる航空機の運航等の差止めを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件については、最高裁判所平成28年12月8日第一小法廷判決（厚木基地騒音訴訟第4次訴訟）の判断枠組みに基づき、自衛隊機の運行に係る防衛大臣の権限の行使が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるか否かという観点から審査を行うのが相当である。第一種区域内に居住するX₁らは、種々の生活妨害や心理的被害を受けているほか、夜間早朝において、一定の睡眠妨害を受けていると認められる。もっとも、Yによって実施された各種の被害軽減措置により、その騒音被害は一定程度緩和されているほか、自衛隊機の運航に関する自主規制は、防空活動と周辺住民への配慮の調整を図ったものとして一定程度評価できる。これらの事情を総合考慮すれば、本件飛行場において、将来にわたり自衛隊機の運行が行われることが、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めることは困難であり、防衛大臣の権限の行使に裁量権の逸脱や濫用があるとはいえないから、口頭弁論終結日において第一種区域内に現に居住しているX₁らの本件差止めの訴えは、これを棄却する（控訴）。

キ 特定避難勧奨地点指定解除取消等請求事件（東京地裁平成27年（行ウ）第

238号、同第381号、令和3年7月12日判決)

本件は、原子力災害現地対策本部により「特定避難勧奨地点」に指定されていた地点に居住するX₁(原告)らが、国に対し、平成26年12月24日付けで同指定を解除(以下「本件解除」という。)されたことから、同解除が行政処分にあたるとして、主位的請求として同解除の取消し、予備的請求として同原告らが同地点に指定されている地位にあることの確認(以下「本件確認の訴え」という。)を求めるとともに、上記X₁ら及び同地点の周辺住民であるX₂(原告)らが、同解除により精神的苦痛を被ったとして、国家賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁ら及びX₂らの主位的・予備的請求を却下し、国家賠償請求を棄却した。

①主位的請求について、特定避難勧奨地点の設定(以下「本件設定」という。)は、原子力災害対策特別措置法に根拠のあるものではなく、これを受けた住民に事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超える可能性が否定できないなどの情報提供をするとともに、各自の状況に応じた避難の検討を促し、避難をする場合にその支援をする旨を表明する措置として事実上実施されたものにすぎないといえ、本件設定を受けた住民に対し、避難を強制するものであったとは認められない。また、本件解除についても、同様に事実上実施されたものにすぎないといえる。したがって、本件解除は、これによって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものということはできず、行政処分に当たらない。②予備的請求について、特定避難勧奨地点の設定は、設定を受けた住民の権利又は法律関係に直ちに影響を及ぼすものとはいえず、本件確認の訴えは、現在の権利又は法律関係の存在又は不存在の確認を求めるものとはいえないため、確認の利益を認めることはできない。③本件解除の国賠法上の違法性について、国民健康保険の一部負担金の免除等の各種支援措置は、本件解除の法的効果として終了したわけではなく、避難先での住宅支援についても本件解除によって直ちに終了したとは認められない。また、本件解除によって、避難者が精神的な圧迫により帰還を迫られるようなことがあったとしても、これをもって原告らが帰還を強制されたということとはできないから、X₁ら及びX₂らの権利ないし法益の侵害があったと認めることはできず、本件解除について国賠法上の違法性を認める余地はない(控訴)。

租税訟務課

法務省組織令第48条、第52条

令和3年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

- (1) 組織再編成に係る行為計算否認規定の適用を争う更正処分等取消請求事件(東

京地裁令和3年（行ウ）第181号

本件は、グループ企業内における適格合併により欠損金額の引継ぎを受けた存続会社を被合併法人とする適格合併を行ったX（原告）が、Xの連結事業年度において、適格合併に係る被合併法人の未処理欠損金額をXの連結欠損金額とみなし、当該金額に相当する金額を連結欠損金の当期控除額として当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入し、法人税の連結確定申告及び地方法人税の確定申告をしたところ、税務署長から、上記各合併は、組織再編成を利用して上記未処理欠損金額をXの連結欠損金額とみなして損金の額に算入することにより、税負担を減少させることを意図したものであって、法人税法57条2項等の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものと認められ、これを容認した場合には、同法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」として、同条に基づき、上記各合併を否認し、上記未処理欠損金額に相当する金額を当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものとする法人税等の更正処分等を受けたため、これらの処分の取消しを求めるものである。

(2) 国外関連者に対する寄附金課税の適法性を争う法人税更正処分取消請求事件（東京地裁令和3年（行ウ）第484号）

本件は、国内外に多数の子会社及び関係会社を有する総合エレクトロニクスメーカーであるX（原告）が、国外関連者に対して行った外国子会社株式の譲渡について、譲渡価格と原価との差額を譲渡利益として確定申告をしたところ、税務署長から、当該譲渡は譲渡価格が時価に満たない低額譲渡であるとして、当該譲渡価格と時価との差額をXの連結所得金額に加算するとともに、当該差額は国外関連者に対する寄附金の額に該当するためその全額が損金の額に算入されないとする法人税の更正処分を受けたため、その処分の取消しを求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

賦課関係

(1) 組織再編成に係る行為計算否認規定の適用による処分の適否が争われた法人税更正処分等取消請求上告・上告受理事件（最高裁令和2年（行ツ）第145号、同年（行ヒ）第157号、令和3年1月15日第二小法廷決定）

本件は、X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、その完全子会社であるAを被合併法人とする適格合併（平成22年法律第6号による改正前の法人税法2条12号の8）を行い（以下「本件合併」という。）、Aが有していた未処理欠損金額を同法57条2項の適用によりXの欠損金額とみなして損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、税務署長から、上記未処理欠損金額をXの損金の額に算入することはXの法人税の負担を不当に減少させる結果になるとして、同法132条の2の適用により更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの処分の一部の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁令和元年6月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

組織再編成に係る租税回避について、これを包括的に防止するための一般的否認規定が設けられているのは、組織再編成の形態や方法が複雑、多様であり、立法の際に、組織再編成を利用したあらゆる租税回避行為をあらかじめ想定した上で、個別的な否認規定を網羅的に設けることは、事柄の性質上困難であることによるものと解される。そうすると、法人税法は、個別的な否認規定である同法57条3項の適用が排除される適格合併についても、同項の規定が一般的否認規定の適用を排除するものと解されない限り、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われたものと認められる場合には、同法132条の2が適用されることを予定しているものと解される。

そして、特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係）が合併法人の当該合併に係る事業年度開始の日の5年前の日より前に生じている場合（以下「特定資本関係5年超要件」という。）の適格合併につき、同項の規定が一般的否認規定の適用を排除するものと解すべき理由は見当たらないことから、法人税法は、特定資本関係5年超要件を満たす適格合併についても、同法132条の2が適用されることを予定しているものと解するのが相当である。

法人税法132条の2の趣旨及び目的からすれば、同条にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうかなどの事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である（最高裁判平成27年（行ヒ）第75号同28年2月29日第一小法廷判決・民集70巻2号242ページ参照）。また、組織再編税制は、組織再編成による資産の移転を個別の資産の売買取引と区別するために、資産の移転が独立した事業単位で行われること及び組織再編成後も移転した事業が継続することを想定しているものと解され、完全支配関係がある法人間の合併についても、他の2種類の合併と同様、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定しているものと解されるところ、法人税法57条2項についても、合併によ

る事業の移転及び合併後の事業の継続を想定して、被合併法人の有する未処理欠損金額の合併法人への引継ぎという租税法上の効果を認めたものと解される。そこで、本件合併が不当性要件を満たすか否かについて判断するに当たっては、前記①及び②の点を考慮した上で、本件合併が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、法人税法57条2項の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

本件合併は、形式的には適格合併の要件を満たすものの、組織再編税制が通常想定している移転資産等に対する支配の継続、言い換えれば、事業の移転及び継続という実質を備えているとはいえず、適格合併において通常想定されていない手順や方法に基づくもので、かつ、実態とはかい離した形式を作出するものであり、不自然なものというべきである（前記①）。また、本件合併の主たる目的はAの未処理欠損金額の引継ぎにあったものとみるのが相当であり、前記の本件合併の不自然さも考慮すると、税負担の減少以外に本件合併を行うことの合理的理由となる事業目的その他の事由が存在するとは認め難いといわざるを得ない（前記②）。

したがって、本件合併は、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、法人税法57条2項の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものというべきであるから、本件合併は、組織再編税制に係る上記規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を不当に減少させるものとして、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるといことができる。

2審判決（東京高裁令和元年12月11日判決）は、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告及び上告受理申立てにつき、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(2) 資本剰余金と利益剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当における法人税法の適用が争われた法人税更正処分取消請求上告受理事件（最高裁令和元年（行ヒ）第333号、令和3年3月11日第一小法廷判決）

本件は、X（原告・被控訴人・被上告人）が、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結事業年度（以下「本件連結事業年度」という。）において、外国子会社であるAから資本剰余金及び利益剰余金を原資とする剰余金の配当（以下「本件配当」という。）を受け、このうち、資本剰余金を原資とする部分は法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）24条1項3号所定の資本の払戻しの一態様である「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」に、利益剰余金を原資とする部分は同法23条1項1号所定の剰余金の配当にそれぞれ該当することを前提に、本件連結事業年度の法人税の連

結確定申告をしたところ、税務署長から、本件配当の全額が同法24条1項3号の資本の払戻しに該当するとして法人税の更正処分を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成29年12月6日判決）は、要旨以下のとおり判示してXの請求を認容した。

法人税法24条1項3号にいう「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」とは、資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当及び資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を指すものと解するのが相当である。

しかしながら、同法は、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が、同法24条1項柱書きの「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれて同法61条の2第1項1号にいう有価証券の譲渡に係る対価の額として認識され、法人税の課税を受けることとなる事態を想定していないものと解される。したがって、同法の委任を受けて政令で定める上記「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算の方法に従って計算した結果、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる場合には、当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるとして無効であると解するのが相当である。これを法人税法施行令23条1項3号（平成26年政令第138号による改正前のもの。以下同じ。）の規定についてみるに、同号の定める計算の方法に従って「株式又は出資に対応する部分の金額」を計算すると、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれる場合がある。

したがって、法人税法施行令23条1項3号の定めは、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当への適用に当たり、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるというべきであり、この場合の「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」は、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額と同額となるものと解するのが相当である。

2 審判決（東京高裁令和元年5月29日判決）は、1 審の判断部分を要旨以下のとおり補正した上で、判断を維持し、Y（国、被告・控訴人・上诉人）の控訴を棄却した。

法人税23条1項1号及び同法24条1項3号は、配当の原資に着目した上、会社法上の概念を前提として、株主拠出部分と法人稼得利益とを峻別する仕組みの一つとして改正されたものと解されることを併せ考慮すると、同号の「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うもの…）」、すなわち、「資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当…」とは、「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当…」をいうものと解するのが、文理上自然であると考えられる。同時に、法

人税法24条1項3号は、「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当」を、税法上の観点から、一定の計算式を用いてみなし配当部分（実質的に法人稼得利益であると位置づけられる部分）とそれ以外の株主拠出部分とに分割するものと解されるから、「剰余金の配当」が同号の対象となるかどうかは、会社法等の規定に従って株主総会等の決議によって行われた個々の配当ごとに、その原資に応じて判断されるところなのが自然な帰結であると解される。

もっとも、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、配当の先後関係によって課税関係に差異が生ずるようなときには、例外的に、これを法人税法24条1項3号の「資本の払戻し」として整理し、計算も原資に基づいて資本金等の額と利益積立金額が減少する構造とすることでこの問題の解決を図るものとし、このような配当は、法人税法24条1項3号の規律に服するとすることには合理性があると考えられる。

本判決は、要旨以下のとおり判示した上で、2審の判断を結論において維持し、Yの上告を棄却した。

会社法における剰余金の配当をその原資により区分すると、①利益剰余金のみを原資とするもの、②資本剰余金のみを原資とするもの及び③利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とするものという3類型が存在するところ、法人税法24条1項3号は、資本の払戻しについて「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）…」と規定しており、これは、同法23条1項1号の規定する「剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）」と対になったものであるから、このような両規定の文理等に照らせば、同法は、資本剰余金の額が減少する②及び③については同法24条1項3号の資本の払戻しに該当する旨を、それ以外の①については同法23条1項1号の剰余金の配当に該当する旨をそれぞれ規定したものと解される。

したがって、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、その全体が法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するものというべきである。

以上によれば、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当について、利益剰余金を原資とする部分には法人税法23条1項1号が適用されるとした原審の判断には法人税法の解釈を誤った違法がある。

また、法人税法24条1項3号は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の場合には、そのうち利益剰余金を原資とする部分については、その全額を利益部分の分配として扱う一方で、資本剰余金を原資とする部分については、利益部分の分配と資本部分の払戻しとに分けることを想定した規定であり、利益剰余金を原資とする部分を資本部分の払戻しとして扱うことは予定していないものと解される。

そうすると、株式対応部分金額の計算方法について定める法人税法施行令23条

1 項 3 号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。

(3) 取消判決の拘束力の範囲が争われた相続税更正処分等取消請求上告受理事件
(最高裁令和 2 年 (行ヒ) 第 103 号、令和 3 年 6 月 24 日第一小法廷判決)

X (原告・被控訴人兼附帯控訴人・被上告人) は、X の母である A の死亡により開始した相続について相続税の申告を行うに当たり、他の相続人との間で遺産が未分割であるとし、相続税法 (平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの。以下同じ。) 55 条に基づき、相続税の申告 (以下「本件申告」という。) をしたところ、税務署長から、遺産のうち、株式会社 B ほか 6 社の株式 (以下「本件各株式」という。) の一部の価額が過少であるとして更正処分 (以下「前件更正処分」という。) を受けたため、前件更正処分について取消訴訟を提起した結果、裁判所は、前件更正処分における本件各株式の一部の価額が過大であるのみならず、本件申告における本件各株式の一部の価額も過大であった旨を判示した上で、前件更正処分のうち本件申告の額を超える部分を取り消す旨の判決を言い渡し、その控訴審においても 1 審判決の判示を維持する旨の判決 (以下、1 審判決及び控訴審判決を併せて「前件判決」という。) がされて確定した。

本件は、X が、その後、遺産分割が成立したとして、同法 32 条 1 号に基づき更正の請求 (以下「本件更正請求」という。) をしたところ、税務署長から、本件更正請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分 (以下「本件通知処分」という。) を受けたほか、X 以外の共同相続人から別途されていた同号に基づく更正の請求に対する減額更正処分に併せ、X に対する同法 35 条 3 項に基づく相続税の増額更正処分 (以下「本件更正処分」といい、本件通知処分と併せて「本件更正処分等」という。) を受けたため、これらの取消しを求めたものである。

1 審判決 (東京地裁平成 30 年 1 月 24 日判決) は、X の請求の一部 (本件通知処分の取消しを求める訴え) を却下したほか、要旨以下のとおり判示して、その余の請求を認容した。

相続税法 32 条 1 号に基づく更正の請求においては、原則として、遺産分割によって財産の取得状況が変化したこと以外の事由、すなわち、申告又は従前の更正処分における個々の財産の価額の評価に誤りがあったことなどを主張することはできないものと解され、その結果として、同号に基づく更正の請求上、課税価格の算定の基礎となる個々の財産の価額は、まずは申告における価額となるというべきであり、また、その後に更正処分があった場合で、申告における価額のうち、当該更正処分によって変更された価額があるときには、その価額を基礎にすべきであると解され、同法 35 条 3 項に基づく更正処分における課税価格の算定の基礎

となる個々の財産の価額もまた上記と同様に解するべきである。もっとも、本件のように、相続税の申告の後に個々の財産の価額を変更する更正処分がされた上、当該更正処分の取消しの訴えが当該申告をした相続人によって提起され、個々の財産の評価方法ないし価額が争点となり、判決がこの点について認定・判断をし、課税価格及び納付すべき税額につき当該更正処分における金額と異なる金額を認定して、当該更正処分の一部を取り消すこととなった場合には、後の相続税法32条1号に基づく更正の請求又は同法35条3項に基づく更正処分の際の計算において、従前の更正処分における個々の財産の価額のうち判決によって変更を受けたものをそのまま計算の基礎にすべきではないのはもちろんであるが、かといって、当該価額を申告における価額と置き換えることも、当該価額が従前の更正処分によって変更を受けている以上、判決がその変更前の価額を相当とする旨を判示しているのでない限り、相当ではなく、根拠を欠くというべきである。この場合、課税庁としては、取消判決の示すに従い、改めて個々の財産の価額を変更する更正処分をしておくことが考えられるが、判決が確定した時点において更正処分の法定の制限期間が経過しているときには、そのような処理をすることができない。

上記のような場合には、争点となった個々の財産の評価方法ないし価額に係る認定・判断並びにこれらを基礎として算定される課税価格及び相続税額に係る認定・判断に、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断として、行訴法33条1項所定の拘束力が生じているということができる上、後の相続税法32条1号に基づく更正の請求又は同法35条3項に基づく更正処分に係る事件についても、同一の被相続人から相続により取得した財産に係る相続税の課税価格及び相続税額に関する事件であることに変わりがない以上、行訴法33条1項にいう「その事件」として、上記の拘束力が及ぶものと解するのが相当であって、従前の更正処分について、争点となり、その評価方法ないし価額が判決によって変更されるに至った個々の財産については、課税庁において、同判決における評価方法ないし価額を基礎として課税価格を算定しなければならないものというべきである。

2審（東京高裁令和元年12月4日判決）は、1審判決中、Xの請求を却下した部分を取り消した上で、要旨以下のとおり判示して控訴の一部を認容した。

前件判決は、遺産である本件各株式の評価方法について判断し、それを用いて算出する価額に基づき、納付すべき税額を算出して、前件更正処分が違法であるとの判断を導いたものである。そうすると、前件判決において、前件更正処分が適法かどうかに係る主文の判断は、租税法規に従って客観的に算定した課税価格及び相続税額がいくらかによるが、これは適法要件に該当するかどうかの問題であり、この適法要件に該当するかどうかについての結論を導くのに必要な事実認定及び法律判断は、まずは税額の計算の基礎となった遺産の価額についてされるものであるところ、価額は評価方法に沿って計算すれば正しい数値が算出される

ものであり、逆に計算を誤れば正しい数値が算出されないことからすれば、評価方法ないし価額に係る判断に拘束力が生じると解するのが相当である。したがって、前件判決の判断のうち、争点となった個々の財産の評価方法ないし価額に係る判断並びにこれらを基礎として算定される課税価格及び相続税額に係る判断に拘束力が生じ、課税庁において、前件判決における評価方法ないし価額を基礎として課税価格を算定しなければならないものというべきである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して1審判決中、Y（国、被告・控訴人兼附帯被控訴人・上告人）敗訴部分を取り消し、Xの請求の一部を却下し、その余の請求を棄却した。

拘束力（行訴法33条1項）によっても、行政庁が法令上の根拠を欠く行動を義務付けられるものではないから、その義務の内容は、当該行政庁がそれを行う法令上の権限があるものに限られるものと解される。

相続税法55条に基づく申告の後にされた増額更正処分の取消訴訟において、個々の財産につき上記申告とは異なる価額を認定した上で、その結果算出される税額が上記申告に係る税額を下回るとの理由により当該処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合には、当該判決により増額更正処分の一部取消しがされた後の税額が上記申告における個々の財産の価額を基礎として算定されたものである以上、課税庁は、国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後においては、当該判決に示された価額や評価方法を用いて相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をする法令上の権限を有していないものといわざるを得ない。

そうすると、上記の場合においては、当該判決の個々の財産の価額や評価方法に関する判断部分について拘束力が生ずるか否かを論ずるまでもなく、課税庁は、国税通則法所定の更正の除斥期間が経過した後相続税法32条1号の規定による更正の請求に対する処分及び同法35条3項1号の規定による更正をするに際し、当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額や評価方法を用いて税額等を計算すべき義務を負うことはないものというべきである。

以上説示したところによれば、本件更正処分がされた時点で国税通則法所定の更正の除斥期間が経過していた本件においては、税務署長は、本件更正処分をするに際し、前件判決に示された本件各株式の価額や評価方法を用いて税額等の計算をすべきものとはいえず、本件申告における本件各株式の価額を基礎として課税価格及び相続税額を計算することとなるから、本件更正処分は適法である。

- (4) 馬券的中による払戻金に係る所得が一時所得に該当するか否かが争われた更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求上告・上告受理事件（最高裁令和3年（行ツ）第52号、同年（行ヒ）第63号、令和3年10月28日第一小法廷決定）

本件は、競馬の勝馬投票券（以下「馬券」という。）的中による払戻金に係る所得（以下「本件競馬所得」という。）を得ていたX（原告・被控訴人・上告

人兼申立人)が、平成24年分から平成26年分まで(以下併せて「本件各年分」という。)の所得税(平成25年分及び平成26年分については復興特別所得税を含む。以下同じ。)について、本件競馬所得を一時所得として確定申告をした後、本件競馬所得は雑所得に該当するとしてそれぞれ更正の請求をしたところ、税務署長から、いずれの更正の請求についても更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1 審判決(東京地裁令和元年10月30日判決)は、本件競馬所得のうち、五重勝単勝式勝馬投票法(W I N 5)(同一の日の5つの競争につき1着となった馬を1組としたものを勝馬とするもの)に係る馬券の的中による払戻金に係る所得は一時所得に該当するが、その他の馬券(以下「通常馬券」という。)の的中による払戻金に係る所得は雑所得に該当するとして、要旨以下のとおり、Xの請求を一部認容した。

本件競馬所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である(最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決・刑集69巻2号434ページ及び最高裁平成29年12月15日第二小法廷判決・民集71巻10号2235ページ参照)。

Xは、平成21年末頃以降、回収率を高めるために競馬予想ソフトに独自の計算式等を設定して自動的に通常馬券を購入するようになり、少なくとも平成22年から平成26年までの5年間にわたり、相当程度の頻度で、1日当たり数十万円から数百万円、年間数千万円の通常馬券を購入し続けていた。このようなXの馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らせば、Xの一連の行為は、継続的行為といえるものである。

Xは、平成22年以降の5年間のうち4年間で、年間を通して利益を上げており、その金額は約516万円から約1,376万円に及ぶのであり、平成24年に約790万円の損失が生じているものの同年の回収率は中央競馬の平成24事業年度の払戻率(馬券の発売金額に対する払戻金額の割合。約75%)を相当程度超える86.4%を維持しているのであるから、上記のような馬券の購入行為の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等によれば、Xは回収率が総体として100%を超えることが期待し得る独自のノウハウに基づき馬券を選別して購入を続けていたということができ、そのようなXの一連の行為は、客観的に見て営利を目的とするものであったといえる。

以上によれば、本件各年分の本件競馬所得のうち通常馬券の的中による払戻金に係るものは、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」として、雑所得に該当すると認められる。

2 審判決(東京高裁令和2年11月4日判決)は、要旨以下のとおり、営利目的該当性の判断を改め、1 審判決中Y(国、被告・控訴人・被上告人兼相手方)敗

訴部分を取り消し、当該部分につきXの請求を棄却した。

事業所得が事業活動を遂行することで得られる収益に税負担能力を認めた趣旨に照らせば、「営利を目的とする継続的行為」といえるためには、その行為がある程度の期間継続して客観的にみて利益が上がると期待し得る行為であることが必要であると解すべきであるが、Xの平成22年以降5年間の利益と損失をみると、平成22年は約584万円、平成23年は約1,376万円、平成25年は約516万円、平成26年は約601万円と利益を上げたが、平成24年は約790万円の損失となったことが認められる。このうち、平成23年の利益額はその他の利益を上げた3年間の年間利益額の2倍を超える相当高額なものであったのに対し、平成24年の損失額は、利益を上げた平成22年、平成25年、平成26年の各1年間の利益額より多額なものであった。平成24年の回収率は中央競馬の平成24年事業年度の払戻率（約75%）を相当程度超える86.4%を維持してはいるが、営利性の存否の判断（客観的にみて利益が上がると期待し得る行為の存否の判断）という観点からは平成24年の損失及びその額は、看過できない否定的な事情と言わざるを得ない。

上記のような馬券の購入行為の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等によれば、Xにおいて回収率が総体として100%を超えることが期待し得る独自ノウハウを有していたとまでは認められず、これに基づき馬券を選別して購入を続けていたということはできないので、そのようなXの上記の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったとまではいえない。

以上のとおり、本件各年分の本件競馬所得のうち通常馬券の的による払戻金に係るものは、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」として、雑所得に該当するとは認められない。

最高裁判所は、Xの申告及び申告受理申立てにつき、申告棄却及び申告不受理決定をした。

(5) 適格現物出資の該当性が争われた法人税更正処分等取消請求控訴事件（東京高裁令和2年（行コ）第89号、令和3年4月14日判決）

本件は、X（原告・被控訴人）が、英国領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）に設立した特例有限責任パートナーシップであるAのパートナーシップ持分（以下「本件A持分」という。）全部を、平成24年10月31日にXの英国完全子会社に対し、現物出資（以下「本件現物出資」という。）により移転したことは、法人税法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）2条12号の14に規定する適格現物出資に該当し、同法62条の4第1項の規定によりその譲渡益の計上が繰り延べられるとして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度及び課税事業年度（以下「平成25年3月期」という。）の法人税及び復興特別法人税（以下「法人税等」という。）につき確定申告をし、同確定申告に係る繰越欠損金の額を前提として、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度及び課税事業年度（以下「平成26年3月期」という。）の法人税等につき確定申告をし

たところ、税務署長から、本件現物出資が適格現物出資に該当しないことなどを理由に平成25年3月期の法人税等につき各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、平成26年3月期の法人税等について、上記各更正処分による繰越欠損金の額の減少等を前提に修正申告をした上で更正の請求をしたが、税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、上記各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の一部並びに上記各通知処分の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁令和2年3月11日判決）は、要旨以下のとおり一部認容した。

法人税法施行令（平成28年政令第14号による改正前のもの。以下同じ。）4条の3第9項にいう「国内にある事業所に属する資産」に該当するか否かについて法人税基本通達1-4-12が示す判断基準は、まず、その資産の経常的な管理がどの事業所において行われていたかを判定し、その判定に当たっては当該資産が当該事務所の帳簿に記帳されていたか否かを重要な考慮要素とし、次いで、その判定の結果当該資産の経常的な管理が行われていたと認められる事業所が国内にある事業所に当たるか否かを判定し、それが肯定された場合に「国内にある事業所に属する資産」に該当すると認める旨をいう趣旨に理解することが可能である。このように理解される判断基準は、法令の趣旨に鑑みて、合理性を有するものといふことができ、本件においても、基本的にこの基準に沿って検討するのが相当である。

ケイマンにおける特例有限責任パートナーシップ法（以下「ELPS法」という。）上のパートナーシップ持分に関する規定、ELPS法上の特例有限責任パートナーシップとして設立されたAの設立及び各パートナーの権利義務等に関する有限責任パートナーシップ契約（以下「本件パートナーシップ契約」という。）におけるAのパートナーシップ持分の位置づけ並びに本件現物出資に係る契約の内容からすれば、本件現物出資の対象資産は、本件A持分であったと解するのが相当である。もっとも、Aは、我が国の組合に類似した事業体であり、ELPS法及び本件パートナーシップ契約においても、Aの事業用財産の共有持分（準共有を含む。）と切り離されたパートナーとしての契約上の地位のみが他に移転することは想定されていないものと解される。この点が、法人における株式の移転とは根本的に異なる点であり、そうすると、本件現物出資の対象資産となった本件A持分についても、その内実は、Aの事業用財産の共有持分と有限責任パートナー（以下「LP」という。）としての契約上の地位とが不可分に結合されたものと捉えられなければならない。

次に、このような本件A持分の経常的な管理がどの事務所において行われていたかについて検討すると、本件A持分は、Aの事業用財産の共有持分とLPとしての契約上の地位とが不可分に結合された資産であるから、これを経常的な管理の対象として捉える場合においても、これを個々の事業用財産の持分やパート

ナースHIP契約上の個々の権利等に分解してそれぞれを管理する事業所を個別に検討するのは相当ではなく、これらがすべて結合された1個の資産とみてその管理が行われていた事業所を特定するのが相当である。そして、パートナーがAの事業に参加する目的は、その出資に由来する事業用財産の運用により利益を得ることであり、パートナーとしての契約上の地位は、その運用のための手段と位置づけられるものであるから、Aのパートナーシップ持分の価値の源泉はAの事業用財産の共有持分にあるということができ、また、Aの事業用財産の共有持分とパートナーとしての契約上の地位との関係は、前者を主とする主物と従たる権利義務との関係に類似する関係にあるものと捉えることが可能である。したがって、本件A持分を1個の資産とみた場合のその経常的な管理が行われていた事業所は、Aの事業用財産、中でもその主要なものの経常的な管理が行われていた事業所とみるのが相当であって、本件の実事関係からすると、Aの事業用財産のうち主要なものの経常的な管理は、Xと共同事業を営むB及びC側が米国その他の我が国以外の地域に有する事業所において行われていたということができる。

そして、Aの事業用財産の経常的な管理は、Aの事業活動の一部であり、それを行う事業所がAの事業所に当たることは明らかであるから、AのパートナーであったXにとっても、当該事業所はAの事業活動を行うXの事業所であったということが出来る。しかし、Aの事業用財産のうち主要なものの経常的な管理が行われていた事業所は、前記のとおり、米国その他の我が国以外の地域に所在しており、当該事業所がXの国内にある事業所に当たるとはいえないことから、本件現物出資の対象財産であった本件A持分は、その主たる構成要素であるAの事業用財産（の共有持分）のうち主要なものの経常的な管理が国内にある事業所ではない事業所において行われていたということができ、「国内にある事業所に属する資産」には該当しないというべきである。したがって、本件現物出資は、適格現物出資に該当するものと認められる。

本判決は、1審の判断を維持し、Y（国、被告・控訴人）の控訴を棄却した（確定）。

(6) 舟券等の的中による払戻金に係る所得が一時所得に該当するか否かが争われた
所得税決定処分取消等請求事件（広島地裁平成29年（行ウ）第31号、令和3年6月23日判決）

本件は、Xが、平成22年から平成26年までの期間（以下「本件期間」という。）において、モーターボート競争（競艇）の勝舟投票券、競馬の勝馬投票券及び自転車競争（競輪）の勝者投票券（以下、これらを併せて「舟券等」という。）の的中によって得た払戻金に係る所得（以下「本件払戻金所得」という。）及びキャッシュバックに係る所得（以下「本件キャッシュバック所得」といい、本件払戻金所得と併せて「本件競艇等所得」という。）について、税務署長から一時所得（所得税法34条1項）に該当するとして平成22年分から平成26年分までの所得税の各決定処分を受けたため、これらの取消しを求めたものである。本判決は、要旨以

下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

複数の異なる公営競技の投票券を購入する場合において、ある公営競技特有の条件及び考慮要素に関して生ずる偶然性の影響を他の公営競技との間で相互に減殺し、長期間に及ぶ全体的な収支から利益を考えるとという長期的視点を有する特殊な購入態様というものは、容易に想定し難いものというべきである。そうすると、本件競艇等所得の非継続性要件は公営競技ごとに個別に判断するのが相当である。

本件について公営競技ごとに見ると、いずれについても、舟券等の購入回数及び頻度はわずかであるといわざるを得ず、年間購入金額も高額に上るとはいえない。さらに、Xが舟券等を購入するに当たり用いていたというノウハウは、結局のところ、個々のレースにおける予想の確度等を高めるというものにすぎず、この点で、Xによる購入の態様は、一般のいわゆる常連による購入の態様と質的に異なるものではないというべきである。そして、Xが舟券等の購入によって各年における収支上利益を得ていないことからすれば、Xによる舟券等の購入行為が客観的に見て利益が上がると期待し得るものであったということもできない。以上によれば、Xによる舟券等の購入行為は、営利を目的とする継続的行為であるとはいえないから、本件期間における本件払戻金所得は一時所得に該当するといえるべきである。

また、本件キャッシュバック所得は、Xが、舟券等を購入する際、公営競技施行者等又は利用先の銀行の抽選に当選したこと等によって取得したものであることに照らせば、偶発的かつ恩恵的に生じた所得というべきであり、これによって多額の利益が長期間にわたって発生したとも認められないから、本件キャッシュバック所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるとはいえず、一時所得に該当するといえるべきである（確定）。

訟務支援課

法務省組織令第48条、第53条

予防司法支援については、各行政機関からの相談実績が多数積み重ねられており、相談内容も、政治・経済・外交問題といった我が国の重要な施策に関わるものから、国民全体の日常生活に重大な影響を与えるもの等様々な分野に及んでいる。また、国際的な法的紛争についても、日常的に国際法等に関する調査研究・分析を行うとともに、国際機関や、他の国の裁判所で行われる裁判等において十分な主張立証が行われ、適正かつ妥当な判断を得るよう、日頃から国際的な法的紛争の発生に備え、関係省庁と連携・協力をして対応を行っており、関係省庁に対しては、法的側面から実質的かつ積極的な支援を行っている。

参事官

法務省組織令第12条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件、戦後処理に関する事件、医療・薬害に関する事件等、国の政治、行政、経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2 司法試験法（昭和24年法律第140号）司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）昭和36年司法試験管理委員会規則第2号 昭和50年司法試験管理委員会規則第1号 平成15年法務省令第77号 司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号）司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 令和3年司法試験は、同年5月12日から16日まで（14日を除く。）の4日間の日程で、全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、令和3年9月7日に合格者が発表された。

出願者数は3,754人、合格者数は1,421人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司 法 試 験	
	出 願 者	合 格 者
平成18年	2,137	1,009
19	5,401	1,851
20	7,842	2,065
21	9,734	2,043
22	11,127	2,074
23	11,891	2,063
24	11,265	2,102
25	10,315	2,049
26	9,255	1,810
27	9,072	1,850
28	7,730	1,583
29	6,716	1,543
30	5,811	1,525
令和元年	4,930	1,502
2	4,226	1,450
3	3,754	1,421

司法試験予備試験 令和3年司法試験予備試験は、短答式試験が同年5月16日に全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、兵庫県、広島市及び福岡市）で、論文式試験が7月10日、11日の2日間、全国4試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が令和3年10月23日、24日の2日間、法務省浦安総合センター（千

葉県浦安市)で実施され、同年11月5日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は14,317人、合格者数は467人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

実施年	司法試験予備試験	
	出 願 者	合 格 者
平成23年	8,971	116
24	9,118	219
25	11,255	351
26	12,622	356
27	12,543	394
28	12,767	405
29	13,178	444
30	13,746	433
令和元年	14,494	476
2	15,318	442
3	14,317	467

Ⅱ 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条 検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条 検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11人の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

令和3年においては、6月29日に随時審査のための審査会が開催された。

Ⅲ 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条 更生保護法（平成19年法律第88号）第4条～第15条

- 1 令和3年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦56件（恩赦相当10件、恩赦不相当46件）である。
- 2 令和3年中に新たに受理した審査請求の件数は12件であり、請求が認容されたものはなかった（177ページ参照）。

Ⅳ 日本司法支援センター

評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2 総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条 総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号） 総合法律支援法施行規則（平成27年法務省令第11号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営にお

ける自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

令和3年中における審議状況は、以下のとおり。

第66回 ・ 業務方法書の変更に關する法務大臣認可に当たつての意見について
(3月8日)

第67回 ・ 令和2年度に係る業務実績評価の実施について
(7月5日) ・ 第4期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価について
・ 令和2事業年度財務諸表に關する法務大臣承認に当たつての意見について

第68回 ・ 令和2年度に係る業務実績評価の実施について
(8月12日) ・ 第4期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価の実績について
・ 令和2事業年度財務諸表に關する法務大臣承認に当たつての意見について
・ 第4期中期目標期間の終了時における組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置について

V 法制審議会

法務省組織令第54条、第55条 法制審議会令（昭和24年政令第134号）

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから令和3年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は118項目であり、そのうち110項目については審議を完了した。

令和3年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

諮問番号	諮問事項	諮問された年月日	審議結果
第51号	第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱	13. 2. 16	令和4年に継続審議

第107号	を示されたい。 土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等を改正する必要があると思われるので、左記の方策を始め、その仕組みを整備するために導入が必要となる方策について、御意見を承りたい。 記 第一 相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み 一 相続登記の申請を土地所有者に義務付けることや登記所が他の公的機関から死亡情報等を入手すること等により、不動産登記情報の更新を図る方策 二 土地所有権の放棄を可能とすることや遺産分割に期間制限を設けて遺産分割を促進すること等により、所有者不明土地の発生を抑制する方策 第二 所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み 一 民法の共有制度を見直すなど、共有関係にある所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方策 二 民法の不在者財産管理制度及び相続財産管理制度を見直すなど、所有者不明土地の管理を合理化するための方策	31. 2.14	令和3年2月10日答申

	三 民法の相隣関係に関する規定を見直すなど、隣地所有者による所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を可能とする方針		
第108号	児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	元．6.20	令和４年に 継続審議
第110号	近時の刑事手続における身体拘束をめぐる諸事情に鑑み、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	2．2.21	令和３年10 月21日答申
第111号	近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	2．2.21	令和４年に 継続審議
第112号	経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢に鑑み、仲裁手続における暫定措置又は保全措置に基づく強制執行のための規律を整備するなど、仲裁法等の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	2．9.17	令和３年10 月21日一部 答申 令和４年に 継続審議
第113号	父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響	3．2.10	令和４年に

	や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。		継続審議
第114号	動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。	3. 2.10	令和 4 年に継続審議
第115号	刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。	3. 5.20	令和 3 年 9 月16日答申
第116号	個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定を整備するなど、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。	3. 9.16	令和 4 年に継続審議
第117号	近年における性犯罪の実情等に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、所要の法整備を早急に行う必要があると思われるので、左記の事項を始め、法整備の在り方について、御意見を承りたい。 記 第一 相手方の意思に反する性交等及びわいせつな行為に係る被害の実態に応じた適切な処罰を確保するための刑事実体法の整備 一 刑法第七十六条前段及び第七十七条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第七十八条に規定する	3. 9.16	令和 4 年に継続審議

心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること。

二 刑法第七十六條後段及び第七十七條後段に規定する年齢を引き上げること。

三 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること。

四 刑法第七十六條の罪に係るわいせつな挿入行為の同法における取扱いを見直すこと。

五 配偶者間において刑法第七十七條の罪等が成立することを明確化すること。

六 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懷柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪を新設すること。

第二 性犯罪の被害の実態に応じた適切な公訴権行使を可能とするための刑事手続法の整備

一 より長期間にわたって訴追の機会を確保するため公訴時効を見直すこと。

二 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設すること。

第三 相手方の意思に反する性的姿態の撮影行為等に対する適切な処罰を確保し、その画像等を確実に剝奪できるようにするための実体法及び手続法の整備

一 性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪を新設すること。

二 性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みを導入すること。

第118号	近年における侮辱の罪の実情等に鑑み、早急にその法定刑を改正する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。	3. 9.16	令和3年10月21日答申

2 答 申

- (1) 令和3年2月10日、諮問第107号に関し、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱」として答申
- (2) 同年9月16日、諮問第115号に関し、「要綱（骨子）」として答申
- (3) 同年10月21日、諮問第110号に関し、「要綱（骨子）」として答申
- (4) 同日、諮問第112号に関し、「仲裁法制の改正に関する要綱」として一部答申
- (5) 同日、諮問第118号に関し、「要綱（骨子）」として答申

3 審議状況

令和3年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長井田良ほか委員19人、幹事3人）
 - 諮問第107号（民法及び不動産登記法の改正）について審議
 - 諮問第110号（公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備）について審議
 - 諮問第112号（仲裁法制の見直し）について審議
 - 諮問第113号（離婚及びこれに関連する家族法制の見直し）について審議
 - 諮問第114号（担保法制の見直し）について審議
 - 諮問第115号（刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備）について審議
 - 諮問第116号（氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正）について審議
 - 諮問第117号（性犯罪に対処するための法整備）について審議
 - 諮問第118号（侮辱罪の法定刑）について審議
- (2) 民法・不動産登記法部会（部会長山野目章夫ほか委員17人、幹事15人）（平31. 2. 14設置）
 - 諮問第107号（民法及び不動産登記法の改正）について審議
- (3) 民法（親子法制）部会（部会長大村敦志ほか委員15人、幹事12人）（令元. 6. 20設置）
 - 諮問第108号（民法（親子法制）の見直し）について審議
- (4) 刑事法（逃亡防止関係）部会（部会長酒巻匡ほか委員13人、幹事9人）（令2. 2. 21設置）
 - 諮問第110号（公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備）について審議

- (5) 民事訴訟法（IT 化関係）部会（部会長山本和彦ほか委員19人、幹事9人）（令2.2.21設置）
諮問第111号（民事裁判手続のIT化）について審議
- (6) 仲裁法制部会（部会長山本和彦ほか委員19人、幹事10人）（令2.9.17設置）
諮問第112号（仲裁法制の見直し）について審議
- (7) 家族法制部会（部会長大村敦志ほか委員23人、幹事13人）（令3.2.10設置）
諮問第113号（離婚及びこれに関連する家族法制の見直し）について審議
- (8) 担保法制部会（部会長道垣内弘人ほか委員19人、幹事14人）（令3.2.10設置）
諮問第114号（担保法制の見直し）について審議
- (9) 刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会（部会長大澤裕ほか委員8人、幹事8人）（令3.5.20設置）
諮問第115号（刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備）について審議
- (10) 戸籍法部会（部会長窪田充見ほか委員16人、幹事11人）（令3.9.16設置）
諮問第116号（氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正）について審議
- (11) 刑事法（性犯罪関係）部会（部会長井田良ほか委員16人、幹事12人）（令3.9.16設置）
諮問第117号（性犯罪に対処するための法整備）について審議
- (12) 刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会（部会長佐伯仁志ほか委員9人、幹事9人）（令3.9.16設置）
諮問第118号（侮辱罪の法定刑）について審議

Ⅵ 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条、公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ2、検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第1条の2、法務省組織令（平成12年政令第248号）第54条、第56条、検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号）検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は、平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

令和3年においては、9月9日（令和3年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議）及び10月21日（令和3年度副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され、副検事の選考について45人が合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は、令和3年中に、公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され、21人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条 法務省組織規則第19条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号） 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（令和3年12月31日現在）

刑務所	少年刑務所	拘置所	刑務支所	拘置支所	合 計
61	6	8	8	97	180

2 刑務所の名称（令和3年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌刑務所	旭川刑務所	月形刑務所
札幌刑務支所	名寄拘置支所	
札幌拘置支所	帯広刑務所	
小樽拘置支所	釧路刑務支所	
室蘭拘置支所	網走刑務所	

仙台矯正管区

青森刑務所	秋田刑務所	福島刑務所
弘前拘置支所	横手拘置支所	福島刑務支所
八戸拘置支所	大館拘置支所	会津若松拘置支所
宮城刑務所	山形刑務所	郡山拘置支所
仙台拘置支所	米沢拘置支所	いわき拘置支所
石巻拘置支所	酒田拘置支所	白河拘置支所
古川拘置支所		

東京矯正管区

水戸刑務所	前橋刑務所	府中刑務所	甲府刑務所
水戸拘置支所	足利拘置支所	横浜刑務所	長野刑務所
土浦拘置支所	高崎拘置支所	横須賀刑務支所	上田拘置支所
下妻拘置支所	太田拘置支所	横浜拘置支所	静岡刑務所
栃木刑務所	千葉刑務所	小田原拘置支所	浜松拘置支所
黒羽刑務所	木更津拘置支所	相模原拘置支所	沼津拘置支所
喜連川社会復帰促進センター	八日市場拘置支所	新潟刑務所	
宇都宮拘置支所	市原刑務所	長岡拘置支所	
大田原拘置支所	東日本成人矯正医療センター	上越拘置支所	
		佐渡拘置支所	

名古屋矯正管区

富山刑務所	岐阜刑務所	名古屋刑務所
高岡拘置支所	岐阜拘置支所	豊橋刑務支所
金沢刑務所	高山拘置支所	岡崎拘置支所
七尾拘置支所	御嵩拘置支所	三重刑務所
福井刑務所	笠松刑務所	四日市拘置支所
	岡崎医療刑務所	伊勢拘置支所

大阪矯正管区

滋賀刑務所	大阪刑務所	大阪医療刑務所	加古川刑務所
彦根拘置支所	堺拘置支所	神戸刑務所	播磨社会復帰促進センター
京都刑務所	岸和田拘置支所	洲本拘置支所	和歌山刑務所
舞鶴拘置支所	丸の内拘置支所	豊岡拘置支所	
	田辺拘置支所		
	新宮拘置支所		

広島矯正管区

鳥取刑務所	広島刑務所	山口刑務所	岩国刑務所
松江刑務所	尾道刑務支所	下関拘置支所	美祢社会復帰促進センター
米子拘置支所	呉拘置支所	宇部拘置支所	
島根あさひ社会復帰促進センター	福山拘置支所	周南拘置支所	
岡山刑務所	三次拘置支所		
津山拘置支所			

高松矯正管区

徳島刑務所	松山刑務所	高知刑務所
高松刑務所	西条刑務支所	中村拘置支所
丸亀拘置支所	今治拘置支所	
	宇和島拘置支所	
	大洲拘置支所	

福岡矯正管区

北九州医療刑務所	長崎刑務所	大分刑務所	沖縄刑務所
福岡刑務所	長崎拘置支所	中津拘置支所	八重山刑務支所
大牟田拘置支所	佐世保拘置支所	宮崎刑務所	那覇拘置支所
久留米拘置支所	島原拘置支所	都城拘置支所	宮古拘置支所
飯塚拘置支所	五島拘置支所	延岡拘置支所	
厳原拘置支所	熊本刑務所	鹿児島刑務所	
麓刑務所	京町拘置支所	鹿児島拘置支所	
	八代拘置支所	大島拘置支所	
	天草拘置支所		

3 少年刑務所の名称（令和3年12月31日現在）

札幌矯正管区

函館少年刑務所

仙台矯正管区

盛岡少年刑務所
一関拘置支所

東京矯正管区

川越少年刑務所	松本少年刑務所
さいたま拘置支所	飯田拘置支所
熊谷拘置支所	上諏訪拘置支所

大阪矯正管区

姫路少年刑務所
姫路拘置支所

福岡矯正管区

佐 賀 少 年 刑 務 所

4 拘置所の名称（令和3年12月31日現在）

東京矯正管区

東 京 拘 置 所
松 戸 拘 置 支 所
立 川 拘 置 所

名古屋矯正管区

名 古 屋 拘 置 所
一 宮 拘 置 支 所
半 田 拘 置 支 所

大阪矯正管区

京 都 拘 置 所	大 阪 拘 置 所
奈 良 拘 置 支 所	尼 崎 拘 置 支 所
葛 城 拘 置 支 所	神 戸 拘 置 所

広島矯正管区

広 島 拘 置 所

福岡矯正管区

福 岡 拘 置 所
小 倉 拘 置 支 所

Ⅱ 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条、法務省組織規則第20条、少年院法（平成26年法律第58号）少年鑑別所法（平成26年法律第59号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

（令和3年12月31日現在）

少 年 院	分 院	少年鑑別所	分 所	合 計
41	6	44	8	99

2 少年院の名称（令和3年12月31日現在）

札幌矯正管区

帯 広 少 年 院	北 海 少 年 院 紫 明 女 子 学 院

仙台矯正管区

盛 岡 少 年 院	東 北 少 年 院 青 葉 女 子 学 園

東京矯正管区

茨 城 農 芸 学 院	榛 名 女 子 学 園	東 日 本 少 年 矯 正 医 療 ・ 教 育 セ ン タ ー	新 潟 少 年 学 院
水 府 学 院	市 原 学 園	愛 光 女 子 学 園	有 明 高 原 寮
喜 連 川 少 年 院	八 街 少 年 院	久 里 浜 少 年 院	駿 府 学 園
赤 城 少 年 院	多 摩 少 年 院		

名古屋矯正管区

湖 南 学 院	豊 ケ 岡 学 園
瀬 戸 少 年 院	宮 川 医 療 少 年 院
愛 知 少 年 院	

大阪矯正管区

京 都 医 療 少 年 院	和 泉 学 園	加 古 川 学 園
浪 速 少 年 院	泉 南 学 寮	播 磨 学 園
交 野 女 子 学 院		奈 良 少 年 院

広島矯正管区

岡 山 少 年 院	広 島 少 年 院
	貴 船 原 少 女 苑

高松矯正管区

丸 亀 少 女 の 家	松 山 学 園
四 国 少 年 院	

福岡矯正管区

筑紫少女苑	人吉農芸学院	沖縄少年院
福岡少年院	中津少年学院	沖縄女子学園
佐世保学園	大分少年院	

3 少年鑑別所の名称（令和3年12月31日現在）

札幌矯正管区

札幌少年鑑別所	旭川少年鑑別所
函館少年鑑別支所	
釧路少年鑑別支所	

仙台矯正管区

青森少年鑑別所	秋田少年鑑別所
仙台少年鑑別所	福島少年鑑別所
盛岡少年鑑別支所	
山形少年鑑別支所	

東京矯正管区

水戸少年鑑別所	さいたま少年鑑別所	東京西少年鑑別所	甲府少年鑑別所
宇都宮少年鑑別所	千葉少年鑑別所	横浜少年鑑別所	長野少年鑑別所
前橋少年鑑別所	東京少年鑑別所	新潟少年鑑別所	静岡少年鑑別所

名古屋矯正管区

金沢少年鑑別所	名古屋少年鑑別所
岐阜少年鑑別所	富山少年鑑別支所
	福井少年鑑別支所
	津少年鑑別所

大阪矯正管区

大津少年鑑別所	神戸少年鑑別所
京都少年鑑別所	奈良少年鑑別所
大阪少年鑑別所	和歌山少年鑑別所

広島矯正管区

松江少年鑑別所	広島少年鑑別所
岡山少年鑑別所	鳥取少年鑑別支所
	山口少年鑑別所

高松矯正管区

徳島少年鑑別所	松山少年鑑別所
高松少年鑑別所	高知少年鑑別所

福岡矯正管区

福岡少年鑑別所	長崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所
小倉少年鑑別支所	熊本少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所
佐賀少年鑑別所	大分少年鑑別所	那覇少年鑑別所

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条 法務省組織規則第21条 婦人補導院法（昭和33年法律第17号） 婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号）

1 婦人補導院の数

（令和3年12月31日現在）

婦人補導院	1

2 婦人補導院の名称（令和3年12月31日現在）

東京矯正管区

東京婦人補導院

Ⅳ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第57条、第58条、第60条 法務省組織規則第22条 法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」、28年12月に成立・施行された再犯防止推進法の規定等を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなご一層の充実を図るため、「犯罪・非行をした者の意識」、「非行少年と成育環境」等に関連した研究を重点的に実施した。令和3年版犯罪白書においては、令和2年を中心とした犯罪の動向及び犯罪者の処遇等を概観したほか、「詐欺事犯者の実態と処遇」と題した特集を組み、詐欺事犯全般、とりわけ特殊詐欺

に焦点を当て、関連する法令、詐欺事犯の動向や刑事司法の各段階における詐欺事犯者の処遇の現状、詐欺事犯者の再犯の状況、詐欺被害者等を概観・分析するとともに、詐欺事犯者に関する特別調査を行い、その特徴を明らかにし、詐欺事犯の防止や詐欺事犯者の処遇・再犯防止等の在り方について考察した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。令和3年においては、当省職員3人の約6か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮し、検察庁、法務局、保護局の各関係職員に対する各種研修を分散型集合、非集合のリモート方式又はリモート方式及び集合方式の併用により実施した（一部の研修は延期又は中止した。）。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員に対して管理科、高等科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、従前から、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に警察・検察・裁判関係の幹部職員や犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修及び地域別支援や二国間支援を実施してきた。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による渡航制限措置等に伴い、集合方式による国際研修等は全て実施不可能となり、令和3年度も、全日程オンライン形式による研修の実施となった。また、地域別支援や二国間支援についても、同様に、集合形式による現地又は日本での研修等が実施不可能になったが、カンボジア、ネパール、フィリピン及び東ティモールを対象とした共同研究やセミナーをそれぞれオンライン形式で実施するとともに、令和3年3月及び12月には「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」をオンライン形式で実施した。また、令和3年8月には、国内の大学生や大学院生、海外からの留学生を対象とした初めての試みとして、「ユース国際研修」をオンライン形式で実施した。

さらに、令和3年1月に「刑事政策公開講演会」を初めてオンライン形式で実施したほか、令和3年2月には、過去の研修参加者等との人的ネットワーク維持・強化及び各国の刑事司法情勢の情報共有を目的としたオンラインセミナー（ウェビナー）を開催した。

国際協力部においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、アジアの開発途上国等に対する法制度整備支援、すなわち、これらの国の基本法令の起草

のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援を実施している。令和2年2月以前は、日本での研修や共同研究、支援対象国でのセミナー等を多数実施していたが、同年3月頃から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により海外渡航が制限され、移動を伴う対面での研修やセミナーの実施は困難となり、それらの多くを延期又は中止せざるを得なくなった。そのような中で、法制度整備支援活動を継続するために、ウェブ会議システムを活用した活動について積極的に相手国関係者等と協議を行い、オンラインでの研修や共同研究、セミナー、シンポジウム等の活動を実施した。

総務企画部においては、令和3年12月現在で40校となっている法科大学院に対し、派遣検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

題 目	刊行頻度	号 数	ページ	規 格	所 管
犯 罪 白 書	年 刊	令和3年版	449	A 4	研究部
ニューズレター(英文)	年3回 ※令和3年 は年1回	162	23	A 4	国際連合研修協力部
リソース・マテリアル ・シリーズ(英文)	年3回 ※令和3年 は年1回	112	107	A 4	国際連合研修協力部
国際協力部報「ICD NEWS - LAW FOR DEVELOPMENT -」	年4回	86～89	817	A 4	国際協力部
ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-(英文)	年 刊	2021年版	130	A 4	国際協力部

2 不定期刊行物

題 目	号 数	刊行年月	ページ	規 格	所 管
犯罪白書(英文)	2020年版	3.10	128	A 4	研究部
東南アジア諸国の汚職防止法制	－	3.3	237	A 4	国際連合研修 協力部
UNAFEI 支援対象国の刑事 司法及び犯罪者処遇制度－カン ボジア・ケニア・ミャンマー・ ベトナム	－	3.3	150	A 4	国際連合研修 協力部

FOURTEENTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES (英文)	－	3.10	176	A 4	国際連合研修協力部
Report of the Workshop 2 REDUCING REOFFENDING: IDENTIFYING RISKS AND DEVELOPING SOLUTIONS (英文)	－	3.11	242	A 4	国際連合研修協力部

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡協議会を開催し、法科大学院における派遣検察官の役割等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 犯罪者（犯罪・非行をした者）の意識調査

犯罪・非行をした者に対する有効な処遇・指導の在り方を検討するため、受刑者・保護観察対象者・少年鑑別所入所者を対象として、生活意識及び価値観に関する質問紙調査等を実施した。

2 非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究

非行少年の成育環境の実態、特に経済的な問題を抱える少年の特徴を明らかにし、そのアセスメントや処遇・支援の在り方を検討するため、少年院入院者とその保護者並びに保護観察処分少年とその保護者への質問紙調査等を実施した。

【研修第一部】

1 研究

(1) 法務研究

法務省各部署の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。令和3年は、6月上旬から約6か月間にわたり、当省職員3人により、それぞれの研究が行われた。

また、平成30年に実施の「性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的

知見と捜査・公判におけるその活用について」に係る法務研究報告書を発刊し、さらに、令和2年に実施の「イスラム過激派の刑罰・社会正義観に関する研究－身体刑の分析を通じて－」に係る同報告書の発刊に向けて執筆作業を行った。

(2) 検事研究

令和元年に実施の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等をめぐる諸問題」をテーマとする研究の成果等を踏まえ、同テーマに係る検察研究特別資料の発刊に向けて執筆作業を行った。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚し、検察の理念を再確認させ、中堅検事として必要な捜査・処理及び裁判員裁判を中心とした公判運営に関する高度の専門的・実践的知識を修得させ、能力を向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

(4) 専門性向上研修

任官後おおむね10年以上の検事又は経験豊富な副検事の一部を対象とし、専門的分野又は先進的な実務に関する知識・技能の習得・向上を目指すことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力を涵養することを目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再

確認等させるとともに、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公訴維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させることを目的として実施した。

(3) 副検事第1次研修（新任副検事実務教育）

新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 副検事公判実務研修

令和2年度に任官した副検事全員を対象とし、同年度副検事第1次研修の中止部分の代替措置として、副検事として公判実務に必要な基礎的知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(5) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者のうちから選定された者を対象とし、地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(6) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部又は地方検察庁（支部、区検察庁含む。）の課長、統括捜査官、統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）、検察広報官又は情報解析官の職に就いた者のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者として必要な管理、監督等に関する知識及び技能を修得させて、管理能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(7) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）4級以上の主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(8) 検察事務官高等科研修

公安職（二）3級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）3級以上の検察事務官又は2級で検察官事務取扱検察事務官の発

令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし、将来検察事務(捜査・公判)に専従する志望を有している者に対し、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(10) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者のうちから選定された者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(11) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長に必要な高度の管理能力を修得させるとを目的として実施した。

(12) 保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として、職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(13) 保護局関係職員高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職(一)3級から5級までの保護観察官、社会復帰調整官又はこれらに準ずる職にあり、指導的立場となることが見込まれる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官又は社会復帰調整官として、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(14) 保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職(一)2級及び3級の保護観察官で、原則として、中等科研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(15) 保護観察官中等科研修

原則として、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職

(一) 2級から3級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(16) 保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職(一)2級から5級までの専修科研修を修了した保護観察官のうちからふさわしい者として選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(17) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(18) 社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職(一)2級及び3級の社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(19) 社会復帰調整官初任研修

保護観察所に勤務する新任の社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(20) 組織間人事交流等研修

法務省内組織間人事交流対象者を対象とし、組織間人事交流等を前に当省の各組織の所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させるとともに、研修員の相互理解を通じて当省職員としての一体感を培うことによって、人事交流対象者等の士気を高揚させ、もって当省内組織間人事交流等の円滑な導入・運営に資することを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検務事務及び捜査・公判事務に関し、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ4年ないし7年を経過した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力を涵養し、かつ、人格識見^{かん}の向上を図ることを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、中止した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者若しくは国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識及び技能を修得させて、事務能率の向上を図るとともに捜査・公判の実務能力を育成し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用者で、行政職（一）の適用を受ける者を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に新規に採用された行政職（一）の適用を受ける職員（国家公務員採用総合職試験合格者を除く。）のうちから選定された者を対象とし、保護局関係職員として、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、その教養の向上を図ることを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長及び地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止した。

(9) 法務局・地方法務局職員高等科研修

将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員専修科研修

東京、大阪、名古屋、福岡及び仙台法務局に委嘱し、行政職（一）1級から3級までの法務事務官で、中等科研修を修了後は5年を経過した者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者で法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見^{かん}を涵養することを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台及び高松法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者及び初等科研修を修了後ほぼ4年を経過した者並びに障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員初等科研修

札幌法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び障害者選考採用試験により採用された者のうち、法務局長又は地方法務局長が推薦した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等（全日程オンライン形式で実施）

(1) 課題別研修

ア 汚職防止刑事司法支援研修

アジア・アフリカ諸国等の汚職捜査官、検察官及び裁判官等を対象に、「高度情報化・国際化社会における汚職の新たな脅威とその対処」を主要課題とする研修を実施した。

イ 国際研修（犯罪者処遇）

アジア・アフリカ諸国等の警察、検察、矯正及び保護職員を対象に、「女性犯罪者の処遇」を主要課題とする研修を実施した。

ウ 国際研修（刑事司法）

アジア・アフリカ諸国等の警察、検察及び裁判所職員を対象に、「包摂的な社会に向けた処遇」を主要課題とする研修を実施した。

(2) 地域別研修

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図るため、同諸国の刑事司法実務家を対象に、令和3年3月に「裁判官、検察官、法執行機関職員の廉潔性と独立性」を、同年12月に「汚職に対する効果的な国際協力」をそれぞれ主要課題とするセミナーをいずれもオンラインで開催した。

(3) 国別研修

ア 日本・ネパール司法制度比較共同研究

裁判官、検察官及び警察官等との間で、「ネパール改正法における刑事手続運用上の諸問題」を主要課題とする共同研究を実施した。

イ UNODCカンボジア支援（矯正保護）

カンボジア内務省・司法省関係職員を対象に、「カンボジアにおける犯罪者の社会内処遇の導入に向けて」を主要課題とするセミナーを実施した。

ウ UNODCフィリピン支援（矯正保護）（オンライン実施）

マニラ市刑務所、司法省保護局及び保護観察所職員を対象に、「フィリピンにおける社会内処遇」を主要課題とするオンラインセミナーを実施した。

エ UNODC東ティモール支援（矯正保護）

UNODCとの共同により、東ティモール司法省矯正・社会復帰局職員及び刑務所職員を対象として、「受刑者のアセスメント・フォーマットの運用改善」を主要課題とするオンラインセミナーを実施した。

2 オンライン出席した国際会議等

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、オンライン開催されるようになった国際会議について、会議出席のための出張を要さないことから、本来は出席することが望ましいものの日程等による制約のために出席することのできなかった会議について、複数参加することができた。

具体的な会議については、一例として以下のとおり。

- (1) 第30会期国連犯罪防止・刑事司法委員会
- (2) 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム
- (3) 第30会期国連犯罪防止・刑事司法委員会会期間会合
- (4) 再犯防止準則準備会合
- (5) 第30会期国連犯罪防止・刑事司法委員会再会期会合
- (6) 国際腐敗防止条約（UNCAC）第9回締約国会議

3 その他の活動

(1) 刑事政策公開講演会（オンライン実施）

毎年1回、一般財団法人日本刑事政策研究会及び公益財団法人アジア刑政財団との共催により、海外の専門家による刑事政策に関する公開講演会を開催しているところ、令和3年1月に初めてオンライン形式により開催し、国内外から広く聴講者を募った。香港と英国の専門家による講演が行われた。

(2) 過去の研修参加者（アラムナイ）を対象としたウェビナーの実施

アラムナイのネットワークを維持・強化し、最近の取組や経験の共有を図るとともに、京都コンGRESSにおけるワークショップ2のテーマについて理解を深めるために、「再犯防止～京都コンGRESS及びポストコンGRESSに向けて」と題したウェビナーを開催した。

(3) 京都コンGRESSにおけるイベント等の実施

令和3年3月に実施された京都コンGRESSにおいて、ワークショップ2「Reducing reoffending : identifying risks and developing solutions」を実施した。

また、アンシラリーミーティングとして、第1回世界保護司会議及び「女性犯

罪者の再犯防止と社会復帰」並びに「アジ研の研修及びセミナーのフォローアップ」をテーマとしたイベントを実施した。

(4) ユース国際研修の実施（オンライン実施）

国際連合研修協力部の初の試みであるユース国際研修を実施した。国内の大学生や大学院生、海外からの留学生が、刑事司法や犯罪者処遇に関連したテーマについて、国内外の取組や課題を学び、研修員同士でディスカッション等を行う取組であり、第1回となる令和3年は「薬物に関連する犯罪の防止及び薬物からの離脱のための若者の取組」を主要課題として実施した。

【国際協力部】

1 国際研修

(1) ウズベキスタン法整備支援研修

司法省、最高裁判所職員らを対象に、契約法、法の解釈を主要課題とするオンラインセミナーを実施した。

(2) バングラデシュ法整備支援研修

司法省職員らを対象に、調停人要請を目的とした研修を実施した。

(3) インドネシア法整備支援研修

法務人権省の職員らを対象に、法令の整合性確保のための方策についてのオンラインセミナーを実施した。

(4) スリランカ法整備支援研修

法務長官官房職員及び高等裁判所裁判官らを対象に、「刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて」をテーマとする研修を実施した。

2 オンラインによる研修、共同研究及びセミナー

(1) バングラデシュ

ア 裁判官、法務・司法・議会担当省職員らを対象に、調停に臨む際の調停人の心構えなどに関する講義等を実施した。

イ 同職員らとの間で、日本の民事訴訟手続の概要及び同訴訟の遅延解消に資する制度等に関する講義並びにバングラデシュにおける民事訴訟遅延の原因に関する協議を実施した。令和4年においても、引き続き実施する予定。

(2) ネパール

裁判所職員等との間で、国際私法、不法行為及び刑事手続に関する講義並びに意見交換を実施した。令和4年においても、引き続き実施する予定。

(3) 東ティモール

司法省職員との間で、土地及び市民登録に関する法制度等についての講義及び意見交換を実施した。

(4) ウズベキスタン

ア 司法省、最高検察庁アカデミー、最高裁判所アカデミー等職員との間で、行

政法解説書の作成に向けて、行政法（手続法・訴訟法）の主要論点に関する日本の判例紹介、ウズベキスタン側の考察、事例紹介等について理解を深めることを目的とした共同研究を実施するとともに、定期的にオンラインでの勉強会を実施した。

イ 主に最高検察庁アカデミー職員との間で、ウズベキスタンにおける犯罪白書作成に向けた支援を開始し、研究部の協力も得て、おおむね1か月に1回の頻度で犯罪白書に関するオンライン勉強会を実施した。

(5) モンゴル

モンゴル国立法律研究所職員、モンゴル国立大学職員らを対象に、同国立法律研究所との協力覚書（MOC）に基づくオンラインセミナーを実施した。また、法務内務省職員、モンゴル国立大学職員を対象に、現在モンゴルにおいて起草中の商法分野をテーマにオンラインセミナーを実施した。

(6) カンボジア

カンボジア王立司法学院教官らを対象に、同王立司法学院との協力覚書（MOC）に基づくオンラインセミナーを実施した。

(7) ベトナム

最高人民裁判所及びJICAプロジェクトが共催したオンラインワークショップにおいて、国会司法委員会、党関係者、司法省職員らを対象に、少年司法についての国際経験に関するインターナショナルワークショップを実施した。

(8) ラオス

国立司法研修所職員らを対象に、同研修所との協力覚書（MOC）に基づくオンラインセミナーを実施した。

3 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 京都コンgresにおけるサイドイベントの開催

令和3年3月に開催された京都コンgresにおいて、JICAとの共催により、講演会「法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例」及びパネルディスカッション「ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組」の2つのサイドイベントを開催した。

(2) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換、課題の検討等を目的として、「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」をテーマとする第22回法整備支援連絡会を会場及びオンライン形式を併用したハイブリット方式により開催し、名古屋大学名誉教授による基調講演及び弁護士、大学教授等の有識者によるパネルディスカッション等を実施した。

(3) 国際協力人材育成研修（オンライン実施）

将来、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法務・検察職員に対して実施しているところ、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、昨年度と同様

に海外の法制度整備支援の現場を視察することはできなかったものの、ウェブ会議システムを活用し、研修参加者によるウズベキスタン留学生に対する講義やベトナム JICA 長期専門家との意見交換、法制度整備支援に関する演習等を実施した。

(4) アジア・太平洋法制研究会

公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、アジア・太平洋会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会をオンラインで実施し、東南アジア諸国のジョイント・ベンチャー法制及び実務に関する研究等を行った。

(5) 法整備支援へのいざない（オンライン実施）

ウェブ会議システムを活用し、主に法制度整備支援に関心のある大学生・大学院生等の若手人材を対象に、長期専門家等による法制度整備支援の魅力等に関するプレゼンテーション及び質疑応答を実施した。

(6) 国際知財司法シンポジウム2021

最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットとの共催により、ASEAN 地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争処理能力の向上を目的としたパネルディスカッションを実施した。

(7) 日韓パートナーシップ共同研究

公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）、民事執行の制度上及び実務上の諸問題を主要課題とする共同研究を実施した。

(8) 国際民商事法金沢セミナー

石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター及び北國新聞社との共催により、企業関係者等を対象として、東南アジア諸国等に対する法制度整備支援に関するセミナーを実施した。

(9) 法制度整備支援の評価・指標に関する研究会（オンライン実施）

法制度整備支援の評価方法や指標の設定に関する情報を収集、分析し、関係者間で議論し、今後の評価、指標の設定、支援の在り方、対外的説明等に生かすための研究会を実施した。令和4年においても、引き続き実施する予定。

(10) プロジェクト横断ミーティング（オンライン実施）

国を超えて、法制度整備支援関係者がコミュニケーションを密にし、共に新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越える必要があるため、各国の長期専門家、JICA 本部、法務省（大臣官房国際課、当所総務企画部、UNA FE I 及び国際協力部）職員が参加するオンラインミーティングを定期的に開催した。令和4年においても、引き続き実施する予定。

V 矯正研修所

法務省組織令第57条、第59条、第60条 法務省組織規則第23条 矯正
研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）

1 令和3年の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者（国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。）に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、7支所、23コース、研修期間8月、903人）。

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に採用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、2支所、9コース、研修期間8月、190人）。

ウ 法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被収容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に任用された者に対し、法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、2コース、研修期間8月、40人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、5支所、6コース、研修期間1.5月、181人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、4支所、5コース、研修期間1.5月、104人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、1コース、研修期間1.5月、22人）。

エ 中級管理科第1部・第2部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間4週間、55人）。

オ 高等科第1部・第2部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間3月、101人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間1週間、39人）。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いている（本所61コース、支所164コース、2,820人）。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし、法務技官は除く。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別科

調査鑑別科に、基礎、応用及び特別の3つの課程を置き、刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

(4) 研究研修課程

矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わた（本所、1コース、研修期間3月、8人）。

なお、研究題目は、次のとおりである。

ア 刑務共済組合における福祉事業の運営改善について

イ 大臣苦情処理の回報マニュアルの作成

ウ 刑事施設における就労支援に係るプログラムの策定

エ 性犯罪者処遇プログラムにおける接近目標や強みの導入について

オ 少年院における特定少年に対する矯正教育の充実強化に向けた教材整備に関する研究

カ 地域援助における各種情報の収集、管理、運用等に関する基礎研究

キ 「新しい生活様式」下における矯正研修実施のための基礎的研究

2 令和3年に実施した研修の特色

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来実施していた集合研修に代わって通信研修を実施した。

3 令和3年に実施した協議会及び事務打合せ会

- (1) 矯正研修所支所教頭等協議会
 - ア 通信研修実施状況について
 - イ 令和4年度の矯正研修について
 - ウ その他当面する諸問題について
- (2) 矯正研修所支所等主任教官事務打合せ会
 - ア 令和4年度の研修計画について
 - イ 刑務官等初等科・中等科等のフォローアップ研修について
 - ウ その他当面する諸問題について

第 4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第61条、第62条 法務省組織規則第24条 矯正管区組織規則（平成25年法務省令第8号）

矯正管区の名称及び管轄区域

（令和3年12月31日現在）

名 称	管 轄 区 域
札 幌 矯 正 管 区	北海道
仙 台 矯 正 管 区	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東 京 矯 正 管 区	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
名 古 屋 矯 正 管 区	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大 阪 矯 正 管 区	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広 島 矯 正 管 区	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高 松 矯 正 管 区	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福 岡 矯 正 管 区	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

Ⅱ 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条 法務省組織令第63条
更生保護法第16条～20条 地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)保護観察の仮解除又はその処分の取消し、(7)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(8)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、会計課（関東及び近畿地方委員会事務局のみ）、更生保護管理官、調整指導官、首席審査官（関東地方委員会事務局のみ）及び統括審査官が置かれ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称及び管轄区域

（令和3年12月31日現在）

名 称	合議体の数	管 轄 区 域
北海道地方更生保護委員会	2部	札幌高裁の管轄区域
東北	2部	仙台
関東	5部	東京
中部	2部	名古屋
近畿	4部	大阪
中国	3部	広島
四国	1部	高松
九州	3部	福岡

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

(令和3年)

事 件 の 種 別		審 理 の 開 始 等			審 理 の 結 果 等					年未現在 審 理 中 の 人 数	開始のう ち中出し の 人 数	審理再開			
		総 数	前年繰越	開 始	移 送	総 数	許 可	取下げ なし	許可しない 取下げ あり				移 送	そ の 他	
総 数	数	15,909	2,301	13,584	24	13,598	12,034	604	438	495	22	5	2,311	74	515
	計	14,266	2,153	12,091	22	12,061	10,520	593	437	486	20	5	2,205	74	487
	仮 釈 放	全部実刑	1,971	10,911	16	10,881	9,401	592	429	439	15	5	2,017	62	430
	一部猶予	1,368	182	1,180	6	1,180	1,119	1	8	47	5	—	188	12	57
積 出 場	仮 出 場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	放 計	1,642	148	1,492	2	1,536	1,514	10	1	9	2	—	106	—	28
		少年院 SE・SA 対象者以外	1,448	136	1,310	2	1,351	1,330	10	1	8	2	—	997	—
	等	SE・SA 対象者	194	12	182	—	185	184	—	—	1	—	—	9	—
婦人補導院 仮退院		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院在院中の退院		1	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 及び短期社会適応課程 (SA) 以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。

2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 又は短期社会適応課程 (SA) に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期とが含まれる。

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(令和3年)

事 件 の 種 別			審 理 の 開 始 等			審 理 の 終 結 等				年末現在 審 理 中			
			総 数	前年繰越	開 始	移 送	総 数	理由あり 理由なし	移 送		その他		
総 数		数	823	18	805	—	805	789	15	—	1	18	
		計	380	5	375	—	375	377	2	—	—	1	
		全部実刑	347	5	342	—	346	344	2	—	—	1	
		一部猶予	33	—	33	—	33	33	—	—	—	—	
		計	4	—	4	—	4	1	3	—	—	0	
仮釈放取消し	申 出	全部実刑	3	—	3	—	3	1	2	—	—	0	
		一部猶予	1	—	1	—	1	—	1	—	—	—	
		計	138	1	137	—	138	135	2	—	1	0	
		全部実刑	46	—	46	—	46	46	—	—	—	—	
		一部猶予	2	—	2	—	2	1	1	—	—	—	
保護観察停止取消し	取 消 事 由 知 通	全部実刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		一部猶予	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	9	—	9	—	9	9	—	—	—	—	
		全部実刑	6	—	6	—	6	6	—	—	—	—	
		一部猶予	3	—	3	—	3	3	—	—	—	—	
戻 し 収 容	SE・SA対象者以外 SE・SA対象者	計	151	6	145	—	142	138	4	—	—	9	
		SE・SA対象者以外	97	4	93	—	89	87	2	—	—	—	8
		SE・SA対象者	54	2	52	—	53	51	2	—	—	—	1
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		SE・SA対象者	90	6	84	—	82	79	3	—	—	—	8
婦 人 補 導 院 仮 退 院 取 消 し	保 護 観 察 仮 解 除 取 消 し	全部実刑	3	—	3	—	3	3	—	—	—	—	
		一部猶予	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		全部実刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		一部猶予	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 及び短期社会適応課程 (SA) 以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
 2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程 (SE) 又は短期社会適応課程 (SA) に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条、法務省組織令第64条～第67条、法務省組織規則第25条、法務局及び地方法務局組織規則（平成13年法務省令第11号）

1 法務局・地方法務局の管轄区域

（令和3年12月31日現在）

名 称	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区九段南1-1-15	注）北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。
横 浜	横浜市中区北仲通5-57	
さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1	
千 葉	千葉市中央区中央港1-11-3	
水 戸	水戸市北見町1-1	
宇 都 宮	宇都宮市小幡2-1-11	
前 橋	前橋市大手町2-3-1	
静 岡	静岡市葵区追手町9-50	
甲 府	甲府市丸の内1-1-18	
長 野	長野市旭町1108	
新 潟	新潟市中央区西大畑町5191	
大 阪	大阪市中央区谷町2-1-17	
京 都	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	
神 戸	神戸市中央区波止場町1-1	
奈 良	奈良市高畑町552	
大 津	大津市京町3-1-1	
和 歌 山	和歌山市二番丁3	
名 古 屋	名古屋市中区三の丸2-2-1	
津	津市丸之内26-8	
岐 阜	岐阜市金竜町5-13	
福 井	福井市春山1-1-54	
金 沢	金沢市新神田4-3-10	
富 山	富山市牛島新町11-7	
広 島	広島市中区上八丁堀6-30	
山 口	山口市河原町6-16	
岡 山	岡山市北区南方1-3-58	
鳥 取	鳥取市東町2-302	
松 江	松江市東朝日町192-3	
福 岡	福岡市中央区舞鶴3-5-25	
佐 賀	佐賀市城内2-10-20	
長 崎	長崎市万才町8-16	

名 称	所 在 地	管 轄
大 分	大分市荷揚町7-5	{ 北海道の内 札幌市 江別市 千歳市 夕張市 岩見沢市 三笠市 美唄市 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 様似郡 幌泉郡 余市郡 古平郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 磯谷郡 日高郡 空知郡の内 南幌町 上砂川町 奈井江町 雨竜郡の内 雨竜町 勇払郡の内 厚真町 安平町 むかわ町 { 北海道の内 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 山越郡 瀬棚郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 寿都郡 島牧郡 二世郡
熊 本	熊本市中央区大江3-1-53	
鹿 児 島	鹿児島市鴨池新町1-2	
宮 崎	宮崎市別府町1-1	
那 覇	那覇市樋川1-15-15	
仙 台	仙台市青葉区春日町7-25	
福 島	福島市霞町1-46	
山 形	山形市緑町1-5-48	
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15	
秋 田	秋田市山王7-1-3	
青 森	青森市長島1-3-5	
札 幌	札幌市北区北8条西2-1-1	
函 館	函館市新川町25-18	

名 称	所 在 地	管 轄
旭 川	旭川市宮前1条3-3-15	{ 北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国) 上川郡(天塩国) 中川郡 (天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
釧 路	釧路市幸町10-3	{ 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡 (十勝国) 河東郡 中川郡 (十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町
高 松	高松市丸の内1-1	
徳 島	徳島市徳島町城内6-6	
高 知	高知市栄田町2-2-10	
松 山	松山市宮田町188-6	

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（令和3年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局

（ ）内の数字は管内支局数、[]内の数字は管内出張所数

法 地 務 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所	法 地 務 局 法 務 局 ・ 務 局	支 局 及 び 出 張 所
東 京 (3) [19]	みなと 港 じょうなん 城南 なかの 野 きた 北 はちおうじ 八王子 ふちゆう 府中	水 戸 (6) [3]	ひたち 日立 つくば 下妻 ひたち 常陸 りゅうがき 龍ヶ崎 ちくせい 筑西 ひたち おた と 土浦 とりで 取手 つちうら かしま 鹿嶋
横 浜 (6) [9]	かながわ 神奈川 つか 戸塚 かわさき 川崎 せいしやうにのみや 西湘二宮 きがみはら 相模原	宇 都 宮 (5) [1]	にっこう 日光 おやま 小山 も 真 お 岡 おおたわら 大田原 とちぎ 栃木
さい いた ま (7) [9]	かわぐち 川口 く 久喜 かわこえ 川越 くまがや 熊谷	前 橋 (7) [1]	しぶかわ 渋川 しりゅう 桐生 いせ 伊勢 たか 高崎 ぬまた 沼田 なかのじやう 中之条 おた 太田 とみおか 富岡
千 葉 (10) [4]	いちばら 市原 もばら 茂原 きさらづ 木更津 ふなばし 船橋	静 岡 (7) [3]	しみず 清水 ふじ 富士 かけがわ 掛川 ふじ 藤下 えだ 枝田 ふくろい 袋井 ぬま 沼 はま 浜 つ 津 まつ 松 あ 熱 た 海 み 田
		甲 府 (2) [2]	にらさき 韮崎 かじか 鰻沢 おおつき 大月 よし 吉田
		長 野 (9)	い 飯 き 木 伊 や 山 そ 曾 う 上 だ 田 お 大 ま 町 さ 佐 く 久 まつ 松 も 本 と 田

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
新 潟 (11)	に い さん 新 し むら が 津 三 ば た 村 お か 岡 条 発 田 上 な お か とう か ま かし わ き みなみうおめま 長 岡 十 日 町 柏 崎 南 魚 沼 じょう え つ い と い が わ さ ど 上 越 糸 魚 川 佐 渡	和 歌 山 (4)	は し も と た な べ こ ぼ う しん ぐう 橋 本 田 辺 御 坊 新 宮
大 阪 (5) [5]	きた てんのうじ きたおおさか い け だ 北 天王寺 北大阪 池 田 ひら かた も り ぐ ち ひがしおおさか さかい 枚 方 守 口 東大阪 堺 とんだばやし きしわだ 富田林 岸和田	名 古 屋 (10) [3]	あ つ た め い と う か す が い し ま 熱 田 名 東 春 日 井 津 島 一 宮 半 田 岡 か 崎 刈 谷 豊 よ 田 西 お 豊 橋 と 川 新 しんろ 城
京 都 (6) [3]	さ が ふ し み う じ き づ 嵯 峨 伏 見 宇 治 木 津 の 部 み や づ きょうだんご まい づ 園 宮 津 京丹後 舞 鶴 ふくおやま 福知山	津 (6) [2]	す ず か ま つ さ か い が づ っ かい ち 鈴 鹿 松 阪 伊 賀 四 日 市 く わ な い せ ま の お わ せ 桑 名 伊 勢 熊 野 尾 鷲
神 戸 (11) [5]	す ま きた ひがしこうべ にしのみや 須 磨 北 東神戸 西 宮 い た み さん あまがさき あ か し 伊 丹 三 田 尼 崎 明 石 かい ばら ひ め か こ が わ やしろ 柏 原 姫 路 加古川 社 た つ の 豊 とよおか よう か す も と 龍 野 岡 八 鹿 洲 本	岐 阜 (6)	は ち ま ん お お が き み の か も 八 幡 大 垣 美 濃 加 茂 多 治 見 中 津 川 高 山
奈 良 (3) [1]	さ く ら い か つ ら ぎ か し は ら こ じ ょう 桜 井 葛 城 櫃 原 五 條	福 井 (3)	た け ふ つ る が お ば ま 武 生 敦 賀 小 浜
大 津 (3) [2]	た か し ま 甲 う か ひ こ お へ 高 島 賀 彦 根 東 近 江 なが は ま 長 浜	金 沢 (3)	こ ま つ な な お わ じ ま 小 松 七 尾 輪 島

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
富 山 (3)	う お づ た か お か と な み 魚 津 高 岡 砺 波	佐 賀 (3) [1]	と す た け お い ま り か ら つ 鳥 栖 武 雄 伊 万 里 唐 津
広 島 (6) [1]	か べ は つ か い ち ひ が し ひ ろ し ま く れ 可 部 廿 日 市 東 広 島 呉 尾 道 福 山 三 次	長 崎 (7)	い ざ は や し ま ば ら さ せ ぼ ひ ら ど 諫 早 島 原 佐 世 保 平 戸 岐 五 島 对 馬
山 口 (5) [1]	し ゅ う な ん は ぎ い わ く に や な い 周 南 萩 岩 国 柳 井 下 関 宇 部	大 分 (6)	き つ き さ い き た け た な か つ 杵 築 佐 伯 竹 田 中 津 宇 佐 日 田
岡 山 (5) [1]	お か や ま に し び ぜ く ら し き か さ お か 岡 山 西 備 前 倉 敷 笠 岡 高 梁 津 山	熊 本 (7)	あ そ お お づ う と た ま な 阿 蘇 大 津 宇 土 玉 名 山 鹿 八 代 人 吉 天 草
鳥 取 (2)	く ら よ し よ な こ 倉 吉 米 子	鹿 児 島 (5) [5]	た ね が し ま や く し ま き り し ま ち ら ん 種 子 島 屋 久 島 霧 島 知 覧 み な み さ つ ま せ ん だ い い ず み 南 さ つ ま 川 内 出 水 か の や そ お あ ま み 鹿 屋 曾 於 奄 美
松 江 (4)	い ず も は ま だ ま す だ さ い ご う 出 雲 浜 田 益 田 西 郷	宮 崎 (3) [2]	た か な べ に ち な ん み や こ の じ ょ う こ ば や し 高 鍋 日 南 都 城 小 林 延 岡
福 岡 (10) [4]	に し じ ん か す や か く ま ち く し 西 新 粕 屋 福 間 筑 紫 朝 倉 飯 い 塚 の お が た く る め や な が わ や 八 女 き た き ゅ う し ゅ う や は た 幡 柳 が 川 た が わ 行 橋 田 川	那 覇 (4) [1]	お き な わ ぎ の わ ん な ご み や こ じ ま 沖 縄 宜 野 湾 名 護 宮 古 島 石 垣

法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所	法地 務方 局法 ・務 局	支 局 及 び 出 張 所
仙 台 (6) [1]	な と 取 し お が ま お お が わ ら ふ る か わ 名 と り 塩 と 竈 大 河 原 古 川 い し の ま き 石 巻 登 米 げ ぜん ぬ ま 気 仙 沼	函 館 (2)	え さ し や く も 江 差 八 雲
福 島 (5) [3]	に ほ ん ま つ そ う ま こ お り や ま し ら か わ 二 本 松 相 馬 郡 山 白 河 わ か ま つ た た じ ま 島 い わ き と み お か 若 松 田 岡 富 岡	旭 川 (4)	な よ ろ も ん べ つ る も い わ っ か な い 名 寄 紋 別 留 萌 稚 内
山 形 (5) [1]	む ら や ま さ が え し ん じ ェ う よ ね ざ わ 村 山 寒 河 江 し ん じ ェ う よ ね ざ わ つ る お か 鶴 岡 酒 田 新 庄 米 沢	釧 路 (3) [1]	お び ひ ろ き た み れ ね む ろ な か し べ つ 帯 広 北 見 根 室 中 標 津
盛 岡 (4) [1]	は な ま き に の へ お お ふ な と み や こ 花 巻 二 戸 大 船 渡 宮 古 み づ さ わ 水 沢	高 松 (2) [1]	さ ん が わ ま る が め か ん お ん じ 寒 川 丸 亀 観 音 寺
秋 田 (4)	の し ろ ほん じ ェ う お お だ て お お ま が り 能 代 本 荘 大 館 大 曲	徳 島 (2)	あ な ん み ま 阿 南 美 馬
青 森 (5)	む つ ご し ェ が わ ら ひ ろ さ き 八 戸 五 所 川 原 弘 前 は ち の へ と わ だ 十 和 田	高 知 (4)	か み す さ き あ き し ま ん と 香 美 須 崎 安 芸 四 万 十
札 幌 (7) [6]	み な み き た に し し ろ い し 南 北 西 白 石 え べ つ え に わ い わ み ざ わ た き か わ 江 別 恵 庭 岩 見 沢 滝 川 む ら ん と ま こ ま い お た る く っ ち ゃ ん 室 蘭 苫 小 牧 小 樽 倶 知 安 ひ だ か 高 日	松 山 (5) [1]	と べ お お ず さ い じ ェ う 砥 部 大 洲 西 条 し こ く ち ェ う お う い ま ば り う わ じ ま 四 国 中 央 今 治 宇 和 島

支 局
計 出 張 所

261庁
103庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
		計	男	女	
52,263,682	124,752,224	123,223,561	60,093,419	63,130,142	58,226,982

（注）本籍数及び本籍人口は令和4年3月31日現在のものである。住民基本台帳に基づく人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、令和4年1月1日現在のものである。

内訳

法 務 局 地方法務局 管内	本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳に基づく人口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
総 数	52,263,682	124,752,224	123,223,561	60,093,419	63,130,142	58,226,982
札幌法務局管内	2,430,657	5,504,712	5,148,060	2,433,466	2,714,594	2,771,079
札幌	1,443,641	3,307,627	3,236,786	1,527,453	1,709,333	1,757,246
函 館	233,305	499,626	415,497	192,455	223,042	226,864
旭 川	332,212	742,696	640,937	303,204	337,733	340,122
釧 路	421,499	954,763	854,840	410,354	444,486	446,847
仙台法務局管内	4,103,001	9,667,439	8,513,923	4,120,781	4,393,142	3,754,532
仙 台	939,387	2,273,716	2,247,609	1,096,475	1,151,134	1,010,683
青 森	635,390	1,453,072	1,237,463	586,988	650,475	590,236
盛 岡	598,654	1,406,491	1,199,401	579,105	620,296	527,840
秋 田	513,881	1,188,377	952,824	450,882	501,942	423,422
山 形	519,012	1,221,900	1,049,345	508,819	540,526	416,173
福 島	896,677	2,123,883	1,827,281	898,512	928,769	786,178
東京法務局管内	19,763,101	47,364,765	50,771,297	25,159,775	25,611,522	24,253,294
東 京	5,403,189	12,637,627	13,277,052	6,522,919	6,754,133	7,064,127
水 戸	1,169,797	2,816,418	2,820,432	1,412,632	1,407,800	1,240,843
宇 都 宮	808,096	1,936,011	1,900,824	950,830	949,994	829,828
前 橋	826,688	1,981,944	1,882,918	932,498	950,420	832,679
さいたま	2,424,963	5,952,668	7,191,831	3,591,678	3,600,153	3,330,758
千 葉	2,102,121	5,092,653	6,148,040	3,064,735	3,083,305	2,901,178
横 浜	3,150,732	7,654,984	8,993,192	4,481,391	4,511,801	4,358,268
新 潟	1,033,286	2,465,072	2,171,765	1,056,964	1,114,801	901,199
甲 府	371,120	879,378	799,566	392,985	406,581	358,615
長 野	939,306	2,260,421	2,022,090	990,883	1,031,207	866,078
静 岡	1,533,803	3,687,589	3,563,587	1,762,260	1,801,327	1,569,721
名古屋法務局管内	5,772,047	14,067,510	13,824,603	6,834,286	6,990,317	6,027,494
名 古 屋	2,783,291	6,860,743	7,269,729	3,640,215	3,629,514	3,250,556
富 山	474,992	1,128,608	1,019,359	495,519	523,840	417,655
金 沢	498,981	1,206,176	1,110,067	537,688	572,379	484,023
福 井	355,192	861,222	752,255	366,787	385,468	290,896
岐 阜	873,471	2,129,960	1,941,258	946,651	994,607	807,200
津	786,120	1,880,801	1,731,935	847,426	884,509	777,164

法 務 局 地 方 法 務 局 管 内	本 籍 数	本籍人口	住 民 基 本 台 帳 に 基 づ く 人 口			住民基本台帳に 基づく世帯数
			計	男	女	
大阪法務局管内	8,119,032	19,501,539	20,022,045	9,612,737	10,409,308	9,625,907
大 阪	3,309,253	7,852,087	8,557,798	4,117,698	4,440,100	4,291,183
大 津	534,115	1,339,360	1,382,568	681,521	701,047	583,047
京 都	1,080,621	2,630,889	2,453,860	1,173,646	1,280,214	1,197,345
神 戸	2,179,913	5,273,886	5,378,080	2,573,215	2,804,865	2,520,138
奈 良	526,075	1,277,178	1,321,704	626,632	695,072	595,785
和 歌 山	489,055	1,128,139	928,035	440,025	488,010	438,409
広島法務局管内	3,414,049	8,120,744	7,118,638	3,433,075	3,685,563	3,311,476
広 島	1,206,169	2,890,968	2,738,809	1,329,105	1,409,704	1,296,517
鳥 取	275,524	652,418	547,318	262,599	284,719	236,876
松 江	364,222	863,875	657,409	316,559	340,850	287,984
岡 山	856,670	2,061,047	1,850,283	894,230	956,053	841,427
山 口	711,464	1,652,436	1,324,819	630,582	694,237	648,672
高松法務局管内	1,923,448	4,456,541	3,691,470	1,763,285	1,928,185	1,763,959
高 松	461,197	1,081,968	951,962	460,327	491,635	436,397
徳 島	381,559	884,400	720,701	345,646	375,055	333,193
松 山	702,361	1,632,845	1,329,828	631,671	698,157	646,759
高 知	378,331	857,328	688,979	325,641	363,338	347,610
福岡法務局管内	6,738,347	16,068,974	14,133,525	6,736,014	7,397,511	6,719,241
福 岡	2,079,229	4,957,652	5,033,204	2,391,765	2,641,439	2,438,073
佐 賀	411,773	991,431	805,799	383,806	421,993	336,052
長 崎	715,794	1,694,894	1,311,244	618,685	692,559	626,004
熊 本	876,727	2,075,734	1,731,038	822,727	908,311	784,239
大 分	576,947	1,356,128	1,119,439	533,263	586,176	533,524
宮 崎	543,291	1,274,609	1,071,373	508,156	563,217	525,130
鹿 児 島	895,347	2,109,374	1,593,822	754,900	838,922	802,435
那 覇	639,239	1,609,152	1,467,606	722,712	744,894	673,784

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注) 参照

第2表 届出事件数

種 別	総 数		届 出						他市町村から送付	
			計		本籍人届出		非本籍人届出			
	取消*		取消*		取消*		取消*		取消*	
総 数	347	5,988,380	198	3,879,521	79	2,810,058	119	1,069,463	149	2,108,859
出 生	-	1,205,864	-	842,516	-	460,061	-	382,455	-	363,348
国 籍 留 保	-	20,181	-	10,633	-	1,069	-	9,564	-	9,548
認 知	-	20,671	-	11,538	-	9,111	-	2,427	-	9,133
養 子 縁 組	4	93,772	-	60,229	-	53,497	-	6,732	4	33,543
養 子 離 縁	-	31,259	-	20,504	-	18,456	-	2,048	-	10,755
戸籍法第69条の2、第73条の2	-	2,746	-	1,804	-	1,665	-	139	-	942
婚 姻	14	1,249,988	7	524,448	6	375,605	1	148,843	7	725,540
離 婚	9	302,606	3	183,981	3	157,576	-	26,405	6	118,625
戸籍法第75条の2、第77条の2	-	126,490	-	82,472	-	74,580	-	7,892	-	44,018
親権・後見・後見監督・保佐	-	8,795	-	7,389	-	6,684	-	705	-	1,406
届 出	-	6,707	-	5,301	-	4,596	-	705	-	1,406
嘱託(別表第一審判の確定)	-	1,992	-	1,992	-	1,992	-	-	-	-
嘱託(審判前の保全処分)	-	96	-	96	-	96	-	-	-	-
死 亡	-	1,929,980	-	1,498,553	-	1,055,616	-	442,937	-	431,427
失 踪	318	2,224	187	1,637	70	1,093	117	544	131	587
復 氏	-	2,391	-	1,553	-	1,435	-	118	-	838
姻 族 関 係 終 了	-	3,595	-	2,934	-	2,275	-	659	-	661
相 続 人 廃 除	2	44	1	34	-	26	1	8	1	10
入 籍	-	227,659	-	145,956	-	134,558	-	11,398	-	81,703
分 籍	-	29,321	-	16,549	-	15,541	-	1,008	-	12,772
国 籍 取 得	-	1,218	-	804	-	427	-	377	-	414
帰 化	-	9,364	-	8,076	-	6,808	-	1,268	-	1,288
国 籍 喪 失	-	4,498	-	2,838	-	1,001	-	1,837	-	1,660
国 籍 選 択	-	5,133	-	3,551	-	1,968	-	1,583	-	1,582
外国国籍喪失	-	205	-	144	-	89	-	55	-	61
氏 の 変 更	-	17,546	-	14,034	-	10,690	-	3,344	-	3,512
戸籍法第107条第1項	-	11,652	-	10,022	-	8,383	-	1,639	-	1,630
同 法第107条第2項	-	4,752	-	3,234	-	1,746	-	1,488	-	1,518
同 法第107条第3項	-	738	-	513	-	344	-	169	-	225
同 法第107条第4項	-	404	-	265	-	217	-	48	-	139
名 の 変 更	-	5,475	-	4,218	-	2,993	-	1,225	-	1,257
転 籍	-	566,356	-	330,985	-	325,784	-	5,201	-	235,371
就 籍	-	87	-	85	-	83	-	2	-	2
訂 正 ・ 更 正	-	80,734	-	74,427	-	74,132	-	295	-	6,307
市町村長職権	-	66,516	-	63,106	-	63,014	-	92	-	3,410
戸籍法第24条第2項・第44条第3項	-	9,215	-	7,660	-	7,631	-	29	-	1,555
同 法第113条、第114条	-	1,190	-	732	-	654	-	78	-	458
同 法第116条	-	1,295	-	800	-	704	-	96	-	495
続柄の記載更正(嘱託)	-	764	-	764	-	764	-	-	-	-
続柄の記載更正(申出)	-	1,754	-	1,365	-	1,365	-	-	-	389
追 完	-	1,939	-	1,787	-	563	-	1,224	-	152
そ の 他	-	5,487	-	1,834	-	923	-	911	-	3,653
離婚届等不受理申出	-	32,752	-	24,008	-	15,749	-	8,259	-	8,744

(注)「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

(自 令和3年4月1日)
(至 令和4年3月31日)

事 項	件 数
1 新 戸 籍 編 製	842,066
2 戸 籍 全 部 消 除	972,286
3 違 反 通 知	6,777
4 戸籍の再製・補完	761
5 そ の 他	8,560
計	1,830,450

(注) 「その他」は届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄法務局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

(自 令和3年4月1日)
(至 令和4年3月31日)

種類		件数	件 数		金 額
			有 料	無 料	
記 録 事 項 証 明	全 部	戸 籍	13,353,310	3,938,373	5,978,772,410
		除 籍	2,949,684	1,570,765	2,212,283,350
		計	16,302,994	5,509,138	8,191,055,760
	個 人	戸 籍	2,684,273	290,845	1,198,149,090
		除 籍	60,150	20,499	45,113,200
		計	2,744,423	311,344	1,243,262,290
	一 部	戸 籍	4,258	12,771	1,881,600
		除 籍	718	628	537,300
		計	4,976	13,399	2,418,900
	小 計 a		19,052,393	5,833,881	9,436,736,950
	謄 本	戸 籍	57,002	49,389	37,986,150
		除 籍	8,079,211	4,895,778	6,059,597,250
		計	8,136,213	4,945,167	6,097,583,400
抄 本	戸 籍	除 籍	1,750	1,461	855,600
		計	58,542	32,461	43,889,800
		計	60,292	33,922	44,745,400
	証 明	戸 籍	6,320	7,803	2,209,450
		除 籍	240	163	105,900
		計	6,560	7,966	2,315,350
	受理等の証明		(15,280) 560,767	(178) 15,863	(21,388,150) 212,286,100
	閲 覧		993	33,253	308,250
	小 計 b		(15,280) 8,764,825	(178) 5,036,171	(21,388,150) 6,357,238,500
	合計(a + b)		(15,280) 27,817,218	(178) 10,870,052	(21,388,150) 15,793,975,450

(注) () 内は、戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（令和4年4月1日現在）

(1) 市区町村数

	市	区	町	村	計
総 数	772	198	743	183	1,896
コンピュータ庁	772	198	743	183	1,896

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数数

	本 庁	支 所	出張所	計
総 数	1,896	1,777	1,217	4,890
	(1,896)	(2,345)	(2,092)	(6,333)
コンピュータ庁	1,896	1,669	879	4,444

(注) () 内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（令和4年4月1日現在）

経 験 年 数	3年未満	3年以上	10年以上	計
戸籍事務担当者数	19,297	15,715	5,951	40,963
	(16,740)	(13,391)	(4,972)	(35,103)

(注) () 内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表（二） 年別比較表

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較

区 分	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年
本 籍 数	52,263,682	52,378,331	52,492,074	52,355,170
本 籍 人 口	124,752,224	125,429,437	125,994,955	126,489,539
住民基本台帳に基づく世帯数	58,226,982	57,854,887	57,380,526	56,996,515
住民基本台帳に基づく人口	123,223,561	123,842,701	124,271,318	124,776,364
男	60,093,419	60,408,305	60,624,340	60,878,859
女	63,130,142	63,434,396	63,646,978	63,897,505

（注） 本籍数及び本籍人口は全て各年3月31日現在のものである。また、住民基本台帳に基づく世帯数及び人口は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、平成25年までは3月31日現在、平成26年からは各年1月1日現在のものである。

第2表 種類別届出事件10年比較（会計年度）

種 別	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
総 数	3,879,521	3,854,335	4,061,150	4,041,126
出 生	842,516	852,817	894,501	934,054
国 籍 留 保	10,633	10,891	11,944	12,529
認 知	11,538	11,981	13,131	13,678
養 子 縁 組	60,229	65,105	72,737	72,858
養 子 離 縁	20,504	21,856	22,912	23,259
戸籍法第69条の2・第73条の2	1,804	1,777	1,782	1,686
婚 姻	524,448	527,576	627,449	586,937
離 婚	183,981	191,691	212,463	212,507
戸籍法第75条の2・第77条の2	82,472	85,806	92,857	91,625
親権・後見・後見監督・保佐	5,301	5,388	5,686	5,848
同 上 嘱 託	2,088	2,420	2,476	2,682
死 亡	1,498,553	1,404,975	1,386,141	1,375,839
失 踪	1,637	1,730	1,663	1,881
復 氏	1,553	1,610	1,834	2,009
姻 族 関 係 終 了	2,934	3,022	3,551	4,124
相 続 人 廃 除	34	45	25	43
入 籍	145,956	157,905	166,692	168,280
分 籍	16,549	16,471	17,451	16,140
国 籍 取 得	804	736	898	968
帰 化	8,076	9,336	8,399	8,725
国 籍 喪 失	2,838	1,689	2,176	2,165
国 籍 選 択	3,551	3,172	3,677	3,539
外 国 国 籍 喪 失	144	92	151	161
氏 名 の 変 更	14,034	13,906	15,689	15,072
名 の 変 更	4,218	4,183	4,546	4,178
転 籍	330,985	342,146	385,893	374,079
就 籍	85	127	95	71
訂 正 ・ 更 正	74,427	87,049	72,818	75,148
追 完	1,787	1,617	2,256	2,045
そ の 他	1,834	1,808	1,928	1,936
離 婚 届 等 不 受 理 申 出	24,008	25,408	27,329	27,060

（注） この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
52,502,230	52,487,410	52,443,938	52,363,707	52,274,725	52,153,260
126,957,585	127,359,552	127,659,960	127,940,865	128,254,692	128,607,872
56,613,999	56,221,568	55,811,969	55,364,285	54,952,108	54,594,744
125,209,603	125,583,658	125,891,742	126,163,576	126,434,964	126,393,679
61,098,245	61,290,165	61,444,444	61,584,613	61,727,584	61,694,085
64,111,358	64,293,493	64,447,298	64,578,963	64,707,380	64,699,594

平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
4,114,756	4,161,433	4,247,875	4,284,124	4,318,790	4,306,868
969,887	1,000,936	1,035,783	1,042,695	1,054,678	1,060,639
13,013	13,855	14,562	15,295	14,963	15,636
13,890	14,742	14,875	14,940	14,690	14,943
75,111	78,910	82,592	83,611	83,647	81,383
23,605	24,010	25,085	24,917	25,480	25,244
1,667	1,635	1,728	1,693	1,758	1,695
614,603	631,819	652,560	651,063	681,482	677,908
213,882	219,358	229,084	228,218	234,349	237,075
90,307	91,273	93,499	92,576	93,575	93,847
5,975	6,313	6,625	7,098	7,327	7,525
2,827	3,267	3,502	2,971	3,173	2,491
1,369,225	1,342,618	1,304,269	1,299,480	1,288,419	1,277,626
2,036	1,941	1,982	2,031	2,628	2,009
2,075	2,014	2,101	1,961	2,073	2,101
4,895	4,032	2,783	2,202	2,167	2,213
39	56	43	44	61	38
171,743	177,192	185,179	186,036	191,267	193,846
15,990	16,405	17,173	16,555	15,966	16,318
961	1,065	1,069	1,163	1,120	1,175
10,338	9,476	9,266	9,660	8,392	10,800
2,010	2,016	1,679	1,488	1,409	1,139
3,401	3,368	2,847	2,986	2,780	2,507
125	150	69	65	56	57
16,019	15,818	16,711	17,002	17,463	17,988
4,369	4,539	4,990	4,870	5,172	5,338
375,957	375,781	396,486	390,225	394,892	399,834
87	82	128	144	160	131
79,176	86,873	111,002	150,920	140,489	127,241
2,070	2,065	1,934	2,128	2,003	2,115
1,802	1,736	1,614	1,661	1,704	1,819
27,671	28,088	26,655	28,426	25,447	24,187

5 供託金年計表（令和3年度）

（金額単位 円）

区 分 庁 名	前 年 度 越 高		受 高		払 高		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	内 渡
総 数	3,109,886	1,313,327,579,323	287,709	308,815,536,414	254,085	181,143,357,073	24,436
東 京 管 内	1,677,843	864,358,024,300	171,384	216,559,896,077	137,679	84,169,416,555	10,360
東 京	1,195,198	751,334,348,737	126,277	195,887,152,692	89,733	67,072,867,063	4,743
東 横 ば い た ま	145,504	36,766,508,521	13,704	6,675,971,387	14,702	5,146,231,397	1,192
さ 千 葉	78,625	17,518,753,342	7,423	2,969,226,598	8,738	2,993,460,466	1,103
水 戸	81,800	13,568,984,603	5,665	2,930,950,398	6,654	2,832,988,067	901
都 府 県	29,989	4,377,194,413	3,231	1,143,384,040	3,630	807,548,679	505
前 橋	34,754	4,772,928,972	2,463	763,818,896	2,774	669,083,603	314
静 岡	19,936	4,890,791,760	2,016	2,060,531,267	1,876	1,504,692,819	243
甲 府	40,485	10,572,431,053	3,297	1,559,919,951	3,727	1,723,894,160	674
長 野	13,582	1,802,314,989	1,329	689,655,897	1,295	331,140,116	128
新 潟	23,559	4,170,922,354	2,387	723,983,579	2,582	519,172,891	213
	14,411	14,582,845,556	3,592	1,155,301,372	1,968	568,337,294	344
大 阪 管 内	563,314	228,430,334,571	37,668	30,208,320,814	37,903	42,159,291,515	2,697
大 阪	302,470	188,767,396,859	20,944	19,682,276,310	21,409	33,162,960,391	1,419
京 都	115,491	15,840,908,317	6,769	5,245,544,398	4,638	3,394,254,606	412
神 戸	101,220	17,799,396,756	6,489	3,732,667,089	8,188	3,475,064,473	534
奈 良	14,644	2,710,442,385	1,241	660,157,325	1,502	1,467,574,335	123
和 歌 山	7,918	1,612,405,850	1,238	530,200,610	1,191	426,525,889	128
	21,571	1,699,784,404	987	357,475,082	975	232,911,821	81
名 古 屋 管 内	122,190	79,864,206,200	16,304	34,630,533,660	15,807	27,904,272,506	2,615
名 古 屋	67,846	66,381,833,033	7,934	30,786,504,095	9,497	23,253,681,550	1,611
津 屋 敷	14,903	2,913,411,497	1,607	480,584,088	1,861	637,925,843	397
岐 阜	14,482	2,943,038,902	2,142	628,336,487	1,750	1,012,783,149	252
福 井	8,952	2,539,514,093	803	680,873,880	836	2,085,134,276	88
金 沢	8,950	3,018,592,293	2,902	1,729,146,885	890	504,482,431	122
富 山	7,057	2,067,816,382	916	325,088,225	973	410,265,257	145
広 島 管 内	127,708	22,604,537,290	8,905	7,488,714,805	11,568	6,305,394,540	1,304
広 島	40,167	7,172,721,415	3,388	4,253,273,928	5,484	4,334,824,284	679
山 口	30,985	9,296,123,049	1,761	1,066,245,550	1,949	973,159,483	157
岡 山	41,398	4,317,064,249	1,988	1,911,987,043	2,474	747,359,489	225
鳥 取	7,338	641,607,267	787	113,486,947	744	100,599,902	115
松 江	7,820	1,177,021,310	981	143,721,337	917	149,451,382	128
福 岡 管 内	335,164	69,183,064,143	31,156	10,431,064,527	27,241	13,733,463,139	2,764
福 岡	66,553	19,115,522,033	6,323	2,730,394,142	7,244	2,902,026,107	751
佐 賀	8,979	1,176,451,647	1,113	530,359,985	1,038	303,414,940	157
長 崎	32,914	3,289,410,772	2,033	307,246,668	1,963	464,658,599	285
大 分	26,100	5,082,230,349	1,571	942,441,355	1,517	438,542,318	232
熊 本	58,652	4,786,765,695	2,430	666,891,051	1,880	473,333,156	275
鹿 児 島	26,678	2,952,347,402	2,365	1,222,644,421	2,121	368,015,612	281
宮 崎	20,338	1,321,044,817	1,987	935,950,532	1,562	634,524,131	182
那 覇	94,950	31,459,291,428	13,334	3,095,136,373	9,916	8,148,948,276	601
仙 台 管 内	92,886	22,747,263,167	11,400	3,076,642,007	10,998	3,095,613,359	2,439
仙 台	33,145	7,640,844,020	2,712	679,268,599	2,711	921,275,682	315
福 島	18,264	7,352,841,924	3,650	1,149,706,739	2,215	758,340,010	401
山 形	8,607	1,677,896,237	1,039	214,839,579	1,894	194,956,789	904
盛 岡	10,570	2,930,159,534	1,272	396,869,132	1,157	478,715,635	163
秋 田	13,429	953,664,449	1,433	316,862,533	1,239	338,481,853	132
青 森	8,871	2,191,857,003	1,294	319,095,425	1,782	403,843,390	524
札 幌 管 内	124,019	12,827,241,101	5,566	3,639,376,885	7,880	1,996,999,257	1,456
札 幌	106,060	9,938,619,199	3,401	2,802,212,178	4,825	1,563,899,535	1,132
函 館	7,225	1,025,415,325	865	478,069,909	1,383	142,106,273	70
旭 川	4,226	1,104,639,237	557	155,036,272	646	154,310,425	117
釧 路	6,508	758,567,340	743	204,058,526	1,026	136,683,024	137
高 松 管 内	66,762	13,312,908,551	5,326	2,780,987,639	5,009	1,778,906,202	801
高 松	12,243	6,422,370,424	1,381	1,312,893,669	1,423	489,361,082	300
高 徳	13,507	1,150,228,755	1,035	299,367,390	1,017	196,040,272	167
高 知	24,196	3,306,309,071	1,290	221,004,178	829	590,582,062	79
高 山	16,816	2,434,000,301	1,620	947,722,402	1,740	502,922,786	255

（注）「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

時効回復高		現 在 高		利息払渡認可高		時 効 歳 入 高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
3,549	82,666,679	3,167,946	1,440,999,758,664	68,972	47,084,538	1,885	185,289,046
2,041	47,974,201	1,721,908	996,748,503,822	39,889	30,348,511	974	50,760,658
958	29,416,129	1,236,485	880,148,634,366	27,062	18,866,239	330	19,432,813
363	12,125,509	145,698	38,296,248,511	5,194	4,579,607	284	6,136,496
15	726,000	78,413	17,494,519,474	2,746	641,359	109	6,098,425
366	2,245,480	81,712	13,666,946,934	1,533	586,445	76	8,301,128
321	1,792,200	30,095	4,713,029,774	695	100,830	25	852,066
0	0	34,757	4,867,664,265	543	167,929	2	61,987
3	290,113	20,319	5,446,630,208	334	85,724	8	38,075
3	81,000	40,729	10,408,456,844	636	261,936	29	1,819,864
7	1,082,170	13,744	2,160,830,770	290	192,524	50	5,358,617
4	15,600	23,577	4,375,733,042	640	196,592	48	1,959,516
1	200,000	16,379	15,169,809,634	216	4,669,326	13	701,671
1,159	22,819,466	565,776	216,479,363,870	14,640	6,306,121	402	20,681,634
174	3,590,912	303,424	175,286,712,778	8,573	3,805,157	121	10,314,851
40	123,000	118,034	17,692,198,109	1,400	440,879	32	2,081,239
944	18,105,554	100,055	18,056,999,372	4,035	1,924,329	218	3,446,643
1	1,000,000	14,506	1,903,025,375	317	86,622	8	1,276,955
0	0	8,093	1,716,080,571	177	25,903	13	3,365,088
0	0	21,664	1,824,347,665	138	23,231	10	196,858
34	1,142,966	125,302	86,590,467,354	2,945	2,700,610	147	5,596,140
10	377,700	67,894	73,914,655,578	2,055	1,979,811	77	5,211,438
24	765,266	15,046	2,756,069,742	323	188,526	60	215,284
0	0	15,126	2,558,592,240	215	293,315	2	10,249
0	0	9,007	1,135,253,697	178	70,830	4	125,999
0	0	11,084	4,243,256,747	96	93,231	3	32,750
0	0	7,145	1,982,639,350	78	74,897	1	420
60	678,000	126,349	23,787,857,555	3,119	4,096,860	95	1,868,925
1	500,000	38,750	7,091,171,059	2,344	3,924,184	63	1,227,398
0	0	30,954	9,389,209,116	269	34,794	13	199,806
59	178,000	41,137	5,481,691,803	337	112,571	16	334,158
0	0	7,496	654,494,312	64	14,419	2	104,000
0	0	8,012	1,171,291,265	105	10,892	1	3,563
234	4,999,457	341,843	65,880,665,531	4,671	1,986,940	139	6,250,665
0	0	66,383	18,943,890,068	1,494	710,901	57	3,457,761
0	0	9,211	1,403,396,692	203	30,440	11	692,330
0	0	33,269	3,131,998,841	410	147,956	5	328,700
1	1,200,000	26,386	5,586,129,386	262	220,919	14	141,801
3	240,000	59,477	4,980,323,590	250	80,424	11	161,305
1	1,000,000	27,203	3,806,976,211	302	98,925	6	103,899
0	0	20,945	1,622,471,218	219	46,193	10	262,552
229	2,559,457	98,969	26,405,479,525	1,531	651,182	25	1,102,317
4	1,214,922	95,727	22,728,291,815	1,281	871,807	74	4,305,945
0	0	33,461	7,398,836,937	379	182,669	13	1,199,495
3	464,922	20,100	7,744,208,653	267	188,349	26	1,057,757
0	0	8,656	1,697,779,027	147	37,523	3	3,552
0	0	10,848	2,848,313,031	93	135,681	9	27,746
1	750,000	13,755	932,045,129	181	181,123	5	1,499,554
0	0	8,907	2,107,109,038	214	146,462	18	517,841
0	0	123,161	14,469,618,729	1,720	409,750	40	95,297,527
0	105,768	105,768	11,176,931,842	1,120	311,055	28	95,031,529
0	0	6,777	1,361,378,961	192	5,061	0	0
0	0	4,254	1,105,365,084	57	71,487	4	63,919
0	0	6,362	825,942,842	351	22,147	8	202,079
17	3,837,667	67,880	14,314,989,988	707	363,939	14	527,552
16	1,337,667	12,501	7,245,903,011	219	238,644	3	17,724
1	2,500,000	13,692	1,253,555,873	129	21,971	2	36,464
0	0	24,736	2,936,731,187	146	17,122	1	1,755
0	0	16,951	2,878,799,917	213	86,202	8	471,609

6 供託有価証券年計表（令和3年度）

区分 庁名	前年度越高			受高		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
総数	28,968	210,677	29,627,792,439.5	229	11,232	794,217,000.0
東京管区	12,757	101,347	24,007,749,171.5	91	4,666	243,277,000.0
東京	8,535	68,116	21,640,973,850.0	30	2,437	92,602,000.0
横浜	974	9,055	685,420,350.0	11	686	10,850,000.0
さいたま	597	4,841	243,869,160.0	7	159	2,450,000.0
千葉	709	4,805	305,107,600.0	9	463	31,750,000.0
水戸	199	1,983	164,971,467.5	4	51	14,740,000.0
都立	108	1,718	218,047,500.0	6	54	15,740,000.0
前橋	216	1,900	169,079,000.0	9	113	5,035,500.0
静岡	529	4,347	198,398,250.0	7	466	45,379,500.0
甲府	86	375	50,510,000.0	1	2	0.0
長野	437	2,206	102,697,350.0	4	180	24,730,000.0
新潟	367	2,001	228,674,644.0	3	55	0.0
大阪管内	5,130	33,953	1,673,785,050.0	45	3,389	206,522,850.0
大阪	2,970	19,705	901,974,850.0	21	1,783	77,272,850.0
京都	640	3,912	147,639,600.0	4	48	3,435,000.0
神戸	1,022	6,105	261,304,500.0	14	873	110,000,000.0
奈良	106	901	43,670,700.0	1	1	250,000.0
和歌山	145	1,383	107,509,000.0	0	0	0.0
	247	1,947	211,686,400.0	5	684	15,565,000.0
名古屋管内	2,338	16,883	1,221,031,950.0	16	659	98,797,000.0
名古屋	1,435	9,594	667,498,450.0	9	549	34,747,000.0
岐阜	59	331	17,047,700.0	0	0	0.0
岐阜	228	2,349	83,447,750.0	3	63	22,800,000.0
福井	163	804	68,694,950.0	0	0	0.0
金沢	244	1,594	152,048,250.0	2	2	250,000.0
富山	209	2,211	232,294,850.0	2	45	41,000,000.0
広島管内	1,286	8,695	587,486,903.0	16	138	95,400,000.0
広島	588	3,611	235,820,810.0	6	75	8,000,000.0
山口	195	1,817	97,805,000.0	3	16	750,000.0
岡山	416	2,310	139,865,893.0	5	17	250,000.0
鳥取	34	364	43,223,550.0	0	0	0.0
松江	53	593	70,771,650.0	2	30	86,400,000.0
福岡管内	2,477	25,769	737,343,745.0	20	456	8,476,000.0
福岡	976	19,171	376,325,197.5	12	62	1,500,000.0
佐賀	77	211	14,769,500.0	0	0	0.0
長崎	251	1,453	22,551,847.5	0	0	0.0
熊本	259	705	56,761,500.0	0	0	0.0
大分	336	1,660	101,924,600.0	5	369	6,476,000.0
鹿児島	293	1,622	41,846,000.0	0	0	0.0
宮崎	177	718	43,665,600.0	1	23	0.0
那覇	108	229	79,499,500.0	2	2	500,000.0
仙台管内	1,547	7,232	614,073,420.0	16	796	61,536,650.0
仙台	470	1,774	87,402,100.0	2	2	250,000.0
福島	348	1,241	95,146,000.0	4	740	60,036,650.0
山形	178	1,142	122,320,000.0	3	3	750,000.0
盛岡	206	924	165,863,770.0	4	16	0.0
秋田	248	1,270	47,742,550.0	1	33	0.0
青森	97	881	95,599,000.0	2	2	500,000.0
札幌管内	2,725	12,715	579,805,350.0	5	181	9,015,000.0
札幌	1,610	7,137	262,615,950.0	0	0	0.0
函館	359	953	45,357,850.0	1	1	250,000.0
旭川	464	1,910	171,577,650.0	1	176	7,765,000.0
釧路	292	2,715	100,253,900.0	3	4	1,000,000.0
高松管内	708	4,083	206,516,850.0	20	947	71,192,500.0
高松	314	1,743	23,902,650.0	3	3	1,050,000.0
徳島	109	342	17,204,000.0	1	751	36,042,500.0
高知	59	465	50,001,000.0	11	178	20,250,000.0
松山	226	1,533	115,409,200.0	5	15	13,850,000.0

（注）「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

払 高				現 在 高				利札払渡 認可件数
件 数	枚 数	券 面 額	内渡件数	件 数	枚 数	券 面 額		
92	4,251	387,228,100.0	0	29,105	217,658	30,034,781,339.5		4
37	2,820	208,844,500.0	0	12,811	103,193	24,042,181,671.5		0
18	2,111	75,527,500.0	0	8,547	68,442	21,658,048,350.0		0
1	32	0.0	0	984	9,709	696,270,350.0		0
2	59	13,010,000.0	0	602	4,941	233,309,160.0		0
2	16	37,500.0	0	716	5,252	336,820,100.0		0
2	6	1,000,000.0	0	201	2,028	178,711,467.5		0
3	35	13,740,000.0	0	111	1,737	220,047,500.0		0
1	48	38,000,000.0	0	224	1,965	136,114,500.0		0
3	447	64,479,500.0	0	533	4,366	179,298,250.0		0
0	0	0.0	0	87	377	50,510,000.0		0
1	1	250,000.0	0	440	2,385	127,177,350.0		0
4	65	2,800,000.0	0	366	1,991	225,874,644.0		0
19	87	7,500,000.0	0	5,156	37,255	1,872,807,900.0		0
17	76	2,500,000.0	0	2,974	21,412	976,747,700.0		0
1	1	5,000,000.0	0	643	3,959	146,074,600.0		0
0	0	0.0	0	1,036	6,978	371,304,500.0		0
0	0	0.0	0	107	902	43,920,700.0		0
1	10	0.0	0	144	1,373	107,509,000.0		0
0	0	0.0	0	252	2,631	227,251,400.0		0
11	313	70,430,000.0	0	2,343	17,229	1,249,398,950.0		2
3	21	10,500,000.0	0	1,441	10,122	691,745,450.0		0
0	0	0.0	0	59	331	17,047,700.0		0
6	28	10,900,000.0	0	225	2,384	95,347,750.0		0
0	0	0.0	0	163	804	68,694,950.0		0
0	0	0.0	0	246	1,596	152,298,250.0		2
2	264	49,030,000.0	0	209	1,992	224,264,850.0		0
3	67	0.0	0	1,299	8,766	682,886,903.0		0
1	48	0.0	0	593	3,638	243,820,810.0		0
1	13	0.0	0	197	1,820	98,555,000.0		0
0	0	0.0	0	421	2,327	140,115,893.0		0
0	0	0.0	0	34	364	43,223,550.0		0
1	6	0.0	0	54	617	157,171,650.0		0
9	702	52,273,600.0	0	2,488	25,523	693,546,145.0		2
4	43	0.0	0	984	19,190	377,825,197.5		2
0	0	0.0	0	77	211	14,769,500.0		0
0	0	0.0	0	251	1,453	22,551,847.5		0
0	0	0.0	0	259	705	56,761,500.0		0
4	584	37,333,000.0	0	337	1,445	71,067,600.0		0
0	0	0.0	0	293	1,622	41,846,000.0		0
1	75	14,940,600.0	0	177	666	28,725,000.0		0
0	0	0.0	0	110	231	79,999,500.0		0
9	65	37,000,000.0	0	1,554	7,963	638,610,070.0		0
0	0	0.0	0	472	1,776	87,652,100.0		0
1	19	0.0	0	351	1,962	155,182,650.0		0
2	7	2,500,000.0	0	179	1,138	120,570,000.0		0
6	39	34,500,000.0	0	204	901	131,363,770.0		0
0	0	0.0	0	249	1,303	47,742,550.0		0
0	0	0.0	0	99	883	96,099,000.0		0
2	28	1,500,000.0	0	2,728	12,868	587,320,350.0		0
2	28	1,500,000.0	0	1,608	7,109	261,115,950.0		0
0	0	0.0	0	360	954	45,607,850.0		0
0	0	0.0	0	465	2,086	179,342,650.0		0
0	0	0.0	0	295	2,719	101,253,900.0		0
2	169	9,680,000.0	0	726	4,861	268,029,350.0		0
1	56	0.0	0	316	1,690	24,952,650.0		0
0	0	0.0	0	110	1,093	53,246,500.0		0
0	0	0.0	0	70	643	70,251,000.0		0
1	113	9,680,000.0	0	230	1,435	119,579,200.0		0

7 供託振替国債年計表（令和3年度）

区分 庁名	前年度越高		受高	
	件数	金額	件数	金額
総数	1,821	317,926,670,000	92	26,706,450,000
東京管内	994	205,440,900,000	47	9,983,000,000
東京	719	196,872,550,000	37	8,108,000,000
横浜	75	3,603,100,000	5	1,145,000,000
さいたま	31	1,478,850,000	3	710,000,000
千葉	24	548,100,000	1	10,000,000
水戸	1	100,000,000	0	0
宇都宮	4	250,000,000	0	0
前橋	30	365,400,000	0	0
静岡	25	643,100,000	0	0
甲府	5	76,000,000	1	10,000,000
長野	37	239,000,000	0	0
新潟	43	1,264,800,000	0	0
大阪管内	286	52,010,920,000	10	10,091,000,000
大阪	209	38,005,250,000	3	10,020,000,000
京都	17	373,400,000	1	10,000,000
神戸	38	13,355,320,000	5	51,000,000
奈良	17	107,950,000	0	0
大和	0	0	0	0
和歌山	5	169,000,000	1	10,000,000
名古屋管内	207	27,144,000,000	16	5,745,900,000
名古屋	133	14,130,350,000	5	3,304,900,000
岐阜	25	2,712,050,000	2	116,200,000
岐阜	8	760,000,000	2	110,000,000
福岡	27	9,071,100,000	6	2,114,800,000
金沢	13	460,500,000	0	0
富山	1	10,000,000	1	100,000,000
広島管内	81	15,608,000,000	2	47,200,000
広島	23	194,600,000	2	47,200,000
山口	16	14,849,000,000	0	0
岡山	28	462,900,000	0	0
鳥取	13	91,500,000	0	0
松江	1	10,000,000	0	0
福岡管内	82	5,065,200,000	2	30,000,000
福岡	41	3,387,200,000	1	10,000,000
佐賀	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0
熊本	5	76,000,000	0	0
大分	16	71,000,000	0	0
鹿児島	20	1,531,000,000	0	0
宮崎	0	0	1	20,000,000
那覇	0	0	0	0
仙台管内	82	3,659,150,000	13	761,550,000
仙台	2	200,000,000	0	0
福島	42	1,565,850,000	6	110,850,000
山形	10	1,319,950,000	2	510,000,000
盛岡	16	124,300,000	5	140,700,000
秋田	1	24,000,000	0	0
青森	11	425,050,000	0	0
札幌管内	60	2,861,000,000	2	47,800,000
札幌	40	365,000,000	2	47,800,000
函館	18	2,416,000,000	0	0
旭川	2	80,000,000	0	0
釧路	0	0	0	0
高松管内	29	6,137,500,000	0	0
高松	9	2,744,000,000	0	0
徳島	2	20,000,000	0	0
高知	0	0	0	0
松山	18	3,373,500,000	0	0

(金額単位 円)

払 高			償 還		現 在 高	
件 数	金 額	内 渡	件 数	金 額	件 数	金 額
316	21,352,600,000	32	222	14,675,200,000	1,629	323,280,520,000
181	14,376,150,000	23	122	9,779,750,000	883	201,047,750,000
121	13,336,400,000	16	87	9,294,400,000	651	191,644,150,000
10	412,800,000	1	3	32,800,000	71	4,335,300,000
12	181,350,000	0	4	128,350,000	22	2,007,500,000
4	65,300,000	0	2	15,300,000	21	492,800,000
0	0	0	0	0	1	100,000,000
1	50,000,000	0	1	50,000,000	3	200,000,000
5	78,100,000	2	5	78,100,000	27	287,300,000
8	101,900,000	2	5	91,000,000	19	541,200,000
2	50,000,000	1	0	0	5	36,000,000
11	58,800,000	1	11	58,800,000	27	180,200,000
7	41,500,000	0	4	31,000,000	36	1,223,300,000
57	1,506,050,000	1	39	1,262,350,000	240	60,595,870,000
36	1,229,350,000	1	32	1,184,350,000	177	46,795,900,000
2	13,000,000	0	2	13,000,000	16	370,400,000
18	253,700,000	0	5	65,000,000	25	13,152,620,000
0	0	0	0	0	17	107,950,000
0	0	0	0	0	0	0
1	10,000,000	0	0	0	5	169,000,000
30	1,721,250,000	0	23	1,142,950,000	193	31,168,650,000
17	830,600,000	0	16	827,600,000	121	16,604,650,000
4	13,350,000	0	3	11,350,000	23	2,814,900,000
3	125,000,000	0	2	110,000,000	7	745,000,000
3	511,800,000	0	1	189,000,000	30	10,674,100,000
3	240,500,000	0	1	5,000,000	10	220,000,000
0	0	0	0	0	2	110,000,000
15	753,000,000	2	13	718,000,000	70	14,902,200,000
3	31,700,000	0	3	31,700,000	22	210,100,000
2	600,000,000	2	2	600,000,000	16	14,249,000,000
8	106,300,000	0	6	71,300,000	20	356,600,000
2	15,000,000	0	2	15,000,000	11	76,500,000
0	0	0	0	0	1	10,000,000
13	1,016,050,000	1	13	1,016,050,000	72	4,079,150,000
5	206,650,000	1	5	206,650,000	38	3,190,550,000
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
4	66,000,000	0	4	66,000,000	1	10,000,000
2	7,000,000	0	2	7,000,000	14	64,000,000
2	736,400,000	0	2	736,400,000	18	794,600,000
0	0	0	0	0	1	20,000,000
0	0	0	0	0	0	0
11	674,100,000	2	8	174,100,000	86	3,746,600,000
0	0	0	0	0	2	200,000,000
3	54,000,000	0	3	54,000,000	45	1,622,700,000
4	510,000,000	2	1	10,000,000	10	1,319,950,000
2	10,100,000	0	2	10,100,000	19	254,900,000
0	0	0	0	0	1	24,000,000
2	100,000,000	0	2	100,000,000	9	325,050,000
0	0	0	0	0	62	2,908,800,000
0	0	0	0	0	42	412,800,000
0	0	0	0	0	18	2,416,000,000
0	0	0	0	0	2	80,000,000
0	0	0	0	0	0	0
9	1,306,000,000	3	4	582,000,000	23	4,831,500,000
5	724,000,000	2	1	10,000,000	6	2,020,000,000
1	10,000,000	0	0	0	1	10,000,000
0	0	0	0	0	0	0
3	572,000,000	1	3	572,000,000	16	2,801,500,000

IV 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条 法務省組織令第68条 法務省組織規則第26条 更生保護法第29条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条 保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称及び管轄区域

（令和3年12月31日現在）

名 称	管 轄 区 域	名 称	管 轄 区 域
札幌保護観察所	札幌地裁の管轄区域	静岡保護観察所	静岡地裁の管轄区域
函館保護観察所	函館	富山保護観察所	富山
旭川保護観察所	旭川	金沢保護観察所	金沢
釧路保護観察所	釧路	福井保護観察所	福井
青森保護観察所	青森	岐阜保護観察所	岐阜
盛岡保護観察所	盛岡	名古屋保護観察所	名古屋
仙台保護観察所	仙台	津保護観察所	津
秋田保護観察所	秋田	大津保護観察所	大津
山形保護観察所	山形	京都保護観察所	京都
福島保護観察所	福島	大阪保護観察所	大阪
水戸保護観察所	水戸	堺支部	大阪地裁堺支部、同
宇都宮保護観察所	宇都宮		岸和田支部の管轄区域
前橋保護観察所	前橋	神戸保護観察所	神戸地裁の管轄区域
さいたま保護観察所	さいたま	奈良保護観察所	奈良
千葉保護観察所	千葉	和歌山保護観察所	和歌山
（処遇部門）		鳥取保護観察所	鳥取
東京保護観察所	東京	松江保護観察所	松江
立川支部	東京地裁立川支部の管轄区域	岡山保護観察所	岡山
横浜保護観察所	横浜地裁の管轄区域	広島保護観察所	広島
新潟保護観察所	新潟	山口保護観察所	山口
甲府保護観察所	甲府	徳島保護観察所	徳島
長野保護観察所	長野	高松保護観察所	高松
		松山保護観察所	松山

名 称	管 轄 区 域	名 称	管 轄 区 域
高知保護観察所	高知地裁の管轄区域	熊本保護観察所	熊本 〃
福岡保護観察所	福岡 〃	大分保護観察所	大分 〃
北九州支部	福岡地裁小倉支部、同 行橋支部の管轄区域	宮崎保護観察所	宮崎 〃
佐賀保護観察所	佐賀地裁の管轄区域	鹿児島保護観察所	鹿児島 〃
長崎保護観察所	長崎 〃	那覇保護観察所	那覇 〃

3 駐在官事務所の名称

(令和3年12月31日現在)

名	称
札幌保護観察所室蘭駐在官事務所	津保護観察所四日市駐在官事務所
旭川保護観察所稚内駐在官事務所	神戸保護観察所姫路駐在官事務所
旭川保護観察所沼田駐在官事務所	神戸保護観察所尼崎駐在官事務所
釧路保護観察所帯広駐在官事務所	鳥取保護観察所米子駐在官事務所
釧路保護観察所北見駐在官事務所	岡山保護観察所津山駐在官事務所
釧路保護観察所網走駐在官事務所	広島保護観察所福山駐在官事務所
福島保護観察所いわき駐在官事務所	山口保護観察所下関駐在官事務所
水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所	松山保護観察所宇和島駐在官事務所
横浜保護観察所小田原駐在官事務所	福岡保護観察所飯塚駐在官事務所
新潟保護観察所上越駐在官事務所	長崎保護観察所佐世保駐在官事務所
長野保護観察所飯田駐在官事務所	熊本保護観察所八代駐在官事務所
静岡保護観察所浜松駐在官事務所	鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所
静岡保護観察所沼津駐在官事務所	那覇保護観察所石垣駐在官事務所
金沢保護観察所七尾駐在官事務所	那覇保護観察所宮古島駐在官事務所
名古屋保護観察所豊橋駐在官事務所	

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了（令和3年）

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開 始 等			終 了 等		
		総 数	開 始	移 送	総 数	保護観察 終了	移 送
総 数	26,706	27,069	25,623	1,446	29,131	27,687	1,444
1 号 観 察	10,314	10,370	9,932	438	11,622	11,182	440
一 般	6,427	4,100	3,778	322	4,750	4,427	323
交 通	1,687	1,716	1,633	83	1,871	1,787	84
短 期	910	1,131	1,105	26	1,382	1,356	26
交 通 短 期	1,290	3,423	3,416	7	3,619	3,612	7
2 号 観 察	2,044	1,693	1,560	133	1,940	1,808	132
SE・SA対象者以外	1,653	1,498	1,384	114	1,652	1,538	114
SE・SA対象者	391	195	176	19	288	270	18
3 号 観 察	4,249	11,074	10,830	244	11,118	10,874	244
全 部 実 刑	…	…	9,740	…	…	9,812	…
一 部 猶 予	…	…	1,090	…	…	1,062	…
4 号 観 察	10,099	3,932	3,301	631	4,451	3,823	628
一 部 猶 予	…	…	1,325	…	…	1,404	…
全 部 猶 予	…	…	1,976	…	…	2,419	…
5 号 観 察	—	—	—	—	—	—	—
北海道地方委員会管内	1,053	1,343	1,291	52	1,369	1,292	77
札幌 幌 幌	649	749	717	32	748	726	22
函 館 館	104	126	123	3	148	135	13
旭 川 川	135	158	148	10	175	163	12
釧 路 路	165	310	303	7	298	268	30
東北地方委員会管内	1,189	1,198	1,139	59	1,300	1,238	62
青 森 森	122	157	150	7	161	154	7
盛 岡 岡	141	146	135	11	133	126	7
仙 台 台	366	368	352	16	420	401	19
秋 田 田	129	118	113	5	135	131	4
山 形 形	140	117	115	2	134	126	8
福 島 島	291	292	274	18	317	300	17
関東地方委員会管内	10,670	9,995	9,358	637	11,024	10,403	621
水 戸 戸	630	653	607	46	664	634	30
宇 都 宮 宮	479	456	441	15	497	469	28
前 橋 橋	425	422	397	25	438	417	21
さ い た ま ま	1,458	1,439	1,332	107	1,549	1,459	90
千 葉 葉	1,319	1,103	1,031	72	1,210	1,138	72
東 京 京	2,796	2,930	2,725	205	3,239	3,008	231
(本 庁 庁)	1,946	2,078	1,946	132	2,346	2,178	168
(立 川 支 部 部)	850	852	779	73	893	830	63
横 浜 浜	2,154	1,727	1,612	115	1,998	1,914	84
新 潟 潟	325	284	275	9	332	316	16
甲 府 府	176	180	171	9	172	165	7
長 野 野	261	228	222	6	276	257	19
静 岡 岡	647	573	545	28	649	626	23

年 末 現 在 保 護 観 察 中 の 人 員	本年新たに 一時解除	本年新たに 仮 解 除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮 解 除	所在不明	法77条第1 項の停止	法令による 身柄拘束
24,644	4	78	1	57	215	87	547
9,062	4	—	1	—	36	—	139
5,777	3	—	1	—	28	—	109
1,532	1	—	—	—	6	—	26
659	—	—	—	—	1	—	2
1,094	—	—	—	—	1	—	2
1,797	—	—	—	—	10	—	44
1,499	—	—	—	—	8	—	37
298	—	—	—	—	2	—	7
4,205	—	—	—	—	89	87	25
3,857	—	—	—	—	80	78	24
348	—	—	—	—	9	9	1
9,580	—	78	—	57	80	—	339
2,608	—	1	—	—	18	—	129
6,972	—	77	—	57	62	—	210
—	—	—	—	—	—	—	—
1,027	—	7	—	4	9	3	14
650	—	4	—	2	2	—	8
82	—	1	—	1	1	1	1
118	—	1	—	—	4	2	3
177	—	1	—	1	2	—	2
1,087	—	6	—	6	11	2	27
118	—	—	—	—	1	1	1
154	—	—	—	—	1	—	6
314	—	1	—	1	3	—	9
112	—	—	—	—	—	—	3
123	—	3	—	3	—	—	3
266	—	2	—	2	6	1	5
9,641	—	18	—	12	111	45	235
619	—	1	—	1	2	—	11
438	—	—	—	—	4	1	8
409	—	—	—	—	4	—	9
1,348	—	4	—	3	22	3	37
1,212	—	2	—	2	5	1	37
2,487	—	4	—	2	35	26	66
1,678	—	—	—	—	34	26	52
809	—	4	—	2	1	—	14
1,883	—	4	—	2	31	12	31
277	—	1	—	—	1	1	8
184	—	—	—	—	1	—	10
213	—	1	—	1	—	—	8
571	—	1	—	1	6	1	10

保護観察の種別 保護観察所	前年からの 繰越し	開始等			終了等		
		総数	開始	移送	総数	保護観察 終了	移送
中部地方委員会管内	2,683	2,793	2,650	143	2,902	2,759	143
富山	130	114	107	7	144	136	8
金沢	146	169	166	3	164	153	11
福井	127	143	137	6	147	142	5
岐阜	342	383	360	23	408	374	34
名古屋	1,607	1,633	1,553	80	1,692	1,625	67
津	331	351	327	24	347	329	18
近畿地方委員会管内	5,297	5,784	5,475	309	6,050	5,781	269
大津	276	275	263	12	320	309	11
京都	569	749	719	30	769	729	40
大阪	2,638	2,815	2,631	184	2,923	2,793	130
(本庁)	1,888	1,943	1,801	142	2,053	1,965	88
(堺支部)	750	872	830	42	870	828	42
神戸	1,336	1,386	1,330	56	1,463	1,404	59
奈良	252	296	280	16	301	292	9
和歌山	226	263	252	11	274	254	20
中国地方委員会管内	1,617	1,728	1,676	52	1,844	1,777	67
鳥取	109	111	108	3	117	110	7
松江	114	117	112	5	121	116	5
岡山	491	604	587	17	586	572	14
広島	643	563	548	15	679	652	27
山口	260	333	321	12	341	327	14
四国地方委員会管内	1,000	933	901	32	1,007	959	48
徳島	139	121	114	7	137	130	7
高松	331	326	315	11	352	338	14
松山	316	327	316	11	322	308	14
高知	214	159	156	3	196	183	13
九州地方委員会管内	3,197	3,295	3,133	162	3,635	3,478	157
福岡	1,473	1,497	1,409	88	1,738	1,662	76
(本庁)	1,062	1,061	1,005	56	1,256	1,199	57
(北九州支部)	411	436	404	32	482	463	19
佐賀	142	158	151	7	161	143	18
長崎	198	229	226	3	229	212	17
熊本	309	319	306	13	317	303	14
大分	175	162	149	13	187	182	5
宮崎	195	205	197	8	220	215	5
鹿児島	233	240	229	11	246	241	5
那覇	472	485	466	19	537	520	17

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に対
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定に
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されている者）
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に
5 「5号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許さ
6 3号観察及び4号観察の内訳において、統計資料がない数値については「…」と示した。

年末現在 保護観察中 の人員	本年新たに 一時解除	本年新たに 仮解除	年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの				
			一時解除	仮解除	所在不明	法77条第1 項の停止	法令による 身柄拘束
2,574	—	3	—	3	18	5	50
100	—	—	—	—	1	1	1
151	—	1	—	1	3	—	3
123	—	—	—	—	—	—	5
317	—	1	—	—	3	3	5
1,548	—	1	—	2	9	1	24
335	—	—	—	—	2	—	12
5,031	—	18	—	13	29	13	116
231	—	6	—	5	—	—	6
549	—	3	—	3	7	1	15
2,530	—	4	—	1	11	5	77
1,778	—	3	—	1	11	5	62
752	—	1	—	—	—	—	15
1,259	—	4	—	3	6	4	16
247	—	—	—	—	1	1	—
215	—	1	—	1	4	2	2
1,501	1	9	—	9	13	10	31
103	—	—	—	—	—	—	6
110	1	1	—	—	—	—	1
509	—	4	—	5	4	3	7
527	—	4	—	4	3	3	12
252	—	—	—	—	6	4	5
926	—	5	—	3	6	3	20
123	—	3	—	2	1	—	4
305	—	1	—	—	3	2	5
321	—	1	—	1	2	1	4
177	—	—	—	—	—	—	7
2,857	3	12	1	7	18	6	54
1,232	—	4	—	2	11	5	25
867	—	1	—	1	10	4	17
365	—	3	—	1	1	1	8
139	—	1	—	1	2	—	4
198	1	—	—	—	1	1	3
311	1	5	—	2	1	—	3
150	—	—	—	—	—	—	2
180	—	—	—	—	1	—	8
227	1	2	1	2	2	—	6
420	—	—	—	—	—	—	3

する保護観察をいう。
より少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。
に対する保護観察をいう。
付されている者）に対する保護観察をいう。
れて保護観察に付されている者）に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(令和3年)

事件の種類	前年から の繰越	開			始			終了		年末現在 係属中
		総 数	身 調 査	上 求 書	生活 環境調整	要調整事 項等通知書	短期又は長期 処遇からの移行	総 数	了 了	
総	数	39,426	34,051	33,224	29	798	...	35,156	35,156	38,321
刑事施設収容者		37,702	31,847	31,035	29	783	...	32,713	32,713	36,836
少年院在院者		1,724	2,204	2,189	...	15	...	2,443	2,443	1,485
婦人補導院在院者		-	-	-	-	-	...	-	-	-

(注) ...は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条 保護司の選考に関する規則（平成13年法務省令第15号）

令和3年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

区分 庁名	開催 回数	選考人員		保護司法第12 条による解職	委嘱人員			退任人員			
		承認	否決		新任	再任	計	任期満了	死亡	辞任	計
札幌	2	598	0	0	44	554	598	37	12	20	69
函館	2	230	0	0	24	206	230	14	4	6	24
旭川	2	306	0	0	30	276	306	18	5	4	27
釧路	2	368	0	0	45	323	368	24	3	11	38
小計	8	1,502	0	0	143	1,359	1,502	93	24	41	158
青森	2	265	0	0	43	222	265	20	1	4	25
盛岡	2	278	0	0	37	241	278	23	5	4	32
仙台	2	578	0	0	52	526	578	20	6	6	32
秋田	2	316	0	0	43	273	316	14	1	4	19
山形	2	318	0	0	38	280	318	20	0	5	25
福島	2	472	0	0	56	416	472	33	5	11	49
小計	12	2,227	0	0	269	1,958	2,227	130	18	34	182
水戸	3	463	0	0	46	417	463	43	3	15	61
宇都宮	2	418	0	0	69	349	418	32	6	10	48
前橋	2	374	0	0	54	320	374	26	3	5	34
さいたま	2	761	0	0	62	699	761	50	4	12	66
千葉	3	673	0	0	91	582	673	43	5	6	54
東京	2	1,287	0	0	168	1,116	1,284	93	13	67	173
横浜	2	776	0	0	87	689	776	73	15	14	102
新潟	2	461	0	0	48	413	461	34	3	7	44
甲府	3	241	0	0	27	214	241	20	3	4	27
長野	2	487	0	0	48	439	487	38	3	3	44
静岡	2	629	0	0	84	545	629	50	5	11	66
小計	25	6,570	0	0	784	5,783	6,567	502	63	154	719
富山	2	278	0	0	30	247	277	16	3	4	23
金沢	2	260	0	0	31	229	260	19	2	6	27
福井	2	198	0	0	23	175	198	18	3	5	26
岐阜	2	357	0	0	48	309	357	34	2	10	46
名古屋	2	1,044	0	0	125	919	1,044	87	7	25	119
小計	2	333	0	0	40	293	333	19	4	16	39
小計	12	2,470	0	0	297	2,172	2,469	193	21	66	280
大津	2	238	0	0	36	202	238	20	2	3	25
京都	2	535	0	0	46	489	535	23	5	15	43
大阪	3	1,486	0	0	96	1,400	1,496	94	17	20	131
神戸	2	945	0	0	99	846	945	58	11	11	80
奈良	2	274	0	0	38	236	274	13	1	5	19
和歌山	3	326	0	0	44	282	326	35	3	3	41
小計	14	3,804	0	0	359	3,455	3,814	243	39	57	339
小鳥	2	165	0	0	19	146	165	17	1	0	18
松江	2	265	0	0	31	234	265	27	2	6	35
岡山	2	481	0	0	48	433	481	27	4	8	39
広島	2	596	0	0	83	513	596	51	5	15	71
山口	2	375	0	0	56	319	375	22	5	6	33
小計	10	1,882	0	0	237	1,645	1,882	144	17	35	196
小徳	2	229	0	0	19	210	229	11	0	6	17
高松	2	291	0	0	46	245	291	14	1	2	17
松山	2	398	0	0	37	361	398	21	3	6	30
高知	2	263	0	0	35	228	263	17	6	0	0
小計	8	1,181	0	0	137	1,044	1,181	63	10	14	64
小福	2	888	0	0	109	779	888	70	11	11	92
佐賀	2	231	0	0	26	205	231	21	1	3	25
長崎	2	410	0	0	43	367	410	20	8	7	35
熊本	2	470	0	0	38	432	470	33	6	8	47
大分	2	309	0	0	65	244	309	23	3	6	32
宮崎	2	294	0	0	34	260	294	9	2	3	14
鹿兒	1	309	0	0	68	381	449	38	4	14	56
那覇	2	355	0	0	21	151	172	12	3	5	20
小計	15	3,266	0	0	404	2,819	3,223	226	38	57	321
合 計	104	22,902	0	0	2,630	20,235	22,865	1,594	230	458	2,259

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

ア 検察庁の数

（令和3年12月31日現在）

区 分	最 高 検 察 庁	高 等 検 察 庁	同 支 部	管内地方検察庁	同 支 部	管内区検察庁
		東京高等検察庁	－	11	46	107
		大阪高等検察庁	－	6	22	57
		名古屋高等検察庁	1	6	20	42
		広島高等検察庁	2	5	18	41
		福岡高等検察庁	2	8	41	82
		仙台高等検察庁	1	6	29	51
		札幌高等検察庁	－	4	16	33
		高松高等検察庁	－	4	11	25
1		8	6	50	203	438

イ 検察庁の名称

(ア) 最高検察庁

(イ) 高等検察庁（8庁）

（令和3年12月31日現在）

東 京 高 等 検 察 庁	福 岡 高 等 検 察 庁
大 阪 高 等 検 察 庁	仙 台 高 等 検 察 庁
名 古 屋 高 等 検 察 庁	札 幌 高 等 検 察 庁
広 島 高 等 検 察 庁	高 松 高 等 検 察 庁

(ウ) 高等検察庁支部（6庁）

（令和3年12月31日現在）

名古屋高等検察庁金沢支部	福岡高等検察庁宮崎支部
広島高等検察庁岡山支部	福岡高等検察庁那覇支部
広島高等検察庁松江支部	仙台高等検察庁秋田支部

(エ) 地方検察庁（50庁）

（令和3年12月31日現在）

高検名	名	称	高検名	名	称
東京 11	東京	地方検察庁	福岡 8	岡山	地方検察庁
	横浜	地方検察庁		鳥取	地方検察庁
	さいたま	地方検察庁		松江	地方検察庁
	千葉	地方検察庁		福岡	地方検察庁
	水戸	地方検察庁		佐賀	地方検察庁
	宇都宮	地方検察庁		長崎	地方検察庁
	前橋	地方検察庁		大分	地方検察庁
	静岡	地方検察庁		熊本	地方検察庁
	甲府	地方検察庁		鹿児島	地方検察庁
	長野	地方検察庁		宮崎	地方検察庁
大阪 6	新潟	地方検察庁	仙台 6	那覇	地方検察庁
	大阪	地方検察庁		仙台	地方検察庁
	京都	地方検察庁		福島	地方検察庁
	神戸	地方検察庁		山形	地方検察庁
	奈良	地方検察庁		盛岡	地方検察庁
	大津	地方検察庁		秋田	地方検察庁
名古屋 6	和歌山	地方検察庁	札幌 4	青森	地方検察庁
	名古屋	地方検察庁		札幌	地方検察庁
	津	地方検察庁		函館	地方検察庁
	岐阜	地方検察庁		旭川	地方検察庁
	福井	地方検察庁	高松 4	釧路	地方検察庁
広島 5	金沢	地方検察庁		高松	地方検察庁
	富山	地方検察庁		徳島	地方検察庁
	広島	地方検察庁		高知	地方検察庁
	山口	地方検察庁		松山	地方検察庁

（注） 高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

(オ) 地方検察庁支部（203庁）

（令和3年12月31日現在）

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東京 1	立川	合議	4	相模原		4	さいたま	越谷
	横浜	合議		横須賀	合議		川越	合議
	川崎	合議		小田原	合議		熊谷	合議

地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所	地検名	支 部 名	裁 判 所
佐賀 2 長崎 7	小倉	合 議	仙 台 5	石 垣	合 議	函 館 1 旭 川 4	浦 河	合 議
	行 橋			大 河			小 樽	
	田 川			古 川			岩 内	
	武雄			石 巻			江 差	
	唐津			登 米			名 寄	
大 分 5	大 島	合 議	福 島 5	気 仙	合 議	釧 路 4	紋 別	合 議
	佐世保			相 馬			留 萌	
	平 戸			郡 山			稚 内	
	壱 岐			白 河			帶 広	
	五 島			会津若松			網 走	
熊 本 6	厳 原	合 議	山 形 4	新 庄	合 議	高 松 2 徳 島 2 高 知 3 松 山 4	北 見	合 議
	杵 築			米 沢			根 室	
	佐 伯			鶴 岡			丸 亀	
	竹 田			酒 田			観 音 寺	
	中 津			花 巻			阿 南	
鹿 児 島 5	日 田	合 議	盛 岡 6	二 戸	合 議	高 知 3 松 山 4	美 馬	合 議
	玉 名			遠 野			須 崎	
	山 鹿			宮 古			安 芸	
	阿 蘇			一 関			中 村	
	八 代			水 沢			大 洲	
宮 崎 3	天 草	合 議	秋 田 5	能 代	合 議	高 松 2 徳 島 2 高 知 3 松 山 4	西 条	合 議
	名 瀬			本 荘			今 治	
	加 治			大 館			宇 和 島	
	知 覧			横 手				
	川 内			五所川原				
那 覇 4	鹿 屋	合 議	青 森 4	弘 前	合 議	高 松 2 徳 島 2 高 知 3 松 山 4	阿 南	合 議
	日 南			八 戸			須 崎	
	都 城			十 和田			安 芸	
	延 岡			岩 見			大 洲	
	沖 縄			滝 川			室 蘭	
	平 良	合 議	札 幌 7	苦 小 牧	合 議	高 松 2 徳 島 2 高 知 3 松 山 4		合 議

(注) 1 地検名の下に数字は管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

(注) 1 地検名の下に数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

(カ) 区 検 察 庁 (438庁)

(令和3年12月31日現在)

地検名	区 検 察 庁										地検名	区 検 察 庁																											
東京 9	とうきょうはちじょうしまいずおおしまにいじま 東 京 八 丈 島 伊 豆 大 島 新 島 はちおうじたちかわむさしのおうめ 八王子立川武蔵野青 梅 まちだ 町 田	東京 9	とうきょうはちじょうしまいずおおしまにいじま 東 京 八 丈 島 伊 豆 大 島 新 島 はちおうじたちかわむさしのおうめ 八王子立川武蔵野青 梅 まちだ 町 田	長 野 11	ながのいいやまうえだく 長 野 飯 山 上 田 佐 久 まつもとせきふくしまおおまちす 松 本 木 曽 福 島 大 町 諏 訪 おかや 岡 谷 飯 田 伊 那	長 野 11	ながのいいやまうえだく 長 野 飯 山 上 田 佐 久 まつもとせきふくしまおおまちす 松 本 木 曽 福 島 大 町 諏 訪 おかや 岡 谷 飯 田 伊 那	新 潟 12	にいがたつ津さんじょう新 発 田 新 潟 湯 津 三 条 し ば た むらかみながおかとおかまちかしわ 村 上 長 岡 十 日 町 柏 崎 みなみうおぬまたかいたいのがわさ 南 魚 沼 高 田 糸 魚 川 佐 渡	新 潟 12	にいがたつ津さんじょう新 発 田 新 潟 湯 津 三 条 し ば た むらかみながおかとおかまちかしわ 村 上 長 岡 十 日 町 柏 崎 みなみうおぬまたかいたいのがわさ 南 魚 沼 高 田 糸 魚 川 佐 渡	大 阪 12	おおさかおおさかいけだおおさかすい 大 阪 大 阪 池 田 豊 中 吹 田 いばらきひがしおおさかひらかたさい 茨 木 東 大 阪 枚 方 堺 とんだばやしはびきの岸和 田 佐 野 富 田 林 羽 曳 野	大 阪 12	おおさかおおさかいけだおおさかすい 大 阪 大 阪 池 田 豊 中 吹 田 いばらきひがしおおさかひらかたさい 茨 木 東 大 阪 枚 方 堺 とんだばやしはびきの岸和 田 佐 野 富 田 林 羽 曳 野	京 都 12	きょうとふ見右京向 京 都 伏 見 右 京 向 日 町 きよたづ宇治園の部亀岡 みやづ津京丹後舞鶴ふくやま 宮 津 京 丹 後 舞 鶴 福 知 山	京 都 12	きょうとふ見右京向 京 都 伏 見 右 京 向 日 町 きよたづ宇治園の部亀岡 みやづ津京丹後舞鶴ふくやま 宮 津 京 丹 后 舞 鶴 福 知 山	神 戸 14	こうべにしのみやいたみあまがき 神 戸 西 宮 伊 丹 尼 崎 あかかいやまかいばら姫 路 かこがわやしろとつ原 豊 加 古 川 社 龍 野 岡 浜 坂 洲 本	神 戸 14	こうべにしのみやいたみあまがき 神 戸 西 宮 伊 丹 尼 崎 あかかいやまかいばら姫 路 かこがわやしろとつ原 豊 加 古 川 社 龍 野 岡 浜 坂 洲 本	奈 良 5	な 良 かつらぎ う だ こじょう 奈 良 葛 城 宇 陀 五 條 吉 野	奈 良 5	な 良 かつらぎ う だ こじょう 奈 良 葛 城 宇 陀 五 條 吉 野	大 津 6	おおつ高たし島こうかひこね 大 津 高 崎 島 甲 賀 彦 根 ひがしおうみながはま 浜 東 近 江 長 浜	大 津 6	おおつ高たし島こうかひこね 大 津 高 崎 島 甲 賀 彦 根 ひがしおうみながはま 浜 東 近 江 長 浜	和 歌 山 8	わかやまゆあきみょうじはしもと 和 歌 山 湯 浅 妙 寺 橋 本 たなべくしもと本御坊新 宮 田 辺 串 本 御 坊 新 宮	和 歌 山 8	わかやまゆあきみょうじはしもと 和 歌 山 湯 浅 妙 寺 橋 本 たなべくしもと本御坊新 宮 田 辺 串 本 御 坊 新 宮	甲 府 4	こうふかじかざわつるふじよしだ 甲 府 鯉 沢 都 留 富 士 吉 田	甲 府 4	こうふかじかざわつるふじよしだ 甲 府 鯉 沢 都 留 富 士 吉 田

地検名	区 検 察 庁						地検名	区 検 察 庁							
津 9	津 よっかいち 四日市 おわ 尾	鈴 く 桑	鹿 な 名	まつ い 伊	さ せ 勢	が ま 賀の野	福岡 14	福岡 直 うき 行	岡 が 方 は 橋	宗 小 や 柳	像 倉 川 た が わ 川	あ ま お 折 大	ぎ 木 尾 む た 田	い 飯 く 久 や 八	づ 塚 る 留 め め 女
岐阜 7	岐 た 多	ふ 治 見	ぐ 郡 中	じょう 上 津	おお 大 高	が き 垣 山	佐賀 6	佐 伊	が 賀 里	鳥 唐	す 栖 津	た け 武	お 雄	か し 鹿	しま 鳥
福井 5	福 お 小	く 井 浜	た 武	け 生	おお 大	の 野	長崎 11	長 佐 新	が き 世 上	崎 保 五	おお 大 平 い 原	む 村 戸 原	い さ 諫 上	は 早 岐 県	しま 島 五
金沢 5	か 金 珠	な 沢 洲	こ 小	まつ 松	な 七	お 尾	大分 9	大 お 豊	た 分 高	べ 別 日	ふ 府 田	つ 杵 竹	き 築 田	な 中 佐	つ 津 伯
富山 4	と 富	や 山	う 魚	お 津	た 高	か 岡	熊本 13	く 熊 山	ま 本 鹿	う 宇 阿	き 城 蘇	あ 荒 高	お 尾 森	た 玉 御	な 名 船
広島 11	ひろ 広	しま 島	ひがし 東	ひろ 島	か 可	べ 部		や 八	う 代	き 阿 水	あ 蘇 俣	お 高 人	た 吉	な 天	ま 草
山口 10	や 山	ま 口	ほ 防	う 府	し 周	なん 南	鹿児島 16	か 鹿	こ 児	い 伊	う 集	い 院	た 種	や 屋	く 久
岡山 10	なが 長	ふ 船	な 門	い 岩	う 国	べ 部	宮崎 8	お 大	お 隅	ち 知	ら 覧	み 水	か 加	お 大	く 口
	ふ 船	な 木	な 門	い 岩	う 国	べ 部		川	内	出	み 水	か 加	お 大	く 口	く 口
鳥取 3	と 鳥	と 取	倉	よし 吉	な 米	こ 子	那覇 5	な 那	は 覇	お 沖	な 縄	な 名	ご 護	ひ 平	ら 良
松江 7	ま 松	つ 江	う 雲	なん 南	い 出	も 雲	仙台 7	甘 仙	だ 台	お 大	わ 原	ふ 古	か 川	つ 築	き 館
	益	だ 田	かわ 川	もと 本	ざ 西	郷			い い	の	ま 登	め 米	か 古	わ 川	き 築

地検名	区 検 察 庁						地検名	区 検 察 庁					
福島 9	福島 会津若松 相馬	島郡 たじま 田島	やま しらかわ 白河	たなぐら 棚倉 ふくしま 福島富岡			旭川 9	あさひかわ 旭川 もんべつ 紋別 てしお 天塩	ふかがわ 深川 なかとんべつ 中頓別	ふらの 富良野 るもい 留萌	なよろ 名寄 わっかない 稚内		
山形 7	やまがた 山形 ながい 長井	しんじょう 新庄 つるおか 鶴岡	よねざわ 米沢 さかた 酒田	あかゆ 赤湯 あか 赤			釧路 8	くしろ 釧路 きた見 北見	おびひろ 帯広 えんがる 遠軽	ほんべつ 本別 ねむろ 根室	あばしり 網走 しべつ 標津		
盛岡 10	もりおか 盛岡 とおの 遠野 いちのせき 一関	はな 花 かまいし 釜石 みずさ みず沢	にのへ 二戸 おおふなと お船渡	くじ 久慈 みや 宮古			高松 5	たかまつ 高松 かんおんじ 観音寺	とのしょう 土庄 まるがめ 丸亀	ぜんつうじ 善通寺			
秋田 10	あきた 秋田 おおだて 大館 おおまがり 大曲	お 男 かづ 鹿角 かくの 角館	のしろ 能代 よこて 横手	ほんじょう 本庄 ゆざわ 湯沢			徳島 7	とくしま 徳島 みま 美馬	なると 鳴門 とくしまいけだ 徳島池田	あなん 阿南 よしのがわ 吉野川	むぎ 牟岐		
青森 8	あおもり 青森 ひろさき 弘前	むつ むつ あじがさわ 鱒ヶ沢	のへじ 野辺地 はちのへ 八戸	ごしよがわ 五所川原 とわだ 十和田			高知 4	こうち 高知	すざき 須崎	あき 安芸	なかむら 中村		
札幌 11	さっぽろ 札幌 むろらん 室蘭 しずない 静内	いわみざわ 岩見沢 だて 伊達 おたる 小樽	ゆうばり 夕張 とまこまい 苫小牧 いわない 岩内	たきかわ 滝川 うらかわ 浦河			松山 9	まつやま 松山 にい 新居 あいな 愛南	おおず 大洲 しこくちゅう 四国中央	やわたはま 八幡浜 いまばり 今治	さいじょう 西条 うわじま 宇和島		
函館 5	はこだて 函館 すつ都	まつまえ 松前	やくも 八雲	えさし 江差			(注) 地検名の下に数字は、管内区検察庁の数を示す。						

(2) 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

区 分	大 審 院 検 事 局			控 訴 院 検 事 局			地 方 ・ 区 裁 判 所 検 事 局				合 計
	総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計	
明 治 23. 8 勅 令 158号	1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
明 治 27. 2 勅 令 17号	1	5	6	7	17	24	49	210	95	354	384
明 治 31. 6 勅 令 122号	1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
明 治 35. 3 勅 令 93号	1	7	8	7	30	37	49	174	59	282	327
明 治 40. 3 勅 令 79号	1	7	8	7	29	36	50	201	92	343	387
明 治 43. 3 勅 令 152号	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
大 勅 正 2. 6 令 171号	1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
大 勅 正 6. 8 令 122号	1	7	8	7	22	29	51	300		351	388
大 勅 正 8. 6 令 292号	1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
大 勅 正 12. 4 令 150号	1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
昭 和 3. 7 勅 令 163号	1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
昭 和 7. 9 勅 令 280号	1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
昭 和 12.10 勅 令 575号	1	13	14	7	37	44	51	558		609	667
昭 和 13. 8 勅 令 572号	1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
昭 和 14. 8 勅 令 564号	1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
昭 和 16. 1 勅 令 12号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 和 16. 3 勅 令 190号	1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
昭 和 17.11 勅 令 747号	1	11	12	7	41	48	51	514		565	625
昭 和 18.11 勅 令 811号	1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
昭 和 20. 1.15 勅 令 15号	1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
昭 和 20. 5.21 勅 令 319号	1	11	12	7	41	48	51	546		597	657
昭 和 20. 8. 1 勅 令 444号	1	11	12	7	41	49	51	546		597	658
昭 和 21. 1.29 勅 令 47号	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
昭 和 21. 4.15 勅 令 230号	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
昭 和 21. 6. 1 勅 令 295号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
昭 和 21. 9. 5 勅 令 419号	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

区	分	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	合計
昭政	和令 22. 5. 3 36号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭政	和令 22. 7. 5 125号	1	1	8	72	777	430	1,289
昭政	和令 22.12.27 297号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭政	和令 23. 6.24 137号	1	1	8	73	778	430	1,291
昭政	和令 23. 9.17 293号	1	1	8	73	778	530	1,391
昭法	和律 24. 5.31 126号	1	1	8	920		737	1,667
昭法	和律 25.12.13 260号	1	1	8	920		743	1,673
昭法	和律 26. 3.31 81号	1	1	8	920		787	1,717
昭法	和律 28. 7.31 95号	1	1	8	970		737	1,717
昭法	和律 29. 6.17 186号	1	1	8	970		737	1,717
昭法	和律 30. 6.30 29号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 31. 3.31 48号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 32. 4.10 59号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 33. 5. 1 111号	1	1	8	990		717	1,717
昭法	和律 34. 7. 9 167号	1	1	8	1,024		717	1,751
昭法	和律 35.12.26 162号	1	1	8	1,034		717	1,761
昭法	和律 36. 6. 2 111号	1	1	8	1,049		717	1,776
昭法	和律 37. 3.31 54号	1	1	8	1,049		737	1,796
昭法	和律 38. 7.10 127号	1	1	8	1,052		752	1,814
昭法	和律 39.12.21 182号	1	1	8	1,057		762	1,829
昭和40年度予算上 定員昭	和40. 4. 1	1	1	8	1,067		762	1,839
昭和41年度予算上 定員昭	和41. 4. 1	1	1	8	1,072		762	1,844
昭和42年度予算上 定員昭	和42. 4. 1	1	1	8	1,077		784	1,871
昭和43年度予算上 定員昭	和43. 4. 1	1	1	8	1,087		804	1,901
昭和44年度予算上 定員昭	和44. 4. 1	1	1	8	1,122		814	1,946
昭和45年度予算上 定員昭	和45. 4. 1	1	1	8	1,122		851	1,983
昭和46年度予算上 定員昭	和46. 4. 1	1	1	8	1,122		887	2,019
昭和47年度予算上 定員昭	和47. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122	898		(41) 2,030
昭和48年度予算上 定員昭	和48. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122	903		(41) 2,035
昭和49年度予算上 定員昭	和49. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122	908		(41) 2,040

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		913	(41) 2,045
昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		916	(41) 2,048
昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1	1	1	8	(41) 1,122		919	(41) 2,051
昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1	1	1	8	(33) 1,130		919	(33) 2,059
昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1	1	1	8	(26) 1,137		919	(26) 2,066
昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1	1	1	8	(22) 1,141		919	(22) 2,070
昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1	1	1	8	(19) 1,144	(3) 916	(22) 2,070	(22) 2,070
平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1	1	1	8	(16) 1,147	(6) 913	(22) 2,070	(22) 2,070
平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1	1	1	8	(16) 1,182	(6) 913	(22) 2,105	(22) 2,105
平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1	1	1	8	(16) 1,216	(6) 913	(22) 2,139	(22) 2,139
平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1	1	1	8	(16) 1,248	(6) 913	(22) 2,171	(22) 2,171
平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1	1	1	8	(16) 1,278	(6) 913	(22) 2,201	(22) 2,201
平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1	1	1	8	(16) 1,319	(6) 913	(22) 2,242	(22) 2,242
平成13年度予算上 定員平成13. 4. 1	1	1	8	1,365	919	2,294	2,294
平成14年度予算上 定員平成14. 4. 1	1	1	8	1,404	899	2,313	2,313
平成15年度予算上 定員平成15. 4. 1	1	1	8	1,443	899	2,352	2,352
平成16年度予算上 定員平成16. 4. 1	1	1	8	1,495	899	2,404	2,404

区 分	検事総長	次長検事	検 事 長	検事 1 級	検事 2 級	副 検 事	合 計
平成17年度予算上 定員平成17. 4. 1	1	1	8	1,538		899	2,447
平成18年度予算上 定員平成18. 4. 1	1	1	8	1,581		899	2,490
平成19年度予算上 定員平成19. 4. 1	1	1	8	1,624		899	2,533
平成20年度予算上 定員平成20. 4. 1	1	1	8	1,669		899	2,578
平成21年度予算上 定員平成21. 4. 1	1	1	8	1,713		899	2,622
平成22年度予算上 定員平成22. 4. 1	1	1	8	1,758		899	2,667
平成23年度予算上 定員平成23. 4. 1	1	1	8	1,781		899	2,690
平成24年度予算上 定員平成24. 4. 1	1	1	8	1,800		899	2,709
平成25年度予算上 定員平成25. 4. 1	1	1	8	1,812		899	2,721
平成26年度予算上 定員平成26. 4. 1	1	1	8	1,825		899	2,734
平成27年度予算上 定員平成27. 4. 1	1	1	8	1,835		899	2,744
平成28年度予算上 定員平成28. 4. 1	1	1	8	1,845		899	2,754
平成29年度予算上 定員平成29. 4. 1	1	1	8	1,855		899	2,764
平成30年度予算上 定員平成30. 4. 1	1	1	8	1,858		899	2,767
令和元年度予算上 定員令和31. 4. 1	1	1	8	1,867		879	2,756
令和2年度予算上 定員令和2. 4. 1	1	1	8	1,869		879	2,758
令和3年度予算上 定員令和3. 4. 1	1	1	8	1,870		879	2,759

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。

2 本表のほか、予算上定員の検事1級及び2級欄については、採用のための調整定員（平成8年度10、平成9年度9、平成10年度4、平成11年度9、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和62年度5、昭和63年度～平成2年度10、平成3年度11、平成4年度12、平成5年度～平成6年度13、平成7年度～平成30年度14、令和元年度13、令和2年度10、令和3年度8）がある。

(3) 検察庁の定員

(令和3年度末)

職 種	最 高 検	高 検	地検及び区検	計
検 事 総 長	1	—	—	1
次 長 検 事	1	—	—	1
検 事 長	—	8	—	8
検 事	16	122	1,732	1,870
副 検 事	—	—	879	879
検 事 総 長 秘 書 官	1	—	—	1
事務官・技官・事務員	85	485	8,407	8,977
技 能 員・庁 務 員	7	24	91	122
計	111	639	11,109	11,859

(4) 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

令和3年6月11日法律第61号による改正

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	1,466,000
次 長 検 事	1,199,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	1,302,000
そ の 他 の 検 事 長	1,199,000

区 分	号 俸	俸 給 月 額
検 事	1 号	1,175,000
	2 号	1,035,000
	3 号	965,000
	4 号	818,000
	5 号	706,000
	6 号	634,000
	7 号	574,000
	8 号	516,000
	9 号	421,500
	10 号	387,800
	11 号	364,900
	12 号	341,600
	13 号	319,800
	14 号	304,700
	15 号	287,500
	16 号	277,600
	17 号	256,300
	18 号	247,400
	19 号	240,800
	20 号	234,900
副 検 事	附則第3条に定める俸給月額	634,000
	1 号	574,000
	2 号	516,000
	3 号	438,900
	4 号	421,500
	5 号	387,800
	6 号	364,900
	7 号	341,600
	8 号	319,800
	9 号	304,700
	10 号	287,500
	11 号	277,600
	12 号	256,300
	13 号	247,400
	14 号	240,800
	15 号	234,900
	16 号	223,600
	17 号	215,800

(1) 被疑事件の通常受理の累年比較

(注) 1 この表は、通常受理される被害事件の受理のうち、検察官が通知又は請求に係る事件及び司法警察官から送致された事件を
2 刑法犯（暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。）の罪名区分上は、刑法第2編の章別又は条別項目による。ただし、「窃盗
3 自動車の運搬による過失致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車に関する刑法第211条の被害事件並びに自動車の運搬により
4 「自動車による過失致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車に関する刑法第211条の被害事件並びに自動車の運搬により
5 及び「重過失致死傷」は、「自動車による過失致死傷等」以外の刑法第211条の被害事件とする（以下「検察事件統計表」
6 「その他の刑法犯」とは、表側の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する事件、爆発物取締罰則、印紙犯
7 処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
8 「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各条文による（以下「検察」

(単位 人)

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1,332,917	1,237,161	1,184,141	1,116,198	1,055,327	984,819	900,752	803,752	766,449
882,528	817,177	768,205	713,998	677,824	629,396	572,699	496,184	475,797
2,576	2,494	2,328	2,093	2,028	2,009	2,026	1,749	1,799
5	5	1	8	5	5	5	3	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-
848	901	990	906	889	888	811	830	776
71	83	99	94	92	109	109	109	138
8,080	7,818	7,281	7,377	6,430	5,970	5,975	6,149	5,705
3,504	3,150	3,269	2,712	2,674	2,719	2,240	2,509	2,493
77	90	88	478	866	469	273	85	43
2,968	2,713	2,639	2,641	2,312	2,407	2,300	2,231	2,330
3,681	3,857	3,858	4,029	4,109	4,348	4,355	4,150	4,305
1,412	1,400	1,461	1,211	1,241	1,435	1,523	1,583	1,614
668	658	1,032	722	681	595	533	545	527
907	865	885	1,266	1,661	755	1,033	846	1,377
64	48	54	29	45	54	66	55	58
67	39	42	40	48	56	50	44	75
1,493	1,469	1,433	1,385	1,492	1,424	1,416	1,511	1,569
40,561	40,251	39,317	39,214	38,029	37,768	36,560	34,743	32,284
162	154	124	139	101	83	84	85	80
12,834	13,606	13,727	13,851	14,284	14,315	13,938	13,539	12,709
27,565	26,491	25,466	25,224	23,644	23,370	22,538	21,119	19,495
253	360	483	489	504	498	533	639	629
623,800	568,454	533,167	493,758	467,623	426,416	377,738	307,747	295,173
999	1,045	1,139	1,124	1,177	1,231	1,254	1,314	1,497
1,215	1,119	1,144	994	1,050	983	970	936	929
3,992	4,429	4,436	4,104	4,529	4,808	4,914	4,405	4,777
312	258	262	217	205	225	196	180	187
1,016	462	249	319	212	208	256	137	138
616,266	288,812	2,324	565	365	309	120	48	16
-	31	76	58	69	87	62	73	66
-	271,717	521,817	484,650	458,321	416,925	368,430	299,239	286,196
-	2	2	7	2	1	3	4	4
-	579	1,718	1,720	1,693	1,639	1,533	1,411	1,363
439	471	531	496	446	427	467	455	497
2,032	2,438	2,452	2,299	2,214	2,082	2,155	2,210	2,230
216	225	214	225	245	329	328	356	479
644	745	867	791	823	924	892	980	1,035
122,046	114,812	108,104	99,865	95,319	91,506	87,797	83,239	76,989
1,708	1,721	1,890	1,799	1,367	1,359	1,177	1,155	1,102
2,003	1,751	1,335	1,079	1,019	1,018	1,104	1,521	1,316
117	105	54	29	30	44	49	81	46
17,752	17,335	18,757	17,640	16,756	16,424	14,813	13,593	17,774
149	109	177	154	250	126	130	143	152
3,490	3,193	2,793	2,443	2,358	2,296	2,096	1,980	1,679
18,896	16,459	14,171	11,986	10,689	9,715	8,257	8,033	6,404
1,672	1,461	1,325	1,216	965	861	794	798	640
9,956	9,577	9,706	9,262	8,747	8,120	7,967	7,983	7,530
1,948	1,883	1,952	2,014	1,854	1,818	1,811	1,891	1,870
8,425	10,237	5,450	4,248	4,013	4,422	5,316	6,238	5,157
90,454	90,789	92,800	89,281	88,981	89,901	87,868	88,337	84,482
444	191	1,089	251	194	138	720	566	468
5,225	5,228	5,561	5,583	5,637	5,835	5,793	5,823	5,401
1,036	854	1,004	971	976	1,044	1,000	1,153	1,147
17,781	17,633	17,979	17,070	16,057	15,843	13,325	13,644	12,820
65,968	66,883	67,167	65,406	66,117	67,041	67,030	67,151	64,646
359,935	329,195	323,136	312,919	288,522	265,522	240,185	219,231	206,170
356,485	326,432	320,253	310,819	287,349	264,612	239,500	218,540	205,354
3,450	2,763	2,883	2,100	1,173	910	685	691	816

いう。)に係る被疑事件について調査したものである。

「強盗」及び「強盗致死傷・強盗・強制性交等」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれ、「危険運転致死傷」には、を含む(以下「2 検察事件統計表」において同じ。)。人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条、第6条第3項及び同条第4項の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」において同じ。)

罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の各違反をいう(以下「2 検察事件統計表」において同じ。))。

事件統計表」において同じ。)

(2) 被疑事件の起訴の累年比較

罪 名			平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総	数	犯	684,483	587,957	559,594	518,253	474,125	443,965
刑	法	犯	180,113	168,581	164,172	155,709	146,036	142,594
公務執行妨害			1,992	1,855	1,511	1,472	1,395	1,401
逃走			4	1	1	2	1	-
騒放			-	-	-	-	-	-
失火			521	463	430	414	349	290
住居侵入			35	48	41	27	32	32
文書偽造			2,852	2,682	2,537	2,632	2,547	2,583
支用カード電磁的記録関係等			2,812	2,999	2,358	1,952	1,724	1,484
強いせつ・わいせつ文書頒布等			162	260	261	127	108	72
強制わいせ			2,255	2,270	2,181	2,193	2,176	2,288
強制わいせ			1,569	1,443	1,452	1,435	1,389	1,469
強姦			885	789	662	568	561	554
賭博・富く			705	731	775	708	391	487
職権濫用			4	1	16	6	4	1
収賄			69	85	52	53	47	39
贈賄			92	97	65	60	53	38
殺害			636	637	533	424	420	367
傷害			18,459	16,361	14,996	14,559	13,776	14,328
傷害致死			182	183	150	154	179	157
暴行			4,579	4,232	3,985	3,974	3,925	4,473
危険運転致死傷			13,698	11,946	10,861	10,431	9,672	9,698
過失致死傷			364	233	256	230	212	213
過失致死傷			77,713	70,603	68,231	64,972	61,023	59,346
業務上過失致死傷			139	120	139	157	161	185
重過失致死傷			389	388	355	335	315	300
自動車による過失致死傷等			65	84	106	93	97	90
業務上過失致死傷			53,550	1,665	372	126	77	68
重過失致死傷			24	26	10	7	7	9
自動車運転過失致死傷			23,546	68,320	67,249	64,254	60,366	58,694
過失運転致死傷			...	...	...	...	...	...
アルコール等影響発覚免脱			...	...	...	...	...	...
過失運転致死傷			...	...	...	...	...	...
無免許過失運転致死傷			...	...	...	...	...	...
アルコール等影響発覚免脱			...	...	...	...	...	...
無免許過失運転致死傷			...	...	...	...	...	...
逮捕・監			260	254	217	201	139	148
脅迫			752	764	611	641	606	887
略取・誘拐・人身売買			96	55	81	57	47	74
名誉毀損			155	118	141	131	163	148
窃盗			44,303	43,071	43,177	42,365	40,793	38,212
強盗			1,168	997	1,271	1,014	916	898
強盗致死傷			770	683	660	522	472	375
強盗・強制性交等			136	117	129	99	78	57
詐欺			10,391	11,224	12,111	10,072	8,648	9,169
背任			25	17	23	13	16	35
恐喝			2,305	1,737	1,594	1,376	1,039	1,103
横領			2,212	2,116	2,349	2,222	2,184	2,007
盗品等隠匿			374	397	273	183	219	171
毀棄・隠匿			2,523	2,336	2,145	2,021	2,050	2,107
暴力行為等処罰に関する法律			1,216	1,083	994	977	800	873
その他の刑法犯			2,298	2,054	2,038	1,981	1,658	1,338
特別法犯			70,366	61,985	61,597	58,237	54,339	51,809
(道路交通法等違反を除く。)								
公務員選挙法			1,245	51	314	257	397	33
銃刀剣類所持等取締法			2,835	2,469	2,497	2,136	1,938	1,847
麻薬及び向精神薬取締法			888	839	642	604	462	346
覚醒剤取締法			16,473	14,620	15,825	16,131	16,193	15,154
その他の特別法犯			48,925	44,006	42,319	39,109	35,349	34,429
道路交通法等違反			434,004	357,391	333,825	304,307	273,750	249,562
道路交通法			427,257	352,031	328,846	300,075	270,123	246,129
自動車の保管場所の確保等に関する法律			6,747	5,360	4,979	4,232	3,627	3,433

(単位 人)

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
405,415	377,539	371,459	352,669	329,517	308,721	282,844	253,444	244,425
135,421	132,834	131,276	124,381	119,269	115,778	112,861	104,274	100,890
1,358	1,285	1,211	1,111	967	929	1,058	879	836
5	3	-	2	1	4	4	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
340	319	369	297	260	273	223	229	233
25	45	43	29	31	47	47	40	45
2,522	2,448	2,328	2,576	2,293	2,147	2,189	2,184	2,074
1,473	1,365	1,219	1,128	991	970	895	748	668
51	65	54	357	675	369	184	46	26
1,894	1,764	1,624	1,551	1,333	1,348	1,423	1,255	1,291
1,529	1,459	1,394	1,308	1,295	1,288	1,278	1,226	1,187
531	448	453	370	354	492	475	502	455
296	276	483	402	358	264	323	405	320
4	1	-	2	1	-	4	2	-
33	41	45	29	35	47	30	49	46
43	32	40	34	36	50	26	40	65
341	352	357	297	325	307	321	278	264
13,564	13,468	12,793	12,513	11,560	11,551	11,244	10,372	9,252
152	145	114	108	99	87	81	64	86
4,365	4,520	4,304	4,330	4,337	4,479	4,419	4,152	3,856
9,047	8,803	8,375	8,075	7,124	6,985	6,744	6,156	5,310
204	360	433	416	408	342	316	359	339
57,253	56,042	54,639	51,872	50,108	48,215	45,403	40,082	39,067
234	211	194	177	147	203	200	211	222
277	297	349	274	261	263	280	259	245
95	105	88	100	105	124	118	116	106
56	39	29	34	40	36	41	25	16
3	5	5	4	4	5	5	-	2
56,588	37,721	1,606	135	26	7	33	3	-
...	45	96	82	95	83	50	39	57
...	17,318	51,389	50,210	48,673	46,739	44,065	38,861	37,790
...	6	6	8	6	3	8	3	2
...	295	877	848	751	752	603	565	627
161	149	136	130	123	104	135	126	190
868	1,048	964	881	854	755	772	806	824
55	73	53	50	45	68	62	91	133
203	184	236	238	220	236	277	293	286
35,279	34,882	34,746	32,352	31,687	31,326	32,162	31,229	29,428
785	715	574	521	373	386	337	370	244
398	357	334	247	262	300	253	328	138
59	38	36	19	22	30	16	28	24
8,962	8,794	9,990	9,408	9,109	8,509	7,863	6,903	8,653
13	15	19	21	42	29	19	30	33
989	869	686	681	609	583	541	452	417
1,729	1,608	1,664	1,363	1,323	1,278	1,342	1,378	1,142
141	172	197	142	113	108	101	129	85
2,025	2,057	1,997	1,896	1,617	1,603	1,688	1,645	1,610
803	719	731	771	672	631	642	584	544
1,485	1,381	1,428	1,367	1,167	1,189	1,208	1,185	971
48,722	48,022	48,768	46,450	45,191	45,503	42,512	41,812	40,373
209	79	460	99	60	12	185	19	80
1,677	1,490	1,458	1,346	1,249	1,148	1,077	1,051	902
496	355	513	495	580	575	576	689	714
14,179	14,035	14,362	13,479	12,325	12,068	9,942	10,365	9,508
32,161	32,063	31,975	31,031	30,977	31,700	30,732	29,688	29,169
221,272	196,683	191,415	181,838	165,057	147,440	127,471	107,358	103,162
217,937	193,999	188,661	179,882	163,976	146,594	126,833	106,764	102,411
3,335	2,684	2,754	1,956	1,081	846	638	594	751

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（令和３年）

ア 罪名別 被疑事件の受理人員

罪 名	総 数	旧 受	計
総 刑	332,076	14,298	317,778
公務執行妨害	222,741	10,076	212,665
公騒	2,497	138	2,359
放火	-	-	-
住居侵入	921	93	828
文書偽造	7,018	216	6,802
文書偽造等	2,982	237	2,745
文書偽造等	3,737	132	3,605
文書偽造等	4,670	247	4,423
文書偽造等	1,790	118	1,672
文書偽造等	704	17	687
文書偽造等	1,506	124	1,382
文書偽造等	64	6	58
文書偽造等	89	4	85
文書偽造等	1,946	210	1,736
文書偽造等	24,531	1,659	22,872
文書偽造等	112	11	101
文書偽造等	15,763	879	14,884
文書偽造等	22	-	22
文書偽造等	828	149	679
文書偽造等	1,943	72	1,871
文書偽造等	1,537	269	1,268
文書偽造等	5,058	144	4,914
文書偽造等	201	-	201
文書偽造等	2	-	2
文書偽造等	142	3	139
文書偽造等	1	-	1
文書偽造等	5	-	5
文書偽造等	14	1	13
文書偽造等	92	20	72
文書偽造等	2	-	2
文書偽造等	306,805	3,793	303,012
文書偽造等	3,528	489	3,039
文書偽造等	5	1	4
文書偽造等	-	-	-
文書偽造等	1,721	187	1,534
文書偽造等	19	4	15
文書偽造等	90,096	2,589	87,507
文書偽造等	1,177	54	1,123
文書偽造等	1,441	60	1,381
文書偽造等	19,284	870	18,414
文書偽造等	1,829	94	1,735
文書偽造等	7,431	408	7,023
文書偽造等	712	27	685
文書偽造等	2,303	113	2,190
文書偽造等	20,750	1,136	19,614
文書偽造等	109,335	4,222	105,113
文書偽造等	223	6	217
文書偽造等	6,541	146	6,395
文書偽造等	8,711	149	8,562
文書偽造等	1,210	26	1,184
文書偽造等	13,992	273	13,719
文書偽造等	17	-	17
文書偽造等	5,977	139	5,838
文書偽造等	72,664	3,483	69,181
文書偽造等	272,467	4,175	268,292
文書偽造等	271,533	4,142	267,391
文書偽造等	934	33	901

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

新 受 理			受		
通 計	検察官認知・直受	司法警察員から	他の検察庁から	家庭裁判所から	再 起
272,309	5,474	266,835	44,263	501	705
187,827	4,130	183,697	23,875	393	570
1,799	10	1,789	554	2	4
-	-	-	-	-	-
776	16	760	47	-	5
5,705	48	5,657	1,081	12	4
2,493	688	1,805	240	3	9
2,330	11	2,319	1,268	5	2
4,305	51	4,254	105	7	6
1,614	20	1,594	40	6	12
527	2	525	159	-	1
1,377	1,243	134	2	-	3
58	4	54	-	-	-
75	3	72	10	-	-
1,569	416	1,153	54	4	109
19,472	136	19,336	3,315	36	49
80	7	73	7	8	6
12,709	47	12,662	2,120	25	30
22	1	21	-	-	-
629	1	628	32	17	1
1,497	1	1,496	321	7	46
929	45	884	288	1	50
4,777	-	4,777	114	4	19
185	-	185	16	-	-
2	-	2	-	-	-
137	-	137	2	-	-
1	-	1	-	-	-
5	-	5	-	-	-
11	-	11	-	-	2
65	-	65	5	2	-
1	-	1	-	1	-
283,918	12	283,906	18,452	398	244
2,278	8	2,270	704	31	26
4	-	4	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1,353	-	1,353	135	36	10
10	1	9	3	2	-
76,989	145	76,844	10,260	133	125
1,102	42	1,060	20	1	-
1,362	9	1,353	17	2	-
17,774	187	17,587	530	78	32
1,679	12	1,667	48	8	-
6,556	137	6,419	446	9	12
640	4	636	43	2	-
1,870	17	1,853	307	3	10
17,112	827	16,285	2,447	20	35
84,482	1,344	83,138	20,388	108	135
202	1	201	15	-	-
5,401	36	5,365	991	-	3
8,217	45	8,172	300	44	1
1,147	16	1,131	32	2	3
12,820	18	12,802	887	6	6
17	-	17	-	-	-
5,212	23	5,189	619	1	6
51,466	1,205	50,261	17,544	55	116
206,170	86	206,084	59,887	1,899	336
205,354	86	205,268	59,806	1,898	333
816	-	816	81	1	3

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

イ 罪名別 被疑事件の既済人員

罪 名	合 計	起 訴		
		計	公判請求	略式命令請求
総 数	316,897	102,769	65,374	37,395
刑 法	211,034	62,396	44,570	17,826
公務執行妨害	2,363	836	361	475
放火	-	-	-	-
侵入	767	233	233	-
住居侵入	6,966	2,074	1,234	840
文書偽造	2,760	668	554	114
文書頒布等	3,658	1,291	228	1,063
わいせつ文書頒布等	4,114	1,187	1,187	-
強制わいせつ	1,541	455	455	-
強制わいせつ	695	320	159	161
強姦	1,408	-	-	-
強姦未遂	57	46	46	-
強姦未遂	84	65	55	10
強姦未遂	1,248	264	264	-
強姦未遂	21,665	5,304	2,012	3,292
強姦未遂	153	86	86	-
強姦未遂	16,701	3,856	654	3,202
強姦未遂	22	6	6	-
強姦未遂	515	339	339	-
強姦未遂	4,594	222	3	219
強姦未遂	1,314	245	36	209
強姦未遂	2,168	106	14	92
強姦未遂	203	16	-	16
強姦未遂	2	-	-	-
強姦未遂	80	2	1	1
強姦未遂	1	-	-	-
強姦未遂	6	-	-	-
強姦未遂	18	-	-	-
強姦未遂	71	55	55	-
強姦未遂	3	2	2	-
強姦未遂	303,489	36,177	2,580	33,597
強姦未遂	3,146	1,613	1,038	575
強姦未遂	2	2	2	-
強姦未遂	-	-	-	-
強姦未遂	1,136	615	615	-
強姦未遂	18	12	12	-
強姦未遂	86,707	29,428	23,764	5,664
強姦未遂	800	244	244	-
強姦未遂	932	162	162	-
強姦未遂	17,972	8,653	8,653	-
強姦未遂	1,806	417	417	-
強姦未遂	7,456	1,175	882	293
強姦未遂	692	85	85	-
強姦未遂	2,194	544	313	231
強姦未遂	19,682	4,085	2,124	1,961
強姦未遂	105,863	40,373	20,804	19,569
強姦未遂	224	17	3	14
強姦未遂	6,402	902	283	619
強姦未遂	8,501	3,688	3,688	-
強姦未遂	1,250	714	708	6
強姦未遂	13,618	9,508	9,508	-
強姦未遂	17	-	-	-
強姦未遂	5,808	2,498	2,311	187
強姦未遂	70,043	23,046	4,303	18,743
強姦未遂	270,087	103,162	6,869	96,293
強姦未遂	269,156	102,411	6,869	95,542
強姦未遂	931	751	-	751

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、

(単位 人)

計	不 起 訴				他の検察庁 に送致	家庭裁判所 に送致	未 済
	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止			
149,678	102,625	30,959	16,094	335	42,876	21,239	15,085
107,210	69,343	23,120	14,747	237	23,235	17,956	10,849
893	750	125	18	1	535	98	107
-	-	-	-	-	-	-	-
465	116	190	159	-	47	22	77
2,944	2,182	632	130	1	1,000	947	257
1,795	527	378	890	3	231	63	219
935	788	118	29	3	1,222	207	113
2,563	1,136	1,102	325	1	104	259	310
948	277	638	33	-	41	97	132
217	191	25	1	-	155	3	9
1,405	8	51	1,346	1	2	-	127
11	1	1	9	-	-	-	8
10	5	2	3	-	9	-	6
858	44	326	488	50	54	22	255
11,387	8,882	2,265	240	25	3,219	1,730	1,790
47	3	31	13	-	7	13	13
9,940	8,683	1,130	127	10	2,058	837	907
10	9	-	1	-	-	6	-
97	14	74	9	2	34	43	123
3,494	284	123	3,087	2	303	573	62
767	362	353	52	17	280	5	240
1,682	1,435	239	8	1	112	267	128
171	164	5	2	-	16	-	6
2	2	-	-	-	-	-	-
72	70	2	-	-	2	4	2
1	-	1	-	-	-	-	-
6	-	-	6	-	-	-	-
17	-	16	1	1	-	-	-
9	2	7	-	-	5	2	17
-	-	-	-	-	-	1	-
242,070	234,249	7,178	643	88	17,707	7,447	3,184
770	125	588	57	7	700	56	443
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
165	79	60	26	15	128	213	129
-	-	-	-	-	2	4	5
38,115	29,062	6,724	2,329	67	10,085	9,012	2,936
481	62	285	134	-	20	55	28
683	16	483	184	5	17	65	33
7,764	4,725	2,736	303	20	530	1,005	1,229
1,016	490	511	15	-	50	323	76
4,738	3,916	572	250	7	431	1,105	355
338	143	189	6	1	41	227	25
1,234	1,058	168	8	-	301	115	104
12,373	4,174	3,649	4,550	20	2,347	857	1,180
42,468	33,282	7,839	1,347	98	19,641	3,283	4,236
194	49	100	45	-	13	-	1
4,369	3,923	212	234	1	970	160	171
3,719	1,798	1,796	125	5	300	789	209
445	137	293	15	-	30	61	29
3,101	962	1,831	308	6	884	119	255
17	4	13	-	-	-	-	-
2,697	2,469	219	9	3	601	9	145
27,926	23,940	3,375	611	83	16,843	2,145	3,426
99,135	92,273	5,170	1,692	275	58,480	9,035	3,050
99,040	92,189	5,161	1,690	270	58,400	9,035	3,047
95	84	9	2	5	80	-	3

事件の処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

ウ 検察庁管内別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 道路交通法等違反

最高検、高検 及び地検管内	受 理			既 起 訴			
	総 数	旧 受	新 受	総 数	計	公判請求	略式命令請求
総 数	644,613	18,796	625,817	625,072	141,263	69,679	71,584
最 高 検 管 内	-	-	-	-	-	-	-
東 京 高 検 管 内	266,661	9,601	257,060	257,619	56,364	28,978	27,386
東 京 (高)	-	-	-	-	-	-	-
東 横 ば い た	75,031	4,458	70,573	70,674	16,921	10,521	6,400
横 ば い た	42,207	660	41,547	41,549	7,560	3,841	3,719
千 水 宇 都 府	34,664	1,042	33,622	33,439	6,908	3,257	3,651
千 水 宇 都 府	29,249	1,622	27,627	28,286	7,692	3,450	4,242
宇 都 府	12,633	258	12,375	12,298	3,157	1,476	1,681
宇 都 府	8,633	181	8,452	8,464	2,464	1,317	1,147
宇 都 府	15,111	339	14,772	14,828	2,345	1,041	1,304
宇 都 府	28,028	458	27,570	27,630	4,102	1,748	2,354
宇 都 府	4,067	13	4,054	4,027	960	504	456
宇 都 府	8,887	373	8,514	8,681	1,848	715	1,133
宇 都 府	8,151	197	7,954	7,743	2,407	1,108	1,299
大 阪 高 検 管 内	119,577	3,644	115,933	116,056	26,810	13,879	12,931
大 阪 (高)	4	-	4	4	-	-	-
大 阪	55,081	1,879	53,202	53,527	11,501	6,275	5,226
大 阪	11,545	340	11,205	11,223	3,277	1,721	1,556
大 阪	35,328	1,028	34,300	34,249	7,671	3,826	3,845
大 阪	7,037	85	6,952	6,891	1,746	803	943
大 阪	6,459	128	6,331	6,221	1,607	799	808
大 阪	4,123	184	3,939	3,941	1,008	455	553
名 古 屋 高 検 管 内	72,813	1,547	71,266	70,654	15,524	7,558	7,966
名 古 屋 (高)	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋	46,285	981	45,304	44,856	8,282	4,050	4,232
名 古 屋	6,746	158	6,588	6,655	2,066	1,172	894
名 古 屋	7,380	104	7,276	7,213	2,083	1,053	1,030
名 古 屋	2,806	115	2,691	2,692	747	341	406
名 古 屋	4,885	172	4,713	4,574	1,281	536	745
名 古 屋	4,711	17	4,694	4,664	1,065	406	659
広 島 高 検 管 内	34,218	573	33,645	33,738	9,085	4,226	4,859
広 島 (高)	-	-	-	-	-	-	-
広 島	13,202	248	12,954	13,006	3,108	1,373	1,735
広 島	5,953	54	5,899	5,899	1,530	689	841
広 島	10,436	101	10,335	10,331	2,941	1,418	1,523
広 島	2,144	37	2,107	2,063	637	300	337
広 島	2,483	133	2,350	2,439	869	446	423
福 岡 高 検 管 内	77,201	1,526	75,675	74,866	14,913	6,942	7,971
福 岡 (高)	2	-	2	2	-	-	-
福 岡	33,759	510	33,249	32,937	5,759	3,147	2,612
福 岡	5,489	127	5,362	5,303	756	347	409
福 岡	5,639	167	5,472	5,529	1,355	497	858
福 岡	4,511	75	4,436	4,424	993	382	611
福 岡	7,317	285	7,032	6,867	1,951	772	1,179
福 岡	6,496	96	6,400	6,224	1,284	498	786
福 岡	7,099	129	6,970	6,841	1,168	487	681
福 岡	6,889	137	6,752	6,739	1,647	812	835
仙 台 高 検 管 内	32,798	800	31,998	31,826	7,971	3,481	4,490
仙 台 (高)	-	-	-	-	-	-	-
仙 台	9,856	353	9,503	9,405	2,243	1,060	1,183
仙 台	6,644	134	6,510	6,380	1,712	787	925
仙 台	5,347	151	5,196	5,271	1,128	462	666
仙 台	3,461	27	3,434	3,378	916	410	506
仙 台	3,015	43	2,972	2,997	827	285	542
仙 台	4,475	92	4,383	4,395	1,145	477	668
札 幌 高 検 管 内	21,308	715	20,593	20,569	5,401	2,432	2,969
札 幌 (高)	-	-	-	-	-	-	-
札 幌	14,267	531	13,736	13,812	3,421	1,638	1,783
札 幌	1,709	29	1,680	1,660	538	235	303
札 幌	2,324	96	2,228	2,178	633	269	364
札 幌	3,008	59	2,949	2,919	809	290	519
高 松 高 検 管 内	20,037	390	19,647	19,744	5,195	2,183	3,012
高 松 (高)	-	-	-	-	-	-	-
高 松	7,629	200	7,429	7,512	1,652	647	1,005
高 松	3,450	66	3,384	3,425	738	257	481
高 松	3,276	87	3,189	3,194	1,082	567	515
高 松	5,682	37	5,645	5,613	1,723	712	1,011

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

被疑事件を除く－

(単位 人)

起 訴					済			
計	不起訴猶予	嫌疑不十分	その他	中止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	未 済	
392,961	337,316	38,816	16,829	446	61,436	28,966	18,871	
-	-	-	-	-	-	-	-	
161,286	139,844	16,131	5,311	189	28,456	11,324	8,855	
-	-	-	-	-	-	-	-	
43,823	36,127	5,209	2,487	83	6,593	3,254	4,379	
24,441	21,501	2,181	759	12	7,616	1,920	686	
22,173	19,453	2,141	579	14	2,983	1,361	1,258	
16,495	13,728	2,376	391	31	2,838	1,230	792	
7,045	6,226	674	145	18	1,563	515	289	
4,118	3,353	649	116	2	1,547	333	156	
10,560	9,721	686	153	10	1,275	638	287	
20,826	19,429	1,119	278	9	1,429	1,264	376	
2,400	2,054	306	40	1	488	178	35	
5,508	4,886	396	226	2	997	326	193	
3,897	3,366	394	137	7	1,127	305	404	
74,594	59,889	8,499	6,206	39	8,648	5,965	3,301	
4	-	-	4	-	-	-	-	
35,343	27,716	4,147	3,480	18	3,853	2,812	1,514	
6,306	4,752	1,263	291	7	1,043	590	281	
22,782	18,638	2,016	2,128	9	2,178	1,609	990	
4,228	3,687	456	85	3	630	284	132	
3,683	3,252	335	96	2	517	412	216	
2,248	1,844	282	122	-	427	258	168	
45,208	39,649	4,362	1,197	46	6,485	3,391	2,145	
-	-	-	-	-	-	-	-	
31,229	27,541	2,969	719	20	3,206	2,119	1,414	
3,452	2,919	413	120	6	813	318	93	
3,753	3,209	429	115	3	972	402	161	
1,472	1,299	140	33	2	368	103	117	
2,513	2,180	209	124	6	559	215	314	
2,789	2,501	202	86	9	567	234	46	
19,539	16,449	2,478	612	47	3,471	1,596	448	
-	-	-	-	-	-	-	-	
8,153	6,637	1,306	210	22	1,163	560	216	
3,325	2,865	354	106	8	767	269	48	
5,823	5,192	534	97	16	969	582	72	
1,018	840	156	22	1	298	109	75	
1,220	915	128	177	-	274	76	37	
49,450	44,930	3,526	994	58	6,676	3,769	2,207	
-	-	-	-	-	2	-	-	
23,178	21,376	1,499	303	22	2,318	1,660	779	
3,923	3,640	234	49	3	416	205	184	
3,189	2,967	168	54	15	754	216	96	
2,755	2,487	199	69	-	503	173	74	
3,803	3,158	473	172	-	784	329	434	
4,010	3,577	243	190	18	594	318	252	
4,620	4,366	227	27	-	739	314	247	
3,972	3,359	483	130	-	566	554	141	
19,307	16,825	1,440	1,042	22	3,381	1,145	940	
-	-	-	-	-	-	-	-	
5,828	4,627	464	737	6	961	367	437	
3,717	3,210	436	71	7	736	208	270	
3,510	3,227	192	91	-	419	214	69	
1,806	1,715	66	25	4	532	120	81	
1,662	1,528	90	44	4	403	101	15	
2,784	2,518	192	74	1	330	135	68	
11,903	10,347	1,279	277	24	2,307	934	727	
-	-	-	-	-	-	-	-	
8,325	7,183	979	163	18	1,430	618	452	
845	750	63	32	4	182	91	42	
1,139	999	116	24	1	313	92	144	
1,594	1,415	121	58	1	382	133	89	
11,674	9,383	1,101	1,190	21	2,012	842	248	
-	-	-	-	-	-	-	-	
4,966	3,695	374	897	2	592	300	101	
2,200	1,968	181	51	1	355	131	18	
1,548	1,345	147	56	6	391	167	75	
2,960	2,375	399	186	12	674	244	54	

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反以外であるものを計上している。

エ 検察庁管内別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員

最高検、高検 及び地検管内		受		理		既			
		総 数	旧 受	新 受	総 数	起		訴	
						計	公判請求	略式命令請求	
総最東	高 検 管内	272,467	4,175	268,292	270,087	103,162	6,869	96,293	
京	高 検 管内	120,815	1,688	119,127	119,601	39,195	2,736	36,459	
東	京(高)	-	-	-	-	-	-	-	
東	京(高)	37,443	468	36,975	36,914	9,407	400	9,007	
横	浜	19,003	132	18,871	18,870	7,207	226	6,981	
さ	い た	20,240	220	20,020	19,863	6,433	341	6,092	
千	葉	15,481	523	14,958	15,460	4,646	445	4,201	
水	戸	6,300	84	6,216	6,307	2,893	303	2,590	
宇	宮	3,592	51	3,541	3,570	1,671	292	1,379	
前	橋	4,605	45	4,560	4,566	1,973	133	1,840	
静	岡	7,050	57	6,993	7,013	2,198	189	2,009	
甲	府	2,112	6	2,106	2,111	693	158	535	
長	野	2,499	74	2,425	2,489	1,012	95	917	
新	潟	2,490	28	2,462	2,438	1,062	154	908	
大 阪	高 検 管内	54,358	658	53,700	53,942	20,187	1,102	19,085	
大 阪	阪(高)	-	-	-	-	-	-	-	
大 阪	阪(高)	18,249	361	17,888	17,970	7,395	459	6,936	
京	都	6,089	46	6,043	6,075	2,632	108	2,524	
神	戸	24,011	143	23,868	23,966	7,250	286	6,964	
奈	良	2,168	12	2,156	2,160	979	96	883	
大	津	1,683	21	1,662	1,666	899	60	839	
和	山	2,158	75	2,083	2,105	1,032	93	939	
名 古 屋	高 検 管内	34,308	1,183	33,125	33,929	14,498	857	13,641	
名 古 屋	古 屋(高)	-	-	-	-	-	-	-	
名 古 屋	古 屋(高)	21,396	1,058	20,338	21,167	7,855	443	7,412	
岐	津	2,937	34	2,903	2,922	1,600	149	1,451	
岐	津	4,115	36	4,079	4,061	1,740	137	1,603	
福	井	2,044	13	2,031	2,024	1,002	30	972	
金	沢	2,071	40	2,031	2,015	1,141	43	1,098	
富	山	1,745	2	1,743	1,740	1,160	55	1,105	
広 島	高 検 管内	13,318	81	13,237	13,298	6,679	445	6,234	
広 島	島(高)	-	-	-	-	-	-	-	
広 島	島(高)	4,889	56	4,833	4,840	2,003	131	1,872	
山	口	2,884	13	2,871	2,887	1,347	85	1,262	
岡	山	3,359	-	3,359	3,385	2,045	146	1,899	
岡	取	886	6	880	883	575	37	538	
福 岡	高 検 管内	21,299	228	21,071	21,139	8,517	831	7,686	
福 岡	岡(高)	-	-	-	-	-	-	-	
福 岡	岡(高)	9,177	55	9,122	9,147	2,717	365	2,352	
佐	賀	1,357	28	1,329	1,335	390	40	350	
長	崎	1,362	33	1,329	1,364	641	61	580	
大	分	2,130	18	2,112	2,129	1,066	36	1,024	
熊	本	2,104	31	2,073	2,071	911	72	839	
鹿	児	1,259	21	1,238	1,247	619	30	589	
宮	崎	1,208	9	1,199	1,181	583	23	560	
那	覇	2,702	33	2,669	2,665	1,596	204	1,392	
仙 台	高 検 管内	13,062	129	12,933	12,975	6,358	286	6,072	
仙 台	台(高)	-	-	-	-	-	-	-	
仙 台	台(高)	4,559	58	4,501	4,530	2,333	79	2,254	
福 山	台	3,676	27	3,649	3,630	1,191	78	1,113	
山	形	1,192	26	1,166	1,195	750	27	723	
盛	岡	1,359	3	1,356	1,341	741	33	708	
秋	田	1,284	2	1,282	1,282	754	24	730	
青	森	992	13	979	997	589	45	544	
札 幌	高 検 管内	10,140	150	9,990	10,041	5,018	154	4,864	
札 幌	幌(高)	-	-	-	-	-	-	-	
札 幌	幌(高)	5,900	104	5,796	5,841	3,139	113	3,026	
礼 祉	館	1,235	4	1,231	1,240	497	15	482	
旭	川	1,283	26	1,257	1,258	539	11	528	
釧 路	路	1,722	16	1,706	1,702	843	15	828	
高 松	高 検 管内	5,167	58	5,109	5,162	2,710	458	2,252	
高 松	松(高)	-	-	-	-	-	-	-	
高 松	松(高)	1,944	32	1,912	1,932	933	131	802	
高 德	島	921	6	915	927	542	73	469	
高 知	知	932	18	914	925	484	99	385	
高 松	山	1,370	2	1,368	1,378	751	155	596	

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処

(単位 人)

不 起 訴				済			
計	起訴猶予	嫌疑不十分	そ の 他	中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致	未 済
99,135	92,273	5,170	1,692	275	58,480	9,035	3,050
-	-	-	-	-	-	-	-
52,950	49,503	2,848	599	112	24,338	3,006	1,401
-	-	-	-	-	-	-	-
17,603	16,854	632	117	16	9,344	544	507
8,779	8,507	215	57	13	2,147	724	105
9,081	8,781	261	39	17	3,963	369	344
8,662	7,214	1,313	135	17	1,799	336	192
1,581	1,427	107	47	13	1,609	211	39
629	518	72	39	6	1,122	142	35
1,079	1,021	35	23	17	1,312	185	35
3,300	3,111	134	55	7	1,170	338	59
855	819	18	18	2	510	51	6
666	597	40	29	1	759	51	23
715	654	21	40	3	603	55	56
20,562	19,743	531	288	32	10,745	2,416	636
-	-	-	-	-	-	-	-
7,779	7,354	318	107	11	1,700	1,085	319
1,779	1,710	33	36	5	1,409	250	55
9,415	9,221	112	82	9	6,463	829	134
854	801	34	19	1	231	95	22
383	362	9	12	3	316	65	39
352	295	25	32	3	626	92	67
9,151	8,602	338	211	38	9,129	1,113	393
-	-	-	-	-	-	-	-
7,265	6,961	189	115	20	5,268	759	244
299	236	41	22	15	881	127	13
688	648	17	23	-	1,534	99	60
271	234	26	11	1	701	49	17
391	343	24	24	1	432	50	53
237	180	41	16	1	313	29	6
3,151	2,517	506	128	30	2,926	512	52
-	-	-	-	-	-	-	-
1,777	1,346	384	47	9	867	184	29
679	599	52	28	15	762	84	3
443	390	22	31	5	695	197	7
103	68	23	12	-	175	30	9
149	114	25	10	1	427	17	4
7,406	6,726	434	246	36	4,110	1,070	288
-	-	-	-	-	-	-	-
4,582	4,302	205	75	18	1,350	480	73
374	327	33	14	1	535	35	24
376	326	27	23	4	286	57	12
336	295	15	26	4	648	81	14
589	522	37	30	3	485	83	49
383	332	27	24	2	184	59	32
337	309	17	11	2	197	62	38
429	313	73	43	2	425	213	46
3,134	2,832	189	113	16	3,179	288	119
-	-	-	-	-	-	-	-
1,198	1,153	24	21	6	877	116	43
1,222	1,086	109	27	5	1,147	65	40
122	103	12	7	-	279	44	4
162	128	8	26	3	411	24	20
250	213	20	17	1	263	14	5
180	149	16	15	1	202	25	7
1,798	1,604	130	64	5	2,807	413	111
-	-	-	-	-	-	-	-
1,139	1,018	92	29	3	1,291	269	62
244	227	8	9	-	440	59	2
191	161	16	14	-	506	22	27
224	198	14	12	2	570	63	20
983	746	194	43	6	1,246	217	50
-	-	-	-	-	-	-	-
410	285	113	12	1	497	91	28
135	111	19	5	3	223	24	1
206	176	19	11	-	203	32	14
232	174	43	15	2	323	70	7

理が既済となった時の被疑者の罪名が、道路交通法等違反であるものを計上している。

オ 国籍別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死

国 籍	受 理									
	総 数	旧 受	新					受		
			計	通 常 受 理			他の検察 庁から	家庭裁判所から 少年法第20条	そ の 他	再 起
				計	検察官認 知・直受	司法警察 員から				
総 数	22,494	814	21,680	19,158	255	18,903	2,447	17	18	40
ア ジ ア	19,001	671	18,330	16,227	161	16,066	2,052	7	10	34
中 国	5,110	188	4,922	4,279	36	4,243	627	2	2	12
韓 国・朝鮮	2,937	162	2,775	2,378	16	2,362	394	-	-	3
イスラエル	6	1	5	5	-	5	-	-	-	-
イ ラ ン	135	2	133	120	6	114	13	-	-	-
イ ン ド	133	5	128	107	-	107	21	-	-	-
インドネシア	380	9	371	349	-	349	21	-	1	-
シンガポール	7	-	7	6	-	6	1	-	-	-
スリランカ	480	16	464	435	-	435	29	-	-	-
タ イ	615	18	597	556	9	547	41	-	-	-
パキスタン	170	9	161	135	2	133	25	-	-	1
バングラデシュ	99	10	89	78	-	78	11	-	-	-
フィリピン	1,392	51	1,341	1,166	6	1,160	166	3	2	4
ベトナム	6,413	155	6,258	5,664	80	5,584	577	2	4	11
マレーシア	27	1	26	23	1	22	3	-	-	-
ミャンマー	108	9	99	80	-	80	18	-	-	1
そ の 他	989	35	954	846	5	841	105	-	1	2
ヨ ー ロ ッ パ	424	22	402	364	6	358	35	-	1	2
英 国	68	5	63	60	2	58	3	-	-	-
イ タ リ ア	14	2	12	10	-	10	2	-	-	-
ド イ ツ	14	1	13	11	-	11	2	-	-	-
フ ラ ン ス	51	2	49	48	-	48	-	-	-	1
ロ シ ア	72	4	68	59	3	56	9	-	-	-
そ の 他	205	8	197	176	1	175	19	-	1	1
北 ア メ リ カ	513	19	494	448	47	401	44	-	1	1
アメリカ合衆国	419	13	406	373	47	326	32	-	-	1
カ ナ ダ	33	2	31	25	-	25	6	-	-	-
そ の 他	61	4	57	50	-	50	6	-	1	-
南 ア メ リ カ	2,065	78	1,987	1,707	22	1,685	264	10	6	-
コロンビア	37	1	36	32	-	32	4	-	-	-
ブ ラ ジ ル	1,413	43	1,370	1,169	17	1,152	190	5	6	-
ペ ル ー	481	23	458	401	1	400	52	5	-	-
そ の 他	134	11	123	105	4	101	18	-	-	-
ア フ リ カ	417	21	396	352	16	336	42	-	-	2
ナイジェリア	134	6	128	122	10	112	6	-	-	-
そ の 他	283	15	268	230	6	224	36	-	-	2
オセアニア	71	3	68	57	3	54	10	-	-	1
オーストラリア	41	-	41	36	2	34	4	-	-	1
そ の 他	30	3	27	21	1	20	6	-	-	-
無 国 籍	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が
2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総入

傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位：人)

総 数	既				起 訴				中 止	済		未 済
	起 訴			不 起 訴			他 の 検 察 庁 に 送 致	家 庭 裁 判 所 に 送 致				
	計	公判請求	略式命令 請 求	計	起訴猶予	嫌 疑 不 十 分				そ の 他		
21,634	7,932	6,420	1,512	10,652	7,922	2,324	406	20	2,372	658	870	
18,306	6,861	5,595	1,266	9,048	6,906	1,838	304	16	1,992	389	706	
4,872	1,737	1,249	488	2,391	1,835	466	90	8	608	128	241	
2,779	1,017	649	368	1,336	954	289	93	2	372	52	162	
6	3	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-	
116	43	31	12	60	37	21	2	-	12	1	18	
128	39	26	13	65	49	14	2	2	19	3	5	
375	144	140	4	206	187	14	5	-	21	4	5	
7	1	-	1	5	4	1	-	-	1	-	-	
468	207	188	19	232	163	68	1	-	29	-	11	
608	283	260	23	277	213	57	7	1	37	10	9	
156	38	21	17	86	48	35	3	-	25	7	15	
97	35	28	7	49	43	5	1	-	11	2	3	
1,354	462	356	106	607	474	105	28	-	163	122	40	
6,256	2,503	2,359	144	3,147	2,429	667	51	1	571	34	157	
27	9	6	3	15	12	3	-	-	3	-	-	
108	32	18	14	58	52	5	1	-	18	-	-	
949	308	261	47	511	403	88	20	2	102	26	40	
393	106	80	26	236	159	48	29	3	35	13	31	
58	15	13	2	37	26	6	5	-	3	3	10	
11	1	-	1	8	6	-	2	1	1	-	3	
13	2	-	2	9	4	5	-	-	2	-	1	
47	10	10	-	32	22	3	7	-	1	4	4	
70	19	16	3	37	24	11	2	2	9	3	2	
194	59	41	18	113	77	23	13	-	19	3	11	
493	156	117	39	283	175	71	37	-	41	13	20	
404	131	103	28	232	137	61	34	-	31	10	15	
29	10	4	6	15	11	3	1	-	4	-	4	
60	15	10	5	36	27	7	2	-	6	3	1	
1,990	661	507	154	832	556	248	28	1	256	240	74	
35	11	10	1	14	8	5	1	-	4	6	2	
1,364	439	335	104	575	377	178	20	1	183	166	49	
466	179	139	40	184	129	51	4	-	51	52	16	
125	32	23	9	59	42	14	3	-	18	16	7	
385	127	109	18	218	104	108	6	-	38	2	33	
120	41	36	5	74	24	49	1	-	5	-	14	
265	86	73	13	144	80	59	5	-	33	2	19	
64	21	12	9	33	21	10	2	-	10	-	6	
35	10	7	3	21	14	7	-	-	4	-	5	
29	11	5	6	12	7	3	2	-	6	-	1	
3	-	-	-	2	1	1	-	-	-	1	-	

既済となった時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。
員である。

カ 罪名別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死傷等

罪 名	受 理									
	総 数	旧 受	新					受		
			計	通 常 受		理	他の検察 庁から	家庭裁判所から 少年法第20条	所から その他	再 起
				計	検察官認 知・直受					
刑 法 犯	11,667	512	11,155	9,940	56	9,884	1,159	15	15	26
公務執行妨害	132	3	129	108	1	107	21	-	-	-
騒乱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放火	25	3	22	19	-	19	3	-	-	-
過失往來妨害	42	2	40	27	-	27	13	-	-	-
住居侵入	377	20	357	312	7	305	44	-	1	-
文書偽造	194	10	184	182	4	178	1	-	-	1
有価証券偽造	19	-	19	19	-	19	-	-	-	-
支払用カード電磁的記録関係	29	1	28	28	-	28	-	-	-	-
わいせつ・わいせつ文書頒布等	103	2	101	62	-	62	39	-	-	-
強制わいせつ	232	15	217	215	-	215	2	-	-	-
強制性交等	119	6	113	109	-	109	3	-	-	1
賭博・富くじ	87	2	85	78	-	78	7	-	-	-
殺人	103	12	91	84	1	83	6	-	-	1
傷害	2,441	142	2,299	1,958	7	1,951	325	4	1	11
危険運転致死傷	15	1	14	13	-	13	1	-	-	-
過失傷害	407	29	378	341	-	341	30	-	3	4
逮捕・監禁	118	8	110	110	-	110	-	-	-	-
脅迫	90	5	85	71	2	69	14	-	-	-
窃盗	4,620	136	4,484	3,947	6	3,941	516	7	8	6
強盗	90	1	89	88	-	88	1	-	-	-
強盗致死傷・強盗・強制性交等	82	5	77	75	4	71	2	-	-	-
詐欺	902	44	858	836	2	834	16	4	-	2
背任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐喝	111	2	109	106	2	104	3	-	-	-
横領	314	9	305	285	2	283	20	-	-	-
盗品等関係	126	3	123	117	1	116	5	-	1	-
毀棄・隠匿	383	24	359	320	3	317	39	-	-	-
暴力行為等処罰に関する法律	156	8	148	128	-	128	20	-	-	-
その他の刑法犯	350	19	331	302	14	288	28	-	1	-
特 別 法 犯	10,827	302	10,525	9,218	199	9,019	1,288	2	3	14
軽 犯 罪 法	285	10	275	251	-	251	23	-	1	-
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	367	15	352	260	-	260	92	-	-	-
火薬類取締法	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法	310	6	304	252	2	250	52	-	-	-
売春防止法	55	1	54	45	-	45	9	-	-	-
大麻取締法	570	9	561	549	6	543	11	-	1	-
麻薬及び向精神薬取締法	305	1	304	301	3	298	1	-	-	2
覚醒剤取締法	889	12	877	831	1	830	45	-	-	1
あへん法	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-
職業安定法	5	-	5	5	-	5	-	-	-	-
関税法	174	2	172	167	157	10	5	-	-	-
商標法	91	2	89	66	-	66	23	-	-	-
外国為替及び外国貿易法	3	-	3	3	-	3	-	-	-	-
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	6	2	4	4	-	4	-	-	-	-
出入国管理及び難民認定法	5,347	112	5,235	4,740	14	4,726	489	1	-	5
その他の特別法犯	2,416	130	2,286	1,740	16	1,724	538	1	1	6

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となっ

及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

総 数	既				済							未 済
	起 訴			不 起 訴				中 止	他の検察 庁に送致	家庭裁判 所に送致		
	計	公判請求	略式命令 請求	計	起訴猶予	嫌 疑 不 十 分	そ の 他					
11,072	3,600	2,820	780	5,768	3,981	1,418	369	12	1,125	567	573	
120	39	21	18	53	37	16	-	1	21	6	8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	9	9	-	8	4	3	1	-	3	-	2	
41	12	1	11	17	17	-	-	1	11	-	1	
382	117	90	27	206	162	39	5	-	42	17	17	
178	87	86	1	88	44	41	3	-	2	1	9	
20	8	8	-	12	4	8	-	-	-	-	-	
21	18	18	-	3	2	1	-	-	-	-	8	
102	38	4	34	25	20	5	-	-	38	1	2	
194	52	52	-	134	61	73	-	-	2	6	15	
107	26	26	-	74	24	50	-	-	3	4	8	
87	22	14	8	59	48	11	-	-	6	-	-	
49	18	18	-	25	3	18	4	-	6	-	9	
2,362	539	221	318	1,421	1,107	302	12	2	311	89	173	
13	7	7	-	5	1	4	-	-	1	-	-	
388	23	2	21	320	118	18	184	-	28	17	25	
102	57	57	-	45	26	19	-	-	-	-	4	
93	29	14	15	48	32	16	-	-	14	2	4	
4,437	1,716	1,461	255	1,895	1,559	320	16	5	508	313	167	
49	30	30	-	17	3	14	-	-	1	1	1	
34	17	17	-	11	5	6	-	1	2	3	2	
881	437	437	-	407	178	225	4	-	16	21	29	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
109	30	30	-	71	43	27	1	-	3	5	2	
307	23	13	10	231	208	19	4	-	19	34	21	
125	17	17	-	96	21	75	-	1	5	6	4	
357	74	42	32	226	86	18	122	1	37	19	28	
156	37	21	16	90	78	12	-	-	19	10	8	
338	118	104	14	181	90	78	13	-	27	12	26	
10,562	4,332	3,600	732	4,884	3,941	906	37	8	1,247	91	297	
281	22	2	20	237	236	1	-	-	22	-	6	
365	111	18	93	167	135	32	-	-	87	-	8	
2	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	
306	47	15	32	203	191	9	3	-	49	7	5	
52	20	13	7	21	15	6	-	-	9	2	1	
550	243	243	-	274	108	159	7	-	10	23	18	
291	159	159	-	126	36	90	-	-	1	5	9	
856	579	579	-	225	53	169	3	-	44	8	24	
2	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	
7	4	4	-	3	3	-	-	-	-	-	-	
170	109	106	3	54	14	38	2	-	5	2	5	
85	39	21	18	23	11	12	-	-	23	-	6	
3	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	
6	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	
5,235	2,270	2,197	73	2,474	2,293	176	5	2	480	9	95	
2,351	729	243	486	1,064	838	209	17	6	517	35	120	

た時の罪名が、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

キ 罪名別 外国人被疑事件の国籍別通常受理人員 - 自動車による過失致死傷等及び

罪 名	総 数	ア								
		計	中 国	韓国・朝鮮	イスラエル	イ ラ ン	イ ン ド	イ ネ	シ ン ド	シ ン ガ
総 数	19,158	16,227	4,279	2,378	5	120	107	349	6	
刑 法 犯	9,940	8,254	2,311	1,744	3	43	74	52	5	
公務執行妨害	108	77	30	17	-	1	-	-	-	
騒 乱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放 火	19	17	4	8	-	-	-	-	-	
過失往來妨害	27	24	3	11	-	-	-	1	-	
住居侵入	312	259	92	46	-	1	5	4	-	
文書偽造	182	172	64	14	-	-	-	3	-	
有価証券偽造	19	19	15	2	-	-	-	-	-	
支払用カード電磁的記録関係	28	28	28	-	-	-	-	-	-	
わいせつ・わいせつ文書頒布等	62	43	12	8	-	-	2	1	-	
強制わいせつ	215	170	40	31	-	2	10	2	1	
強制性交等	109	57	10	10	-	2	6	-	-	
賭博・富くじ	78	78	2	15	-	-	-	-	-	
殺 人	84	75	13	13	-	-	1	-	-	
傷 害	1,958	1,550	456	452	-	18	16	3	1	
危険運転致死傷	13	9	1	2	-	-	-	-	-	
過失 傷	341	282	92	63	-	2	2	6	-	
逮捕・監禁	110	108	1	-	-	-	-	-	-	
脅 迫	71	57	11	27	-	-	-	-	-	
窃 盗	3,947	3,334	875	697	2	6	21	15	3	
強 盗	88	80	28	13	-	-	2	-	-	
強盗致死傷・強盗・強制性交等	75	62	20	6	-	1	1	-	-	
詐 欺	836	734	268	127	-	3	3	6	-	
背 任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐 喝	106	98	5	17	-	-	-	-	-	
横 領	285	234	46	41	-	1	4	1	-	
盗 品 等 関 係	117	90	21	2	-	-	-	5	-	
毀 棄 ・ 隠 匿	320	228	65	74	-	4	1	4	-	
暴力行為等処罰に関する法律	128	113	49	14	-	1	-	-	-	
そ の 他 の 刑 法 犯	302	256	60	34	1	1	-	1	-	
特 別 法 犯	9,218	7,973	1,968	634	2	77	33	297	1	
軽 犯 罪 法	251	208	84	39	-	1	1	6	-	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	260	257	185	16	-	-	-	-	-	
火 薬 類 取 締 法	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
銃砲刀剣類所持等取締法	252	201	62	33	-	1	-	4	-	
売 春 防 止 法	45	39	31	5	-	-	-	-	-	
大 麻 取 締 法	549	260	14	47	2	4	5	5	-	
麻薬及び向精神薬取締法	301	213	9	11	-	7	-	-	-	
覚 醒 剤 取 締 法	831	599	45	181	-	26	-	4	-	
あ へ ん 法	2	2	-	-	-	2	-	-	-	
職 業 安 定 法	5	5	-	3	-	-	-	-	-	
関 税 法	167	86	17	1	-	5	-	-	-	
商 標 法	66	63	44	4	-	2	-	-	-	
外国為替及び外国貿易法	3	3	-	3	-	-	-	-	-	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	4	3	-	-	-	-	-	1	-	
出入国管理及び難民認定法	4,740	4,578	1,026	59	-	18	20	265	1	
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,740	1,456	451	232	-	11	7	12	-	

道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位：人)

ジ									ア				ヨーロッパ			
スリランカ	タイ	パキスタン	バングラデシュ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	その他	計	英	国	イタリア				
435	556	135	78	1,166	5,664	23	80	846	364	60	10					
265	91	95	45	635	2,419	9	48	415	220	41	8					
3	1	1	1	3	7	-	2	11	1	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
-	-	1	-	3	1	-	-	-	-	-	-					
-	-	-	-	6	3	-	-	-	1	-	-					
7	4	1	1	13	65	1	1	18	7	3	-					
9	3	2	1	14	43	-	-	19	-	-	-					
-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
4	-	1	1	1	5	1	1	6	3	1	-					
12	1	10	5	12	19	-	-	25	13	2	-					
1	-	1	3	12	7	-	1	4	4	2	-					
-	1	-	-	2	58	-	-	-	-	-	-					
1	3	-	-	-	41	-	-	3	1	-	-					
33	19	27	14	160	196	2	15	138	69	15	5					
1	1	-	-	2	1	-	-	1	-	-	-					
1	5	1	1	21	70	-	1	17	38	7	2					
-	-	-	-	-	107	-	-	-	-	-	-					
1	-	1	-	2	9	-	-	6	1	-	-					
82	31	22	10	221	1,239	3	12	95	46	8	-					
14	-	-	-	2	18	-	-	3	-	-	-					
6	-	-	1	5	22	-	-	-	2	-	-					
64	5	6	3	67	170	2	-	10	4	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
1	-	-	-	5	67	-	-	3	1	-	-					
2	6	1	1	29	75	-	3	24	11	1	-					
12	-	4	-	1	40	-	-	5	1	-	-					
4	3	7	-	15	22	-	8	21	10	2	1					
5	1	2	1	19	15	-	4	2	1	-	-					
2	7	7	2	18	119	-	-	4	6	-	-					
170	465	40	33	531	3,245	14	32	431	144	19	2					
6	1	1	1	12	43	-	2	11	5	1	-					
-	31	-	-	6	15	-	-	4	-	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
5	4	2	-	15	61	-	1	13	1	-	-					
-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-					
19	7	3	1	29	111	-	1	12	13	2	-					
1	-	1	-	12	169	-	-	3	14	6	-					
18	32	-	-	101	128	4	8	52	6	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-					
-	2	1	-	9	47	1	-	3	6	2	-					
1	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-					
95	350	12	16	265	2,148	7	10	286	63	2	-					
25	36	20	15	73	515	2	10	47	35	6	2					

罪 名	ヨ ー ロ ッ パ (続き)				北 ア メ リ カ			
	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ロ シ ア	そ の 他	計	ア メ リ カ 合 衆 国	カ ナ ダ	そ の 他
総 数	11	48	59	176	448	373	25	50
刑 法 犯	9	28	35	99	221	178	16	27
公 務 執 行 妨 害	-	-	-	1	4	4	-	-
騒 放 火	-	-	-	-	-	-	-	-
過 失 往 来 妨 害	-	-	1	-	-	-	-	-
住 居 侵 入	-	-	-	4	13	13	-	-
文 書 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券 偽 造	-	-	-	-	-	-	-	-
支払用カード電磁的記録関係	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせつ・わいせつ文書頒布等	-	-	-	2	6	5	1	-
強 制 わ い せ つ	-	2	-	9	6	6	-	-
強 制 性 交 等	-	-	1	1	12	11	-	1
賭 博 ・ 富 く	-	-	-	-	-	-	-	-
殺 人	-	-	-	1	1	-	-	1
傷 害	4	10	8	27	66	48	8	10
危 険 運 転 致 死 傷	-	-	-	-	1	1	-	-
過 失 傷 害	2	5	3	19	11	10	1	-
逮 捕 ・ 監 禁	-	-	-	-	-	-	-	-
脅 迫	-	-	-	1	2	-	2	-
窃 盗	1	5	15	17	65	55	1	9
強 盗	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死傷・強盗・強制性交等	-	-	-	2	1	-	-	1
詐 欺	-	1	1	2	1	-	-	1
背 任	-	-	-	-	-	-	-	-
恐 喝	-	-	1	-	1	-	-	1
横 領	-	4	1	5	4	2	-	2
盗 品 等 関 係	-	-	1	-	1	1	-	-
毀 棄 ・ 隠 匿	2	1	2	2	18	16	2	-
暴力行為等処罰に関する法律	-	-	-	1	2	1	-	1
そ の 他 の 刑 法 犯	-	-	1	5	6	5	1	-
特 別 法 犯	2	20	24	77	227	195	9	23
軽 犯 罪 法	-	2	1	1	4	3	1	-
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	-	-	-	-	1	-	-	1
火 薬 類 取 締 法	-	-	-	-	1	1	-	-
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	-	1	-	-	19	17	-	2
売 春 防 止 法	-	-	-	-	-	-	-	-
大 麻 取 締 法	1	5	2	3	65	61	2	2
麻薬及び向精神薬取締法	-	2	1	5	21	18	-	3
覚 醒 剤 取 締 法	-	1	2	3	16	13	1	2
あ ん 法	-	-	-	-	-	-	-	-
職 業 安 定 法	-	-	-	-	-	-	-	-
関 税 法	-	-	3	1	47	47	-	-
商 標 法	-	-	-	-	-	-	-	-
外国為替及び外国貿易法	-	-	-	-	-	-	-	-
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	-	-	-	1	-	-	-	-
出入国管理及び難民認定法	1	6	9	45	16	9	-	7
そ の 他 の 特 別 法 犯	-	3	6	18	37	26	5	6

(注) 1 この表は、(3)表のカに掲載された被疑事件中、通常受理について調査したものである。

2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表側に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

(単位 人)

南 ア メ リ カ					ア フ リ カ			オ セ ア ニ ア			無 国 籍
計	コロンビア	ブラジル	ベ ル ー	そ の 他	計	ナイジェ リ	そ の 他	計	オースト ラ	そ の 他	
1,707	32	1,169	401	105	352	122	230	57	36	21	3
1,013	23	654	271	65	196	46	150	34	19	15	2
22	-	17	4	1	3	1	2	1	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-
2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	-	22	5	-	4	-	4	2	1	1	-
5	-	3	1	1	5	-	5	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	7	2	-	-	-	-	1	-	1	-
17	-	6	10	1	8	1	7	1	-	1	-
28	1	13	13	1	8	1	7	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	-	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-
215	5	142	51	17	41	9	32	15	8	7	2
3	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
9	-	8	1	-	-	-	-	1	1	-	-
2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	6	1	1	1	-	1	2	2	-	-
439	14	268	129	28	56	10	46	7	5	2	-
6	-	3	1	2	2	-	2	-	-	-	-
8	-	6	1	1	2	-	2	-	-	-	-
67	-	37	30	-	30	13	17	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-
33	-	26	7	-	2	-	2	1	1	-	-
14	-	12	1	1	11	4	7	-	-	-	-
58	1	41	11	5	4	1	3	2	-	2	-
8	2	6	-	-	4	-	4	-	-	-	-
19	-	14	2	3	14	6	8	1	1	-	-
694	9	515	130	40	156	76	80	23	17	6	1
32	-	27	4	1	1	-	1	1	1	-	-
-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	1	22	2	3	1	-	1	2	1	1	-
6	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-
193	-	148	38	7	10	5	5	7	7	-	1
28	-	14	5	9	23	21	2	2	1	1	-
188	2	157	22	7	19	10	9	3	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	9	-	4	12	10	2	3	2	1	-
2	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	2	24	15	2	39	4	35	1	1	-	-
160	2	110	41	7	48	24	24	4	1	3	-

ク 罪名別 少年被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から

罪 名	数	受 理						
		総 数	旧 受	新 受				
				計	通 常 受 理			
					計	16歳未満	16・17歳	18・19歳
総 数		44,746	543	44,203	40,337	4,693	11,741	23,903
性 別		37,159	458	36,701	33,432	3,961	10,016	19,455
内 訳		7,587	85	7,502	6,905	732	1,725	4,448
刑 法		29,318	377	28,941	27,190	3,852	8,061	15,277
公務執行妨害		123	2	121	119	18	55	46
公騒放住文		-	-	-	-	-	-	-
いせわいせつ		37	2	35	32	10	6	16
強制わいせつ		1,021	17	1,004	965	276	321	368
強姦		99	4	95	74	7	22	45
わいせつ		263	4	259	212	48	73	91
わいせつ		469	11	458	436	122	131	183
博 権		42	-	42	41	7	10	24
賭博		3	-	3	3	-	-	3
職 権		-	-	-	-	-	-	-
贈 収		-	-	-	-	-	-	-
殺 傷		55	3	52	52	11	13	28
傷害		2,773	50	2,723	2,631	612	994	1,025
暴 行		1,919	42	1,877	1,816	386	735	695
凶 器		6	-	6	6	-	3	3
危 険		842	8	834	803	226	250	327
過 失		6	-	6	6	-	6	-
自 重		61	2	59	58	2	13	43
過 失		53	2	51	50	2	12	36
過 失		8	-	8	8	-	1	7
過 失		73	2	71	71	12	25	34
過 失		4	-	4	3	-	-	3
過 失		892	20	872	855	176	381	298
過 失		9,143	63	9,080	8,329	25	751	7,553
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		18	-	18	17	4	4	9
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		8,767	43	8,724	7,996	5	637	7,354
過 失		66	5	61	59	-	2	57
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		287	15	272	252	16	105	131
過 失		5	-	5	5	-	3	2
過 失		9,824	110	9,714	9,211	2,003	3,790	3,418
過 失		104	1	103	103	9	35	59
過 失		123	1	122	122	9	44	69
過 失		1,213	40	1,173	1,093	47	274	772
過 失		389	9	380	372	42	151	179
過 失		1,213	18	1,195	1,109	168	445	496
過 失		1,187	17	1,170	1,086	168	441	477
過 失		26	1	25	23	-	4	19
過 失		250	4	246	235	45	121	69
過 失		143	3	140	133	32	57	44
過 失		1,001	11	990	931	171	349	411
過 失		4,494	57	4,437	3,815	345	1,107	2,363
過 失		182	-	182	167	30	43	94
過 失		1,224	18	1,206	1,173	19	258	896
過 失		83	2	81	78	-	13	65
過 失		159	3	156	148	4	28	116
過 失		5	-	5	5	-	3	2
過 失		2,841	34	2,807	2,244	292	762	1,190
過 失		10,934	109	10,825	9,332	496	2,573	6,263
過 失		10,934	109	10,825	9,332	496	2,573	6,263
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	-
過 失		-	-	-	-	-	-	

(注) 1 この表は、(3)表のアに掲載された被疑事件中、少年の被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所が
2 「通常受理」には、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件が一括計上されている。

送致された事件を除く。)の受理、既済及び未済の人員

(単位:人)

		既			済			未 済	
他の検察 庁から (20歳未満)	再 起 (20歳未満)	総 数	不起訴 ・ 中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家 庭 裁 判 所 に 送 致				年齢超過 後の処分 (20歳以上)
					16歳未満	16・17歳	18・19歳		
3,858	8	44,259	2,483	3,724	4,360	10,735	22,888	69	487
3,262	7	36,731	2,096	3,152	3,666	9,101	18,655	61	428
596	1	7,528	387	572	694	1,634	4,233	8	59
1,746	5	28,905	1,440	1,731	3,608	7,351	14,717	58	340
2	-	119	19	1	16	42	40	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	30	3	3	8	4	10	2	2
38	1	1,025	40	36	270	312	365	2	10
21	-	95	6	26	4	15	44	-	4
47	-	262	11	43	43	70	94	1	4
22	-	424	72	23	99	101	127	2	9
1	-	31	2	-	4	9	16	-	1
-	-	3	-	-	-	-	3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	31	8	-	5	3	14	1	2
92	-	2,795	108	92	568	993	1,025	9	47
61	-	1,869	72	60	356	697	677	7	35
-	-	13	-	-	-	10	3	-	-
31	-	907	36	32	212	280	345	2	12
-	-	6	-	-	-	6	-	-	-
1	-	52	2	4	3	9	34	-	3
1	-	45	2	4	3	8	28	-	3
-	-	7	-	-	-	1	6	-	-
16	2	945	85	15	170	368	307	-	25
-	-	600	27	-	115	239	219	-	2
1	-	6	1	-	-	-	4	-	-
15	2	339	57	15	55	128	84	-	23
750	1	9,055	581	749	13	365	7,343	4	69
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	5	-	1	-	-	4	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	-	-	-	2	-	-
-	-	6	-	1	-	-	5	-	-
727	1	8,727	562	725	-	279	7,158	3	58
2	-	67	8	2	-	2	54	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	244	11	20	13	81	119	-	7
-	-	4	-	-	-	3	1	-	2
503	-	9,695	172	502	1,912	3,727	3,372	10	87
-	-	67	12	-	4	19	32	-	1
-	-	72	6	-	3	27	35	1	-
79	1	1,194	103	71	40	239	726	15	26
8	-	398	62	9	40	139	144	4	3
86	-	1,229	43	80	172	434	499	1	13
84	-	1,205	41	78	172	431	483	-	12
2	-	24	2	2	-	3	16	1	1
11	-	247	10	10	41	112	74	-	5
7	-	133	9	7	35	49	31	2	3
59	-	1,003	86	60	158	314	382	3	25
620	2	4,487	581	617	302	961	2,018	8	68
15	-	180	8	12	29	40	91	-	2
33	-	1,201	374	33	15	173	600	6	14
3	-	87	25	2	-	8	52	-	1
8	-	156	28	8	4	22	93	1	-
-	-	5	-	-	-	3	2	-	-
561	2	2,858	146	562	254	715	1,180	1	51
1,492	1	10,867	462	1,376	450	2,423	6,153	3	79
1,492	1	10,867	462	1,376	450	2,423	6,153	3	79
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

ら送致された事件を除く。)について調査したものである。

ケ 罪名別 少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件

[illegible]

(注) この表は、(3)表のアに掲載された被疑事件中、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致のあった事件に

の受理、既済及び未済の人員

(単位 人)

既								済							未 済
起		訴						不起訴 ・中止 (20歳未満)	他の検察 庁に送致 (20歳未満)	家 庭 裁 判 所 に 再 送 致			年齢超過 後の処分 (20歳以上)		
判 請 求	略 式 命 令 請 求	即 決 裁 判 請 求		即 決 裁 判 請 求		即 決 裁 判 請 求				16歳未満	16・17歳	18・19歳			
16・17歳	18・19歳	16歳未満	16・17歳	18・19歳	16歳未満	16・17歳	18・19歳			16歳未満	16・17歳	18・19歳			
13	142	-	15	1,299	-	-	-	35	1,675	-	2	16	259	82	
13	140	-	14	1,167	-	-	-	32	1,493	-	2	15	230	75	
-	2	-	1	132	-	-	-	3	182	-	-	1	29	7	
11	94	-	-	31	-	-	-	7	82	-	-	5	91	12	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	8	-	-	3	-	-	-	1	6	-	-	1	3	-	
5	5	-	-	1	-	-	-	-	3	-	-	-	3	-	
7	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
-	2	-	-	2	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	4	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	8	2	
-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	6	2	
1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	
-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	30	-	-	25	-	-	-	5	40	-	-	1	52	10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	12	-	-	25	-	-	-	5	35	-	-	1	29	7	
-	8	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	12	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	7	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	9	1	
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
1	31	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	-	12	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	7	-	
-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	3	1	-	
-	3	-	-	2	-	-	-	2	5	-	1	2	12	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	1	3	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
-	2	-	-	2	-	-	-	1	2	-	1	-	8	-	
2	45	-	15	1,266	-	-	-	26	1,588	-	1	9	156	70	
2	45	-	15	1,266	-	-	-	26	1,588	-	1	9	156	70	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

ついて調査したものである。

外 局

I 出入国在留管理庁

法務省設置法第26条～第29条 法務省組織令第69条～
第86条 法務省組織規則第27条～第33条

出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るほか、任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする行政機関である。

〈業務の実施状況〉

1 出入国在留管理行政における新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 水際対策

令和元年以降、感染が国際的に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症に関し、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、水際対策の強化が重要となった。

出入国在留管理庁においては、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、当分の間、上陸の申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどして、適切な水際対策を講じている。

また、従前より、日本人と外国人とを問わず、本邦に到着した旅客が入国審査ブースにおいて体調不良等を訴えた場合には、再度検疫手続に戻って症状について相談するよう案内するなど検疫手続に協力してきたところ、このような従前からの協力に加え、検疫所との連携を一層強化し、上陸拒否対象地域での滞在歴を厚生労働省（検疫所）と出入国在留管理庁で二重にチェックする体制を構築するなど、関係機関とも緊密に連携し、適切な水際対策を講じている。

さらに、出入国在留管理庁においては、審査場等にアクリル板等の飛沫防止設備を設置するとともに、個人識別情報取得機器（バイオカート及び自動化ゲートを含む。）周辺に消毒液を配備し、同機器使用後の手指消毒の案内を徹底するなどしている。加えて、職員については、感染防止用品（マスク、手袋、ゴーグル等）の着用の徹底、感染防止用品の正しい付け方・外し方の周知、使用済み感染防止用品の廃棄ボックスの設置等の措置を徹底し、感染の防止に努めている。

(2) 在留諸手続

ア 本邦在留中の外国人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本国等への帰国が困難な外国人に対して、就労可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めるとともに、就労することができない「短期滞在」等の在留資格で在留しているものの、本国等への帰国が困難であり、本邦での生計維持が困難な外国人には資格外活動を許可するなどの措置を講じた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、解雇された技

能実習生等に対し、特定技能制度における特定産業分野での就労を最大1年許可（在留期間更新可）する特例措置を引き続き講じた。

イ 本邦へ入国予定の外国人

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本邦への入国時期が遅れている外国人に配慮し、入国手続に必要な在留資格認定証明書の有効期間の延長措置を講じた。

また、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）の有効期間内に日本へ再入国することができなかった元永住者の外国人については、その置かれた状況に配慮し、迅速な手続を可能とするため、再度日本に戻ってくる際には、入国時に「永住者」の在留資格を認めることとし、日本へ戻ってきた元永住者が永住者として本邦で在留することができるようにしている。

(3) 在留外国人の支援

ア 外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供

出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に14言語（注）のページを作成し、各府省庁の外国人への生活支援等の情報や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意事項について、集約して掲載し、在留外国人に対して情報提供を行っている。

（注）日本語（やさしい日本語含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語

イ 一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体に対する財政支援

在留外国人が、新型コロナウイルス感染症に関する事柄を含む生活全般に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が多言語で情報提供及び相談を行う一元的相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」（以下「交付金」という。）により財政的に支援している。

また、一元的相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応のための特別な対応をする場合に、交付金の交付限度額を通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額まで認める特例措置を講じた。

ウ F R E S Cヘルプデスクにおける相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失うなど、生活に困っている外国人等からの電話相談に多言語かつ無料で対応するF R E S Cヘルプデスクを令和2年9月に外国人在留支援センター（フレスク／F R E S C）に設置した。

F R E S Cヘルプデスクでは、必要に応じてF R E S Cの入居機関と連携しながら、外国人等からの相談に対応している。

エ F R E S C多言語ワクチン接種サポート

「言語がうまく通じずに接種予約ができない」、「住民票がなく、ワクチン接

種券が発行されない」といった声を踏まえ、F R E S Cにおいて、令和3年10月11日からワクチン接種のための支援を実施した。

具体的には、F R E S Cワクチン予約電話窓口を設置し、本事業の協力医療機関（東京・名古屋・大阪）での接種予約の受付及び接種券の発行に必要な書類についての相談・案内を多言語で実施したほか、協力医療機関の接種会場における多言語通訳支援を実施した。

(4) 入管施設における新型コロナウイルス感染症への対策

入管施設の特性に応じた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインである、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」について、「入管施設感染防止タスクフォース」において各分野に精通した専門家の意見や国内の感染状況等を踏まえつつ、令和3年2月24日、感染者の発生に備えたバックアップ体制の確立、クラスター等発生時の基本的な対策などを追記した同マニュアル第3版を策定した。

さらに、同年7月20日、積極的かつ幅広い検査の実施と検査体制の確立、感染者や感染疑い者が発生した場合、濃厚接触者とは別に特定する接触職員を定義し、自宅待機等の措置と職場復帰などについて追記した同マニュアル第4版を策定した。

また、地方出入国在留管理官署においては、市町村及び医療機関と連携し、被収容者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を推進した。

2 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設けられた制度である。

(1) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針には、①特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項、②人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項、③当該産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑤特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項が定められている。

(2) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣は、各産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、各産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委

員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、各産業上の分野における「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）を分野ごとに策定している。

分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）、②特定産業分野における人材の不足の状況（特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項、③特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項が定められている。

(3) 在留資格「特定活動（特定技能1号移行準備）」に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響等により、移行に時間を要する場合に認められる在留資格「特定活動（特定技能1号移行準備）」の対象者については、在留資格「特定技能1号」へ移行を希望する技能実習2号修了者（建設就労及び造船就労者含む。）に限って認めていたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和3年3月9日からは、「特定技能1号」へ移行を希望するそれ以外の在留資格を有する者にも認めることとした。

(4) 特定技能に関する二国間取決め

悪質な仲介業者の排除等を目的とし、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れに資する情報の共有の枠組み構築等を内容とする二国間取決めについて、外務省、厚生労働省及び警察庁とともに、令和3年末までに、13か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ及びインド）との間での協議を経て作成した。

(5) 特定技能制度の活用促進に係る取組

特定技能制度の更なる活用を促進するため、令和2年に引き続き、特定技能での就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、特定技能制度に関する説明会や、マッチングイベントを開催した。

また、特定技能制度に対応する専用のコールセンター及び特定技能総合支援サイトを運営し（コールセンターは令和3年3月まで）、制度の周知を行った。

3 共生社会実現に向けた取組

(1) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

下記(2)のとおり、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつ

つあるが、短期的な課題への対応にとどまっている。また、外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要がある。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、令和3年1月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

令和4年6月14日、関係閣僚会議においては、当該意見書を踏まえ、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン及び取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした。

ロードマップでは、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するために取り組むべき中長期的課題としての四つの重点事項及び四つの重点事項に関する具体的施策を示すとともに、各施策に係る工程表を示している。

ロードマップの計画期間は令和8年度までの5年間とし、施策の着実な実施を図るため、ロードマップの実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととしている。

【目指すべき外国人との共生社会のビジョン及び取り組むべき中長期的な課題】
〔三つのビジョン〕

- ① これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- ② 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ③ 外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なくくらすことができる社会

〔四つの重点事項〕

- ① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ② 外国人に対する情報発信・外国人向け相談体制の強化
- ③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④ 共生社会の基盤整備に向けた取組

(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡充するため、新たな在留資格を創設することとされ、併せて、外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体との連携を強化することとなった。

これを受け、平成30年7月24日の閣議において、法務省に、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与することが決定されるとともに、新たな外国人材の受入れ及び受入れ環境の整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、関係閣僚会議を開催することとなった。

そして、平成30年12月25日に開催された第3回関係閣僚会議において、総合的対応策が決定され、以後、4回の改訂を行っている。

直近では、令和4年6月14日、ロードマップの決定と併せて、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップを踏まえ、総合的対応策を改訂した(令和4年度改訂)。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

総合的対応策(令和4年度改訂)には、218施策が盛り込まれている。

令和4年度の改訂では、ロードマップの施策について令和4年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策ではないためにロードマップには取り上げていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示している。

また、今後は、ロードマップの実施状況について毎年点検するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

(3) 交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援

交付金については、令和3年度は、218の地方公共団体に交付決定を行った。交付決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切に情報提供を行うことが期待される。

(4) 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年4月から、地方出入国在留管理局・支局において、「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口等に地方出入国在留管理局・支局職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を実施している。

また、受入環境調整担当官の体制整備を図ることにより、地方公共団体等との連携・協力、地域における情報収集の充実・強化等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組を通じて得た好事例等の有益な情報を地方公共団体等に展開している。

(5) 生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において、安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、14言語（注）で公開している。

（注）日本語（やさしい日本語含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語

(6) 在留支援のためのやさしい日本語の普及促進

出入国在留管理庁及び文化庁は、国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、令和2年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成した。

このガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において公開しており、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進している。

(7) 外国人在留支援センターにおける相談対応等の取組

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、令和2年7月に外国人在留支援センターを開所した。同センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居している。

同センターにおいては、入居機関が連携し、在留資格の更新・変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っている。さらに、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）や日本貿易振興機構（ジェトロ）が、外国人留学生や中堅・中小企業向けの説明会等を開催し、高度外国人材の雇用の促進を図っている。

4 技能実習制度の運用状況

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成28年11月18日に第192回国会（臨

時会)において成立し、同月28日に公布された。平成29年1月25日に法務大臣及び厚生労働大臣の認可法人として外国人技能実習機構が設立され、その後、技能実習法については、同年4月7日の関係政省令の公布を経て、同年11月1日に施行され、運用を開始している。

技能実習法による技能実習制度の運用状況は以下のとおりである。

(1) 監理団体の数、技能実習計画の認定及び行政処分等の処理状況

ア 監理団体の数

令和3年末時点の監理団体の数は3,462機関であり、事業区分別では、一般監理事業（優良な監理団体）が1,755機関、特定監理事業（その他の監理団体）が1,707機関となっている。

イ 技能実習計画の認定

令和3年末時点の技能実習計画の認定件数（累計）は121万3,641件となっており、その内訳は、企業単独型技能実習に係るものが2万9,966件、団体監理型技能実習に係るものが118万3,675件となっている。

ウ 行政処分等の件数

令和3年末時点の監理団体に対する改善命令の件数は10件、監理許可の取消し件数は30件、実習実施者に対する改善命令の件数は14件、実習認定の取消し機関数は241機関となっている。

(2) 技能実習に関する二国間取決め

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、技能実習制度を所管する厚生労働省とともに、順次、各送出国政府との協議を行い、令和3年末において、14か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア）との間で作成した。また、同取決めに基づく意見交換を順次実施し、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請等に努めた。

(3) 失踪技能実習生を減少させるための取組

平成30年11月16日、法務大臣の指示により、法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され、技能実習法の施行状況の検証、運用の改善方策の検討等が行われた。

具体的には、技能実習生の失踪事案に係る実習実施者等に対する実地調査、失踪技能実習生に係る聴取票の在り方の検討等が行われ、平成31年3月29日、調査結果等の報告書を公表した。また、令和元年11月12日には、失踪技能実習生の減少に向けた施策を法務大臣から発表し、これらを踏まえ、令和2年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）の一部を改正し、同年4月1日から、実習実施者に対して、技能実習生に対する報酬の支払いを口座振込等の実際の支払額が

確認できる方法で行うことを義務付ける等の措置を開始した。

これらに加え、技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する多言語による動画の作成や失踪防止のためのリーフレットの作成、失踪者の発生が著しい送出機関からの技能実習生新規受入れ停止といった取組を行っている。

5 在留資格手続のオンライン化

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、外国人を適正に雇用し、外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を平成30年度から開始することとされた。

これを受けて、一定の要件を満たす所属機関の職員や当該機関から依頼を受けた弁護士、行政書士等が、申請人からの依頼に基づき、在留期間更新許可申請並びにこれと同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請をオンラインで行うことを可能とし、平成31年3月に利用申出の受付を、令和元年7月に申請の受付を開始した。

その後、更なる利便性の向上のため、令和2年3月に、対象とする手続に在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請及び就労資格証明書交付申請を、対象となる在留資格に特定技能を追加した。また、同年4月には、一部の就労資格について、中小企業に所属する外国人に係る申請を、同年7月には、専門学校や日本語学校などに在籍する外国人に係る申請を、それぞれオンラインで行うことを可能とした。

6 観光立国の実現に向けた取組

観光は、我が国の地域活性化や雇用機会の増大という効果が期待される重要な成長分野として位置付けられ、平成25年3月から、全閣僚をメンバーとする観光立国推進閣僚会議が開催されており、令和2年7月には、「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進閣僚会議決定）が決定された。

出入国在留管理庁においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、人的・物的体制の充実・強化を図ってきたほか、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた在留資格「短期滞在」の外国人も自動化ゲートを利用できるようにするトラステイド・トラベラー・プログラム（TTP）、航空機の到着前に要注意外国人を把握するための事前審査システム（APIS）の活用、クルーズ船乗客を対象とした特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）の創設、外国人富裕層を対象とする観光・保養のための最長1年間の在留資格「特定活動」の付与等の措置をとってきた。

これらの措置に加えて、平成28年10月以降、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器（通称「バイオカート」）を全

国20空海港に導入し、また、平成29年10月の羽田空港における先行導入以降、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る顔認証ゲートを全国7空港に本格導入するなどしている。

さらに、令和元年7月24日の羽田空港を皮切りに、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用を開始し、令和3年12月から、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港において、新規入国する外国人に対して従来紙で提出を求めている外国人入国記録の電子的な提出を可能とするなど、出入国審査手続の一層の迅速化・円滑化を図っている。

7 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているほか、ICPO紛失・盗難旅券情報、航空会社等から報告を受けたAPI及びPNR等の情報を活用し、テロリスト等の要注意人物の水際での入国阻止を行っている。

あわせて、平成27年10月に設置された「出入国管理インテリジェンス・センター」（現・情報分析官）においては、情報収集及び分析の強化を図っている。

8 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(1) 難民認定制度の運用の一層の適正化

我が国では、これまでも難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めてきた。しかしながら、我が国の難民認定制度については、難民該当性の判断の基準が不明確であるなどの指摘を受けており、制度の透明性の向上が求められている。加えて、近年における難民認定申請者数の急増や申立内容の多様化への対応も求められている。

そこで、出入国在留管理庁では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでいる。これらの取組を加速させるため、令和3年7月には、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換した。

(2) 難民認定制度の見直し

近年、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることを要因として、我が国の難民認定申請者数が急増した結果、難民認定手続の処理期間が長期化し、難民を迅速に保護する上で支障が生じる事

態となっていた。

そこで、出入国在留管理庁は、平成30年1月から、①振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対する更なる配慮、③濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする運用の更なる見直しを行った。

これらの取組の結果、急増していた難民認定申請者数は、平成30年に大幅な減少に転じ、前年に比べほぼ半減した。一方で、平成30年の難民認定者数は、前年の20人から42人に倍増するなど、濫用・誤用的な申請を抑制し、難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果を上げた。

しかしながら、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、新規入国者数が大幅に減少したことが主な要因となって、難民認定申請者数は大きく減少したものの、濫用・誤用的な申請は依然として相当数見受けられることから、問題の抜本的解決に向け、これまでの取組の効果を踏まえつつ、濫用・誤用的な申請を抑制するための方策等について、法制度と運用の両面から検討を進めることとしている。

この点、令和2年6月に、収容・送還に関する専門部会によって取りまとめられた「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」の中で、送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための措置として、現行法上、難民認定手続中であれば一律に認められる送還停止効に一定の例外を設けること及び再度の難民認定申請における審査手続の合理化・効率化の検討等が提言されており、当該提言を受け、法改正を含めた必要な検討を行っているところである。

(3) 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住を認めるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援を実施し、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成27年度からマレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とした。

そして、平成30年10月22日、引き続き第三国定住による難民の受入れを実施し

ていくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」が設置され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、令和元年6月28日、平成26年1月の閣議了解を一部変更し、これにより、令和2年度以降、第三国定住による難民の受入れ人数を年1回約30人から年1回から2回約60人に拡大し、その対象も、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民からアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）とするなどの決定がなされた。

出入国在留管理庁は、主に受入れ難民の選考手続を担当し、面接調査を行うなどしており、同難民の円滑な受入れに努めている。しかし、令和2年及び令和3年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、第三国定住による難民を受け入れるには至らなかった。

9 不法滞在・偽装滞在者への対策等

(1) 不法滞在者対策の実施

不法残留者数は、平成27年以降、増加傾向にあったものの、令和3年は、新型コロナウイルス感染症下においても、感染防止対策を講じながら、摘発を実施するとともに、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告案件の処理促進に努めたことで、令和4年1月1日現在の不法残留者数は前年から約1万6,000人減の約6万7,000人となった。

(2) 偽装滞在者対策の実施

出入国在留管理庁では、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化等に努めている。また、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなどしており、令和3年の在留資格取消件数は800件となった。

(3) 処遇の適正化に向けた取組

「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

また、「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」において示された改善策や「出入国在留管理官署の収容施設における医療体制の強化に関する有識者会議」における指摘事項を踏まえ、被収容者の処遇状況改善や医療体制の強化等に取り組んでいる。

(4) 被退去強制者の送還促進

退去強制令書が発付されているにもかかわらず、様々な理由により送還を忌避する者が存在するが、速やかな送還のため、被収容者本人に対して帰国の説得をし、あるいは、外務省の支援を得ながら出身国政府に対する身柄の引取り等に係る交渉を推進しているほか、送還方法の多角化など一層の送還促進に努めている。

〈会 同〉

月 日	件 名	協 議 ・ 報 告 事 項
5.31	地方出入国在留管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	1 今後の若手職員の人材育成の在り方について 2 超過勤務の縮減及びワークライフバランスの推進について 3 経理事故の防止に向けた具体的な取組等について
6.30	地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同	現下の情勢を踏まえた出入国在留管理行政の現状と課題について

〈出入国在留管理庁統計表〉

1 特定産業分野別 特定技能 1 号在留外国人人数

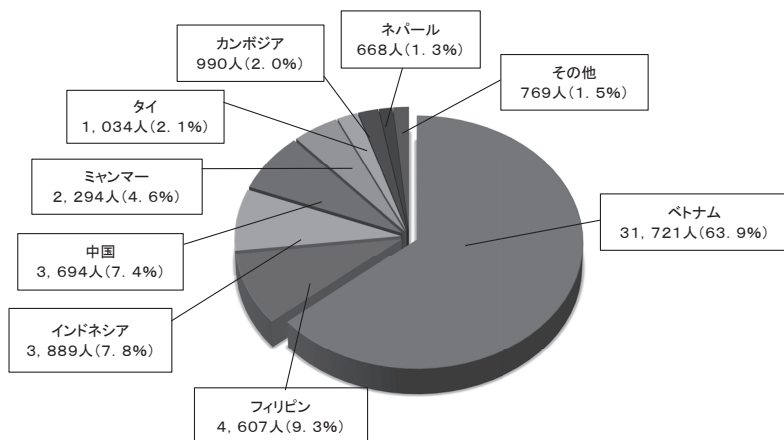
(1) 主な国籍・地域別

(令和 3 年12月 末現在)

国 籍 地 域	総 数	ビザフリー ニング 分野	素材・ 産業分野	産業機械 製造業 分野	電気・ 電子情報 関連産業 分野	建設分野	造船・ 船舶用工業 分野	自動車 整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品 製造業 分野	外 食 業 分 野
総 数	49,666	5,155	3,066	4,365	2,371	4,871	1,458	708	36	121	6,232	549	18,099	1,985
ベトナム	31,721	2,730	394	1,926	1,682	3,579	290	369	13	47	3,081	141	13,522	1,257
中 国	4,607	535	63	253	211	451	884	273	0	3	632	3	654	27
インドネシア	3,889	574	50	370	147	200	82	5	0	14	823	368	662	31
フィリピン	3,694	293	12	249	149	336	154	3	2	5	608	37	1,347	188
ミャンマー	2,294	410	68	47	76	85	4	38	0	8	135	0	1,268	122
カンボジア	1,034	22	4	199	88	59	41	1	0	0	236	0	261	17
タイ	990	19	29	10	4	96	3	1	0	0	574	0	239	1
ネパール	668	400	15	0	0	20	0	3	9	26	43	0	51	101
その他	769	172	15	12	14	45	0	15	12	18	100	0	95	241

注) 本表の数値は速報値である。

(2) 国籍・地域別割合



2 出入国者数（平成29年～令和3年）

年次	外国人 入国者数	外国人（特例上陸許可数）								日本人 出国者数
		総数	寄港地	通過	船舶観光	乗員	緊急	遭難	一時庇護	
平成29年	27,428,782	5,502,177	13,217	4,979	2,449,299	3,034,126	464	90	2	17,889,292
30	30,102,102	5,364,421	13,331	5,235	2,337,803	3,007,588	444	18	2	18,954,031
令和元年	31,187,179	4,961,505	13,861	7,760	2026,307	2,913,001	483	92	1	20,080,669
2	4,307,257	919,311	7,462	3,003	119,960	788,305	556	24	1	3,174,219
3	353,119	421,925	182	6	0	421,279	415	42	1	512,244
対前年 増減率(%)	-91.8	-54.1	-97.6	-99.8	-100.0	-46.6	-25.4	75.0	0	-83.9

（注）乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可を含む。

3 在留審査業務処理件数（平成29年～令和3年）

区 分	平成29年	30	令和元年	2	3	対前年 増減率 (%)
総 数	1,239,504	1,394,780	1,485,769	1,658,257	1,616,256	-2.5
在留資格取得	13,817	14,051	15,275	16,479	16,831	2.1
在留期間更新	621,142	619,555	761,091	889,177	861,902	-3.1
在留資格変更	232,880	348,108	290,496	413,461	388,849	-6.0
資 格 外 活 動	285,408	314,980	323,741	252,820	242,856	-3.9
再入国許可	35,350	37,059	38,264	28,750	41,669	44.9
永 住 許 可	50,907	61,027	56,902	57,570	64,149	11.4

（注） 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

4 外国人の上陸についての口頭審理件数

（人 員）

平成29年	30	令和元年	2	3
9,793 (1,421)	11,780 (1,260)	13,420 (1,197)	25,056 (22,353)	4,419 (1,484)

（注1） 本表は、口頭審理の受理件数である。

（注2） 括弧内の数は、出入国港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸許可の証印を行った人員を示し、内数である。

5 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

（人 員）

年 次	異議の申出			裁決の結果					取下 終 止 等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	上陸特 別許可	理 由 あり			
平成29年	1,781	11	1,770	1,684	439	1,241		4	89	8
30	1,919	8	1,911	1,742	404	1,333		5	160	17
令和元年	2,120	17	2,103	1,961	375	1,584		2	152	7
2	935	7	928	885	70	812		3	49	1
3	2,792	1	2,791	2,786	5	2,780		1	6	0

6 違反審査件数

（人 員）

平成29年	30	令和元年	2	3
14,407	16,827	19,853	16,410	20,202

（注） 本表は、違反審査の受理件数である。

7 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

平成29年	30	令和元年	2	3
3,273	2,946	3,040	2,631	10,433

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

8 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 下 終 止 等	未処理
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在留特 別許可	理 由 あり		
29	3,352	818	2,522	2,416	1,160	1,255	1	119	817
30	2,966	822	2,128	2,331	960	1,371	0	91	544
令和元年	2,819	544	2,256	2,211	763	1,448	0	90	518
2	2,368	518	1,832	1,916	438	1,478	0	81	371
3	10,126	371	9,697	9,174	381	8,793	0	63	889

(注) 平成30年における「旧受」の件数は、同年中に東京入国管理局に係る数値の集計方法を見直し
たため、平成29年における「未処理」の件数とは一致しない。

9 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成29年	30	令和元年	2	3
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	34	31	23	19	24
	中 国	108	104	98	43	52
	そ の 他	544	389	335	205	159
	計	686	524	456	267	235
不法残留	韓国・朝鮮	241	181	183	149	97
	中 国	1,763	1,788	1,640	1,183	894
	そ の 他	4,846	5,703	6,627	5,948	11,158
	計	6,850	7,672	8,450	7,280	12,149
刑罰法令 違 反 等	韓国・朝鮮	36	38	17	13	16
	中 国	350	407	451	319	239
	そ の 他	1,154	1,206	1,100	1,121	1,148
	計	1,540	1,651	1,568	1,453	1,403
合 計		9,076	9,847	10,474	9,000	13,787

10 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成29年	30	令和元年	2	3
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	31	37	24	16	16
	中 国	105	103	89	29	48
	フィリピン	83	93	63	24	29
	タ イ	23	25	13	7	8
	そ の 他	401	200	194	97	72
計		643	458	383	173	173
不法残留	韓国・朝鮮	154	96	105	76	56
	中 国	1,531	1,558	1,502	818	841
	フィリピン	455	527	484	292	278
	タ イ	1,129	1,060	957	380	509
	そ の 他	2,603	3,417	4,386	3,038	2,322
計		5,872	6,658	7,434	4,604	4,006
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	47	37	11	9	24
	中 国	366	472	414	250	281
	フィリピン	186	126	57	69	52
	タ イ	44	54	15	18	29
	そ の 他	972	1,060	904	780	1,001
計		1,615	1,749	1,401	1,126	1,387
合 計		8,130	8,865	9,218	5,903	5,566

(注1) 「不法入国・不法上陸」とは、入管法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの(旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。)である。

(注2) 「不法残留」とは、入管法第24条第2号の4(旧入管法第24条第2号の3)、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第6号の3、第6号の4、第7号及び第8号に該当するものである。

(注3) 「刑罰法令違反等」とは、入管法第24条第2号の2、第2号の3、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4(イ)から(ハ)、第3号の5(イ)から(ニ)、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項に該当するものを含む。)である。

11 出国命令書の交付(入管法第55条の2～第55条の6)

(人 員)

国 籍	平成29年	30	令和元年	2	3
韓国・朝鮮	117	86	84	54	63
中 国	1,737	1,888	2,100	1,645	1,750
フィリピン	288	671	562	377	215
タ イ	841	894	1,233	749	582
そ の 他	1,440	2,684	4,723	4,073	1,800
計	4,423	6,223	8,702	6,898	4,410

(注) 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら出入国在留管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

12 違反調査適条別・端緒別立件数

(令和3年)

通条	総 数	国籍・地域		端												別 序 知
		韓 国	中 国	そ の 他	通				報		自		探	知		
					矯 正 施 設	警 察	海 上 保 安 庁	検 査 庁	市 区 町 村	その 官 他 庁	不 良 交 流 者 等	本 出 入 頭 申 告 の 告			一 般 申 告 人	
登録16-1-1	21,594	426	3,700	17,468	501	519	3	4,168	12	10	50	11,480	8	147	1,288	3,408
24-1	282	26	50	206	2	2		21	1		2	123	1	90	23	17
2	65	1	11	53	2	1	2	5				33			6	16
2の2	63	4	11	48				2				18			9	34
2の3	845		112	733	4	4		34				370			25	412
2の4	1,758		190	1,568	13	13		101				774			62	808
3	25	1	4	20				12							6	7
3の2																
3の3																
3の4-1	53	2	30	21		1		36							15	1
ハ	9		1	8		1		7				4			1	
3の5-1	177		48	129		9		113				2			46	5
ロ	27		27	27				11				5			14	
ハニ	214		26	188		7		120	1				1		67	4
4-1	2		2					2								
ロ	101		11	90		5		27				1	6	25	59	9
ハニホ	16,152	169	2,891	13,092	98	460		2,895	8	9	47	10,001			665	1,938
ヘ	1			1												
ト																
チ	1															
リ	725	1	41	584	1	3		435		1		6		1	107	2
ス	408	90	84	209	170	1		139						3	49	4
ル(1)	25	115	22	3	212	4		15							6	
ル(2)	1			1											1	
その他	1			1											1	
4の2	246		74	172	3	2		167				4		1	66	3
4の3																
4の4																
5																
5の2	1			1												
6	187		60	127	2	2	1	9		1		49		15	41	67
6の2																
6の3																
6の4																
7	120	5	9	106	1	3		1	2			63		11	16	24
8	93	1	23	69				6				26			3	57
9																
10																
旧2の3	1			1	9			1				1		1		
法附則24																
特例法22	11	11			9											
送 出 要 請	10			10	1			9								

(注1) 「登録16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
(注2) 「法附則24」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正附則（平成21年7月15日法律第79号）第24条第1項に該当するものである。
(注3) 「特例法22」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項各号に該当するものである。
(注4) 送 出 要 請 の 件 数 は 立 件 総 数 に 含 ま れ な い。

13 違反調査の処理状況

区 分	平成29年	30	令和元年	2	3
受理	22,723	28,598	32,212	34,224	31,243
旧受	3,196	4,004	4,861	4,872	9,649
新受	19,527	24,594	27,351	29,352	21,594
処理	18,719	23,737	27,340	24,574	27,785
未処理	4,004	4,861	4,872	9,649	3,458

14 不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・地域	平成29年	30	令和元年	2	3
総 数	9,134 (6,120)	10,086 (6,754)	12,816 (8,903)	10,993 (7,923)	13,255 (9,634)
ベトナム	2,152 (1,657)	3,035 (2,259)	4,941 (3,766)	4,943 (3,801)	7,845 (5,893)
中 国	2,915 (1,982)	3,112 (2,170)	3,155 (2,188)	2,361 (1,693)	2,425 (1,745)
台 湾	14 (4)	9 (5)	23 (11)	23 (11)	13 (4)
香港・その他	1 (1)	3 (2)	- (-)	- (-)	1 (0)
タイ	1,855 (966)	1,868 (903)	2,047 (1,035)	1,254 (631)	975 (513)
インドネシア	588 (514)	594 (498)	1,014 (827)	933 (780)	678 (555)
フィリピン	711 (366)	660 (369)	764 (398)	649 (331)	480 (264)
ネパール	77 (52)	71 (52)	111 (92)	162 (126)	176 (138)
韓 国	239 (118)	169 (69)	163 (76)	109 (56)	118 (42)
スリランカ	53 (48)	42 (41)	87 (81)	71 (65)	98 (96)
モンゴル	146 (95)	117 (70)	91 (61)	65 (53)	90 (63)
ウズベキスタン	7 (7)	35 (34)	65 (64)	90 (89)	68 (68)
そ の 他	376 (310)	371 (282)	355 (304)	333 (287)	288 (253)

(注1) 本表は、出入国在留管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

(注2) () 内は、男性の数で内数である。

15 収容状況

(平成29年～令和3年)

区分	平成29年			30			令和元年			2			3		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
入所															
総数	17,995	638	18,633	20,647	335	20,982	21,077	301	21,378	12,978	238	13,216	17,214	42	17,256
韓国・朝鮮	469	5	474	398	1	399	314	0	314	218	0	218	183	1	184
中国	4,373	36	4,409	4,968	18	4,986	4,559	14	4,573	2,414	16	2,430	2,103	7	2,110
その他	13,153	597	13,750	15,281	316	15,597	16,204	287	16,491	10,346	222	10,568	14,928	34	14,962
出所															
総数	17,847	568	18,415	20,731	356	21,087	21,159	411	21,570	13,499	425	13,924	17,339	139	17,478
韓国・朝鮮	469	4	473	404	4	408	319	0	319	224	0	224	180	1	181
中国	4,338	43	4,381	4,988	28	5,016	4,576	18	4,594	2,470	22	2,492	2,118	9	2,127
その他	13,040	521	13,561	15,339	324	15,663	16,264	393	16,657	10,805	403	11,208	15,041	129	15,170
延人数															
総数	342,097	149,149	491,246	376,746	159,324	536,070	324,834	147,690	472,524	186,038	76,427	262,465	73,511	26,207	99,718
韓国・朝鮮	6,792	1,173	7,965	7,323	678	8,001	3,530	0	3,530	1,194	0	1,194	547	81	628
中国	47,470	9,903	57,373	51,479	7,208	58,687	44,528	5,327	49,855	22,475	2,317	25,007	9,642	1,123	10,765
その他	287,835	138,073	425,908	317,944	151,438	469,382	276,776	142,363	419,139	162,154	74,110	236,264	63,322	25,003	88,325
年末人員															
総数	905	446	1,351	821	425	1,246	739	315	1,054	218	128	346	93	31	124
韓国・朝鮮	17	3	20	11	0	11	6	0	6	0	0	0	3	0	3
中国	128	26	154	107	16	123	90	12	102	33	6	39	18	4	22
その他	760	417	1,177	703	409	1,112	643	303	946	185	122	307	72	27	99

16 送還状況

国籍・地域別	平成29年	30	令和元年	2	3
総 数	8,145	9,369	9,597	5,450	4,122
（ 集 団 ）	（ 43）	（ 47）	（ 0）	（ 44）	（ 0）
（ 単 独 ）	（8,102）	（9,322）	（9,597）	（5,406）	（4,122）
ベ ト ナ ム	2,038	2,698	3,185	2,206	1,781
中 国	1,954	2,152	1,998	980	832
タ イ	1,224	1,167	1,003	382	224
フィリピン	705	893	737	382	214
インドネシア	549	532	639	295	191
ネ パ ール	196	198	275	197	170
スリランカ	127	148	212	141	103
ト ル コ	70	116	195	111	87
韓 国	248	209	162	106	82
ブ ラ ジ ル	94	124	133	72	48
そ の 他	940	1,132	1,058	578	390

17 被收容者の新規仮放免件数（入管法第54条）

区 分	平成29年	30	令和元年	2	3
被収令発付者	922	812	1,052	3,375	3,506
韓国・朝鮮	51	47	49	47	37
中 国	187	127	159	623	645
そ の 他	684	638	844	2,705	2,824
被退令発付者	822	523	725	3,013	4,275
韓国・朝鮮	23	20	7	22	37
中 国	79	67	72	478	839
そ の 他	720	436	646	2,513	3,399

18 難民認定申請及び処理数の推移（過去5年間）

年 次	申請数	認 定	不認定	その他の庇護
平成29年	19,629	20 (1)	9,742	45
30	10,493	42 (4)	10,541	40
令和元年	10,375	44 (1)	4,936	37
2	3,936	47 (1)	3,477	44
3	2,413	74 (9)	4,196	580

（注1） 認定の括弧内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

（注2） 「その他の庇護」とは、難民とは認定しなかったものの、人道的な配慮を理由に在留を認めた者の数である。なお、令和3年5月28日に開始した本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置に基づき、難民認定手続の結果が出る前に、当該措置に係る在留を先行して認めたものが存在する。

19 在留外国人数の推移

(各年末現在)

区 分	平成29年	30	令和元年	2	3	増減率
総 数	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	-4.4
中 国	730,890	764,720	813,675	778,112	716,606	-7.9
ベ ト ナ ム	262,405	330,835	411,968	448,053	432,934	-3.4
韓 国	450,663	449,634	446,364	426,908	409,855	-4.0
フィリピン	260,553	271,289	282,798	279,660	276,615	-1.1
ブラジル	191,362	201,865	211,677	208,538	204,879	-1.8
そ の 他	665,975	712,750	766,655	745,845	719,746	-3.5
在留外国人の 国籍・地域数	195	195	195	194	194	

(注) 「中国」は、国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

20 主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数

(令和3年末現在)

都道府県名	総 数	中 国	ベトナム	韓 国	フィリピン	ブラジル	その他
総 数	2,760,635	716,606	432,934	409,855	276,615	204,879	719,746
東 京 都	531,131	208,290	34,851	85,082	33,027	3,792	166,089
愛 知 県	265,199	44,029	43,927	27,620	39,149	59,300	51,174
大 阪 府	246,157	64,185	39,836	90,873	9,247	2,693	39,323
神奈川県	227,511	70,223	26,807	26,698	23,278	8,906	71,599
埼 玉 県	197,110	72,812	31,707	15,490	21,485	7,158	48,458
千 葉 県	165,356	51,982	24,075	15,054	19,667	3,528	51,050
兵 庫 県	111,940	21,804	23,358	36,354	5,174	2,395	22,855
静 岡 県	97,338	10,110	13,420	4,352	17,304	30,641	21,511
福 岡 県	76,234	17,882	18,160	14,169	5,405	336	20,282
茨 城 県	71,121	11,584	11,816	4,090	9,923	5,996	27,712
そ の 他	771,538	143,705	164,977	90,073	92,956	80,134	199,693

〈施設機関等〉

入国者収容所の名称及び所在地

(令和3年12月31日現在)

入国者収容所東日本入国管理センター	茨城県牛久市久野町1766-1
入国者収容所大村入国管理センター	長崎県大村市古賀島町644-3

〈地方支分部局〉

1 地方出入国在留管理局・支局所在地

(令和3年12月31日現在)

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
仙台出入国在留管理局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京出入国在留管理局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東京出入国在留管理局成田空港支局	成田市	千葉県のうち成田国際空港の区域
東京出入国在留管理局羽田空港支局	東京都大田区	東京都のうち東京国際空港の区域
東京出入国在留管理局横浜支局	横浜市	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
名古屋出入国在留管理局中部空港支局	常滑市	愛知県のうち中部国際空港の区域
大阪出入国在留管理局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
大阪出入国在留管理局関西空港支局	大阪府泉南郡 田尻町	大阪府のうち関西国際空港の区域
大阪出入国在留管理局神戸支局	神戸市	兵庫県(大阪国際空港の区域を除く。)
広島出入国在留管理局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松出入国在留管理局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡出入国在留管理局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
福岡出入国在留管理局那覇支局	那覇市	沖縄県

2 地方出入国在留管理局・支局出張所所在地

(令和3年12月31日現在)

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地	地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
札幌出入国在留管理局 札幌支局	函館 旭川 釧路 稚内 千歳	函館市 旭川市 釧路市 稚内市 千歳市	名古屋出入国在留管理局 名古屋支局	富山 金沢 福井 岐阜 静岡 浜松 豊橋 四日市	富山市 金沢市 福井市 岐阜市 静岡市 浜松市 豊橋市 四日市
仙台出入国在留管理局 仙台支局	青森 盛岡 仙台 秋田 酒田	青森市 盛岡市 名取市 秋田市 酒田市	※ 中部空港支局に出張所なし		
東京出入国在留管理局 東京支局	水戸 宇都宮 高崎 さいたま 千葉 新宿 東部 立川 新府 甲府 長野	水戸市 宇都宮市 高崎市 さいたま市 千葉市 東京都新宿区 東京都江戸川区 国立市 新潟市 甲府市 長野市	大阪出入国在留管理局 大阪支局	大津 舞鶴 奈良 和歌山	大津市 舞鶴市 奈良市 和歌山市
※ 成田空港支局に出張所なし			※ 関西空港支局に出張所なし		
横浜支局	川崎	川崎市	神戸支局	姫路港	姫路市
			広島出入国在留管理局 広島支局	境港 松江 岡山 福山 広島 下関 周南	境港市 松江市 岡山市 福山市 三原市 下関市 周南市

地方出入国在留管理局・支局	出張所	所在地
高出管 入国理 在留局	小松島港 松山 高知	小松島市 松山市 高知市
福岡 出入 国在 留管 理局	北九州 博多港 福岡空港 佐賀 長崎 対馬 熊本 大分 宮崎 鹿児島	北九州市 福岡市 福岡市 佐賀市 長崎市 対馬市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市
那覇 支局	那覇空港 石垣港 嘉手納 宮古島	那覇市 石垣市 沖縄県中頭郡嘉手納町 宮古島市

3 出入国港指定一覧表

海 港

(令和3年12月31日現在)

都道府県		港 名		都道府県		港 名		都道府県		港 名		
北海道	紋	別走咲路牧蘭館樽萌内新森戸古石渡沼巻釜川代田浜馬立珂島津葉京見崎浜賀	神奈川	三直	江	崎津	岡山	水島	鳥石	島崎生川島国生松関部門島松島出亀間江浜治間山崎知田多池津	津	
	網		新	新	木	富	山	福常	糸			
	花		富	山	伏	山	尾	尾	土			呉
	釧		石	川	七	尾	沢	鹿	川			川
	路		福	井	金	内	浦	広	島			島
	苦		静	岡	敦	田	賀	岩	国			生
	室		小	稚	子	の	浦	平	下			松
	函		狩	湾	清	焼	御	徳	山			中
	小		青	青	焼	前	崎	三	尻			関
	留		森	森	御	前	河	字	萩			部
稚	手	戸	三	衣	浦	山口・福岡 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀	関	門	島	島		
石	宮	釜	名	古	屋		徳	島			小	松
狩	釜	大	名	古	市		高	直			坂	橘
湾	仙	船	重	日	鷺		高	坂			丸	松
青	台	塩	都	宮	津		直	坂			詫	島
森	田	船	阪	舞	鶴		坂	丸			詫	出
青	能	代	大	阪	阪		詫	島			亀	間
八	酒	田	兵	庫	尼		崎	三			島	之
宮	小	名	庫	神	西		宮	新			川	江
釜	相	陸	和	東	播		戸	今			居	浜
大	日	那	歌	姫	磨	磨	菊	松	治			
氣	常	更	山	相	路	路	松	宇	間			
石	鹿	更	和	田	生	生	宇	須	山			
仙	木	更	歌	由	辺	良	須	高	島			
台	千	更	山	和	良	津	高	苅	崎			
塩	東	更	和	歌	下	宮	苅	博	知			
釜	二	更	鳥	歌	境	田	博	三	田			
川	川	更	根	歌	境	多	唐	唐	池			
横	横	更	根	歌	境	津	唐	唐	津			
須	須	更	根	歌	境	宇	唐	唐	津			

空 港

都道府県	港 名	都道府県	港 名
佐賀・長崎	伊 万 里	北 海 道	新 千 歳
	長 崎		函 館
	佐 世 保	旭 川	
	比 田 勝	青 森 青	森
	巖 原 俣	岩 手 花	巻
熊 本	水 八 代	宮 城 仙	台
	三 角 分	秋 田 秋	田
大 分	大 佐 賀 久	福 島 福	島
	津 佐 伯	茨 城 百 里 (茨城)	
	油 鹿 児	千 葉 成 田 国 際	
宮 崎	川 枕 志 喜 名	東 京 国 際 (羽田)	
鹿 児 島	運 金 武 中	新 潟 新 潟	潟
	那 平 石	富 山 富	山
		石 川 小	松
		静 岡 静	岡
		愛 知 中 部 国 際	
		大 阪 関 西 国 際	
		岡 取 美 保 (米子)	
		岡 山 岡	山
		広 島 広	島
		香 川 高	松
		愛 媛 松	山
		福 岡 福	岡
		北 九	州
		佐 賀 佐	賀
		長 崎 長	崎
		熊 本 熊	本
		大 分 大	分
		宮 崎 宮	崎
		鹿 児 島 鹿	児
		沖 縄 那	覇
			垣

Ⅱ 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第34条 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

（業務の実施状況）

令和2年10月26日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、平成12年1月28日付け当委員会決定（平成15年1月23日付け、18年1月23日付け、21年1月23日付け、24年1月23日付け、27年1月23日付け及び平成30年1月22日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。

令和3年1月6日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（令和3年2月1日期間更新、令和6年1月31日期間満了）した。

Ⅲ 公安調査庁

法務省設置法第26条、第35条 法務省組織令第87条～第97条 法務省組織規則第34条 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号） 公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、北朝鮮情勢や国際テロ、経済安全保障上の懸念動向など、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障局等の関係機関に提供している。

（重要施策の概要）

1 北朝鮮、国際テロ関係や経済安全保障上の懸念動向など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集・分析機能の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や核・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向及び意図、大量破壊兵器等

関連物資・技術の調達・拡散の実態等に関する情報収集に努めた。また、北朝鮮の内部事情や対日関係を含む対外動向、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

国際テロ情勢については、「イラク・レバントのイスラム国」(I S I L) 等国際テロ組織に関係したテロが、中東・アフリカ諸国や欧米諸国、アジア諸国で発生しており、国際社会は依然として深刻なテロの脅威にさらされている。

こうした情勢の中、我が国に関しても、I S I L 等がかねてから我が国をテロの対象として名指しし、近年、不特定多数の人々が集まる場所等を標的としたテロ事件の巻き添えとして、邦人が海外で被害に遭う事案が度々発生している。我が国では、国際テロ組織にとって格好の宣伝機会ともなり得る大規模国際イベントである東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことから、最大限の警戒が必要な状況であった。そこで、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)等に基づき、テロを未然に防止するため、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる不審人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進した。

経済安全保障上の懸念動向については、国外への先端技術等の流出や外国資本等による重要施設周辺の不動産取得事案などについて、関連情報の収集・分析を推進した。また、官民連携に向けた取組として、我が国の経済団体、民間企業等に対し、講演会やリーフレット・動画などを通じ、重要情報の流出防止等に向けた情報発信を行った。

このほか、サイバー攻撃が国内外で常態化し、サイバー空間の社会への拡大・浸透がより一層進む中であって、サイバー空間における悪意ある主体の活動は、社会・経済の持続的な発展や国民生活の安全・安心に対する深刻な脅威となっており、その予兆の早期把握、実行主体の解明等に向け、関連情報の収集・分析を推進した。

2 オウム真理教対策の推進

いわゆるオウム真理教(「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」を中心に活動)については、麻原彰晃こと松本智津夫がその活動に影響力を有するなど、依然として無差別大量殺人行為に及ぶ本質的な危険性が認められることから、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)に基づく観察処分が付されている(令和3年1月に公安審査委員会が同処分の期間を3年間更新することを決定(7回目))。当該団体に対しては、同処分に基づき、組織や活動に関する報告徴取及び団体施設に対する立入検査(27か所)を実施した。

このうち、「Aleph」に対しては、令和3年10月25日、報告義務を一切履行せず、度重なる是正の指導にも応じなかったこと等から、団体規制法施行以来初めてとなる再発防止処分を公安審査委員会に対して請求したところ、その後、「Aleph」か

ら報告を受けるなどしたことから、同年11月19日、同処分の請求を撤回した。

また、団体施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、延べ43（実数22）の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供するとともに、17回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする政府の重要施策の推進への貢献

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、平成25年9月に設置した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、関連情報の収集・分析機能の強化に取り組むとともに、政府が設置した「セキュリティ情報センター」等の求めに応じて、適時・適切に関連情報を提供した。

付 録

1 会 計

(1) 予 算

ア 一般会計

(ア) 法務省所管 令和4年度 政府職員予算定員及び俸給額表

法 務 省 所 管 総 表

区 分	適 用 を 受 け る 俸 給 表	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
特 別	職	8												61,232
	職	外 内 7(9箇月) 745(6箇月) 55,018												216,823,912
一 般	指 定 職 俸 給 表	59												630,456
	行 政 職 俸 給 表(一)	内 287(6箇月) 16,606		20	89	158	248	1,340	1,974	内 4,510	内 133 4,887	内 150 2,905	475	61,276,283
	行 政 職 俸 給 表(二)	188							9	56	94	29	—	519,994
	公 安 職 俸 給 表(一)	内 203(6箇月) 20,636	3	38	73	135	466	548	681	2,138	内 27 4,395	内 48 9,425	内 128 2,714	75,443,488
	公 安 職 俸 給 表(二)	内 220(6箇月) 13,728		4	50	118	250	1,012	1,074	内 8 3,886	内 8 3,940	内 156 2,799	内 48 595	55,297,334
	研 究 職 俸 給 表	16						—	5	2	5	4	—	84,354
	医 療 職 俸 給 表(一)	334							1	22	133	134	44	1,663,362
	医 療 職 俸 給 表(二)	内 5(6箇月) 180				—	—	—	20	4	85	内 71 5	—	582,916
	医 療 職 俸 給 表(三)	内 24(6箇月) 503					—	—	7	7	92	内 24 397	—	1,664,613
	専 門 ス タ ッ プ 職 俸 給 表	3								—	—	3	—	16,165
	検 察 官	外 内 7(9箇月) 6(6箇月) 2,765												19,644,947
合 計		55,026												216,885,144

組 織 別 等 内 訳															
組織・項等の区分		適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										俸 給 額 (円)	
法 務 本 省				11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
法 務 本 省 共 通 費 特 別 職			(95) 824												
			8												4,051,456 61,232
	大	臣	1												
	副 大	臣	1												
	大 臣 政 務 官	官	1												
	大 臣 補 佐 官	官	1												
	中央更生保護審査会委員	長	1												
	中央更生保護審査会委員		2												
	秘 書 官		1												
			(95) 816												3,990,224 150,864
一 般 職	指 定 職 俸 給 表		(8) 12												
	事 務 次 官		1												
	官 房 長、局 長		(7) 7												
	部 長		(1) 1												
	公 文 書 監 理 官		1												
	審 議 官		2												
	行政職俸給表(-)		(87) 772	(11) 11	(5) 5	(28) 55	(1) 49	(42) 138	128	130	207	32	7	3,721,239	
	課 長		(40) 52	(8) 8	(5) 15	(27) 29	(1) 26	9	25	63	59				
	室 長		(1) 35												
	課 長 補 佐		147												
	係 長		292								112	180			
	主 任		27									10	17		

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	審 議 官	(3)		(3)										
	専 門 職	108					10	24	66	1	7			
	法 規 専 門 職	(43)					(1)	(42)						
	技 術 専 門 職	43					4	9	3	17	10			
	一 般 職 員	22										15	7	
	行政職俸給表(二)													
	技 能 労 務 職 員	24							2	6	12	4	—	82,837
	医療職俸給表(二)													
	薬 剤 師	1				—	—	—	—	—	1	—	—	4,003
	医療職俸給表(三)	4					—	—	—	—	2	2	—	15,116
	看 護 師 長	2									2			
法務総合研究所	看 護 師	2										2		
	専門スタッフ職俸給表													
	専 門 職	3								—	—	3	—	16,165
一 般 職		(11)												428,817
	指 定 職 俸 給 表													
	所 長	(1)												
	行政職俸給表(一)	(8)												14,100
	部 長	(3)		—	(3)	(2)	(3)	9	13	7	14	11	—	326,777
	課 長	2					1	1						
	課 長 補 佐	1							1					
	係 長	4								3	1			

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	主 任	1									1			
	教 官	(3) 15					(3) 4	5	6					
	首席専門官	3					1	2						
	統括専門官	7						1	6					
	専門官	26								4	12	10		
	一般職員	1										1		
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	1							—	—	1	—	—	3,586
	研究職俸給表	(2) 16						—	(1) 5	2	(1) 5	4	—	84,354
	部長等研究員	(2) 12							(1) 5	2	(1) 5			
検 察 庁	研 究 員	4										4		
検 察 官 署 共 通 費														
	一 般 職													
		外 内	7(9箇月) 130(6箇月) 11,863											55,713,187
	指定職俸給表	6												56,844
	[最高検察庁]													
	事務局長	1												
	[高等検察庁]													
	事務局長	5												
	行政職俸給表(-)	283	—	—	—	1	—	—	—	—	—	21	261	786,557
	[最高検察庁]	12				1							11	
	秘書官	1				1								
	一般職員	11											11	
	[高等検察庁]													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	一 般 職 員	92										4	88	
	【 地方検察庁及び区検察庁 】													
	一 般 職 員	179										17	162	
	行政職俸給表(二)	119							5	22	67	25	—	338,331
	〔最高検察庁〕													
	技能労務職員	7							1	2	4			
	〔高等検察庁〕													
	技能労務職員	23							1	8	14			
	【 地方検察庁及び区検察庁 】													
	技能労務職員	89							3	12	49	25		
	公安職俸給表(二)	内 124 8,690		1	15	52	116	716	759	2,564	2,502	内 124 1,762	203	34,886,508
	〔最高検察庁〕	73		2	7	3	5	5	5	12	22	12	5	
	課 長	8			2	6								
	室 長	1				1								
	課 長 補 佐	10					3	5	2					
	係 長	26								12	14			
	主 任	14									8	6		
	翻 訳 職	1							1					
	専 門 職	2							2					
	一 般 職 員	11												
	〔高等検察庁〕	388		1	1	6	31	39	32	114	110	38	5	16
	事務局 長	3		1	1	1								
	事務局 次 長	7				5	2							
	課 長	59					29	30						

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										内 記				俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級				
	支部課長	6										3	3				
	課長補佐	28										20	8				
	係長	157											84	73			
	主任	47												28	19		
	専門職	19									7	12					
	検査監査官	11						9	2								
	監査専門官	16											7	9			
	一般職員	35												19	16		
	〔地方検察庁及び区検察庁〕	内 124 8,229			12	39	82	672	722	2,438	2,370	内 124 1,712	182				
	事務局長	50			12	34	4										
	事務局次長	13					12	1									
	地検課長	183						134	49								
	支部課長	36						4	20	12							
	区検課長	6								3	3						
	課長補佐	87								16	71						
	係長	550									204	346					
	主任	118										74	44				
	専門職	64									64						
	首席捜査官	52				5	37	10									
	次席捜査官	82					10	72									
	統括捜査官	696						329	299	68							
	主任捜査官	内 98 3,266									977	1,559	内 98 730				
	検務監理官	50					19	31									
	統括検務官	636						72	288	276							

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級		1 級
	検 務 専 門 官	内 26 2,087												
	調 査 官	55										26 922		
	一 般 職 員	198							19	32	4			
	検 察 官	外 内 7 6 2,765												
	(最高検察庁)	18												19,644,947
	検 事 総 長	1												
	次 長 検 事	1												
	検 事	16												
	(高等検察庁)	130												
	検 事 長	8												
	検 事	122												
	{ 地方検察庁及び区 検察庁 }	外 内 7 6 2,617												
	検 事	外 内 7 6 1,738												
	副 検 事	879												
矯 正 官 署														
	矯正官署共通費													
	一 般 職	内 259(6箇月) 23,598												88,269,914
	指 定 職 俸 給 表	9												83,556
	(矯正研修所)													
	所 長	1												
	(矯正管区)													
	管 区 長	7												
	(刑 務 所)													

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別 内 記											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	所長	1												
	行政職俸給表(一)	194		1	1	—	1	2	2	2	88	76	21	683,266
	(矯正研修所)	14			1		1	2	2	2	5		1	
	副所長	1			1									
	課長	4						2	2					
	課長補佐	2								2				
	係長	4									4			
	主任	1									1			
	セクター長	1					1							
	一般職員	1											1	
	(矯正管区)	12		1							2	5	4	
	管区長	1		1										
	主任	2									2			
	一般職員	9										5	4	
	(刑務所)	153									71	68	14	
	専門職	117									71	46		
	一般職員	36										22	14	
	[少年院]	9									6	1	2	
	専門職	6									6			
	一般職員	3										1	2	
	[少年鑑別所]	6									4	2		
	専門職	5										4	1	
	一般職員	1											1	
	行政職俸給表(二)	12							—	5	7	—	—	23,518

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										内 記					俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級						
	[刑 務 所]																		
	技 能 労 務 職 員	6											4	2					
	[少 年 院]																		
	技 能 労 務 職 員	6											1	5					
	公安職俸給表(-)	内 197 19,013	3	38	70	119	454	521	630	1,795	内 27 内 42 内 128 3,977 8,994 2,412								69,912,648
	[矯正研修所]	70				3	5	24	10	24	4								
	部 長	2				2													
	教 官	25					5	9	4	7									
	専 門 官	19						2	1	12	4								
	支 所 教 頭	1				1													
	同 教 官	23						13	5	5									
	[矯正管区]	289		15	9	21	62	56	36	69		16	5						
	部 長	24		15	9														
	部 次 長	2				2													
	課 長	99				11	62	26											
	係 長	64							7	57									
	首席管区監査官	8				8													
	矯正専門職	71						30	29	12									
	一 般 職 員	21										16	5						
	[刑 務 所]	内 197 18,634	3	23	61	95	387	441	584	1,702	内 27 内 42 内 128 3,973 8,978 2,407								
	所 長	68	3	23	29	13													
	部 長	189			32	64	93												
	課 長	216					74	95	47										
	支 所 長	105				11	21	33	40										

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	支所次長	10					10							
	同課長	32						4	17	11				
	課長補佐	43							4	39				
	係長	409								304	105			
	調査官	24					17	7						
	首席矯正処遇官	205				7	150	48						
	次席矯正処遇官	15					15							
	統括矯正処遇官	638					1	173	296	168				
	矯正処遇官	56 11,236	内								内 14 835	内 42 7,155		
	専門官	13 1,214	内				6	81	180	345	内 13 602			
	一般職員	128 4,230	内									内 128 2,407		
	公安職俸給表(二)	33 3,383	内	3	20	42	57	169	145	1,019	1,026	内 32 735	内 1 167	13,761,590
	[少年院]	28 2,265	内	2	10	22	31	104	74	666	728	内 27 494	内 1 134	
	院長	37		2	10	18	7							
	分院長	6					6							
	次長	40				4	15	21						
	課長	40						17	15	8				
	課長補佐	16							1	11	4			
	係長	150									104	46		
	調査官	7						7						
	首席専門官	55					3	48	4					
	統括専門官	144						11	53	80				
	専門官	27 1,633	内						1	567	620	内 27 445		
	一般職員	1 137	内										内 1 134	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											内 記		俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級			
	(少年鑑別所)	5 1,116		1	10	20	25	64	71	353	298	内 5 241	33			
	所 長	44		1	10	18	15									
	次 長	15				2	6	7								
	課 長	63						13	21	29						
	課 長 補 佐	8								2	6					
	分 所 長	8					1	7								
	分 所 課 長	1								1						
	係 長	82									65	17				
	首席専門官	41					3	30	8							
	次席専門官	1						1								
	統括専門官	112						6	41	65						
	専門官	5 706								1	256	227	内 5 222			
	一 般 職 員	35										2	33			
	(婦人補導院)	2					1	1								
	院 長	1					1									
	課 長	1						1								
	医療職種俸給表(-)	328							1							
	(刑 務 所)	243								1	22	132	129	44		1,630,321
	所 長	4								1	18	90	98	36		
	医 務 部 長	23								1	3					
	医 務 課 長	124									15	8				
	支所医務課長	18										80	44			
	医 長	12											17	1		
	医 師	62										2	10			
												27	35			

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級		
	[少 年 院]	64								4	31	23	6		
	院 長	3								3					
	医 務 部 長	1								1					
	医 務 課 長	41									31	10			
	医 長	2										2			
	医 師	17										11	6		
	[少 年 鑑 別 所]	21									11	8	2		
	医 務 課 長	15									11	4			
	分 所 医 務 課 長	1										1			
	医 師	5										3	2		
	医療職俸給表(二)	内 5 173				—	—	—	20	4	83	内 5 66	—	563.463	
	[刑 務 所]	内 5 166							18	3	80	内 5 65			
	薬 剤 師	88							18	2	38	30			
	栄 養 士	19									12	7			
	診療エックス線技師	22									15	7			
	医療技術職員	内 5 37								1	15	内 5 21			
	[少 年 院]	7							2	1	3	1			
	薬 剤 師	6							2	1	3				
	栄 養 士	1										1			
	医療職俸給表(三)	内 24 486					—	—	7	7	85	内 24 387	—	1,611.522	
	[刑 務 所]	内 24 469							7	7	82	内 24 373			
	総 看 護 師 長	7							7						
	看 護 師 長	89								7	82				
	看 護 師	内 24 373										内 24 373			

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級		1 級
	[少 年 院]	16										3	13	
	看 護 師 長	3										3		
	看 護 師	13											13	
	[少年鑑別所]													
	看 護 師	1											1	
更生保護官署 更生保護官署共通費 一 般 職														
		内 23(6箇月) 1,828												
	指 定 職 俸 給 表													
	〔 地方更生保護委員 〕 〔 会 〕													
	委 員 長	4												37,896
	行政 職 俸 給 表(一)	内 23 1,823												
	〔 地方更生保護委員 〕 〔 会 〕	内 3 312												7,252,459
	委 員 長	4												
	委 員	49												
	事 務 局 長	8												
	事 務 局 次 長	2												
	課 長	11												
	課 長 補 佐	16												
	係 長	19												
	主 任	1												
	首 席 審 査 官	13												
	統 括 審 査 官	16												
	更生保護管理官	12												

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適 用 を 受 け る 俸 給 表 及 び 職 名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	保 護 観 察 官	内 3									47	49	3	
	一 般 職 員	13							2			内 50	1	
	(保 護 観 察 所)	20												
	所 長	1,511			8	14	37	100	191	419	442	内 19	286	14
	次 長	50			8	11	31							
	長	12				3	3	6						
	課 長	50						50						
	課 長 補 佐	2							1	1				
	係 長	63								23	40			
	主 任	5									2	3		
	支 部 長	3					3							
	首 席 保 護 観 察 官	28						28						
	統 括 保 護 観 察 官	163						8	152	3				
	保 護 観 察 官	内 19										内 19	282	
法 務 局	首 席 社 会 復 帰 調 整 官	896							15	249	350			
	統 括 社 会 復 帰 調 整 官	11						8	3					
	社 会 復 帰 調 整 官	37							20	17				
	一 般 職 員	内 1												
	行 政 職 俸 給 表 (二)	177									内 1	50	1	14
	(保 護 観 察 所)	14												
	技 能 労 務 職 員													
		1							—	—	1	—	—	3,594
法 務 局 法 務 局 共 通 費 一 般 職														
指 定 職 俸 給 表		(13)												
		内 136(6 箇 月) 8,904												34,388,258

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(円)
			11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
	法務局長	(5) 7												72,948
	行政職俸給表(-)	(8) 136 8,871					(8)							
	法務局長	1		—	20	42	97	957	1,440	内 4 3,135	内 132 2,589	501	90	34,264,530
	部長	(8) 26			10	7	(8) 9							
	部次	1				1								
	課長	74					2	66	6					
	課長補佐	84							72	12				
	地方法務局長	42			9	32	1							
	地方法務局次長	42					40	2						
	同課長	212						168	43	1				
	支局局長	261					5	218	38					
	支局課長	105							90	15				
	支局長補佐	61								59	2			
	係長	872								292	580			
	主任	49									26	23		
	総務管理官	6				2	4		8					
	訟務管理官	8												
	上席訟務官	124							81	34	9			
	訟務官	2 321									内 2 171	150		
	民事行政調査官	8							8					
	首席登記官	81					36	45						
	次席登記官	22						22						
	統括登記官	847						253	592	2				
	登記官	130 3,983							228	内 130 2,078	1,671			

組 織 ・ 項 等 の 区 分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	復興事業対策官	2						2						
	電子認証管理官	1						1						
	登記情報システム管理官	50						27	23					
	表示登記専門官	577						48	279	250				
	監査専門官	81						8	17	42	14			
	遺言書保管官	154							12	142				
	人権擁護専門官	4 13							6	4 9				
	民事専門官	93								51	42			
	戸籍国籍相談官	16								2	14			
	登記専門職	328									64	264		
	供託専門職	132									20	112		
	一般職員	192										102	90	
	行政職俸給表(二)													
	技能労務職員	26							1	21	4	—	—	50,780
出入国在留管理庁														
出入国在留管理庁共通費														
一 般 職		内 134(6箇月) (6) 6,181												
	指定職俸給表	(2) 10												19,733,140
	長 官	1												109,332
	次 長	(1) 1												
	部 長	2												
	審 議 官	(1) 2												
	地方出入国在留管理局長	4												

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											内				記				俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級										
	行政 職 俸 給 表(一)	内	(4) 128 4,523	(1) 2	18	(3) 17	32	90	181	753	1,473	内 128 1,901	56									14,006,502	
	課 長	(3) 10	(1) 1	5	(2) 4	(1) 6	1																
	室 長	(1) 7																					
	課 長 補 佐	31					3	15	13														
	係 長	111								45	66												
	主 任	49									15	34											
	専 門 職	26					1	4	10	11													
	地方出入国在留管理局長	4	1	3																			
	地方出入国在留管理局次長	3		3																			
	同 課 長	14					4	10															
	同 課 長 補 佐	24							9	15													
	同 係 長	50								23	27												
	同 監 理 官	12					12																
	同 首 席 審 査 官	80					1	41	38														
	同 統 括 審 査 官	225							50	175													
	同 入 国 審 査 官	114 1,359	内							180	387	内 114 792											
	支 局 長	7		5	2																		
	支 局 次 長	4				4																	
	同 課 長	7						7															
	同 室 長	4							4														
	同 課 長 補 佐	10							2	8													
	同 係 長	24								6	18												
	同 監 理 官	9					9																
	同 首 席 審 査 官	54						10	44														

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別										内 記				俸 給 額 (千円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	支局統括審査官	142									9	133					
	同 入 国 審 査 官	内 2,139										150	955	内 1,034			
	入国者収容所長	2			2												
	入国者収容所次長	2				1	1										
	同 課 長	4						3	1								
	同 課 長 補 佐	3							1	2							
	同 係 長	10								5	5						
	一 般 職 員	97												41	56		
	公安職俸給表(一)	6 1,623	—	—	3	16	12	27	51	363	418	内 431	302			5,530,840	
	地方出入国在留管理局警備監理官	4			3	1											
	同首席入国警備官	34				12	12	10									
	同統括入国警備官	126						13	45	68							
	同入国警備専門官	6 1,008									257	363		内 388	6		
	入国者収容所首席入国警備官	4				3		1									
	同統括入国警備官	16						3	6	7							
	同入国警備専門官	121								31	55	35					
	一 般 職 員	310										8	302				
	医療職俸給表(一)	6							—	—	1	5	—			33,041	
	室 長	1									1						
	医 師	5										5					
	医療職俸給表(二)																
	薬 劑 師	6				—	—	—	—	—	1	5	—			15,450	
	医療職俸給表(三)	13					—	—	—	—	5	8	—			37,975	
	看 護 師 長	5										5					

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予 算 定 員 (人)	級 別											俸 給 額 (円)
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
	看 護 師	8										8		
公安審査委員会														
公安審査委員会														
一 般 職	行政職俸給表(-)	4		-	-	1	-	1	1	1	-	1	-	18,563
	事務局長	1				1								
	主任	1									1			
	専門職	2						1	1					
公安調査庁														
公安調査庁共通費														
一 般 職		内 (8) 63(6箇月) 1,740												6,987,860
	指定職俸給表	(3) 10												104,916
	長 官	(1)												
	次 長	(1)												
	部 長	(1)												
		3												
	公安調査局長	5												
		(3) 70		3	(2) 11	(1) 2	-	-	-	7	17	16	14	216,390
	行政職俸給表(-)	(3) 12		1	(2) 9	(1) 2								
	課 長	9									4	5		
	係 長	9												
	主 任	9									3	6		
	研 修 所 長	1			1									
	公安調査局長	3		2	1									
	公安調査局係長	8									3	5		
	同 主 任	12										4	8	
	一 般 職 員	16										2	14	

組織・項等の区分	適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別										内 記			俸 給 額 (千円)	
			11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級				
	行政職俸給表(二)																
	技能労務職員	5										1	2	2	—	—	17,318
	公安職俸給表(二)	(2) 63 1,655	内				(1)	(1)				(1)	内 8 303	内 8 412	302	内 47 225	6,649,236
	調整官	2		—	15	24	77	127	170								
	課長補佐	28					2										
	統括調査官	56															
	調査官	211								11	8	25	12				
	専門職	39								14	10	13		2			
	法規専門職	(2) 2							(1)	1							
	研修所員	5								1	1	1	1	1			
	公安調査局部長	24				9	15										
	同管理官	16						16									
	同首席調査官	38							22	15	1						
	同統括調査官	8 176	内									内 8 89					
	同調査官	55 644	内						2	8	77	内 8 208	内 8 195	内 47 167			
	同専門職	68									31	26	11				
	公安調査事務所長	14			6	7	1										
	公安調査事務所首席調査官	28							26	2							
	同統括調査官	54							9	6	39						
	同調査官	227															
	同専門職	23									18	5					

(備考)

1 予算定員及び級別内訳は、年度末の人員を記載している。

2 予算定員の内外数は、年度途中から年度途中までの間に置かれている人員及び月数であり、内数は、年度途中から年度末までの間に置かれている人員及び月数である。

3 予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例」に関する法律(第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)に関する法律(第6条第1項又は第2項の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる)。

4 職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

5 () の数字は、役数をもって充てられている人員で内数である。

- (備考) 1 予算定員及び級別内訳は、年度末の人員を記載している。
2 予算定員の内数は、年度末から年度途中までの間に置かれている人員及び月数であり、内数は、年度途中から年度末までの間に置かれている人員及び月数である。
3 予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員」の採用及び給与の特例に関する法律(第7条第1項)の俸給表を適用する特定任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(第6条第1項又は第2項)の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。
4 職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。
5 () の数字は、検事をもって充てることができる人員で内数である。

(イ) 法務省主管 令和4年度歳入予算額表
法務省主管

(単位：千円)

部・款・項・目	令和4年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑収入	89,177,180	93,661,221	△ 4,484,041
国有財産利用収入	760,616	783,861	△ 23,245
国有財産貸付収入	759,584	782,751	△ 23,167
土地及水面貸付料	231,808	226,826	4,982
建物及物件貸付料	305,107	304,450	657
公務員宿舍貸付料	222,669	251,475	△ 28,806
利子収入			
延納利子収入	1,032	1,110	△ 78
諸収入	88,416,564	92,877,360	△ 4,460,796
許可及手数料			
手数料	47,096,277	47,759,504	△ 663,227
懲罰及没収金	36,949,584	39,989,407	△ 3,039,823
過料	1,789,101	1,638,983	150,118
没収金	652,347	757,626	△ 105,279
罰金及科料	34,508,136	37,592,798	△ 3,084,662
弁償及返納金	958,997	957,437	1,560
弁償及違約金	451,197	466,413	△ 15,216
返納金	507,800	491,024	16,776
物品売払収入			
不用物品売払代	172,318	174,726	△ 2,408
矯正官署作業収入	2,821,246	3,529,140	△ 707,894
刑務所作業収入	2,817,464	3,525,368	△ 707,904
少年院職業指導収入	3,782	3,772	10
雑入	418,142	467,146	△ 49,004
労働保険料被保険者負担金	57,658	52,311	5,347
小切手支払未済金収入	4,855	5,879	△ 1,024
延滞金	2,366	2,247	119
期満後収入	95,855	177,428	△ 81,573
雑収	257,408	229,281	28,127
法 務 省 主 管 合 計	89,177,180	93,661,221	△ 4,484,041

(ウ) 法務省所管 令和4年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務本省共通費	128,368,493	127,718,105	650,388
職員基本給	5,003,719	4,895,572	108,147
職員諸手当	2,415,079	2,474,850	△ 59,771
超過勤務手当	846,043	728,121	117,922
委員手当	46,703	45,839	864
非常勤職員手当	19,591	19,647	△ 56
休職者給与	857,324	885,271	△ 27,947
国際機関等派遣職員給与	216,878	234,028	△ 17,150
公務災害補償費	498,251	500,684	△ 2,433
退職手当	33,913,293	33,449,130	464,163
児童手当	53,895	54,480	△ 585
諸謝金	36,973	36,684	289
報償費	1,691	1,691	0
職員旅費	253,722	261,132	△ 7,410
外国留学旅費	66,370	41,296	25,074
赴任旅費	14,935	12,851	2,084
委員等旅費	11,787	12,940	△ 1,153
参考人等旅費	62	62	0
庁費	1,408,001	1,378,414	29,587
国会図書館支部庁費	3,538	3,538	0
情報処理業務庁費	287,171	406,774	△ 119,603
庁舎等撤去費	0	96,700	△ 96,700
各所修繕	1,320,128	1,365,448	△ 45,320
自動車重量税	317	370	△ 53
司法国際化業務庁費	317,328	272,969	44,359
国家公務員共済組合負担金	63,601,781	63,598,492	3,289
基礎年金等国家公務員共済 組合負担金	16,296,352	16,072,373	223,979
育児休業手当金国家公務員 共済組合負担金	15,513	10,510	5,003
国有資産所在市町村交付金	179,964	179,437	527
国際私法会議等分担金	63,858	60,406	3,452
国際機関拠出金	142,995	143,013	△ 18
政府開発援助国際連合薬物犯罪 事務所拠出金	54,842	54,794	48

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
交際費	1,989	1,989	0
賠償償還及払戻金	418,400	418,600	△ 200
基本法制整備費	129,248	130,906	△ 1,658
諸謝金	4,473	5,013	△ 540
職員旅費	11,705	13,138	△ 1,433
委員等旅費	924	1,002	△ 78
庁費	112,146	111,753	393
司法制度改革推進費	17,679,727	17,968,049	△ 288,322
委員手当	41,819	43,097	△ 1,278
諸謝金	79,637	121,549	△ 41,912
職員旅費	9,921	10,047	△ 126
委員等旅費	19,827	20,475	△ 648
庁費	34,083	32,406	1,677
情報処理業務庁費	3,350	4,186	△ 836
司法試験業務庁費	580,918	649,618	△ 68,700
国際仲裁活性化調査委託費	118,325	141,660	△ 23,335
国選弁護士確保業務等委託費	16,791,847	16,945,011	△ 153,164
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費 交付金	15,663,505	15,159,730	503,775
再犯防止等企画調整推進費	82,961	63,347	19,614
諸謝金	1,858	2,110	△ 252
職員旅費	3,208	6,211	△ 3,003
庁費	21,665	22,039	△ 374
再犯防止等推進業務庁費	56,230	32,987	23,243
検察企画調整費	59,865	57,014	2,851
諸謝金	2,700	3,979	△ 1,279
証人等被害給付金	100	100	0
職員旅費	18,188	13,965	4,223
委員等旅費	0	972	△ 972
外国人招へい旅費	1,505	1,421	84
庁費	35,737	34,942	795
招へい外国人滞在費	89	89	0
調査活動費	1,546	1,546	0
矯正企画調整費	135,798	135,323	475
委員手当	68,217	69,721	△ 1,504

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
諸謝金	3,252	3,252	0
褒賞品費	977	977	0
職員旅費	4,355	1,556	2,799
委員等旅費	3,595	3,578	17
庁費	9,544	10,381	△ 837
民間資金等活用事業調査費	38,658	38,658	0
貸費生貸与金	7,200	7,200	0
更生保護企画調整推進費	372,472	54,297	318,175
諸謝金	2,406	1,975	431
褒賞品費	5,044	4,882	162
職員旅費	4,204	3,650	554
委員等旅費	1,924	1,443	481
外国人招へい旅費	1,238	0	1,238
庁費	15,244	15,171	73
招へい外国人滞在費	283	0	283
更生保護事業費補助金	342,129	27,176	314,953
債権管理回収業審査監督費	10,301	10,432	△ 131
職員旅費	313	313	0
債権回収会社検査旅費	3,729	3,729	0
庁費	6,259	6,390	△ 131
人権擁護推進費	1,308,684	1,333,414	△ 24,730
人権啓発活動等委託費	1,266,216	1,290,966	△ 24,750
人権啓発活動等補助金	42,468	42,448	20
訟務費	1,743,599	1,920,397	△ 176,798
諸謝金	252,405	262,638	△ 10,233
訟務旅費	165,230	215,411	△ 50,181
委員等旅費	6,831	6,831	0
訴訟用印紙類購入費	67,285	67,285	0
訟務庁費	618,348	734,732	△ 116,384
賠償償還及払戻金	33,500	33,500	0
保証金	600,000	600,000	0
法務省施設費	24,272,665	20,292,981	3,979,684
施設施工旅費	49,984	41,853	8,131
施設施工庁費	76,665	54,898	21,767
施設整備費	21,810,508	18,007,026	3,803,482
不動産購入費	2,335,508	2,189,204	146,304

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務行政情報化推進費			
情報処理業務庁費	397,725	836,598	△ 438,873
(組織) 法務本省 計	190,225,043	185,680,593	4,544,450
法務総合研究所共通費	1,834,582	1,871,494	△ 36,912
職員基本給	516,841	519,274	△ 2,433
職員諸手当	247,019	261,811	△ 14,792
超過勤務手当	12,156	12,029	127
非常勤職員手当	3,597	3,602	△ 5
児童手当	4,285	5,705	△ 1,420
諸謝金	14,222	14,001	221
職員旅費	214,835	229,996	△ 15,161
赴任旅費	4,214	4,751	△ 537
庁費	577,883	593,344	△ 15,461
情報処理業務庁費	6,864	6,838	26
研修所庁費	146,982	134,479	12,503
公共施設等維持管理運営費	85,411	85,411	0
自動車重量税	20	0	20
交際費	253	253	0
法務調査研究費	33,609	41,195	△ 7,586
諸謝金	1,302	1,134	168
職員旅費	3,325	3,491	△ 166
委員等旅費	72	72	0
試験研究費	28,910	36,498	△ 7,588
国際協力推進費	312,878	301,757	11,121
政府開発援助諸謝金	61,516	67,425	△ 5,909
政府開発援助職員旅費	68,792	67,305	1,487
政府開発援助研修生旅費	9,345	9,900	△ 555
政府開発援助外国人招へい旅費	69,310	69,977	△ 667
政府開発援助庁費	84,311	70,326	13,985
政府開発援助情報処理業務庁費	1,268	1,185	83
政府開発援助招へい外国人滞在費	15,711	15,639	72
政府開発援助国際機関等拠出金	2,625	0	2,625
(組織) 法務総合研究所 計	2,181,069	2,214,446	△ 33,377
検察官署共通費	104,226,480	105,094,600	△ 868,120
職員基本給	63,401,584	62,927,087	474,497
職員諸手当	30,403,608	31,820,586	△ 1,416,978

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
超過勤務手当	2,360,683	2,363,553	△ 2,870
短時間勤務職員給与	2,006,404	1,712,455	293,949
児童手当	575,905	630,550	△ 54,645
職員旅費	4,934	4,902	32
赴任旅費	390,048	369,087	20,961
庁費	4,987,018	4,976,611	10,407
情報処理業務庁費	47,492	90,694	△ 43,202
庁舎等撤去費	0	106,501	△ 106,501
公共施設等維持管理運営費	0	40,852	△ 40,852
土地建物借料	23,915	26,872	△ 2,957
自動車重量税	3,245	3,931	△ 686
国有資産所在市町村交付金	18,103	17,378	725
交際費	3,541	3,541	0
検察費	5,379,844	5,381,392	△ 1,548
諸謝金	958,988	993,793	△ 34,805
検察旅費	549,327	579,857	△ 30,530
選挙取締旅費	2,611	2,790	△ 179
参考人等旅費	283,224	288,213	△ 4,989
選挙取締庁費	10,472	5,445	5,027
検察業務庁費	3,573,340	3,509,412	63,928
予納金	200	200	0
刑事補償金	1,682	1,682	0
検察運営費	1,682,564	2,204,217	△ 521,653
諸謝金	12,464	12,464	0
報償費	5,100	5,100	0
職員旅費	158,286	154,635	3,651
委員等旅費	1,335	1,335	0
司法修習生旅費	4,070	4,129	△ 59
司法警察職員修習旅費	3,985	3,985	0
調査活動費	40,370	40,370	0
検察業務庁費	1,456,954	1,982,199	△ 525,245
(組織) 検察庁 計	111,288,888	112,680,209	△ 1,391,321
矯正官署共通費	167,755,079	169,864,046	△ 2,108,967
職員基本給	98,379,888	98,342,979	36,909
職員諸手当	42,776,771	45,005,325	△ 2,228,554
超過勤務手当	19,191,677	19,328,139	△ 136,462

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
非常勤職員手当	1,067,023	1,044,897	22,126
短時間勤務職員給与	1,231,804	1,026,558	205,246
児童手当	1,948,995	1,943,405	5,590
諸謝金	30,454	30,264	190
褒賞品費	1,889	1,889	0
職員旅費	290,191	289,001	1,190
赴任旅費	372,097	372,097	0
庁費	2,385,435	2,395,214	△ 9,779
情報処理業務庁費	30,890	34,018	△ 3,128
土地建物借料	344	310	34
自動車重量税	21,488	20,364	1,124
国有資産所在市町村交付金	25,965	29,418	△ 3,453
交際費	168	168	0
矯正管理業務費	6,454,242	6,268,789	185,453
諸謝金	42,912	36,259	6,653
職員旅費	170,285	164,918	5,367
赴任旅費	195,020	214,383	△ 19,363
委員等旅費	46,325	42,043	4,282
矯正管理業務庁費	5,165,897	4,994,502	171,395
看守等被服費	833,391	816,272	17,119
調査活動費	412	412	0
矯正収容費	44,326,920	43,364,456	962,464
諸謝金	935,211	913,003	22,208
被収容者作業報奨金	1,568,401	1,626,356	△ 57,955
職業補導賞与金	45	45	0
職業能力習得報奨金	5,705	6,498	△ 793
被収容者作業死傷手当	11,071	11,156	△ 85
職業補導死傷手当	49	49	0
矯正教育死傷手当	985	993	△ 8
作業業務旅費	117,618	117,675	△ 57
収容業務旅費	484,464	480,786	3,678
護送旅費	379,617	388,630	△ 9,013
帰住旅費	20,986	21,381	△ 395
被収容者旅費	99,514	99,854	△ 340
収容諸費	23,893,958	23,236,401	657,557
作業諸費	3,208,981	2,858,608	350,373

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
被収容者被服費	394,201	404,079	△ 9,878
作業場等借料	10,301	10,301	0
被収容者食糧費	8,352,430	8,276,776	75,654
原材料費	170,420	196,586	△ 26,166
賠償償還及払戻金	100	100	0
都道府県警察実費弁償金	4,672,863	4,715,179	△ 42,316
矯正施設民間開放推進費	15,373,130	18,942,271	△ 3,569,141
職員旅費	330	330	0
矯正管理業務庁費	2,587,240	2,491,235	96,005
公共施設等維持管理運営費	12,785,560	16,450,706	△ 3,665,146
（組織）矯正官署 計	233,909,371	238,439,562	△ 4,530,191
更生保護官署共通費	14,091,481	14,315,300	△ 223,819
職員基本給	8,294,925	8,326,282	△ 31,357
職員諸手当	4,183,577	4,418,834	△ 235,257
超過勤務手当	328,535	298,342	30,193
委員手当	27,495	27,495	0
短時間勤務職員給与	342,911	314,779	28,132
児童手当	99,720	100,210	△ 490
職員旅費	15,959	16,188	△ 229
赴任旅費	62,215	62,215	0
委員旅費	1,535	1,535	0
庁費	729,040	718,450	10,590
情報処理業務庁費	3,625	21,369	△ 17,744
公共施設等維持管理運営費	0	7,747	△ 7,747
土地建物借料	633	849	△ 216
自動車重量税	307	0	307
国有資産所在市町村交付金	24	25	△ 1
交際費	980	980	0
更生保護活動費	12,604,919	13,247,441	△ 642,522
諸謝金	85,711	90,155	△ 4,444
保護観察対象者等職業補導給付金	574,519	574,560	△ 41
食事費給与金	702	768	△ 66
褒賞品費	19,848	20,175	△ 327
更生保護業務旅費	186,751	225,983	△ 39,232
研修生旅費	31,701	33,134	△ 1,433
参考人等旅費	117	117	0

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
婦住援護旅費	3,378	3,413	△ 35
更生保護業務庁費	1,915,486	2,174,102	△ 258,616
被保護者被服費	6,748	7,363	△ 615
土地建物借料	13,161	13,161	0
保護観察所入所者食糧費	12,551	12,551	0
更生保護委託費	5,341,737	5,473,533	△ 131,796
保護司実費弁償金	4,412,509	4,618,426	△ 205,917
（組織）更生保護官署 計	26,696,400	27,562,741	△ 866,341
法務局共通費	69,997,896	71,632,538	△ 1,634,642
職員基本給	38,312,971	38,771,285	△ 458,314
職員諸手当	18,832,158	20,122,191	△ 1,290,033
超過勤務手当	3,265,504	3,728,547	△ 463,043
短時間勤務職員給与	2,544,199	2,480,507	63,692
児童手当	376,510	411,275	△ 34,765
諸謝金	16,517	16,498	19
褒賞品費	44	44	0
職員旅費	179,443	179,399	44
赴任旅費	257,192	257,192	0
庁費	5,120,765	4,610,283	510,482
情報処理業務庁費	686,006	504,885	181,121
庁舎等撤去費	53,892	4,779	49,113
公共施設等維持管理運営費	30,946	166,132	△ 135,186
土地建物借料	311,125	369,210	△ 58,085
自動車重量税	1,197	2,339	△ 1,142
国有資産所在市町村交付金	8,183	6,728	1,455
交際費	1,244	1,244	0
登記事務処理費	23,217,738	25,085,781	△ 1,868,043
委員手当	538,590	538,545	45
諸謝金	1,258	1,372	△ 114
登記業務旅費	137,726	138,311	△ 585
委員等旅費	28,058	28,943	△ 885
土地建物借料	119,675	121,510	△ 1,835
登記情報処理業務庁費	0	5,429,642	△ 5,429,642
登記業務庁費	14,536,246	10,962,453	3,573,793
登記事項証明書交付事務等委託費	7,856,185	7,865,005	△ 8,820
国籍等事務処理費	16,462,936	9,610,421	6,852,515

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
民事業務旅費	22,244	21,764	480
民事業務庁費	656,967	7,730,642	△ 7,073,675
社会保障・税番号制度システム 整備費補助金	15,690,044	1,770,209	13,919,835
供託金利子	93,681	87,806	5,875
人権擁護活動費	2,175,725	2,161,849	13,876
人権擁護業務旅費	25,461	25,214	247
人権擁護業務庁費	826,713	816,714	9,999
人権擁護委員実費弁償金	1,323,551	1,319,921	3,630
(組織) 法務局 計	111,854,295	108,490,589	3,363,706
出入国在留管理庁共通費	39,140,310	39,149,092	△ 8,782
職員基本給	23,164,316	22,817,458	346,858
職員諸手当	10,606,328	11,045,718	△ 439,390
超過勤務手当	3,369,408	3,239,339	130,069
短時間勤務職員給与	85,121	100,485	△ 15,364
児童手当	227,555	240,275	△ 12,720
諸謝金	2,826	2,826	0
報償費	106	106	0
職員旅費	126,501	127,575	△ 1,074
赴任旅費	200,525	199,851	674
庁費	1,320,945	1,323,389	△ 2,444
情報処理業務庁費	13,781	21,410	△ 7,629
公共施設等維持管理運営費	0	8,293	△ 8,293
土地建物借料	18,070	18,070	0
自動車重量税	4,302	3,709	593
国有資産所在市町村交付金	358	420	△ 62
交際費	168	168	0
出入国管理企画調整推進費	3,176,728	3,063,388	113,340
委員手当	127,133	71,450	55,683
諸謝金	114,976	77,703	37,273
職員旅費	19,548	20,637	△ 1,089
委員等旅費	12,418	9,416	3,002
外国人招へい旅費	574	574	0
出入国管理業務庁費	510,659	445,737	64,922
招へい外国人滞在費	144	144	0
調査活動費	547	547	0

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
中長期在留者住居地届出等事務委託費	1,203,323	1,297,183	△ 93,860
特定技能試験実施費補助金	47,409	0	47,409
外国人技能実習機構交付金	39,997	39,997	0
外国人受入環境整備交付金	1,100,000	1,100,000	0
出入国管理業務費	9,297,442	10,080,549	△ 783,107
非常勤職員手当	28,704	28,839	△ 135
諸謝金	362,567	330,728	31,839
出入国管理業務旅費	159,563	282,827	△ 123,264
護送旅費	151,461	150,263	1,198
証人等旅費	56	56	0
被收容者旅費	73,713	47,392	26,321
出入国管理業務庁費	6,378,330	6,396,979	△ 18,649
收容諸費	936,568	1,474,732	△ 538,164
審査官等被服費	76,303	74,519	1,784
被收容者被服費	885	885	0
土地建物借料	741,389	692,579	48,810
調査活動費	2,494	2,494	0
被護送收容者食糧費	363,321	576,168	△ 212,847
被收容者帰国支援事業委託費	22,088	22,088	0
(組織) 出入国在留管理庁 計	51,614,480	52,293,029	△ 678,549
公安審査委員会	66,160	65,896	264
職員基本給	23,279	22,949	330
職員諸手当	13,716	13,277	439
超過勤務手当	801	810	△ 9
委員手当	18,172	18,172	0
児童手当	480	480	0
諸謝金	132	132	0
職員旅費	260	260	0
委員旅費	437	437	0
庁費	8,794	9,252	△ 458
自動車重量税	0	38	△ 38
交際費	89	89	0
公安調査庁共通費	13,453,760	13,256,002	197,758
職員基本給	8,279,088	8,002,092	276,996
職員諸手当	3,867,610	3,999,689	△ 132,079

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
超過勤務手当	402,388	535,346	△ 132,958
短時間勤務職員給与	53,955	0	53,955
児童手当	101,480	102,655	△ 1,175
諸謝金	833	833	0
職員旅費	30,204	30,204	0
赴任旅費	42,286	41,009	1,277
庁費	591,008	464,916	126,092
情報処理業務庁費	14,222	9,989	4,233
庁舎等撤去費	0	11,330	△ 11,330
公共施設等維持管理運営費	61,646	51,577	10,069
土地建物借料	3,296	3,296	0
自動車重量税	4,718	2,040	2,678
交際費	1,026	1,026	0
破壊的団体等調査費	2,495,747	2,456,964	38,783
諸謝金	4,393	4,393	0
団体等調査旅費	122,455	124,844	△ 2,389
参考人等旅費	60	60	0
団体等調査業務庁費	426,338	414,808	11,530
公安調査官調査活動費	1,942,501	1,912,859	29,642
（組織）公安調査庁 計	15,949,507	15,712,966	236,541
法務省所管 合計	743,785,213	743,140,031	645,182

（参考） デジタル庁所管（デジタル庁一括計上）（政府情報システム経費）
並びに国土交通省所管（観光庁一括計上）（国際観光旅客税財源充当事業）
（単位：千円）

項 目	令和4年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
情報通信技術調達等適正・効率化 推進費			
情報処理業務庁費	60,093,320	42,093,442	17,999,878
（組織）デジタル庁 計	60,093,320	42,093,442	17,999,878
国際観光旅客税財源観光振興費			
出入国管理業務庁費	2,904,840	4,084,039	△ 1,179,199
（組織）観光庁 計	2,904,840	4,084,039	△ 1,179,199

イ 東日本震災復興特別会計

(7) 令和4年度 政府職員予算定員及び俸給額表

職 名 別 等 内 訳

適用を受ける俸給表及び職名	予算定員(人)	級 別											俸給額(千円)
		11 級	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
法 務 省 共 通 費													
〔法 務 局〕													
一 般 職													
行政職俸給表(一)													
登 記 官	14		—	—	—	—	—	—	—	14	—	—	46,722

(備考) 1 予算定員及び級別内訳は、年度末の人員を記載している。

2 予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員が含まれる。

3 職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 令和4年度 歳入予算額表

復興庁その他の各省各庁所管 (法務省)

(単位：千円)

款 ・ 項 ・ 目	令和4年度予算額	前年度予算額	対前年度 比較増△減額
雑 収 入	120	103	17
雑 収 入	120	103	17
労働保険料被保険者負担金	120	103	17
合 計			

(ウ) 令和４年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

科 目	令和４年度 当初予算額	前 年 度 当初予算額	対 前 年 度 比較増△減額
法務省共通費	86,840	136,871	△ 50,031
職員基本給	47,464	73,334	△ 25,870
職員諸手当	22,996	39,157	△ 16,161
超過勤務手当	5,000	8,027	△ 3,027
児童手当	520	1,280	△ 760
庁費	207	252	△ 45
国家公務員共済組合負担金	10,653	14,821	△ 4,168
法務行政復興政策費	84,836	84,618	218
登記業務旅費	656	656	0
登記情報処理業務庁費	0	877	△ 877
登記業務庁費	84,180	83,085	1,095
東日本大震災復興			
日本司法支援センター運営費			
日本司法支援センター運営費	0	31,271	△ 31,271
交付金			
(組織) 復興庁 計	171,676	252,760	△ 81,084

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

令和3年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

当 初 予 算 額	歳 入 予 算 額	予 算 補 正	予 算 追 加	予 算 減 少	合 計	徴 収 決 定 済 額	収 納 済 収 入 額	不 納 欠 損 額	収 納 未 済 収 入 額	歳 入 予 算 額 と 収 納 済 収 入 額 と の 差	増 減 理 由
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
93,661,221,000			0		93,661,221,000	105,824,173,022	105,781,016,655	6,636,140	36,520,227	12,119,795,655	
部・款・項・目別区分及び各目の増減理由											
部・款・項・目	歳 入 予 算 額	徴 収 決 定 済 額	収 納 済 収 入 額	不 納 欠 損 額	収 納 未 済 収 入 額	歳 入 予 算 額 と 収 納 済 収 入 額 と の 差					
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
雑 収 入	93,661,221,000	105,824,173,022	105,781,016,655	6,636,140	36,520,227	12,119,795,655					
国有財産利用収入	783,861,000	802,249,535	801,966,578	0	282,957	18,106,578					
国有財産貸付収入	782,751,000	800,967,359	800,684,843	0	282,516	17,933,843					
土地及水面賃付料	226,826,000	239,038,515	239,038,515	0	0	12,212,515	土地の貸付面積が予定より多かつたこと等のため				
建物及物件賃付料	304,430,000	332,279,212	332,279,212	0	0	27,829,212					
公務員宿舎賃付料	251,475,000	229,629,632	229,347,116	0	282,516	△					
利 子 収 入	1,110,000	1,282,176	1,281,735	0	441	171,735					
延納利子収入	92,877,380,000	105,021,923,487	104,979,650,077	6,636,140	36,237,270	12,101,690,077	電気通信回線による登記情報提供手数料が予定より多かつたこと等のため				
購 収 入	47,759,504,000	52,967,136,420	52,967,136,420	0	0	5,207,632,420					
手数料	39,989,407,000	36,899,462,800	36,899,462,800	0	△	3,089,944,200					
徴収及没収金	1,638,983,000	1,736,564,799	1,736,564,799	0	0	119,581,799	会社法（平成17年法律第86号）の適反による遺料が予定より多かつたこと等のため				
過 剰 金	757,626,000	1,635,007,524	1,635,007,524	0	0	877,381,524					
没 収 金	37,992,798,000	33,905,990,477	33,905,990,477	0	△	4,086,907,524					
罰金及料	957,437,000	9,047,864,435	9,005,340,439	6,636,139	35,887,857	8,047,903,439	訴訟費用弁償金が予定より少なかつたこと等のため				
弁償及没収金	466,413,000	478,633,677	436,383,212	6,636,139	35,664,326	30,019,788					
弁償及違約金	491,024,000	8,569,170,758	8,568,947,227	0	223,531	8,077,923,227					
返 納 金											
物品売却収入	174,726,000	2,978,793,584	2,978,793,584	0	0	2,804,067,584	没収品の売払いが予定より多かつたこと等のため				
不用品売却収入	3,529,140,000	2,662,949,338	2,662,949,338	0	△	896,190,662					
矯正官署作業収入	3,525,368,000	2,659,307,677	2,659,307,677	0	△	866,000,323					
刑務所作業収入	3,772,000	3,641,661	3,641,661	0	△	130,339	賃金収入が予定より少なかつたこと等のため				
少年院職業指導収入	467,146,000	465,716,910	465,367,496	1	349,413	△					
雑 収 入	52,331,000	58,271,756	58,271,756	0	0	1,778,504					
労働保険料控除者負担金	5,879,000	27,298,182	27,298,182	0	0	5,990,756					
小切手支払未済金収入	2,247,000	18,170,074	17,849,436	1	320,637	21,419,182	借仕金の払済しに係る小切手支払未済金が予定より多かつたこと等のため				
延 滞 金	177,426,000	188,962,812	188,962,812	1	0	15,602,436					
期満後収入	229,281,000	173,014,086	172,985,310	0	28,776	56,295,690					
雑 収 入	93,661,221,000	105,824,173,022	105,781,016,655	6,636,140	36,520,227	12,119,795,655	貸付不能による刑事罰金金が予定より少なかつたこと等のため				
法 務 省 主 管 計											

令和3年度 復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) 東日本震災復興特別会計

歳入		予 算 額		歳入予算額と収納済歳入額との差 (△は減)	
当	初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 増 加 額 (円)	予 算 補 正 減 少 額 (△) (円)	合 計 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (△は減) (円)
	103,000		0	103,000	0

款・項・目別区分及び各目の増減理由

款・項・目		歳入予算額 (円)	歳収決定済額 (円)	収納済歳入額 (円)	不納欠損額 (円)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (△は減) (円)	増 減 理 由
雑収入							
雑収入		103,000	246,860	246,860	0	143,860	
雑収入		103,000	246,860	246,860	0	143,860	
労働保険料被保険者負担金		103,000	121,640	121,640	0	18,640	被保険者数が予定より多かったこと等のため
雑 入		0	125,220	125,220	0	125,220	通動手当の返納金があったため
合 計		103,000	246,860	246,860	0	143,860	

2 令和3年公布法務省主管法律一覧

法 律 名	公布月日	法律 番号	施行年月日
1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律	4.14	20	公布の日
2 民法等の一部を改正する法律	4.28	24	一部の規定を除き、令和5年4月1日
3 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	4.28	25	令和5年4月27日
4 少年法等の一部を改正する法律	5.28	47	令和4年4月1日

3 令和3年公布法務省主管政令一覧

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
1 福島復興再生特別措置法による 不動産登記に関する政令	1.22	6	令和3年4月1日
2 後見登記等に関する政令の一部 を改正する政令	2.19	33	令和3年3月1日
3 登記手数料令の一部を改正する 政令	3.17	45	令和3年4月1日
4 最高検察庁の位置並びに最高検 察庁以外の検察庁の名称及び位置 を定める政令の一部を改正する政 令	3.24	59	令和3年4月1日
5 東日本大震災の被災者等に係る 登記事項証明書等の交付について の手数料の特例に関する政令の一 部を改正する政令	3.24	60	令和3年4月1日
6 証人等の被害についての給付に 関する法律施行令の一部を改正す る政令	3.26	70	令和3年4月1日
7 法務省組織令の一部を改正する 政令	3.31	78	令和3年4月1日
8 刑事収容施設及び被収容者等の 処遇に関する法律施行令の一部を 改正する政令	8.4	221	令和3年9月1日
9 戸籍法の一部を改正する法律の 一部の施行期日を定める政令	8.25	238	公布の日

政 令 名	公布月日	政令 番号	施行年月日
10 公証人手数料令の一部を改正する政令	12.15	328	令和4年1月1日
11 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	12.17	332	公布の日
12 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令	12.17	333	公布の日
13 会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	12.17	334	公布の日
14 国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令	12.24	341	令和4年4月1日

4 令和3年公布法務省令等一覧

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
1	会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	1.29	公布の日 ただし、第1条第2表に係る改正規定は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日（令和3年3月1日）
2	商業登記規則等の一部を改正する省令	1.29	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年2月15日） ただし、第1条中商業登記規則第61条及び同規則第103条、並びに第8条の改正規定は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和3年3月1日）
3	後見登記等に関する省令の一部を改正する省令	2.19	令和3年3月1日
4	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	2.26	公布の日 ただし、第2条の規定は、令和3年3月10日
5	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令	3. 9	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
6	人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令	3.15	令和3年4月1日
7	債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	3.15	令和3年3月31日
8	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	3.15	令和3年3月31日
9	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令	3.18	令和3年5月31日
10	法務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則	3.18	令和3年4月1日
11	不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令	3.23	福島復興再生特別措置法による不動産登記に関する政令（令和3年政令第6号）の施行の日（令和3年4月1日）
12	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	3.24	令和3年3月31日
13	弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令	3.24	令和3年3月31日
14	不動産登記規則等の一部を改正する省令	3.29	令和3年4月1日
15	民事執行法第205条第1項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令	3.30	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）附則第5条の政令で定める日（令和3年4月30日）の翌日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
16	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	3.30	公布の日 ただし、第2条の規定は 令和3年4月1日
17	保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令	3.31	公布の日
18	法務省聴聞規則の一部を改正する省令	3.31	公布の日
19	司法試験法施行規則の一部を改正する省令	3.31	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に規定する日 ただし、第1表に係る改正規定は、改正法附則第1条第2号に規定する日
20	法務省組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
21	法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
22	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
23	少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
24	保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
25	法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
26	地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日 ただし、第2条の規定は、 同年10月1日
27	警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
28	法務省定員規則の一部を改正する省令	3.31	令和3年4月1日
29	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	4.26	公布の日
30	戸籍法施行規則等の一部を改正する省令	5.27	公布の日
31	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	5.31	公布の日（この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和3年4月1日から適用）
32	動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令	6. 1	公布の日
33	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	6. 9	令和3年6月30日
34	破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令	6.30	公布の日
35	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令	6.30	公布の日
36	法務省定員規則の一部を改正する省令	7. 2	令和3年9月1日
37	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令	7.30	公布の日
38	法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令	8. 2	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
39	商業登記規則の一部を改正する省令	8.27	令和3年9月1日
40	戸籍法施行規則の一部を改正する省令	8.27	令和3年9月1日
41	抵当証券法施行細則の一部を改正する省令	8.31	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行の日（令和3年9月1日）
42	建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	9. 1	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和3年9月1日）
43	更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令	10. 1	公布の日（この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和3年10月1日から適用）
44	出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令	12. 9	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行の日（令和4年3月15日）
45	会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	12.13	公布の日
46	犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令	12.16	少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和4年4月1日）
(共同府・省令)			
法務省1 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1. 8	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 法務省	金融商品取引業者営業保証金規則の一部 を改正する命令	1.12	公布の日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関 する命令及びフロン類算定漏えい量等の 報告等に関する命令の一部を改正する命 令	1.22	公布の日
内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	2. 3	会社法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律 の施行の日（令和3年3 月1日）
内閣府2 法務省	社債、株式等の振替に関する命令の一部を 改正する命令	2. 3	会社法の一部を改正する 法律の施行の日（令和3 年3月1日）
内閣府1 法務省 財務省	内閣府、法務省及び財務省の所管する金融 関連法令に係る民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信の技術の利用 に関する命令の一部を改正する命令	2. 3	会社法の一部を改正する 法律の施行の日（令和3 年3月1日）

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
法務省2 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一部 を改正する省令	2.26	公布の日
法務省3 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一部 を改正する省令	3.16	公布の日
内閣府1 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	自動車から排出される窒素酸化物及び粒 子状物質の特定地域における総量の削減 等に関する特別措置法の規定に基づく立 入検査の際に携帯する職員の身分を示す 証明書の様式の特例に関する命令	3.16	公布の日
内閣府3 法務省	前払式支払手段発行保証金規則及び資金 移動業履行保証金規則の一部を改正する 命令	3.19	金融サービスの利用者の 利便の向上及び保護を図 るための金融商品の販売 等に関する法律等の一部 を改正する法律附則第1 条第2号に掲げる規定の 施行の日（令和3年5月 1日）
法務省4 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一部 を改正する省令	3.26	令和3年4月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府2 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	3.26	令和3年3月31日
内閣府1 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	5.20	災害対策基本法等の一部 を改正する法律の施行の 日（令和3年5月20日）
内閣府4 法務省	金融サービス仲介業者保証金規則	6. 2	金融サービスの利用者の 利便の向上及び保護を図 るための金融商品の販売 等に関する法律等の一部 を改正する法律（令和2 年法律第50号）の施行の 日（令和3年11月1日）
法務省1 経済産業省	産業競争力強化法に基づく場所の定め のない株主総会に関する省令	6.16	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府1 公正取引 委員会 個人情報 保護委員会 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会	生産性向上特別措置法施行規則を廃止する命令	6.16	公布の日
内閣府2 公正取引 委員会 個人情報 保護委員会 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会	産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令	6.16	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府5 法務省	外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令	6.30	公布の日 ただし、第13条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号）の施行の日（令和3年11月1日）
内閣官房1 内閣府 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令	6.30	公布の日
内閣府3 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令	6.30	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
カジノ管理 委員会1 法務省	特定資金移動履行保証金及び特定資金受 入保証金に関する規則	7.16	法の施行の日（令和3年 7月19日）
内閣官房1 内閣府 カジノ管理 委員会 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報 通信技術を活用した行政の推進等に関す る法律施行規則の一部を改正する命令	7.16	令和3年7月19日
内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	7.16	特定複合観光施設区域整 備法の施行の日（令和3 年7月19日）
法務省5 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能 実習生の保護に関する法律施行規則の一 部を改正する省令	7.29	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
法務省2 経済産業省	産業競争力強化法第11条の2第1項第2号の 主務省令で定める措置等に関する省令	7.30	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和3年法律第70号) の施行の日(令和3年8 月2日)
内閣官房2 内閣府 カジノ管理 委員会 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報 通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律施行規則の一部を改正する命令	8.23	公布の日
総務省1 法務省 経済産業省	電子署名及び認証業務に関する法律に基 づく指定調査機関等に関する省令の一部 を改正する省令	8.27	令和3年9月1日
総務省2 法務省 経済産業省	電子署名及び認証業務に関する法律施行 規則の一部を改正する省令	8.27	令和3年9月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣官房1 内閣府 カジノ管理 委員会 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制 委員会 防衛省	関係行政機関が所管する法令に係る情報 通信技術を活用した行政の推進等に関す る法律施行規則の一部を改正する命令	9. 1	令和3年9月1日
内閣府1 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	東日本大震災復興特別会計事務取扱規則 の一部を改正する命令	9. 1	令和3年9月1日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府3 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	9. 1	公布の日
総務省1 法務省	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票 の写しの交付に関する省令の一部を改正 する省令	9.29	公布の日
内閣府4 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 第16条第1項の規定による立入検査をす る職員の携帯する身分を示す証明書の様 式の特例に関する命令	10.22	公布の日
内閣府4 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	保険業法等の一部を改正する法律の規定 に基づく立入検査の際に携帯する職員の 身分を示す証票の様式の特例に関する命 令	10.22	公布の日

省令 番号	省 令 名	公布 月日	施行年月日
内閣府5 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行規則の一部を改正する命令	11.10	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年11月22日）
内閣府5 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	認可特定保険業者等に関する命令の一部 を改正する命令	11.10	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年11月22日）
内閣府2 法務省 財務省	口座管理機関に関する命令の一部を改正 する命令	12.13	公布の日

5 令和3年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

訓令 番号	題 名	月 日	施行年月日
1	意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令	3.30	3. 4. 1
2	検察庁事務章程の一部を改正する訓令	3.31	3. 4. 1
3	社会復帰調整官証票規程等の一部を改正する訓令	3.31	3. 4. 1
4	保護司の証票及び記章に関する訓令の一部を改正する訓令	7.15	3. 7.15

(法務大臣訓令)

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(秘書課)			
1 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	2.19	秘法訓 1	3. 2.19
2 法務省公印規程の一部を改正する訓令	3.15	秘文訓 6	3. 4. 1
3 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令	3.31	秘法訓 2	3. 4. 1
4 法務省特定秘密保護規程の一部を改正する訓令	7. 1	秘総訓 1	3. 7. 1
(人事課)			
1 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令	3.29	人服訓 1	3. 3.29
2 法務省定員細則の一部を改正する訓令	3.31	人定訓 1	3. 4. 1
3 法務省定員細則の一部を改正する訓令	7. 2	人定訓 2	3. 9. 1
4 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令	9.17	人服訓 2	3. 9.17

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
(会計課)			
1 検察庁会計事務章程等の一部を改正する訓令	1.28	会 訓 1	3. 2. 1
2 少年鑑別所会計事務章程等の一部を改正する訓令	3.22	会 訓 2	3. 4. 1
(施設課)			
1 法務省所管工事取扱規程の一部を改正する訓令	2.22	施 訓 1	3. 2.22
2 法務省所管国有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令	3.17	施 訓 2	3. 4. 1
(厚生管理官)			
1 法務省職員健康管理規程の一部を改正する訓令	1. 5	厚 訓 1	3. 1. 5
(刑事局)			
1 統括捜査官の配置に関する規則の一部を改正する訓令	3.31	刑総訓 2	3. 4. 1
(矯正局)			
1 矯正施設被収容者食料給与事務規程の一部を改正する訓令	2.26	矯医訓 27	3. 3. 1
2 被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の一部を改正する訓令	2.26	矯医訓 28	3. 3. 1
3 作業報奨金に関する訓令の一部を改正する訓令	3.15	矯成訓 1	3. 4. 1
4 受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令の一部を改正する訓令	3.16	矯成訓 2	3. 4. 1

題 名 又 は 件 名	月日	記号番号	施行年月日
5 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	3.31	矯少訓 1	3. 4. 1
6 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.31	矯総訓 3	3. 4. 1
7 少年院及び少年鑑別所における統括専門官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令	3.31	矯総訓 2	3. 4. 1
8 矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	5.31	矯総訓 5	3. 6. 1
9 被收容者の疾病、傷害及び死因の分類に関する訓令の一部を改正する訓令	5.31	矯医訓 30	3. 6. 1
10 被收容者の外部交通に関する訓令の一部を改正する訓令	8. 5	矯成訓 3	3.11. 1
11 被收容者の不服申立てに関する訓令の一部を改正する訓令	8.10	矯総訓 6	3. 9. 1
12 矯正教育課程に関する訓令の一部を改正する訓令	8.11	矯少訓 4	3. 9. 1
13 在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令	8.31	矯少訓 5	3.10. 1
14 矯正定期報告規程の一部を改正する訓令	9.28	矯総訓 7	3. 9.28
(保護局)			
1 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定による精神保健観察等に関する事務規程の一部を改正する訓令	2.16	保総訓 34	3. 2.16
2 保護司の証票及び記章に関する訓令の一部を改正する訓令	7.15	保振訓 1	3. 7.15
(出入国在留管理庁)			
1 保証金及び没取金取扱規程を廃止する訓令	3.22	入管庁総訓 3	3. 3.22

(出入国在留管理庁長官訓令)

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	施行年月日
(出入国在留管理庁)			
1 保証金及び没収金取扱規則	3.22	入管庁総訓 4	3. 3.22

6 令和3年主要通達等一覧

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
(秘書課)			
1 法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について	2.19	秘文 3	官房長通達
2 「法務省における行政機関非識別加工情報の提供に関する手引」について の一部改正について	3.12	秘個 2	秘書課長通知
3 法務省秘密文書管理要領の一部改正について	3.15	秘文 7	官房長通達
4 法務省行政文書管理規則運用細則の一部改正について	3.15	秘文 8	官房長通達
5 法務省行政文書取扱規則実施細則の一部改正について	3.31	秘法 2	秘書課長通達
6 「法務省における公文書管理に関する通報窓口の設置について」の一部改正について	7. 1	秘文 22	官房長通知
(人事課)			
1 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知等の一部改正について	1.12	人企 3	人事課長依命通知
2 「職員の退職管理について」の一部改正について	1.15	人企 6	人事課長通知
3 「地方検察庁における宿直勤務について」の一部改正について	2.10	人服 63	人事課長依命通達
4 「級別定数の運用並びに初任給、昇格、昇給等の取扱いについて」の一部改正について	3. 1	人給 30	人事課長依命通達
5 綱紀の厳正な保持について	3. 3	人服 154	人事課長通知
6 「矯正施設における保安事務当直勤務について」の一部改正について	3.11	人服 210	人事課長依命通達
7 本省内部部局の職員の配置定員について	3.31	人定 11	人事課長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
8 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	3.31	人定 12	人事課長通達
9 検察庁の職員の配置定員について	3.31	人定 13	人事課長通達
10 矯正管区の職員の配置定員について	3.31	人定 14	人事課長通達
11 刑務所、少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について	3.31	人定 15	人事課長通達
12 少年院の職員の配置定員について	3.31	人定 16	人事課長通達
13 少年鑑別所の職員の配置定員について	3.31	人定 17	人事課長通達
14 地方更生保護委員会の職員の配置定員について	3.31	人定 18	人事課長通達
15 保護観察所の職員の配置定員について	3.31	人定 19	人事課長通達
16 職務に係る倫理の保持について	3.31	人服 226	事務次官依命通知
17 人事院事務総長通知の発出について	3.31	人服 374	人事課長依命通知
18 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について	4. 1	人企 37	事務次官依命通達
19 「研修による昇給について」の一部改正について	4. 8	人給 62	人事課長通知
20 「研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について」の一部改正について	4. 8	人給 63	人事課長通知
21 「人事院規則 8－1 2（職員の任免）の運用について」の一部改正について	4.28	人任 240	人事課長通知
22 「人事異動通知書の様式及び記載事項等について」の一部改正について	5.11	人任 250	人事課長通知
23 本省内部部局の職員の配置定員について	7. 2	人定 23	人事課長通達
24 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について	7. 2	人定 24	人事課長通達
25 検察庁の職員の配置定員について	7. 2	人定 25	人事課長通達
26 人事院事務総長通知の発出について	7.26	人服 499	人事課長依命通知
27 「人事評価の実施について」の一部改正について	9.17	人服 629	事務次官依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
28 「人事評価の運用について」の一部改正について	9.17	人服 630	人事課長依命通知
29 「期間業務職員の条件付採用期間中の業務実績の判定について」の一部改正について	9.17	人服 631	人事課長依命通知
30 職員のサービスの宣誓について	9.28	人服 647	人事課長依命通達
31 「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について」等の一部改正について	10. 5	人任 428	人事課長通知
32 「衆議院議員総選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「衆議院議員の総選挙に際しての職員の政治的行為の制限に関する違反防止について」について	10.18	人服 683	人事課長依命通知
33 「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与の取扱いについて」の一部改正について	10.25	人給 155	人事課長依命通達
34 「人事記録関係事務について」の一部改正について	10.28	人記 59	人事課長依命通達
35 人事院事務総長通知等の発出について	12. 2	人服 791	人事課長依命通知
36 「職員の育児休業等について」の一部改正について	12. 2	人服 792	人事課長依命通達
37 「国の行政機関における職員の旧姓使用について」の一部改正について	12.17	人任 458	官房長通知
38 年末年始における綱紀の厳正な保持等について	12.17	人服 829	事務次官通知
39 「人事評価の基準、方法等について」の一部改正について	12.17	人服 838	人事課長依命通知
40 人事院事務総長通知等の発出について	12.27	人服 852	人事課長依命通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
(会計課)			
1 旅費業務に関する標準マニュアルの改定について	1. 5	会 7	会計課長通達
2 法務省の計算証明に関する指定の一部改正について	1. 6	会 14	会計課長依命通達
3 「歳入徴収官等の代行機関制度の実施について」等の一部改正について	1.28	会 152	会計課長通達
4 「国家公務員等の旅費に関する法律」第46条第2項の規定に基づく協議について	2.26	会 421	会計課長依命通達
5 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正について	3.12	会 577	会計課長通知
6 令和3年度歳入・歳出予算科目区分の説明について	3.15	会 591	会計課長依命通達
7 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払について	4.12	会 1002	会計課長依命通知
8 「令和3年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について	5.12	会 1275	会計課長依命通知
9 長時間労働につながる商慣行改善に向けた要請について	7.15	会 1680	会計課長通知
10 「職員給与の支払手続等について」の一部改正について	9.15	会 2026	人事課長・会計課長依命通達
11 「令和3年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針」の策定及び同方針の運用について	11. 9	会 2500	会計課長・施設課長依命通知
12 「徴収金に係る会計事務の処理について」の一部改正について	11.22	会 2622	会計課長通達
13 官用車事故における報告事務の運用について	12.15	会 2790	会計課長依命通達
14 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について	12.24	会 2901	会計課長依命通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
15 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について (施設課)	12.24	会 2902	会計課長依命通知
1 「法務省建築関係建設コンサルタント業務成績評定要領の制定について」の一部改正について	3. 5	施 380	施設課長依命通達
2 「法務省所管請負工事技術検査要領の制定について」の一部改正について	3.11	施 390	施設課長依命通達
3 「法務省所管請負工事成績評定要領の制定について」の一部改正について	3.15	施 402	施設課長依命通達
4 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」等の一部改正について	3.24	施 807	会計課長・施設課長通達
5 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」等の一部改正について (厚生管理官)	3.24	施 808	会計課長・施設課長通知
1 「法務省職員健康管理規程の運用について」の一部改正について	1. 5	厚 2	事務次官通達
2 「勤労者財産形成貯蓄等に関する事務取扱いについて」の一部改正について (司法法制部)	8.25	厚 154	事務次官通達
1 「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について	3.23	司司 147	司法法制部長通知
2 矯正統計符号表の一部改正について	3.26	司司 210	司法法制部長通知
3 刑事統計符号表の一部改正について	3.29	司司 12	司法法制部長通知
4 「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について	5.27	司司 335	司法法制部長通知

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
5 矯正統計符号表の一部改正について (民事局)	5.27	司司 336	司法法制部長通知
1 商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について (通達)	1.29	民商 9	民事局長通達
2 会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて (通達)	1.29	民商 10	民事局長通達
3 商業登記における印鑑関係事務取扱要領の制定について (通達)	1.29	民商 11	民事局長通達
4 商業登記オンライン申請等事務取扱規程の一部改正について (通達)	1.29	民商 12	民事局長通達
5 「商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて (平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達)」の一部改正について (通達)	1.29	民商 13	民事局長通達
6 会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて (通達)	1.29	民商 14	民事局長通達
7 「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施後の商業・法人登記事務に関する取扱要領」の一部改正について (通達)	1.29	民商 15	民事局長通達
8 「休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領」の一部改正について (通達)	1.29	民商 16	民事局長通達
9 不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて (通達)	3.29	民二 654	民事局長通達
10 不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いについて	3.29	民二 655	民事局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
11 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の取扱いについて（通達）	3.31	民二 675	民事局長通達
12 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う政党等の登記に関する登記事務の取扱いについて（通達）	7.13	民商 123	民事局長通達
13 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う抵当証券に関する事務の取扱いについて（通達）	8.31	民二 923	民事局長通達
14 商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行に伴う事務の取扱いについて（通達）	9.17	民商 159	民事局長通達
15 「供託規則の一部改正に伴う電子情報処理組織による供託等に関する供託事務の取扱いについて」の一部改正について（通達）	9.27	民商 167	民事局長・大臣官房会計課長通達
16 金融商品の販売等に関する法律の一部改正等の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）	11.29	民商 188	民事局長通達
（刑事局）			
1 昭和62年12月14日付け法務省刑総第1019号通達「記録事務規程の運用について」及び平成11年11月11日付け法務省刑総第1333号通達「刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定について」の一部改正について	3.29	刑総 282	刑事局長依命通達
2 マネー・ローンダリングの処罰規定の適切な運用について	11.19	刑公 100	刑事局長依命通達
（矯正局）			
1 「受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.16	矯成 199	矯正局長依命通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
2 「矯正職員の研修に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.19	矯総 958	矯正局長依命通達
3 「矯正職員の任用・昇進等の基準について」の一部改正について	3.29	矯総1062	人事課長・矯正局長通達
4 「矯正職員の再任用について」の一部改正について	3.29	矯総1069	矯正局長通達
5 「受刑者の移送について」の一部改正について	3.30	矯成 264	矯正局長依命通達
6 「刑事施設の保安表彰に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.30	矯成 267	矯正局長依命通達
7 「矯正施設警備救援規程の運用について」の一部改正について	3.31	矯成 276	矯正局長依命通達
8 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について	3.31	矯成 277	矯正局長依命通達
9 「職員の身上調書について」の一部改正について	4. 6	矯総1207	矯正局長通達
10 「刑事施設視察委員会に対する協力等について」等の一部改正について	6. 8	矯総1735	矯正局長通達
11 「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について	6.24	矯成 647	矯正局長通達
12 矯正護身術の術技及び訓練要領について (保護局)	9.28	矯成1017	矯正局長通達
1 「薬物依存回復訓練の委託の実施について」の一部改正について	2. 5	保観 2	保護局長通達
2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律の規定による精神保健観察等に関する事務の運用について」の一部改正について	2.25	保総 48	保護局長依命通達
3 自殺のリスク要因及び保護要因に関する点検の実施について	2.25	保総 46	保護局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
4 「社会復帰促進アセスメントの実施について」の一部改正について	3. 1	保総 59	保護局長通達
5 「特殊事務処理保護司（被害者担当保護司）の指名等について」の一部改正について	3.11	保総 71	保護局長通達
6 「刑事施設を満期釈放される者の更生保護施設等での円滑な受入れのための釈放前の調整に関する取組の試行について」の一部改正について	3.17	保観 17	矯正局長、保護局長通達
7 仮釈放の積極的な運用の推進について	3.26	保観 24	矯正局長、保護局長通達
8 「仮釈放の積極的な運用の推進について」の運用上留意すべき事項について	3.26	保観 25	観察課長通知
9 少年院に送致された者に対する処遇及び生活環境の調整等の充実強化について	3.29	保観 34	矯正局長、保護局長通達
10 「心神喪失者等医療観察法の規定による精神保健観察等における業務協力者謝金の支給手続について」の一部改正について	3.29	保総 107	総務課長通知
11 「保護司及び保護司選考会委員の委嘱及び解嘱等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について	3.30	保総 115	保護局長通達
12 「社会復帰調整官スーパーバイザー養成等研修実施要綱の制定について」の一部改正について	3.31	保総 142	保護局長通達
13 担当保護司の複数指名の積極的な活用について	3.31	保観 47	保護局長通達
14 更生緊急保護における継続的支援について	3.31	保観 40	保護局長通達
15 社会復帰対策班の設置等について	3.31	保観 42	保護局長通達
16 高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について	3.31	保観 44	矯正局長、保護局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
17 「ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」の一部改正について	6.15	保観 81	保護局長通達
18 保護司活動に対する一層の御理解・御協力について	7.15	保更 111	保護局長、総務省地域力創造審議官通知
19 保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について	7.15	保更 113	保護局長通達
20 若手保護司によるオンラインフォーラムの開催について	9.27	保更 126	保護局長通知
21 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係通達の一部改正について	10. 1	保観 111	保護局長通達
22 訪問支援モデル事業の実施について	10. 1	保更 128	保護局長通達
23 「訪問支援モデル事業の実施について」の運用について	10. 1	保更 129	総務課長、更生保護振興課長、観察課長通知
24 「「フォローアップ事業の委託の実施について」の運用について」の一部改正について	10. 1	保更 132	総務課長、更生保護振興課長、観察課長通知
(人権擁護局)			
1 令和3年度の啓発活動重点目標及び啓発活動強調事項について	2. 1	権啓 7	人権擁護局長通達
2 インターネット人権相談受付システムを通じた外国語による人権相談の対応について	3.16	権調 11	調査救済課長依命通知
3 令和3年度における人権相談対応を支援する研修の実施について	7.21	権総 83	総務課長依命通知
4 人権啓発活動ネットワークの整備及び活動について	8.31	権啓 44	人権擁護局長通達
5 「第73回人権週間」について	10. 8	権啓 47	人権擁護局長通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
6 令和3年度「北朝鮮人権侵害問題啓 発週間」について	10. 8	権啓 50	人権擁護局長通達
7 「SNSを利用した人権相談に関する 取扱要領」の策定について	11.11	権調 90	調査救済課長依命 通知
(出入国在留管理庁)			
1 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	2. 3	管管 465	出入国在留管理庁 長官通達
2 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	2.19	管管 712	出入国在留管理庁 長官通達
3 「APEC・ビジネス・トラベル・ カード（ABTC）取扱要領」の改正 について	2.22	管入 317	出入国在留管理庁 長官通知
4 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	2.22	管入 328	出入国在留管理庁 長官通達
5 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	3.18	管管1190	出入国在留管理庁 長官通達
6 中長期在留者届出事項に係る事実の 調査要領の改正について	3.22	管管1222	出入国在留管理庁 長官通達
7 「入国・在留審査要領」第12編の 一部改正について	3.29	管管1341	出入国在留管理庁 長官通達
8 「入国・在留審査要領」第12編の 一部改正について	3.30	管管1362	出入国在留管理庁 長官通達
9 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	3.31	管管1380	出入国在留管理庁 長官通達
10 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	4.21	管管1697	出入国在留管理庁 長官通達
11 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	5.20	管管2053	出入国在留管理庁 長官通達
12 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	6.25	管管2643	出入国在留管理庁 長官通達
13 「入国・在留審査要領」の一部改正 について	6.28	管入1020	出入国在留管理庁 長官通達
14 「グローバル・エントリー・プログ ラム（GEP）に係る前科照会の事務 処理要領」の一部改正について	8.17	管入1316	出入国在留管理庁 長官通達

題 名 又 は 件 名	月 日	記号番号	備 考
15 「入国・在留審査要領」 10 編の一部改正について	9. 7	管管3711	出入国在留管理庁 長官通達
16 「入国・在留審査要領」の一部改正について	10.15	管管4300	出入国在留管理庁 長官通達
17 「入国・在留審査要領」の一部改正について	11. 5	管入1803	出入国在留管理庁 長官通達

7 令和3年法務省主要行事等一覧

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(秘書課)	
(会 同)	
検察長官会同	2.17
検事長会同	2.16、7.6、12.1
(人事課)	
司法試験	5.12・13・15・16
司法試験予備試験短答式試験	5.16
法務省専門職員（人間科学）採用試験	6.6、7.5～7.8
副検事の選考筆記試験	7.12
検察官特別考試筆記試験	7.13～7.15
司法試験予備試験論文式試験	7.10・11
刑務官採用試験	9.19、10.21～10.27
副検事の選考口述試験	10.11
司法試験予備試験口述試験	10.23・24
(会計課)	
矯正施設予算担当課長等会同	6.1
検察庁会計課長会同	6.3
法務局会計課長会同	6.4
地方更生保護委員会事務局総務課長及び会計課長会同	6.9
(民事局)	
法務局長事務打合せ会	1.14
法務局職員課長・新任地方法務局総務課長事務打合せ会	4.9
法務局総務部長・民事行政部長事務打合せ会	4.21
法務局長・地方法務局長会同	6.11
法務局・地方法務局首席登記官会同	9.28
法務局総務部長・民事行政部長会同	9.29・30
法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会	10.15
法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同	10.29
法務局長事務打合せ会	12.2・3

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
(刑事局)	
副検事会同	3.5
司法修習生指導担当検事協議会	5.13
検察庁事務局長会同	6.22
全国財政経済係検事会同	7.2
令和3年度検察官・国税査察官合同中央協議会	9.29～12.17
全国次席検事会同	10.20
組織犯罪担当検事会同	11.24
検務実務家会同	11.25
高等検察庁事務局長協議会	12.14
(矯正局)	
(会 同)	
矯正管区長等協議会	1.11
刑事施設長会同	5.28
矯正管区長等協議会	5.31
矯正関係予算担当課長等会同 (少年施設)	6.6
矯正施設自治体会議設立総会	6.12
少年院長・少年鑑別所長会同	7.8(書面開催)
女子刑事施設協議会	7.20
少年院処遇問題協議会	10.7
矯正管区長等協議会	10.11
被収容者処遇対策協議会	10.14
鑑別・観護処遇・地域援助協議会	10.15
矯正管区首席管区監査官等協議会	11.25
矯正管区第二部長等協議会	11.30
矯正管区第一部長等協議会	12.3・4
矯正管区第三部長等協議会	12.8・9
(保護局)	
(会 同)	
地方更生保護委員会事務局長協議会 (テレビ会議システム使用)	4.16

行 事 等 の 名 称	実 施 月 日
地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同（テレビ会議システム使用）	6.17
地方更生保護委員会委員長会同（テレビ会議システム使用）	6.18
地方更生保護委員会委員長会同（テレビ会議システム使用）	10.13・14
地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同（テレビ会議システム使用）	11.1
地方更生保護委員会事務局長会同（テレビ会議システム使用）	11.24・25
（その他）	
令和２年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	2.25
世界保護司会議	3.7
令和３年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会	5.19
令和３年度保護司等中央研修会（収録配信）	
令和３年度地方更生保護委員会新任委員施策説明会（テレビ会議システム使用）	6.10
第62回ＢＢＳ会員中央研修会	10.2
（人権擁護局）	
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間	8.27～9.2
全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間	11.12～18
第73回人権週間	12.4～10
令和３年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間	12.10～16
政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」（東京都千代田区）	12.11
（出入国在留管理庁）	
中央協議会	5.24
地方出入国在留管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同（オンライン会議システム使用）	5.31
地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同（オンライン会議システム使用）	6.30

8 令和3年法務省主要人事一覧

職 名	令和3年1月1日現在	令和3年12月31日までの異動
本 省		
法 務 大 臣	上 川 陽 子	古 川 禎 久 (3.10. 4)
法 務 副 大 臣	田 所 嘉 徳	津 島 淳 (3.10. 6)
大 臣 政 務 官	小野田 紀 美	加 田 裕 之 (3.10. 6)
事 務 次 官	辻 裕 教	高 嶋 智 光 (3. 9. 3)
官 房 長	高 嶋 智 光	松 本 裕 (3. 9. 3)
官房政策立案総括審議官	竹 内 努	吉 川 崇 (3. 7.16)
官房公文書監理官	佐 伯 紀 男	佐 藤 眞 琴 (3. 4. 1)
官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	宮 田 祐 良	佐 竹 毅 (3. 7.16)
官 房 審 議 官	山 内 由 光	柴 田 紀 子 (3. 9. 3)
官 房 審 議 官	堂 薊 幹一郎	
官 房 審 議 官	保 坂 和 人	
官 房 審 議 官	菊 池 憲 久	
官 房 審 議 官	福 原 道 雄	
官 房 審 議 官	椿 百合子	佐 伯 紀 男 (3. 4. 1)
官 房 参 事 官	早 渕 宏 毅	花 村 博 文 (3. 7.16)
官 房 参 事 官	深 野 友 裕	杉 原 隆 之 (3. 7.16)
官 房 参 事 官	藤 田 正 人	大 谷 太 (3. 7.16)
官 房 参 事 官	大 塚 雄 毅	
官 房 参 事 官	日 暮 直 子	森 田 強 司 (3. 4. 1)
官 房 参 事 官	田 原 浩 子	
官 房 参 事 官	新 谷 貴 昭	
官 房 参 事 官	川 淵 武 彦	石 垣 智 子 (3. 4. 1)

職 名	令和３年１月１日現在	令和３年12月31日までの異動
秘書課長	吉川 崇	丸山 嘉代 (3. 7.16)
人事課長	濱 克彦	佐藤 剛 (3. 7.16)
会計課長	北岡 克哉	松井 信憲 (3. 7.16)
国際課長	柴田 紀子	渡部 直希 (3. 9. 3)
施設課長	花村 博文	松本 麗 (3. 7.16)
厚生管理官	渡辺 浩	墓 孝一 (3. 4. 1)
司法法制部長	金子 修	竹内 努 (3. 7.16)
司法法制課長	丸山 嘉代	加藤 経将 (3. 7.16)
審査監督課長	山上 淳一	
民事局長	小出 邦夫	金子 修 (3. 7.16)
総務課長	松井 信憲	村松 秀樹 (3. 7.16)
民事第一課長	土手 敏行	
民事第二課長	村松 秀樹	藤田 正人 (3. 7.16)
商事課長	篠原 辰夫	
民事法制管理官	内野 宗揮	
刑事局長	川原 隆司	
総務課長	佐藤 剛	大原 義宏 (3. 7.16)
刑事課長	大原 義宏	是木 誠 (3. 7.16)
		(兼) 大原義宏 (3. 7.16)
公安課長	松本 麗	
刑事法制管理官	吉田 雅之	岡本 章 (3. 9. 3)
国際刑事管理官	関 善貴	
矯正局長	大橋 哲	
総務課長	小山 定明	佐伯 紀男 (3. 7.16)
成人矯正課長	細川 隆夫	
少年矯正課長	面岡 潔子	
更生支援管理官	西岡 慎介	
矯正医療管理官	清水 昌毅	
保護局長	今福 章二	
総務課長	佐竹 毅	宮田 祐良 (3. 7.16)
更生保護振興課長	押切 久遠	押切 久遠 (3. 7.16)
観察課長	生駒 貴弘	瀧澤 千都子 (3. 7.16)

職 名	令和3年1月1日現在	令和3年12月31日までの異動
人 権 擁 護 局 長	菊 池 浩	松 下 裕 子 (3. 7.16)
総 務 課 長	山 口 聡 也	杉 浦 直 紀 (3. 4. 1)
調 査 救 済 課 長	杉 浦 直 紀	江 口 幹 太 (3. 4. 1)
人 権 啓 発 課 長	江 口 幹 太	鳥 丸 忠 彦 (3. 4. 1)
訟 務 局 長	武 笠 圭 志	
訟 務 企 画 課 長	小 原 一 人	
民 事 訟 務 課 長	伊 藤 清 隆	松 本 真 (3. 4. 1)
行 政 訟 務 課 長	澁 谷 勝 海	
租 税 訟 務 課 長	間 野 明	小 山 綾 子 (3. 4. 1)
訟 務 支 援 課 長	古 宮 久 枝	
(施設等機関)		
法 務 総 合 研 究 所 長	上 富 敏 伸	
矯 正 研 修 所 長	青 野 友 美	嶋 崎 公 弘 (3. 4. 1)

職 名	令和３年１月１日現在	令和３年12月31日までの異動
(地方支分部局) (法務局長)		
東 京 山 西 宏 紀 大 阪 末 永 雅 之 名 古 屋 鈴 木 裕 治 広 島 堀 恩 恵 福 岡 西 江 昭 博 仙 台 大 橋 光 典 札 幌 數 原 裕 一 高 松 大 手 昭 宏		坂 本 佳 胤 (3.11. 1) 數 原 裕 一 (3. 4. 1) 大 橋 光 典 (3. 4. 1) 岩 崎 琢 治 (3. 4. 1) 富 澤 清 治 (3. 4. 1)
(矯正管区長)		
東 京 竹 中 樹 大 阪 柴 田 房 雄 名 古 屋 木 村 敦 広 島 石 塚 淳 福 岡 越 前 敏 明 仙 台 小 林 万 洋 札 幌 齊 藤 峰 高 松 佐 藤 眞 琴		中 川 忠 昭 (3. 4. 1) 宮 地 重 光 (3. 4. 1) 森 伸 子 (3. 4. 1) 前 澤 幸 喜 (3. 4. 1) 宮 本 祐 康 (3. 4. 1) 岡 本 昌 之 (3. 4. 1) 中 島 学 (3. 4. 1) 水 元 伸 一 (3. 4. 1)
(地方更生保護) (委員会委員長)		
関 東 幸 島 聡 近 畿 稲 葉 保 中 部 古 田 康 輔 中 国 田 中 一 哉 九 州 永 井 文 昭 東 北 岡 坂 吉 朗 北 海 西 岡 総一郎 四 国 大 場 玲 子		田 中 一 哉 (3. 4. 1) 西 岡 総一郎 (3. 4. 1) 岡 坂 吉 朗 (3. 4. 1) 大 場 玲 子 (3. 4. 1) 伊 達 泰 裕 (3. 4. 1) 三本松 篤 (3. 4. 1)

職 名	令和３年１月１日現在	令和３年12月31日までの異動
外 局 (出入国在留管理庁)		
出入国在留管理庁長官	佐々木 聖 子	
出入国在留管理庁次長	松 本 裕	西 山 卓 爾 (3. 9. 3)
審 議 官	佐 藤 淳	
審 議 官	道 井 緑一郎	中 川 勉 (3. 5. 1)
総 務 課 長	上 原 龍	
政 策 課 長	近 江 愛 子	
参 事 官	片 山 真 人	猪 股 正 貴 (3. 9. 3)
参 事 官	(3.4.1組織改編により新設)	藤 田 小 織 (3. 4. 1)
出 入 国 管 理 部 長	石 岡 邦 章	丸 山 秀 治 (3. 4. 1)
出 入 国 管 理 課 長	市 村 信 之	
審 判 課 長	磯 部 哲 郎	宮 尾 芳 彰 (3. 4. 1)
		片 山 真 人 (3. 9. 3)
警 備 課 長	岡 本 章	宮 尾 芳 彰 (3. 9. 3)
在 留 管 理 支 援 部 長	丸 山 秀 治	君 塚 宏 (3. 4. 1)
在 留 管 理 課 長	根 岸 功	本 針 和 幸 (3. 4. 1)
在 留 支 援 課 長	田 平 浩 二	
情 報 分 析 官	簾 内 友 之	
(地方出入国在留管理局長)		
東 京	福 山 宏	石 岡 邦 章 (3. 4. 1)
大 阪	君 塚 宏	小 出 賢 三 (3. 4. 1)
名 古 屋	佐 野 豪 俊	北 村 晃 彦 (3. 9. 1)
広 島	平 河 裕 治	吉 村 真 弘 (3. 4. 1)
福 岡	北 村 晃 彦	木 村 久 義 (3. 9. 1)
仙 台	木 村 久 義	石 崎 勇 一 (3. 4. 1)
		菅 野 典 子 (3. 9. 1)
札 幌	清 水 洋 樹	木 村 久 義 (3. 4. 1)
		石 崎 勇 一 (3. 9. 1)
高 松	石 崎 勇 一	中 山 昌 秋 (3. 4. 1)
(公安審査委員会)		
公安審査委員会委員長	房 村 精 一	貝阿彌 誠 (3. 1.11)

職 名	令和3年1月1日現在	令和3年12月31日までの異動
(公安調査庁)		
公安調査庁長官	和田 雅 樹	
公安調査庁次長	横 尾 洋 一	
公安調査庁研修所長	丸 谷 明 彦	
(公安調査局長)		
関 東	井 上 滋 文	
近 畿	植 田 康 文	猪 股 浩 司 (3. 4. 1)
中 部	岡 村 雅 弘	浅 野 栄 二 (3. 2. 1)
中 国	浅 野 栄 二	岡 村 雅 弘 (3. 2. 1)
九 州	三 好 富士雄	平 石 積 明 (3. 4. 1)
東 北	平 石 積 明	井 上 雅 登 (3. 4. 1)
北 海 道	黒 木 章 秀	
四 国	南 尚 樹	下石畑 厚 (3. 4. 1)

職 名	令和３年１月１日現在	令和３年12月31日までの異動
検 察 庁 (最高検察庁)		
検 事 総 長	林 眞 琴	
次 長	落 合 義 和	
事 務 局 長	田 邊 孝 文	中 山 敏 之 (3. 4. 1)
(高等検察庁)		
(検事長)		
東 京	堺 徹	甲 斐 行 夫 (3. 7. 16)
大 阪	榊 原 一 夫	曾 木 徹 也 (3. 7. 16)
名 古 屋	中 川 清 明	大 場 亮太郎 (3. 9. 3)
広 島	中 原 亮 一	畝 本 直 美 (3. 7. 16)
福 岡	甲 斐 行 夫	中 原 亮 一 (3. 7. 16)
仙 台	大 場 亮太郎	辻 裕 教 (3. 9. 3)
札 幌	片 岡 弘	田 辺 泰 弘 (3. 4. 8)
高 松	曾 木 徹 也	山 上 秀 明 (3. 7. 16)
(事務局長)		
東 京	江 崎 孝 司	高 澤 弘 幸 (3. 4. 1)
大 阪	岩 坂 敏 光	
名 古 屋	中 山 敏 之	武 藤 久 夫 (3. 4. 1)
広 島	藁 谷 和 彦	大 西 忠 広 (3. 4. 1)
福 岡	高 澤 弘 幸	岩 田 伸 雅 (3. 4. 1)
仙 台	岩 田 伸 雅	黒 川 琢 朗 (3. 4. 1)
札 幌	大 西 忠 広	鈴 石 勝 彦 (3. 4. 1)
高 松	山 本 裕 司	舟 川 勝 美 (3. 4. 1)
(地方検察庁)		
(検事正)		
東 京	山 上 秀 明	久木元 伸 (3. 7. 16)
横 濱	北 村 篤	小 山 太 士 (3. 7. 16)
さい たま	吉 田 誠 治	吉 田 安 志 (3. 7. 16)
千 葉	神 村 昌 通	森 本 和 明 (3. 7. 16)
水 戸	西 谷 隆	長谷川 保 (3. 1. 22)
宇 都 宮	小 野 正 弘	佐 藤 隆 文 (3. 2. 26)
前 橋	白 木 功	山 口 英 幸 (3. 4. 9)

職 名	令和３年１月１日現在	令和３年12月31日までの異動
静 岡	高 橋 久 志	伊 藤 栄 二 (3. 7.16)
甲 府	竹 内 寛 志	野 下 智 之 (3. 1.22)
長 野	宇 川 春 彦	古 谷 伸 彦 (3. 1.22)
新 潟	岩 山 伸 二	永 幡 無二雄 (3.11. 1)
大 阪	田 辺 泰 弘	畝 本 毅 (3. 4. 8)
京 都	秋 山 実	
神 戸	廣 上 克 洋	岩 山 伸 二 (3.11. 1)
奈 良	山 口 英 幸	工 藤 恭 裕 (3. 4. 9)
大 津	木 村 匡 良	森 本 加 奈 (3. 1.22)
和 山	飯 島 泰	
名 古 津	吉 田 安 志	河 瀬 由美子 (3. 7.16)
	森 本 宏	北 岡 克 哉 (3. 7.16)
岐 阜	八 澤 健三郎	保 坂 直 樹 (3. 4. 8)
福 井	石 井 隆	金 木 秀 文 (3. 1.22)
金 沢	植 村 誠	小 沢 正 明 (3. 7.16)
富 山	田野尻 猛	
広 島	片 山 巖	宇 川 春 彦 (3. 1.22)
山 口	古 谷 伸 彦	石 山 宏 樹 (3. 1.22)
岡 山	矢 本 忠 嗣	木 村 匡 良 (3. 1.22)
鳥 取	岡 俊 介	花 崎 政 之 (3. 1.22)
松 江	清 野 憲 一	林 享 男 (3. 7.16)
福 岡	片 岡 敏 晃	林 秀 行 (3. 1.22)
佐 賀	小弓場 文 彦	松 井 洋 (3. 2.26)
長 崎	吉 池 浩 嗣	木 下 雅 博 (3. 1.22)
大 分	中 澤 康 夫	
熊 本	吉 田 久	石 崎 功 二 (3.11. 1)
鹿 島	内 藤 秀 男	
宮 崎	竹 中 理比古	
那 覇	西 山 卓 爾	平 光 信 隆 (3. 9. 3)
仙 台	森 本 和 明	高 橋 久 志 (3. 7.16)
福 島	永 幡 無二雄	山 田 英 夫 (3.11. 1)
山 形	松 下 裕 子	友 添 太 郎 (3. 7.16)
盛 岡	岡 田 博 之	
秋 田	小 橋 常 和	

職 名	令和３年１月１日現在	令和３年12月31日までの異動
青 森	山 崎 耕 史	織 田 武 士 (3.11. 1)
札 幌	林 秀 行	恒 川 由理子 (3. 1.22)
函 館	森 隆 志	和 田 澄 男 (3. 1.22)
旭 川	山 田 利 行	澁 谷 博 之 (3. 1.22)
釧 路	山 田 英 夫	作 原 大 成 (3.11. 1)
高 松	佐 藤 美由紀	山 西 宏 紀 (3.11. 1)
高 島	小 沢 正 明	北 佳 子 (3. 7.16)
高 知	高 橋 孝 一	横 田 希代子 (3. 1.22)
松 山	坂 本 佳 胤	小 池 隆 (3.11. 1)

9 第204回通常国会提出法律案審議経過一覧

(R3.1.18～.R3.6.16 150日間)

件名 区分	閣議	国会		衆議院					参議院					公布 月日	法律 番号	施行 月日	備考
		国 提 出 月 日	会 番 号	委 員 会				本採 決 月 議 日	委 員 会				本採 決 月 議 日				
				付託 月日	提案 理由	審 議 日	採決 月日		付託 月日	趣旨 説明	審 議 日	採決 月日					
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/2	2/2 衆17:00 参17:02	15	3/9	3/10	3/12	3/12	3/18	3/29	3/30	4/6	4/6	4/7	4/14	20	令和3年4月14日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、共産、維新、国民
少年法等の一部を改正する法律案	2/19	2/19 衆17:00 参17:02	35	3/25	4/2	4/6、4/7、4/9、4/14	4/16	4/20	4/23	4/27	5/6、5/11、5/13、5/18、5/20	5/20	5/21	5/28	47	令和4年4月1日	本会議登壇：3/25（衆）4/23（参） 附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、共産、維新、国民
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案	2/19	2/19 衆17:00 参17:02	36	4/16	4/20	4/21、4/23、4/28、5/7、5/12											本会議登壇：4/16（衆） 継続審査 趣旨説明要求：立民、共産、維新、国民
民法等の一部を改正する法律案	3/5	3/5 衆17:00 参17:02	55	3/16	3/17	3/19、3/23、3/24、3/30	3/30	4/1	4/7	4/8	4/13、4/15、4/20	4/20	4/21	4/28	24	一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、共産、維新、国民
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案	3/5	3/5 衆17:00 参17:02	56	3/16	3/17	3/19、3/23、3/24、3/30	3/30	4/1	4/7	4/8	4/13、4/15、4/20	4/20	4/21	4/28	25	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	附帯決議（衆、参） 趣旨説明要求：立民、共産、維新、国民

[illegible]

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院					公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会			本 採 決 月 議 日	委 員 会			本 採 決 月 議 日						
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日		採 決 月 日	付 託 月 日	趣 旨 説 明		審 議 日	採 決 月 日				
民法の一部を改正する 法律案		(198) 6/3	(198) 衆 15	(198) 6/25 (199) 8/1 (200) 10/4 (201) 1/20 (203) 10/26 (204) 1/18												提出者：西村智奈美（衆・立）外 5 名 継続審査（第198回提出） <	

区 分 件 名	閣 議	国 会		衆 議 院					参 議 院				公 布 月 日	法 律 番 号	施 行 月 日	備 考
		提 出 月 日	番 号	委 員 会				本 採 決 月 議 日	委 員 会			本 採 決 月 議 日				
				付 託 月 日	提 案 理 由	審 議 日	採 決 月 日		付 託 月 日	趣 旨 説 明	審 議 日					
離婚の際の父母の間における養育費の定め の確保に関する施策の推 進に関する法律案		(204) 5/21	(204) 参 31													提出者：舟山康江（参・民）外 3 名 廃案 趣旨説明要求：自民、立憲、公明、 維新、共産
新型コロナウイルス感 染症に関連する差別の 解消の推進に関する法 律案		(204) 6/9	(204) 衆 36	(204) 6/15												提出者：階猛（衆・立）外 3 名 継続審査（第204回提出） 趣旨説明要求：共産、維新、国民
難民等の保護に関する 法律案		(204) 6/14	(204) 参 36													提出者：石橋通宏（参・立）外 5 名 廃案 趣旨説明要求：自民、立憲、公明、 維新
出入国管理及び難民認 定法及び日本国との平 和条約に基づき日本の 国籍を離脱した者等の 出入国管理に関する特 例法の一部を改正する 法律案		(204) 6/14	(204) 参 37													提出者：石橋通宏（参・立）外 5 名 廃案 趣旨説明要求：自民、立憲、公明、 維新

10 年 表

(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

月 日	事 項
1月14日	駐日オーストラリア大使が法務大臣を表敬訪問
3月 7日	京都 kongress に来場した各国の閣僚等が法務大臣を表敬訪問（ウガンダ法務・憲法問題担当大臣、イラク法務大臣、アゼルバイジャン法務大臣）
3月 8日	京都 kongress に来場した各国の閣僚等が法務大臣を表敬訪問（南スーダン司法・憲法担当大臣、ボスニア・ヘルツェゴビナ治安大臣、駐日ハイチ大使、ハンガリー外務貿易大臣、ザンビア内務大臣、アフガニスタン法務大臣、モルティブ内務大臣、アルメニア法務大臣、在ウィーンリビア大使）
4月13日	駐日米国臨時代理大使が法務大臣を表敬訪問
4月14日	駐日ウズベキスタン大使が法務大臣を表敬訪問
6月 7日	駐日英国大使が法務大臣を表敬訪問
7月21日	国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問
7月21日	法務大臣が英国大法官兼司法大臣とオンライン会談
7月29日	シンガポール第二法務大臣が法務大臣を表敬訪問 シンガポール法務省と協力覚書（MOC）交換
9月 1日	法務大臣が英国内務大臣とオンライン会談
10月 1日 ～ 7日	法の日週間
11月11日	駐日カンボジア大使が法務大臣を表敬訪問
11月29日	駐日ウズベキスタン大使が法務大臣を表敬訪問

法 務 年 鑑 令和 3 年 【 非 売 品 】

令和 4 年 12 月 発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

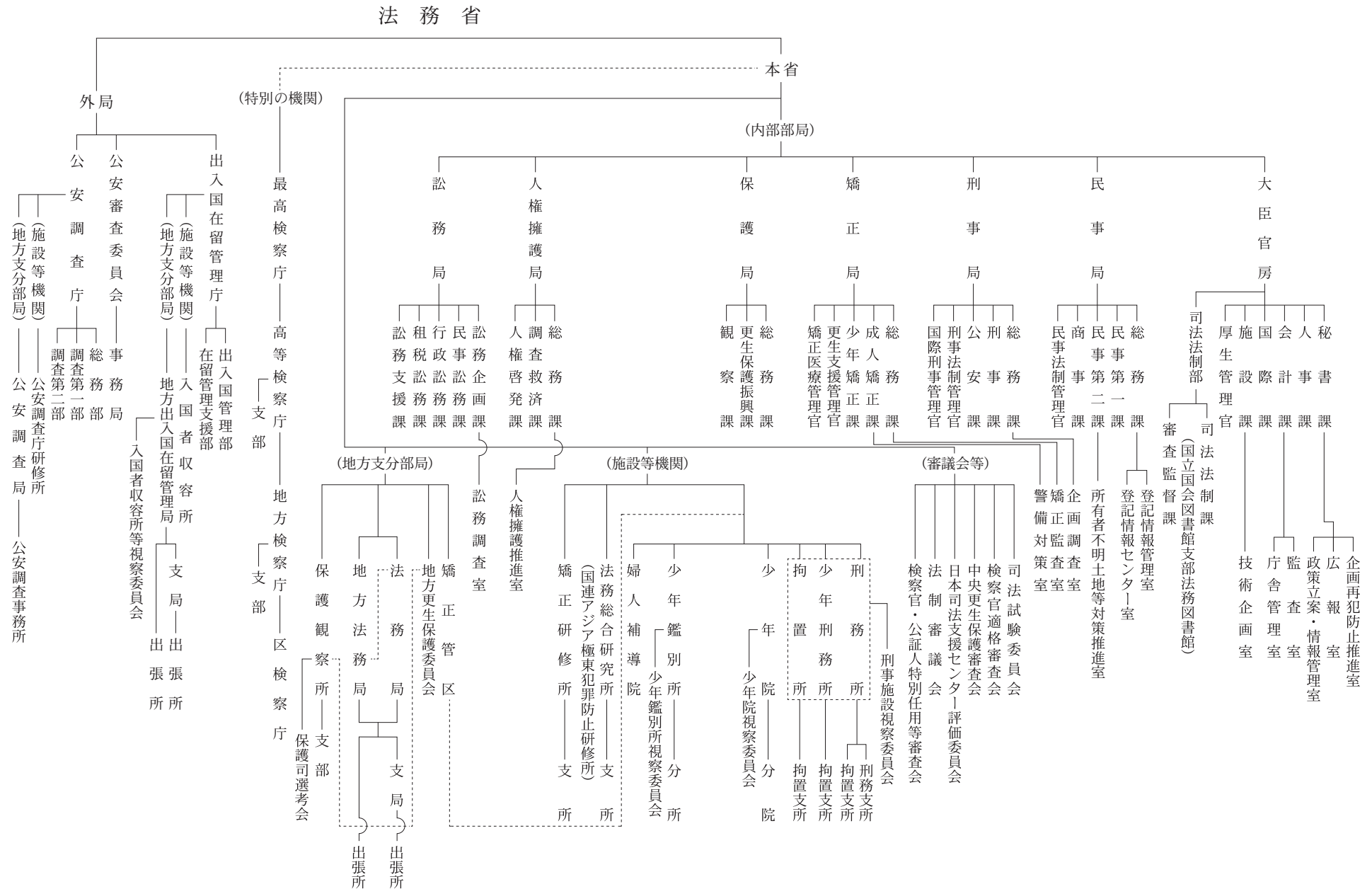
電話 03（3580）4111 内線 2366

<http://www.moj.go.jp/> （法務省ホームページ）

法 務 省 機 構 図

(令和3年1月1日現在)

〔備考 令和3年12月31日現在の機構図は、巻頭見返しを参照〕





この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。